

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成23年 3月 1日
至 平成23年 3月25日

佐 伯 市 議 会

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	3月1日
第2号	3月7日
第3号	3月8日
第4号	3月9日
第5号	3月10日
第6号	3月25日

平成23年第3回佐伯市議会定例会会議録目次

平成23年3月1日（火曜日）（第1号）

開会.....	16
1 日程第1 会期の決定.....	16
1 日程第2 委員会の中間報告（質疑）.....	17
1 地域産業調査特別委員長（江藤茂）の報告.....	17
1 日程第3 諸般の報告（地方自治法第125条の結果報告）.....	20
1 日程第4 公共工事入札事務の監査結果の報告（質疑）.....	21
1 代表監査委員（山口直宏）の報告.....	21
1 8番（佐藤元）の質疑（監査結果）.....	26
1 7番（河野豊）の質疑（監査結果）.....	33
1 3番（高司政文）の質疑（監査結果）.....	38
1 13番（日高嘉己）の質疑（監査結果）.....	45
1 25番（清家好文）の質疑（監査結果）.....	46
1 日程第5 議案の上程.....	51
1 上程議案等一覧表.....	51
1 日程第6 施政方針並びに提案理由の説明.....	53
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	53
1 日程第7 議案質疑.....	64
1 日程第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任.....	64
1 日程第9 議案の委員会付託.....	64
1 議案付託表.....	64
散会.....	65

平成23年3月7日（月曜日）（第2号）

開議.....	68
1 日程第1 委員長報告（質疑）.....	68
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	68
1 建設常任委員長（三浦涉）の報告.....	69
1 教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	71
1 経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告.....	72
1 日程第2 討論、採決.....	74
1 審議結果.....	74
1 日程第3 代表質問.....	75
1 新風会会派代表（清家儀太郎）の代表質問.....	75
1 平成会会派代表（日高嘉己）の代表質問.....	82
1 市民の会会派代表（江藤茂）の代表質問.....	91
1 民主党会派代表（井上清三）の代表質問.....	102

1	開政会会派代表（下川芳夫）の代表質問.....	109
1	公明党会派代表（浅利美知子）の代表質問.....	115
1	日程第4 議案質疑.....	127
1	日程第5 議案の委員会付託.....	127
1	議案付託表.....	128
	散会.....	129

平成23年3月8日（火曜日）（第3号）

	開議.....	132
1	日程第1 一般質問.....	132
1	3番（高司政文）の一般質問.....	132
1	10番（上田徹）の一般質問.....	146
1	9番（和久博至）の一般質問.....	154
1	2番（矢野精幸）の一般質問.....	168
1	1番（後藤幸吉）の一般質問.....	181
1	23番（兒玉輝彦）の一般質問.....	193
	散会.....	203

平成23年3月9日（水曜日）（第4号）

	開議.....	206
1	日程第1 一般質問.....	206
1	4番（清田哲也）の一般質問.....	206
1	30番（高橋香一郎）の一般質問.....	216
1	22番（井野上準）の一般質問.....	226
1	16番（三浦渉）の一般質問.....	235
1	7番（河野豊）の一般質問.....	243
1	15番（榊田穂積）の一般質問.....	255
	散会.....	263

平成23年3月10日（木曜日）（第5号）

	開議.....	266
1	日程第1 一般質問.....	266
1	8番（佐藤元）の一般質問.....	266
1	11番（御手洗秀光）の一般質問.....	278
1	日程第2 議案の上程（提案理由説明）.....	289
1	教育民生常任委員長（高司政文）の説明（委員会提出議案第8号）.....	289
1	追加上程議案一覧表.....	289
	散会.....	289

平成23年3月25日（金曜日）（第6号）

開議.....	292
1 日程第1 委員長報告（質疑）.....	292
1 予算特別委員長（江藤茂）の報告.....	293
1 27番（吉良栄三）の説明（議案第5号修正案）.....	296
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	297
1 建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	301
1 教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	303
1 経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告.....	305
1 日程第2 討論、採決.....	308
1 17番（井上清三）の賛成討論（議案第5号原案）.....	309
1 8番（佐藤元）の賛成討論（議案第5号修正案）.....	310
1 3番（高司政文）の賛成討論（議案第5号修正案）.....	311
1 7番（河野豊）の賛成討論（議案第5号修正案）.....	312
1 1番（後藤幸吉）の反対討論（議案第5号原案・修正案）.....	314
1 総務常任委員長（後藤幸吉）の説明（附帯決議案第2号）.....	316
1 追加上程議案等一覧表.....	317
1 審議結果.....	321
1 日程第3 議案質疑（委員会提出議案）.....	324
1 日程第4 討論、採決（委員会提出議案）.....	324
1 審議結果.....	324
1 日程第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	324
1 市長（西嶋泰義）の説明（議案第77号）.....	324
1 29番（下川芳夫）の説明（決議案第5号）.....	325
1 追加上程議案等一覧表.....	326
1 3番（高司政文）の質疑（議案第77号）.....	326
1 8番（佐藤元）の質疑（議案第77号）.....	331
1 審議結果.....	333
1 日程第6 会議録署名議員の指名.....	333
閉会.....	333

一般質問一覧表
(質問者順)

代表質問 平成23年3月7日(月)
一般質問 平成23年3月8日(火)・9日(水)
10日(木)

【代表質問】

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	<p>1. 我が国の政治の方向性と佐伯市の取組について</p> <p>ア. 税と社会保障の一体改革について</p> <p>イ. TPP(環太平洋経済連携協定)について</p> <p>ウ. 地域主権改革について</p> <p>2. 佐伯市発展のための戦略について</p> <p>ア. 佐伯市予算と財政の状況について</p> <p>イ. 高速道路無料化に伴う効果について</p> <p>ウ. 活性化に伴う投資について</p> <p>3. 企業誘致について</p> <p>ア. 企業誘致の条件について</p> <p>イ. 東九州メディカルバレー構想について</p> <p>ウ. 条例の制定について</p>	市 長	新風会 会派代表 清家儀太郎	75
2	<p>1. 市政運営について</p> <p>ア. わかりやすい市政実現の方策について</p> <p>イ. 事業用地の確保について</p> <p>ウ. 魚釣り観光について</p> <p>2. 第2期佐伯市行財政改革推進プランについて</p> <p>ア. プランの進捗状況について</p> <p>イ. プラン達成の見込みについて</p> <p>3. 地域産業の現状と振興策について</p> <p>ア. 一次・二次産業の生産額について</p> <p>イ. 各品目の県内での位置づけについて</p> <p>ウ. 有害鳥獣対策について</p> <p>エ. 問題点及び今後の振興策について</p>	市 長	平成会 会派代表 日高嘉己	82

【代表質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
3	1. 小規模集落の現状と将来について ア. 振興局管内の将来展望について イ. モデル地区の設定について ウ. 生活必需品の供給について エ. 移動販売について オ. 共助の考え方について	市長 塩月副市長 総務部長 企画商工観光部長	市民の会 会派代表 江藤 茂	91
4	1. 地域経済の活性化、雇用対策について ア. 公共工事について イ. 中心市街地活性化事業に係る地場企業への 経済効果について 2. 福祉政策について ア. 認知症対策について イ. 障がい者就業支援について	市長 福祉保健部長 総務部次長兼総務課長	民主党 会派代表 井上清三	102
5	1. 市政運営について ア. 財政運営について イ. 国、県工事の進捗状況について ウ. 観光について エ. 企業誘致について	市長 財務部長 建設部長	開政会 会派代表 下川芳夫	109

【代表質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
6	1．市長の政治姿勢について ア．2期目の2年間で振り返って イ．市民にわかりやすい市政の実現について 2．福祉・保健行政について ア．さいきっ子医療費助成事業について イ．子宮頸がん等ワクチン接種について ウ．高齢者対策について 3．教育行政について ア．いじめ、不登校について イ．学校の耐震化について 4．生活環境について ア．環境にやさしいクリーンなまちづくりについて イ．温暖化防止対策について 5．産業振興について ア．企業誘致について イ．食と観光のまちづくりについて	市 教 育 長	公明党 会派代表 浅利美知子	115
【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
1	1．大手前開発で予想される問題点について ア．土地区画整理事業について イ．再開発事業の権利床及び保留床について ウ．再開発事業の事業協力者について エ．事業の見直しに係る問題について 2．国民健康保険税の引き下げについて	企画商工観光部長 福祉保健部長 建設部長 大手前開発推進室長	高 司 政 文	132

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
2	1．佐伯市総合運動公園の整備について ア．利用状況について イ．施設の環境改善について 2．佐伯市の人権啓発について ア．取組状況について イ．今後の研修計画について	市 長 福 祉 保 健 部 長 教 育 次 長	上 田 徹	146
3	1．大手前開発の問題点について ア．西田病院の移転について イ．区画整理と再開発の両事業のあり方について ウ．中心市街地活性化基本計画の変更について エ．財政上の問題点について 2．学力向上対策について ア．市の対策について イ．小学生の英語教育の対応について ウ．市の小規模校併合重視について	教 育 長 企 画 商 工 観 光 部 長 建 設 部 長 都 市 計 画 課 長	和 久 博 至	154
4	1．大手前開発事業について ア．区画整理事業について イ．全体事業の現在の進捗状況について ウ．来訪者等を増やすための施設について エ．事業協力者について オ．財源について 2．歴史資料館について ア．外構等施設の内容について イ．建設に係る費用等について	財 務 部 長 建 設 部 長 教 育 次 長	矢 野 精 幸	168

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
5	1．中心市街地活性化基本計画について ア．市民への周知と議会への説明について イ．（仮）城下町観光交流館整備事業について ウ．歴史資料館整備事業について 2．大手前開発事業について ア．区画整理事業について イ．土地開発公社所有地について ウ．公共公益施設について エ．商業・住宅施設について オ．事業協力者について カ．特定業務代行について キ．消火設備について ク．西田病院の移転後について ケ．取付け道路について	市長 企画商工観光部長 建設部長 教育次長 消防長 大手前開発推進室長	後藤幸吉	181
6	1．地域活性化対策について ア．地域おこし協力隊の活動内容について イ．地域おこし協力隊の追加募集について ウ．地域おこし協力隊の選考理由について エ．今後の活性化計画について 2．自動体外式除細動器（AED）の設置について ア．設置計画について イ．取扱い講習について ウ．設置経費について 3．ごみ袋について ア．現状の分析について イ．九州管内各市の単価の状況について ウ．単価の見直しについて エ．エコセンター番匠の経営状況の周知について	総務部長 企画商工観光部長 市民生活部長 消防長	兒玉輝彦	193

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
7	1．企業誘致について ア．工場用地確保のための課題と現状について イ．工場用地の問題点と改善策について ウ．企業訪問について エ．人材育成について オ．観光企業の誘致について 2．トップアスリートとの交流による青少年の健全育成と観光、商業の活性化について ア．青少年の健全育成について イ．観光、商業の活性化について	市長 企画商工観光部長 教育次長	清田哲也	206
8	1．食と観光の振興策について ア．佐伯市観光の情勢及び課題について イ．(社)ツーリズムおおいたについて ウ．佐伯市観光協会法人化について エ．ご当地グルメの祭典「B-1グランプリ」の参加について 2．青年団の復活について	市長 塩月副市長 企画商工観光部長 教育次長	高橋香一郎	216
9	1．小中学生の学力向上について ア．「佐伯っ子放課後学びの教室」について イ．「佐伯市学力向上実践研究事業」について ウ．「小・中一貫教育」について エ．来年度の取組について 2．小中学生の運動能力について ア．運動能力の現状について イ．今後の対策と取組について	教 育 長	井野上 準	226
10	1．番匠川河口橋の早期実現化について	市長 総務部長 企画商工観光部長 建設部長	三浦 渉	235

【一般質問】

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
11	<p>1. 「出資による権利」と「株券」について</p> <p>ア. (株)大分県畜産公社について</p> <p>イ. 大分県デジタルネットワークセンター(株)について</p> <p>ウ. (株)かまえ町総合物産サービス、(株)うめについて</p> <p>エ. (株)ケーブルテレビ佐伯への出資金について</p> <p>オ. 出せん金について</p> <p>2. 市道拡幅に係る用地の買収金額算定について</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>財務部長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建設部長</p> <p>農林水産部長</p>	河野 豊	243
12	<p>1. 道路関係について</p> <p>ア. 県道37号線青山小学校付近の道路について</p> <p>イ. 清滝橋の調査結果について</p> <p>ウ. 旧漁協蒲江支店付近の道路整備について</p> <p>2. 通学バス運行計画(蒲江地域小学校統合)について</p> <p>3. 防災対策体制について</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>建設部長</p> <p>教育次長</p>	榊田 穂積	255
13	<p>1. ケーブルテレビ事業について</p> <p>ア. ケーブルテレビ事業に伴う不正請求について</p> <p>イ. (株)ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書について</p> <p>2. 公共工事入札事務の監査請求に関する決議について</p> <p>ア. 積算要領について</p> <p>イ. 平成22年度の入札について</p> <p>ウ. 平成20年度から22年度の最低制限価格を示す落札率について</p> <p>3. 最低制限価格適用の必要性について</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>財務部長</p>	佐藤 元	266

【一般質問】				
番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
14	1．空き家の老朽化に伴う廃屋の倒壊対策について ア．世帯数について イ．空き家数について ウ．廃屋について エ．倒壊の危険性がある廃屋について オ．今後の倒壊対策について 2．県・国に対する地区からの要望事項の扱いについて	市長 総務部長 企画商工観光部長 建設部長	御手洗秀光	278

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 3月1日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成23年3月1日（火曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	榭田穂積	16番	三浦涉
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	浅利美知子	20番	後藤勇人
21番	渡邊一晴	22番	井野上準
23番	兒玉輝彦	24番	宮脇保芳
25番	清家好文	26番	江藤茂
27番	吉良栄三	28番	芦刈紀生
29番	下川芳夫	30番	高橋香一郎

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋泰義	副 市 長	山本清一郎
副 市 長	塩月厚信	教 育 長	分藤高嗣
総 務 部 長	川原弘嗣	財 務 部 長	三原信行
企画商工観光部長	魚住慎治	市 民 生 活 部 長	染矢隆則
福祉保健部長	石田初喜	建 設 部 長	高瀬精市
上下水道部長	三又秀喜	農 林 水 産 部 長	高橋満弥
教 育 次 長	江藤幸一	消 防 長	歳納良晴
総務部次長兼上浦振興局長	川野好明	総務部次長兼弥生振興局長	笠村由喜
総務部次長兼本匠振興局長	高橋弥重郎	総務部次長兼宇目振興局長	小野富志夫
総務部次長兼直川振興局長	矢野幸正	総務部次長兼鶴見振興局長	内田昇二
総務部次長兼米水津振興局長	福泉慶一郎	総務部次長兼蒲江振興局長	清家保賀
代表監査委員	山口直宏	議 会 選 出 監 査 委 員	玉田茂
監 査 事 務 局 長	笠村直弘	監 査 事 務 局 長 補 佐 兼 係 長	渡邊トシ子

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第1号

平成23年3月1日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第1 会期の決定
- 第2 委員会の中間報告（質疑）
- 第3 諸般の報告（地方自治法第125条の結果報告）
- 第4 公共工事入札事務の監査結果の報告（質疑）
- 第5 議案の上程
- 第6 施政方針並びに提案理由の説明
- 第7 議案質疑
- 第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 第9 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 委員会の中間報告（質疑）
- 日程第3 諸般の報告（地方自治法第125条の結果報告）
- 日程第4 公共工事入札事務の監査結果の報告（質疑）
- 日程第5 議案の上程
- 日程第6 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第7 議案質疑
- 日程第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任
- 日程第9 議案の委員会付託

午前10時00分 開 会

議長（小野宗司） 皆さん、おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。ただいまから、平成23年第3回佐伯市議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から25日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

日程第2 委員会の中間報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として地域産業調査特別委員会に付託されました調査1件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

地域産業調査特別委員長、江藤茂君。

地域産業調査特別委員長（江藤茂） おはようございます。地域産業調査特別委員長の江藤茂でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第4号、地域産業に関する件につきましては、去る平成21年9月25日に本特別委員会が設置され、以降10回にわたって委員会を開催し調査しております。本日は、その経過の概要及び結果につきまして、簡潔に中間報告いたします。

まず、平成21年10月30日、同年11月13日、平成22年1月12日と都合3回の委員会にわたって調査項目の検討を行い、第一次産業に対する異業種の企業参入の件及び、水産業における新しい養殖技術への取り組みの件の2点を調査項目として決定いたしました。

昨年2月2日に開催した委員会では、各調査項目について、執行部から事業における現状の報告を求め、意見交換をしております。

4月27日は、上浦津井浦に設置されている大分県農林水産研究指導センター水産研究部及び大分県漁業公社を視察しております。

5月27日は委員会を開催し、執行部から女島地区において、企業参入により高糖度トマトの栽培に取り組む株式会社サニープレイスファームについてその状況報告を受け、引き続き、市内木立で高糖度トマト栽培に取り組んでいる先進事例である農業法人デバンの現地視察を実施しております。

6月4日の委員会では、さきに行った管内視察を実施しての意見交換をしております。この委員会の中で主に次のような意見が出されております。

佐伯市の農業振興担当、大分県の普及所、JA大分の営農指導班の3者の一体化の密な連携がなければ真の農業振興は図れない。これら関係機関の三位一体となった取り組みの充実を求める。そのためには、市がこれら関係機関の中核となり率先して取り組む必要がある。

西嶋市長は常々、第一次産業の発展なくして市政の発展なしと言われており、もっと第一次産業について真剣に考えていただき、しっかりとした取り組みをお願いしたい。さらに、市が主体となり第一次産業の指導者の育成、専門職員の配置をし、先端技術や情報提供に努めていくべきである。

市がしっかりしなくちゃいけない、要はトップの姿勢、トップが力を入れると言うかどうか、その情熱だ。熱意と予算を投入する。部長・課長に言うだけではなく、トップがそのやる気ある姿勢を見せれば、県の普及所も動く、生産者も動く、それをやらないといけないなどの意見が出されていることを申し上げます。

次に、9月2日の委員会では行政視察先の決定をし、10月6日から8日にかけて佐賀市、長崎市、下関市で行政視察を実施しております。

なお、本特別委員会の行政視察の実施に当たっては、執行部と情報を共有することにより、今後

の施策に有効に反映させることを目指して、農業振興課、水産課、さいきブランド流通課の担当職員にも同行をいただいております。

視察の内容としては、まず10月6日は、佐賀市にあります九州電力株式会社総合研究所生物資源研究センターを訪問し、同社が長年取り組んでいる農業電化や大学と連携しての新技术開発の取り組みについて。翌10月7日は、長崎魚市株式会社において、中国への鮮魚の輸出の取り組みについて。また、三菱重工グループの長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社が、農業特区を利用して農業に企業参入している圃場にて、取り組みの経過、経営の状況等を伺いました。翌10月8日は、下関市唐戸市場におきまして、水産市場の情勢及び公設地方卸売市場における観光との融合を図った振興について調査を行っております。

12月13日の委員会では、行政視察を実施しての意見を出し合い、議論を深めております。

今年1月28日には、上浦長田地区にあります中谷水産株式会社上浦事業所のマグロ養殖場、及び女島地区に設置が進められております株式会社サニープレイスファームの圃場を視察し、その後、委員会を開催し、執行部と意見交換をしております。この委員会での主な質疑の内容を申し上げます。

一委員から、株式会社サニープレイスファームは、佐伯ではこれまでに例のない大きな施設が単体の企業によってつくられている、この地域の施設園芸の起爆剤になると思うと意見が述べられ、執行部からは、大分部品と関連する企業や西日本畜産などが佐伯で農業分野への参入を検討し、相談がされている状況である。また、大分部品には工場横にあったテニスコートをつぶしてピニールハウスを2棟建設し、野菜の試験栽培に取り組むなど、企業としての構想を持ち、取り組んでいるとの報告がありました。

一委員から、異業種・異分野からの農業への企業参入が時代のトレンドとなっているが、これは不景気のため、その受け皿として農業分野に流れているのが全国的に多いと見受けられる。一つの起爆剤として、これを契機に佐伯の農業が活気を取り戻すということに本当につながるのか。本市は、中間地域に位置し、既存の農家のほとんどが零細、または小規模経営であり、大規模経営体が参入することにより地元農家の経営を脅かすことにはならないのか。企業参入には歓迎する面もあるが、一方でこれらのことも懸念され、本当に今後の佐伯市の農業のためになるのかとただしたのに対して、執行部から女島地区の地元農家の方からも、通常出荷する市場が決まっているのに、そこを荒らされたら死活問題になりかねないとの懸念が示されたが、参入する企業自体は、販路を関東・関西方面に設定しており、地元農家と競合することはない。また、このことについては、今後も市は指導という形の中で関与し注視していくとの答弁がなされました。

一委員から、雇用形態については正規職員が3名とパートが20名ということだが、市が全面的な支援をしている中、パートとしてではなく常用雇用という形態がとれないのかとただしたのに対し、執行部からは、生産量と販売額その他経費等を考慮し、この計画となっているとの答弁がございました。

一委員から、佐伯市の農業は、野菜・果樹・花卉などがあり、それぞれ戦略品目がある。農産物の振興に対しては、少量多品目と考えているのか、それとも大量少品目と考えているのかとただしたのに対し、執行部から、佐伯市で大量というイチゴ、ニラ、アスパラガス、これらのほとんどは大分市場から市外に出荷されており、また、生産量の3分の1程度しか農協の取り扱い量もない。米も生産量の1割程度しか農協で取り扱ってなく、約9割は自主流通米になっている。こうした中、認定農業者を初めとする生産者が、みずから販売に取り組むケースと、地域や農家

が企業と連携を図り、契約栽培をするケースも出てきている。佐伯の農産物については、すべて佐伯市内で消費するという気持ちでプロジェクトを予定しているとの答弁がありました。

一委員から、佐伯の生産物の地産地消の推進に当たっては、生産者の氏名・写真入りで、どういう手法でつくったということを表示するなど、付加価値をつけて売り込みを図り、ブランド化につなげてほしい。また、女島地区での異業種による企業参入は佐伯市としては第1号であり、市を挙げてでき得る限り応援を惜しまないで続けてほしい。このことは佐伯市の農業分野に限らず、企業誘致に対するイメージづくりにつながるものであるとの意見が出されました。これに対して執行部からは、今回この企業に企業誘致として携わった以上、未永く営農指導等しながら見守っていききたいとの答弁がありました。

一委員から、これまでの農業・漁業振興とも基盤整備・施設整備に予算の大部分が費やされてきた。これからは、生産物をいかに流通させ、消費者に届けるということに重点を置いた予算の組み立てをお願いするとの意見が出されました。

一委員から、こだわりを持って農水産物を生産する生産者が少なく、そういう思考を持った生産者の育成を推進し、これをブランドとして行政がかかわり、営業展開してほしいと意見を述べたのに対して、執行部からは、こだわりというより差別化と考えている。例としては、米水津の養殖ブリあるいは特別な手法の飼育をとり、量は少ないがブランドと考えている。蒲江のブリも同様である。フィレ工場もできるので米水津の水産加工組合とも連携をし、よりよい製品づくりを行い、地域内での6次産業化に取り組んでいきたいとの意見が述べられました。

次に執行部から、水産業における新しい養殖技術への取り組みに関連し、マグロ養殖についての報告を受けました。

一般的にマグロは、水温により成長や身質が変化すると言われており、現在始まっている上浦での養殖は、マグロ養殖の盛んな鹿児島県奄美と比べて異なる身質になると期待されている。現在の消費者ニーズは多岐にわたっており、身質についても顧客のさまざまな要望を満たすためには、それに合ったさまざまな身質のマグロを用意する必要がある、このため西日本各地にもマグロ養殖場の設置が進められている。佐伯湾では現在2漁場あり、日本水産のグループ会社である中谷水産株式会社が、平成20年10月に上浦漁場を設置、3,000尾収容の大型生けすを2基設置しており、今後20基まで増設する予定である。平成20年に養殖開始時に生けすに入れた1万尾は、ことし11月に重量35キログラムから40キログラムになったものを出荷する予定である。社員は12名おり、内10名は地元採用である。

また、長崎の松浦水産株式会社のグループ会社である有限会社松水が、鶴見大島沖に昨年11月に生けす7基を設置しており、計画では今後21基まで増設する。養殖ブリの飼育とあわせて社員は10名おり、今後マグロ対応で5名職員を増員する。

また、津久見市でも2社が養殖に取り組んでおり、臼杵・津久見の一本釣り漁業者が昨年3月にヨコワ会を立ち上げ、釣ったヨコワは津久見の養殖業者が受け入れをしている。ヨコワの種苗確保はマグロ養殖の一番の課題になっており、こうした中、鶴見大島にも一本釣りの漁業者がおり、今後ヨコワ会の結成を図っていく予定であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、佐伯湾の中でのマグロ養殖には期待している。ぜひとも地元である佐伯市内にも流通するよう体制づくりをお願いすると意見が出されたのに対し、執行部からは、業者とは地域内販売・地産地消について話し合いをしているが、グループ企業内での流通体制がある中、なかなか進まない状況であるが、今後も協議をしていくとの答弁がありました。

また、一委員から中谷水産は現在12名の職員だが、今後20基まで増設されたときには、かなりの新規雇用も発生すると思われ、雇用面についても期待していると意見が述べられ、これに対し、執行部からは、中谷水産の地元採用3名については、同社自身が太平洋セメントの退職者を優先して採用したという経過もあるとの補足説明がありました。

一委員からは、佐伯湾で実際マグロが育っているところを見学させていただき、本当にできたという実感で感動している、また業者には感謝していると感想があり、またマグロの市場価格の動向をただしたのに対して、執行部から96年当時は養殖物でもキロ7,000円したものが09年はキロ2,500円まで下落した。しかし、大量に稚魚を捕獲することが規制がされ、あわせて輸入物の減少により、国内価格は上昇すると見込まれており、このためマグロ養殖が盛んに取り組まれているなどの質疑・答弁を交わしたところであります。

以上がこれまでの取り組みの概要であります。

本特別委員会では、第一次産業は市のかなめの産業であると考えており、第一次産業における新しい取り組みを調査しております。また、市長も常々、第一次産業の発展なくして市政の発展なしと言われております。

報告の最後に、本特別委員会の総意として申し上げます。

市長には、市のトップに立つ者として、第一次産業への予算のさらなる充実を図り、その振興に力を傾注していくという強い姿勢を求めまして、以上、中間報告といたします。

他の委員の補足説明がありましたらお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、これより中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で中間報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 諸般の報告（地方自治法第125条の結果報告）

議長（小野宗司） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第125条の規定に基づく請願の処理の経過及び結果につきまして御報告いたします。

平成22年第2回佐伯市議会定例会において採択されました請願第4号、佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建てかえを求める請願につきましては、お手元に配付いたしております報告書のとおりでございます。

別紙

請願第4号「佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場施設棟の建替えを求める請願」

（平成22年6月25日採択）

（処理の経過）

佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場につきましては、平成22年3月に国の認定を受けた佐伯市中心市街地活性化基本計画においても、重点戦略の中で駅・港への集客促進のために活用することが記載されています。葛港市場の地域社会における役割については、従来から、本市と地方卸

売市場株式会社佐伯魚市場とで認識を共有できているものと考えております。しかし、建替えの具体化に当たっては、多額の財政負担を始め様々な課題があり、その解決策を見出せないまま推移してきたところです。

この度の請願を受け、佐伯市として建替えに向けた検討を進める方針を決定し、他の市場の視察や関係機関等との調整に着手しています。また、葛港市場建替え計画策定に係る調査研究等の支援を受けるため、財団法人中小企業総合研究機構の平成23年度調査・研究協力事業について、平成22年12月に同機構に対し、実施希望申込書の提出を行ったところです。

日程第4 公共工事入札事務の監査結果の報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第4、公共工事入札事務の監査結果の報告を議題といたします。
議会選出監査委員、玉田茂君は理事者席へお願いいたします。

（玉田茂議員理事席へ移動）

議長（小野宗司） 本件につきましては、平成22年第5回佐伯市議会定例会におきまして、地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し監査を求め、その結果を本年2月28日までに報告されるよう請求をし、2月23日に提出されております。

この際、監査結果の報告を求めます。

代表監査委員、山口直宏君。

代表監査委員（山口直宏） おはようございます。代表監査員の山口です。監査報告をさせていただきます。

議会の請求に基づく監査の結果について、平成22年12月24日付で請求のあった地方自治法第98条第2項の規定に基づく議会の請求監査について監査を実施したので、その結果を報告いたします。
監査結果

第1、監査の種類 地方自治法第98条第2項の規定に基づく議会の請求に係る監査。

第2、請求の趣旨 平成20年度以降に実施された要件設定型一般競争入札に係る入札事務について。

- （1）事前に公表されない最低制限価格と同額で落札されたケースの実態把握と、その原因分析。
- （2）入札事務にかかる関係書類及び電子データ等の管理方法ほか、事務手続の現状と問題点。
- （3）入札制度に関し、今後改善を必要とする事項。

監査請求の理由、平成22年度に実施された要件設定型一般競争入札12件中7件の入札について、事前に公表されない最低制限価格と同額での落札が相次いでおり、このことは積算の精度が向上したとはいえ、不自然さを覚えるものである。この入札制度については平成20年度から実施されているが、なぜこのような事態が生じているのか、その原因を究明し、あわせて入札事務手続の課程において、関係書類及び電子データ等は適正に管理されているのか、手続の公正性は確保されているのか、事務処理上の問題点及び改善事項について監査委員の監査を求めるものである。

第3、監査対象 平成20年度以降に実施された要件設定型一般競争入札に係る入札事務。

第4、監査期間 平成23年1月4日から23年2月22日まで。

第5、監査の方法 最低制限価格と同額で落札された工事に係る入札手続及び関係書類を分析・検討後、関係職員の事情聴取を行うとともに、電子入札システム及び関係職場の現地調査を行った。

第6、監査結果。

(1) 事前に公表されない最低制限価格、または調査基準価格と同額で落札されたケースの実態把握と、その原因分析。

ア、落札金額は最低制限価格等と同額であった工事、平成20年度以降に実施された要件設定型一般競争入札は3年間の合計で68件ありました。落札金額と最低制限価格等が同額になった落札は平成20年度の土木一式2件と、平成22年度の土木一式7件の合計9件でございました。一応これは下の表のとおりです。この9件の予定価格の担当課は、平成20年度は2件とも水産課、22年度は水産課1件、林業課3件、生活排水対策課2件、水道工務課1件となっております。

イ、原因分析。

土木工事の積算単価等について。

土木工事の積算単価は、一般的なものについては市販の建設物価等から、大分県限定のものについては大分県のホームページから入手可能となっており、市が見積もりを徴取したものについては、見積もり単価を公表しております。共通仮設費・現場管理費・一般管理費等の諸経費率の早見表も一般向けに販売されております。各建設業者は積算能力の向上に日々努力を重ねているところであるが、技術・能力ともに備えた業者は市販の土木積算ソフトの利用により、設計金額については市の設計金額と近似値あるいは同額を積算することは不可能ではないと考えます。

市の最低制限価格の算定方法は、平成20年7月1日付で現在の算定方式に変更後は固定化しており、業者の設計金額が仮に市の設計金額と同額となった場合は、最低制限価格等を類推することは可能であると考えられます。

本件工事における設計書の計数確認を行ったところ、2ページ表の一番上、平成20年度大浜漁協の工事においては、伸縮目地の設計単価1平米当たり1,750円のところを1万5,920円と誤記されておりました。結果として、予定価格は表で見ますと6,566万9,000円となっておりますが、誤記がなければ6,470万4,000円ということになります。同じように、最低制限価格は表では5,122万1,820円となっておりますが、誤記がなければ5,046万9,120円ということになります。

市は平成20年7月1日付で最低制限価格の算定方法を変更しており、変更後の算出方法は非公表となっております。変更直後の入札において、最低制限価格の近似値による落札が見受けられております。

業者自身が作成した設計金額が、市の積算価格と同額であり得たかについて、各業者提出の本件工事内訳書の検討を行いました。

まず、平成22年度の森林居住環境整備事業森林管理道船河内2号線開設工事ではD社とE社、特環蒲江処理区中村汚水工事ではD社とC社の入札金額が同額であったことから、抽せん落札業者が決定されております。この2社間の各工事内訳書の比較検討を行ってみました。さらに、22年度の林道土屋原線開設工事、森林管理道船河内2号線工事、同3号線工事は森林居住環境整備事業であり、予定価格も同額であることから、工事費、諸経費等についてC社、D社、E社の比較検討を行ってみました。その結果、各業者の設定金額が最低制限価格と同額であるということの確認は当然されておりますけど、市の設計金額と同額の積算をした後、なし得た後に最低制限価格と同額の本工事内訳書の作成がなされたという確証は得られませんでした。

ウ、関係職員の事情聴取。

本件工事の設計書、または予定価格調書の内容が把握可能な職員は市長、副市長、関係各部長、林業課、水産課、水道工務課、生活排水対策課、営業課、工事検査課、財政課、事業対象の振興

局の職員であり、関係職員に対する事情聴取の結果、情報漏えいの事実は確認されませんでした。なお、事情聴取による各関係職員の意見は次のようなものであります。

設計金額の積算について、積算単価等は公表されており、業者の積算金額が市の設計金額と近似値あるいは同額となることは可能であるという職員と、積算単価等は公表されているものの、閲覧用設計書は単価・歩掛等が空白となっており、単価は市場価格の変動を受け、適宜改定されていることから、近似値の積算は可能であるが、ゼロ円まで合わせることは非常に難しいのではというような職員の話もあり、職員間の意見の一致というは見られておりません。

関係職場からの情報漏えいについては、事情聴取に応じた全部の職員の方が情報漏えい、そういうことは自分の課等からしていることは絶対にありませんという強い口調で、ほとんど全員の方がそういうふうにおっしゃっておられます。

エ、以上の結果、建設業者の積算精度の向上から落札金額が最低制限価格と同額となったとは断定することはできませんでした。

(2) 入札事務に係る関係書類及び電子データ等の管理方法ほか、事務手続の現状と問題点。

ア、関係書類及び電子データ等について。

設計書について、これにつきましては各課とも本件工事の設計書は土木積算システムを利用して作成された後、起工伺に添付され、設計担当課から順次決裁手順を経て、市長までの決裁を了し、所管課で保管しておりますが、生活排水対策課は決裁後から落札者決定までの間は営業課、水道工務課については営業課が保管をしております。決裁手順は順送りとなされており、決裁にかかる期間は、平成22年度ではおおむね1週間から10日前後となっております。立案から開札までの期間は、短いものでは36日、最も長いものでは平成22年度特環蒲江新町汚水工事の総合評価方式で行ったものが66日となっております。

土木積算システムの利用について、土木積算システムについては、林業課は個人専用パスワードを使用しておりますが、システム内の閲覧は技術者全員ができるようになっております。水産課は技術職員用の共通パスワードとなっておりますので、平成22年6月から個人が入力したデータについてはシステム内に保存しないようにしております。生活排水対策課は個人専用パスワードを使用している者と、技術職員用の共通パスワードを使用している者がおります。水道工務課は個人専用パスワードを使用しております。

土木積算システムを利用して作成された設計書の内容は、水道課は土木積算システムに保管せず、設計者本人だけが使用管理する体制となっておりますが、それ以外の課につきましては、土木積算システム内に保管し、技術職員全員で共有管理する体制となっております。

予定価格調書について、予定価格及び最低制限価格等は起工伺の決裁終了後、競争入札執行依頼書作成までの間に事務担当者が算定しております。担当係長及び課長から金額を確認した後に、市長または担当副市長が予定価格調書に直接記入しています。事務担当者は課長とともに市長室または担当副市長室で金額及び押印を確認後、担当課に持ち帰り封印しております。市長印につきましては、秘書課長が市長のサインを確認した後に押印をしております。予定価格及び最低制限価格等の算定基礎データは、予定価格調書作成後、廃棄処分することになっております。予定価格調書作成から開札までの期間は31日から44日となっております。

事務担当者は予定価格調書作成の同日、または翌日中に設計金額を記入した競争入札執行依頼書に予定価格調書を作成して、工事検査課に提出しております。予定価格調書は開札時まで工事検査課が保管しております。

工事検査課は指名委員会の結果を受け、入札起工伺を作成し、その決裁完了直後の月曜日に入札システムにより公告をしております。公告期間は建設業法施行令第6条により、500万以上5,000万未満の工事は10日以上、5,000万以上の工事は15日以上となっております。

電子入札締め切り後、工事検査課が開札直前に予定価格調書を開封し、入札システムに最低制限価格等を入力しております。開札日は事後審査型については入札書締め切りの翌日、総合評価方式については技術審査終了後となっております。

イ、管理方法ほか、事務手続の現状と問題点。

設計書について、設計書を添付した起工伺の回覧決裁は順送りでなされておりますが、事務の効率上からはやむを得ないと考えます。平成22年度の起工伺の回覧対象者は最少19人、最多31人となっております。対象者数は合議対象課の数により増減いたしますが、設計担当係では水道工務課を除き、ほとんどの場合、全係員に回覧しております。設計情報の共有は入札事務終了後は可能でありますので、起工伺における回覧対象者は最小限にすべきであると思えます。

回覧決裁期間についてはおおむね1週間から10日前後となっておりますが、平成22年度特環蒲江処理区中村汚水工事は起工伺の回覧決裁期間が19日となっており、平均的な決裁期間の2倍の日数を要しております。回覧決裁期間は合議対象課の数及び回覧時期により左右することが考えられますが、時間がかかり過ぎていると思われまます。

起工伺の回覧決裁時及び決裁完了後の保管については、施錠が可能な書庫に保管されていないケースも見受けられましたが、部外者の立ち入りについては常に注意を払っており、保管状況を原因とする部外者への情報漏えいは不可能であると考えます。

土木積算システムのパスワードは個人専用、または技術職員共有の相違はあるものの、適性に管理しており、土木積算システム自体からの部外者への情報漏えいは不可能と考えます。

予定価格調書について。

林業課及び水産課は予定価格及び最低制限価格の確認を担当係長及び課長が行っておらず、調書作成事務についても担当者1人で行ってまいりました。さらに予定価格及び最低制限価格の積算基礎データの廃棄も適正になされておりました。予定価格及び最低制限価格の積算の確認及び封印等の調書作成事務補助は担当課長立ち会いのもとで行うべきであると思えます。

予定価格調書の作成時期については、平成18年4月19日付財務部長通知によりまして、予定価格を事前に公表しない場合の予定価格調書の作成時期は従前の取り扱いによることができるものとする。これは決裁完了から入札執行までの間というふうになっております。

予定価格を公表しない、一般競争入札における予定価格調書の作成を開札の1カ月以上前となる起工伺の決裁完了直後に行っております。総合評価方式による平成22年度特環蒲江処理区新町汚水工事は、開札の44日前に作成しております。競争入札執行依頼書に添付して工事検査課に添付された予定価格調書は、工事検査課において適正に保管されておりますが、情報漏えいの可能性を最小限にするためには作成時期の見直しが必要であると考えます。

(3) 入札制度に関し、今後改善を必要とする事項。ア、入札に係る関係書類等の保管管理及び決裁回覧等の問題について。

土木積算システム及び関係書類等の保管管理及び回覧決裁時間の問題については、財務部工事検査課が状況を調査後、平成22年12月27日付財務部長通知、入札に係る関係書類の保管等機密情報管理の徹底についてをもって、関係各課長に対し具体的に措置すべきことを指示しております。関係各課は保管・管理方法の改善、回覧決裁対象者の見直し等を早急に実施していただきたいと

思います。

イ、最低制限価格の算定について。

最低制限価格は予定価格に対するパーセンテージが整数となっているため、最低制限価格の推察が容易になっていることから、小数点をつけるなど算定方法の変更が必要と考えます。さらに業者間の公正な競争を促進するために算定方法の公表についても検討が必要と考えます。

ウ、予定価格調書の作成について。

予定価格調書作成の事務補助は各工事の事務担当者が行っているところであるが、担当課長及び係長による予定価格調書作成時の確認、算定基礎数値の廃棄等が適切になされていない事例が見受けられました。予定価格調書作成事務の重要性を再認識し、予定価格及び最低制限価格等の情報を厳格に管理できるよう、予定価格調書作成事務手続の見直し及び事務補助職員の集約が必要と考えます。

予定価格調書の作成時期について。

情報漏えい防止のため、現在、決裁直後に行っている予定価格及び最低制限価格等の算定時期を先送りし、予定価格調書は入札書提出期限以降、開札前に作成すべきと考えます。国土交通省は20年6月26日付で「当面の入札関係不祥事の再発防止について」として、予定価格の作成時期の後ろ倒し、すなわち予定価格の実質的な徹底をできる限り入札日直前とする取り組みを行っております。最低制限価格等の算定を応札業者が入札価格を決めた後に行うことにより、情報漏えいの危険をできる限り排除できると思います。

エ、公正入札調査委員会及び入札監視委員会について。

当市の公正入札調査委員会は、設置目的が入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うことにより入札の適正化を図るとなっているため、情報談合があった場合の対応のみ審議の対象としております。

公正入札調査委員会が適切に機能するためには、設置目的の見直しと迅速かつ適正な審議を行うための運営マニュアルの作成が必要であると思います。委員会は談合情報の有無にかかわらず、定期的を開催し、公正な入札が行われているかを検証すべきであると思います。なお、本件工事の入札に係る情報収集及び内容の審議は早急に行うべきであると思います。

また、公正入札調査委員会は市の職員で構成されており、内部調査には限界があることから、入札及び契約について中立公正な立場で客観的に審議を行う第三者機関である入札監視委員会等の設置も場合によりましては検討すべきと考えます。

オ、その他。

設計書の閲覧者名簿が連記方式のため、記名をしないで閲覧する者がおり、閲覧者の把握ができないので、申請方式等により閲覧者の把握ができるように改善すべきであると思います。また、入札参加者同士が面談機会の減少を図るため、電子閲覧制度の導入の検討も必要であろうかと思えます。

最低制限価格の決定は、開札直前に最低制限価格にランダム係数を掛けた金額を用いる、あるいは複数以上の価格を用意して抽出した価格を採用する等の方法を検討する必要もあろうかと思えます。

総括

本件監査請求の理由となった、事前に公表されない最低制限価格と同額での落札に対する不自然さを払拭できない監査結果となっております。

しかしながら、職員へのヒアリング、関係職場への現地調査を行った結果、改善すべき点は散見されましたが、各担当職場における事務手続上からの情報漏えいの可能性というのは極めて低いと推測されました。

今後も職員のコンプライアンス意識の向上と情報管理を徹底した上で、入札契約事務における透明性・公平性の向上に努力するとともに、業者間の公正な競争が促進される制度改革に向け検討を重ねることが必要であろうと思います。

最後に、監査過程において、落札金額は最低制限価格と同額ではないものの、近似値による落札が多数見受けられましたので、公正入札調査委員会等の徹底した調査による原因究明を切望するものであります。

以上、監査報告とさせていただきます。

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

監査報告に対する質疑につきましては、監査委員の的確な答弁を求める観点から、議案質疑の要領に準じ、あらかじめ通告書の提出をお願いしておりましたので、順次発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） こんにちは、8番議員の佐藤元であります。議案質疑通告書に基づいて、監査委員の方に質問をいたします。

要領がわからないと思いますので、議案の請求に基づく監査の結果についての報告書の2ページ、3ページ、第6、監査結果、（1）イの原因分析、随時質問をしていきたいと思います。また、後ほど3、4ページ等がございますが、随時通告書のとおり質問をいたしますので、よろしくお伺いをいたします。

まず、平成20年7月1日付で、現代の算式に変更後、長期にわたり固定化しており、中略いたしますが、最低制限価格等を類推することは可能であるとあり、平成20年度で算定方法変更後の算定方法は非公表となっている。変更直後の入札において最低制限価格の近似値による落札が見受けられたとありますが、入札結果を見ると、確かに平成20年7月2日入札、元猿漁港港整備交付金岸壁・護岸工事は78%を78.01%、平成20年9月10日入札、港整備交付金事業間越漁港整備（その2）工事は82%を82.12%、また平成20年11月28日、霞ヶ浦漁港（笹良目地区）海岸保全施設整備（その2）工事においては82%の最低制限価格同額で落札をしております。4では、各業者提出の工事内訳書で検討を行っているようでありますが、平成22年度の最低制限価格同額落札業者をターゲットとしており、前項3での近似値で落札した業者については調査をしていないのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） お答えします。

近似値の分については調査をしておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 近似値については調査をしていないということではありますが、間越漁港整備工事について、20年度の5月、これは77%を70.03%、それから20年9月になりますと、82%を82.12%で落札をしております。ここでお伺いいたしますが、この最低落札価格のパーセントについては事前に公表しておりませんが、なぜ20年度の5月が77%であって、9月には82%でやっている。これは近似値まで、なぜこの業者はわかったのでしょうか、お調べいただきましたか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応今回の監査というのは、地方自治法98条2項の規定に基づく、基本的には事務処理上の問題に対する監査でございます。したがって、事務処理上の調査を基本的にいたしておりますけど、請求の理由の中に、積算精度が向上したとはいえ、不自然さを覚えるということで請求されておりますので、一応その部分を同額の部分については、この不自然さを覚えるのか、それとも解消されるのかということで、同額のものについては調査確認しておりますけど、本来的には事務処理上の手続面のチェックということですので、そういう調査はしていません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） と申しますのはですね、今は2ページと3ページ、3ページの の大浜漁港漁村再生交付金漁港施設工事、この設計単価を誤記していたにもかかわらず、78%の最低制限価格同額の金額で落札をしております。この第6監査結果について述べてある工事について、最低制限価格及び近似値で落札できたのは、どのようにして最低制限価格のパーセントが算出されたのかが明記されていない。なお、本工事の工事内訳書の検討を行われたのでありましようか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 最低制限価格につきましては、きょうの監査報告のところでも説明しておりますけど、一応数値自体は非公表というふうになっておりますので、私どももその正式な数値というのは把握していません。

それと、どうしてこの最低制限価格を出されたのかということは、あくまでも業者の出された工事見積もり価格がそうになっているということでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 監査の先生方がお調べになって、よくおわかりいただけだと思いますが、20年度、21年度はごくわずかな同一業者ばかりだと、この中ではっきりわかるんですが、なぜその同一業者のみが、非公表になった途端の20年度から21年度、パーセント的には78%から82%にまで21年度にはずっとおりますが、それだけのパーセントが動くものをなぜ、じゃあわかるんでしょうか。近似値に落ちるのはわかりますが、その4%の差がなぜ上がったのかということが、なぜ推測、類測をされたんでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 4%に上がったというのは、済みません、ちょっと今わかりづらかったんです。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） じゃ、私の方からよろしいですか。霞ヶ浦漁港、20年度78%でありました。20年度の11月は82%でありました。21年の2月、同じく82%でありました。21年度の11月には83%に上がっております。それから、大浜漁港漁村再生交付金事業であります。20年度は6月に78%で満額落札しております、プラマイゼロで。ところが、21年度の12月には82%です。4%の格差があります。こうして拾っていきますと、どんどんどんどん拾えるんですが、重立ったところがそういうふうなことでありますが、お調べになったらこれがわかったと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応今回の監査では、同額落札の分につきまして不自然さをめぐえるかどうかということでございますので、これについては工事内容の内訳を検討して、本当に

そういう数字が出るものかという観点から監査をしております。したがって、それ以外のものについては、現時点で監査のほうではやっておりません。また、そこまで監査のほうにはなじむのかどうか、ちょっとコメント控えさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 22年度については不自然さを覚える。ですが、20年度、21年度について、これだけの78から82%までの開きがある。これが近似値もしくはプラマイゼロで落札された。このことについては不自然は覚えなかったでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応今申し上げましたように、監査のほうでは、基本的には同額落札の分についてチェックをさせていただいております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、3ページの においてであります。平成20年、21年と2年間の実績、そしてその2年間で落札した業者の落札額をもとに計算をすれば予定価格の算出も可能であると思われるし、継続的な工事であれば、最低制限価格を示す落札率も同じパーセントもしくは近い値のパーセントであると考えられるため、受注業者の積算精度の向上で、同額落札は可能であると考えられます。よって、平成22年度の最低制限価格同額落札者3社の工事内訳書を比較して検討を行い、予定価格の工事内訳書が確認できているのでありますなら、最低制限価格と同額の本工事内訳書の作成がされたという確認が得られなかったと、このように明記されておりますが、確証が得られなくとも、最低制限価格同額落札は可能であると言えるのではないのですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応、最低制限価格と落札価格、これは同額でございましたけど、この中身、工事内訳書、市の設計金額のそれに係る内訳書、その数字が合っておれば、それはそれをもとに積算したので、その積算をもとに出されたものだということを申し上げることができるんですけど、私どもでそこを調査したところ、そういう本来共通すべき、合うべき数字が合っておりませんでしたので、その部分について確証は得られなかったということにしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私が先ほどからお尋ね、お聞きしておりますのは、公表していない最低制限価格のパーセント、これがこれだけ2年間動いているのにも関わらず、なぜその近似値もしくはそのとおりに初年度から当たっている。これが不思議に思わなくて、なぜ22年度だけ不思議に思うのかと、この議案書でうたっておりますが、これが22年度もしくは23年度になりますと、20年度、21年度のだんだんと上がってきた経過を見ながら、もちろん予定価格に達するものは皆さん積算ができるわけですから、この最低制限価格のパーセントがわからないから、普通の皆さん方は落札をしないわけですから、そうでしょう。だから20年、21年度はほとんど同一業者、近似値においても同一業者、グループをつくっているグループ社、これだけが落札をしておると、この結果は調査をした結果で見えてきておると思います。

それで、平成20年からの調査でありましたら、平成22年の9月17日入札の特環蒲江処理区新町汚水幹線築造工事、これはなぜ78%、最低制限価格が落ちたのでしょうか。これはですね、平成21年から発注をされております。22年まで5件発注をされております。21年3月18日に79%で発注されたものをわからずに82%の方が一番下で落札をしております。大体その年の21年9月、2件出しましたが、79%を79.58、もう1社は79%を79.18で落札をしております。このように2年間、3

月でありますので、これは年度を越してであります、3年を要すると思いますが、今度22年度9月17日に行われたものについては78%で限定されております、最低落札率が、79、79、79と来て78で、もう1件は79%です。だからこのパーセンテージがなぜわかったのかと、類似値に合わせたわけじゃないんです。そこを落札した同じ業者は、その前年度の21年は79%で計算をしております。それが22年度、なぜ78%、この1件だけ、78%に下がっております。そして、もう1件については79%です。これはプライマイゼロで取ったのがおかしいということでもありますけれども、子供も生まれてから3歳たてば、歩くように能力があるんですね。ハイハイをして歩くようになります。業者も20年度から非公開のままでも、努力をし、前年度、前年度の資料をもとに勉強をすれば、おのずと最低制限価格のパーセント程度はわからずとも、予定価格には近似値もしくはばりの中をすと思えます。なぜなら、継続工事でありますと、ほとんどが同じ単価、同じ経費、そのもので設計されておりますので、そのようになっていくと思われま。ですが、発注される発注側がこのように最低制限価格のパーセントを変えた場合、これを知り得ない業者は前年度行われたものを、そのものについて考えながらやっていかなければいけない。新しくなることをなぜ知り得たのかと、そこをお伺いします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 私どもは事務処理上の監査を中心しておりますので、業者の調査とかはしておりません。したがって、どうしてそういう数字を業者の方が出したかということについては、私どもの調査でなくて、一応この監査報告に基づいて、執行部あるいは議会の皆様方が判断していただく事項だと思っておりますので、ことらのほうでそういう回答・コメントはできないと思われま。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは引き続いて、4ページ5ページの（2）であります。入札事務に係る関係書類及び電子データ等の管理方法他、事務手続の現状と問題点、 予定価格調書について。によれば予定価格及び最低制限価格等を把握できるのは担当係長、課長、市長、または担当副市長となるが、これに間違いございませんか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） まず予定価格につきましては、この監査報告の13、14ページに決裁書類の流れということで、決裁処理手順が載っておりますが、ここの立案からずっと回覧をしておりますので、ここに該当する方が一応把握可能だと思います。

ただ、最低制限価格につきましては、一応、事務担当者として、それからその係長、課長、そしてここの表の二つ目ですかね、最低制限価格算定と書いたところに書かれている市長とか副市長という方に最低制限価格については絞られると思われま。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、第6監査結果（1）ウ、関係職員の事情聴取 について。後戻って大変済みません。事情聴取に応じた全部の職員とあるが、市長と担当副市長、当然含まれておると考えておりますが、事情聴取に応じていない職員はおられますか。市長、副市長も事情聴取に応じられておりますか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 全員の方に事情聴取に応じていただいております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 再度お聞きします。市長、副市長にも調査をいたしておりますか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） もちろん、市長、副市長にも事情聴取に応じていただいております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この中でですね、情報漏えいの実事が確認されなかったということではありますが、漏えいしていると仮定すれば、漏えいしているところは、この中にうたっております4名の方、係長が課長と一緒に持って行く。市長と副市長がそれに記入すると、何を記入するのかわかりませんが書いてありますが、そうなるこの4名、四役ということになりますかどうでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応今度、事務処理手続の監査は実施しておりますけど、そういう情報漏えい等々につきましては、今回の私どもが判断する立場にないのでコメントはできません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この監査はそこまでであろうかと思いますが、この監査結果の中にありますとおり、この監査でおかしいと思われたところは監査委員として当局、司直に報告するというお考えはありませんか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応、この監査結果についてはもちろん当局に報告いたします。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） もう皆さんお忘れでしょうけど、私が議員になった6月の初めての一般質問で、ここに平成20年度霞ヶ浦漁港笹良目地区海岸保全施設整備（その2）工事の入札金額決定までのいきさつということで、業者の方が私に告発状をいただいております。これは既に司直の手にわたっておりますが、これを全部読み上げてよろしいですか。社名が入ってよろしいですか。

議長（小野宗司） 社名は控えてください。

8番（佐藤元） はい。

当会社は、入札執行前まで2名の見積もり担当者により、当該工事の積算業務を実施した。その結果、2名の見積もり担当者による当該工事の積算結果は一致しなかった。数日後、私、会社の社長さんであります。某会社社員とあるお店で会食し、その際、会社社員に当該工事の積算の結果の内容について話をしました。ところがその会社の社員は、その社長さんのおる目の前で、携帯電話にて、何々会社であります、その取締役役で電話をかけ、当該工事の積算の内容について打ち合わせを行い、携帯電話で会話終了後、どれほどだと私に教えていただきました。その後、入札執行まで1名の見積もり担当者に再度、当該工事の積算業務を実施させ、その積算結果に最低制限価格率と推測させる割合を乗じて、入札をいたしましたというのが、ここにあります平成20年11月28日、霞ヶ浦漁港笹良目地区海岸保全施設整備（その2）工事82%、前回までは78%でありましたが、82%のブラマイゼロで落札をしたという経過であります。これを司直のほうにもう報告し、この告発文も送っておりますが、その後動きがありませんが、今後もこの経過をぜひとも司直のほうに報告をしていただきたいと思います。そうすることによって、この決議案を出されました、皆さん方が要求をしております積算の精度が向上したとはいえ、不自然さを覚えるものであるということが20年度から不自然さが始まっているということの結果がわかっていくかと思っております。いか

がでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） ちょっと大変申しわけございません。先ほどのあれで、私ちょっと市長のほうにて聞き取り間違いして、司直のほうには、これ事態は報告はいたしません。監査委員のほうから司直のほうにそういうことはいたしませんので。大変申し上げありません、先ほど質問をちょっと聞き取り違いしておりました。そういうことです。

8番（佐藤元） こういうことが起こったという事実を告発して、事実はプライゼロで通っておるわけですから、だからもう漏えいということが明らかにね。

じゃあ、私がもう1回話す。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 現段階まで話を進めてみますと、この予定価格の漏えいはなかったと思います。ですが、予定価格に近似値で最低制限価格になっているということは、最低制限価格もしくは最低制限価格率を漏えいしているのではないかと、また漏えいしたということは明々白々であろうかと思えます。絶対にわかってはいけないことが20年から始まったわけですね。そして、20年から始まって21年と同じ最低制限価格率で行われたものなら探っていけばわかるでしょう。ですが、21年までに少なくとも1%、2%、3%、4%の上がり下がりをしておると、これがなぜ限定された業者のみにわかったのか。22年はわかって当然なんですね、21年、22年の最低落札率を勉強し、それまでに落札した金額、そして予定価格が出ますので、それで勉強していくと。それで、きょうここに持ってきたんですけどね、これが市からいただける積算書であります。これに伴ってですね、昔は積算本があったんですが、今はソフト、ソフト一個はこの土木の部類について200万、300万しますね、市販されている。だから必然的に、この佐伯市が積算する近似値になるわけですね。それを2年間勉強すれば、どの部分が間違っているか、どの部分で追いつけるかというのがわかるんですね。だから22年度には全く同じのができてきてもおかしくないんですよ。だけど、21年、20年、その前になぜわかったのか、20年の1年だけで21年に出るといのはまだわかっていない。そして、その21年に出て、1年に2回、3回出たやつが何回もパーセントが変わっていくと。その結果、22年度にはそういうことを入れてみると、パーセントが最低制限率が動いてなかった、そこに合致したと。ですが、蒲江の特環にしてみると、5回行われた中の3回までは79%できたのが、なぜ78%に1%下がったか、それもその業者がなぜわかったか、これは漏えい以外に何物でもないと。今は予定価格や最低制限価格なんかは自分たちでできるんですよ、この最低制限価格の率、これさえわかったら皆計算ができるんですよ。そう思いますが、この表とかこういうものを調べて、そのことにお気づきありませんでしたか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応、業者の方の工事内訳書と市の設計書をチェックさせていただいて、その結果として予定価格が業者の方が市と同じような算定ではじき出されているということであれば、今議員おっしゃるように、まず予定価格を議員の方が正確に把握して、その分析の結果、最低制限価格をはじくということになれば、22年度、精度が上がったということでも不自然さは起きないと思うんですけど、一応、私どもでチェックさせていただいた範囲内においては、そのもとになる工事内訳書、例えば直接工事費とか共通仮設費とか、そういう部分は本来であれば合致あるいは近い数字になるべきだと思いますけど、そこ辺での合致とか、そういう共通点が見られなかったので、一応積算能力の向上イコール落札価格との合致というふうにはでき

ないということで結ばせていただいております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、予定価格落札価格までいくまでに積算が正規のものがなされてなかったと、それになおかつ最低制限価格でプラマイゼロで当たったということは、これは監査の先生方は漏えいがあったということを確認しておるということによろしいんですか。積算がうまくいっていないのにはですよ、なぜけつだけ合うのか、未だけ合うのか、それを。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 私どももそのところがわからないんで、最後のほうにも不自然さを払拭できないということで、一応そこ辺の事実関係につきましては末尾にも結んでおりますけど、末尾とその前に、本件工事については8ページの工に書いておりますけど、例えば、これはどこするのが適切か、今の私もあれですけど、公正入札調査委員会等でそういうものが妥当なのかどうかという判断をしていただくべきであって、監査委員のほうで状況判断で情報漏えいがあるとかないとかいう断定まではできませんので、そこはこの監査結果を見てやっていただく話になろうかと思えます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、4ページ、5ページの の工で、断定できないということでありまして、以上の結果ですね、建設業者の積算精度の向上から落札金額が最低制限価格と同額となったとは断定することはできない。このように書いておりますが、3ページの にて、各業者の設計金額が最低制限価格と同額であることの確認はなされている。このように書いておりますが、この断定できないという文言と3ページの にはそのように書かれておりますが、この差は何でしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 3ページの業者の設計金額は最低制限価格と同額であるということの確認というのは、当然、市の最低制限価格とこれは同額で落とされている事案ですので、業者の方の入札金額は同額であると、そしてまた業者の方の内訳書の縦計等も一応、業者の方が出されてる縦計の数値にも間違いがなかったという意味で同額の確認はなされました。ただし、これが次の4ページの最低制限価格と同額となったとは断定することはできない。これについては先ほど申し上げましたように、建設業者の方々が出されている工事内訳書の中身、市の設計金額の同じ箇所の中身、直接工事費とか共通仮設費とかそういう部分で共通するものがございまして、そこが共通してない限り、仮に最後の数字が合ってもそれが積算精度、要は予定価格をはじき出した上で出しているということとは言えないというふうに判断しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、業者が積算した価格と発注者が積算した価格が工種ごとに、または経費とか、皆ぴっちり合わなかったから、業者が聞いたであろうと、これは漏えいがあったということを御指摘をされておりますか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） その事実関係は私どものほうではわかりませんので、一応この監査報告の範囲内の指摘しかすることはできません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） そうなりますとですね、この決議案を提出された皆さん方に大変失礼になる

のではないかなと私は考えるところであります。ちゃんと、この指摘された業者は数社です。その見積書、積算書があると思います。それをとって、じゃあどの部分で違って、どの部分でやったのか、どうしてこういう金額になったのかということまで監査すべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 基本的には一番最初に申しましたように、監査の種類としては地方自治法98条2項の監査ということで、あくまでも事務処理面の監査、これが主眼になるというふうに解釈しておりますので、ただここの監査請求理由で不自然さを覚えるという部分、ここをできるだけ説明するためにということで、現実的には同額入札の分について出された書類からチェックはさせていただいておりますけど、業者に対する調査とかそういうものは、先ほど言いましたように一切いたしておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、この決議案に書いておりますように、積算の精度が向上したとはいえ、不自然さを覚えるものである。これは業者に対して非常な悪態をつくとか、疑いを持つとか、非常なインパクトだと思います。これは私は何社かの業者に対しての非常に無礼な言葉であろうかと思えます。これを明確にどういう不自然さか、不自然さというのは聞いたんじゃないんかと、漏えいがあったんじゃないかということであろうかと思えますので、この不自然さを覚えられないような調査をこの後行っていただきたい、このように切望するところであります。どうか監査の方々も大変でありましょけれども、こういうふうな決議案が出されました以上、これが払拭されるまで、この何社かの会社に対してもそれは致命的なもんだと思えます。全く当たらないときは断って、当たり出したら不自然さを覚えると。19年度から18年度には、なぜ予定価格の近くで取るのか、そしたら最低制限価格をつかって、なぜ最低制限価格でとらなければいけないのかという問題にもなるかと思えます。この業者の立場に立って考えたときに、予定価格なるものがちゃんとあるはずですよ。それで落札すれば皆業者も潤ってくるんですよ。ただ、この中に教えたとか教えないとか、これを取ったから、どこか不自然さを覚えるというだけの監査の請求をしたんであれば、この不自然さを覚えることを払拭できるような監査結果がいただきたいと、このように私は要望いたします。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で佐藤議員の質疑を終わります。

代表監査委員、一度御自席にお戻りください。

次に7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員の河野豊です。

前座と真打ちが間違えたようで、先に真打ちが出たんで、もう私のほうからは余り、若干聞くのが、一応通告はしておりますが、ほとんどその要件は終わったかなというような部分があります。ただ、私は総論というか総体的な部分で確認の意味で質疑を上げたわけで、私もかつて建設業に携わってきた人間として確認したい部分を質疑に上げておりますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

まず、私も2ページから3ページであります。先ほど佐藤議員も言っておりましたが、この2ページ3ページ目の原因分析について、技術・能力、まあ重複になるけどですね、要するに要件設定型、これは数量その他は全部出とるわけですよ。それに要するにソフト、市販のソフト等で金額を入れれば、当然同じようなソフト使っておれば同額になるというのは、要するに予定価

格とか積算価格は同じになるというのはこれは当然理解できるわけですが、これはもう同じこと、それをここに裏づけとして不可能ではないというふうに考えるという結論で結んでおりますが、この現在の算式に変更後は、要するに20年からですね、固定化したので、21年、22年等は金額と同額となった最低制限価格等を類推することは可能である。先ほども言うておりましたが、これは要するに今回監査対象の要件設定型の場合、総じて近似値あるいは同額算定に疑問はないというふうに、まずここで断定しておろうかと私は思うんですが、そういうふうに断定したと、まずこの分については理解してよいのか、その部分を1点、まずお聞きいたします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） お答えします。断定は全くしておりません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 先ほどの話の中にも出てまいりましたが、一応こういう文言で疑問はないというところまでは来たというふうにした上です、次に質問ですが、要するに、一応通告しとるんで、その分は順番を追っていきます。私も先ほどの佐藤議員の辛らつな専門家の方ですんで、そういった質問を聞きながら、ちょっと私もパニックってますが、算定方法は非公表となっている、この3ページかどっかですね。ところが、にもかかわらず変更直後の入札、最低制限価格の近似値による落札が見受けられたということについてですね、4ページに職員による情報の漏えいは絶対はないと、また建設業者の積算精度の向上から、落札金額が最低制限価格と同額となったとは断定できない、こういうふうになっとるわけですよ。これが先ほど言うた、最低制限価格は類推することはできると言ってますよね。この件について矛盾しているんじゃないんですかということで、先ほども聞かれたけど、再度もう一回、そこのところ。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） この に部分についてはですね、そういう積算システムソフトとか、いろいろホームページからのデータの収集とか、そういうことを的確にすれば、当然理論上、そういう数字は出すことは不可能ではないというふうに報告をさせていただいております。次に、建設業者の積算精度の向上から落札金額は最低制限価格と同額となったとは断定できないということは、今言いました の部分できっちりと積算ができておるならば、それだったら問題ないんですけど、先ほど言いましたように、そこの部分で市の出した工事内訳書、それから業者の方の内訳書等を見たときに、そういうソフトとかを的確に使った結果、すべてがはじき出されているということには結びつかないんで、こういうことを書いておりますので、全く矛盾はないと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 矛盾はないということで、ただね、じゃあ最低制限価格、これ先ほどパーセントで言うてましたよね、78とか82とか。これは要するに確認したいんですが、矛盾はないということは最低制限価格が仮に80%で設定しておるとしたときに、それを要するに、この形からいえば、その最低制限価格の掛け率、これを類推することもできんと、これは当然できんはずなんですよ、入札に関していえば、本来、できんで当たり前なんですよ、我々の感覚からいえば、そりゃ80%で設定しているとかね、そういうことを想定して、恐らくこれは80程度かなということで入札するはずなんです、業者は。それが、この今言った形で、ある意味、私は率がわからん限りはそういう形にはならんから、今言う矛盾はないというふうに理解していいのかな、どうなんでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 私ども、率がわかってても予定価格が正確にはじけない限りわからないだろうし、ある程度、先ほど佐藤議員もおっしゃっていましたように、20年度から始まっておりますので、その予定価格をはじき出すことができれば、過去のずっとデータを分析することによって、ある程度、市の最低価格自体をはじき出すということは、これはあながち、完全にというのは難しいかもしれませんが、近い数字というのはデータの的に出てくるものだろうと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 要件設定型の入札の場合は、工事内訳書があって、数量がすべて入っとるわけですよ。それこそ、人夫賃も0.何人、1.5人とかね、そういった形ですべて入っとるわけです。数量とあれが入るとればね、さっき言った例えば諸経費のあれとか、会社によって違うでしょうけど、そういうのはどこも大体15%とかね、そういうのを上乘せしていくから、おおむね一致しとるわけですよ。だから要件設定型の場合は総じて、ほとんどね、最終的に予定価格というのは算定できるというふうにしとるから、ここで設計金額と同額になった場合とかいう想定ができとるであろうというふうに、この報告書から読み取ったわけなんですけど、であるならば、例えば5社入札参加しますと、その方々の予定価格というのはすべておおむね一致するであろうという予測なんですよね、それが可能であるというふうにここに報告しとるわけですよ。では後、なぜ最低制限価格が類推されたかというのは掛け率は、今回の最低制限価格は80%で設定してますというのは、全くわからんという状況の中で、じゃあおのおの5社が今回は恐らくこの程度であろうということで、80とか81で設定して、たまたま一社が80で設定した、これが最低で取りましたというふうに偶発的になったというふうに監査の報告では認識したという、それが前提になっとるわけですか、その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） だから、そこは偶発的とか必然的とかいうことは私どものほうでもわかりませんので、その判断はしておりません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 一番ポイントとなるところかなと思うんですけど、そういう判断ができなかったというのは、この報告を見ればある程度は理解できるんですけど、確認の意味で聞いてますんで。

それでね、今の部分はそういう報告以上のものは求められないかなというんで、次にいきますけど、要するに予定価格調書、これに今言う80%とか70%、79とかね、そういったものが算定されたものがここで記入されるんであるというところで、この報告書の中で、私はそういうシステムを初めてこの文言で目にしたんですけどね。ならば、予定価格及び最低制限価格は事務担当者が算定し、ここに書いているとおりですけど、担当係長及び課長が確認した後、市長または担当副市長が予定価格調書に、先ほど佐藤議員も聞かれましたけど、直接記入するというふうになっとるけど、直接何を記入するんですか、これ。今言うパーセントなんですか、何を記入するんですか。ここ直接何をというのが書いてないんで。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） ここは、一応最低制限価格を記入いたします。

議長（小野宗司） 補足説明ありますか。

代表監査委員（山口直宏） ちょっと待ってください。

議長（小野宗司） 笠村監査事務局長。

監査事務局長（笠村直弘） 監査委員事務局の笠村でございます。ただいまの御質問にお答えします。予定価格と最低制限価格を記入いたします。

7番（河野豊） 率やな。

監査事務局長（笠村直弘） いえ、率ではございません。金額そのものでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 要するに、担当課係長、課長で担当事務者が、この工事については起工伺云々を経て、担当副市長あるいは市長のところに、こういう予定価格でこういう最低制限価格で設定しておりますと、これで決裁してくださいという形で持っていくわけですね。そのときに、要するに率というのがパーセントというのはどこにも書かれてないんですか、それちょっと。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） お持ちするときは数字だけです。パーセントは書いておりません。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） わかりました、その件は納得しました。ここではまだ書かれてない。

じゃあですね、ここで監査委員にちょっと疑問というかそういう部分で、2番目の質問ですけどね、要するに事務担当者が課長とともに、今言った市長室または副市長室で金額を確認した上で捺印を確認後、担当課に持ち帰り封印という形になっておりますけど、厳密にこれが事務執行行われるのであればね、当然その場で封印するというような指摘やら疑問なんかがこれにないんでね、その他の職員に対してはいろんな聞き取り調査をした、そういった意味で秘密の漏えいはないというそういったあれをしとるけど、ここでね、要するに例えば市長室あるいは副市長室で印鑑押したその場で封印すれば全く、厳密に言えば秘密の漏えいは、その線でいえば、ない。ところが、担当課に持ち帰って封印するというそこら辺はなぜ疑問がわかかなかったのか、その辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 監査報告では、実際の事務、行われている状況を書かせていただいております。そしてもちろん担当者等聞き取りのときにも一応その場で封をすべきですねということでお話をして、市長、副市長にもそういうふうにお話しております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） そういう話はあつとるわけですね、この場で指摘しとるわけですね、市長、副市長にも、そういうことですね。それなら納得します。ただね、こういう形で、要するに持ち持ち帰り封印とかね、結局どっかにこの疑問点があるというような形で総体的に読んでいくとね、要するに、先ほどから佐藤議員も一生懸命言いよったけど、予定価格の積算も可能であると、そして職員がこの秘密の漏えいは絶対はない、じゃあどこでかということ考えていったら、ここで封印していないのが原因かなというふうにも思ったんだけど、そういった場合、当然ですね、今議会は反問権もありますので、何が聞きたいんかというような私が聞きよることが理解できるときは、そういうふうに戻答してください。でね、これはここまで監査報告を聞いて、私が疑問の中では、要するに暗に情報の漏えいを示唆した形になるのかなというふうにも思ったんですけど、その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応私どもの監査報告では、監査で確認できた事項をこういう報告の形にとらせていただいておりますので、仮に情報漏えい的事实云々ということになれば、これはまた最後にも書いておりますけど、公正入札調査委員会等、またそういうところでいろいろやっていただくことになるものだと思います。私のほうでどうこうという、今のところコメントはする立場にないと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 確かにその辺のところを監査委員に聞くのは筋違いと思いつつ、つい口に出してもたようなこともありますけど、最後に8ページに総括で書いてますよね。この分で、要するに先ほども何度も話の中に出ておりましたけど、不自然さは払拭できなかった。今回の監査の目的である不自然さを払拭できなかったと、ただし率直に、不自然さは払拭できなかったけど、監査の結果、この中には書かれてないことだね、これとこれは監査した限りでは不正その他のあれないという部分をね、その主要な部分はどこなんですかね。要するに情報の漏えいはないというふうにするのか、要するに業者が最低制限価格で取っとるわけだから、これは談合とは全く違う理屈になるんですけどね、その辺が掛け率まで最低制限価格が正直言って何十何円までわかっとる部分がありますよね。例えば、平成20年の大浜なんかは落札価格、入札金額5,122万1,820円、それが要するに2番目との差が5,122万3,000円、たったの1,180円、5,000万の工事だね。こういった、これが今言う入札ソフトとかね、そういったもの技術とか業者の努力、そういったものでこういうふうな近似値が出たんであろうということなんでしょうけど、そこをもう少し総括で何が、不自然さは払拭できなかったけど、この分とこの分は確認しましたというのは何なんですかね。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応払拭できなかったというのはですね、先ほどから申し上げておりますように、この では先ほども言いましたけど、ソフトがとかいろいろが出ておりますので、それを完璧にすれば理論上は積算することは可能でありますけど、現実にその監査のほうで同額入札について工事内訳書と市の設計書をチェックした限りにおいて、そのソフトの完璧な利用によって、その数字がはじき出されたということを導くことができなかったんで、それができれば当然払拭されたという表現を使えると思うんですけど、それができない以上、私どもとしてはそういう表現を使わざるを得ないということになります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 私の聞き方が大変幼稚で稚拙で大変申しわけないというふうに思うんですけどね、要は最後に締めくくっとるけど、公正入札調査委員会等の徹底した調査を、原因究明を切望すると。じゃあそれにね、監査委員はここまででしたけど、あと、この分とこの分を公正入札調査委員会でやってほしいと、ただ漠然とそれに切望するじゃなくて、何に着眼してやるべきなのか、それは実を言うと、この決議案が出されたときにここで提出者といろんなやりとりがあっとるわけですよ。これは業者がそういった悪いことしとるかという観点でそういうものを出そうとしよるのか、癒着ですね、そういったものを観点にこの決議案を出そうとしよるんかというのも、我々が反対する部分も、その中の一つにあったわけなんです。そこら辺をせっかくここまでの大変な思いをして監査していただいて、大変な努力には敬意を表しますけど、じゃあ、切望するといった意味の何に着眼して着眼してそれをやったらいいのか、議会側へ逆にアドバイスのなものは何でしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応、事務監査的な部分での監査ということになっておりますので、例えばこれのここがこうだということにはなっておりませんので、公正入札調査委員会等でやはりそれは全体についてどういう調査をするかとか、あるいは議会のほうもどういうふうな調査をするかとか、そこはもう私どものほうで言うべきこと、ちょっと難しいと思いますので、そこは議会とかそこで、また検討していただきたいと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） いろんな調査をされて、これだけの報告をしていただいたことには本当に感謝しますけども、そこら辺が実は聞きたかった部分もあるんですけど、今回質疑に上げたのは、最終的に、じゃあ、この先どうしていくのか、いろんな事務手続上の改善点はここに指摘されておるので、それは執行部のほうでちゃんと対応すると思いますけど、議会としてね、先ほど言われたように、それは議会で考えるべきだと言うけど、何らかの形でその方向をコメントがいただければという無理なお願いしましたけど、そういうことですので、理解しましたので、私の質問はこれで終わります。

議長（小野宗司） 以上で河野議員の質疑を終わります。

質疑の途中であります、これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、高司政文です。議会の請求に基づく監査の結果について4点質疑したいと思います。

まず最初に3ページの最下段の3行ですね、さっきもちょっと話出てましたけど、その結果、各業者の設計金額は最低制限価格と同額であることのずっと確証が得られなかったと、この3行のちょっと意味をですね、先ほども佐藤議員の質問で出て答えてましたけど、ちょっとわかりにくいので、もう少しわかりやすく説明していただけますか。

それと、二つ目が4ページの中段ですが、エのところですね、以上の結果、建設業者の積算制度の向上から、落札金額を最低制限価格と同額になったとは、断定することはできないというふうにありますけど、通告では、その後に、市の当局が云々とありますけど、ここは私もちょっと見たけど、市長あたりも別に断定してないんで、こういう質問じゃなくて、市の見解と違いがあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思いますので、通告と若干違うかもしれませんので、もし答えられなかったら結構ですけど、ここのエのところの見解が市当局の説明見解と違う部分があれば教えてください。

それから三つ目の質問は8ページですね、8ページの総括のところですが、情報漏えいの可能性は極めて低いと推測されるとありますけど、ずっと前段から見て、業者の積算の関係で、可能であるとかいうことがあったんですけど、そうじゃないということですので、積算能力のそういう向上でもない、情報漏えいもないというふうにするのであれば、何が考えられるのかというのがちょっとわかりませんので、監査の方の見解をお聞きします。

それから四つ目が9ページの最後ですが、公正入札調査委員会等の徹底した調査とありますけど、

具体的にどういう調査を指すのか、それをお聞きします。それと、この今回の調査を終えて、原因究明ということで監査を議会のほうをお願いしてるんですけど、その議会が監査委員に調査させたことが適切と考えるのかどうか、その大きく4点ですね、お聞きします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） お答えいたします。

最初の1、3ページ最下段3行の意味をもう少しということでございますので、一応ですね、午前中にもお話しさせていただいたんですけど、市のほうが出しております設計金額の直接工事費と業者の方が提出しております工事内訳書の直接工事費、これが極端に言えば、ぴったり合えば、そういうものをもとに積算して出されたということが言えるんですけど、この数字が異なっておれば、直接工事費とかの積算が違っておれば、同額の積算をなし得たということは言えないと思いますので、一応そういう表現をさせていただいております。

それから2のところ、今の質問では、市当局の見解と異なってる点をということですので、一応市当局は積算能力の向上というのを理由に挙げておりますけど、一応監査報告で申し上げてるのは、結局、上の1の部分と同じことになりますけど、積算が市の積算と同じ結果、こういうふうになったというふうには考えておりません。これは監査報告書に書いてるとおりでございます。それから3についてですけれども、事務手続上における情報漏えいの可能性は極めて低いというふうに申し上げておりますけれども、私どもも、これのすべての事実の全貌というのは当然監査委員のほうでもわかっておりませんので、現時点でコメントするとすれば、憶測でのコメントになりますので、そういうコメントについては控えさせていただきたいと思います。

4番目、4の御質問でございますけど、これにつきましては、公正調査委員会等の調査で、どうしてこういうふうな同額落札になったのか、具体的に問題点があるのかないのか、これは極端に言えば、業者の方、確認されるとか、いろんなこともあろうかと思っておりますけど、そういうことを確認する必要があるのかなとは思いますが。今回は、地方自治法98条2項の議会監査請求の対象というのは、当該普通地方公共団体の事務に関することになっております。今回の監査で問題点、または改善すべき点が多数見つかりました。適切な監査請求であったかどうかということは、監査結果をもとに、議会の方が、これが本当に監査委員に監査させたのが適切だったかどうかというのは、むしろ議会の方に判断していただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） まず最初に、佐藤議員も何かちょっと聞いてたんじゃないかと思うんですけど、はっきりしてなかったところが、3ページの の平成20年度大浜漁港漁村再生交付金漁港施設工事の金額が、私単純にちょっと疑問に思ったんで聞くんですけど、伸縮目地の設計単価が間違えてたとか、数量は合ってたわけですよ。それで、事前に入札の工事公告があると、当然設計書を閲覧するわけですけど、数量は入ってるわけですから、金額は入ってないと。ですから、普通の設計単価を調べて業者があれば、ここの1平方メートル当たりの単価1,750円と計算したと思うんですね。それが、この予定価2格では、1万5,920円と間違えてた計算をもとに予定価格が設定されて、それから最低制限価格も設定されたということになると、そうなる、そこでぴったり当たってるほうが不思議なんですよ。1,750円でまともに単価設定をしたら、最低制限未満になるんですね、でしょう。だから、11社あるうちの5社は、ここは、この入札では最低制限未満で切れてるんですね。むしろ、この5社がまともやったんやないんかなと思われるんですよ。なのに、金額が間違えたのが、どうして取った業者がわかるのかというのが、これが一番

私の不思議な疑問、疑問点。そこは、監査をして感じられませんでした。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） まさしくおっしゃるとおりだと思います。それで、左の表に書いております、正規にすればこの価格、正規、ごめんなさい。市が算出してる価格はこれですよ、正規にすれば、これより少ない金額ですよということで、にも一応記載をさせていただいております。ただ、一応それについて私のほうは、何回も申しますけど、事務監査ということでやっておりますので、こういう事実がございますということで記載をさせていただいております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 不思議に思ったけど、そこまでは監査しなかったということですね、結局結論からいうと。ちょっとそれは監査委員に聞いてもわかるかわかりませんが、内訳書というのが落札したら出してると思うんで、この時点で内訳書を見れば、合計したとおりなのかどうかというのはわかると思うんですね。そこまで調べてないんでしょうけど、本来ね、こういうケースがあれば、監査委員が監査できるべき問題かなというふうに思ったんですが、そこはどうなんですか。監査委員としては、それはできないんですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） それはいつの時点のお話でしょう。

3番（高司政文） この分です。

代表監査委員（山口直宏） だから、それをいつの時点で監査。

3番（高司政文） 今回、内訳書を見ることはできなかったかということ、内訳として比べることを。

代表監査委員（山口直宏） 比べたから、こういうふうに書いているわけですね。監査でチェックして、こういう事実がございましたということで記載をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） いや、これは契約変更時の訂正はしてるけど、最初に入札をしたときに5,122万1,820円で受注してるでしょう。そのときの内訳書というのは見たんですかということ、それとチェックしたんですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） もちろん、最初の受注時の契約のもとの金額が1万5,920円になっているから、表に掲げてるような金額になっております。それで、その後に市の当局としては、下になお書きで書いておりますけど、最終的には変更契約で1,750円で正式に訂正してるということ。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） その業者が出した内訳書で、どうして1万5,920円で合ってたというんでしょう。なってるかが不思議だというんですよ。わかります、もともと単価は入ってないわけでしょう。それが本来計算すれば1,750円だから、普通ね、入札を出して、受注したときの設計単価が、内訳書が1,750円ならわかるんですよ。だけど、そこが1万5,920円になっとったんでしょう。結局、市の出してる設計書とびったり合ってたというんであれば、それを言いよんですよ。それは本当は1万5,920円というのはわからないはずじゃないですか、そうなんですよ。それがどうして1万5,920円と間違えてたのかわかるのかということなんですよ。だから、それがも

しね、そのときに内訳書をもって、それと市が間違えてた分とがぴったり合ったらおかしいじゃないですかというん。それが1,750円なら、その業者は正しいと思うんですよ。市が間違えたことがわかってないのに、どうして内訳書と合うんですかということなんです。これが非常にポイントというんか疑問なんですよ。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 工事の方の内訳書と市の内訳書が合うのかということですか、じゃないんですね。

3番（高司政文） 入札はね、受注した段階で内訳書を出すじゃないですか。

代表監査委員（山口直宏） 申し上げますと、一応市のほうが最初に業者の方に閲覧のときに出してる設計書の数値というのは、金額は上げてないんですね、単価は上がってないんで、だから、市のほうが設計書を算出する根拠として用いた数字は1万5,920円、当然1万5,920円をもって業者の方が算定するならば、1万5,920円で算定するなら、確かに最低制限価格は5,122万1,820円になるんでしょうけれども。

3番（高司政文） それが落札金額でしょう。

代表監査委員（山口直宏） だけど、もともとの誤記がなければ1,520円なんですね。

3番（高司政文） そうですね。

代表監査委員（山口直宏） だから、業者の方がここの欄を1万5,920円で計算せずに、1,750円という数字を用いて計算したなら、ここの表にありますように、誤記がなければ5,046万9,120円になるはずだということを書いているんですよ。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） いや、だからね、それで受注するならわかるけど、さっきも言うたように、受注したのは、間違えた1万5,920円と合計した金額で予定価格も設定して受注もしてるんですよ、最低制限価格は。だから、そこがどうして合計してるのがわかったのかと聞きよるんです。わかりません、言ってる意味。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 誤記したのがわかったかということは、業者の方から工事内訳書は出てます。出てるのが1万5,920円、それで市のほうが設計書に掲げている金額は1,750円ですよ。いやいや修正後の、修正前のは1万5,920円ですけど。だから、本来の金額は1,750円なんですよということで、それは内訳書をつけ合わせれば、そういう数字になると。

議長（小野宗司） 笠村監査事務局長。

今の議員の指摘は理解していますね。

監査事務局長（笠村直弘） 監査委員事務局の笠村でございます。

高司議員さんの御質問でおっしゃった、誤って1万5,920円と書いたところが、正しくは1,750円だったわけですが、要は、金額が一致したというのは、最低制限価格と一致したということございまして、項目別の内訳部分、直工ですとか、そういった部分については一致してなかったわけでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

もう一回、簡単に。

3番（高司政文） 2人の話もちよっと違うから、ますますわからなくなるんですけど、そらね、まず基本的に、市が入札の単価を設定したのがそもそも間違えてたでしょう。間違えてて予

定価格を6,566万9,000円に設定して、最低制限価格を5,122万1,820円にしたわけでしょう。でも、間違えてたことは業者は知らないんじゃないですかということなんよ。

代表監査委員（山口直宏）　そうです、知らないです。

3番（高司政文）　知らないでしょう。知らないのに、どうして落札金額が市が間違えた5,122万1,820円とぴったりあうんですかということなんよ。本来やったら、1,750円で普通計算するでしょう、設計、いろんなホームページいろいろと見て調べれば、この伸縮目地の設計単価が1,750円でわかると、数量が49、49までわかってるんだからね、49に1,750円掛ければ、そして予定価格が、そんなら6,470万4,000円になるんだなと、それで大方、このくらいのパーセントで5,000万46万9,120円になるというんならわかるんですよ。そのとおりした業者は、みんな最低制限未満でだめだったんです。なのに、1社だけ、どうしてね、本来わからないはずであった1万5,920円の計算をもとに、予定価格と最低制限価格がわかったのかと聞きよるんです。

議長（小野宗司）　山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏）　だから、そういう事例があるから、監査したところ、本来の、今、高司議員がおっしゃる金額で計算したとすれば、予定価格は5,046万9,120円になるわけですね、そうすると落札できないわけですね。だけど、ここで落札できてるのがありますということで、ここに載せておりますので、それがなぜ5,046万9,120円になったかということは、私どものほうで、この数字をどうして出したかというのは監査のほうではわかりません。そういうことなんです。

議長（小野宗司）　高司議員。

3番（高司政文）　そら、もちろんわからんでしょうけど、だけど、そういうところがおかしいなと思うのは思ってるんですね。そこをもう1回伺います。おかしいなと。

議長（小野宗司）　山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏）　おかしいなと思ってるから、ここに計上させていただいております。

議長（小野宗司）　高司議員。

3番（高司政文）　この点はじゃあ、わかりました。それは非常に重要な話で、これは今後、これは監査の方やなくてやっぱり執行部ね、これは追及するべきことかなというふうに私ちょっと思います、内訳書を確認しながら。

それから、これは市のほうが、どこが出してるかはちょっとわかりませんが、工事費内訳書取扱要領というのを次のとおり定めましてと言って、平成23年4月1日以後の公告に対しては、こういうふうな取扱要領を定めますよというのが出てるんですよ。それは御存じですか。

議長（小野宗司）　笠村監査事務局長。

監査事務局長（笠村直弘）　今、高司議員のおっしゃった取扱要領でございますが、工事内訳書の様式を今後統一するようという事で提出されております。

議長（小野宗司）　高司議員。

3番（高司政文）　じゃあ、それは様式の統一のみですね、今回の監査の関係を受けて、こういうふうなマニュアルというか要領をつくったとか、そういうことじゃないんですね。その辺はわかればいいですよ、わからなければあれですけど。

議長（小野宗司）　笠村監査事務局長。

監査事務局長（笠村直弘）　様式がはっきり示されているかどうか、ちょっとそこまでは存じ

ませんけれども、様式を今後統一するよというこで、各業者に通知がされているところ
ございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと監査の方はここまで、あんまりわからないんじゃないかと思
うので、これはまた別に個別に聞いてみます。

それから、先ほど佐藤議員たちの質疑の中で、市長、副市長には聞いたというふう
にありましたが、私、業者にこういういろんなことがあって監査をしているわけ
ですが、業者の方に確認というんですか、どうだったんか調査ですね、要は早
い話、調査をしたかどうか、ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） あくまでも事務監査主体ということで、業者の方には
全くお尋ねはしておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） そこがちょっと私ずっと前回から、この監査を監査委員に
投げかけるときに反対している一つであるんですね、業者になぜ聞かないのか
ということなんですよね。監査委員、今回は事務作業だけということだったん
ですけど、監査委員の立場で業者に対して調査するということは可能なん
ですかね。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） ちょっと勉強不足で申しわけありません。多分、それ
は可能ではないんじゃないかと、一応業者に調査はできないというふうには思
っておりますが、まだ自信を持っては答えできません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと急な話だと思いますけど、今後のことを考えたとき
に、監査委員が可能であれば、それはもうこの延長線上にやってもらいたいし、
可能でなければ、これはやっぱり議会とかが調査権を使ってやるというふう
になると思うんですね。それで、じゃあ、もうその話が先に出たから、それ
で、じゃあお聞きしますが、これ玉田議員、大変申しわけないんですけど、
議会代表でやっぱり出てるんでね、今、山口監査委員がおっしゃった、
いわゆる議会ができる、できないね。監査委員か、監査委員ができないん
じゃないかというふうなことがあったときは、議会がやはり調査権を使
って監査するべきだったと、監査というか調査をというふうには私は思
ってるんですけど、さっき山口さんが言われたように、結果をもとにね、
議会がやっぱり判断するということもおっしゃったんで、議会の代表として
監査委員やってるんで、そういう意味の立場から、その辺のことはどう思
われるのか、ちょっと玉田議員にお聞きしたいんですけどね。

議長（小野宗司） 玉田監査委員。

監査委員（玉田茂） 議会から監査委員に出てます玉田です。

今、どのように思っておるのかということですが、やっぱり私どもの監査の中
には、現時点で事務的監査、98の2でございますので、その点については、
私の個人の意見では、後、どのようにすればいいかということについては、
ちょっと発言を控えたいと思います。監査というのは合議制であります
ので、その点については、代表監査委員とともに調査を、調査するとい
いますか、話し合いはしてみたいというふうには思います。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 玉田議員さんも、採決のときにね、あのときにやっぱり加わってるんで、発言を控えるとかおっしゃったけど、でも、あの時点では監査委員の立場としても議員としても判断してるんで、そこはもう少し責任持つべきかなというふうに私は思います。

それで、私としては監査の、本当に玉田議員、私としては、本当は議会が調査すべきだったと思うから、監査の方にこんな苦勞させて、ちょっと最後ね、玉虫色と言っちゃ悪いけど、わからないような状態で終わらせるというのは本当に不本意なんです、正直なところ。だからこそ、あの時点で議会がきっちり調査を、業者も含めて調査をやれる調査権を使ってやるべきだったというふうに私は今でも思ってるし、監査の方もやっぱり限界と思うんですよ。その辺をね、どちらでも結構ですけど、その辺、今、こういうふうにいる話をする中でどうなれるか、わかります、やっぱりそういうふうにしてもらったほうがよかったのかなと思われるのか、いや、もうこれはこれで私らがやったんだからいいんじゃないと思われるのか、その辺ちょっと御兩名、お聞きしたいんです。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応その点につきましては、この監査報告を受けまして、議会のほうでどのように判断されるかだと思いますので、一応議会のほうでそこは最終的に決めていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 玉田監査委員。

監査委員（玉田茂） 代表監査委員の言ったことは当然だと思います。しかしながら、事務的監査でございますから、議会も当然と思いますが、要するに私としては執行部のほう、こちらのほうもしっかりと調査をするべきだなというふうに思います。両方あるんじゃないかなというふうに考えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） さっきも言いましたけど、私としては、やはり議会がもっとやるべきかなというふうに思いますし、執行部がやるのはもちろんでしょうけどね。ただ、さっきのようなこと、そういう疑問があるのに、ましてしてるというふうなところも私もありますので、やはりもっと議会がやるべきかなと思ってます。

最後ですけどね、これは本当は市長なんか聞いたほうがいいんでしょうけど、指名競争の場合は最低制限価格を事前公表して、そこで業者がぴったりなりますよね。最低制限価格も公表じゃなかったですか、指名競争、違ったか。違ってたら、全然話が違うんですが、ちょっと済みません。それ、もし知ってたら教えてください、指名競争のとき。

議長（小野宗司） 笠村監査事務局長。

監査事務局長（笠村直弘） 予定価格でございますね。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、最後ですけど、これ質問というか、私は、議会が公契約条例というのを制定してくれと言ってるんですね。それは何かといたら、下請賃金の保証だとか元請責任とかね、それからちゃんとした仕事をやれるかというようなものを条例で定めて、それに応じた適正な単価を設定するというふうなことなんですけど、私はこういう制度が、そういう制度的に何か担保しながら最低制限価格とかいうのを決めていけば、事前公表したって構わないと思うし、それが条例に基づいて適切な工事とする単価であれば、私は仮に事前に公表して、そのとお

りの業者が複数だって、僕は構わないと思うんですよ。その部分をやはり考えながらしないと、ただ、事前公表の、いいか悪いかだけで入札の制度を考えられないというふうに私とします。監査の方がいろいろ今回、改善点をいろいろ挙げてますけど、それはそれでそのとおりだと思いますけど、制度そのものを変えるというか、そういうふうな形でしたらどうかというふうに思いますので、最後何か御意見があったら聞かせてください。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 最低制限価格を公表するかどうかとか、これはもちろん、もともと業者の方の積算能力が向上してくれば、当然そういうことも考えられる方法だとは思いますが。その中でどういう形をとるかというのは、一応今後執行部ともどもが検討して決定していただくことになるかと思えます。

議長（小野宗司） 以上で高司議員の質疑を終わります。

次に、13番、日高嘉己君。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 13番議員の平成会の日高でございます。監査委員さんには、限られた期間の中で、こういった報告書を作成していただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

私は3点ほど通告しておりましたが、もう4番目ということで、ほとんどのことを聞かれてしまって、私のお尋ねすることは重複してしまいますけれども、確認の意味も含めましてお尋ねを試みたいと思っております。

先ほど高司議員が質問いたしました、3ページの なんですけれども、これは単価の誤記があるにもかかわらず、最低制限価格と一致したのかということを確認しておりましたが、この件はもうそのとおりだということですので、お答えはよろしいかと思えます。

それから、そのページの下の方の3行なんですけれども、これも高司議員が質問をいたしました。確認の意味ですけれども、これは一番最後の数字は合っていたけれども、それに至るまでの内訳書の数字はまちまちであったというような答弁だったと思えます。そうしますと、そのページの一番上にありますように、共通仮設費あるいは現場管理費、一般管理費等のこういった早見表とかソフトとかいったことも市販されているかと思えますが、そういった点が、数字がそういったものをもってしてもまちまちということから、次のページの建設業者の積算精度の向上から、落札金額は最低制限価格と同様になったとは断定することはできないということに結びついてくるのかなと思っておりますが、その点を確認したいと思います。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 今、日高議員がおっしゃったとおりで、そのとおりでございます。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） そうしますと、もうあと1点なんですけれども、いろいろと入札制度に関して、今後の改善を要する事項というのがアイウエオと8ページにかけて5点ほど示されております。その中のエの部分ですけれども、佐伯市の入札の公正調査委員会というのは、談合情報があった場合のみ審議の対象としているというように書かれております。それから、他市の例をずっと挙げておりますし、真ん中近所では、適切に機能するためには設置目的の見直しも必要だというようなことも書かれておるわけでございます。そして、総括で最後に監査過程において、落札金額が最低制限価格と同額ではないものの、近似値による落札が多数見受けられたので、公正入

札調査委員会の徹底した調査による原因究明を切望するものであるというように結ばれております。

こういった公正入札制度委員会の設置目的そのものを変えてまでも、こういった徹底した調査を切望すると、何か大変厳しいといいますが、そういった感じがいたしますが、その辺について、真意と申しますか心情といいますが、そこら近所をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 現在の公正入札調査委員会は、ここにも書いておりますように、談合情報等が入札談合に関する情報があった場合に対応を行うということになっておりますので、そういう事態が起きない限り、委員会の開催というのは行われておりません。やはり定期的に委員会を開催することによって、年間の入札内容について検討すべきものがあるのかどうかや、そういう目で一回見ることも必要ではないかなということで設置目的の見直しというふうに上げさせていただいております。

そういう見直しと同時に、また、今の個々に指摘されてる事項については、できれば、こういう調査委員会等で確認できるものであれば、原因究明をしていただきたいなということで書かせていただいております。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） どうもありがとうございました。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で日高議員の質疑を終わります。

次に、25番、清家好文君。

25番（清家好文） こんにちは、25番議員の清家好文でございます。

今回の議会の請求に基づく監査結果についての質疑をしたいと思います。

両監査委員には、平成23年1月4日から平成23年2月22日まで、約2カ月間の監査、本当に御苦労さまでありました。そして、このような立派な監査報告書について心から敬意を表するものであります。

私もうしんがりでございますので、ほぼ皆様が質疑をされたものになりますが、淡々とやっていきたいと思っておりますので、簡単でよろしいので、よろしく申し上げます。

まず、原因分析について、アといたしまして、土木工事の積算単価について、土木積算ソフト等の利用により、設計金額について、市の設計金額と近似値あるいは土木を積算することは不可能ではないと考えるのかという根拠をお尋ねします。1点です。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） お答えさせていただきます。

原因分析で 述べておりますように、土木工事の積算単価は公表されております。また、土木積算ソフトの利用によりまして、直接工事費及び諸経費の算定が容易に行うことが可能であると、これらを的確に活用すれば、一応計算することは不可能ではないということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私は土木が専門じゃないんですけどね、いわゆる計算ソフトについては多少なりとも知識あるというか、そういうのを扱ったことがありますので、極端には、佐伯市が使ってるソフトと同じものを使えば同じ答えが出るということですね、予定価格としては。そういうことですね。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 同じソフトを使えば同じものが出るということじゃなしに、当然その算定根拠のもとになります市販の建設物価あるいは大分県のホームページから出されているもの、こういうものの数字を的確に打ち込んでいくことができれば、同じものが出てくるというふうに思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それであれば、当然市販のソフトでも十分対応できるということですね。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 私も専門家でないんで、ちょっと余り詳しくは説明できないんですけど、多分、そういうものを入れていけば、ソフト的には、きっちりした数字を入れていけばできるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 次のイに移ります。

最低制限価格について、市は平成20年7月1日付での最低制限価格の算定方法を変更しているが、その後の入札において、最低制限価格の近似値による落札数はいかほどかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） これにつきましては、ここの監査報告の10ページから12ページに一応列記させていただいております。ここの落札金額のところのウの隣、ウのイ、これが各工事の最低制限価格との差額でございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） これは余談なことなんですけれども、70%か67%かね、いわゆる何かバーゲンのな数値ですわね、これは、ある意味では、佐伯市の市民であります業者さんがこういう競争をやってきたと、過去40社くらい倒産あるいは廃業した方がおられると、最低価格のこういうのというのは、監査委員として今回調べて、こういうのは正当なものであるのかと、この数字がですね、そこのお考え、どのようですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 最低制限価格の設定金額が妥当なものかということですか。これについてはちょっと、私、妥当かどうかというのはわかりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） じゃあ、それはもう監査委員の方じゃわからないということですが、次にウにいけます。

業者自身が作成した設計金額と市の積算額について、市の設計金額と同額の積算をなし得た後に最低制限価格と同額の本工事内訳書の作成をなされたという確証は得られなかったということはどうなのかと、これは先ほどから言ってるところの、ページとしては3ページの ですかね、このことなんですけど、これの、もう内訳じゃなくて、市が設計した設計価格と業者が積算した価格、内訳はなし、頭は一緒だったという意味なんですか、これ。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 頭じゃなしに、これは落札金額と市の最低制限価格が一緒だったということですね。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 当然それはわかってるんですよ、一致した分だから。だけど、その積算根拠の大もとの、市が設計したという設計価格というの当然あるやないですか。100円ですよと、市は。業者も100円ですよと、設計価格。これが合致しとったというんですか、これはまちまちなんですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 設計金額の内訳、例えば直接工事費とかは合致。

25番（清家好文） 総額。

代表監査委員（山口直宏） 設計金額の総額と業者が出された価格の合計金額は一緒です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もう一度確認しますよ。今、監査委員が言われてるから、内訳も言うもんだから、何か話がわかりにくくなるんですけど、内訳やなくて、いわゆる設計価格を、佐伯市がした設計価格、さっき言った100円設計しました。業者もしたら100円でしたという、これはあったんですかということです。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） それ是一緒ということだと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それで、先ほど内訳が違ってますけれどという話なんですね。私からいえば、頭があって、当然あと最低価格の数字が合致して落札したんだという解釈になったわけですね。そのときは、もうあくまでも内部のものですから、私に言わせりゃ推定みたいないうようなところですね。ある意味では、内訳は違っても総額は合ったんだから、計算方法は各業者の努力であったということなんですけども、この件はそういう意味でとらえてるんですけど、先ほどから問題になってるところの2番なんですけど、これはちょっと型が違うんか、ここの説明ちょっと私もわかりにくかったんですけど、これの平成20年度大浜漁港漁村再生交付金漁港施設工事における積算根拠というべき数字の単価の問題のところは、1平米当たり正式が、正式ですよ、正式が1万5,920円やったんですか、これは。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 本来の正しい金額は1,750円ということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） であるのであれば、1万5,920円というのは間違ってたんですよ、ということですね。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） ここに書いてるとおり、1万5,920円と誤記をしておりました。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） そこで疑問がいつも思うんですね。カラスは黒い、言葉ですね、カラスは黒い。言葉であればね、カラスは黒い。白いカラスもおるんですね、アルビノとって、数字では、これどうしようもないんですね。数字で、いや、私は特に詰めるときは数字じゃないといけないと思ってるのはそこなんですけど、これは明らかに数字的に見れば、なぜ市の予定価格と最低制限価格と同数字になるのか、このことはどう解していいんかというの、私もちょっとわからないんですね。私の心の内にあった疑念というんか、疑問と疑念と疑惑を感じるんですよ。その辺は両監査、うちの代表監査委員も出てますよね、両監査委員、どのような見解を持っている

のか、お二人にお尋ねします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） だから、これは説明をしておりますとおり、1,750円のところを1万5,920円で誤記したもので最低制限価格を出しております、市のほうは。その金額に落札した業者の金額が同額の金額で落札されていますということで、こういうふうに計上させていただいております。

議長（小野宗司） 玉田監査委員。

監査委員（玉田茂） 同意見であります。要するに、単価の間違いがあったということであり、個々に疑惑はどうか、その問題は私どもは調査しておりませんが、要するに、過ちが認められたということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 数字の過ちがあったということですね、完全に数字が入れかわるとかそういうのは判断できませんよということですね。数字が間違ってるということは、当然何らかの、間違ってるということで結果が出るわけないんです。間違ったら間違っ結果が出るわけなんですから、これは議員としては見過ごすわけにいかない。この点に関しては、もうこれで結構でございます。

次いきます。大きい2点目ですね、関係職員の事情聴取について、どのような方法で行われたのか、先ほどお尋ねされてた方が多かったんですけど、ちょっとその辺を、もう流して結構でございますので。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 各部長さん以下につきましては、監査事務局においてお尋ねをしております。市長、副市長においては、それぞれの部屋でお尋ねをしております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それで、監査委員にお尋ねしたいんですけど、このときに、多くの職員というのは、もう事前公表してくれというような意見は出なかったですか。私はもともとこれは事前公表してたら、こういう問題は起こらない問題であってね、そういう声はなかったですか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） そういう声もございました。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私は、もうそのような職員に何か、次入りましょう。次入っていきましょう。

3番目として入札制度に関する今後の改善を必要とする事項について、入札にかかわる関係書類の保管、管理及び回覧決裁の問題について、保管管理方法の改善、決裁対象者の見直し等の早急を実施されたいとのことですが、具体的な措置はどのようなものかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応22年12月27日付の財務部長通達が出ておりますので、財務部長通知が出ておりますので、その通知、基本的には従ってやっていただきたいということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 普通の事務处理的には十分それだと思うんですけど、職員にですよ、何

か秘密保持に一生懸命になってね、本来業務をおろそかにするようなやり方というのはまた、今職員というのは、そういうことに一生懸命になっておる。そういうことをやるよりは、私、先ほど言った事前公表して、職員には本来の仕事をしてもらったが一番いいと思うんだけど、その次のイに関連しますので、最低制限価格の算定方法について、公正な競争を促進するために、算定方法の公表について検討が必要は考える。こう述べてるが、そのお考え、先ほどと一緒にないかと思うんですよ、私はこの考え方はね。この辺の考え方をお尋ねします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応最低制限価格につきましては、いろいろ積算能力を磨いていただいた業者が予定価格と同額あるいは近似値の積算をした場合、最低制限価格の算定方法、極端に言えば、何コンマ何ぼとか、これに対するパーセンテージというのがわかれば、当然この予定価格をきっちり計算できる業者の方は、最低制限価格を計算することができて、一応この率がわからないために、最低制限価格未滿、要はどぼんというようなことも防ぐことはできるというようなことで、きょう、佐藤議員さんのほうからもありました予定価格がわかっている、最低制限価格のパーセンテージがわからんから、いろいろどぼんしたりすると。だから、そういう意味で最低制限価格のパーセンテージを公表したほうがいいんじゃないかということで書いております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私は最低制限価格を公表する理由もないと思うんですね、これは。これは執行部が考えればいいことであって、むしろ設計予定価格、これ公表すればいいと思ってるんですけど、その辺のお考えは、今のこれとは矛盾するのかどうか知らないんですけど、どのように監査委員の方は思ってますでしょうか。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応設計価格のほうは、業者の方が、もともとは積算能力を高めていただくということでやっていただいておりますので、予定価格については、きっちりした積算に基づいて、できれば算出していただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） もともと、いわゆるソフトを買えばね、その能力云々というんじゃなくて、あとは公表された数値を打ち込むだけの話なんですよ。だからそこをね、予定価格のところをして技術向上云々というのは、それは今まで過去、執行部の方も言われてるけど、それは逃げ口上やと私は思っております。それは考えの相違でございます。

それで最後に総括についてですが、最低制限価格と同額での落札に対する不自然さを払拭できない監査結果となったとのことですが、一方、各担当職場における事務手続上からの情報漏えいの可能性は極めて低いと推測されたと述べておりますが、では、今後このような問題点を改めるためには、何が一番よい方法であるかということをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 山口代表監査委員。

代表監査委員（山口直宏） 一応、監査報告で今まで気づいた点については監査報告の中で述べておりますが、今後、執行部あるいは議員の皆様方がまたよりよい方法を検討していく必要があるかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） これは監査委員直接というわけじゃないんですけど、皆さんも立派な監

査報告書を見れば、まさに落札率ね、67%とか70%とかバーゲン、しかもこれ近年、単価が物すごく安くなってるんですよ、一時に比べて。ここでというか、私たち佐伯市民の業者なんですよ、でやってる方に、これまでさせて、いわゆる今まで過去合併して、ことしで6年目ですかで、約40社の方々がやめていったとか、あるいは倒産していったという事態が起こってるわけなんですよ。そういうことがあれば、ある程度、設計価格に近いところで、設計価格を公表して、そういうぐらいで競争させてすれば、雇用者もふえるし、あるいは税も上がるということは十分考えられるんですよ。そういうことを考えれば、ある程度、予定価格も上げて、公表して、最低価格ももっと上げて、自由に佐伯市民として立っていけるような方法が一番いいんかと思うんですけど、これは私の私見でございますので、監査委員さんには何もありませんので、本当にありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で清家議員の質疑を終わります。

これにて通告による質疑を終結いたします。

以上で監査報告に対する質疑を終結いたします。

山口監査委員は、大変御苦労さまでした。退席していただいて結構であります。

14番、玉田茂君の復席を求めます。

（玉田茂議員復席）

日程第5 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第5、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第5号から第76号まで、計72件でございます。

平成23年第3回佐伯市議会定例会 upper程議案等一覧表

議 案	
番 号	件 名
第 5 号	平成23年度佐伯市一般会計予算
第 6 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計予算
第 7 号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算
第 8 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計予算
第 9 号	平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算
第 10号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算
第 11号	平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算
第 12号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計予算
第 13号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算
第 14号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 15号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算
第 16号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算
第 17号	平成23年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算
第 18号	平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算
第 19号	平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算

第20号	平成23年度佐伯市水道事業会計予算
第21号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計予算
第22号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)
第23号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
第24号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
第25号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)
第26号	平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第27号	平成22年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
第28号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
第29号	平成22年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第30号	平成22年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
第31号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
第32号	佐伯市住居表示審議会条例等の一部改正について
第33号	佐伯市交通安全対策協議会条例の一部改正について
第34号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第35号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第36号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
第37号	佐伯市住民基本台帳カード利用条例等の一部改正について
第38号	佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について
第39号	佐伯市税条例の一部改正について
第40号	佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について
第41号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第42号	訴えの提起について
第43号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第44号	佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第45号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について
第46号	市道路線の認定及び廃止について
第47号	佐伯市墓地条例の一部改正について
第48号	佐伯市火葬場条例の一部改正について
第49号	佐伯市福祉センター条例の一部改正について
第50号	佐伯市保育所条例の一部改正について
第51号	佐伯市立学校通学区域審議会条例の一部改正について
第52号	大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第53号	別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第54号	中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第55号	竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第56号	杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第57号	宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第58号	豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第59号	由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

第60号	国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第61号	日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第62号	九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
第63号	佐伯市商工業振興計画策定委員会条例の制定について
第64号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正について
第65号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正について
第66号	大入島食彩館条例の一部改正について
第67号	財産の無償譲渡について（佐伯市淡水魚種苗センター）
第68号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第69号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字竹野浦河内）
第70号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者田口彰蔵）
第71号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者高木雅士）
第72号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者荒木健）
第73号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者神崎征一）
第74号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者玉野井重治）
第75号	佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者汐月良喜）
第76号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者谷口久枝）

報告事項

番 号	件 名
第 1 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 2 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 平成23年第3回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第1 市政諸般の報告

1 大手前開発について

大手前開発事業は、昨年3月に国の認定を受けた「佐伯市中心市街地活性化基本計画」の核事業であり、同年4月には地元権利者による佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合が設立され、市はこの準備組合とともに「大手前開発基本構想」をベースに検討を重ね、このたび、基本計画原案を策定いたしました。

原案では、開発地区面積は約1万9,000平方メートル、敷地面積は約5,200平方メートル、建築面積は約2,900平方メートル、延べ床面積は約9,600平方メートルとなっており、中心には広場を設け、その広場を囲むように店舗や住宅が入る建物と公共機能が入る建物を配置しています。

大手前開発事業では、民間が行う市街地再開発事業と市が行う土地区画整理事業などを一体的に行います。事業費は市街地再開発事業が約29億円、土地区画整理事業などが約22億円で、総事業費として約51億円を見込んでいます。なお、市事業費の財源には主に社会資本整備総合交付金や

合併特例債を充てることとし、市の純負担額は約10億円を見込んでいます。

今後は、原案のさらなる検討を重ねて基本計画案を策定し、パブリックコメントを通じ、皆様から寄せられた意見などを参考にして基本計画の成案を完成させたいと考えております。

さて、去る2月3日に開会いたしました第2回佐伯市議会臨時会に、大手前開発を含む佐伯市中心市街地活性化事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についての議案を提出し、議員の皆様にご審議いただきました。このたびの一連の動きの中で感じました市政に対する市民の皆様の思いをしっかりと受けとめ、これまで以上に議会と市民の皆様にご理解と御協力をいただきながら、本市のまちづくりに取り組んでまいりたい所存です。

2 地域おこし協力隊について

本年4月1日付で、鶴見大島地区に、地域おこし協力隊の隊員2人を配置いたします。地域おこし協力隊とは、地域おこしに関心のある都市部の若者に、過疎化・高齢化の著しい地域に住んでもらい、地域力の維持・強化に携わってもらおうという取り組みで、昨年末に市の公式ホームページなどで隊員を募集したところ、全国から5人の応募がありました。選考の結果、神奈川県相模原市在住の20歳代の男性と京都市在住の30歳代の女性の2人を採用する予定にしております。このお二人の今後の活躍に期待しているところです。

3 小学校の統廃合について

全国的な傾向である少子化の中で、本市でも児童・生徒数の減少が続いており、小規模な学校では、複式学級を余儀なくされ、一定規模の集団による学習効果が得られなくなっている状況です。このようなことから、保護者及び地域の方々の同意並びに議会の議決をいただき、本年度末をもって猪串小学校を閉校し、名護屋小学校及び名護屋小学校森崎分校と統合することになりました。この統廃合により、学校の適正規模が図られるとともに、集団学習による教育効果が確保されることで、学力の向上に資するものと期待しております。

4 市立幼稚園及び小学校などへの自動体外式除細動器（AED）の設置について

体育などの授業や課外活動の事故発生時に、心肺停止による突然死から園児・児童のとうとい命を守るため、市立幼稚園22園及び小学校29校に自動体外式除細動器（AED）を設置いたします。市内の全中学校には平成20年度に設置済みであり、今回の設置により、市立幼稚園及び小・中学校すべてにAEDの設置が完了することになります。また、市立保育所10園及び児童館4館と、設置希望のありました私立保育所6園及び児童クラブ5クラブにつきましても、大分県市町村地域子育て創生事業補助金を活用し、AEDを設置いたします。

今回の設置により、緊急時の早期救命措置が格段に向上するものと期待しております。

5 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種の無料化について

以前から市民の皆様から強い要望をいただいております子宮頸がん予防、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3種類のワクチンの無料接種を、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施に伴い、去る2月1日から、大分県医師会の協力のもと、県内の協力医療機関で開始いたしました。子宮頸がん予防ワクチンは中学校1年生から高等学校1年生までの年齢に相当する女子が、また、ヒブ及び小児用肺炎球菌のワクチンは生後2カ月から5歳未満までの乳幼児が、それぞれ無料接種の対象となります。

本接種の実施が子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌の感染防止に寄与するものと大いに期待しております。

6 鳥インフルエンザ対策について

去る1月28日、宮崎県延岡市北川町で鳥インフルエンザの感染の疑い事例が発生し、翌29日に高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されました。

発生農家から半径10キロメートル圏内が鶏や卵の移動制限区域に指定されたため、同日、宇目地区の一部がこの制限区域内に入りました。宇目地区のこの制限区域内には5農場4農家があり、種鶏を2農家で約1万2,500羽、ブロイラーを2農家で約3万3,300羽、合わせて約4万5,800羽を飼育しています。

感染を防ぐため、大分県は同日早朝から消毒ポイントの設置を行い、国道326号、国道10号及び県道39号並びに市道の5カ所で関係車両の消毒を実施しています。

本市は、同日、農業振興課に、佐伯市鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置し、対策会議を開いたほか、市内の養鶏農場すべての進入路に職員が消石灰を散布するなど、防疫体制を強化いたしました。また、大分県の家畜保健所が、同日に市内の移動制限区域内の農場に、翌30日には区域外の農場に立入検査を行っており、ともに異常なしとの報告を受けております。

さらに、本市は、同月31日から市内の100羽以下の家禽類飼養農家に再確認調査を実施したほか、2月4日には5羽以上の家禽類飼養農家141戸に消毒用消石灰を、同月7日には養鶏農家17戸に鶏舎消毒液を配布いたしました。あわせてケーブルテレビや市報などを通じ、市民の皆様や飼育者の方々に対して、的確な情報提供や消毒作業などについての御理解と御協力をお願いいたしました。

なお、宇目地区の移動制限区域内にある5農場での検査の結果、異常が認められなかったことから、同月4日午前11時には、移動制限区域が半径10キロメートルから5キロメートルに縮小されております。現在は、移動制限区域に入っていた農家の今後の出荷など、今後の対応について大分県と協議を行っているところであります。

また、同月17日には、宮崎県延岡市北浦町で新たに高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されました。発生農家から半径10キロメートルの圏内が移動制限区域に指定され、同日、蒲江地区の一部がこの制限区域内に入りました。このことを受け、大分県は同日、森崎浦の国道388号に消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を実施しております。蒲江地区には、この制限区域内に5戸の少羽の飼養世帯があることから、本市は同日、これらの世帯に消毒用消石灰を配布いたしました。

現在、大分県と連携を図りながら、鳥インフルエンザの感染拡大防止に向け取り組んでいるところであります。

7 国・県工事の進捗状況について

東九州自動車道、佐伯県境間の平成23年2月現在の整備状況につきましては、全体用地取得率は約95%で、工事の進捗率は、佐伯蒲江間が約33%、蒲江県境間が約71%となっております。

国の平成22年度予算では、約125億円が確保されており、蒲江県境間は平成24年度末の供用開始に向け、また、佐伯蒲江間につきましても、去る1月21日には、同区間で2番目の貫通となる大越トンネルが貫通するなど、順調に工事が推移しています。

東九州自動車道につきましては、昨年6月28日から大分インターチェンジ・佐伯インターチェンジ間での高速道路無料化社会実験が実施されており、これに対応して、市は観光情報ホームページのリニューアルや駐車場情報の発信、食と周遊をセットにしたスタンプラリーの実施、食観光キャンペーンやPR活動など、観光誘客を図るためにさまざまな取り組みを行ってまいりました。高速道路無料化とそれに対応した取り組みの効果もあり、無料化実施後の佐伯インターチェンジ

の通過車両台数は1日平均約1万3,000台から1万4,000台と、昨年度と比較し2倍以上増加しており、観光面においても、ぶんど井街道の実食数が約2倍にふえたほか、佐伯寿司海道のキャンペーン応募者が1.3倍に増加するなど、大きな成果を上げております。

また、本市から県境を経て、宮崎県延岡市を結ぶ国道388号につきましては、蒲江地区の中心部と蒲江インターチェンジ（仮称）を結ぶアクセス道路として蒲江浦・森崎浦間バイパスの整備が進められており、昨年9月29日に新小向トンネルの供用が開始されたほか、猪串第1号トンネル（仮称）が6月に貫通予定など、全線開通に向け順調に工事が推移しています。

蒲江地区の西野浦と竹野浦河内を結ぶ県道西野浦河内線につきましては、昨年12月6日に西野浦トンネルが貫通いたしました。同線のバイパス工事の延長は1,700メートルで、来年度開通の予定です。

本市の産業・経済の発展、文化・観光の振興及び地域の生活道路として、道路交通網の整備は喫緊の課題であります。去る2月14日には、国土交通省九州地方整備局を初め関係各機関に、同月15日及び16日には西日本高速道路株式会社及び国土交通省に対し、東九州自動車道及び国道388号の未整備区間の整備促進について要望活動を行ってまいりました。今後もこれらの道路の早期整備に向け、要望活動などを通じ関係各機関に働きかけてまいります。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案27件及び予算外議案45件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

1 平成23年度予算編成について

市民の皆様方から御支援をいただき、市政をお預かりして第2期目も早くも3年目を迎えようとしています。市長に就任して以来、市民にわかりやすい市政の実現を目指しながら、行財政改革の実現を最重要課題に掲げ、本市における安定的な財政基盤の確立を目指し、市政の運営を行ってまいりました。平成17年度に策定した「第1期佐伯市行財政改革推進プラン」は、市民の皆様方を初め関係者の御協力により、プランに掲げた目標は達成することができました。基金につきましては、市町村合併以後、取り崩すことなく積み立てが続いており、現段階の見込みからいたしますと、財政調整基金が48億円、減債基金が36億円程度となる見通しであり、これらの基金については、市町村合併以後に約21億円の基金の造成が見込まれることとなります。このように本市の財政状況については、地方交付税の増加等の好的要因があったことから、若干好転の兆しが見えてきたものと思われれます。

国が策定した平成23年度の地方財政計画によると、地方財政の歳入歳出規模は82兆5,000億円であり、前年度と比較すると、金額では4,000億円の増額、伸び率では0.5%の増加となっているものの、三位一体改革以前の平成15年度と比較すると、3兆7,000億円減額された状態となっています。また、本市の歳入の大きな比率を占める地方交付税に着目してみますと、総額で17兆4,000億円であり、前年度と比較すると、金額では5,000億円の増額、伸び率では2.8%の増加となっています。しかしながら、臨時財政対策債が減少していることから、地方交付税と臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税については、1兆円の減額が計画されているところです。このような動向の中、平成23年度の本市の歳入予算の編成に当たっては、歳入の基本となります市税は、固定資産税やたばこ税等において増収が見込まれることから、前年度と比較して、市税全体で1億6,000万円を増額した予算計上とし、地方交付税につきましては、地方財政計画に計

上されている増額見込みや国勢調査による人口の減少等の諸要因を勘案し、前年度と比較して3億円を増額した予算計上としております。

しかしながら、平成27年度から5年をかけて市町村合併による地方交付税制度の特例である合併算定替方式の適用がなくなり、一本算定方式に変更されることにより、三十数億円程度の交付税の減額が予想されるなど、今後の佐伯市の財政運営にとって厳しい状況が待ち受けていることに変わりありません。

このような中、地方財政運営の基本である健全な財政運営の構築の観点から、経常経費については予算の縮減を図る一方、社会資本整備や住民福祉の向上等に要する経費については可能な限り計上し、平成23年度の予算編成を行ったところであります。

2 平成23年度予算の概要について

平成23年度の一般会計予算の総額は417億9,100万円であります。また、特別会計予算の総額は232億9,881万4,000円、企業会計予算の総額は39億6,716万6,000円となります。このうち、議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算につきまして、八つの項目ごとに、その概要について御説明いたします。

(1) 行財政改革の推進及び市民にわかりやすい市政の実現

行財政改革の推進につきましては、平成22年3月に策定した「第2期佐伯市行財政改革推進プラン(平成22年度から26年度)」に沿って、現在取り組んでいるところです。特に、平成23年度当初から米水津診療所に指定管理者制度を導入し、また、市営住宅の維持管理について大分県住宅供給公社に管理代行させ、さらには、上岡浄水場の運転管理業務を佐伯市管工事協同組合に全面委託することにより、職員数のさらなる削減を図ることとしています。

市民にわかりやすい市政の実現につきましては、本市における重要な計画や政策を決定する場合、市民の皆様の御意見を拝聴するパブリックコメント制度や市政の動きを地域に伝えるための地域審議会等について引き続き推進してまいります。また、情報公開制度の推進の観点からも各種審議会の公開につきましても推進していく所存です。

(2) 過疎対策等

過疎対策事業といたしましては、平成22年度の補正予算において、その準備経費を若干予算措置いたしておりましたが、今回新たに地域おこし協力隊事業について所要額を予算計上いたしております。この事業は、鶴見大島地区における地域力の維持・強化を図ることを目的に2人の地域おこし協力隊員を配置しようとする事業です。

もう一つの新たな試みといたしまして、官民一体となった定住促進事業について予算計上いたしております。この事業は、民間が取り組む定住促進体験住宅整備に対して助成を行うとともに、市外からの移住希望者が本市内に新築住宅、または中古住宅を購入し、転入居住を開始した場合に補助金を支給する事業でございます。これにより、本市の定住人口の増加を図ろうとするものです。

また、市内の青山、上・下堅田、弥生、本匠、宇目、直川地域の住民の方々の通院や買い物等の際の交通手段として御利用いただいておりますコミュニティバスの運行に要する経費につきましても、引き続き予算措置いたしております。その他、従来から行っている旧町村地域の支援策であるパワーアップ事業、地域緊急対策事業及び地域教育力強化事業や生活バス路線を維持するための大分バス等への補助金についても、引き続き予算措置いたしているところでございます。

(3) 生活環境、少子化、高齢化及び保健福祉の対策

生活環境対策といたしましては、佐伯903エコプランに掲げた重点施策のうち、本市の保全すべき自然環境の種類について調査を行う佐伯市自然環境調査事業や、各学校給食調理場等から回収した廃食油をバイオディーゼル燃料として再利用することにより資源循環型社会の形成を目指す佐伯市新油田プロジェクト推進事業について予算措置いたしております。

少子化対策といたしましては、平成22年度から国の施策として制度化された子ども手当支給事業について引き続き予算措置をいたしております。また、平成22年度に子どもの医療費の無料化制度の対象年齢を拡大いたしましたが、平成23年度も引き続き予算措置を行っているところです。その他、不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成する子宝支援事業についても予算措置いたしております。

高齢者対策といたしましては、地域の人々が主体となり、ひとり暮らしの高齢者を支えていこうとする地域の憩いの場、さいきの茶の間を新たに設置するための経費やこれらを運営するための経費につきまして引き続き予算措置いたしております。

保健福祉対策につきましては、小児を対象とした個別予防接種や高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種に要する経費を計上するとともに、平成22年度一般会計補正予算（第5号）で新たに措置した子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に要する経費について計上いたしております。

（4） 観光、商店街、中小企業及び企業誘致の対策

観光対策といたしましては、食観光の推進やツーリズムの推進、観光ガイドの充実、観光客誘致の促進等の目標に向けて市内観光の充実と観光行政のさらなる推進を図るとともに、観光関連のホームページを充実させ、本市の観光情報の発信力の強化を図ることとしています。また、観光客のおもてなしの場として、歴史と文学の道に位置する旧つたや旅館を観光交流館として整備するための測量試験費についても予算措置いたしております。

商店街対策といたしましては、仲町の空き店舗を活用して地元産品の情報発信等を行うアンテナショップ事業を実施するアンテナショップ番匠に対して引き続き支援を行います。

中小企業対策といたしましては、商店街等活性化事業として、中小小売商業の活性化を図るため、商店街等が共同して取り組む集客や促進のためのイベント等に対し、引き続き助成・支援を行います。

企業誘致対策につきましては、平成22年度に本市の職員1人を大分県の大阪事務所に派遣いたしておりましたが、平成23年度は東京事務所に職員1人を派遣し、大分県とさらなる連携を深めるとともに、企業誘致が推進される体制の強化を図っていきます。また、ハード面といたしましては、門前工業用地に配水管の布設や防火水槽を整備するなど、企業の受け入れ体制の充実を図ることとしております。

（5） 農林水産業の振興

農業の振興につきましては、新たな試みといたしまして戸別所得補償制度の活用を通じた水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地確立の推進等の活動を行うための戸別所得補償制度推進事業について予算措置いたしております。また、佐伯市生き生き農業支援事業により、小規模農家や退職就農者等が直売所等に出荷するために活用する簡易ビニールハウスの整備に対する助成制度についても予算措置いたしております。その他、従来から行ってきた農業生産基盤や農業生活環境基盤等の整備を行う農業振興総合整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業及び中山間地域総合整備事業につきましても、引き続き推進することといたしております。

す。

林業の振興といたしましては、地元佐伯産材の需要の拡大を図るため、当該木材を使用した場合における助成の対象を平成23年度から新築のみならずリフォームにまで広げ、さらなる需要の拡大を図ることとしています。その他、野生鳥獣による農産物等の被害を防ぐための有害鳥獣捕獲事業費につきましても引き続き予算措置いたしております。

また、林道の整備につきましては、県単林道整備事業、農山漁村地域整備交付金事業等により、その整備を進めていくこととしております。

水産業の振興につきましては、ハード面において、継続事業として行っている霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業及び漁港再生交付金事業（浅海井地区）について引き続き必要額を計上するとともに、平成23年度から新たに猿戸漁港地域水産物供給基盤整備事業を行い、当該漁港の外郭・係留施設、漁港用地等の整備を推進していきます。ソフト面においては、漁港再生交付金事業（佐伯東部地区）により、メガイアワビやクロアワビの種苗放流や増殖場の効果調査等を行うこととしております。

（６） 社会資本の整備

道路や公園等の整備といたしまして港児童公園整備事業、濃霞山公園整備事業及びかさむら公園整備事業について、平成23年度の新たな事業として予定しているところでございます。

まず、港児童公園整備事業につきましては、駅と港の中間点に位置する港児童公園の再整備を行い、にぎわいの場と休憩の場を兼ね備えたスペースを提供し、観光客の回遊性を図ろうとするものであります。また、濃霞山公園整備事業につきましては、現在、財務省から濃霞山の用地を無償で借り受け、市民の公園として利用しておりますが、今回、当該用地を購入し、整備しようとするものであります。かさむら公園整備事業につきましては、門前工業団地の下側に位置する調整池の隣接部分を、開発行為を行った場合の都市計画法の規定により公園として整備しようとするものであります。

また、本市の大きな事業の一つでもあります大手前開発事業につきましては、当該用地を佐伯市土地開発公社から購入するための経費や、道路・整地・給排水施設等に係る設計業務委託料や大手前地区都市再生土地区画整理事業に係る建物移転補償費等について予算措置いたしております。その他、従来から地域活力基盤創造交付金事業として道路整備を行ってきました市道沖松浦線道路新設改良事業、市道小竹線道路改良事業、市道下久部長瀬線道路改良事業等の事業につきましては、道路新設改良交付金事業として予算措置いたしたところであります。

（７） 防災～安心・安全のまちづくり

防災対策といたしましては、引き続き安心・安全なまちづくりを目指し、防災システム整備事業に要する経費について計上いたしております。平成23年度は、蒲江地区の防災無線を現行のアナログ方式からデジタル方式に更新する事業を予定しているところです。また、非常備消防施設整備事業といたしまして、防火水槽の設置、小型動力ポンプ付積載車の購入や佐伯市佐伯消防団城北分団消防機庫の建設等を予定しており、市民の皆様の生命・身体・財産を保全するための措置をいたしているところです。

その他、風水害、地震等の各種災害が発生した場合に対応するための災害対策本部等に要する経費について予算措置いたしているところです。

（８） 教育の充実

学校教育の振興といたしましては、ハード面では、鶴岡小学校のグラウンドの改良を行うための

屋外環境整備事業、佐伯東小学校校舎耐震補強事業、名護屋小学校校舎耐震補強事業、鶴谷中学校校舎大規模改造事業及び危険改築事業、東雲中学校屋内体育施設の耐震補強事業等を予定しており、児童・生徒の教育環境の充実を図ることとしております。一方ソフト面では、平成23年度の新たな事業として、保護者などからの苦情等について早期解決を図るための学校問題解決支援事業や、小中一貫教育の全市的な展開を視野に入れた小・中連携推進充実事業、さらには大分県から配置される学力向上支援教員と連携をとり、学力の向上を図るための実践研究を行う佐伯市学力向上実践研究事業に取り組み、本市の教育環境の改善や児童・生徒のさらなる学力の向上に努める所存であります。

社会教育の振興につきましては、東地区の公民館として利用する駅前・港地域交流センターの建設に着手するとともに、歴史資料館の建築等の設計委託業務等に要する経費について予算措置いたしております。

社会体育振興につきましては、老朽化した直川体育館の屋根、内外壁及び床面の耐震補強工事による整備を行い、地域の社会体育振興の向上を図ることとしています。

以上が本予算の概要であります。その財源といたしましては、市税73億3,186万7,000円、地方譲与税等13億3,100万円、普通交付税165億円、特別交付税11億円、国庫支出金51億5,674万2,000円、県支出金31億9,468万3,000円、繰入金5億9,987万3,000円、市債49億960万円、その他16億6,723万5,000円となっております。

このほか、特別会計予算14件、企業会計予算2件を提案していますが、いずれも説明については省略させていただきます。

3 平成22年度補正予算について

議案第22号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ5億9,129万8,000円を減額いたしております。

今回の補正は、主として国庫補助事業等の事業費の確定に伴う減額調整や早期退職者の増加に伴う退職手当及び減債基金積立金の追加計上等が主なものです。また、歳入面におきましては、国の平成22年度補正予算により、普通交付税の追加交付が行われたことから、その所要額を計上いたしております。このほか、新たに44事業の繰越明許費を設定するとともに、地方債につきましても所要の補正を行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、2億5,598万6,000円を追加計上いたしております。その主なものは、職員の早期退職者が増加したことに伴い、その退職手当を追加計上するとともに、将来の市債の元利金償還の財源確保の観点から、減債基金積立金についても追加計上いたしたものであります。そのほか、平成19年度水道施設遠方監視システム構築に係る過払い金について、その相当額を簡易水道事業特別会計へ繰り出す経費について計上いたしております。

次に、民生費につきましては、2,562万1,000円を追加計上いたしております。その主なものは、低年齢児童の保育所への入所が当初の見込みより増加したことに伴い、私立保育所運営事業に係る経費について追加計上いたしたものであります。

衛生費につきましては、1,683万9,000円を減額いたしております。その主なものは、簡易水道事業特別会計繰出金及び国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）を減額いたしたものであります。労働費につきましては、324万7,000円を減額いたしております。その主なものは、緊急雇用創出事業について、事業費の調整により減額いたしたものであります。

農林水産業費につきましては、3億5,437万2,000円を減額いたしております。その主なものは、単年度事業で計画していた経営構造対策事業が大分県の補助金の関係上、2カ年事業となったことから、翌年度執行予定相当額について減額いたしましたものであります。そのほか、分収造林事業、生産基盤高度化緊急対策事業、漁村再生交付金事業（浅海井地区）等において、事業費の確定等により減額いたしております。

商工費につきましては、1,336万7,000円を減額いたしております。その主なものは、工業団地整備費を減額いたしましたものであります。この事業は、本匠三股地区の工業用地に隣接する大分県所有の土地を取得しようとするものであります。大分県との調整に日数を要し、今年度の執行が不可能となったことから減額いたしましたものであります。

土木費につきましては、1億8,789万8,000円を減額いたしております。その主なものは、事業費の確定により土地区画整理事業、野岡中芳島線街路事業等について減額したほか、馬場常盤線街路事業について、計画の見直しが必要となったことから事業費の全額について減額いたしましたものであります。

消防費につきましては、1,736万2,000円を減額いたしております。その主なものは、常備消防一般管理費及び常備消防施設整備事業について事業費の確定により減額いたしましたものであります。

教育費につきましては、2億7,982万円を減額いたしております。その主なものは、鶴岡小学校施設整備事業、佐伯東小学校施設整備事業、鶴谷中学校施設整備事業及び駅前・港地域交流センター建設事業において、いずれも事業費の確定に伴い減額いたしましたものであります。

なお、この補正予算の財源調整につきましては、減債基金積立金により行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算とあわせただ一般会計予算の総額は441億9,269万8,000円となります。

次に、特別会計補正予算といたしまして国民健康保険特別会計ほか7特別会計について、また、公営企業会計補正予算といたしまして公共下水道事業会計について提案いたしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第32号、佐伯市住居表示審議会条例等の一部改正につきましては、佐伯市議会から、議会選出各種委員等の就任辞退の申し入れがあったことを尊重し、平成23年度から佐伯市議会議員を本市の執行機関の附属機関の委員に委嘱しないこととすることに伴い、関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第33号、佐伯市交通安全対策協議会条例の一部改正につきましては、佐伯市交通安全対策協議会の現況を勘案し、当該協議会の副会長の人数及び定例会の開催回数を変更しようとするものであります。

議案第34号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、月に60時間を超える時間外勤務を行った職員が時間外勤務手当の支給割合の引き上げに相当する額の時間外勤務手当の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定できるようにするとともに、当該支給割合の引き上げに相当する額の時間外勤務手当を支給することを要しないこととする措置を講じることに関し、関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第35号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成23年4月

に支給する市長の給料月額について、現在支給している給料月額からさらに10%を減額しようとするものであります。

議案第36号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、職員の給料月額を5%減額する期間をさらに1年間延長し、その期限を平成24年3月31日までにしようとするものであります。

議案第38号、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正につきましては、本市が設置している佐伯市公の施設指定管理者選定委員会を附属機関として明確に規定するため、条文の整備をしようとするものであります。

議案第39号、佐伯市税条例の一部改正につきましては、入湯税の課税免除に係る規定を明確にするため、当該規定の整備をしようとするものであります。

議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正につきましては、公共交通機関の整備に伴い、佐伯市コミュニティバスの見明・上津小野線の路線名及び運行区間を改めるとともに、本市において運行している市営バスに関する規程を整備するため、佐伯市営マイクロワンマン自動車運行条例を廃止し、佐伯市コミュニティバス運行条例に直川線及びその運行区間を新たに追加しようとするものであります。

議案第41号、佐伯市手数料条例の一部改正につきましては、平成23年度から火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し及び譲受け並びに煙火の消費の許可に関する事務が大分県から移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料の種類、区分、額及び徴収時期を新たに定めようとするものであります。

議案第42号、訴えの提起につきましては、本市所有のケーブルテレビの光ファイバーケーブル等を損壊させた者の使用者及び当該損壊させた者に対し、損害賠償金等の支払いを求めるため、訴えを提起しようとするものであります。

議案第43号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、波当津辺地における思案橋の整備について、下部工の一部補修工事の追加に伴い、事業費を増額するために当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものであります。

議案第44号、佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、水源の安定性に乏しく施設の老朽化が顕在化している上浦蒲戸簡易水道及び上浦福泊簡易水道を統合し、安全で安定した水の供給を行うため、新たに上浦蒲戸福泊簡易水道を設置しようとするものであります。

議案第45号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正につきましては、都市計画下水道事業、集落排水事業等との均衡を図るため、特定環境保全公共下水道事業における受益者分担金の徴収方法を改めるとともに、蒲江区域における新規事業の受益者分担金の上限額を新たに定めようとするものであります。

議案第47号、佐伯市墓地条例の一部改正につきましては、佐伯市臼坪墓地を新たに設置することに伴い、その名称及び位置並びに使用料の額を定めようとするものであります。

議案第48号、佐伯市火葬場条例の一部改正につきましては、佐伯市火葬場統廃合計画に基づき、佐伯市上浦火葬場、佐伯市本匠火葬場及び佐伯市直川火葬場を平成23年度から廃止しようとするものであります。

議案第49号、佐伯市福祉センター条例の一部改正につきましては、障がい者への支援の充実を図るため、佐伯市福祉センターの利用時間及び休館日並びに利用者の範囲を改めようとするもので

あります。

議案第50号、佐伯市保育所条例の一部改正につきましては、平成21年度以降休止している名護屋保育所について、地域の児童数の状況から今後も開所する見込みがないため、平成23年度から廃止しようとするものであります。

議案第52号から第62号までの9市2町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議につきましては、大分市、別府市、中津市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町及び九重町と本市との間で証明書等の交付等に係る事務をそれぞれ相互に委託することに関し、これら自治体と協議の上、それぞれの自治体との間で規約を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

議案第63号、佐伯市商工業振興計画策定委員会条例の制定につきましては、佐伯市商工業振興計画の策定等に関し必要な事項を審議するため、市長の附属機関として佐伯市商工業振興計画策定委員会を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第64号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正及び議案第65号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、佐伯市かみうら天海展望台及び佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設の管理を行う指定管理者を今年度二度にわたって公募したところ、該当する団体がいなかったことから、平成23年度に再度公募し、同年度から、これら施設の管理を行う指定管理者を指定したいため、指定管理者の管理指定期間に係る規定の経過措置を設けようとするものであります。

議案第66号、大入島食彩館条例の一部改正につきましては、本市の公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間を統一させるため、大入島食彩館の管理を行う指定管理者の管理指定期間を改めるとともに、当該施設の管理を既に指定管理者が行っていることから、市長の附属機関として設置している大入島食彩館運営委員会を廃止しようとするものであります。

議案第67号、財産の無償譲渡及び議案第68号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正のうち第2条の規定につきましては、平成23年度から佐伯市淡水魚種苗センターの管理・運営を番匠川漁業協同組合に移管するに当たり、同センターの財産を同組合に無償譲渡するとともに、佐伯市淡水魚種苗センター条例を廃止しようとするものであります。

議案第68号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正のうち第1条の規定につきましては、佐伯市瀬会海岸休憩所の管理を行わせる指定管理者の指定に関し、平成20年度以降その応募がなく、また、本市が直営で管理を行う場合においても恒常的な収支不足が見込まれることから、佐伯市瀬会海岸休憩所条例を廃止しようとするものであります。

議案第70号から第75号までの佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、佐伯市固定資産評価審査委員会委員である田口彰蔵氏、高木雅士氏、吉川寛氏、荒木健氏及び野口俊一氏の任期が平成23年5月26日で、また、神崎征一氏の任期が同年7月6日でそれぞれ満了するため、田口彰蔵氏、高木雅士氏、荒木健氏及び神崎征一氏を再度選任し、また、吉川寛氏及び野口俊一氏の後任として玉野井重治氏及び汐月良喜氏を新たに選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第76号、佐伯市教育委員会委員の任命につきましては、佐伯市教育委員会委員である大和三代氏の任期が平成23年5月20日で満了するため、後任として谷口久枝氏を新たに任命することについて議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。何と

ぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） ただいま、提案理由の説明がありました。報告事項第1号及び第2号の概要につきましては、議案書に添付のとおりでございます。

日程第7 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第7、議案質疑を行います。

議案第5号から第31号まで、以上27件を一括して議題とし、これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

日程第8 予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第8、予算特別委員会の設置及び同特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第5号から第21号まで、以上17件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号から第21号まで、以上17件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたします。

日程第9 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第9、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成23年第3回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 5 号	平成23年度佐伯市一般会計予算	予算特別
第 6 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別
第 7 号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別
第 8 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別
第 9 号	平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別
第 10号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別
第 11号	平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別

第12号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別
第13号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別
第14号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別
第15号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第16号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第17号	平成23年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別
第18号	平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別
第19号	平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別
第20号	平成23年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別
第21号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別
第22号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)	分割
第23号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生
第24号	平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	教育民生
第25号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生
第26号	平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第27号	平成22年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	建設
第28号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設
第29号	平成22年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建設
第30号	平成22年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)	建設
第31号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	建設

議長(小野宗司) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。
お諮りいたします。
本日は、この程度にとどめまして、明日は各常任委員会を開いていただき、7日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時01分 散会

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 3月7日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月7日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	榊田穂積	16番	三浦涉
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	浅利美知子	20番	後藤勇人
21番	渡邊一晴	22番	井野上準
23番	兒玉輝彦	24番	宮脇保芳
25番	清家好文	26番	江藤茂
27番	吉良栄三	28番	芦刈紀生
29番	下川芳夫	30番	高橋香一郎

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋泰義	副市長	山本清一郎
副市長	塩月厚信	教育長	分藤高嗣
総務部長	川原弘嗣	財務部長	三原信行
企画商工観光部長	魚住慎治	市民生活部長	染矢隆則
福祉保健部長	石田初喜	建設部長	高瀬精市
上下水道部長	三又秀喜	農林水産部長	高橋満弥
教育次長	江藤幸一	消防長	歳納良晴
総務部次長兼総務課長	井上勇	次長兼観光課長	浜野芳弘
財政課長	岡本英二	税務課長	児玉修一
企画課長	飛高彌一郎	商工振興課長	飛高勝則
社会福祉課長	高野隆正	子育て支援課長	山崎浩
高齢者福祉課長	山田わか子	健康増進課長	河村昌江
建設総務課長	根塚洋二	建設課長	柴田勝徳
農業振興課長	吉田英一	水産課長	坪根大吉

林業課長 田原俊秀 さいきブランド流通課長 岡崎 税
教育総務課長 山野内眞人 学校教育課長 都留俊之

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第2号

平成23年3月7日(月曜日) 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告(質疑)
- 第2 討論、採決
- 第3 代表質問
- 第4 議案質疑
- 第5 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告(質疑)
- 日程第2 討論、採決
- 日程第3 代表質問
- 日程第4 議案質疑
- 日程第5 議案の委員会付託

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第3回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告(質疑)

議長(小野宗司) 日程第1、委員長報告を行います。

休会中審査として、各常任委員会に付託されました議案第22号から第31号まで、以上10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長(後藤幸吉) おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として本委員会に付託されました、議案第22号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管の部分につきまして、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

本議案にはケーブルテレビ事業及び情報化推進整備事業に係る過大請求による返還金が計上されていることを踏まえ、執行部から、歳入歳出の審査に入る前に「これまでの経過及び今後の方針について」報告したいとの申し出がありましたので、委員長において許可いたしました。

執行部から、昨年の11月22日に市の方針を総務常任委員会に報告した後、12月10日、株式会社ケーブルテレビ佐伯に対し548万2,193円の過払金返還請求を行い、ことしの1月14日に全額入金された。また、株式会社ミールへも昨年の11月16日に45万4,923円を請求し、12月20日に全額入金された。

未調査分の請求については案分の方法とし、引き込み撤去・支障移転・その他に分類し、さらに金額の階層を10万円単位とし、調査1件当たりの過大請求額を算出した。これに全件数を乗じて過大請求額を算出し、この金額から既に入金済みの金額を減じて得た額、259万7,261円を2月3日付で株式会社ケーブルテレビ佐伯に請求した。しかし、2月24日、この請求については応じられないとの通知を受けている。

今後の市の方針については、既に過大請求分548万2,193円が支払われていること、未調査分の案分には応じないものの過少分の請求は行わないとの意向であること、これらを踏まえて今後弁護士と相談を行い、和解に向けて協議を行うよう検討している。当然、和解になれば議会に上程し、審議をいただくようになるとの報告がありました。

若干の質疑を経て歳入に入り、19款、5項、3目、雑入について、一委員の質疑により、情報ネットワーク雑入に過大請求返還金として548万2,000円が計上されている確認を行っております。

歳出においては、2款、1項、6目、電算管理費、及び2款、1項、13目、ケーブルテレビ事業費について、一委員から、歳入で過大請求分の返還金を受け、水道施設遠方監視システムに係る返還金の分を簡易水道事業特別会計へ318万1,000円繰り出しているが、国庫補助金等を含めた清算の状況はどのようになっているのかとただしたのに対し、執行部から、国庫補助金の清算については、簡易水道事業特別会計補正予算に135万円の返還金を計上しており、起債については、現在、財務事務所と協議中であるが、新年度当初予算書に290万円の返還金を計上しているとの答弁がありました。

また、第2表、繰越明許費について、一委員から、佐伯ケーブルテレビ事業費350万円の繰り越し理由についてただしたのに対し、執行部から、東九州自動車道の工事に伴い、国土交通省から大越地区のケーブルテレビ支障移転の依頼が急遽あり、年度内の完成が厳しいために予算を計上したものであるとの答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第22号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、次に、建設常任委員長、三浦涉君。

建設常任委員長（三浦涉） おはようございます。建設常任委員長の三浦涉でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として委員会に付託されました予算議案7件につきまして、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第22号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会所管の部分についてを議題とし、款を追って審査いたしました。

歳入では、一委員から、13款、2項、7目、土木費国庫補助金のうち地域活力基盤創造交付金の減額について、その理由及び明細をただしたのに対して、執行部からは、国の内示が伴わなかったため減額したものである。その内訳としては、野岡中芳島線街路事業が1,380万円、馬場常盤線街路事業が1,320万円であるとの答弁がありました。

また、一委員から、20款、1項、12目、合併特例債のうち、まちかど広場整備事業について、減額の経緯をただしたのに対して、執行部からは、本事業は、仲町での歩行者の滞留時間の延長を目的とした広場の設置を予定しているが、事業用地の確保ができず減額したものである。なお、現在も用地確保に向けて取り組んでおり、来年度も事業の継続をしていくとの答弁がありました。

歳出に入り、一委員から、8款、8項、1目、住宅管理費について、その内容をただしたのに対して、テレビの地上デジタル放送への対応工事及び女島団地外壁工事の予算残を減額している。また、老朽化した団地も多く、毎年、相当の維持補修費を要しているとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第22号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成22年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審査いたしました。

一委員から、歳入の1款、2項、保留地売払い収入について、その内容をただしたのに対して、執行部から、今年度は保留地を3筆売却し、その合計金額は5,015万6,000円である。売買に当たっては、近隣の売買事例を参考にし、今年1月時点で単価の補正を行っているとの答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審査いたしました。

一委員から、歳出の1款、2項、1目、特環下水道建設改良費において、蒲江地区に建設している施設の状況をただしたのに対して、執行部からは、現場での湧水、大きな岩塊が出るなどの状況があり、今後、事業費の見直しもあるとの答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第28号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成22年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第30号、平成22年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第31号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第3号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、先議案件として本委員会に付託されました予算議案4件につきまして、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず議案第22号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会所管の部分について款を追って審査いたしました。

歳入においては質疑はなく、歳出に入り、主な質疑として、委員から3款、1項、2目、障害者福祉費のうち、障害者自立支援給付事業及び地域生活支援事業の増額理由をただしたのに対し、執行部から、障害者自立支援給付事業については、失われた身体的な機能を補完する用具の購入・修理等の費用を補助する事業の申請が、障害者自立支援法等の関係もありふえたためである。また地域生活支援事業については、身体障がい者に対し、ストマ用器具等を支給する事業で、当初の見込みよりふえたためのものであるとの答弁がありました。

また、委員から3款、2項、2目、児童措置費のうち私立保育所運営事業の増額理由をただしたのに対し、執行部から、保育単価の高いゼロ歳児が昨年に比べ2月現在で14人ふえたためのものであるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、待機児童の状況についてただしたのに対し、執行部から、ゼロ歳児から2歳児の待機児童がふえている状況であるとの答弁がありました。

これに対し、委員から、待機児童への対応についてただしたのに対し、執行部から、行財政改革の一環として保育園の統廃合を進めてきた。新たな保育園をつくる状況ではない。現在民生福祉会の方で1園建てかえの計画があり、低年齢児童の部屋を広くとってもらい、待機児童の解消に努めたいとの答弁がありました。

また、委員から、10款、2項、小学校費及び3項、中学校費の学校建設費について、鶴岡小学校、佐伯東小学校及び鶴谷中学校の施設整備事業費の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、鶴岡小学校については、入札残分を減額するものだが、マル公を基準として予算計上したため、実際の入札と開きがあった。佐伯東小学校については、入札残分と、地中の構造物の撤去費用を予算化していたが、構造物がなかったため合わせて減額したものである。鶴谷中学校については、入札残分と、22年度、23年度で工事を行うため、工事費の4割を22年度に、6割を23年度と予定していたが、工事の進捗状況により今年度を3割にしたものと合わせて減額したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、10款、5項、2目、公民館費のうち駅前・港地域交流センター建設事業の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、設計委託料の入札残を減額するものだが、マル公を基準として予算計上したため、入札額と開きが大きかったとの答弁がありました。

また、委員から、第2表、繰越明許費のうち、4款、1項、衛生費、火葬場解体事業の進捗状況についてただしたのに対し、執行部から、現在解体工事の設計までできており、23年度に繰り越しし、入札、解体工事を予定しているとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第22号のうち、本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

審査いたしました。事業勘定の歳入では質疑はなく、歳出に入り、8款、4項、1目、特定健康診査等事業費の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、国、県からの指導により、特定健診検査委託料を受診率100%として予算計上していたが、実際を受診率に合わせて減額するものであるとの答弁がありました。

次に、直営診療施設勘定に入り、歳入において、委員から、1款、1項、1目、国民健康保険診療収入（米水津診療所）の増額理由と、4月から米水津診療所が指定管理者制度を導入することについて、スムーズに移行できるのか、また米水津地区民への周知についてただしたのに対し、執行部から、診療収入が上回ったので増額した。移行については、現在小寺会との引き継ぎを自治医とともに調整を図っており、順調に進んでいる。周知については、小寺会が説明用のチラシを米水津地区に配布する予定であるとの答弁がありました。

歳出に入り、委員から、2款、1項、2目、医療用消耗機材費及び3目、医療用衛生材料費のうち米水津診療所分の増額理由についてただしたのに対し、執行部から、医療用消耗機材費については、血液検査の検査料で検査が確定しているものの増額である。医療用衛生材料費については、薬品代で、3月末までに使い切ることを基本に増額したが、薬品が残った場合は、他の直営診療所にて使用するとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第23号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）及び、議案第25号、平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件につきまして、去る3月2日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

議案第22号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会所管の部分について審査いたしました。

歳入では特に質疑はなく、歳出に入り、一委員から、5款、2項、1目、労働諸費のうち、雇用対策事業、330万円の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、今回の減額補正については、新規雇用者の勤務日数等の減少と、当初予定していた機械等の借り上げ費用の減少分であるとの答弁がありました。

次に、一委員から、6款、1項、3目、農業振興費の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、現在、市内女島地区において、企業参入としてトマト栽培施設事業を行っているが、この経営構造対策事業費において、国庫予算上、2カ年計画となったこと、及び入札により事業費が減少したことなどから、今回2億6,886万9,000円を減額補正するものであるとの答弁がありました。

次に、一委員から、7款、1項、2目、商工業振興費のうち商工会事業補助金の120万3,000円の内訳についてただしたのに対し、執行部から、番匠商工会が経済産業省の地域商業活性化事業の中で買い物弱者対策事業を実施するに当たり、補助対象経費の3分の1を助成するための増額補正である。その主な内容は、宅配事業及び移動販売を実施するための保冷付軽四貨物の購入などの設備投資に係る購入費についての補助である。また事業は23年度より実施するとの答弁がありました。

引き続き、同委員から、この宅配事業については、高齢者等の利用が多いことから、商工会だけでなく、社会福祉協議会等の福祉事業者の参入はできないのかただしたのに対し、執行部から、宅配事業については、地元の方々とその地域の商店を結びつけることにより、当該商店の販路拡大を目的としていることから、この経費を商工費の中に位置づけているとの答弁がありました。

関連して、一委員から、この宅配事業について、国の制度を利用して行われるということだが、今回の保冷車等の設備に補助金を充てようとしているが、周辺地域の方々に生活必需品等を提供するためには、コストがかからず、維持経費も安価である手段等を佐伯市がみずから計画・立案するといったプロジェクトは組んだことがあるのかただしたのに対し、執行部から、周辺過疎地域、地域の応援隊など考えているが、いかにして、その地域に物資の調達を行うかまでは施策の中に反映されていない。今後この事業を進めていく中で、全体的に経費を抑制しつつ、需要を満たしていけるかは大きな研究課題と考えているとの答弁がありました。

また、一委員から、この事業を継続するに当たり、社協、商工会が中心となって、さまざまな団体とうまくリンクさせれば、経費をさらに下げることができるのではないかと。そういう仕組みをつくるため、今後、議論をしてほしいとの意見が出されました。

次に、一委員から、7款、1項、4目、企業誘致対策費について、500万円の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、本匠三股地区の工場用地に隣接する県有地の払い下げを申請していたが、県において行う、行政財産から普通財産の変更に要する事務処理に時間がかかり、年度内の手続きが未完了となることから、今回減額補正をしているとの答弁がありました。

関連して、同一委員から、本市において、企業を誘致する場合、坪単価幾らを見ているのかただしたのに対し、執行部から、造成理由等によって異なるが、県下、3万円ぐらいでないと競争力がないと言われている。本市においては、土地の確保、同時に塩漬けになる可能性をはらんでいるものの、基本的には3万円としなければ同じ土俵には上がれないと考えているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第22号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長(小野宗司) 日程第2、討論、採決を行います。

議案第22号、平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御質疑なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第24号、平成22年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第25号、平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第26号、平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第27号、平成22年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第28号、平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第29号、平成22年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第30号、平成22年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)、議案第31号、平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第3号)、以上9件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより9件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御質疑なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第22号	平成22年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)	分 割	原案可決
第23号	平成22年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生	原案可決
第24号	平成22年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生	原案可決
第25号	平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	教育民生	原案可決

第26号	平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	建設	原案可決
第27号	平成22年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)	建設	原案可決
第28号	平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設	原案可決
第29号	平成22年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	建設	原案可決
第30号	平成22年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算 (第1号)	建設	原案可決
第31号	平成22年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算 (第3号)	建設	原案可決

日程第3 代表質問

議長(小野宗司) 日程第3、代表質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、新風会、清家儀太郎君、2番、平成会、日高嘉己君、3番、市民の会、江藤茂君、4番、民主党、井上清三君、5番、開政会、下川芳夫君、6番、公明党、浅利美知子さん、以上の順序で順次質問を許します。

新風会会派代表、12番、清家儀太郎君。

新風会会派代表(清家儀太郎) 12番議員、清家儀太郎です。新風会会派4名を代表し、佐伯市議会基本条例に従い、初めての代表質問を行います。

質問に先立ちまして、ことしの鳥インフルエンザ発生において出荷規制、移動規制を受けられました農家の方々にお見舞いを申し上げます。また、この鳥インフルエンザ発生拡散を一生懸命防いでいただきました関係者の方々、また職員の皆様に深く感謝を申し上げ、敬意を表したいと思います。

それでは、代表質問に入ります。総括方式で行います。

まず最初に、我が国の政治の方向性と佐伯市の取り組みについて。

我が国の政治は、バブル崩壊以来20年近くも停滞して、国は900兆円に近い借金を有し、国民、市民のいらいら、ストレスだけがたまって、不安と寂しさに悲壮感が漂う情けない状態が続いています。それでも、国民は生活をしていかなくはなりません。この国民の不安の原因は、政治の不在が原因です。我が国の社会保障制度に信頼が持てないからであって、我が国はこれから世界に先駆けて少子化・高齢化社会からの不安要因の克服と経済の活性化を確立し、安心できる社会へ向けて国の将来の姿を示さなければなりません。

それには、長年積み残した課題であり、これまでの政権で先送りされてきた政策である社会保障と税制の一体改革であると考えます。当然、避けて通れない困難をきわめる問題であり、今後の日本の社会、地域、家族のあり方等を考え、安定的で持続可能な改革の方向を探索すべきであります。大変な作業の問題だと思いますが、その過程において、地方行政に求められてくるであろうと考えられますのが、国民の社会保障番号制度を導入する可能性や、複雑な事務事業だと思えます。佐伯市は、これらの複雑なシステムがいつ導入されても、こ

れに対応することが可能であるのかどうか、また税と社会保障の一体改革という政策に対する市長の認識をあわせてお伺いいたします。

次に、昨年平成22年度に国勢調査が行われましたが、その速報値はどうなっているのかを伺います。佐伯市の60歳以上は何人が、人口は1年に1,000人近くも減っていましたが、減少傾向はまだ続いているのでしょうか。直近の数値がわかりましたら、発表していただきたいと思います。

教育問題についてお尋ねします。

家庭の経済状況によって子どもの教育に支障が生じることがあってはなりません。教育は日本社会の活性化と将来の発展に寄与するものであり、その経済的負担が家庭だけでなく、社会全体で支える必要があると考えますが、高校の無償化と子ども手当は佐伯市にどんな影響を与えているのか、また、その補助金の総額は幾らになっているのか、件数と金額を教えてください。

次に、平成23年度から新学習指導要領が本格実施になります。授業の内容は質、量ともに充実し、またいじめや不登校など生徒指導上の問題がふえるなど、さまざまな課題を抱える学校現場の問題に対応する必要があります。そのため、公立小・中学校における少人数学級の実現を図り、あわせて子ども一人一人にきめの細かい教育をするため、1980年、昭和55年以来、30年ぶりに見直される小学校1年生クラス35人学級編制は対応済みでしょうか。また、小学校5・6年生に英語教育が導入されますが、学力向上への取り組みは順調に進んでいるのでしょうか、お答えください。

T P P（環太平洋経済連携協定）について、環太平洋パートナーシップについてお尋ねいたします。

私はさきの12月議会において、このT P P（環太平洋パートナーシップ）問題を推進、つまり交渉に参加するという立場で議論いたしました。人それぞれの立場で考えが違いますが、だんだんと日本国じゅうで議論が進んできていると認識しております。この問題での市長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

T P Pは農業問題が主に取り上げられていますが、農家の戸別所得補償制度は米だけではなく、ほかの品目も同様の対象となりますが、佐伯市は関係者にどんな方法で通知、説明をしているのでしょうか。また、現在までの対象者は何名で、全体の補助金額は幾らになっているのでしょうか。T P Pに積極的に取り組もうとする意欲のある企業、または個人は1件もないのでしょうか。また、環太平洋T P Pに対する農家やそれ以外の市民の声はどんな状況なのでしょうか。わかる範囲で結構ですのでお答えください。

地域主権改革について、次に、地域主権改革についてお尋ねします。

地域主権改革の目玉は、地方が自由に事業を選べる一括交付金化ですが、一括交付金化については、市職員の政策立案能力向上への準備は進んでいるのでしょうか。具体案、構想があれば発表していただきたいと思います。

佐伯市発展のための戦略について、佐伯市予算と財政の状況について。

佐伯市の予算と財政についてであります。平成22年度、国の補正予算において創設された地域活性化交付金は、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援することを目的とした、きめ細かな交付金事業と、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援するこ

とを目的とした住民生活に光を注ぐ交付金であります。この補正予算の効果はどうだったのでしょうか。また、今までの予算と違うところがあるのか、お尋ねいたします。

次に、本市は23年度予算編成について、行財政改革の実現を最重要課題に掲げ、安定的な財政基盤の確立を目指し、第1期の佐伯市行財政改革推進プランを達成し、基金については市町村合併以後も取り崩すことなく積み立てが続いていると誇らしく高々とうたって、本年度も強気の予算に取り組んでいると感じますが、21年度の一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は約10億円以上の黒字で、基金の積み増し、市債の繰り上げ償還を行うなど、堅実な財政運営がうかがえます。22年度、23年度も実質収支はかなりの黒字となると想像できるが、今後も市債の繰り上げ償還、基金の積み増し方針に変わりはないのでしょうか。それとも、佐伯市発展のための施策はありますか。市長の方針をお伺いいたします。

高速道路無料化に伴う効果について。

次に、高速道路の無料化に伴う効果についてお尋ねします。

佐伯市にとって、高速道路の無料化は佐伯経済にとっての最大のメリットと考えるが、効果はどの程度と認識しているのでしょうか。具体的にお示しください。

活性化に伴う投資について、活性化についてお尋ねします。

市長は、平成27年度から5年をかけて市町村合併による地方交付税制度の特例である合併算定がえ方式の適用がなくなり、一本算定方式に変更されることにより、三十数億円程度の交付税の減額が予想されることから、佐伯市の活性化に伴う投資は、合併特例債期限である平成26年度で区切りと考えているのでしょうか。同時に、合特終了の26年以後、財政をどのように考えられるのでしょうか。また、地域活性化のための交付金事業の積極的取り組みをどのように組み立てているのでしょうか、お伺いいたします。

企業誘致について、最後に、企業誘致についてお伺いいたします。

佐伯市の市制以来の難題であります。辛抱強く、がまん強く活動を続けるしかありません。企業誘致の条件について、先進地を視察してまいりましたので、執行部に課題を提供していきたいと思えます。

まず、大分県の大分事務所で、大変有意義な議論をしていただきました。企業誘致についてだめな理由としては、交通インフラが厳しい、土地が高い、30分以上のエリアに入っていない、物流コストが高過ぎる等と今までは言っていたそうですが、いずれもこれらの理由は進出する気のない理由だったと思われ。問題は、佐伯市に立地条件の三大要素、港湾、道路、企業用地が十分用意されているかであります。女島埠頭も今年度で完成します。高速道路も完成しました。あとは企業用地ですが、佐伯市は門前工業団地を考えているようですが、進出企業にとっては用地は場所だけ決まれば、整地をしていない用地で、各種進出企業に適合するオーダーメイド的用地が歓迎されるそうですが、佐伯市にとって問題、課題となっていました用地の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

次に、東九州メディカルバレー構想についてお伺いいたします。

佐伯市の立地条件ですが、南は延岡市、北は豊後大野市と関係があるかと思われ、大分県では、今、東九州メディカルバレー構想を推進しています。宮崎県と連携した取り組みです。大分、宮崎の中間に好立地に位置する佐伯市は、この推進事業の中核になるべきだと思いますが、佐伯市は今どんな関係にあるのか、この東九州メディカルバレー構想の中で、どんな取り組みをしているのでしょうか。情報のやりとりは行っているのでしょうか。また、

本構想は、佐伯市にどのような効果をもたらすと考えているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

条例の制定について。

次に、今日まで大分県は県北ばかりに重きを置いて、県南との格差は開くばかりでありませぬ。このままではいけません。情報の先取りの活動で、企業誘致に取り組まねばなりません。今後は、提案型の誘致体制をとり、中心市街地の宣伝や港、漁港、高速道路の無料化、広大な面積の自然を先取りの形で宣伝すべきです。先取りの形で宣伝しなければいけません。広い用地を準備し、補助金制度を充実させるべきです。三重県の亀山市が最初の発案だそうですが、進出企業に最大45億円の補助金を提示して、企業誘致に臨み、5年でもとは回収できたそうです。

また、発想の転換で、企業誘致は企業そのものだけではなくて、県知事と市長の関係、企業だけではなく、商社との人脈にかかっているとのことです。佐伯市は早急に企業誘致のための条件をすべて提示する企業誘致のための条例制定を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。市長の前向きな御答弁を御期待いたします。

以上で、新風会を代表して、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。

今議会から初めて代表質問制度ができました。これに当たり、トップバッターといたしまして、新風会の清家儀太郎議員より、多種多様な質問を受けております。非常に項目が多いものですから、答弁が相当私のほうも長くなると思えますけど、端々折りながら、答弁をさせていただきますと思っています。

まず最初に、我が国の政治方向ということの中で、税と社会保障の一体改革ということでございます。現在、国で論議されております税と社会保障の一体改革につきましては、急速な少子高齢化の進行や、厳しい日本の財政状況の中、種々のほころびが見られる社会保障制度の見直しに加えて、必要な財源を安定的に確保するために、消費税率の引き上げを中心とした税制改革も同時に進めようとしているものであり、将来の国民生活を左右する重大な問題であると認識しております。

また、社会保障番号制度に対する市の対応についての御質問ですが、これにつきましては、この制度がどのような形で進めるか詳細がわかりませんので、今後の国の動向を注視しながら、対応していきたいと考えております。

次に、平成22年に実施された国勢調査について、去る2月25日に国が速報値を発表いたしました。これによると、佐伯市の人口は平成22年7万6,959人、平成17年が8万297人でした。世帯数は3万484世帯となっております。なお、今回の速報値には、年齢階層別の数値は含まれていませんので、佐伯市の60歳以上の人数は不明であります。また、平成17年の国勢調査の結果と比較すると、人口が5年間で3,338人の減、世帯数が194世帯の減となっております。本市においては人口の減少は続いているという結果が出ております。

次に、高校の無償化と子ども手当が佐伯市の経済にどう与えているかということでございます。これについては、子ども手当が佐伯市経済に与えている影響については、本市で子ども手当の用途について調査していないためにわかりませんが、平成22年9月に、厚生労働省が行ったアンケート調査によると、用途として、子どもの将来のための貯蓄、保険料が

41.6%、子どもの衣服、服飾、雑貨費が16.4%、子どもの学校外教育費が16.3%、家庭の日常生活費が13.8%となっており、約半数の人は貯蓄以外のことに子ども手当を使っているようです。また、件数と入ってくる補助金につきましては、平成22年度の子ども手当支給は、4月から1月の10カ月分になりますので、延べ8万1,769件、支給額は10億6,299万7,000円、うち国庫補助金は8億2,500万998円、県補助交付金は1億1,899万8,001円との見込みとなっております。

高校の無償化制度については、家庭の状況にもかかわらず、すべての意志のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるために、高校生を持つ家庭の教育費負担を軽減するというものです。今年度4月から実施され、国から、県から、または法人等に対して支給されるものですが、家庭にとって生徒1人年額11万8,800円の負担軽減になります。さらに、私立高校の生徒については、支給額の上乗せもあります。

佐伯市への経済波及については、家計が安心して消費に回されてこそ効果が出るものと思われませんが、この制度により、佐伯市に在住の高校生1年生から3年生、約2,000人に対して、総額2億4,000万円が支給され、家庭の負担軽減となっている計算になります。

次に、T P Pについてということでございます。

農家の戸別補償制度の関係者への周知はということでございますが、市報やケーブル等の文字放送について広報し、各地区の小組合長及び農業者を対象に説明を行っています。また、平成22年度の交付対象数は574名で、対象面積は419.28ヘクタールで、全体の交付金額は8,330万5,632円となっております。

2番目の、T P Pに積極的に取り組もうとする企業または個人については、現在、国で参加するかどうかを検討中であり、T P Pの内容等が具体的に示されていない状況であります。現在のところ、市管内では積極的に取り組もうとする動きは見受けられません。

次に、T P Pに対する農家やそれ以外の市民の声についてですが、現時点では、平成22年第5回佐伯市議会の定例会に、大分県農業協同組合と大分県民運動連合会からの反対の請願書が提出されていますが、それ以外の市民の方からの声は市に上がっておりません。

大変失礼しました。先ほどの1項の中で、高校の無償化の後に、1学級35人編制はということでございます。この質問をちょっと漏らしておりますので、この点を答弁させていただきます。

現在、国、文科省において、新学習指導要領の実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応できるように、公立小学校1年生の学級規模を40人から35人に引き下げる見通しが検討され、平成23年4月からの実施予定ですが、大分県では独自の取り組みとして、小学校第1学年生と第2学年生、中学校第1学年生に1学級20人を下限とした30人学級を導入しており、国の基準より高い学級編制の基準となっております。さらに来年度から小学校第1学年のみ下限を1学級18人に見直すこととなっております。

小学校5・6年生の英語教育については、学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度に外国語活動が年間35時間実施されることとなっております。この時間は、外国語を通じて、言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することを目的としております。

なお、佐伯市においては、すべての学校での外国語活動がもう既に実施をしております。こうした中で、学力向上への取り組みについては、近年、着実な歩みを示したところでござ

います。今年度は佐伯市学力向上実践研究事業を中核とした取り組みにより、一層またこうした事業について飛躍ができるものと考えております。

もとに戻りまして、地域主権改革について。

政策立案を含む職員の能力開発については、昨年策定した人材育成基本方針に基づき対応してまいります。まず、職員研修については、現在、大分県市町村研修センター等の研修に、希望により職員を参加させていますが、今後は年齢や職責に応じた受講ルールを示して、職員がより積極的に受講するよう配慮する予定です。研修センターは昨年度、財団法人化して研修内容の充実に努めており、政策立案能力と職員の能力開発に活用していきたいと考えています。

また、今年度は、大分県大阪事務所に職員を1名、1年間長期派遣いたしました。来年度は大分県東京事務所や市町村振興課等に6人の職員を長期派遣する予定としております。今後も県等の他機関への長期派遣研修を実施して、中核となる職員の育成を進めていく予定です。さらに、この4月から施行する人事考課制度では、職員が自己の長所や短所を認識し、弱点を克服するきっかけとする目的の一つとしております。本制度の適切な実施により、職員の自己啓発を図りたいと思います。

なお、23年度から現在の行革推進係を行革推進・人材育成係として専任の研修担当を増員して、引き続き、計画的に人材育成を進めていく予定です。

次に、佐伯市の発展のための戦略についてということで、のアの部分ですが、佐伯の予算と財政状況についてということで答弁をします。

平成22年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）に、歳入予算として、きめ細かな交付金を5億2,547万1,000円、住民生活に光を注ぐ交付金として7,501万1,000円を計上しております。これらの交付金は、従来、単独事業として行ってきた事業にも充当することが可能であり、一般財源の歳出を縮減できることから、本市の財政運営にとっては非常に効果的な制度であるものと考えております。また、この交付金による事業の選択につきましては、従来の国庫補助制度とは違い、地方自治体に裁量権が付与されていることから、公共施設の維持補修、道路・河川・公園等の整備、体育施設・小中学校の設備、学校及び図書館の図書の実等々の住民生活に直結した事業を行うことといたしております。

といたしまして、今後も繰上償還や基金の積み増しを行うのかという御質問ですが、平成27年度から31年度までの間に、普通交付税が三十数億円削減され、将来的に厳しい財政状況が予想されることから、平成22年度決算の状況により、財源の余剰が発生すれば、繰上償還や基金への積み立てを行っていききたいと考えております。

次に、高速道路の無料化に伴う効果についてですが、観光面では、提案理由の市政諸般の報告で申しましたように、高速道路無料化に対応して、食と周遊をセットしたスタンプラリーの実施や、大分市をメインターゲットとしたPRなどさまざまな取り組みを行ってきました。その成果もあってか、ぶんご井街道の実食数が約2倍にふえたほか、佐伯寿司海道のキャンペーン応募者が1.3倍にふえたほか、道の駅かまえなどでおおむね客数が伸びており、高速道路無料化のプラス効果はあったと思います。

次に、マイナス効果ですが、高速を利用して大分市内の大規模小売店舗を利用しようとする市民が増加していることは確実に言えると考えます。特に、昨年6月からの無料化がさらに拍車をかけて、土日、多くの車が高速を利用して市外に出ています。レジャーや衣料品、

専門品、家具、電化製品といった物販を中心に、大分市や福岡市といった佐伯市以外に求めている状況がふえています。このようなことから、佐伯市内の物販を中心とする商店の売り上げが大きく減少していると聞いています。また、国道10号線を通る車も減少し、沿線の商店やガソリンスタンドなどの売り上げが減少しています。逆に佐伯市しか販売していないような商品については、これらを求めて大分市方面から来る客もあると伺っています。このような消費者の動向から、佐伯市の商業のあり方も検討すべきだと考えております。

活性化に伴う投資につきましては、平成26年度以降も当然行っていかなければならないと考えています。しかしながら、平成27年度から31年度までの5年間にかけて、先ほど申し上げましたように、三十数億円の普通交付税の削減が行われる等、非常に厳しい財政状況が予想されるとなっておりますので、行財政改革推進プランに定めた取り組みを確実に実行することにより、財政運営の健全化を図るとともに、適切な事業の選択を行い、真に必要な事業のみを行っていくことが必要であると考えております。また、地域活性化のための交付金事業の取り組みにつきましては、今後この交付金制度が続けられることであれば、有効かつ効果的な事業の組み立てが行え、積極的にこの事業については活用していきたいと考えております。

最後に、企業誘致についてでございます。

企業誘致の条件といたしまして、先ほど議員から御指摘ありました港湾、道路、用地の整備状況につきましてですが、佐伯港は今までもセメントやパルプのチップ、木材、石こう、石灰石などの輸出入などで大いに活用されてきた良港です。女島埠頭に建設中の水深14メートル岸壁が完成すれば、さらによい港となると考えております。

道路につきましては、佐伯インターチェンジの完成により、ようやく高速道路が佐伯市までつながりました。現在、佐伯インターチェンジ以南の工事が進んでおり、一日も早い東九州自動車道の全線開通が望まれています。

用地につきましては、佐伯市土地開発公社に用地の先行取得の業務を委託し、約10ヘクタール程度の工業用地の取得に向けて交渉を今進めているところでございます。

次に、東九州メディカルバレー構想につきましては、研究開発の拠点、医療技術人材育成の拠点、血液・血管に関する医療拠点、そして医療機器産業の拠点という四つの拠点づくりに取り組むことになっております。企業誘致として関心があるのは、医療機器産業の拠点づくりであり、佐伯市としても川澄化学工業株式会社に続く医療機器メーカーをぜひ誘致したいと考えています。医療機器の分野は、今後の成長産業と見られており、東九州地域に医療機器メーカーの立地が進み、医療機器産業が集積していけば、機械加工、板金加工、プラスチック樹脂加工などを手がける地域の中小企業にとっては大きなビジネスチャンスであると考えております。

そのために、条例の制定についてということでございますが、企業誘致のための条例につきましては、佐伯市への企業の立地を促進するための助成措置について定めた佐伯市企業立地促進条例が既にあります。新たな条例というものは、現在考えておりませんが、それぞれいろいろな企業体がありますので、これについては条件等、その企業体に合った整備をする必要があると思っております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 新風会会派代表、清家儀太郎議員。

新風会会派代表（清家儀太郎） 東九州メディカルバレー構想のこのパンフレット、皆さんも御存じだと思いますが、東九州メディカルバレー構想の目的だけ、ちょっと読ませてください。

大分県から宮崎県に広がる東九州地域において、血液や血管に関する医療を中心に、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積と地域経済への波及、さらにはこの産業集積を生かした地域活性化と医療の分野でアジアに貢献する地域を目指す、これが東九州メディカルバレー構想の目的であります。

次に、いわゆる企業誘致のための条例であります。亀山市の、私たちが勉強をさせていただきました亀山市では、産業振興条例というような形でつくってありまして、同じく目的として、この条例は市内において事業所の新設、増設または移設（以下「立地等」という。）を行う者に対して、奨励措置を講ずることにより、新規産業の創出及び既存企業の新規設備投資による産業立地の促進及び産業の高度化を図り、もって就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資することを目的とする、こういうぐあいに、ぜひ市長から、企業立地のための具体的な補助金の金額を入れるぐらいの条例をひとつ検討していただけたらとお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、新風会の代表質問を終わります。

次に、平成会会派代表、13番、日高嘉己君。

平成会会派代表（日高嘉己） 13番議員、平成会の日高です。

今定例会は新しく会派の代表質問制が取り入れられました。平成会を代表して、総括方式にて御質問をいたします。

地方分権改革推進法が平成19年度より施行されたこともあり、地方自治体にはみずからの判断と責任において行政を運営し、豊かで活力に満ちた地域社会の実現が求められております。今後はまた重要課題について、きめ細かい情報提供や必要性を市民に詳しく説明し、理解を得る努力が極めて大切なことだと思われま。議会も小野議長の強いリーダーシップのもと、市民に開かれた議会を目指して、昨年9月定例会で議会基本条例を制定いたしました。その中の市民と議会との関係の分野では、議会モニター制度の導入や議会報告会を開催して、市政に関する情報の提供や市民からの意見や提言を聴取し、課題の解決に向けて努力しようとするものであります。本年5月にも議員6名が一組となって、市内13会場にて開催する予定となっております。

西嶋市長は就任以来、市民にわかりやすい市政の実現と行財政改革の推進を大きな目標として取り組んでいるとしております。そして、昨年度の提案理由の説明の中で、市民との対話を重視し、市の施策などの周知を目的に、タウンミーティングを実施してきたが、今後は地域のさまざまな分野で活躍しているグループや団体と意見交換するため、おでかけ市長室を実施している。振興局管内で16回実施した。また、庁舎建設についても市内で10回の説明会を開催したとしております。

こういった中、2月3日、市民の直接請求による大手前開発に関する事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定についての議案が提案されましたが、その意見の中で、市長は8回にわたる市報での掲載や2回のケーブルテレビ放送の実施、佐伯市公式ホームページに特設コーナーを設け、継続的に更新しながら情報発信を続けていると言っております。しかしながら、本事業について、これまでの経緯や目的、必要性、あるいはこれに伴う財政の状況な

ど、市民に十分理解が浸透していなかったことも、こうした市民運動の起こった理由の一つであろうと思っております。

市民から、こうした住民投票条例制定の請求がなされたという事実を、市長はどのように認識しているのか、また今後いろいろな施策の市民への周知の方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、以前にもお伺いしたことがありますが、公共事業に伴う残土処理場についてお伺いいたします。

この件は本市にとって数年来の大きな課題であると思っております。東九州自動車道佐伯県境間での発生残土90万立方メートルのうち、平成22年度以降の残土処理場がなく、事業進行に支障が出るとして、処理場確保のため、本年度当初予算に1,000万円の予算が計上されておりましたが、確保に向け、具体的にどのような活動をしてきたのか、また、その結果、処理場は確保できたのかお伺いいたします。今後、他の公共事業分ともに予定される残土の量についてもお知らせください。

また、通告をしておりましたもう1点の事業用地の件につきましては、後日、平成会の清田議員より同様の質問がありますので、この件は割愛させていただきます。

次に、魚釣り観光ということでお伺いいたします。

佐伯市は温暖な気候であり、海、山、川といった美しい自然を有しており、また、豊富な食材に恵まれているということで、市長は世界一寿司や、伊勢えび海道といった食観光に力を入れておりますが、本市はまた海岸延長269キロメートルのリアス式海岸ということで、魚釣りの絶好の海岸線でもあります。高速道路の開通といったこともあり、特に冬場には多くの釣り人が訪れております。また、平成20年には「釣りバカ日誌19」のロケ地にもなりました。こういったすばらしい自然環境を生かして、方法はいろいろと考えられるかと思いますが、釣りばか大会とか九州魚釣り大会といったことで、交流人口の増加につなげるような施策はとれないかお尋ねいたします。

次に、第2期佐伯市行財政改革推進プランについてお伺いいたします。

平成17年度から平成21年度までの5年間の第1期行財政改革推進プランは、関係者の御努力、そしてまた、幸いにも地方交付税が減額されるどころか、景気対策といったこともあり、増額されるという幸運にも助けられ、目標を達成できたと思っております。自主財源の非常に乏しい佐伯市の財政の状況は、国の動向に大きく左右されるわけですので、常に行財政改革は全力で取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

昨年、平成22年度から平成26年度までの第2期佐伯市行財政改革推進プランが示されております。そして、その基本的な方針として、第1に平成26年度末の市債残高を、平成21年度末から100億円削減する。その第2として平成26年度末の職員数を920人以下にするとしております。この職員数は年度ごとの退職者数がわかっておりますし、その退職者数に対して、新規採用者数を3割程度とするといった計画的な採用予定でありますので、達成できるものと思っておりますが、その見込みをお尋ねいたします。

問題は、市債残高100億円の削減であります。財政運営の健全化に向けての項目の中で、1点目として、職員数の削減を図り、給料カットほか手当などの削減も協議の上実施していく。2点目として、投資的経費を決算規模で80億円以内とする。3点目として施設の統廃合、民間委託の推進、補助金の見直しなどにより経費の削減に努めるとしてあります。市の活性

化を図りながら、起債残高を削減するため、そのほかにもいろいろと個別の取り組み方針が示されております。また、国の制度の変更や状況の変化などにより見直しが必要となった場合、その都度見直すとしており、状況によっては、さらに厳しい対応も必要になるかと思っておりますが、第1次行財政改革同様、何としても実現し、次世代への多大な負担とならないようにしていかなければならないと思っております。その辺の西嶋市長の決意のほどをお伺いいたします。

また、このプラン終了の平成26年度末の起債残高から、交付税補てん分を引いた佐伯市の実質返済額についてもお尋ねいたします。これは今後発行される起債の種類によっても、交付税での補てん率が違いますので、正確な数字は難しいかと思いますが、見込み額でもお答えいただきたいと思っております。

また、基本方針とは別に、個別事業実施計画について、それぞれ部ごとに目標が提示されております。総務部で10項目、財務部では6項目といったように、各部合計では49項目となっております。そのうち、22年度中に検討を終え、23年度以降実施予定の事項が多いわけですが、その進捗状況をお尋ねいたします。質問の通告後にこの行財政改革の詳細説明を全員協議会でするといった連絡を受けましたので、各部長よりの説明は結構ですが、総務部長よりの答弁をお願いいたします。

この改革推進プランの中に、さきの2項目の基本方針を達成し、具体的な施策を着実に実行することで、平成27年度以降5年間にわたって段階的な交付税の加算の廃止や、公債費償還のピーク、扶助費の増大、人口の減少などの財政負担や状況の変化に耐え得る体力を備えることができるとしており、ぜひともなし遂げなければならない改革だと思っております。私ももしっかり注視していきたいと思っております。

次に、地域産業の現状と振興策についてお伺いをいたします。

地域発展のためには、一次産業や二次産業を中心とした地域産業の振興が不可欠であります。戦後の日本の混乱期には、農村が失業者の受け皿となり、戦後復興の大きな役割を果たしたとも言われております。当時は日本各地の農林業を中心とした地域も、若者や子どもも多く、それこそ活気に満ちあふれていたと思っておりますが、一地方自治体ではどうしようもない大きな国際的な経済の自由化といった流れの中で、安価な輸入品との価格競争となり、一次産業は衰退し、その結果、若者は村を離れ、日本各地に過疎化、高齢化した地域が数多く出現したと思っております。

本市は市街地、また農林業を中心とした山間部地域、それに水産業を中心とした海岸部地域と、実に多様な産業がそれぞれの地域に根差しております。そして、その伝統を受け継ぎ、懸命に頑張っているわけですが、本市における主な一次産業、二次産業の生産額はそれぞれ幾らかお伺いをいたします。

また、品目によっては大分県下でも生産額1位、2位といった産物もあると思っておりますが、主なものの県下における位置はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、有害鳥獣対策ということでお尋ねいたしますが、特にシカ、サルなどですが、この問題は、これまでも多くの議員から幾度となく質問されておりますが、それだけ農林業者にとっては死活問題とも言えるほど重大な問題だと思っております。

佐伯市環境基本計画によれば、シカの適正な生息頭数は1平方キロメートル当たり3頭と言われておりますが、推計値で平成20年時点で1平方キロメートル当たり40頭近く生息して

いるとされており、これを平成24年度には20頭にまで減らし、さらに平成29年度には適正とされる1平方キロメートル当たり3頭まで減らすとしております。いろいろと補助金を出し捕獲しておりますが、予定どおりのペースで数を減らすことができているのかお尋ねいたします。

最後になりますが、地域産業の問題点として、こういった有害鳥獣の問題、高齢化の問題、価格低迷などが考えられますが、ほかにどのような問題点があるのか、また産業振興のためどのような施策をとっているのかお伺いをいたしまして、質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 日高議員さんの質問でございますが、大きく3点に分けての質問でございます。最初の質問は、市政運営についてということで、わかりやすい市政の実現についての方策ということでございます。

私どもは、間接民主制を補完するために、市民が権利として有している直接請求権を尊重することは当然であると思っております。このたび、市民から住民投票条例の請求がなされたという事実については、厳粛に受けとめております。今後は市民及び議会に対して、これまで以上に説明の機会を設けて、御理解と御協力をいただきながら、事業実施に向けて尽力をしてみたいと思っております。

また、今後の施策について、市民への周知方法ですが、現在行っております全世帯に配布される市報の周知が効果的であることから、市報等ももっと内容の充実をしながら、わかりやすい紙面にもし、また、職員による出前講座の開催なども非常に有効であります。また、自治委員会連合会への主要施策の説明等も行っております。振興局管内は先ほど議員が言われましたように、私どもも管内での団体、いろいろな方々とそうした中のお話をさせていただいておりますが、より一層、こうした振興局、また佐伯旧市内の校区別の市政懇談会を開催をしたいと思っております。

また、さらに、現在、佐伯市公式ホームページからの情報発信、ケーブルテレビの放送、また大きな事業については、住民説明会の開催等を活用しながら、周知に努めてまいりたいと考えております。加えて、市民から広く意見を求めることが重要であるということで、そうした中で、パブリックコメントも発信しておるわけですけど、これに対しては、ほとんど市民からの発信が少ないということです。そうした中で、5年前から市政に対する市長への手紙という形でやっておりますが、こちらも最近は非常に少なくなっておりますが、こうしたことももう一度アピールしながら、一方通行でなく、市民からのメッセージもいただきながら、広くこれからも市民への周知には取り組んでいきたいと思っております。

次に、事業用地の確保についてということで、公共事業に伴う残土処理場ということでございます。これの確保につきましては、非常に現在苦勞しているのが現状であります。このような中で、特に東九州自動車道建設に伴う残土処理場を確保するため、平成19年3月から毎月1回行われております国、県、市による残土処理調整会議、タスクフォースということで、より候補地を選定しながら検討しております。現在、佐伯から県境間の予想発生土量は250万立方メートルで、うち145万立方メートルを東九州自動車道本線の盛り土等で処理する予定となっております。残り105万立方メートルの建設発生土につきましては、他の処理場での処理が必要で、うち55万立方メートル分の処理場のめどはついていますが、残り50万立方メートルの処理場を確保しなければならない状況となっております。

このような状況の中、国土交通省佐伯河川国道事務所は、平成22年12月6日から平成23年1月14日までの間、東九州自動車道の建設発生土の処理場について民間公募を行い、約10万立方メートルの処理場を選定したところです。以上のことから、東九州自動車道においては、約40万立方メートルの残土処理が必要となっております。今後も残土処理場を確保するため、情報収集や地元協議を行い、候補地確保へ向けて調整を進めていくこととしております。

次に、魚釣り観光でございますが、議員が質問されましたように、佐伯市は有数の釣りのメッカとして知られております。県内外から多くの釣り客が訪れておりますし、また、釣り具メーカーの主催の大会なども現在行われております。今回は今まで行われた大会をまとめた中で、今度の4月16日と17日に、これはメーカーが入るんですけど、第1回シマノ・ジャパンカップクロダイ釣り選手権大会全国大会ということが、第1回目の大会として佐伯市で行われます。過去3回ほどこうした大会をしながら、今回こうした位置づけで佐伯市で行う予定にしております。この大会では、市も後援するとともに、景品等も第1回大会が佐伯市であるということで提供することにしております。

ただ、このような大会が本格的な釣りを目的としたマニア中心のものであり、参加者も限定されているものです。そうした中では、過去にはファミリーを対象の釣り大会も実施されていますが、観光という意味では、限定的な効果しか得られなかったことと思われれます。また、マナーの悪い一部の釣り客と地元とのトラブルも多く、総合的に勘案しますと、観光目的の大規模な釣り大会を行政主導で開催することは、今のところちょっと考えができておりません。

なお、3月26日、議員も御存じのとおり、蒲江の名護屋沖にオープンする海上釣り堀は本格的なマニアからファミリーまでが気軽に楽しめる新しいタイプの釣り堀です。先日も新聞等でいろいろな方に対しまして報道されておりました。こうした観光名所となるのではと非常に期待が持てるのではないかと考えておりますので、市といたしましてもPRとか、いろいろな部分でも応援をしたいと考えております。

次に、第2期佐伯市行財政改革推進プランについてということでございます。プランの進捗状況ということでございますが、先ほど私どもも議員から御質疑いただきましたが、平成22年3月に策定しました第2期佐伯市行財政改革推進プランは、組織機構の見直し、定員管理の適正化、総人件費の抑制等の方針を踏まえ、各部ごとにプランを確実に実施するため、全体で49項目からなる個別事業実施を掲げております。

質問の各部ごとの進捗状況についてですが、主な項目について説明いたしますと、まず総務部では総人件費の抑制ということで、本年度も引き続き、一般職について5%の給料カット、特別職については市長が15%、副市長、教育長は10%のカットを継続しております。財務部では、遊休財産の利活用ということで、米水津色宮漁港の用地の売却を行っております。企画商工観光部では、観光施設の管理体制の本庁一元化に取り組みました。市民生活部では、戸籍システムの入力業務を本庁に集約しました。福祉保健部では、保健事業の効率化のため、新年度から分室の事務職員を臨時嘱託化する予定です。建設部では、新年度から市営住宅の管理代行制度を導入し、維持管理の一元化、使用料の徴収強化を図ります。上下水道部では、新年度から上岡水源施設維持管理の業務委託を実施予定です。教育委員会では、社会体育担当職員の嘱託化に向け取り組んでおります。その他の項目につきましても、各部と個別事業実施計画実現のため、取り組みを進めております。

なお、各部項目ごとについての詳細については、後日開催を予定しております全員協議会で報告をさせていただきたいと思っております。

次に、プランの達成の見込みについてということで、1について、第2期佐伯市行財政改革推進プランに掲げた、平成26年度末の市債残高を、21年度末から100億円削減するとの基本方針は、臨時財政対策債や減税補てん債等の普通建設以外に係る起債は除外したもので設定いたしております。平成22年度から26年度までの間に、これらを除いた新たな起債の借入額は227億円を予定しております。また、返済については、元金返済額については333億円が見込まれておまして、106億円の起債残高が減少する計画といたしております。したがって、臨時財政対策債と減税補てん債等を除いた平成26年度末の残高は、現在では453億円余りと予定をしているところであります。

2番目に、第2期佐伯市行財政改革推進プランでは、平成22年度当初職員数を1,044人を5年間で130人削減し、平成26年度末の職員数を920人以下とすることとしております。平成23年度当初の職員数につきましては、1,025人となる見込みでありまして、第2期行財政改革推進プランの定数管理計画の1,028人と比べますと、単年度ですが、現在は目標を上回っている状況でございます。今後も機構の見直し、民間委託の推進、職員の臨時嘱託化等を行いながら、行政の効率を図ります。また、早期退職者制度である退職勧奨を実施し、定員管理計画に基づく計画的な採用を行うことで、平成26年度末の職員数を920人以下にできるものと考えております。

次に3番目の質問でございますが、地域産業の現状と振興策について、アの一次・二次産業の生産額についてということでございます。

まず、農業につきましては、平成18年の統計の数値で、米の産出額が10億7,000万円、畜産が18億4,000万円、花卉が8億9,000万円、野菜が11億6,000万円、果樹が9億3,000万円、その他が3億3,000万円、佐伯市全体で農業に関する合計額が62億2,000万円となっております。

次に、水産業ですが、平成20年の資料ですが、トン数につきましては3万1,963トン、合計金額が165億円の水揚げ高です。県全体の生産量は、この中で佐伯市が約51%を占めております。生産金額では47%を占めております。養殖業においては、ブリを中心に、カンパチ、ヒラマサ、マダイ、シマアジなど魚類養殖のほか、ヒオウギガイといった貝類養殖も営まれております。また、ヒラメの陸上養殖が盛んで、市町村単位での生産量は日本一であります。養殖業全体の生産規模は1万4,670トン、119億円となっております。海面漁業はアジ、サバ、イワシなどの多獲性魚類を漁獲するまき網や定置網、船びき網、底びき網、一本釣り、はえ縄、刺し網や採草など多種多様な漁業種類によって構成されており、水揚げが1万7,293トン、約46億円となっております。

次に、水産加工についてですが、平成19年度大分県工業統計調査では、事業者総数が現在24社あります。従業員数は592人、生産額が42億円。平成20年度については、事業者数が25社、従業員数が609名、総生産額は41億5,000万円。平成21年度については、事業者数が24社、従業員数が580人、生産額38億9,000万円と、3年間について見ましたら、ちょっと横ばいから若干減少傾向にあります。消費が減少傾向にあることから、消費者ニーズに合った商品として、フィレ加工の商品開発が進められているのも、この消費減少への対応策でもあります。

水産加工以外の二次産業についてですが、主に製造品出荷額としての総額の大きなものか

ら申し上げます。統計上、輸送機器製造業という表現をしておりますが、の中には造船や自動車部品の製造が含まれています。大半が造船関連の額と考えられております。29の事業所があり、これには関連企業も含まれていると思われま。従業員数781人、製造品出荷総額は285億1,342万円です。続いて、先ほどの水産加工を含みますが、食品全体の製造業という形で統計が出ておりますので、事業所数が58、従業員総数が1,225人、出荷総額が、先ほどの水産加工も入れておりますが、184億2,653万円です。

次に、プラスチック関連の製造業についてですが、8事業所で従業員総数が512人、合計で126億6,372万円です。次に、窯業・土石製造業ですが、佐伯市においてはセメント関連が主な事業所となります。10事業所で従業員総数210人で、出荷総額は100億1,989万円です。機械製造業については11事業所で、従業員総数594人、83億7,649万円。次に、一次産業から出てきますが、木材製造業、15事業所で従業員総数は126人で、20億7,961万円、家具製造業が9事業所で109人の従業員数、13億7,059万円となっております。電気機械製造業が10事業所で、従業員総数が244人で、12億3,168万円となっております。

なお、従業員数の中にはパート及びアルバイト等の職員も含まれていますので、以上が本市における二次産業の代表なものでございます。その他、これを全合計しますと、佐伯市全体では185事業所、従業員数4,416人、製造品出荷額の総額は933億6,554万円となっております。

次に、各品目での県内の位置づけについてでございますが、農業では市が推進し、栽培を行っておりますのが、イチゴ、トマト、ハウスミカン、カボス、菊、トルコキキョウが県の戦略商品としております。またニラ、路地ミカン、ブドウ、スイートピー、アルストロメリア、ホオズキは戦略商品に準ずる商品として位置づけられております。これは市も推進を現在図っているところです。水産物については大分県が全国的に通用する品目づくりを行うため、「The・おおいた」ブランドチャンレンジ計画に、養殖ブリ、養殖ヒラメ、まき網マアジ、まき網マサバ、マダイ、ハモが認定され、県はこうした中で、ブリとヒラメについては、カボスを使ったということで、そうしたブランドについても育成、推進を図っている次第でございます。

ウの質問で、有害鳥獣について御質問でございます。

最初に有害鳥獣の捕獲対策の現状についてお答えをさせていただきたいと思ます。

捕獲対策については、イノシシ、シカ、サルを捕獲した場合に報奨金を支給するというもので、平成19年度から21年度までに1万4,701頭を捕獲し、報奨金は1億2,913万8,000円となっております。平成22年度は、昨年12月30日までの資料ですが、7,837頭を現在捕獲しております。報奨金は6,042万2,000円となっております。シカの被害につきましては、依然として被害があるという声と、最近見かけなくなったという声が地域によって聞かれるようになっております。捕獲が進んでいる地域と、そうでない地域の差ができてきているといった状況です。

こうした中、県が策定するシカの特定鳥獣保護管理計画には、生息頭数の目標として、生息密度が平方キロ単位で3頭という数値が挙げられております。先ほど議員が指摘した分でございます。この目標を達成するための捕獲が進んでいない地域においては、重点的に捕獲を進めていく必要があると考えております。また、この特定保護管理計画には、平成23年度で計画期間が終了いたしますので、次回の特定鳥獣保護管理計画に示される生育頭数や目標

頭数を指標にしながら、有害鳥獣捕獲を進めてまいりたいと考えております。

問題点と今後の振興策ということでございます。

農業の問題点につきましては、担い手の育成・確保、集落営農・農業法人化の推進、施設園芸作物の栽培促進及び地産地消の推進等、地域の実情に応じた農業施策が求められております。今後の農業の振興策としては、経営規模が零細で、後継者が不足している地域における農業生産活動の維持を図るため、地域の担い手となる集落営農の育成や、地域の実情を勘案した集落営農の法人化を進め、農業の新たな担い手として期待される異業種からの農業への参入を促進するとともに、農業への雇用の確保を図っていききたいと思っております。また、遊休農地対策としては、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業等への取り組みを強化し、集落が中心となった農村環境整備による農地保全策を進めていききたいと思っております。

次に、林業につきましては、依然として木材価格の低迷が長く続いております。このような中、佐伯広域森林組合宇目加工所の施設の整備、さらには中国木材の進出など、佐伯地域の木材産業活性化に大いに期待をしているところです。とにかく森林所有者の所得向上が第一であります。森林の保全と次の時代における十分な木材供給にも重点を置き、市といたしましても、引き続き国、県の補助事業を実施し、森林施業への助成や基盤整備などに取り組みながら、林業振興を図っていききたいと考えています。

最後に、水産業についてですが、養殖ブリ等の販売価格の低迷や、えさ代高騰など厳しい経営を強いられています。今後の振興策といたしましては、現在取り組んでおります「かぼすブリ」、「かぼすヒラメ」の付加価値の構築による安定販売や、米水津地区に設置した大分県漁連の水産加工処理施設でのフィレ加工などの加工出荷体制の構築による販売力の強化により、生産者の経営安定を図っていききたいと思っております。

また、大分県が取り組んでいる新規養殖種苗開発事業のマハタ、カワハギなどの実用化も期待しているところであります。海面漁業はイワシ類の激減が漁家経営に深刻な影響を及ぼしております。また、さまざまな魚種においても資源の減少が報告されるなど、資源の回復が求められているところであります。それらに対処するため、藻場などの幼稚子の育成場の回復に取り組むほか、資源管理及び栽培漁業の推進を図り、禁漁期や禁漁区の設定を初めとした漁場の適正利用を目指す取り組みや、種苗放流による資源回復活動に対し支援を行うことで、水産資源の回復を図ってまいりたいと思っております。

農林水産業の振興を図るために、来年度、ブランド流通計画を策定し、計画的に振興を図っていく所存です。また、学校給食により多くの佐伯産食材を取り入れる取り組み、生産者と消費者の交流機会の拡大、直売所の充実強化などに加え、新たに計画している佐伯産消費キャンペーンなどにより地産地消に取り組み、さらに佐伯ブランド認証事業など市の農林水産物のブランド化や流通促進事業により、市場競争力の強化や販路拡大に取り組み、地場産品の消費拡大や生産者の所得向上が図られるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 平成会会派代表、日高議員。

平成会会派代表（日高嘉己） 大変詳しく御説明をいただきました。産業振興についてですけれども、一つの産業が始まるときには、先進的なリーダーというか、そういったことがぜひ必要だと思っております。蒲江地区の産業の例を見ましても、もじゃこ漁という事業がござ

いますが、これも当初は限られた方々の事業でしたけれども、だんだんと地域に広がって、当時は、最盛期には恐らく日本一の生産基地になったとっております。そして、その事業からだんだんと現代のブリ養殖事業へ企業家自身も成長していったなというふうに思っております。

また、ヒラメ養殖にいたしましても、最初はそれこそ3人の人が視察に行って、それがヒラメ養殖に海岸の海水温などが適しているということもありまして、だんだんと発展して、それこそ日本一の産業に成長したわけでありまして。

先日、江藤特別委員長さんの報告にもありましたが、本市も農業関係、木立の農業法人デバンですか、そこから始まって、今度女島地区で新しく大手の企業が高糖度のトマトを栽培するということでありまして、また、上浦と鶴見の大島沖でマグロ養殖が始まっているということですので、ぜひ成功して、佐伯の一大産業まで発展してほしいと思っております。

そして、こういった産業振興のために、行政に期待される部分として、ブランド化に向けたPR活動ですね、そういったことと、こういった先進的なリーダーの育成といいますが、そういったことが大変大切なことだと思っております。漁業者あるいは農業関係者もそういったPR、そういった部分は一番弱い部分かなと思っておりますが、そういった点について、市長何か所感がございましたら、お答えいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 質問が多種多様にわたっておりましたので、行革については全協等で、またいろいろの御質問、また御指摘をいただければと思っております。

特に、昨年私の肝いりでブランド課をつくらせていただきました。昨年1年間、そうした下を見ながら、地域におけるブランドはどうなんだろうかと、ことし1年間いろいろな中でそうしたリーダー育成をつくってまいりました。これが開花すると、佐伯市農林水産部のほうでブランド推進課、できておりますので、こうした中で、佐伯のブランド品という形でパンフレットをつくって、佐伯の地産地消を進めております。これは昨日も私、蒲江の道の駅、6周年ちょっとお邪魔しました。ヒラメの若い方とも話しておりまして、東京とか福岡へ出ていったときに、いろいろな意味で自分たちが今までに思った、ただ生産だけじゃなくて、消費者にも対応した商品もいろいろ考えなければと。そうした方々がやはり積極的にやることについては、私たちも応援をして、日本一のヒラメの養殖量を持っております。これをもっとアピールしながら、やっていくことが必要だと思っております。

また、先ほど言われました、上浦、鶴見について、マグロが本年度から出荷できるようになりました。先般も日本水産の方とお話しし、今後とも必要とあれば、ここに事業投下をしたいというお話も聞いております。当市にとりましては、ブリについても、昨年度、鹿児島県と熊本県のブリが非常に赤潮で大きな被害が出たと聞いております。佐伯市については、そうした被害については非常に温度的にも、湾内的にも非常にすばらしいものがあると。こうした部分というのは、これからやはり佐伯が非常にいいブリの養殖場にもなるだろうと。単に今までは漁協、県といった部分から、そうした民間の企業とも連携をとりながら、佐伯市によりよいものが養殖をされればと思っておりますし、また、地域における企業誘致ということでやっておりますが、先ほど言われましたように、いわゆるトマト、高糖度のトマトが今年度から建築を終え、来年度に向けて出荷できます。多くの出荷量になりますが、地元と

佐伯産という一つのイメージをアップしていきたい。特に佐伯市は女島地区が大分県で最初のハウス栽培のトマト指定団地第1号です。そうしたことをしながら、トマトの大分県の元祖というふうに売り出す必要もあると思っております。

特に私のほうは、こうした行政主導だけでなく、民間の方、またそれに携わっていく生産者の方々が意欲を持って提案して、そうした意見交換をしながら、今まで単にとれば売れるという時代から、やはり消費者の好む、消費者に向けて付加価値のある出荷をしていくことが必要だと思っております。それについては、今後ともそうした相談をしながら、また議員の皆様方の御意見を聞き、私どもも消費者の立場をいろいろな方からお伺いしながら、これを推進していきたいと思っております。まだまだ佐伯の底力、十分あると思っておりますので、こうした機会をとらえながら、今後とも進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 以上で、平成会の代表質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時より再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市民の会会派代表、26番、江藤茂君。

市民の会会派代表（江藤茂） 26番議員の市民の会所属の江藤茂でございます。

今議会より取り入れられました代表質問を、市民の会を代表して行いたいと思います。

大項目として1項目だけ挙げております。小規模集落の現状と将来についてと通告しておりますので、一問一答にてお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、振興局管内の将来展望についてお尋ねをいたします。

本市も平成17年3月に合併し、既に6年が経過いたしました。この間、少子高齢化並びに人口減少に歯どめがかかることなく進んでおります。昨年の国勢調査の結果でも7万6,959人となりました。今日の地域の状況を見てみますと、30歳以下の子どもと若者が極端に少なく、50歳以上の皆さんがどの地域でもたくさんおられる。このような状態の中、30年後、本市はどのようになっていくのでしょうか、心配でなりません。執行部においては、本市の中でも特に振興局管内においてどのようになっていくとお考えなのか、見解をまず最初にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員の質問の中で、一問一答ですので、出たり入ったりすると思いませんけど、小規模集落の現状と将来についてということですが、振興局管内30年後はどうなるんかということですが、非常にアバウトで、どのように答弁なるかなと思って、私のほうも一応、答弁は用意させていただきましたが、また質問等聞きながら。

現在も出生数というのは、非常に少なくなっているということで、佐伯市全体にしても、就業機会が不足をしているということで、国勢調査等についても、そうした人口流出が続いているような状態です。現状の状態で見ますと、小規模集落の将来、大変厳しい状況になることは想像にかたくありません。具体的には自治活動が弱体化し、隣近所との間に築かれた相互の良好な関係が失われていきます。いわゆるこれはもう弱者の置き去りにつながると

いうぐあいに考えてもいいと思っておりますし、治安もそうすると非常に悪くなるんじゃないかと。

それぞれ地区の集落そのものが固有という形で共同体をやっておるものですけど、そういう固有文化が失われてきていると思っております。議員が言われております振興局管内ではなくて、旧佐伯市全体でこのことは言えるのではないかと思っております。30年後になるということになれば、もう高齢化率が現状のままでは50%を超える集落というのが幾つもあるだろうし、また消滅集落も出てくるのではないかと思っております。こうした中に、そのような考え方を私のほうでは予測をしている、現況の状態であれば、そのような状態だと思っております。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） 今、市長から30年後の現状について、50%を超えてしまうだろう、あるいは消滅集落も出てくるだろうというようなお話がございましたが、実は人口が減少の一途をたどる中で、高齢化がどんどん進むというような形の中で、実は執行部のほうから住民台帳の資料をいただきました。昨年の方勢調査では、7万7,000人を切る人数が出たんですが、実は私がもらった資料は8万人の資料でいただいております。これですと見ると、非常に人口を占めているのが、住民の中で、年齢別に見ますと、大体50から65までの方が多く、それから70から80までの方が非常に多い人口構成になっているというふうに思っております。

これから30年後、急速に高齢化が進んでいくのかなと、人口予測とか、30年後の人口予測はどのような考え方でおられるのか、もし、そういうふうな統計とか考えておれば、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 原稿持っておりませんが、恐らく今の状況からいけば、かなりだんだんには減ってくるのかなというふうにありますけど、これもまたいろいろな条件があって、先どうなるかというのはわかりませんが、今のところ推計もしてありません。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） ゼロ歳から100歳を超える方までがこの佐伯市には在住するんですが、それで30年後、今60歳までの方が30年後まで全員元気でおられるという仮定でいって、当然、今から30年間に生まれて住まわれる方が、今までの30歳までの数と同じとしたときに、現在の30歳までの人口をかけてですよね、それが60代までを構成するわけです。わかりますね。今から30年後を見たときに、30歳の方が60歳になるわけです。ゼロ歳の方が30歳になるわけですが、その下が30年間今から生まれてくる皆さん方がおられると仮定して、ですから、今の30代の方が60になって、60の方が90になるとして、全員が元気でおられると仮定しても8万5000人のこの統計上からいったときに、6万6,000人しか残らないんですね。それでもまだ、今の50代の方が非常に人口構成の中で占めておられるということが、もうこの統計上、うちの市の統計上も明らかになっておるんですね。

こういう中で、恐らく振興局の管内を1カ所だけ挙げさせていただきました。私の会派の所属に吉良議員がおられますので、宇目の振興局、一応、統計で出させていただきます。二十以下の方が400人、401人、これ住民台帳ですよ。この間のあれではありませんので。それから、二十から30歳まで、29歳までの方が206人です。30から50までの方が485名、大体

100人ちょっとずつですね。5歳刻みで大体100人ちょっとずつ。10年間で200人ちょっとずついますので、一つの年代で二十何人というような状態です。ところが、50から65までの方は764人おるんですね。30から50までの20年間の年齢の方が485人に対して、50から65までの15年間の皆さん方は764人おるんですよ。これも70までのいわゆる20年間ごとに割ると、もう圧倒的に50代、60代が多いということですよ。

そうして計算していきますと、最終的に30年後、30歳までの方が今と同じ数だけ、607人おると仮定して、ゼロ歳から30までの方が607人です。30から60までの方が今おられるゼロ歳から30歳までの方が一人も外に出ることなく全員が残られたとしても、これ607人ですよ。だから合わせて1,200人、それに、それから上の方が平均90まで全員生きるとしてしたときに、今の住民票でおられる3,274人というのが、2,165人になるんです。しかも高齢化はまださらに今よりも進むということが現実として数字の中で考えられます。市においては、1年、2年、5年先のことは考えるけれども、10年先、20年先ということは考えてはないんだらうと思うんですけどね。

それでちょっと次の質問に移るんですが、こういう例えば宇目なら宇目の全世帯を対象に、住民の意向調査を、後継者がいるのか、あるいは後継者が戻ってくる予定があるのか、あるいは、農地をつくらなくなったときに、人に貸す予定があるのか、あるいは売却する予定があるのか、耕作放棄地にするのか、あるいは山林をどういうふうな所有形態に持っていくのか、自分たちがいなくなったときに、東京や大阪のほうにおられる子どもたちに分割遺産をしていくのかですね、そういうふうなあらゆる意向調査を、すべての世帯で聞き取り調査をして、そして、現在のいわゆる地図の上に世帯数を落として、10年後はどれだけの世帯になっていくのか、20年後にはどれだけの世帯になっていくのか、30年後はどのような世帯の数になっていくのかという、やっぱりどこかの大学の教室が何かに依頼して、そして、そういう調査をする気はないのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員の言われる提案の趣旨、よく理解できるわけですけど、非常に20年、30年後というのは、私たちから見ても、非常に先の見通せない状態だと思っています。特に先ほど言った高齢者、いわゆる50%を超える集落は現在44集落あるわけです。372地区ですけど、そうした中で、私どもが現在やっているのが、宇目、本匠、直川について、ゆうゆうサポーター制度という形で、現在、嘱託職員を配置しながらですね。議員の言われる詳細のほうは、私たちが調査するかといえば、なかなか家族構成から何からいろいろ非常に難しい部分があると思います。そうした中で、ゆうゆうサポーター制度を導入して、各世帯の状況とか、地区全体を含めて、疎密でありますけど、徐々にいろいろなお話をさせていただいております。

議員が言われるような方向でつくるということは、現況では非常に難しい部分がありますが、とにかく今、こうした部分を集めていって、資料を集積しながら、将来的なことはどうなるのかということを考えなければならない。また、こうしたことが年度ごと、いろいろな中で、私たちにとって5年先、10年先、やはりそうしたところを見たところが続いているのが30年であるので、30年先を見るということは、非常に不可能に近い状態じゃないかと思っていますので、そうした中で、年度ごとの整理をしながら、今後の施策を考えていきたいと思っています。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） 私がなぜ30年後と言うかという、30年というのが、世代の一サイクルなんですね。大体30歳で結婚し、子どもができる。それが一サイクルであるから、30年後はどうなるのかと私は、それをちゃんと調査をして、しなければ、計画が立たないんじゃないかと言っているんですよ。全部を調査しろとは言いません。例えば宇目なら宇目の管内だけの世帯数ですね、あるいは本匠なら本匠地区の世帯数の今後どうなっていくのか。恐らく調査をしたら、市営住宅等がある、あるいは団地開発した周辺地域だけが点として残っていく、いわゆる世帯として残っていくのは、そういう地域がほとんど中心であろうと、それ以外のところは、それこそ今10世帯あれば、30年後は2世帯とかですね。そういうふうな調査結果は多分出てくるだろうと。だけど、その調査結果がないがために、だれも真剣にそういう地域のことを考えようとしません。本当は40代、50代の人たちが自分たちの住んでいる地域を真剣に考えてやらなければいけないのに、今はだれかがしてくれるだろうということで、みんな放置しているんです。このままの状態、本当に行政としての役割を担っているのかなというふうな気がしてならないわけです。

先般、3月24日に広瀬知事さんが、青山と本匠の小川地区にふれあい県政トークで、今期の最後、訪れました。たまたま私も会に入っておりまして、一つの団体とのふれあいトークの中でお話をさせていただきました。その席で、今言ったこの話を実は広瀬知事さんにもお話をいたしました。この30年後の1地区をモデルとして、そういう調査をするのに確かにお金は恐らく何千万円かかかると思います。かかるのであれば、やはり長期の政策を立てるために、国や県にちゃんとその調査費用を、こういうふうな調査をしたいんだと、それを立てなければ、この地域の設計がされないということで、国にちゃんと予算を要求し、そして県にも負担をお願いし、そして市も負担をして、その出てきた情報は国も県も市も共有しながら、その施策に生かせる努力をしなかったら、10年後のことはわからないから、行き当たりばったりで施策をするよということでは、話にならないと思います。

広瀬知事さんにもそのお話をいたしましたところ、非常に厳しい結果が出るだろうと、もしやればですね。厳しい結果が出てくるだろう。だけど、やっぱりやる必要もあるのかなというふうなことのお返事をいただきました。結果は後で後日どのような考え方でやるかはお知らせするというございでしたが、まだ返事は来ておりませんが、前向きな検討を言われました。当然、大事なことは、30年後の調査結果が出れば、5年あるいは10年後、国勢調査もそうですよね、5年ごとに大規模なやつと、この間は綿密なやつをやったんですが、当然、同じ地域を10年後の追跡調査をやって、その予測の結果が早く進行しているのか、あるいはおさまっていくのか、そこをちゃんと統計的に出さない限り、恐らく施策の打ちようがないんじゃないかなというふうに思っております。

西嶋市長は現在2期目の、それ以前は議員さんということでやっておられたんですが、副市長、塩月副市長、ちょっとお尋ねをいたします。あなたは、前の旧町村であられます蒲江町長で執行部、いわゆる責任者として合併にも賛成し、現在副市長として6年目を迎えているわけなんです、あなた自身が考えて、合併後、こういうふうな形でどんどん進んでいっているんですが、どのような考え方をお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。率直な気持ちでいいです。もう、どういうふうにするのが一番いいのか、お考えがあればお聞きをしたいと思います。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 非常に難しい質問ですね、今を想像すると、今は昭和86年ですから、昭和56年に、今の世の中をどういうふうに想像できたかと、今質問を考えつつ、逆にやっていったんですけど、いろいろな科学技術の進歩がありまして、カメラもしかり、携帯電話もしかり、いろいろな面で生活が便利になり、そしてまた、地球の環境問題も含めなってくる中、どうしてそういう旧蒲江にしてもそうですけど、地域が非常にこれから30年後で見ると非常に環境面からいくと、非常にスギ花粉は別ですよ、地球規模でいうと非常に重要な役割を果たす地域でありますけれども、その役割自体が、じゃあ、人口の減少でどうなっていくかと。今、盛んに農業にしても大手、農業の後継者ではなく、全く違う産業からの参入をしてきております。そういうふうにも、林業も森林組合、また、佐伯の木協いろいろ頑張っておりますけれども、林業をどういうふうにしていくかと、非常に難しいといえますか、要は経済の流れに乗っていけば、私、後継者も出てくるし、その地域も守られていくと思えますけれども、経済に乗ってこないということじゃないでしょうか。簡単に言えと言ったんですけど、簡単になかなか言えないですけど、日本の木材の衰退が、フィリピンとか向こうの安い木材、非常に利用されて、安いほうにいつている。経済の流れはそうなんですけども、そういう中にありまして、じゃあ、人件費の安いところの人件費が高くなるのを待つ期間がない世代が我々なんですけども、30年後、どうあってほしいかということは、やはり地域が残っていくのはもっともだと思いますけども、多分、今このままいいたら、地域は恐らく、私の住んでいる旧蒲江町蒲江浦の山後というところに住んでいるんです。蒲江では限界集落の一つなんです。深島と山後というところがですね。本当に小・中学生は一人もおりません。ですから、あと30年たてば、ほとんど私も90を超えていますから、もう戒名ももらってると思いますが、ほとんどいなくて、じゃあ30年後に後継者が帰っているかということ、余り帰ってこない。今のこのままいけば、家を、質問でも出てますけど、廃屋ですね。ほったらかしにされた場合、どうするかと、いろんな負の考え方というのが、どうも先行して残っていくような気がいたします。

このまま本当30年後に、このままの状態を続けていければ、私はそれがいいと思いますけども、恐らくこのままじゃ、厳しいかと思えます。じゃあ、その施策を打てといっても、どういうふうにするかという、木が高く売れるとか、非常にいい意味でのエネルギーとかそういうのを考え出さないと厳しいかなと思えます。答えになりませんが。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） 本当、答えになってないですが、先ほど市長が一番最初の人に、就業機会が少ないということを言われたんですが、私は先ほど言ったように、50代から65までの方が非常に構成的に、ここの佐伯市の人口の中で占めておられます。この人たちが今現在、実は労働人口として一番のかなめを占めております。仮に今の佐伯市内の事業所等がこのままの状態の人を使いながら存続するとすれば、この50から65の皆さん方の働いている就業機会をそっくりそのまま今の中学生、高校生、あるいはそれ以下の子どもたちに、当然労働人口の入れかえをやらなきゃいけないわけです。ここで今一番多く働いている年代の人たちが、いわゆる年金生活に入って、今、一番多いと言われている50から65までの皆さん方がうまく若者に移動できれば、ある程度の歯どめじゃないですけども、旧市内を初め、弥生、鶴岡あたりまでは、30年後も将来展望あるのかなと。

しかしながら、周辺地域においては、先ほども言ったように1,000人単位で減っていくということが考えられますので、ぜひ、総務部長、もう一度、お答えを求めたいんですが、モデル地区を選定して、日本全国に千幾つの市町村がありますけど、どこもまだやってないですよ。やってないからやらなくていいということじゃないんですよ。当然、結果として聞き取り調査をすれば、大部分の世帯が後継者は帰ってこない、あるいは定年になっても帰ってこないだろうと、もう向こう都会のほうに家を建てたんだから、戻ってこないよと。私が一番心配するのは、残っておる人たちがどういうふうな形で地域を守っていけるのかなというふうに考えたときに、今おられる世帯の皆さん方がいなくなって、高齢者がここに帰ってこないということになると、いわゆる今の相続の財産分与でいきますと、子どもたちにすべて等分なり、あるいは1人で相続される方もおられると思いますけれども、いわゆるこのまちの中に、佐伯市に住んでいない不在地主が、それこそ極端に多くなるということなんです。恐らくそうなってくると、道路の一つ、畑の改良一つ、あるいは山林の道路、林道をつくるのにしても、不在地主がそれだけの数出てくるということになったら、恐らく何もできなくなってしまふんじゃないだろうかというふうに思っているんです。

ですから、ぜひ聞き取り調査の中においても、自分の持っている財産をどういうふうに今度していくのかということも、あわせて聞いていただいて、農地をどうするのか、よう自分が耕作しなかったら、いわゆる集落営農に貸し付けるのか、それとも、もうつくらないで耕作放棄地にするのか。

山林においても同じことが言えると思うんですよ。森林組合に今委託契約をするという地域も出てきております。しかしながら、現実的には、まだ今この管内ではそういう委託という形式はとられてないのが現実であります。山においても持ち主の皆さん方がどのように考えておられるのか、そういうところまで含めて、私はやっぱり調査をモデル地区を設定して、調査をすべきであろうと。

佐伯市にお金がなければ、県に行って、県にお話をして、地域振興課かどこかにお話しして、あるいは国の総務省にちゃんと話をして、自分とはこういうことをやりたいんだから、一遍やらせてくれっていってお願いしたらいいことであって、恐らく30年後、今この議場におられる職員の皆さん方、それから議員の皆さん方、30年後に元気でおられる方は、恐らく10名もいないんじゃないだろうかというふうに思っております。そういうふうな中で、今、行政を担っている皆さん方が将来の責任を持たなくて、どうしてこの佐伯市を導いていけると思っているんでしょうか。もう一度、今の私の意見を踏まえて、そういうモデル調査をする意思があるかないか、まず、もう一回お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 議員御指摘のこと、十分理解できます。現在、市のほうでは、ゆうゆうサポーターを宇目地区等に派遣しておりますけれども、そのゆうゆうサポーターが各世帯を回ったりしておりますして、世帯の状況等についてはある程度把握しております。それからまた、地域の状況につきましても、ある程度把握はしているんですけれども、そうした基礎的な市内全体を通してというような調査はまだやっておりません。ただ、必要性といいますが、そういったものは大変感じているところです。

といいますのは、既にもう全国のもっと小さな集落では、もう既に始まっていることなんですけれども、山林所有者がわからなくなっている、あるいは相続が不明になってきていて、

例えば市のほうで一定の手を入れようにも、所有者がわからなくて、手が入れないとか、あるいは廃屋でありますとか、耕作放棄地、そういったものがだんだんと問題になってきております。佐伯市も近い将来そういった状況が出てくるのではないかと考えております。何て言いましょうか、しまい方といいますか、それを考えなくてはいけない状況になってきつつあるとは思っております。ただ、近々にこうした調査を実施しようというところには、まだ至っておりません。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） 調査をすることには至っていないということなんですが、ぜひですね、内部でこれは縦割りの行政の中で、福祉だとか、あるいは企画だとか、地域振興課とかそういう問題ではもうないと思うんですね。もうちょっと総合的な政策の中でしていかなければならないことだろうというふうに思っておりますので、ぜひ庁内の中で検討してみたいと思います。

次の小項目に移りたいと思います。

生活、これら小規模集落における生活必需品の供給について、どのようにお考えになっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。現在、ガソリンスタンドの統廃合とか、あるいは小規模の商店も廃業等によって、ますます地域の皆さん方が通常の生活もままならないような状況に陥っているというふうに考えておりますので、どのように市の執行部は考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 代表質問ですので、私のほうからこの点について、また答弁させていただきます。

議員の言われる、小規模集落に暮らす住民にとっては、生活必需品はどのように考えているのかということですが、こうした生活必需品の利便性というのは、住む方にとっても大きな関心があると考えています。現在、地区の住民の皆さんは、現在、私どものコミュニティバスが行ったり、また自分が持っている自動車、またバスなどで最寄りのスーパーで購入することが多い。また、集落に訪れる移動販売車で商品を購入する。それから、今回も予算を上げておりますが、商工会の行う宅配を利用するだとか、それから友人、知人に対してお願いして買い物を頼んだりとか、また今、ネット販売がありますので、そうした部分もあるかと思われま。また、タクシーの運転手に頼んだり、いろんな方法でやっているのが現状だと思っています。

これは、生活必需品というのは、ある意味では、そこに住んでいる人のライフラインの一つだと認識しておりますけど、そうした住民の購入形態がさまざまな状態であること、また商品の提供は民間サービスの分野であることから、今のところ、私どもはそういうことで見えております。同じように、これが小規模集落でなくても、都会砂漠という言葉もあっております。市内においても、もう自分のところから余り出ていかずに、店も遠くなったところもありますし、これはもう過疎だけじゃなくて、高齢化が進行するに伴う生活の利便性が変化していくということになっております。

こうした中では、現在新たな形で状況に応じて、地域のスーパーがこうした生活必需品の先ほど言ったネットで宅配をやっているとか、生協の販売車とか、いろんな場合によつての利用が必要だと思っています。場合によっては、皆さん方についても、そうしたことを見な

がら、呼びかけていく必要もあると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） 今、市長のお答えの中、お答えいただいたんですが、次の質問とあわせて、もう、やりたいと思います。今、市長の答弁の中に移動販売の販売車のことが出ました。佐伯管内、これだけ広い管内で、移動販売車で地域住民の小規模集落を定期的に1週間のうち1回とか、あるいは二、三回とか売って歩いておられる業者さんがおられます。この業者のことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。執行部においては、これらの業者数及び販売地域をどのように把握しているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 代表質問ですから、ここまで詳細は答弁は予定をしてなかったんですけど、基本的には、こういった骨格を話しながらやっていくことが大事だと思っておりますけど、基本的には、こうした販売その他、それぞれの地域で違うと思います。全市内においては、大体30から35ぐらいのそれぞれの業者があつておるということですが、私もちょっとそうした関係のほうの仕事もあつていますが、地域、地域によっては売っている商品も違っております。生活必需品があつて、また生鮮3品の中の青果物、また魚類とかやっております。いろいろな業者がそれぞれの地域で、各地域にそれぞれが今行って、これはあくまでも民間営業の中、そういうお客さんがおるということで販売をしておるように思っております。

詳細等については、ここに別個に個々の店があるわけですけど、こうした中で、各事業とも全部がくまなく行くわけではなくて、そうした移動販売車が訪れているのは、それぞれの集落の中心地とか、また車の大きさによっても集落の入りが違うのだと思います。そうした中で、移動販売車を活用しなければならないというのは、先ほどそうした振興局管内でなくても、市内でもそういう方々、結構利用されながらやっているようでございます。大体、全体でいうなら、先ほど申しあげました30から35ぐらいの業者があると思います。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） 今、市長のほうから30から35業者というような、あたかも民間営業だから、関知しないというような御答弁のようでございますが、今、市と県があれして、商工会等で宅配事業にも補助金を出してやっておられます。いわゆる小規模集落の生活必需品の供給、あるいは通常の生活に本当に必要なものを、どのように行政としてすべきかということ、確かに水道と電気と電話は公共施設ということで、水道だけは市、あるいは電気は九州電力とか、公共のものはそういうふうな形で、どこの集落であれ必ず届いているんですが、いざ生活必需品となると、それはもう自分自身で生きていくんだから、そこに住んでいる人は、もうそこに住んでいる人なりの生活をなささいよということのように聞こえるんですが、本当にそれでいいのかどうかということですよ。

先般、実は私、移動販売車に1日乗せていただきました、隣に。その方は三十数年間、移動販売をやっておられる方なんで、たまたま私が行ったのは、もう場所を挙げてもよかろうと思います。上堅田小学校から大越までの間を午後1時に上堅田小学校の近くを出発して、ずっと回って大越の轟まで行きます。この間お店は、通常言われる食料品とかそういうものを売っている、かつてはあつたんでしょうけども、1軒もございません。ガソリンスタンドも1軒もないですね。1時から始まって、戻ってきましたのが、ちょうど6時でございます。約5時間かけて、その方は曜日を決めてその地域を回っているんですが、同じ時間帯に必ず

ここにいますよということに住民の皆さん方に、早く着いても必ずそこで待っておられる。

この時間帯の何時何分から何時何分まではここにいますからということで、私も大変そのときにお買い物に来た皆さん方から随分いろいろなこと、御意見賜りましたけれども、一番印象に残ったのは、特に手押しの車等でお買い物に出て来られる方が、当然、市内までは上堅田の学校の近くまでは買い物に行けない。この人が来てくれるから、我々は安心してここで生活できる。一番心配しているのは、そういう方がもしやめられると言われたときに、その人がカバーしている地域の皆さん方がまず一番に影響をこうむるわけですね。特に小規模集落、奥のほうに行きますと、家がまばらになって、当然その人が見られる時間帯に、自分の家の道路端のところにお買い物かごを置き、用事があるとき、用事というか、その日は買い物したいというときには、買い物かごをぶら下げて、いわゆる知らせをしているんですね。同じところにいつも車をとめるんですが、遠いところの、遠いところというのか、ちょうどそこ、車をとめられないとかいう場合には、もうその軒先にそれを出していただければ、それが目印で、その日は必要があるんだなということで、すぐとまって、車をかわしながらの営業というようなこともやっておられて。

当然、そういう人たちが、もし30から35、実際数はわからないんですが、そういう人たちがおられる人たちの連合会じゃありませんけども、連絡会みたいなものやっぴりちゃんと立ち上げて、行政が主導で立ち上げて、そして、1人の会員が仮にそこをやめるとしたときに、後をどうやってカバーするのか、それはもう個人がそこに住んでいるから、そこまで関知しないといえればそれまでなんですが、本当にそれでいいのか、やっぱりよく考えていただいて、もし、そういう会員がやめるといったときには、どういうふうな形で後をケアするのか、早急にそういうふうなことが、そういう会があればすぐわかるわけですから、そういう会もないというようなこと自体、ちょっと行政としては余りにも小規模集落の皆さんの現実がわかっておられないんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう点については、そういう会を立ち上げていただいて、連絡会なんかをつくっていただいて、サポートするというような考えありませんか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） こうした質問については、本来委員会ですっきりやるほうが必要だと思いますが、これは私もちょっと仕事に関係しておりますけど、今まで20名近くの方がいろいろ交代しております。地域、地域によって販売をしたり、ルートを振り分けて、同一業態から、今、卸売市場の関係で3市場ありますけど、それぞれの関係では行かないようにして、どうしてもそれができなくなったときに、次にバトンタッチをするような形は、中での話はできるし、その人が病気になったとき、交代でお互い同業者同士でカバーをし合うようなことにもなっております。なかなか、こうした営利をやるということであっても、それぞれ事情があったときに、そうしたことをしながら、同業者同士でそこには助け合うようなシステムには一応なっています。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） それぞれの業者の間での話し合いというような答弁に聞こえたんですが、魚住部長にお尋ねをいたします。部長さんは、この3月で退職されるということなんで、お答えにくいとは思いますが、小規模集落の現実を、部長はよくこの市内の、周辺部でもそういう事態が起きているとって言われて、ちょっといつも委員会等で議論が

ずれるんですが、今回は小規模集落のそれこそ病気にかかって、お医者にかかる薬よりも、病院代よりも、タクシー料金のほうが何倍もかかるというような周辺地域の問題がありますので、そういう生活必需品の供給を、商工会の団体であれば支援はするけれども、それ以外の方法は考えられないのかどうか。こういう移動販売の皆さん方の会を、私はやっぱり連絡会はきちっと、そしてどれだけの事業者の方が、どれだけの地域をカバーしているのかって、ちゃんと図面であらわしてくださいよ。地図の中で。カバーできてない地域も恐らくあるはずですよ。そういうところの把握も全然できてないでしょう。商工会がやるから、宇目地域は全部安心なんだ、本匠地域は全部安心なんだということではないと思いますよ。それを部長にちょっと、そういう考え方はあるのかなのか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 個人の生活、あるいはまた民間の企業の営業活動、それに今どこまで行政がかかわっていけるかということも一つあるかと思えます。先ほどからのつながりになるんですけれども、例えば、周辺での助け合い組織がだんだんと崩れていって、個々が孤立していくという状況もこれから先考えられると思います。一つは、例えばそういった便利のいいところに移住するというのも一つの方法でしょうし、じゃあ、そこで住み続けるためにどういった方策が必要なのかということも、これから必要になってくるだろうとは思っております。ただ、今言われております宅配あるいはこの移動販売についてなんですけれども、大体どの辺まで回っているかということとはつかんでおります。ただ、こちら商売ですから、なかなかコストがかかるということもありまして、ルートについては、なかなか小さな1軒、2軒とあるようなところまでは入っていきたくないというのが実情であるかと思えます。

それとまた、お年寄りは大変、葬式費用にということで、お金を使いません。1人当たりの買い上げの単価は、1回当たり大体500円程度だということですので、そうなりますと、ある程度の集落でないと、そういった移動販売車が来ないという状況もあろうかと思えます。そうしたところ、どうカバーしていくかということなんですけれども、一つは宅配もあります。これは幾ら年を召されても、商品を見て選ぶという買い物の楽しみというものはありませんけれども、必要物資を個々の家に運んでいくという宅配が宇目や本匠、直川については今整備しているところですし、そのほかにも、地元の商店が個人的に配達しているということもあります。いま一つは、ヘルパーなどが買い物の介助ということもやっておりますので、そうしたことの組み合わせで、ある程度はカバーできるというふうに思っています。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） これだけ高齢化が周辺地域の疲弊が進んでいって、生活もままならないというような状態の中であれば、当然、そういうふうな施策をもう少し市内でちゃんと検討していただきたいというふうに思っております。

きょうの大分合同に、記者デスクですかね、病気をされて、自分の冷蔵庫に何も入ってないと、これが小規模集落の通常の問題なのかなというようなことを書かれておられた記事がございました。きょうの読売新聞においては、牛乳屋さんが宅配をしながら、油の回収をしたり、あるいはほかの商品を届けたりとかいうような、あれ載ってますよね、読売新聞にね。当然、もう小規模集落、特にこの広い佐伯市の集落を維持するには、非常にコストはかかるかと思えますけれども、たとえ1軒なり2軒になっても、佐伯市民には変わり

ないわけですから、この間、その移動販売に乗ってお訪ねしたところの皆さん方が、何も言わないところは何もしてくれないと言われました。言うところだけ、言っていくところだけ事が改善され、人のいい、何も言わない、自分たちで一生懸命やっっていこうという気持ちのあるところは、余り物を申さないから、そのままの状態でおっぼられておるということと言われました。同じ佐伯市民である以上、やはりたとえ2軒であれ、3軒であれ、そこに人が住み続ける以上、川下の者が川上の恩恵を受けておるんですから、ぜひそういう部分も考慮に入れておいていただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、非常に地域のきずなが失われているという中で、行政がするのは公助というんですが、自分でみずから行うことを自助、あと地域の人たちで支え合うきずなのあり方が共助、あるいは互助というふうに呼んでおるんですが、この共助あるいは公助のあり方、あるいは今言われるように地域全体、先月ですかね、NHKの7時半からの「クローズアップ現代」で、広島県の安芸高田か、どこやったかが、農協のガソリンスタンドの閉鎖に伴って、それをガソリンとか灯油を地域に供給できなくなるということで、何キロも離れるということで、大変問題になって、農協がそのスタンドの撤去費用に相当する部分を改善費用として出している。あと、残りを市が負担をして、安芸高田ですね、安芸高田の「クローズアップ現代」に出ておりましたけども。地域全員が、その株主になって、そして、そこを利用すると。そのことによって、今まで赤字だったものが、確かに高い給料は出してないんだろうとは思いますが、営業的には黒字だと。それを拠点に、その隣に郵便局が設置され、そして食料品を扱うそういうお店もその隣に併設されたということ言われておりました。非常に佐伯のこういうふうな小規模集落、多く点在する中で、どのように共助やあるいは互助のあり方を行政としてはサポートしていこうとしているのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員が言われます公助のあり方ということですけど、基本的には共助の考え方についてという質問を受けております。現在、小規模集落ということで、世帯数が少ない上に、また高齢化のために自助ができにくいと。そうした中で、さまざまな要因が発生しておるのは、もう議員も御存じのとおりだと思います。そうした中で、これが全体が高齢化にいくと、皆さん全体の集落のまとまりが、今まで非常に共同作業がいておったわけですけど、こうした中では、非常に高齢化が進むにつれて厳しくなってくると思っています。

また、そうした中で、自治活動も困難となるということで、そうした中で、隣近所との間に築かれた相互の関係が失われて、共助の力が弱まってくれば、これを補完するという方法の中で、現在では外的サポートということが必要だということで、私たちが言うサポーター制度を導入しながらやっていると。また、議員が言われる物販について、どういう方法があるかということは、これから今の中で、道の駅とか、そうしたいろいろなことがあります。地域とどこまで行政が関与するかということは、まだ検討する必要があると思っています。そこがそれぞれの地域によって集落の体制も違ってきますし、全部が統一したものにはなっていないと思っています。

また、最近、ある地区では水道の浄化ができないということで、その水道というのは、どうしてもさっき議員が言われたように、公共的であるんですけど、水道管は一切いってませんし、山水をろ過しながらやっていると。そうした部分については、行政も補助をしながら、

そこの水の供給に充てて、やらせていただいています。特にこの前も小規模集落の県のほうで会議がありました。いろいろな地域におけるこうした過疎化、高齢化の集落を、いつまでというよりも、どうしたら、どこまでこれが行政のサービスがやれるのかという方法論も考えていかなければいけないじゃないかという議論も出ております。それぞれにおける集落、確かに1世帯でも2世帯でも、それは行政の責任だといえば、責任もあるかもわかりませんが、お互いがそこでどうしたら解決をするのか、やはり人に迷惑かけない部分や、そうかといっても、行政として生活を要するに財産とかいろいろな形を見るのは行政。そうしたはざまを見ながら、どうした形がベターになるかということをやっていかなければならないと思っています。

そうした中で、特に最近ではNPOによるボランティア活動とか、いろいろな方々お願いして、草刈りとかいろいろな作業もいっておりますし、先ほど買い物も、買い出し等もありましたが、そのようなことが今後ともますます高齢化が進むことによって、ふえてくる部分があると思っております。そうしたことで、私たちが小規模集落における共助を補完する制度として、そうした現在はサポーター制度を充実しながら考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 市民の会会派代表、江藤議員。

市民の会会派代表（江藤茂） これだけ九州一広いという中の自治体の中であって、点在する山間部の集落、あるいは海岸部の集落について、もう少し行政自身が振興局にそれぞれ地域振興課というものがあがりながら、10人単位の職員がおって、何一つそういうふうな方策が示されないというので、非常に残念に思っております。振興局の地域振興課の職員の方々は、祭りや催しごとのために配置しているのではないと思います。ぜひそういう計画なりをちゃんと振興局単位で立てていただいて、どういうふうにサポートしていくのか、どのような事態が発生しても、安心して住まわれるような小規模集落の構築にぜひ日々精進していただきたいと思っております。

以上で私の代表質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、市民の会の代表質問を終わります。

次に、民主党会派代表、17番、井上清三君。

民主党会派代表（井上清三） こんにちは。17番議員、井上清三と申します。民主党会派を代表して、地域経済の活性化、福祉政策の2点を中心に一問一答方式で質問いたします。

まず、地域経済の活性化、雇用対策の中で、公共事業の取り組みについて伺いたいと思っております。

リーマンショックを起点とした世界経済を襲った金融危機は、100年に一度と言われる世界的な不況と雇用状況の悪化を醸し出し、経済界を中心に大きな不安を投じましたが、国や各自治体、関係機関で行われた財政出動等の配慮や取り組みにより、最悪の状態になることは阻止されたと思われませんが、昨今の厳しい景気の回復にはつながっていないのが現状と推察をいたしております。したがって、雇用情勢は依然と変化が見られず、悪天候、視界不良の状況とも感じ受けております。

本市の経済と雇用情勢もその渦中にあり、地場企業の活力を生み出し、働ける環境づくり、市民の暮らしを守る景気浮揚と合い重ね合う雇用対策は緊急、急務の課題でもあると考えております。公共事業の発注は地域経済の活性化策として地元企業に受注の機会が図られるよう、可能な限り最大限努力を願わずにはられません。

御承知のように、本市の農林水産を中心とする一次産業と同様に、公共事業は直接事業者だけでなく、多くの関連する会社や個人の方々に経済波及効果があり、地域活性化、あるいは雇用創出の一番確実な方法とも言われております。そういった中、今年度の予算の中に占める投資的経費を見ますと、約60億3,300万円ほどとなっており、昨年度に比べて若干少なくなっているように感じます。市長の消極的な姿勢であれば、非常に危惧されると拝察いたしますが、公共事業の国あるいは県等の予算獲得、さらに地場企業の発注に関する市長の姿勢、考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上議員さんから、地域経済の活性化の雇用対策という形の中で、公共事業についてということです。国の公共事業予算の縮減や補助金一括交付金化により、公共事業を取り巻く環境は今まで以上に大変厳しい状況にあります。しかしながら、本市では平成21年3月に策定いたしました佐伯市総合計画に基づきまして、基本目標である都市機能の充実した豊かなまちをつくるために、道路整備、水道施設の整備、安全で住みやすいまちをつくるために河川事業、消防防災事業、産業を振興し、仕事と地域を誇れるまちをつくるための農業振興事業や林道整備事業など、今後早急に整備する公共事業がまだ数多く存在しております。市の公共事業は国、県の補助交付金に負うところが大きいわけですが、こうした中、公共事業があることによって、地域経済に与える影響も大きいということで、国、県に対しましても、今後とも積極的に予算の要望を行っていきたいと思っております。

佐伯市が発注する公共事業につきましては、指名基準とかいろいろな形がございます。そうした中で、発注においては、市内業者の受注機会の拡大を図るため、分離・分割発注にも努めておるわけですが、大型工事や特殊工事については、市内の業者を構成員とする共同企業体への発注を行っております。

こうした中で、この5カ年の計画については、平均80億円ということで、5カ年で400億円を見ておるわけですが、当市の人口規模にいった場合、大体全国的に比べてみれば、60億円前後ぐらいが本来なんですけど、そうした中の80億円を見ながら、今後ともこの5年間については、行革をし、また起債その他いろいろ見ながら、そうした部分について発注していきたく思っています。

また、特に市内においては管工事とか電気工事については、非常に管外に比べて非常に発注量が多いと聞いておりますが、それも公共事業の中の一環とした流れですので、現在、水道等、また下水道等もそうした別枠の中でやらせていただいていることも御報告申し上げたいと思います。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） そういった部分の、いわゆる国の中で非常に厳しい状況ということも十分理解ができます。しかし、企業は仕事があって初めて会社が成り立ちます。そして、それに伴い、当然雇用が生まれ、地域も元気づきます。市長の言われるように、国の政権がかわり、いわゆる取り組みにくい部分も理解しますが、市長は佐伯市のトップ営業マンとして、それに補う職員あるいは議会、議員と一丸となり、そういった事業採択あるいは予算獲得に取り組み、生活を中心としたインフラ整備、そういった部分に取り組み必要を痛感しておるわけでございます。

そういった中、議員により再三提言され、平成26年度に合併特例債の運用期限、そういっ

た部分も近づく中、合併支援事業となっております、いわゆる米水津第2トンネル、あるいは番匠川河口橋、こういった取り組みを急ぐべきと思いますが、再度、この辺の現状を踏まえ、決意をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問に御答弁申し上げます。

私どもの佐伯市の場合は、現在、平成26年度までの合併特例債、この特例債は特に土地を買ったり、建物を建てたりするのに非常に有利な起債です。事業等においてはそれ以降も続くだろうと思う過疎債というのがございますので、こうした活用をしながら、事業も進めていきたいと思っております。

また、議員の言われる合併支援事業としての中では、残念ながら米水津の第2トンネルは入ってないわけです。番匠川河口橋等については、そうした支援事業としての国、県のを一応やっておりますが、こうした中で、今行っております高速道路の宮崎まで行く道路、これについてはほとんど大手が来ておりますので、佐伯市はそうした中で下請等で工事をさせていただいておるわけですけど、それ以外に、各地区の県道の部分というのがたくさんございます。現在、蒲江佐伯間をやっております佐伯蒲江線、また弥生から三重に来ている県道、そうした県道の整備については、今後とも県を通じながら、やっていきたいと思っておりますし、また、河口橋についても、先般こうした部分については、支援事業としてのあり方を、それぞれ地域にとっては重要事業を挙げていただいておりますので、それについては積極的に県のほうにも、また国のほうにも要望を行ってまいりたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 私の間違いであったかもわかりませんが、たしか米水津第2トンネルは入ってたんじゃないかなというふうに記憶しておりますが、これはまた後日調査して質問したいと思います。次に、佐伯市中心市街地活性化事業にかかわる地場企業への経済効果についてお聞きしたいと思います。

地域経済の活性化は、地域全体で見ると、住民が市内に住み続けられるか、あるいは一人一人の住民が元気に暮らせるかどうか、地域経済の活性化の指標として見ることもできるのではなかろうかと思えます。つまり、地域内で雇用や仕事、所得が生み出され、地域経済が再生産され、さまざまな取引関係を通して、地域内に経済循環をつくる。そのためには、自治体が大きな役割を果たす必要があると考えております。

そこで、佐伯市中心市街地活性化事業の賛否を問うことで、住民投票条例の制定が提出されるなど、住民の関心が非常に強い大手再開発事業あるいは歴史資料館建設に合わせて10億1,700万円ほどの予算がつけられているように思います。もちろん、佐伯市財政の一般財源ではなく、国あるいはそういった部分の補助金も含まれているように感じますが、市にとって大きな予算が使われる、そういうことになるわけで、当然市民も財政に対する危機感を大変心配なされたことと思えます。そういったことを常に頭の一角によぎらせ、この事業実施については、地元企業ができる限り参加できる環境づくり、そういった部分に最大限の努力をする必要を痛感しておるわけでございます。

この中心市街地活性化事業は、全体で約51億円、そのうち佐伯市の負担が10億円、そのようにも伝え聞いておりますが、各商店の設備、あるいは建設計画の住宅の設備、そういった個人負担等を合わせるとさらに大きな経済効果が発生してくる、そのようにも考えておりま

す。本体工事はもちろんですが、例えば生コン屋さんとか、あるいは電気・水道工事、運輸、リース業、石油販売、それから大工、左官等々に至るまで、関連する数多くの事業所の参画、あるいは数百名に及ぶ雇用の創出が期待できるわけですが、この辺の対応、つまり地元企業の事業参画あるいは受注支援、雇用対策、そして予測される経済効果等について少し考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 2番目にあります中心市街地における地場企業への経済効果ということでございます。

議員御存じのとおり、この事業費、約51億円ほどの事業になります。この事業費の中の内訳は、先般も特別委員会等でお話をされたと思いますが、いわゆる箱の建つ部分、道路の整備の部分、その中における水道の部分と、いろいろな考え方あるわけですが、これについて、二つの事業の51億円がそれに当たります。議員御指摘の雇用対策と経済対策についてですが市が実施します区画整理事業については、現在の建物、施設全体の解体から道路整備までにとって、地元企業がかかわる工事がこの部分はたくさんございます。施工に当たっては、受注業者に地域経済の活性化のためにも、ぜひともそのようにお願いしたいと思いますが、これは道路部分と公園用地の整備ということになります、この中で用地とかいろいろな部分というのはありますので、これは総事業費から工事事業はこれは除いていかなければならないと思っております。

もう一つの再開発組合が実施します市街地再開発組合については、特定業務代行になるか、業務代行になるかで、地元業者がかかわれる頻度が大きく変わってくる要素もありますが、基本的にはこちらにない会社ですので、地元の下請発注等をやっていかなければならないと思っております。特に建物の建設が中心となるという部分については、やはりこうした中では、地元の下請、その他が入ってきますが、別枠には電気工事とか配管工事という、いわゆる内装工事、先ほど言いました、備品購入とか、こうした部分では地元の業者が大きくかかわれる機会となると思います。いずれにしても、この事業が地元が大きくかかわることで、地域における経済効果が推測されると思っております。

市といたしましても、先ほど言いました区画整理事業については、これは市が直接施行ですので、これについては問題ないわけですけど、いわゆる再開発組合が行う建設のほうについては、特に直接、やはり組合にも通じながら、地域の発注については積極的にかかわり、お願いをしていきたいと思っておりますし、また、地元業者も企業もですね、受注者、そうした積極的な売り込みもお願いをしたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 区画整理については、当然市の発注という形になりますので、これはもう地元の企業でぜひやっていただきたいし、本体の建築に際しては、組合のほうの意向もあるというふうな考えもお聞きしましたが、本体の建築に関しては、市長申したように、特定業務代行というふうな制度もとり出されておりますが、再度申し上げたいと思いますが、この事業における、いわゆる市内の資材、あるいは機材、そういった部分の優先使用、そういった部分を促進するため、地元企業の強み、あるいは弱み、そういうことを十分考慮しながら、強みの部分はさらに強調しながら、弱みの部分は改善する方策、そういうことを講じながら、やはり地場企業が受注してこそ、本市の活力というのがよみがえるのではない

かなというふうに考えます。そういう意味での、いわゆる支援策というのが考えがあればお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど申し上げた中に、私のほうとしてかかわっていきいたいということ、これまだどういう建物の内容になるかという設計もできておりませんが、今特に県のほうが県産材を公共施設とか、そうした類似施設に使ってくださいということで、そうなれば、佐伯市の木材等についても、そうした材料についても積極的に使っていただくと。やはり地元発注であり、地元地産であるそうしたものを使えば、わざわざそうしたところから、よそから連れてこなくても、地元でできるんじゃないかと思っていますし、これからの建築について、さまざまなことが言われると思いますので、その点については、私どもも、先ほど申し上げましたように、積極的にかかわっていきながら、地場での発注を試みていきいたいと思っています。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 新聞の記事の一環なんです、3月1日の合同新聞によると、いわゆる大分市の大手電気工事業者が仕事がないというふうな状態で事業廃止というのが報じられております。本市においてもこのような状況が起こらないよう、十分な配慮を期待するとともに、仕事がなく、いわゆる不景気や厳しい雇用情勢のもとでは、即効性のある、そして地場企業に直接仕事と雇用を発生させる地域密着型の公共事業の実施が求められるわけですが、とりわけこういった箱物や大型公共事業に批判の多い中で、ぜひ市民に理解が得やすく、また財政上の危惧される点等も配慮、説明責任を果たすことを強く望んでおきたいと思っております。地域経済効果も大きく、そして暮らしを守る景気雇用対策事業として、佐伯市中心市街地活性化事業は地域経済の活性化を促すよう強く期待したいと思っています。

次に、福祉政策、そういった中で、増加する認知症対策について若干お尋ねしたいと思います。

認知症になって一番苦しい思いをされているのは、いわゆる本人自身なんです。記憶が消えていく、そういった世界の中で、日常の生活ができなくなっていくもどかしさ、他人とのコミュニケーションがとれなくなっていくことによる自分の存在が消えていく恐怖、身近で深刻な問題であるわけですが、まず本市の認知症高齢者で、介護が必要とされる、そういった方はどれくらいおられるのか、あるいはグループホーム等へ入所していない人数等の状況、さらに本人及び家族に対する支援策をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 次に、福祉政策などの認知症対策ということで御質問でございます。

そのうち本市の認知症高齢者の介護が必要とされる方の数ということでございますが、本市における認知症高齢者の介護が必要とされる方の数につきましては、現在把握できておりません。国が18年に出した見通しでは、65歳以上における認知症の発生率は、平成22年で7.2%となっております。これを平成23年1月、本市における高齢者人口、いわゆる人口数が2万4,910人ということで比較しますと、統計上の数値は1,800人となっております。把握できる数値といたしましては、平成22年10月時点でグループホームの利用者が現在159名、待機者が8名、認知症対応型通所介護利用者が56名となっております。

それから、の部分で、認知症を主症状として介護認定を受ける方のうち、グループホー

ム等への入所をしていない方の数字は、これもちょっと把握できておりませんが、21年度の介護保険の新規申請者で999人のうち認知症が主たる症状で介護認定されておる方は183人です。新規申込者の18.3%になっております。本人への支援は、ショートステイやデイサービス、訪問介護等介護保険サービス利用が中心となっております。そうした中でのサービスをさせていただいているような状況でございます。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 代表質問であり、細かなことは市長もなかなか把握されないとと思いますが、こういったいわゆる認知症の介護が必要な数の把握ができてないというふうな状況、あるいは、待機者は8名というふうな形になりましたが、入所していない数も把握できてないというふうな形になれば、ある意味では施策とか設置、施設の設置という部分は、どういうふうな根拠によって行ってやるのかなというふうな一抹の不安がございます。これまた委員会のほうで詳しくやってみたいと思いますが、市長が言われることは、そういった部分で一部理解ができますが、家族の支援ということも触れましたが、これは認知症の理解に、いわゆる状況に理解ができず、無理な対応で、日常生活に疲れ果て、時として息子が実の母を虐待するなど、悲劇を生んでくるわけでございます。こういった中、認知症高齢者の家族の介護による、いわゆる身体的・心理的負担を軽減するため、地域密着型として、これはもう市が指定する部分なんです、市における認知症対応型訪問介護あるいは認知症の在宅介護の大きな支援となる、いわゆる小規模多機能居宅介護事業所というのが、私の記憶では本市では1カ所か2カ所しか整備されていないようにも思いますが、この小規模多機能居宅介護事業所の整備、取り組まれない理由、それはどのように分析し、どのような対策を講じているのか、ちょっとこの辺についてお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 井上議員の小規模多機能型の居宅介護事業に取り組まないといいますが、原因についてというお問い合わせ、御質問だったと思います。先ほど議員おっしゃられましたように、本市には現在2事業者、定員27人ございまして、現在のところ、利用状況から、これ以上のニーズがなかなか出てきにくいという事情がありまして、今のところ2事業者にとどまっております。23年度から第5次の介護保険事業計画の策定が始まりますので、その中において、市内におけるニーズの把握に努め、こういったサービスの基盤の充実に向けて取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 詳細については、委員会でも話しますが、いわゆる今後介護の根幹となる認知症高齢者対策を計画的に推進するための制度の構築化、そしてグループホームともども本人のケア、家族の介護軽減になるような施策を講じることをあえて期待と提言しておきたいと思っております。

最後の項目になりますが、障がい者の就労雇用支援についてお伺いしたいと思います、障がいを持っている、それだけで働く能力を持ちながら、就労、雇用の機会が狭く、自立には幾多の問題が山積みされていることは御存じと思いますが、まず、障がい者の雇用促進が問われる中、3月現在、本市役所で雇用されている障害者手帳所持者は何名になっているのか、新年度を迎える中、障がいを持つものの今年度の採用、どのようになっているのか、2点をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 御質問ございました、障がい者の就労支援についてですが、現在本市で任用、いわゆる採用している障がいのある職員は、正職員が15名、臨時・嘱託が6名、合計21人となっています。そのうち重度の障がいを持つ職員は7人ですが、なお障害者雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率は地方公共団体では2.1%が基準になっておりますが、本市の雇用率は3%ということになっております。障がいのある人の採用については、5年前、嘱託職員の採用に障がい者枠を別に嘱託職員は設けております。また正規職員の採用には、これまで特別な対応をしておりませんが、来年度の試験等において、採用等、試験方法についても、これもその都度見直していく必要があるかと。そうした中でも一応枠組みをしながら考えていく必要があるかなと思っておりますので、その中で障がいのある人で、適正な採用についても十分そういう形でとっていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） 先ほど市長、3%という言葉が出たんですが、私の調べですかね、調査によると、今、佐伯市のいわゆる一般職、臨時職員あるいは嘱託含めますけど、一般職においては、教育委員会も入りますが、いわゆる1,047名、臨時嘱託含めて450名という数字になっているように思いますが、これ計算いたします、つまり国の雇用促進法、あるいは障害者雇用率制度というのを、先ほども市長も申されました2.1%という形になりますが、臨時職員を合わせますと、いわゆる32名というふうな数字も出てきますが、この辺の数字はどのようなとらえ方をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 井上総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 質問にお答えいたします。

法定雇用率の考え方でありまして、22年6月1日現在の数字でちょっと説明いたします。先ほど議員がおっしゃったように、職員数は1,048、これ教育長入れますんで、1,048という解釈になります。それから、除外職員の数というのがあります。これは大きなものは消防職員、これはちょっとそういう障がいをお持ちの方は適さないということでありまして、その数が116人ありまして、それを引いた数が932人ですね。それに重度障害の方が7名、これは計算上、2倍掛けます。それですので14人。それプラス通常の重度の方が14人でありまして28人。これを割りますと3.0という法定雇用率になるということでありまして。

議長（小野宗司） 民主党会派代表、井上議員。

民主党会派代表（井上清三） その重度のほう、ちょっと計算してなかったんですが、当然その辺が執行部の申すのが数字が正しいのかというふうに思いますが、これもまた委員会のほうでちょっと精査したいなというふうに思えます。

いずれにしましても、9月議会で申し上げましたが、いわゆる職場は障がい者のための特別な場ではなく、そういったバリアを取り除くことで障がいを持っている人が通常の労働環境において平等に労働や雇用に参加できるようにする、そういったことであり、環境づくりに一層力を注いでいただくとともに、ぜひ優しいまち、あるいは安全なまちとして、またノーマライゼーション、そういった部分の理念に基づき、障がい者の就業、雇用、そういった部分に積極的な対応を期待いたしまして、民主党会派を代表して質問を終わりたいと思えます。

議長（小野宗司） 以上で、民主党の代表質問を終わります。

代表質問の途中ではございますが、ここで15分ほど休憩をいたします。2時45分から再開いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、開政会会派代表、29番、下川芳夫君。

開政会会派代表（下川芳夫） 29番議員、開政会の下川芳夫でございます。会派を代表しまして質問をいたします。

今議会より始めた代表質問でありますので、多少の戸惑いはありますが、佐伯市がよりよく発展することのために、質問をしたいと思います。

市長の施政方針について、市民憲章でうたっている基本理念に沿って、全部お聞きしたいところではありますが、長くなりますので、時間の都合上、割愛させていただき、会派で絞り込み、重立った政策を取り上げてお尋ねいたします。大項目では市政運営についてでありませんが、小項目4点に分けてお聞きします。

まず、ア、財政運営についてと題しましてお尋ねをします。

合併特例債と交付税措置についてお尋ねいたします。

市民の間では、合併特例債の交付税措置について疑問を感じている人も多く、また額面どおりに措置されるのかを心配している方もおられます。そこで質問ですが、合併以来、発行した合併特例債の年度ごとの総額とともに、年度ごとの元利償還金額及び相当分の交付税措置額を教えてください。さらに、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が枯渇した場合、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する自治体にみずから発行させる制度として、臨時財政対策債がありますが、この償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置される、いわゆる実質的な地方交付税の代替財源がありますが、この制度そのものがいつまで延長されると考えているのか、そして国の方針が決まっているのであれば、教えていただきたい。

として、今後の財政状況に対して、合併特例債をどの程度発行可能と考えているのかをお尋ねします。というのは、第2期行財政改革推進プランにおいて、今後の課題として多額の市債残高を有し、借入金の償還ピークが平成27年度になることや、扶助費の増大などによる義務的経費が増加傾向にあることから、財政の健全化が懸念されているからであります。また、市債の借り入れについては、優遇措置のある合併特例債の発行可能な期間、平成26年度までに集中することは否めません。しかし、過度な借り入れにより、後年度に多大な負債とならないよう、市債発行の抑制に努めることが、今後の課題だと言っております。

そこで質問をいたします。佐伯市における合併特例債の発行限度額は約420億円に対して、21年度末までの発行額は約130億円であると思いますが、22年度の発行額を含めて、今後、26年度末まで年度ごとの発行可能額を示していただきたい。

次に、イの国、県工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

市長は市政諸般の報告の中で、佐伯県境間の平成23年2月現在の整備状況について、全体用地取得率は約95%で、工事の進捗率は佐伯蒲江間は約33%、蒲江県境間が約71%となっている。国の22年度予算では約125億円が確保されており、蒲江県境間は平成24年末の供用開

始に向け、順調に工事が推移していると言っています。

そこで質問をいたします。

東九州自動車道佐伯蒲江間の供用開始はいつになるのか。もしおかれているとしたら、何が原因なのかを教えてください。

として、（仮称）佐伯南インターの認可はおりたのかをお尋ねいたします。

次に、東九州自動車道と離れまして、は佐伯市の懸案であります番匠川河口橋と第2浦代トンネルの状況についてお尋ねいたします。

として、佐伯市が大きく発展するか否かにかかっている海上輸送のかなめである女島埠頭の14メートルバースの整備進捗状況についてお尋ねいたします。

ウに入りまして、観光についてを質問します。

市長は、食の観光に力を入れており、いろいろな施策を行っています。行うのはいいのですが、佐伯市が食の観光をひとりよがりになりはしないか、そして、ならないようにするために、食の観光に力を入れている他市の例を検証する必要があります。

そこで、私たち開政会は、ことしの2月中旬に岡山県津山市に行政視察に行きまいりました。ここは人口約10万8,000名、面積506平方キロメートルで、佐伯市よりは約400平方キロメートル小さく、人口は佐伯市より約3万人多いという山間地域であります。この津山市を有名にしたのは、秋田県横手市で開催されたB-1グランプリにおいてホルモンうどんで3位に入賞されたからではないでしょうか。観光客もホルモンうどんを食べに年々大きく増加しているとのことでした。ここの観光振興課長いわく、一点突破、そして水平展開をとおられました。それは、あれもこれも観光事業を行えば、力が分散してしまうので、1点に集中して、B-1グランプリを目指してホルモンうどんを観光の目玉にしたと言っていました。

次に向かったのは、同じ岡山県の倉敷市で、観光を中心とした中心市街地活性化に取り組んでいる倉敷商工会議所に行ってきました。会議所の会頭みずからが説明役となってくれ、いろいろと教えてもらってきました。その中で、これからの観光には物語が必要である。またリピーターをふやすような観光を目指さなければいけないと言っていました。朝市の話になり、ここの朝市は青年会議所が主体となり、先頭に立って地元の人々を対象に地産地消を心がけて行っており、月1回の開催ではあるが、約3万人の人出があり、またうわさが広まり、他市からも人が来るようになったということです。いずれの市でも観光に力を入れ、まちの活性化を促していることがわかりました。

話はそれてしまいましたが、質問に入ります。

先ほどの東九州自動車道と関連して、東九州自動車道が完成し、宮崎まで開通したとき、観光客の素通りが考えられますが、佐伯市に観光客を誘致する対策をどう考えているのかをお聞かせください。

として、観光客を誘致するには、インフラ整備が必要であると考えますが、駐車場、トイレ、観光案内板などの整備対策はどのようにするのかをお聞かせください。

最後の工に移ります。

企業誘致についてと題しましてお尋ねします。

先ほど話しました2月の行政視察ですが、呉市にも行ってきました。その折、佐伯市に企業進出してくれた中国木材へ表敬訪問をし、工場見学をまいりました。社長初め役員の

方が出迎えてくれ、歓迎を受けました。その席の話で、今のところ13名の雇用をしているが、原材料であるスギの丸太をたくさん供給してくれれば、なお一層の雇用が見込まれるという話でした。今まで製造業を主体に企業誘致を考えてきたと思いますが、視点を変えて、佐伯市の資源を使った企業を誘致するのもよい方法ではないかと思います。

そこで質問ですが、これまでたくさんの企業誘致活動を行ってきたと思いますが、なかなか企業は進出してくれません。なぜなのか。佐伯市が企業誘致をするときに感じている問題点は何か、またその対策はどのようにとっているのかをお尋ねいたします。

として、市長は以前、経済の浮揚と地域の活性化を図るため、ぜひ佐伯湾に大型船修理ドックの建設を実現したいと考えていると言っていました。佐伯市の活性化、雇用の確保を求めるとき、まさにそのとおりであります。

そこで質問をいたします。大型船修理ドックの建設に向けての進捗状況はどのようになっているのかをお聞かせください。以上。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員さんの開政会の代表質問ということでございます。

市政運営についてということが第1項目めです。その中で、財政運営についてということですので、1点目のその中で、合併特例債の交付税措置は額面どおり措置されるのかとの御質問についてですが、合併特例債の交付税措置は実額償還方式で行われております。地方交付税法の規定により、当該年度に返済予定の元利償還金額を基礎数値として、その70%が基準財政需要額に算入されることになっております。本市におきましても、平成18年度から21年度において同様に同等額が基準財政需要額に算入されているところであります。

続いて、合併以後の年度ごとの合併特例債の発行額、元利償還金及び交付税措置額についての御質問が入っておりますので、概数でお答えさせていただきます。合併特例債の発行額につきましては、平成17年度が29億円、18年度が33億7,000万円、19年度が15億2,000万円、20年度は26億円、21年度が24億4,000万円となっております。元利につきましては、平成17年度は元利金の償還はございません。18年度が利子のみの支払いで4,700万円、19年度が同様に1億700万円、20年度から元利の償還が始まり、元利合わせて4億6,800万円、平成21年度が同様に8億9,900万円ということになっております。

基準財政需要額算入額は、平成17年度は先ほど申したようにありませんので、算入額はありません。平成18年度は3,300万円、平成19年度が7,500万円、平成20年度は3億2,700万円、平成21年度が6億2,900万円、これは70%の金額となっております。臨時財政対策債の制度がいつまで続くかとの御質問につきましては、国が示した資料等は現在確認できておりません。毎年変化するものですから、その都度の通達で来ます。

今後の合併特例債は発行額を推計するのが非常に困難です。平成22年につきましては、予算ベースで、一応平成23年度以降は第2期行財政改革推進プランの財政推計のデータにより申し上げます。平成22年度、いわゆる今年度の予定は今17億4,000万円を予定しております。それから、23年から26年度ということは、一応、大体年間80億円ぐらい予定を公共事業しておりますので、大体一律32億円ということで予測をしておりますが、これについても、年度により幅が出てくると思っております。

その中で、2番目、先ほど議員が言われましたように、全額では420億円でございますが、それを計算しますと、現在発行額は128億円、平成21年、それから32億円掛ける5倍ですと

160億円ですので、大体差し引きして290億円残っておりますわけですが、そのうち160億円を発行するというので、まだ130億円です、まだ発行できる枠があります。それについては、十分精査しながら、発行に対して考えていかなければならないと思っております。

次に、イについてお答えさせていただきます。国・県の工事の進捗状況についてですが、東九州自動車道は北九州を起点に大分県、宮崎県を経て鹿児島県に至る延長436キロの高速道路です。このうち平成20年6月に津久見佐伯間が供用開始され、区域の発展に大きく寄与していることは私が申すまでもないところです。議員御質問のとおり、東九州自動車道、佐伯蒲江間の供用開始につきましては、新聞等マスコミで報道されておりますとおり、平成28年度以降の供用開始の具体的時期については、公表されておられません。現況把握のため、国土交通省佐伯河川国道事務所に伺ったところ、一部用地買収協議が難航しており、協議に時間を要することや、今後新たに2,819メートルの蒲江トンネルを初め、トンネルが7カ所、橋梁12カ所の整備を必要としますが、地形上の制約から、工事用道路を先行して整備する必要があるなど、本線と同時施工を行うことが難しいなどの要因から、今後の予算の見通しが不明であるので、供用開始時期については公表を見送っている状況です。また、当区間については、早期に供用が図れるよう、事業を推進してまいりたいと思っております。

2番目に、（仮称）南インターチェンジの認可につきましては、平成22年1月29日に、国土交通省九州地方整備局に連結許可申請を行っております。しかしながら、本日、現在まだこの認可のほうはおりていない状況ですが、会議そのものがまだ開かれてないということですので。

3番目に、佐伯市の懸案であります番匠川河口橋や第2浦代トンネルの状況についての御質問でございます。

議員も御承知のとおり、番匠川河口橋は合併支援事業の中でも最重点事業として位置づけておりまして、市といたしましても、非常に珍しいんですけど、大分県市長会の統一要望の中について、この番匠川河口橋については、他の13市の市長さんも賛同していただきまして、県と一緒に早期事業化に向けて、大分県に対して要望をさせていただきました。巨額の費用を要する大規模事業であり、費用対効果ということで言われておりますけど、こうした中で、早期着工は難しいということを言われてますけど、私のほうとすれば、鶴見地区が非常に水道等の枯渇、将来非常に不安な要素がありますので、この件も添えて今後の要望活動の中に入れて、単なる費用対効果じゃないという方向づけを整理しながらやっていきたいと思っております。

また、第2浦代トンネルにつきましても、番匠川河口橋と同じように、巨額の費用を要する大規模事業であり、県としても東九州自動車道の関連アクセス道路の整備を重点に投資している状況ですので、早期着工は非常に難しい状態ですが、現在使っております浦代のトンネルから木立側については、線形不良という箇所なので、これの対応についてはルートを設定し、こちらのほうにはまず早目に工事に入っていただくようになると思います。

次に、女島埠頭14メートル岸壁の工事につきましては、この事業は平成7年度から工事着手いたしまして、平成25年度供用開始予定であります。九州地方整備局佐伯港湾事務所に確認したところ、事業費ベースで航路・岸壁の進捗率については、平成22年度末までで84%です。また、大分県の背面部は事業費ベースで75%というぐあいになっております。

次に、ウ、観光についてということでございます。1番目の東九州自動車道が完成しとい

うことで、宮崎まで開通すると。高速道路の開通以来、佐伯市では大幅に観光客がふえました。これは食観光を中心に、民間と行政がこれまで取り組んできたことが花開いた結果であり、一方では、一時的な増加、あるいは行きどまり効果による増加ということもあると思います。高速道路開通から3年目を迎え、既に一時的なブームが去りつつあると思われます。これから高速道路が宮崎方面につながっていきますと、素通りされる可能性は多分にありません。そのような中でも、観光地として生き残っていくためには、当然のことながら行ってみたい、また来たいと思えるような地域づくりをすることが必要です。そのためには、佐伯らしさを大切にしながら、現在の食観光を磨き上げ、新たな素材の発掘、おもてなしの向上などの課題を一步ずつ地道にクリアしていくしかありません。それは行政だけでできるのではなく、いかに民間の方々が前向いて取り組むか、それをどう行政が支えるかということがポイントになると思います。

また、現在大都市である福岡県域などをターゲットに積極的にPRを行っていますが、まず佐伯市を知ってもらうためには、引き続き重要なことだと思っています。現在、各イベントなどの情報発信をメールで行う取り組みを始めています。本高速道路が南進すれば、宮崎県などもその新たなエリアになると思っています。

次に、その中で、2のことですが、観光客のための駐車場、トイレ、案内標識につきまして、お答えを申し上げます。

観光客のための駐車場につきましては、昨年始まりました高速道路無料化社会実験の開始に合わせ、市内の駐車場案内を観光協会のホームページでインターネット上から見られるようにして、さらに市内のコンビニエンスストア各店の協力を得て、店先に駐車場案内と携帯電話で読み取れるQRコード化をして貼付をさせていただき、案内を行っております。観光客の方々の利便性を高めているところです。

また、観光関連の施設のトイレにつきましては、現在かなりの数がありますが、その中には老朽化したものもあります。その存続、廃止を含めた見直しも今後行っていかなければならないと考えているところです。市内においては、現在、公園等については、各地区でのトイレ等の整備をしながらしておりますので、そうした中で、観光客に不便のないよう整えていきたいと考えております。

それと、案内板につきましては、現在、市全域の観光案内板の見直しに入っております。23年度から計画を作成する予定ですが、この中で過不足を精査し、新設、改良等行って、わかりやすい案内に努めていきたいと考えています。なお、その間、応急的な修繕の必要が生じたもの等については、別途修繕を適宜行っていきたいと考えております。

次に、企業誘致についてです。

企業誘致の中で、佐伯市が企業誘致をするのに特に感じている問題点を問うということでございます。午前中の清家議員にもお答えさせていただきました。企業誘致の場合、まず佐伯市の特性、長所はどこにあるかを考えます。東京、大阪、福岡から遠い、空港からも遠い、広大な土地はない、豊富な工業用水もないなどの不利な点を補うものは何か、それは天然の良港であり、豊富な森林資源であり、豊かな海の資源であり、温暖な気候や住みやすさ、勤勉な労働力などと考えます。このような佐伯市の特性、立地条件に合う企業、業種を探す努力を続ける必要があると考えております。また、先ほどの中に、高速道路等も今後、順次、整備ができますので、そうしたものは逆に利便性という形で考えていきたいと思っております。

す。

次に、大型船ドックにつきましては、昨年2月に佐伯市大型船修理ドック建設推進協議会を設立して以来、九州大学教授、日本郵船株式会社、国土交通省海事局長などを講師に迎え、計4回の研修会を開催してきました。今までに勉強した結果、佐伯湾は修理ドックとして適地はあるが、経営主体はどこか、新たに修理ドックを建設する場合は幾らかかるかが課題になりました。このほかに、日本郵船株式会社の御好意により、佐伯湾に新たに大型船修理ドックを建設した場合の工事費の試算をつくっていただきました。去る2月23日に佐伯市大型船修理ドック建設促進協議会を開催し、その報告を受けましたが、土地購入費、建物建設費、クレーン等の機械設備費などを除いて、約156億円かかることが判明しております。概算見積もりとはいえ、土地代含めれば、総額で200億円近く必要となるわけで、巨額の投資をして大型船の修理業に進出しようとする造船所がどこがあるのかということで、私どもも非常にそうした中でも困難な問題と考えております。以上です。

議長（小野宗司） 開政会会派代表、下川議員。

開政会会派代表（下川芳夫） それでは、再質問させていただきます。

財政運営についてですが、国を信じなければ、予算も何もできやしませんね。それで、信ずるほかないんですが、ただ、国が方向転換をしたときの場合とか、そういう危機意識ですね、危機意識とか危機管理はどのように行うというか、考えを持っているのか、その点をお聞かせください。

そして、国、県工事の進捗状況なんですが、用地取得率が95%、いわばあと5%残っているわけですね。この217バイパスに対しても、土地の取得ができなかったばかりに、国体に間に合わず、2年以上おくれたという経緯がありますけれども、今回もこのたとえ1%でも用地の取得ができなかった場合、やはり2年以上のおくれが出る可能性が出てくるわけですね。ですから、この用地取得に対して、佐伯市は積極的にかかわっていただいて、ぜひとも行っていってもらいたいと考えていますが、この2点について、どのようにお考えがあるかお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お疲れさまです。それでは、下川議員の国の依存の関係で、市としてどのような危機意識を持っているかということでございますけれども、基本的に私どもが予算を見積もる段階におきまして、歳入の財源をチェックをするわけでありまして、当然、歳入財源がなければ、起債という形になっていくわけでありまして、基本的に今、行革プランを2次を進めておりますけれども、そういった新たな借り入れというものは極力抑えていこうと、その前提に、投資的経費が80億円という分がありますけれども、そういったことで、市単独の一般財源というのは非常に厳しい部分がありますので、依存財源に頼ることになるような事業というものは、十分控えるような形になるかというふうに思っております。

特に、今の交付税の関係につきましては、既に借りた分につきましては、地方交付税法等に基づきまして、法的措置がされておりますので、そちらは毅然として入ってくるものだというふうにとらえておりますけれども、新たな新規事業につきましては、先ほど申し上げましたように、投資的経費の関係も踏まえ、借り入れというものを十分慎重にやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 下川議員の用地取得に関します再質問につきまして、答弁いたしたいと思えます。

国土交通省佐伯河川国道事務所のほうが発行しています23年2月現在の佐伯蒲江間の用地取得率につきましては約94%です。地権者五百数十人おります。そのうち、約94%ですから、480人近くが契約していると。あと残っている未契約の32件につきましては、共有、ほか何百人という共有の分が若干時間がかかっているという部分があって、手がつけられないということもございますし、工事そのものも、先ほど市長が答弁しましたように、長いトンネル、山が多いですから、トンネルが長くて、橋は短いんですね。長いトンネルが結構まだ残っておりまして、その部分の工事が、先ほど市長答弁がありましたように、その山で直接トンネルが坑口、ほげないというふうな状況でございます。そういったことから、若干のおくれがあるということは言えると思えます。

それと、国交省が申しますには、新直轄になったのが蒲江のほうが2年早かったと。それで、2年おくれで佐伯蒲江間が新直轄になりました。この2年というのは、やっぱり、それも一つかなというふうなことは言っておりました。

議長（小野宗司） 開政会会派代表、下川議員。

開政会会派代表（下川芳夫） ありがとうございます。これで、以上、質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、開政会の代表質問を終わります。

次に、公明党会派代表、19番、浅利美知子さん。

公明党会派代表（浅利美知子） 皆様、大変お疲れさまでございます。19番、浅利美知子でございます。公明党を代表いたしまして、総括で質問をさせていただきます。

私たち公明党は、一昨年新リーダー、山口那津男代表のもとで、新スタートをいたしました。公明党の一番の強みは、大衆とともにの立党精神に立脚した国会議員と地方議員のネットワークです。国会議員、地方議員の3,000名を超える議員が一丸となって、現場の悩みに耳を傾け、地域の諸問題の解決に必要な施策をつくり実現してまいりたいと考えております。私たち公明党佐伯市議会としても、今まで以上に市民の皆様の声が施策に反映されるよう頑張っていきたいと改めて決意し、質問に入らせていただきます。

まず初めに、西嶋市長の政治姿勢について2点お伺いをいたします。

西嶋市長におかれましては、今、2期目の2年を経過しようとしておりますが、これまでの6年間は職員削減などの行財政改革、また食観光のまちづくりで交流人口の増加などなど、西嶋市長の強いリーダーシップのもと、市職員とともに力強く推進され、着実な成果が上がっていると思われま。

さて、西嶋市長は2期目の所信表明の中で、佐伯市を活性化させるためにと五つの重点項目を掲げておられました。その1、地域資源を活用し、交流人口を増加させます。2、産業を振興し、雇用の場をふやします。3、定住促進対策を進め、定住者をふやします。4、安心安全なまちをつくりま。

5、公共交通網を整備いたします。6、子どもが安心して育つまちをつくりま。

7、中心市街地を元気にします。8、文化芸術の振興に取り組みま。

9、市民参加のまちづくりを新たにつくり取り組みま。以上、9点を挙げておられますが、市長御自身、この2年間をどのように評価されておりますか。また、この2期目の今後2年間は総仕上げとなると思いますが、リーダーとしての決意をお聞かせください。

次に、市民わかりやすい市政の実現についてお伺いをいたします。

市長は常に市民の目線で立ち、市民にわかりやすい市政の実現を推進していきたいと言われております。今回問題になりました大手前開発を含む中心市街地活性化事業は、市民への説明不足、周知徹底がされなかったために、住民投票条例を求められたものだと思っておりますが、説明方法をどのようにとらえておられますか。先ほどの平成会、日高嘉己議員との質問が重複しておりますので、この点は答弁は要りません。それでは、中心市街地活性化のために、この事業に取り組む市長の決意をお聞かせをください。

大項目2、福祉・保健行政について。

公明党は社会保障制度の見直しと、新しく発生してきた病理的側面への対応を加え、福祉を広義に解釈して新しい福祉と名づけ、総合的に検討すべきと主張しております。今、地域や職域、家庭での人間的なつながりが薄れ、暴力、虐待、いじめなどが起こり、他殺や自殺、ひきこもり、不登校、心身症、うつ病などが多発しておりますが、これも福祉の一部として早急に対策を講じなければなりません。これらの解決には、孤立社会から支え合いの社会を目指して、あらゆる仕組みを改革する以外にないと考えております。

これまでも公明党は、少子化対策、子育て支援にと、どこよりも早く取り組み、児童手当制度を立ち上げ、そして拡大もしてまいりました。さらに、出産育児一時金の拡大、乳幼児医療費助成の拡充、妊婦健診公費負担等の推進など、少子化対策、子育て支援に力を入れてまいりました。

そこで、さいきつ子医療費助成事業についてお伺いをいたします。佐伯市では独自の事業として、平成21年10月からは通院、入院ともに小学校3年生まで拡大され、無料となりました。さらに、平成22年10月からは小学校6年生まで拡大されました。また、県の乳幼児医療費助成制度のうち、入院助成の対象が就学前から一気に中学校3年生までに拡大されたことに伴い、平成22年10月からは入院においては中学3年生まで無料となっております。今後子育て支援のさらなる強化、充実のためにも、さらに年齢を中学校3年生まで引き上げるお考えはないかをお伺いをいたします。

次に、女性や子どもの健康を守る上から、子宮頸がん等3種ワクチンについてお伺いをいたします。

子宮頸がんは国内で約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しているとの報告があり、近年では20歳から30歳代に患者が急増しております。また、乳幼児に重い細菌性髄膜炎撲滅には、ヒブワクチン接種を行うのが予防策と言われております。毎年、約1,000人の子どもが発症し、そのうち600人以上はヒブ菌が原因で、約200人は肺炎球菌が原因となっております。罹患者の25%に知的障害や運動障害、難聴などの後遺症が残り、5%が死亡しているそうです。

佐伯市においても、ことし2月からこの3種のワクチン接種の助成事業が始まりました。市報の2月1日号に掲載されておりましたが、対象者への周知は徹底されているのでしょうか。不安な点があるように感じます。今後、説明会などを開催し、十分に理解した上でのワクチン接種を望んでおりますが、今後の対応をお伺いをいたします。

次に、高齢者福祉対策についてお伺いをいたします。

公明党は全国3,000人を超える全議員が、一昨年11月から12月にかけて介護現場の生の声を聞き、新たな政策の立案に向けて介護総点検に取り組み、約10万件の声を集約をいたし

ました。介護総点検で明らかになったのが、介護施設の不足、在宅支援体制の不足、介護労働力の不足への不安でした。また、高齢者は年齢とともにさまざまな要因で体が不自由になります。中にはひとり暮らしになり、話し相手もいないことによって孤独に陥り、精神的にも身体的にも介護を受ける状態になったという実態も明らかになりました。

さて、こうした地域的課題の福祉政策を、支援策を、我が党は次のように提案をしております。例えば、ひとり暮らしの高齢者などへの地域支援としてのキーワードは、孤立防止、相談、地域参加、生活支援であります。具体的には、見守りネットワークの体制として、地域包括センターを中心に、その地域の社会福祉関連機関との情報共有の強化、生活支援として人感センサーによる安否確認や食料品の宅配業務、買い物支援、住宅困難者には低家賃で供給するセーフティネット住宅の整備、拡充などがあります。このように、情報化の進展や核家族化、加速度を増す高齢化傾向、そうした潮流に今までの福祉で対応できない、いわゆる新しい福祉政策に適應する視点を持ち、地域福祉の基本である共助の強化を推進していくことが、結果的に暮らしの安全に連動していくのではないのでしょうか。したがって、総合的に自助、共助、公助の三つの区分の連携強化を前提にした政策構築が、これからの目指すべき新しい福祉へのテーマだと思われま。

今日本は世界にも類を見ないスピードで超高齢化社会に突入をしております。2025年には65歳以上の高齢者人口が3,600万人を超える見込みです。これは高齢化率30%となります。だれもが長寿を喜び、安心して暮らせる社会の実現は、まさに政治に求められている重要課題だとも言えると思います。そこで、高齢者の虐待、孤立化、孤独死等多くの課題があると思います。安心して暮らせるために、佐伯市の取り組み、課題、今後どのような対策を考えていられるのかをお伺いをいたします。

次に、日本人の死因の原因は、1位ががん、2位が心臓病、3位、脳卒中に次いで、4位が肺炎となっております。特に高齢者が肺炎にかかると重症化し、年齢とともに肺炎による死亡率が大変高くなっております。高齢者が肺炎にかかった人の半数近くが肺炎球菌であるために、肺炎球菌ワクチンの有効性が見直されているところであります。しかし、この肺炎球菌ワクチンは保険適用にならないために、費用も6,000円から8,000円ほどかかると言われております。そこで、このワクチン接種の助成制度の導入はできないかをお伺いをいたします。

大項目3、教育行政について。

佐伯市長期総合教育計画は、基本目標である「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」を実現するために、人が学び、人が生き、人が育つ佐伯の教育を創造していくことを計画の目標として、平成19年度から平成28年度までの10年間、佐伯市独自の目標指標を掲げ、各種施策の具体的な取り組みが明確にされております。

近年、児童・生徒を取り巻く環境も複雑で、安心して過ごせるはずの学校でも、いじめはどこの学校でも起こり得るとの認識のもと、いじめは絶対に許さないとの毅然とした対応が求められております。また、いわゆる不登校と言われる状態になる原因はさまざまです。学校生活や友達とのコミュニケーションのつまずきから、心身の障がいにより通学が難しくなったときなど、原因やきっかけが違い、その解決にはきめ細かな対応が不可欠だと思います。そこで、本市のいじめ、不登校の現状と課題について、また今後の対応策についてお伺いをいたします。

次に、学校の耐震化について、学校施設は児童・生徒が1日の大半を過ごす場であり、また、災害発生時には、地域住民の避難場所として使われる安全の拠点でもあります。中国四川省大地震で多くの子どもたちが犠牲になった悲惨なニュースは記憶に新しいと思います。また、今回のニュージーランド大規模地震においても、いまだ日本人二十数名の安否が不明となっている状態です。地震の怖さをまた改めて知らされました。次代を担う子どもたちの命にかかわる学校の耐震化は最優先に取り組む施策であると考えますが、本市の取り組み状況と、今後の計画をお伺いをいたします。

次に、大項目4、生活環境について。

環境に優しいクリーンなまちづくりについて。

市町村合併後の新佐伯市を運営していくもとなりです佐伯市総合計画の中で、本市の将来像を「九州一の広大なやさしさ佐伯市」を目標に取り組みをされておりますが、この美しい山、川、海などの豊かな自然と、そこに暮らす人々の融和の姿こそが優しさであると思えます。本計画の生活環境分野の基本目標は、「安全で住みよいまちをつくる」ですが、その中で目標1に掲げる環境に優しいクリーンなまちづくりの取り組みについてお聞きをいたします。

現在、ごみの分別、減量化の取り組みはどのような状況でしょうか。また、3Rの協働推進状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、温暖化防止対策について。

本市が今日まで取り組んできましたCO₂削減対策についてお伺いをいたします。

昨年11月に経済協力開発機構(OECD)によると、環境保全成果レビューで、我が国の環境政策は大気汚染や水質汚濁、廃棄物処理などで着実な進展を遂げたと評価されました。これはOECD加盟国が相互に各国の環境保全の取り組みを審査、勧告をする機関です。このことは我が国の環境技術の進展が、CO₂削減に効果を発揮していることをあらわしております。気候変動政策の改善については、CO₂削減を初め産業や運輸部門、そして家庭でのライトダウン、風力発電など実にさまざまな取り組みがあります。環境分野での経済成長に結びつく産業は、再生可能エネルギー、太陽光発電、電気自動車の普及など環境保全成果レビューが評価しているように、CO₂削減を推進するには、経済成長につながる環境政策の構築が不可欠であります。本市は平成19年5月に佐伯市温暖化対策実行計画を作成しておりますが、現在のCO₂削減の取り組み状況と、今後の計画をお伺いをいたします。

大項目5、産業振興について。

小項目のアになります企業誘致についてお伺いをいたします。

市の企業誘致対策で、平成22年度には職員を1名大分県の大坂事務所に派遣し、平成23年度は東京事務所に1名を派遣するとしておりますが、企業は人なり、人は教育なりとの言葉がありますが、長期ビジョンに立った上で、さらなる人材育成をどのように取り組むのか、市長のお考えをお尋ねをいたします。

また、リーマンショック以来長く続く不況で、企業の投資意欲が低下している中、企業誘致による活性化を図ろうとする1,800を超す自治体の中で、この九州一広い佐伯市の特性を生かした多種多様な工業用地などハード面の充実が不可欠な要素と思えますが、今後の展望について市の構想をお伺いをいたします。

最後に、食と観光のまちづくりについてお伺いをいたします。

平成20年6月、佐伯インターチェンジが開通して以来、交通量や観光客が増加しておりますが、これまでの取り組み状況と東九州自動車道が延岡まで完成すると、観光客が素通りする懸念があるため、食観光と海、山、川の豊かな自然をよりアピールし、リピーターをふやすために、今後さらに充実したものにすることが必要があると思われませんが、その対応策や計画をお聞かせをください。

以上、大きく5点について御質問させていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 公明党、浅利議員さんの代表質問でございます。たくさんの項目がございますが、その中で1点、3番の教育行政について、いじめと不登校については教育長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いします。

最初に、市長の政治姿勢についてということで、2期の2年間を振り返ってということでございます。

2期目2年の市政執行の総括と総仕上げの決意でございますが、私は市長就任以来、行財政改革の実現と市民にわかりやすい市政の実現を大きな目標として、市民の皆様がこのまちに暮らしてよかったと心から感じる事ができるまちづくりを目指して、今まで全力で取り組んでまいりました。行財政改革におきましては、市民の皆様を初め、関係者の御理解、御協力により、財政の健全化や職員数の適正化など、改革は順調に進み、その結果、第1期行財政改革推進プランに掲げました目標を達成することができました。

しかしながら、先行きが不透明な昨今の社会経済情勢を考えますと、今後も不断の改革を行っていかねばならず、昨年3月、新たに第2期行財政改革推進プランを策定し、引き続き行財政改革に取り組んでおります。今後も事業の優先度に応じた効果的かつ計画的な行財政に努めるとともに、足腰の強い財政基盤の確立に向けて取り組んでまいりますとともに、日高議員さんのときに申し上げましたように、この行財政第2期のプランについては、全協を開き、詳細についてはお知らせをしたいと思います。

午前中、ちょっと日高議員さんには申し上げなくて、借金残高の件で、約450億円ということですが、この第2期プランで、今、手元にある資料では、約これよりも20億円起債の残高が減るような状態で御報告ができると思います。

次に、九つのプロジェクトということでございますが、これについてはもう総括的にお話をさせていただきますと思います。

九つのプロジェクトを掲げた活力のあるまちづくりにつきましては、「安心、元気、飛躍」をキーワードに、さまざまな施策に取り組んでおります。まず、安心の分野では、過疎高齢化が進む地域での住民生活を支援する地域支援員ゆうゆうサポーターの導入や、交通弱者のための市営コミュニティバスの路線拡大、乳幼児医療助成事業の対象年齢を、将来的には中学3年生まで、現在は小学校6年生までにしたさいきっ子医療助成制度を開始しております。学校建設事業の推進及び少子化に対応した教育環境の整備、高齢者福祉のためのさいき茶の間事業の取り組み、災害に強いまちづくりのための防災スピーカー、防災カメラの運用開始や、防災拠点として新消防庁舎の建設など、安心して子育てができる、市民一人一人が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

元気の分野では、元気な農林水産業を目指し、地場産業の育成を図るとともに、企業誘致

の取り組みに努めております。宇目地域へのIT企業の立地、大分港運(株)の女島地区への農業参入、国内製材最大手の中国木材(株)の立地など企業誘致にも取り組み、実を結びつつあります。また、地域の特性を生かしたまちづくりとして、食育講演会や食のシンポジウムなど、シンポジウム開催による食育事業、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムの推進、食と観光のまつりなど、食関連のイベントの開催等、食観光の推進にも力を入れております。佐伯インターチェンジ開通以来、高速道路無料化社会実験と相まって、県内外から多くの観光客の方々に佐伯市を訪れていただいております。佐伯市自慢の食観光も着実に実績を上げております。

また、元気なまちづくりは人づくりであるため、地域おこしリーダーの育成のため、佐伯人創造塾の開講など、あすを担う人材の育成にも取り組んでおります。さらに、地域が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して補助金を交付するとともに、佐伯市地域活性化チャレンジ事業の取り組みを新たに始めたところ、予想を超える多くの応募をいただきました。こうしたことは、市民主体のまちづくりの機運が一層熟成されてきたことのあらわれでもあると実感しております。今後も地域の課題解決や地域の個性を生かした取り組みについて、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

飛躍の分野では、国の予算が厳しさを増す中、東九州自動車道関連の事業は順調に進んでいます。また、国道217号佐伯弥生バイパス、脇臼坪間の開通など、市内交通体制の整備も進んでおり、地域間の交流、交通の利便性が図られることにより、産業・観光振興へ多大な効果が期待されます。また、内閣府に申請していましたが中心市街地活性化基本計画が国の認定を受け、基本計画の核事業となる大手前開発についても、大手前地区再開発準備組合が発足し、基本計画を策定中であります。今後は中心市街地を核とする多重ネットワークのまちづくりを進め、さらなる佐伯市の均衡ある発展を図りたいと考えております。

2期目の2年間を含め、この6年間、5年、10年先を見据えて、市勢の発展と市民福祉の向上に全速力で走り続けてまいりました。御質問にありました2期目の総仕上げにつきましても、自助、共助、公助の考え方のもと、住む人にも訪れる人にも優しさを実感していただけるよう、佐伯市総合計画に掲げる将来像「九州一の広大なやさしさ佐伯市」の実現に向け、全力を傾注してまいりたい決意でございます。

次に、市民にわかりやすい市政の実現についてということで、先ほど日高議員に申し上げましたので、市民への周知ということは控えさせていただきます。大手前開発については、大手前開発を含む中心市街地活性化基本計画は、昨年3月に国の認定をいただき、事業実施はまだ緒についたばかりです。この事業は本市にとって千載一遇のチャンスであります。まさに今やらなければ将来に禍根を残すことになると考えております。本計画に沿って、事業を完成した暁には、市民がこのまちに住んでよかった誇れる魅力のあるまちの実現に向けて、不退転の決意で頑張っていく所存でございます。

2番目、福祉保健行政につきまして、さいきっ子医療費助成事業の今後の方針についてですが、私といたしましては、義務教育の子どもに対して医療費の無料化を実現したいと考えております。市の財源も限りがありますので、財源の確保ができ次第、段階的に今実施しております。現在、御存じのとおり小学校6年生までしておりますが、中学生はちょっとまだ置いてありますが、今後とも医療の関係を小学校でどう変化があったかということによることと、もう一つ、中学生の場合は、病気よりもけがが多いということで、保険等で補う部分

がありますので、そうした中では、緊急とした医療のほうは、ちょっと時間を置いても今期中に方向づけをしたいと思っております。

次に、子宮頸がん等のワクチンの接種についてですが、今回3つのワクチンは任意の予防接種で位置づけてあります。定期の予防接種でないため、保護者には努力義務が課せられておりません。あくまでも希望する者のみとなっております。積極的勧奨の対象にはしておりません。しかし、新たに始まった予防接種ですので、お知らせは徹底をしたいと考えております。ケーブルテレビや市報や佐伯のホームページに掲載して周知を図っております。また、子宮頸がんにつきましては、高校1年生には郵送などで戸別通知を行っております。中学1年生から3年生には教育委員会や学校の校長先生を初め、職員の皆様の御協力をいただき、学校を通じて保護者に通知しております。ヒブ肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象は乳幼児となりますので、他の予防接種との兼ね合いもあるため、協力医療機関の医師の協力のもと、予防接種相談をしていただいております。

今後につきましては、ケーブルテレビや市報や佐伯市のホームページ等の利用の継続とともに、教育委員会に協力を得まして、養護教諭等の担当職員の研修会の説明をさせていただき、PTA等の研修会を通じて保護者への説明を行っていきたいと考えておりますが、議員御存じのとおり、土曜日の新聞で、ヒブ肺炎球菌との併合により、今、厚生省のほうで死亡者が出たということで、その調査のために、このワクチンの接種については、今見合わせている状況です。また、もう一つは、子宮頸がんについては、現在、非常に接種する方がたくさんあるということで、この接種のワクチンも現在品が足りないということで、そうした調整も今入っているところでございますので、順次こうした情報を織り込みながら、皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。

次に、高齢者が安心して暮らせるために、民生委員による高齢者実態把握調査を行い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の台帳を作成し、見守りをお願いしております。住宅のひとり暮らしで脆弱な高齢者には、食の自立支援事業、緊急通報システム事業、軽度生活援助事業等のサービスにより安心確保、在宅での自立支援を行っております。住民主体の集いの場づくりの推進につきましては、さいきの茶の間、いきいきふれあいサロン等の事業がございます。地域における高齢者のさまざまな課題、孤独化、虐待等につきましては、包括支援センターを中心に幅広く実態把握し、関係者とのネットワークをつくり、総合相談、制度の利用、避難場所の確保につなげる支援を行っております。

高齢者対策につきましては、平成21年から平成23年度までの3年間の老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、その計画に沿って事業を推進しております。平成23年度は見直しの年となっております。今後は現状の問題点、課題を整理し、より高齢者などの実情に沿った対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、議員から高齢者の肺炎球菌のワクチン予防接種についてであります。現在県下で6市町村がこれを行っているようですが、佐伯についても、こうした肺炎で亡くなる方が先ほど多いということでございますので、こうしたことを研究し、検討も兼ねてやっていきたいと思っておりますが、すぐということになりませんが、そうしたものも十分研究していきたいと思っております。

次に、教育行政でございます。この中で、私のほうは学校の耐震化について御答弁をさせていただきます。

小・中学校の耐震化の取り組み状況と、今後の計画についてお答えを申し上げます。

まず、耐震化の取り組み状況についてでございますが、本市において耐震性を確保すべき学校建物は現時点で128棟あります。そのうち新耐震基準に基づいているため、もともと耐震性能が備わっている昭和57年以降の建物が79棟、及び昭和57年以前の建物であります。耐震性能を備えているものが6棟あるため、これらを除いた43棟が耐震化の検討が必要な建物となります。この43棟の中で、構造的な耐震性をあらかずIS値が0.3未満か、またはそれに準ずる建物を対象として、順次、耐震改修等を行ってきたところです。直近の資料によれば、平成22年度当初の本市の耐震化率は75.2%、大分県の市町村の平均は、現在67.9%です。全国の平均は73.3%になっています。なお、今年度実施した耐震改修等を合わせますと128棟中99棟が耐震性を備えていることになり、現時点での耐震化率は77.3%に上がってきます。

次に、耐震化計画につきましては、今定例会、平成23年度当初予算といたしましては、佐伯東小学校など4校について耐震工事費を提案しております。これを可決していただき、耐震工事を実施しますと、平成23年度末では耐震化率は80.2%となります。これによりIS値が0.3未満の建物、及びこれに準ずる建物を対象とした本市の耐震化計画はほぼ達成されます。今後の耐震化の中には、小学校の合併等を導入すれば、ほぼ100%になる予定でございます。議員が住んでおられます西上浦小学校、八幡小学校、また現在議会の皆さんも一緒になって、蒲江の小学校の合併等で、単独校として合併校とすれば、そうした中での目標達成をやっていくような状態になります。

建物については、私のこれ第一に、これを最優先として現在取り組ませていただいています。耐震化の第二段階という形で、現在、耐震診断を行うという優先度を判定するため、簡易な調査で、優先度調査のみを行っている建物については、正式な耐震診断を計画的に実施し、これに算出されるIS値をもとに耐震化の必要な建物を選定し、これらについて引き続き、耐震化を実施していきたいと考えております。

次に4番目、生活環境について。

環境にやさしいクリーンなまちづくりということで、佐伯市のごみ分別、減量化への取り組みですが、現在、佐伯市の家庭ごみは大きく分けて、燃えるごみ、燃えないごみ、飲食用の瓶、缶、ペットボトル、紙や布類などの資源ごみ、乾電池や蛍光灯など有害なごみなどに分別され、収集、運搬、処理されています。紙類の資源ごみはさらに新聞、雑誌及び段ボールに分類され、全体として10種類に分別されています。これらのごみの排出量は、平成20年度2万9,215トン、21年度には2万8,725トンと、若干ではありますが、減少傾向にあると言えますが、十分にごみの減量化ができていない状況です。

これまでごみの減量化の取り組みといたしましては、ごみの分別のお願い、生ごみ処理機の購入費の補助、コンポスター、ぼかし容器の無償貸与や、県と協働しレジ袋削減へ向けた取り組み等を市報やケーブルテレビを使って啓発活動を行ってまいりました。しかし、これらの取り組みは、市民の方々のごみの排出抑制に対する意識の向上にある程度の効果があったと思われませんが、市からの一方通行的な発信という感が否めませんでした。

今、佐伯市で焼却処分しているごみのごみ質調査で約45%が紙類であるとの分析結果が出ております。この紙ごみを燃やすのではなく、有価ごみとして利用することがごみの減量化と3Rの推進の最たるものだと考えております。今年度からこの紙ごみを減らすため、メデ

ィアだけに頼らず、職員が出かけ、市民の皆様と直接ひざを突き合わせ、コミュニケーションを図りながら、実地で紙ごみの分別方法や排出の仕方などをお願いすることを始めたところであります。実績といたしまして、老人会やPTA、各種団体、その他、地域の会合等合わせて26回出かけていき、約806人の皆さんに説明し、理解していただいたと思っております。また、市民に対するPRも大切ですが、まず職員の意識改革も必要であると考えており、ただいま清掃課職員が中心となり、市役所の各職場のごみ箱などもチェックして、ごみの内容を確認し、分別の悪い職場に対して、課長などに対して指導を行っているところであります。佐伯市のごみの減量化と3Rは、紙ごみの分別からといっても過言ではありません。

次に、地球温暖化防止対策は、21世紀に人類が取り組む大きな環境問題の一つであり、その原因となる温室効果ガスは、私たちの日常生活や事業活動から排出されています。このことは、私たち一人一人の心がけと、その行動が地球を救う大きな力となるものと認識いたしております。

こうした中、本市におきましては、企業や団体、市民の方々が温室効果ガスの削減に向け、自分たちのできることからさまざまな取り組みをしていただいていると考えております。市役所におきましても、一事業者として、平成19年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、佐伯市の事務事業活動に伴い排出される温室効果ガスの発生を抑制するための取り組みを行っております。計画期間の3年目となる平成21年度の取り組み結果として、本市の二酸化炭素排出量の実績は2万7,287トンで、削減目標の5.6%を上回っております。平成23年度中には22年度までの結果を分析し、電気、灯油等の省エネを中心とする、ソフト面の対策とあわせて、ハード面からも温暖化対策を推進することを盛り込んだ平成24年度から28年度の第2次計画を策定する予定です。

また、市民、事業者、行政の三者で構成するさいき903エコ推進会議が地球温暖化防止対策として、昨年12月に環境シンポジウムを開催し、私たち市民ができるCO₂削減の取り組みについて考えたところです。CO₂の削減の今後の計画については、引き続き、ケーブルテレビを活用したエコページや市報におけるエコ活動シリーズの連載を実施し、CO₂削減の取り組みについてさらなる啓発を促進したいと思います。さらに、地域や学校を対象とした環境学習や環境講座にさいき903エコマイスターを派遣し、市民一人一人の環境保全意識の醸成を図っていこうと考えております。

次に、5番目、産業振興について。

企業誘致活動については、今まで他の商工業との兼務で取り組んでまいりました。今年度から企業誘致専任の3名体制とし、あわせて大分県大阪事務所へ企業誘致の研修のために1名を派遣いたしました。23年度から大分県東京事務所へ1名派遣いたします。また、千葉県にある全国市町村アカデミー企業誘致研修5日間コースに2名参加させました。23年度も参加させますが、実務と研修を重ねながら、企業誘致活動に詳しい経験豊かな職員をふやしていく必要があると思っております。

工業用地につきましては、現在、門前、直川水口、本匠三股、いずれも小規模なので、土地開発公社に委託いたしまして、10ヘクタール程度の工業用地の取得を現在求めているところでございます。

同じような内容の中では、清家儀太郎議員のときも御答弁申し上げております。

次に、イといたしまして、佐伯の食と観光のまちづくりについてということでございます。

市はこれまで海、山、川の自然や豊かな食を背景に、食観光を大きな柱として、佐伯寿司海道、東九州伊勢えび海道、佐伯ごまだし、ぶんご井街道といった各種事業に取り組んできました。また、おもてなしの向上のため、観光ボランティアガイドの育成や、観光にかかわる皆様方を対象にしたおもてなし講座の開催なども実施してきました。さらには、高速道路の開通を機に、大都市である福岡圏域からの誘客を目的に、福岡市役所前広場で食と観光のまつり in 福岡を開催するなど、市の食や観光をPRするためのさまざまな取り組みを行っております。

一方、新幹線全線開通を初め、市の観光にマイナスの影響が危惧される状況があります。決して今の状況に安座できるものではありません。このような中で、観光地として生き残っていくためには、また来たいと思えるような真の観光地となることが求められています。一度来たらもう行きたいと思わないという観光地は衰退していくばかりです。そのためには、佐伯らしさは大切にしながら、今の観光をもっと磨き、新たな観光素材を発掘し、育てながら、観光地として成長していかなければなりません。そのために、取り組むべきことは多いのですが、キーワードの一つが、行政と民間の連携だと思えます。お客様が何を求めているのか、どうしたら喜んでくれるのか、佐伯らしさが表現できるのかといったことを飲食店や宿泊施設を初めとした観光の最前線にいる方々みずから考え、実践していく、それを行政が全力で支えていくという動きが最も求められていると思えます。行政主導でなく、観光業に関係する皆さんや、生産者を初めいろいろな分野の方々と一緒になって、佐伯市観光のステップアップに取り組んでいく体制をつくっていきたいと思っております。

以上、浅利議員の質問に、先ほど申し上げましたように、あとは教育長の答弁をさせていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） それでは、いじめ、不登校につきまして、佐伯市の現状と課題ということで、お答えしたいと思います。

まず、いじめについてでありますけれども、平成21年度調査で、市内の小・中学校でいじめと認知された件数は、小学校で68件、中学校で28件となっています。これらすべて一定の解消が見られております。本年度につきましては、12月末現在でいじめと認知された件数は小学校で77件、中学校で62件となっております。そのうち解消されたものが小学校で49件で、中学校で42件となっており、残りの事案については、現在解消に向け取り組み中です。これらの数字は既に昨年度間の認知件数を上回っており、いじめ解消に向け、取り組みを行っているにもかかわらず、発生を抑え切れていないというところに課題があるというふうに考えております。

いじめは早期発見、早期解決がかぎとなりますので、今後も各小・中学校に対していじめ問題への取り組みについて、定期的な点検、改善を求めるとともに、適切な指導、助言に努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、不登校についてでございますが、毎年行われている国の調査におきまして、佐伯市において不登校を理由として年間30日以上欠席した児童・生徒の出現率は、21年度におきましては、小学校では0.36%、中学校では2.87%、県や国とほぼ同程度でありました。佐伯市が独自に別の調査をしておりますけれども、佐伯市におきましては、月7日以上欠席した児童・生徒数調べというのをしております。本年度1月におきましてですが、病気・

けがを理由としたものを除きまして、小学校9名、中学校60名というふうになっております。

佐伯市適応指導教室グリーンプラザへの相談件数は、年度当初や長期の休業明け、あるいは年度末というところが非常に増加する傾向が例年見られております。新しい環境への適応の難しさが不登校になっていくきっかけの一つとなっているように思います。また、グリーンプラザに来室している児童・生徒も中学1年生が多く、いわゆる中1ギャップと言われる現象も見られます。これらに対応するためにグリーンプラザでは、臨床心理士を招きまして、指導や助言を得ながらの支援を行っているところです。また、子育て支援課、あるいは南部保健所内の児童相談所と連携した支援を行っているところであります。

今後の課題として、少子高齢化や核家族化が進行していく、そのこととあわせて、困りを抱えている家庭である、あるいは児童・生徒の存在が顕著になってくると、そういう中で、学校や適応指導教室や福祉、医療などの複数の機関が連携をして、ネットワークを組織しながら、保護者支援であるとか、あるいは子どもの支援を行っていくことが非常に重要になってくるといふとらえをしております。

議長（小野宗司） 公明党会派代表、浅利議員。

公明党会派代表（浅利美知子） 大変多項目にわたりましたので、答弁のほうの時間がかかって、時間も短くなりましたので、要望を含めてちょっと再質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま市長のほうから大手前開発ですね、中心市街地の活性化事業の件での決意も述べていただきました。その中で、先ほどの私が言いましたように、今回住民投票が求められた一つには、住民への説明不足であったと、そういうのが一番の原因だったと思っておりますが、今後、市長も出前講座、また住民説明を通じて、また理解を深めていきたいというふうにおっしゃっておられましたので、ぜひですね、これは本当にこの事業を成功させるためには、市民の協力というのが、まずは一番大事だと思っております。それがあって、初めて開発が成功へとなるのではないかと考えておりますので、その点は十分また市民の皆様の意見を聞いて、開発のほうの事業を進めていっていただきたいと思っております。そしてまた、若い世代の方たちの意見も十分に受け入れていっていただきたいと思っておりますので、この点を要望していきたいと思っております。

そして、さいきっ子の医療費助成の件についてですけれども、中学校3年生までの無料化の件についてお話ししましたけれども、市長は2期目のマニフェスト、公約の中で、中学3年生まで無料化したいというふうに言ってらしたと思うんですが、先ほどの答弁の中で、財政状況を見ながらと言っておられましたが、あと2年間ありますが、この2年間で中学3年生までの無料化を実施する計画はあるのか、そのところを確認の意味でお尋ねをしたいと思っております。

そして、教育行政について、いじめ、不登校、前回よりもふえているという状況があります。やはり、早期発見して、早期に解決することが一番の策だと思っております。そしてまた、学力低下とかいろいろ言われておりますけど、まずは子どもが安心して過ごせる学校であるべきだと思っております。

そこで、不登校の件について、ちょっと再質問をさせていただきます。皆さんも御存じだと思いますが、今、社会問題になっておりますひきこもりですね、これの原因が約12%、これが不登校によるひきこもりとなっております。私もいろいろな方からひきこもりになって

いる方の御相談を受けますが、小学校、中学校からの不登校によって、現在20年間以上、ひきこもりになっているという状況が実際にこの佐伯市でもあります。

それで、グリーンプラザ、適応指導教室ですね、これは中心にありますよね、市内のですね、まな美の近くにあると思うんですが、例えばですね、もう合併しましたので、これだけ広い市であります。そして、実際グリーンプラザはこの中心に1カ所しかありませんよね。それで、例えば宇目だとか、蒲江の不登校の子どもさんがいらっしゃった場合ですね。この子たちはこのようなグリーンプラザの利用というか、ここに通うことは困難ではないかなと思うわけです。それで、中心に1カ所、そしてまた山のほうに1カ所、海のほうに1カ所というふうな、そういうのを設けることはできないのかなというのが一つお尋ねしたいと思います。

そしてですね、もう義務教育は中学で終わりますので、例えば不登校の子どもさん、その後の経過というか、高校に進学される子もいらっしゃるでしょう。そのままもしかしたら家にひきこもっている状態になる子どもさんもいるかと思うんですけれども、その後の中学を卒業した後の対応というのは、どのようになるのか、何か、保健所とかそういうところとの連携がとっていかれるのか、その後の対応がどうなるのかをお聞きしたいと思います。本当にこれがひきこもりにつながる、もう本当に予備軍になると思いますので、そういう点の、後の対応というのはどうなるのかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんの再質問の中学生について、昨年、小学校6年生までやっと仕上げたということで、ちょっと急ピッチに小学生は半年後、1年半後ということでありましたので、本年度からぐらいまで、本来、小学校6年生をする予定だったんですけど、半年繰り上げた形で今やっております。そうした中で、在任中、要するに私の2期の間、中学生までは持っていきたいということで、そうしたことが今回の私の公約の一つでございますので、そのように考えていただければ結構だと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。グリーンプラザのような施設が佐伯市内のあちこちにあると望ましいんだろうという議員のおっしゃることは、なるほどそうだなというふうに思います。ただ、今のグリーンプラザの中でも、非常に人数的に職員をたくさん雇っているという状況がございます。そういった財政的な面であるとか、あるいはスクールカウンセラーを、臨床心理士ですか、専門的に雇ったりとかというようなことも、そうする必要もございまして、なかなかその面については、もちろん検討はしてまいりますが、ちょっと難しい面がございます。

それから、不登校の、義務制において不登校であった子どもたちのその後のことなんですけれども、これについては一応、なかなかその後の動向というのは、プライバシーの問題等もあって、なかなか立ち入りにくい部分もございます。ただ、先ほど申しました各関係機関との連携をとって、そういった会議の中で、自然発生的にその状況がつかめてくるというようなことはございます。ただ、全体的に調査をかけてどうしているかというところの把握は、残念ながら行って、またできていないのが現状でございます。

議長（小野宗司） 公明党会派代表、浅利議員。

公明党会派代表（浅利美知子） それでは、これで質問を終わらせていただきますが、最後に

この3月をもって退職される職員の皆様、長きにわたりまして市政への貢献に大変に感謝を申し上げたいと思います。ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げまして、公明党を代表しての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、公明党の代表質問を終わります。

以上で、代表質問を終結いたします。

日程第4 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第32号から第66号まで、以上35件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、以上35件につきましては、質疑を終わります。

次に、議案第67号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、16番、三浦渉君の退席を求めます。

（三浦渉議員退席）

議長（小野宗司） 質疑の通告がありませんので、議案第67号につきましては、質疑を終わります。

16番、三浦渉君の復席を求めます。

（三浦渉議員復席）

議長（小野宗司） 次に、議案第68号から第76号まで、以上9件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、以上9件につきましては、質疑を終わります。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者田口彰蔵）、第71号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者高木雅士）、第72号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者荒木健）、第73号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者神崎征一）、第74号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者玉野井重治）、第75号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者夕月良喜）、第76号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者谷口久枝）以上7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号から第76号まで、以上7件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第5、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成23年第3回佐伯市議会定例会議案付託表

議案

番 号	件 名	付託委員会
第32号	佐伯市住居表示審議会条例等の一部改正について	総務
第33号	佐伯市交通安全対策協議会条例の一部改正について	総務
第34号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務
第35号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務
第36号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務
第37号	佐伯市住民基本台帳カード利用条例等の一部改正について	総務
第38号	佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について	総務
第39号	佐伯市税条例の一部改正について	総務
第40号	佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について	総務
第41号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総務
第42号	訴えの提起について	総務
第43号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務
第44号	佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設
第45号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について	建設
第46号	市道路線の認定及び廃止について	建設
第47号	佐伯市墓地条例の一部改正について	教育民生
第48号	佐伯市火葬場条例の一部改正について	教育民生
第49号	佐伯市福祉センター条例の一部改正について	教育民生
第50号	佐伯市保育所条例の一部改正について	教育民生
第51号	佐伯市立学校通学区区域審議会条例の一部改正について	教育民生
第52号	大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第53号	別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第54号	中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第55号	竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第56号	杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第57号	宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生

第58号	豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第59号	由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第60号	国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第61号	日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第62号	九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生
第63号	佐伯市商工業振興計画策定委員会条例の制定について	経済産業
第64号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正について	経済産業
第65号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正について	経済産業
第66号	大入島食彩館条例の一部改正について	経済産業
第67号	財産の無償譲渡について（佐伯市淡水魚種苗センター）	経済産業
第68号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	経済産業
第69号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字竹野浦河内）	経済産業

議長（小野宗司） お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時17分 散会

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第3号 3月8日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成23年3月8日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
9番	和久 博至	10番	上田 徹
11番	御手洗 秀光	12番	清家 儀太郎
13番	日高 嘉己	14番	玉田 茂
15番	榊田 穂積	16番	三浦 涉
17番	井上 清三	18番	小野 宗司
19番	浅利 美知子	20番	後藤 勇人
21番	渡邊 一晴	22番	井野上 準
23番	兒玉 輝彦	24番	宮脇 保芳
25番	清家 好文	26番	江藤 茂
27番	吉良 栄三	28番	芦刈 紀生
29番	下川 芳夫	30番	高橋 香一郎

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西嶋 泰義	副	市	長	山本 清一郎										
副	市	長	塩月 厚信	教	育	長	分藤 高嗣									
総	務	部	長	川原 弘嗣	財	務	部	長	三原 信行							
企	画	商	工	観	光	部	長	魚住 慎治	市	民	生	活	部	長	染矢 隆則	
福	祉	保	健	部	長	石田 初喜	建	設	部	長	高瀬 精市					
上	下	水	道	部	長	三又 秀喜	農	林	水	産	部	長	高橋 満弥			
教	育	次	長	江藤 幸一	消	防	長	歳納 良晴								
次	長	兼	消	防	署	長	平井 栄治	財	政	課	長	岡本 英二				
企	画	課	長	飛高 彌一郎	清	掃	課	長	廣瀬 勝彦							
社	会	福	祉	課	長	高野 隆正	保	険	課	長	平山 和也					
都	市	計	画	課	長	永田 亀男	大	手	前	開	発	推	進	室	長	亀山 伸太
教	育	総	務	課	長	山野内 真人	学	校	教	育	課	長	都留 俊之			
文	化	振	興	課	長	河野 宜弘	体	育	保	健	課	長	大神 孝雄			

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第3号

平成23年3月8日(火曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成23年第3回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、高司政文君、2番、上田徹君、3番、和久博至君、4番、矢野精幸君、5番、後藤幸吉君、6番、兒玉輝彦君、7番、清田哲也君、8番、高橋香一郎君、9番、井野上準君、10番、三浦涉君、11番、河野豊君、12番、梶田穂積君、13番、佐藤元君、14番、御手洗秀光君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は6番までといたします。

3番、高司政文君。

3番(高司政文) おはようございます。3番議員、日本共産党の高司政文です。

私は今回、大手前開発で予想される問題点についてと、国民健康保険税の引き下げについての2点、1問1答方式で質問します。

まず、大手前開発で予想される問題点についてお聞きします。この件につきましては、1年前の3月議会で区画整理を伴わない城下町らしい町並みづくりを中心にした大手前開発を提案しましたが、根本的な見直しはできないとのことでした。また、先日は事業の賛否を問う住民投票条例案が否決されてしまいましたので、事業を一度とめるということではできませんでした。しかし、次には事業をこのまま進めて問題はないのかということが残ります。事業の中身は市民もよくわからないと思いますし、土地区画整理事業と再開発事業を同時並行で行うという複雑な事業ですので、私もすべてわかっているわけではありませんが、できるだけわかりやすく事業の流れを追いながら整理し、考えられる問題点を中心に質問していきたいと思いますが、認識が違う場合もありますので、間違えていたら訂正をしてください。

まず、小項目アとして、土地区画整理事業についてお聞きします。

土地区画整理事業とは、その区域内の土地の所有関係に基づき、交換、分合、つまり、取りかえっこを行い、道路や区画を整理することです。この作業を換地といいます。区画整理

は事業前に所有している土地の面積に地価を乗じた土地評価額と、事業後に換地された面積に地価を乗じた土地評価額が同じ、つまり等価交換が原則になっていますが、このとき地価が幾らか上昇すること、これを土地利用の増進率といいます。地価上昇が前提になります。そこで普通はそれぞれが所有する土地を幾らか減らして、公共用地、例えば道路や公園を生み出すわけです。これを減歩といいます。例えば前持っていた土地が100坪で、換地後の土地が80坪になるとすると、20坪減るので、減歩率20%というわけです。減歩をしても、つまり所有する土地の面積が減っても、地価がそれに見合えば、土地評価に基づく資産価値は減らないというわけです。そこで、土地評価をする際の地価が問題になってきます。来年度、旧壽屋跡地を買った佐伯市土地開発公社から佐伯市が買うことになっていきますので、その単価が一つの目安になると思います。

そこで、として、佐伯市が土地開発公社から買い取る用地の価格、坪当たり、または平米当たりの単価は幾らになるのか。その価格が換地の際の土地評価額と見てよいかどうか。さらに、事業後には地価が幾ら上昇すると見ているのか、その予想価格をお聞きします。

次に、として、その結果、減歩率は何%で考えているのか、事業前と事業後で県、市の公共用地が今ありますが、その公共用地と民間用地の面積は幾らになるのかお聞きします。さらに、区画整理事業を行うには、当然、地権者の同意が要ります。今回の区画整理事業は、佐伯市が行うわけですが、全員の同意がないと事業計画が立てられません。現在、27名の地権者のうち1名、同意されていない方がおられると聞いていますが、として、地権者の同意状況の最新情報をお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 高司議員の大手前開発で予想される問題につきまして、3点ほど答弁をいたします。

まず最初の、当該事業予定地区内にある土地開発公社の土地については、合併以前にこれは購入しておりますけれども、平成17年2月14日の合併以前に購入しておりますけれども、面積につきましては6,997.81、坪にしますと約2,117坪です。買い取り予定額につきましては、3億7,000万円、単価につきましては、平米当たり単価が約5万3,000円、坪で約17万5,000円であります。

御質問の土地区画整理事業の評価につきましては、一般的に固定資産税課税評価路線価や、相続税財産課税路線価と同じ路線価方式で行われるのが一般的です。施行地区内にあります施行前及び施行後の道路に、区画整理土地評価基準、これは案でございますけれども、昭和53年、建設省都市局区画整理課の監視をもとにしまして、それぞれ相対的な指数をつけていきます。そして、施行地区内の各土地につきましては、接面する接する路線の指数を宅地がまず条件、宅地の形が奥行き、形状、高低差、そういった項目で修正することで、それぞれの土地の指数をつけていきます。この指数の単価につきましては、事業の終盤であります換地処分時に換地設計等で若干生じる換地相互間の不均等を金銭、いわゆる清算金ですけども、では正するため、その時点の実勢価格に基づきまして決定することになります。

土地区画整理事業の土地評価につきましては、施行地区内のそれぞれの土地の相対評価をすることを目的としているため、事業の中盤まではその効果があらわされるものではございません。事業後の予想価格につきましては、事業計画書を作成時点に、施行後の土地利用構想及び計画によりまして、不動産鑑定評価で決定されますけれども、現在、施行予定地区が未

確定であるため、まだ評価はしていません。

二つ目の御質問でございますけれども、土地区画整理事業の宅地全体の平均減歩率は、事業計画策定時に決定されるものでございます。減歩率を算定するためには、施行予定地区を確定し、測量、地区界測量になると思いますけれども、そして、設計をする必要がございます。先ほど申しましたように、現在、事業成立に向けて施行予定地区内の検討をしております、一部地区界測量の一部が未了でございます。よって、平均減歩率はまだ決まっていない状況でございます。

面積のお尋ねでございましたけれども、施行予定地区内の面積は事業前で、全体面積が約1万9,000平方メートルです。そのうち、公共用地が約7,000平方メートル、宅地が約1万2,000平方メートルとなっております。

地権者の同意状況、三つ目の質問になりますけれども、区画整理に対します換地設計の同意取得につきましては、事業計画が決定された後において行われます。現段階では、土地区画整理事業の仮同意を1名の方を除いて、27ですから、26名ですか、いただいております。以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） さっき、買い取り価格は17万5,000円というのは、公社が買った金額を言ったんですか。私が聞いたのは、今度は市が買い取る金額、今度ね、その金額を聞いているので。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員、市が買い取る価格ということによろしいんでしょうか。これ、組み立てから申しますと、17年2月14日に公社のほうから3億5,000万円で買ってあります。公社が先行取得してあります。それに一部工事費が364万9,800円かかってあります。それと、公社の利息の分ですね、それが1,023万8,122円。それに事務手数料、諸経費が21万273円、この合計が3億6,409万8,195円でございます。これがいわゆる23年度の開発公社の台帳価格でございます。これに公社の事務費2%、707万7,201円を加算いたしまして、先ほど申しました約3億7,000万円、実際には3億7,117万5,396円で買い取ると、そういった組み立てです。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、17万5,000円でいいということですね。土地評価額を決めるには、まず、基準地積というような言葉でいいんですが、それぞれの地権者の面積を確定しないといけないんですけど、さっき、測量のことを言っていましたけど、これは土地登記簿の台帳主義ではなくて、実測でいくということでもいいんですかね。そこら辺、ちょっと、何か一般的には両方取り入れた折衷でいくというのが一般的らしいんですけど、その辺、どれでいくのかちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど申しましたように、最終的に事業を、最後のときはまた清算の前といたしますか、測量するんですけど、その前の、まず実測をして決めるということが基本でございますので、今のところ、その測量につきましては一部ということで、60%の今進捗でございますので、そういった数量が出ておりません。ただ、今まで説明の中では、構想案の段階では、それは台帳面積で算定したんだと思いますけど、約9%という表現はされてい

たと認識しております。これはあくまで構想のときの減歩率というふうに私は認識しております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 構想案では、土地登記簿でいって、実際、実測してやるということですが、ちょっといろいろ見ると、これは地権者の権利にもかかわる問題ですので、基準地積を最終的に決めて修正を、事業計画を決定公告の日から60とか90日とか定めて、そういう日数以内に申し出るといふふうにちょっと聞いているので、そうであれば、地権者にはよく説明をして、問題のないように、ちょっとお願いをしておきたいと思います。

次にですね、土地評価額についてお聞きしますけど、どの基準で決めるかということが、区画整理後の再開発、再開発が伴いますので、土地所有が、区画整理だけだったら土地だけで終わるんですけど、再開発になるもんですから、土地の所有が再開発ビルの床の権利に化けてしまうという大きな問題があります。詳しくはこの後の商工部も入れて聞きますけど、ことしの1月15日に不動産地価調査が行われたそうですが、旧壽屋跡地付近の地価が平米6万6,600円で、坪にすると約22万円だったそうなんです。歴史資料館用地として旧池彦跡地を買収した金額が、やっぱり同じように平米6万7,000円で、約22万円ということで、ほぼ同じなんです。固定資産税の評価基準額を聞きまして、大手前の某店舗を1個取り出して聞いたんですけどね、平米4万9,210円ということで、坪当たりが約16万2,000円ということです。公社、さっきの話じゃ17万5,000円ですので、ちょっとそれぞれ開きがありますので、どこをとっていくのかなというのが、ちょっと今後問題になるのかと思いますが、ただ、問題、今、減歩率9%を想定したと言いましたけど、不動産業者の方に聞いたら、今の構想で事業後に地価が上がるという要素がないという話を聞いています。となると、減歩する条件が、地価が上がらなければ、なくなるんですよ。この状態でもし減歩すると、土地を減らした分だけ、今度清算金で払わなきゃいけないというふうなことになると思うんですよ。それだったら、もう最初からもう減歩しない。ノー減歩、ノー清算でいくというのが、今の先々の見通しからすると正解じゃないかなと思うんですけど、その辺何か考えがあれば、

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その辺につきましては、区画整理は地権者の同意ありきで今進んでおりますので、現在のところは構想案の段階での説明を差し上げておりますので、そういった中で精査されていき、実際には議員おっしゃられたようなことも想定されますけど、今のところは当初説明したとおりで進みたいと、そのように思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それと確認ですけど、区画整理後の土地所有関係になるんですけど、区画、区域全体ですね。土地区画整理の区域全体と、再開発の区域とちょっと違うんですけど、再開発区域については、敷地、建物合わせた、いわゆる共有ですね、権利床として共有することになりますけど、土地区画整理の部分については、区分所有、佐伯市なら佐伯市の土地として所有するという形で考えていいんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員のおっしゃるとおりだと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それで、ちょっと事前にやりとりする中で聞いてたのと、若干ちょっと疑

問があるところがありますが、先ほど公共部分の土地が約7,000平米ですね、と言いましたけど、全体の1万9,000平米で、再開発面積が5,200平米ですよ。そうすると、公共用地部分が1万3,800平米に差し引きなりますから、その公共用地の中に一部しか市の土地がないということになる、これ間違いはないんですか、数字としては。意味わかります。1万9,000平米あるわけでしょう、全体の面積が。再開発を行う区域は5,200だから、それを引くと1万3,800平米ですね。広さからいうと。その中に、公共用地が入るわけですけど、今聞いたら7,000平米ぐらいしかないでしょう。ちょっと何か、間違いはないですか、数字は。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど2番目の項で申しました面積につきましては、全体面積が1万9,000、そのうち公共用地が約7,000、それから宅地約1万2,000というふうな答弁をいたしました。これにつきましては、施行従前の、現在といたしますか、施行前の土地の面積でございます。ですから、公共用地の国道、県道、それから広場、水路等の合計が約7,000です。それから、一般宅地、公社用地を含めて1万2,000の宅地ということで、全体面積が1万9,000ということでございます。よろしいですか。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） さっき聞いたの、私、前と後を聞いた質問ね、最初の質問は。だから、ちょっとそれで勘違いしたんですけど。

要は、土地を再開発部分に市の土地が持ち込むようになるわけでしょう、結局、権利としてね、一部。そうすると、問題は土地が佐伯市の土地という財産が失われると、要は権利床にかわるわけですからね、再開発の中に佐伯市の土地を持ち込むと、土地というものじゃなくて、権利というものにかわりますので、これは減価償却で建物がどんどん古くなって朽ちていくわけで、そうすると市の土地が目に残らない。目に見える土地として残らなくなるというおそれがあるので、そういうふうにならないために、再開発部分の敷地面積狭くして、市の土地、持ち込まないというふうにするか、あるいは市の権利床を独立して、どこか建物に権利床として確保して残るように共有するというふうな形で、そういう対応を考えられないか、ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほどの答弁で私、現状の面積を言ったために、ちょっと混乱をさせて申しわけありません。

先ほどの質問ですけれども、市の持ち分の分につきましては、減歩の関係もありますけど、今のところ、公園とか道路等の公共用地のほうにほとんど持っていくと、換地するというふうな計画でございますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、次にですね、地権者の合意の問題ですけど、さっき答弁をされたので、1名合意が得られてないというふうなことですけど、先日の地域開発調査特別委員会で、亀山室長が、3月末までに合意を得ないと、区域が定まらないので困るというふうに言ってましたけど、もうあと20日ぐらいしか日にちがないわけですけど、今の状況ではもう間に合わないんじゃないかという気がしますけど、この辺、どうなんですかね。合意は得られない状態で、いや、合意を得るまで努力しますとってずるずるいくのか、それとも、もうはっきり大分バスの一帯になりますよね、具体的には。その区域を土地区画整理事業か

ら外すのか、その辺はどうかもうはっきりしてほしいなと思うんですが、その辺はどうでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 以前から地域開発等で問題になっておりました1名の区画整理に同意を見ていない方につきましては、亀山室長が答弁いたしましたように、その後も鋭意賛同の方向で話ができないかということで進めておりますけども、私が思うのに、意志がもうかたいというふうなことでございます。先ほど議員もおっしゃったように、区画整理がある程度先行して、後で再開発がついていくという一体施行でございますので、もうこの時期というのが実際にはもう判断するのが、若干おくられているとは思いますが。ただ、そうは言いつても、もうきょうのきょうまで来たわけですけども、先ほど議員御指摘の賛同できない方のところをどうするかにつきましては、私も当初予算等ならむ中では、もう今月がいわゆるタイムリミットとそのように認識をしております。

ですから、今月末、具体的に申しますと、当初予算を組む前の昨年末ぐらいが一番、今となればよかったと思えますけど、その当時はまだ県外の方でございましたけども、鋭意そういった努力を続けておりましたので、結果としてきょうに至ったわけですけども、いずれにしても、もう今月末が、おくれではおりますけども、タイムリミットのもう最終判断をする時期と、そのように認識をしております。ですから、今月末までには何らかの方向性を出さなければいけないという認識を持っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと何か歯切れが悪いんですけど、外すかどうかということ、もう大方ははっきりしてほしいなということで今聞いたんですけど、それをちょっともう一回、はっきりもし言えるようであれば言ってほしいのと、それから、もし3月末までにだめで、この区域を外すんだったら、さっきの話になりますけど、あそこがもう民間の土地が多いので、そうなると、再開発区域の中に市の土地を持ち込まざるを得んということになるんじゃないですかね。その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御指摘の大分バスのエリアを外すかどうかにつきましては、今月末はっきりした線が出ると私は認識しております。ですからこの場ではっきりと、まだ部内協議といえますか、全体的な結果が見えておりませんので、時期的にはもうそれしかないとは私は認識しておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思えます。ですから、後段の部分もそれによって違いますので、今ここではちょっと。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 答えられないということですけども、要は権利床に、再開発部分に持ち込む土地がふえるわけ、比率としてふえてくるからね、当然持ち込まないといけなくなると思いますが、民有地足りないからね。そうなると、さっき言ったように、市の土地が消滅していくということになりますから、これはもう私としては大問題で、そういう状態では進めてほしくない、進めたらいけないというふうに思っていますので、大きな見直しが必要になってくるというふうに思っています。

土地区画整理事業だけで、いろいろこういうふうな問題がありますので、次、議長、次に進みたいと思えます。

再開発の問題に入ります。イとして、再開発事業の権利床及び保留床についてということですが、先ほど土地区画整理事業の土地の評価額を聞きましたけど、同じように再開発事業においては、権利変換計画と申しますけど、それぞれの地権者の土地面積に地価を乗じた額、これ借地の場合は変換計画で定める率に乘じるようになるというふうですが、それと建築物が、上物ですね、ある場合は、建物の構造に応じた平米当たりの単価、これも変換計画にゆだねるところですが、これに延べ床面積に乘じた額と、それを合わせたのを価格というふうに呼んでいるわけですが、それぞれの価格の合計額をもとに、建物の、新築する建物の床の権利として、ある一定の広さを持つというふうになるわけですが、その新築するビルのほうで、その合計額を平米単価ですね、割ったものが権利床として取得する面積として決めるというふうになるわけです。

そこで、イとして、今回は公共棟と商業住宅棟に分かれてますけど、とりあえず商業住宅棟における権利床の価格、平米当たりの単価が今幾らを想定しているかということをお聞きします。その場合、共有部分を含めたグロス価格でいいんで、それでお願いします。

それから、大手前開発の基本計画の原案では、25の商業店舗と14戸の住宅を予定しているというふうになってますが、イとして地権者が引き続き、店舗として入居する場合、場所を優先的に決めることができるのか、決めていくのかというのを二つ目にお聞きします。

それから、今回の再開発事業が組合施行ということで、大手前地区市街地再開発組合という名前で組合施行をすることになってますが、事業について独立採算制というふうなことです。これは工事費などの事業費を補助金ですね、そういうもので賄い、足りない分は自分たちの権利分ですね、それ以外に余分につくると、これを増床というふうにするんですけど、余分につくって増床して、これを売って収入にして事業を成り立たせるというふうなことになってます。この余分につくる増床した部分を保留床と一般的に呼ぶわけですが、今回の事業では、イとして、保留床処分金、つまり売って金額をですね、収入を得るということですが、その金額はちょっと見ると、商工会議所の1億2,900万円を除いて、5億9,700万円の収入という、資料では見込んでいますけど、処分見込みを含めて、今の状況をお聞きします。

ちょっとついでなんですけど、私、通告したときに、構想案でいったんで、3億6,500万円で通告したと思うんです。その次の日の地域開発調査特別委員会での資料では、5億9,700、変わってましたので、もしその変わった理由もわかれば、ついでにお聞きします。

それから、イで商工会議所が購入しない場合の1億2,900万円、これも構想案が1億7,800万円と数字が違いますけど、対応聞きましたけども、これは後で後藤議員たちが聞くようになってますから、イはもう割愛します。イまでお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず御質問のうち、最初の商業住宅棟における権利床の価格についてお答えをいたします。

権利床の価格につきましては、基本計画原案では、商業住宅棟で総額約7億8,000万円を想定しております。それから、次に、店舗の場所の部分でございますけども、これは基本的には、再開発組合で決めていくことになってますけども、現段階では権利床店舗と、新たなテナントでの全体の商業構成、配置を考えていきますので、優先的には決まらないというふうな方向になると思います。それから、先ほど議員おっしゃったように、通告では基本構想案

の数字でございましたけど、これは現在、保留床処分金としては、権利床の増床分につきましては、基本計画原案では約5億円になっております。今の状況につきましては、想定では2割の転出を見込んでおりますけども、まだ現段階では総額は固まっていないような状況です。

それと、構想案と原案で下がった理由ということですが、あくまで構想案というのは最初の数字といたしますが、資料をもとにした案でしたので、その後、調査に入った時点で、原案の修正をかけて、こういった数字が見込まれると、そういうふうになったという経過でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 最初の権利床の価格、ちょっと総額言われたんですけど、平均でいいんですけど、平米当たりのがわかりますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 資料としては、店舗と住宅で合わせて7億7,800ということですので、（「今、7億8,000万と言った」と呼ぶ者あり）

建設部長（高瀬精市） ごめんなさい。7億7,800万円、ごめんなさい。平米当たりはちょっと資料として、今、持ち合わせてはおらないんですけど。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっとこの場なんで、計算機を持ってないんで、計算ができないんですけど、じゃあ、とりあえず先に進めますね。まず、権利床の価格の問題ですけど、本来、さっき言いましたけど、平米当たりの床の単価で教えていただかないと、実際にどのくらいになるかというのがわからないんですよ、話をしようにも。普通は共有部分と権利者が所有する専有部分と合わせて、一般的な価格というのを設定するんですけど、しかし、専有部分というのは、所有者がみずから権利として持つ部分ですが、これについて、ネット価格という言葉を使うようになります。専有部分の面積を共有部分ですね、全体含めた全体の面積で割ったものを、難しい言葉でレンタル比というふうに言う聞いてますけど、それがいわゆる住宅の場合が大体80%、店舗は五、六十%というのが、大体標準らしいんです。だから、事業前と事業後の金額が一緒と思って、平米数が一緒として当初出ますわね、グロスで。ところが実際には、共有部分が店舗が広くとり、住宅が少し少なくてとりするんで、専有する面積がかなり狭くなるというのが実際らしいんです。そういうところをちょっと注意してほしいのと、それから、権利床の価格は店舗と住宅とした用途別とか、あるいは1階、2階、3階を増床になってますので、そういう階層別で単価を変えると、変えていくと、これを効用比というらしいんですけど、これも標準として用いる。今回の場合は、公共棟が入りますので、公益施設も一緒に入るんで、店舗と公益と住宅と、こういう複雑な数種類の計算式で単価を決めていくということになりますので、なると思うんですけど、そこら辺は今回の再開発事業については、どのように考えているか、それをお聞きます。

議長（小野宗司） 執行部。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発推進室の亀山でございます。

ただいまの高司議員のちょっと平米単価という部分の資料、私は持ち合わせてないんですけども、昨年11月25日以降、地権者のヒアリングを行いました。そのときの店舗、住宅の概算ではありますけども、権利変換単価としまして、例えば住宅の場合が平米27万円、それと

商業の場合28万3,000円、これ概算でこういった再開発のほうの床面積の単価を示すことで、個人の持ち分、再開発の中での持ち分、これをもとにヒアリングをかけてきました。ちょっとこの数字しか、今持ち合わせておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大体、全国の平均が20万円から30万円ということですので、大体ほぼそういう平均どおりかなと思いますが、ちょっと事業費の関係で疑問が一つ、時間が余りないんですけど、地域開発調査特別委員会の説明で、再開発事業費が構想案の32億3,900万円から、基本計画原案では28億4,900万円になって、これは3億9,000万円減りましたが、これについては、立体駐車場がなくなったからですね、減ったと。それはわかります。区画整理事業は、17億2,600万円から22億1,600万円の4億9,000万円ふえたんですね。この理由は何か補償費の関係で、再築補償というようなことをそのときに答弁してはいますが、説明してはいますが、構想案でも基本計画原案でも取り壊すということは、一緒だなと思うんで、そこがふえるのは、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに私思います。

それで、ちょっと時間の関係で、もう次に進みますけど、ふえた分ですけど、再開発のほうの権利者の増床分が、これも構想案が3億6,500万円から基本計画原案で5億9,700万円、一般の購入分を含めると、ふえてますよね。そのうちの5億円を権利者が購入するとなって、その再築補償をふやして、ここに充てるというふうなことで、私は区画整理のほう、そういうふうにふやしたんじゃないかというふうなのをちょっと勘ぐっているんですけど、そういうことはありませんか。そうすると、地権者の負担が少し減るんで、残りたいという、残ってもいいかなというのがふえるという要素が考えられるんで、その辺がなかったかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今の御質問の件ですけれども、区画整理事業のほう若干経費が上がったということの経過は、こういうふうに思っております。構想案の段階での建物の評価といいますが、再構築価格につきましては、まだ現地に入って精査した段階での計算といいますが、金額のほう、はじき出してはございませんので、ある意味、アバウト的なのという表現がちょっと悪いんですけど、今回そういったことで入りまして、実際の現地での精査された金額ということで、金額が上がったと、そのように、そういう理由で2億円ぐらいでしたかね、誤差が出たということでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、次ですね、再開発の最大の問題ですけど、保留床処分というのは、もちろん問題ですが、それと同時に入居する店舗とか住宅の経費、これが時々経費になりますが、賄えるかどうかというのが、大きな問題なんですね。どういうことかという、建物というのは耐用年数がありますから、将来建てかえが必要になってきます。組合施行ですので、将来数十年後、これは50年としてもいいんですけど、後には建てかえなきゃいけない。そのための権利者が積み立てをするということが必要になってきます。さっき、平米当たりの単価で、27万円、28万3,000円といひまして、仮に27万円として計算をしてみましたら、これは平米当たりの単価ですから、単純にとにかく効用比とかいろいろ考えずに、もう面積で考えると、単価を考えたときに、事前の情報、きのうちょっと聞いたんですが、店舗が70から80平米ですね、今の設計が。住宅81平米ということですから、80平米とした場合、27万

円に、これ平米当たりですからね、80平米を掛けて、耐用年数50年として、50で割ると。12で割ると月に3万6,000円になるんですね。建てかえのための積み立てが月に3万6,000円しなきゃいけない。これに共用部分の維持管理費があって、建てかえ以外にも数年ごとに修繕をしなきゃいけない場合もありますね。そういう積み立てが要る。それから火災等の保険料から固定資産税、ちょっと調べたら、多分月に5,000円ぐらいになるんじゃないかと思えますけど、そういうもろもろで月々10万円を超える負担になるんですね、計算では。そうすると、これはもう結局、店舗も住宅も家賃を払うのと同じ考えなんですね。固定してこれの金額を出さないといけない。さらに、再開発ビルの店舗の場合、ちょっと文献を見ますと、人件費とか、店舗ですから、人件費とか、さまざまな経費、水道・光熱費初めいろいろな経費をすべてですね、すべて入れたときに坪当たり月11万6,200円の営業経費が要するというふうな数字が書いています。これを大手前に当てはめたら、80平米は約24坪ですから、約280万円になるんですね。例えば衣料品店の標準粗利率が35.3%って書いてましたので、それで割ると、月790万円の売り上げをあそこに入った場合には、これ例えば衣料品ですけど、上げないと黒字にならないということになるんですね。月に790万円の売り上げが上げる店、佐伯にそんな売り上げ上げるお店があります、ちょっとお聞きしたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今の佐伯市内に月に790万円の売り上げがある店舗を知らないかということですけども、私もすべてを知っているわけではございませんけど、私が知っている限りでは、私の知識といたしますか、記憶といたしますか、には聞いたことというか、ありません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ということはね、やっぱり入居したはいいが、この事業が破綻する可能性が大にあるということなんですよ。これは最後にまた振りますけど、保留床の部分にテナントが入る、地元だけじゃないですけどね。テナントが入る場合は、権利を買い取るのか、それとも家賃として払うのかということがちょっと問題になると思うんですね。この場合、要は完成後に、管理運営をどうするかということにかかわるんですね。例えば、第三セクターのをつかって、管理運営会社をつくるのであれば、そこが買い取ってテナントに貸すということになりますから、この場合は家賃として払うというふうになりますし、権利として買ってもらおうというケースもあります、その辺はちょっとどうなっているのか、運営会社も含めてお聞きします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 現段階では、買い取りも含めて、一番事業を成立する上では、床、保留床になる部分を第三者の方に買い取っていただくのが事業成立性は非常に高まるわけで、施設管理運営、ただいま高司議員の施設管理はどうするのかという部分も含めて、一番大事な部分が、今検討しております。だから、買い取りももちろん、賃貸も、要するにあそここの大手前の中で、実際営業されていない方もおられるわけで、だから、買い取り、賃貸、両方で、今現在は試算をしておるところです。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） この市街地再開発の関係は、議会にかけることがちょっとなかなかないので、こういう一般質問とか、あるいは予算の関係で反対、賛成するとか、あるいは特別委員会で調査するとか、そういうことしかできないというのが、非常にはがゆいところで、事業

そのものは議決対象になっていないということが、これが大きな問題だと思います。

時間がなくなってきたので、大分バスの話がちょっと出ましたけど、これはちょっと私飛ばしましょう。

次に、ウで、再開発事業の事業協力者について、ちょっとお聞きします。

再開発事業は約30億円近い巨額になるということですので、一般的に大手ゼネコンとか、大手不動産業者あるいは銀行などの協力を得て進めるということになっています。これを事業協力者というふうに呼ぶわけですが、先日、準備組合とゼネコンの戸田建設との間で協定書を結んだということですが、内容を見ますと、調査設計や工事の監理、施工まで含む、いわゆる業務代行方式に移るといふところまではなっていないようです。これについては、時間もありませんし、あと3人まだ質問される方が、この事業協力者のことについて聞くことになっていますので、ちょっと1、2は割愛させてもらって、3の1点だけ、業務代行者の決定方法、どうするのか。一般にはプロポーザル方式ということになってますけど、1者しかなかったときですね、どう対応するのか、それだけちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 業務代行者の決定方法につきましては、選定の透明性、競争性、客観性に留意しまして、事業提案協議方式や、公募型プロポーザル方式で選定していくことになります。御質問の1者しかない場合においても、その1者が選定にかなう、選定における条件等を満たしているか否かで、準備組合や再開発組合が決定することになると思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） その1者しかないということですけど、現在の状況ではさっきからいろいろな問題があるから、保留床の処分義務がある特定業務代行はもちろんですけど、一般業務代行も引き受けるのか、非常に困難じゃないかと私は思っています。もし、リスクをね、そういうリスクがいろいろある中でも、やっぱり引き受けるというところがあらわれるのであれば、戸田建設もそうかもしれないませんが、私は事業費にそれをリスクの分を上乗せするか、あるいは考えられるのは、ほかの事業ですね、今、新庁舎の建設とか、歴史資料館初めいろいろ事業がありますけど、こういうところに、これをきっかけに受注競争に参加するとか、何かそういう意図がないと、やはりなかなか参加しにくいんじゃないかと思うんですけど、その辺、どう考えられていますか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私も直接詳しくそこまではまだ突きとめてといたしますか、当事者とは話をしておりますけども、現在の時点では、議員のほうも資料提供したような協定書を結んでおるといふことでございます。それと、将来そういったことにつきましては、私の口からは何とも言えませんけども、そういったことは聞いておらないというふうな現状でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、ウを終わって、エに入ります。

事業の見直しに係る問題についてです。これまでもろもろ予想される問題を聞いてきましたけど、不安をあおるようで大変悪いんですけども、今後の事業の展開した上で、大幅な見直しはもうこれはあり得るなというふうに思いますので、3点聞きます。区画整理では1名反対ということでしたが、再開発事業については、最新の情報では、24名中の10名が参加で

5名が転出で、9名が未定というふうに私聞いてますけど、として最終的に権利者の参加が少なかった場合、どう対応するのかお聞きします。

それから、見直しという点では、中心市街地の活性化基本計画の申請マニュアルというのをちょっとずっと見ますと、軽微な変更以外に大幅な見直しを行っても、もちろん一回取り下げたり、いろいろありますけど、変更の認定申請を行えば可能というふうなことが書いてありますけど、その見解をお聞きします。

それから、として、県内の他地区の都市再生整備計画事業ですね、大手前みたいな。見ますと、竹田市のように、城下町の町並み景観修復や既存建物を利用した事業が多いんですね。大分市は別ですけど、佐伯市のように商業地の開発を優先して、大型の箱物を建設するというのは少ないんです。だから、竹田なんか、もうほんの数億円で終わるんですね、事業。今からでもそういう町並みを重視した、簡素な大手前開発できないのかどうか、お聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。とを合わせて御答弁ください。

建設部長（高瀬精市） それでは、私のほうからとにつきまして答弁をいたします。

まず最初にでございますけども、権利者の参加が少なかった場合の対応につきましては、現段階ではそういうことは想定しておりませんが、事業規模の縮小等の見直しなどが必要になると思われます。それから、でございますけども、大手前開発はこれまでさまざまな意見を参考にしながら積み上げてきた計画でございます。他市の再開発事業でよくやる事例とは違いまして多くの保留床をつくることはせず、身の丈に合った開発で、にぎわいの場をつくりたいとの基本構想で考えております。また、山際周辺地区においては、城下町に合った景観づくりや、既存建物等を活用した計画も進めているところでございます。今後、大手前開発につきましても、議員御指摘の景観に配慮した検討は行っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 通告書にあります表記ですけども、大幅な見直しを行っても、変更の認定申請を行えば可能というふうになっておりますけれども、申請マニュアル中にはこうした表記にはなっていないというふうに思っております。中心市街地活性化基本計画の変更につきましては、地域の名称の変更とかいった軽微なもの、そういったものを除きまして、中心市街地活性化に関する法律第11条に基づいて、内閣総理大臣による変更の認定が必要になりますけれども、この内容は具体的には、として、認定基本計画に記載された個々の事業又は措置が、認定基本計画どおりに実施できないという状況が生じたとき、として、認定基本計画における重要な前提条件と異なる状況が生じたとき、として、認定前にその事象が発生していれば、当該基本計画が認定されないような事象が発生したときと、こういった場合には速やかに認定基本計画の変更を検討しまして、変更が必要な場合は、変更の認定申請を行わなくてははいけません。

現時点で、本市の認定基本計画に掲載してあります大手前地区都市再生土地区画整理事業及び大手前地区第一種市街地再開発事業の事業内容というものは、基本構想のものでありますので、今回、大手前開発基本計画が策定されましたら、中心市街地活性化基本計画の変更の認定申請が必要になるというふうに思っております。こうした変更申請がなされないとか、変更申請をしたとしましても、認定基準に適合しなくなった基本計画、これにつきましては、

認定の取り消しや支援措置の中止ということが行われることになるということでもあります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと、部長がそういう答弁をしましたが、ちょっと私はこれを読んでから言ってるんですけど、ちょっと時間がないので、先にですね、権利者の参加の問題なんですけど、都市再開発法を見ると、3分の2の同意で組合というのは成立できるとなってますけど、これは事実かどうかですね。いわゆる、そうなるの見切り発車するという可能性もあるわけで、そういうところもありますけど、これまでね、全国を見ますと。あくまで全員同意を目指すのか、見切り発車するというところも考えられるのか、その辺ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 再開発への同意といいますか、今、再開発の事業の組み立ての中では、2割の転出を想定しています。本来は基本的には地権者、そこに土地、建物を持たれている方が皆さん床を持ってもらうというのが一番ベストなわけで、ただ、確かに転出が多いと。土地、建物の権利を持たない人が多いと。転出もある意味、転出するということもありなんです。再開発の中で。だから、転出ありきの同意もあるわけで、ただ基本的には、今、非常に10名の方が床を持つと、そのほかの方は転出という形での了解を得られている状況なんです。その辺は10名をもっとふやして、事業協力者がつくことによって、まだまだふえていくものと私たちは思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと答えになってないところもありますけど、とにかく組合が設立されると反対者、同意をしていない人も強制加入になると聞いてますから、移転申出期間というのがその後あるということではありますけど、結局、移転補償費をもらって出るわけですから、転出する人が多いと、それも採算が合わなくなって、保留床の処分が大変ということになります。

結局、問題は最後のところにありますけど、破綻する可能性があるということなんです。さっきもちょっと言いましたけど。月々の経費を負担して、なおかつ営業を続けることができるのか。住宅も住み続けることができるのかということが、これ再開の問題で、下手をすれば、再開発ビルのオープン後に破綻をすれば、出ていく人が多くなって、破綻ということも考えられます。全国的には津山市なんかは、佐伯と同じ組合施行ですけど、オープン後に破綻してますし、ほかにも千葉県木更津とか、愛知県の豊川とか、例はいっぱいあります。

オープン後に、問題は、破綻をした場合に、中心市街地に今度別の意味で新たな空洞化が生まれるということになります。そうすると、結局、最後は市が税金を投入して支えるという事態になりかねません。津山市は100億円を追加で支えるということで、これ問題、市長のリコール問題になっているんですけど、そういう可能性がないとは言えないのではないかと思います。その辺はどうかということと、それから、そうならないために、情報公開を徹底してほしいですね。さっきも言いました議会の議決を経ることがないものですから、やはり市民と議会に徹底して数字、いろいろな数字も含めて情報公開してほしい。これをちょっと、それだけちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど途中の議員の質問の中でもございましたけども、商業が成り立つのかということは、非常に厳しい問題があると思います。ただ、今、商業計画、こういった商業がそこに合うのかというのは、商業計画のほうをつくっております。利益率のよいようなそこに職種が入れば、そういった展望も開けると思います。それと、情報公開のことにつきましては、今後、あらゆる機会を通じて、その方向で検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、これ大項目1番、終わります。

時間も少しですけど、国民健康保険税の引き下げについてお聞きします。

もう前回、昨年9月議会ですかね、引き下げを求めましたが、やっぱり基金条例の適用がないということとか、先を考えて基金として持っておきたいとかいうふうなことでしょうが、引き下げできないということでしたけど、現在でも6億円超える基金がありますので、今現時点でも引き下げを考えてないのか、お聞きします。

それから、基金条例に、市長が特に必要と認める場合とか、そういうふうな項目を追加して、引き下げの財源等に充てられるようなことができないか、条件整備をする考えはないか、その2点をお聞きします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。結論を急いで答弁してください。

福祉保健部長（石田初喜） 結論を急いでということで、御答弁申し上げます。

昨年9月議会で、現時点では国保税を値下げするための取り崩しは考えていないということでお答えをしております。現在も考え等は変わっておりませんが、新後期高齢者医療制度が導入されるまでの間、現行税率の維持を目的としまして、財政運営を計画をしておりますけど、長引く不況とかによりまして、国保加入者世帯の所得の減少が続いています。税の負担能力というものが確実に低下をしているという状況、また高齢化の進展等が顕著になると思います。そういった意味で、また、新後期高齢者医療制度の導入も1年延期をされております。そういった意味で、現行税率の維持というのが大変厳しい状況となっておりますので、国保会計を預かる者としたしましては、長期的な視点に立ちまして、国保の安定的な運営というものが第一ではないかと思っております。直ちに現在国保税を引き下げるということは、現時点では考えていませんけど、国民健康保険運営協議会というのがございます。保険給付に用いる、基金、本来の目的を基本としたしまして、税率調整の財源確保対策としまして、基金の有効活用について協議してまいりたいと思います。

また、議員御指摘の2点目の市長が特に必要と認める場合を追加する考えはないのかということにつきましても、あわせて検討してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。時間がございません。

3番（高司政文） 条例改正を今、教育民生常任委員会でちょっと提案をしようとして、今考えていますので、それはまたそれでお願いします。

今、署名、取り組んでいるんですけど、回ってみると、やっぱり今の生活大変だから、基金があるなら、今下げてほしいという気持ちがやっぱり多いんです。特に自営業者は国保の負担が大きくて苦しいというふうに言ってますので。国保の会計を見ても、まだ今年度ですか、黒字の見込みでもありますし、それから年度末には例の過少交付金の4,100万円も入ってきます。それから、今、広域化の場合、保険財政共同安定化事業なんかで拠出金を佐伯市

の場合は多く出していますから、広域化の前には一時的に収入増があると思うんです。これは私は数億円ぐらいの単位であるんじゃないかと、年に3,000万円ぐらいですからね。そう
いうことがありますから、先のことは心配せず、思い切って下げさせていただきたいと思
いますので、それを最後をお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に、10番、上田徹君。

10番（上田徹） おはようございます。10番議員、新風会所属の上田徹です。よろしくお願
いいたします。

先月行われました県内一周駅伝で、念願のリーグ優勝ができました。選手と監督の皆さん、
そして関係者の皆さん、大変お疲れさまでした。さらに来年度には、また上位を目指して、
1年間練習に頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入っていきたいというふうに思います。

今回は、佐伯市総合運動公園の整備と、そして佐伯市の人権啓発についての2点について
質問をしていきたいというふうに思います。

まず初めに、運動公園の整備について、特に総合体育館を中心に質問をしていきたく
いというふうに思います。小項目アの、施設の利用状況として、3点についてお伺いいたしま
す。

として、昨年の総合公園全体の利用者数をお聞きします。それと、運動公園には野球場、
陸上競技場含めて10施設ほどあると思いますけど、今回、体育館を中心に質問をしていきま
すので、体育館の利用者数と各種大会が開催されているというふうに思いますが、開催数が
わかればお聞きをしたいというふうに思います。

また、2点目として、総合体育館の利用状況の中で、佐伯市以外の方からの参加だとかい
う大会数がどのくらいあるのか。また、プロ、野球やサッカーというのはプロがありますけ
ど、そういう関係、また今では実業団とはいわずにVリーグというような言い方もするそ
うですが、その関係や、大学等の利用状況について、どのくらいあるのかお聞きいたしま
す。

また、3点目として、今後この総合体育館の利用の計画として、次年度23年度に予定され
ている、先ほど2点目に聞きましたような県外からの参加が多い、そういうような大会数が
ありましたら、またその計画等がありましたら、お教を願いたいというふうに思います。
以上、3点についてお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） おはようございます。上田議員の御質問にお答えをいたしたいと思
います。

まず、第1点目の各施設全体の利用状況ということでございますが、議員御承知のように、
総合運動公園内には10の施設がありまして、平成21年度は全体で延べ20万775人が利用を
いたしております。その中で、総合体育館は4万8,601人でございます。次に、大会の開催数
ということでございますけれども、施設全体では、164大会が開催をされております。その
うち、総合体育館では74大会が開催をされております。

体育館の利用状況、2点目の利用状況でございます。市外からの参加の大会数は30大会ご
ざいます。プロ野球とかそれぞれ実業団、大学等の利用状況は、bjリーグ大分ヒートデビ
ルズの公式戦及び公開練習、プロバスケットボールリーグの公式戦、それからFリーグ、バ

サジィ大分の公式戦、それからVリーグ、三好ヴァイセアドラーの練習が各1回となっております。

次に、次年度の大会予定ということでございますが、陸上競技場では、4月24日に番匠健康マラソンの大会がございます。それから、9月16日から19日にかけて第18回全国クラブチームサッカーの九州大会がございます。佐伯球場では6月5日にソフトバンク対広島カーブの2軍戦、それから多目的広場では、5月3日から5日にかけて、福岡グリーンツーリズム中学校ラグビー大会、それから、総合体育館では4月1日に九州バレーの大会が予定をされておるところでございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 2点ほどお聞きしたいというふうに思います。施設全体で利用者数が20万を超えています。大会も各種大会で74大会ということで、これは21年度ということなんですが、20年度、19年度、そして今もう22年度の3月ということですが、ここ数年を比べてみて、私は増加してきているというふうに認識はしているんですが、その点はどうでしょうか。

それと、もう1点、これだけの多くの方たちが市内を含め、市外を含め、施設を利用されています。こういう利用者から、そして施設、今、管理をされています、そういう方たちからいろんなこういうふうにしてほしいとかいう要望が上がってきているだろうというふうに思うんですが、そういう点の集約、認識はされていますか。その点を2点ほどお聞きいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘の年度ごとの増加をしているんじゃないかということでございますが、総合運動公園全体では平成19年度が17万4,288名、それから20年度が19万5,880名、21年度が20万775名でございます。先ほど言いましたように、年々、利用者は増加しておりますし、使用料につきましても、21年度から20年度に比べまして、420万円ほど増加をしておるところでございます。

それから2点目の、施設管理者からの要望とか、利用者からの要望というのは、把握しておるかということでございますけれども、指定管理者からは毎月月次報告をいただいております、それぞれその月の要望等についての報告が上がってきております。また、緊急を要するような要望とかいうのがありました場合は、その都度報告を受けておるところでございます。特に主な今まで上がってきた大きな要望といたしましては、陸上競技場の改修、これはかなりの方から意見をいただいておりますし、あと、多目的広場のラグビー場のゴールポストの設置場所のかさ上げが欲しいということとか、総合運動公園周辺の道路等の街灯の点灯時間が短いのではないかなというように意見が多く寄せられておるところでございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 私もかなり利用者数がふえてきているなというふうに認識をしていましたけど、実際、数字を聞いたときに、ああ、かなり伸びてきているなというふうに思います。

そこで、ちょっとお聞きをいたしますけど、現在、佐伯市では運動公園の近くに、仮称ですけど、南インターということでの申請を今していると思います。きのうの質問の中でも、今申請中ですというような状況の答弁もありましたけど、ぜひ実現ができればいいなというふうに私は思ってるんですけど、仮にインターがそこに設置できれば、運動公園の利用者の増というのは、かなりまた大きくふえてくるのかなというふうに思いますし、先ほど聞きま

したような、市外を対象にした、市外からの参加を対象にしたような大きな大会の誘致等も含めてしやすくなるというふうに私は思っているんですが、教育委員会としては、その部分についてはどのような認識を今、仮にということになってますけど、インターの場合は、認識についてはどのように考えているのかお聞きいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 南インターが開通すれば、利用者が多くなるのではという御質問でございますけれども、現在でも利用者からは大変総合運動公園の施設は素晴らしいという評価を受けております。そういった状況の中で、南インターが開設をされますと、もちろん利用者は増加するという事は想像ができます。ただ、利用者がふえるのは大変ありがたいんですけども、佐伯市内でできれば滞留をしていただきたいというのも一つの経済的効果から考えれば、そういう環境を整えていく必要があるのではなからうかというふうに思っております。スポーツをする方たち、特に大学とかキャンプを張る方たちは、宿泊をしての長期の滞在を希望しております。そういった中で、宿泊施設等の安価な提供ができれば、まだまだふえるというふうに考えておるところでございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 今、教育委員会のほうも言いましたように、このインターという部分が、一つの、またさらなる条件的な部分での好条件ということであるだろうというふうに思います。増加が見込まれるというのは、本当、そのようになってほしいと思いますし、ぜひインターの実現がなされればいいなというふうには思っています。そういうことで、アについてはこれで終わりたいというふうに思います。

引き続きまして、小項目イについてお聞きをいたします。

先ほど利用者や施設管理者から月の報告を受けたり、利用者からの声をまとめた報告でしようけど、そういうのを受けている、把握しているというふうにお答えがありましたけど、私もこれまで総合体育館ができて、何度か一選手として会場を使わせていただきましたけど、今回この体育館の設備についてということでお聞きをいたしますけど、まず1点目として、体育館に空調設備がありません。この部分は、建設当時、最初そういうのが設備が整備されている、そしてもう少し大きな体育館だというふうに私は思ってたんですが、その当時の財政状況だとか、いろんな議論の中で、今の体育館ができました。そのことは十分理解できるわけなんですけど、現在のように、体育館の利用者もかなりふえてきている、こういうような状況の中で、よく聞くのが、空調設備がないのが言われています。また特に冬場については、非常に困っているというふうに言われています。その点について、設置できないのか、お伺いいたします。また、設置するとしたら、どの程度の経費が想定されるのか、わかればお聞きします。

2点目として、先ほど県外からの観客も含めて、選手も含めてですが、体育館を利用される方がいらっしゃいますけど、特に大きな大会になると、2階で応援をされる方、家族などが来て一緒に応援しますけど、この観覧席が土足になってないということを今回、市民の方から言われまして、私自身が体育館、これまで何度も利用していましたが、選手として利用しますから、2階に上がることってまずなかったんですが、確認したところ、本当にそういう状況になってます。多少、入り口を見ますと、2階にはきちっと2階用の入り口があるわけなんですけど、その点、2階席の土足を解禁するという事はできないのか、お聞きをい

たします。

今回の質問も含めて、私も九州各県体育館を利用するというのがこれまでありましたけど、ほぼあのような観覧席のある体育館では土足というのがもう通常になっています。そして、またそれで2階席が観覧席が非常に汚れているとか、土足の影響で雨のときにはぬれているとか、土が入っているだとかというような状況は見受けられません。通常そういうような体育館というのが、ほぼ九州館内でもありましたから、まさかと私も思いましたけど、こういう声が上がってきていますから、こういうことは大してお金がかからないだろうなというふうに思いますから、大会の主催者等の御協力を得ながら、そういう土足のまま行けるような、そういう規則改正はできないのかお伺いをいたします。

そして、3点目なんですけど、運動公園全体でも言えるわけなんですけど、軽食がとれる施設、売店も含めてなんですけど、こういうものがないということで、選手はもともとが1日大会に参加するとなれば、昼の準備だとか、そういう部分というのは準備をしていきます。大きな大会になればなるほど、その試合を見に来た方たちが昼の昼食がないということで、非常にドリンク等も含めてですが、困っているというのがよく聞かれます。この点でそういう設備が何とかできないのか、昨年の中では管理者のほうで少し御努力をされて、少し設備を改善しながら、臨時的に対応したというのはお聞きしましたが、これをやっぱりきちっとそういう設備をつくりながら、対応していく。もちろんそこに県外からの大会も含めてですけど、佐伯市のお土産等も置ける部分があれば、若干でも置いておくと、そういう部分も地域の活性化にもつながってくるのではないかなというふうに思いますが、その点をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 総合体育館の施設の整備ということでの御質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目の、空調設備を設置できないかということでございますが、議員御指摘のように、この総合体育館建設当時、空調設備を導入している施設もかなり少なく、利用者も少ないということで、費用対効果を考慮しながら、設置しないということで建設をされたというふうに聞いております。現在、事務室、会議室、トレーニング室、そして軽スポーツ室等、小さな部屋につきましては、エアコンを設置しておりますけれども、アリーナにつきましては、現在コスト縮減ということのために、水の蒸発するときの気化熱を利用した涼風システムというのを導入しております。空調設備を設置した場合の経費は、市の総合体育館の建設検討委員会の資料によりますと、設置費用としてまず6,800万円という金額がかかるということでございます。今回新たにそれを設置しようとする場合は、それ以上の費用がかかるというふうに思っております。また、ランニングコストにつきましても、この涼風システムにつきましては、夏場、使用した場合、約63万円ということでございますが、空調設備の場合には、280万円ほどになるというふうに試算をされております。現在、これを設置することは、財政的にも大変困難だというふうに考えております。

それから2点目の、体育館の2階席の土足禁止の解禁にということでございます。現在、体育館利用者は玄関で室内用のシューズ、またはスリッパを下足場のところで履きかえていただいております。大会等で多くの観覧者が来たときには、下足場所の対応ができない状態になっておりますし、冬場ではスリッパ等上履きを忘れたという人にとっては足元が大変寒

いということで、土足で対応してくれないかというような要望をお聞きをしております。体育館の管理上の問題もあるんですけども、その問題をクリアをして、土足解禁に向けて、今後検討していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の軽食、売店等の施設の設置でございますが、この設置につきましては、現在、費用対効果を考えたときには、大変難しいというふうに考えております。現在では、議員御指摘のとおり、指定管理者が独自で許可をとりながら、大きな大会等があれば、テニス管理棟の一部を利用して、カレーやごまだしうどん、その他、それぞれの施設の周辺でかき氷やおにぎり、弁当等の露店販売を実施をしております。聞くところによると、大会にもよりますけれども、売り上げはペイをするような状態ではないというふうに聞いております。また、体育館の事務所の中では、カップめんや体育館シューズの販売もしておりますが、できればそれを利用していただきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） まず、それこそ管理規則ですから、そこを少し改正をして、利用者の立場に立った改正をしていくという意味では、土足禁止の部分については、ぜひやれることだというふうに思いますし、今、それを規則を整備してやりますということですから、ぜひ早急にしていただきたいなというふうに思います。また一方、利用者というのか、大会を主催する側にもきっちり指導をして、体育館をいつもきれいに利用しようという意識を持つような、そういうような入り口体制をつくっていただきたいなというふうに思います。

また、軽食等がとれる施設ということなんですが、これについても、やっぱり若干、空調に比べれば、そうまで金額的にはないかもしれませんが、若干の金額はかかるかなというふうには思います。ただ、私もこれまでずっとあそこを利用してきましたけど、事務所のところに、今では佐伯市の観光案内のパンフだとか、いろんなのを置いている姿を見たときに、そして、カップラーメンを少しそこで販売できるようにとか、レンタルのシューズだとかいう努力をされている姿を見たときに、ああ、これがなぜもう少し早くできなかったのかなというふうに私自身も反省しながら思いました。そういう努力をされてますけど、やっぱり設備がきちっとされているほうが、利用者にとってもわかりやすいでしょうし、その部分については、もう少し検討をしていただきたいなということをお願いをしておきます。

そして、問題の空調設備です。6,800万円近く、新規ですから、これより若干増加するであろうということは理解できます。建てるときに、同時に入れ込むと6,800万円ということですから、しかしながら、先ほど最初の質問で言いましたように、20万人の方たちがこの施設を利用しています。体育館はその中では4万8,000人というような数字ですけど、多くの方たちが利用されていますから、やっぱりこういう受け入れ態勢を整備していくというのは、ぜひやっていくべきだというふうに思います。財政的な部分という部分を言われると、やっぱり非常にきついところはありますけど、ここを何とかクリアしていこう、これだけの多くの人たちが利用しているし、市外、県外の方が来ている大会も多くあるわけですから、その点はせめてインターができるころには、さらに多くなるわけですから、その時点で再度やっぱり検討課題の一つに入れていただきたいなというふうに思います。

なかなか質問をして、お願いをできない部分は私は2回、3回とやりますけど、次回にはやりませんが、インターの話ができたころには、またこの空調の問題についてはやりますから、今回よりも少し2歩ぐらい進んだ回答を期待をしたいと思いますというふうに思います。

ぜひそういう部分でよろしくお願いをしたいというふうに思います。

今回の質問につきましては、地域の活性化という部分でも、あわせながら私は考えています。スポーツは大変多くの方が集まってきましたし、もう本当、地域の活性化に大きく力を発揮してくれるというふうに思っていますから、佐伯の総合運動公園を利用された方が、またあそこに行きたいな、あそこの大会はいいな、すばらしい運動公園だ、先ほど次長のほうも言いましたけど、本当にそういう施設だというふうに思いますから、いろんな、まだまだ昨年質問の中に野球場の施設の改善、陸上競技場の改善というような質問も出ましたけど、いろんなまだ課題が残っているだろうというふうに思いますから、利用者の声、管理者の声を聞きながら、今後も改善をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

そういうことで、最後に市長のほうに、今回この質問をしたときに、通告の中に入れておりませんが、質問をしていく中で、先ほど次長のほうからも出ましたけど、宿泊の関係です。来年の10月ごろに、私は卓球をしているんですが、私たちが参加する九州大会というのがあるんですが、これで約300名ぐらいの方が参加します。九州各県持ち回りで。そこに手を挙げて受け入れを自分たちがするわけですから大変ですけど、よし頑張っって手を挙げようというふうに思ったんですが、まず宿泊を考えないといけない。体育館はもう立派なものがありますからできるんですが、そういう意味で非常に困っております。これはもう市のほうで宿泊場所をつくるというような状況ではないのは理解できますし、ぜひ地域の佐伯の中に、宿泊等をやっている民間事業者の方もいらっしゃいます。商工会議所とかいう部分との協議も必要でしょうけど、多くの方たちとの議論をして、何とかしてほしいというのは、ここを利用する方たちの大きな願いだというふうに思っていますが、その点について、市長の考え方を最後にお聞きしたいというふうに思いますが、よろしくお願いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。上田議員の御質問の中に、今、宿泊についてということで、シングルのそうしたビジネスホテル級の宿泊場がないというのが、佐伯市、大体150ぐらいですかね、今。それぞれの中で、議員御存じのように、ルートインを駅前に誘致しかかったんですけど、非常に利用客が少ないということで、現在、延期になっております。また、この場所もそうした利用があれば、こうしたところが出てくるところもあるんじゃないかと。

なかなか佐伯市も、昔に比べまして、高速道路ができて、ビジネスで来られた方が日帰りする人が多くなったということで、そうした部分では、なかなかビジネスホテルも高速ができることによって、あきが多いということがあります。今後ともこうしたいろいろな大会のためじゃなくて、全体的に佐伯市に入り込み客、やはり宿泊していただいて、佐伯市の食観光を味わっていただくということが必要だと思っておりますので、そうしたことについても、これからの活性化の中で取り組んでいく必要があると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 先ほど次長のほうからも出ましたように、滞留していただきたいな、再度来ていただきたいなという思いがあるだろうというふうに思います。そういう意味でもこのスポーツの各種大会というのは、大きな力があるだろうというふうに私も思いますから、ぜひ執行部上げて、この部分の何か改善策を模索していただきたいなということをお願いしながら、大項目1をこれで終わりたいというふうに思います。

続きまして、大項目2の佐伯市の人権啓発についてお聞きをいたします。

佐伯市では、平成17年に佐伯市人権尊重のまちづくり条例を制定しています。その中の基本計画には、人権に対しての基本的なあり方や、重要課題への対応、そして、各種の計画を推進していこうを、それぞれうたっています。私はこの社会を形成する中で、一番大事にしていかなければならないのは、互いの人権を守っていくことだと思います。学校や家庭、そして地域や職場などでいろいろなところで、この人権意識の高揚に努めていくことが大事だというふうに認識をしています。

先日、人権講演会に参加をいたしました。演題は企業と人権ということで、何のつながりがあるのかなというふうに自分自身も思いながら参加をいたしましたけど、職場や社会の中での人権問題について、いろいろなお話をされていました。私があるときに感じたのは、自分だけの一方的な考えで対応してはいけない。相手の声や心を思いやり、対応することが大事だということを、改めて感じました。私はそのことが人権尊重のまちづくりの基本だというふうに思います。若干参加者が少なかったのが残念でしたが、今後多くの参加者がふえるようにという意味で、質問に入っていきたいというふうに思います。

小項目アとして、佐伯市の取り組み状況として、啓発、研修等の実施状況と、そして市民等の参加状況についてお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 上田議員の御質問にお答えします。

佐伯市の人権施策は、佐伯市人権尊重のまちづくり条例及び佐伯市人権施策基本計画に基づいて行われています。また、人権教育啓発事業の推進母体として、市及び議会、教育委員会、自治委員会連合会、商工会議所、商工会、人権擁護委員協議会等、30団体から構成されます佐伯市人権教育・啓発推進協議会があります。これらの人権尊重のまちづくり条例や、人権施策基本計画、人権教育・啓発推進協議会は、お互いの人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい人権尊重のまちづくりを目指してつくられたものであります。

このため、佐伯市では、市民一人一人の人権意識の高揚を図ることを目的に、さまざまな教育、啓発事業に取り組んでいます。その主なものは、市民の皆様や事業所を対象にした講演会、研修会を年3回、人権同和問題の指導者を養成するための講座を年8講座それぞれ開催してきました。また、人権擁護委員協議会との共催で、市内48事業所を訪問し、社内研修等の取り組みをお願いしてまいりました。そして、今年度は、渡町台小学校の皆さんによる人権の花運動の取り組み、さらには市内小・中学校の児童・生徒の皆さんを初め、市民の皆様を対象に人権標語の募集も行いました。また、広報活動といたしまして、8月の差別をなくす運動月間及び12月の人権週間では、市報掲載のほか、懸垂幕、桃太郎旗等を設置し、周知をしてまいりました。このほか、各公民館では、生涯学習の一環として、高齢者教室等で人権学習会なども開催されています。

次に、参加状況でございます。本年度実施しました講演会、研修会について申し上げますと、残念ながら市民の皆様を対象にした人権啓発講演会は、参加状況がよいとは言いがたい状況にありました。また、全体的にも参加者は減少傾向にあります。これはPR不足にも原因があると思われそうですが、市民の皆様の中には、人権問題は難しいことというふうに敬遠されておられるのが実情かと思われそうです。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 私がこれまで参加したときにも感じたように、若干やっぱり参加状況がよくないなというふうに思います。何となく人権というような言葉そのものに何か少し抵抗感があって、難しそうにあるだとか、何かかたそうにあるだと、そういうような認識のもとに、なかなか足が向かないのかなというふうに思いますけど、今後の計画を含めて、そういう点でやっぱりこれからもさらなるPRをしながら、参加者がふえるように、減少というふうになってますから、少しでもふえるように周知をしていただきたいなということをお願いをしておきたいというふうに思います。Aについては終わります。

続きまして、イについて先ほど年間の事業のほうの内容が話されましたけど、今後、次年度について、この啓発研修計画については、どのように同じようなものをやるのか、少し真新しいもので、こういうことを一つ入れていますよというものがあれば、その点について次年度の計画についてお答えを願いたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 石田福祉保健部長。

福祉保健部長（石田初喜） 次年度の研修計画についてお答えします。

質問にありました研修計画の考え方についてですが、先ほどの講演会等の参加者数の反省から、開催時期、時間、内容、講師の選定など工夫をしながら、一人でも多くの市民の皆様が参加できるよう取り組んでまいります。また、事前の周知、案内におきましても、議会や自治委員会連合会、民生委員協議会等個別に直接するなどの方法もとってまいりたいと思います。また、来年度の計画では、だれもが気軽に参加しやすい身近なところでの開催がより効果が上がるものと思われまますので、佐伯市人権教育・啓発推進協議会支部を各振興局に置き、振興局単位でも人権啓発講演会を開催したいと考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 大変難しい取り組みだというふうに思います。ぜひ機会あるごとにいろんな講演会、学習会があるわけですから、周知をして多くの方たちが一度聞いていただける、そういう場面をつくっていくのが行政の役目だというふうに思いますから、あらゆる場面を利用していただきたいなというふうに思います。

また、1点、御提案しますけど、ほかの事業、福祉の関係だとかいうところでの事業が、いろんな各種事業があるだろうというふうに思います。そういうようなときにタイアップして二、三十分で結構だというふうに私は思います。そういうようなときに、他の事業とのタイアップというのも、時間的に許すものがあれば、やっていく、こういうことでぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

最後に、せっかくの機会ですから、この人権という言葉に対して、なかなか皆さん方も聞いてない方が多いだろうというふうに思いますから、この佐伯市人権施策基本計画の一部を読み上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

佐伯市人権尊重のまちづくり条例の中にもうたっていますが、人権尊重について正しい理解をして、多くのことに気づいて、そして自分が何ができるかを考え、相手の立場に立って行動していく、これが日本一優しいまち佐伯をつくっていくもとだというふうに感じています。ぜひそういうことで多くの市民の方たちが参加できるような事業をしていただくことをお願いしながら、これで一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。

人間というものは弱いもので、入退院を繰り返しているうちに、立つことそのもの、座ることそのものが大変にエネルギーが要ということがわかります。もう2時間座っているだけでもきついと、人間というのは立つという、直立歩行をするということは、本当に人間らしい生き方をする上で一番重要なことなんですけど、そのことそのものがなかなか難しい状況になっているということに、残念に非常に思っております。

入院している中でも、大手前開発のいろんな資料をもらいながら、問題点がやはりこの場で、もう3月過ぎる直前には、やっぱり私自身なりの問題点がありますので、それについてやはり聞いておかなければという思いをして、ここに登壇いたしました。

まず、大手前開発の問題点についてお聞きします。

大手前開発については前回も御質問いたしました。それはやはり中心市街地活性化、つまり佐伯のまさに中核を担う、これから人を集める上で何が重要なのかということをお聞きしたいわけですが。まさに、今合併をして、合併特例債で金が自由に使えるような状況になっている。だから、今だからこそ、できるのではないかとということで、魚市場を中心としたあのあたりの活性化、それが佐伯が人を呼び込む一番重要なポイントじゃないかということで質問したわけですが。もうその考えは変わりません。水産加工業がまず第一、その上で、例えば食べ物を食べるにしても、あそこで食べたい、そこでバスで来てからやっぱり食べる人が多い。ただ、その食べる中でも、あそこはやっぱり高いという、それは一生懸命来て、佐伯まで来て食べるんだからというのがあるかもしれませんが、やはり、地元の間人としてしましても、500円から1,000円ぐらいで食べられるような、そういうものがあってほしい。

ところが、佐伯は養殖なんか盛んですよね。ヒラメの養殖盛ん、日本で有数の、それこそトップ10に、トップ2番に入るような養殖をしている。ブリもそうですよね。おいしいと言われている。じゃあ、それを出せないのかどうかと、そういうものを出して安く、それこそもう買いたたかれて困っているんだというんだとしたら、そこで店を開いて、もうそれこそみんなに提供するようなことをしたらいいんじゃないかという気がいたします。特に、大入島の人なんかは加工技術というのはすばらしいし、料理の技術なんかもすばらしいですね、女性なんかは。その人たちがそれぞれ店を開いて、佐伯に来た人たちに手料理でもてなすと、そういうようなことができたという気持ちがしております。

やはり、佐伯は海、そこでまず、人を呼び込むべきだというふうな気は変わりません。その上で、大手前開発、ここに50億円注ぎ込むことに、本当にいいのかどうかということ、ここについての検証がもう一つ必要になってこようかと思っております。大手前開発、もし進めようとしたら、前は言いませんでしたけども、やはりこの市内の人がまず集まる、よそから人を呼び込むというよりも、この市内の人が本当に集まれるような場所にしてほしいと。今の計画で、本当に市内の人があそこに行きたがるだろうかと、そういう気持ちがしております。

問題点としては、やはり2点ある気がします。大きな問題点と小さな問題点になりますけ

れども、この小さな問題点も非常に重要な問題点ですので、この点も指摘しておきたいと思
います。

まず、大きな問題点について、ここ、人を集める上で非常に重要なものだったのが、西田
病院なんですよ。この西田病院があったからこそ、お年寄り、あるいは若い人も含めて、
バスを利用してあそこに集まっていく。そして、それに対して商店街がやはり広がっていつ
た、そういう経緯があるわけですよ。ところが、この西田病院がコスモタウンのほうに移
ってしまうと、これどういうことだろうかと。一体、中心市街地活性化というのは、まさに
壽屋で人を呼んでいた。壽屋がないからほかのものをと言っていたのが、そこがなかなか
来ない。そして、さらにあそこは西田病院でもっていたわけですね、半分は。その西田病院
もなくなる。じゃあ、あそこで本当に人が呼べるんだらうかと、そこが一番のポイントにな
ってきます。

ところが、この西田病院については、この地域開発の委員会、特別委員会の中の議事録を
読み返しても、ほとんど出てこないですね。西田病院がどうなりましたという説明は、市か
らはなされていないんですよ。私自身も知らなかった。行って見て初めて驚いたんです。も
う建設が始まっているということですね。一体市はいつからこれを知ってたんだらうか。こ
こをお聞きしたいと思います。なぜそんなことを聞くかといいますと、実は病院というのは
やはり非常な集客力を持っているわけですね。

ここ、これ西日本新聞の3月2日号なんです。つい直前ですよ。ここに1面トップで出
ているのが何かといいますと、長崎市内の国立病院が病院の敷地も商業モールを建築する
という、1万平米の商業モールを建築することになった、こういう話が出ているわけです。つ
まり、もう逆に病院が人を集めるために商業モールを持つ。つまり病院と商業モールと一
体としたものとして、これからとらえようとしている。それは、お年寄りには特に重要なこ
とだらうと思うんですよ。

そして、特に大手前というバスのターミナル、以前のターミナルを抱えている、大分バス
がすべてあそこに集まってくるわけですよ。それが病院がなくなったときにどうするの
かと、こういう問題がありますので、この西田病院の撤退という点について、どうお考えに
なるのか。そして、まずはこの西田病院が脇津留の建築を始めていますけども、その確認をい
つとったのか。また移転について市は知らなかったのか、知っていたとすれば、いつから知
っていたのか、そのことをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず第1点、建築確認のことですけれども、これは22年10月
7日に民間の確認検査機関が建築確認済証を交付しております。また、西田病院の移転につ
きましては、昨年2月25日でありますけれども、西田病院の関係者が市長室に来庁しまして、
再来年ですよ、平成24年4月に移転するというお話を伺っております。

（「ちょっともう一回」と呼ぶ者あり）

企画商工観光部長（魚住慎治） 建築確認が、昨年の10月7日です。それから西田病院の関係
者が市役所のほうに見えられましたのが、昨年の2月25日です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 平成22年2月25日からもう移りたいという話があるわけですよ。建
築確認は10月ですよ。表に出てくるのは、この10月からなんですよ、この2月の段

階でもう知ってたわけですよ。このことをどうして委員会等で発表しなかったんですか。
議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） どうして、その機会が、本来であれば、この中心市街地活性化のお話をするときに、西田病院がこれこれ、こういう予定であるということを発表すべきであったであろうと今は思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） このことを深くは追及しません。それはもう非常に重要なことなのに、私はそれを怠ったかなという気がします。私が元気なうちに聞いたのが、平成21年の段階ですね。21年12月24日にこれ全協での説明があった。そのときには西田病院が移るという話はなかったわけですよ。その3カ月後にはもうわかったということです。そして、特別委員会は22年6月4日から再度この説明を開始したんですけども、当然、最初的时候に、西田病院がこういうふうになっていると、つまり集客力が非常に落ちる形になっているけども、どうしたらいいんかということは、本当は言わなきゃだめだと思うんですけども、そのこのところ、ちょっともう一回余り深くは言わんですけども。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 西田の関係者が市役所に来られましたとき、2月の終わり、2月25日ですけれども、このときには既に内閣府のほうで、近々に中心市街地活性化の基本計画が認定されるという時期でありました。それと、その西田病院が大手前の開発エリアから外れているということも一つあったと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 言うまいと思いつながら、ちょっと言わんといけんようなことになってしまいますけれども、中心市街地の活性化基本計画が認定されたのが、これ3月23日でしたので、まさに直前ですね。だから、できるだけそのことを荒立てたくないという気持ちというか、不利な方向に働かたくないという気持ちがあったんかもしれんですけども、これ非常に重要な要素になっとるわけですね。つまり、基準の人を集められるかどうか、つまりこの市街地が活性化できる方向に向かえるかというのが、一つの基準になっておるわけですよ。三つの基準のうちの一つになっているわけで、その方向性が見えないときには、この認定ができないというのがあるんですよ。つまり、三つの基準がありますね。つまり基本方針に合っとるかどうか。それと、向上が見込めるかどうか、集客力が見込めるかどうか、そしてさらに、もう一つは、第3番目がありますね。これはまた後で言いますが、その2番目のところで、集客力が見込めるかどうかという、集客力というよりも、この活性化ができる見込みがあるのかどうかという、そこに非常に大きく影響してくるものですからね。このことはやはり議員に伝えながら、本当にここがいいのかどうかという話をせんといけんかったと思うんですけども、もう一回そこ答えてください。認定との関係でね、3月23日、1カ月後におりますよという状況の中で、やはりぜひ知らせてほしかったと私思うんですけども。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的には、中心市街地の中にあってほしい施設でありますけれども、この当時、これをあえて隠したというつもりはありません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） この程度にとどめておきます。

その次に移ります。ここの中心市街地の活性化というのが、どういうものかといいますと、これは補助事業を認められるかどうか、つまり補助が認められるかどうかという、中心市街地活性化法というのは、まさに補助を認めるためにいろんな事業を挙げて、それが隣のほうでいいですよと言ったときに、補助が出ると、そういう形になっていますね。ここの補助事業の中の、この中の事業として挙げられている、つまり推進すべき事業として挙げているものが、重要な大手前開発では二つ重要な点がありますね。一つが何かというと、土地区画整理事業、そして一つが再開発事業、この二つが重要な事業として挙げられておるわけですね。

ちょっと仕組みを言いますと、土地区画整理事業というのが、私は非常に大きなポイントを持っていると思うんです。なぜかといいますと、この再開発事業というのは、組合施行になっているわけですね。つまり組合が決めるようになっている。だから、なかなか先ほど高司議員が聞いていましたけども、自分たちはもう関与できないんだと、組合で決めていったことにはなかなか関与できないという要素が一つあるわけですよ。今できるとしたら何かというと、区画整理事業です。実はこの区画整理事業、私がもらった資料、つまり中心市街地活性化事業の中では、市の施行となっているわけです。佐伯市が施行するとなっているんですよね。

ところが、この区画整理事業には、幾つかパターンがあるんですけども、これ厳格に守られなきゃならんようになっているわけです。一つは何かというと、個人施行、そして組合施行、そして、地方公共団体の施行、会社の施行等がありますけども、基本的にはその三つですよ。佐伯市が関与するものとしては、佐伯市の施行といえ、佐伯市がまさに施行するわけですから、これはそれこそ反対者があってもできるわけです。ところが、個人施行となれば、これは個人が施行するわけですから、個人全員の一致がなければだめだということですね。組合施行の場合には、まだ組合という団体をつくってやりますから、3分の2以上、総会で3分の2以上の議決があればできる。つまり要件が緩やかになっていくわけですね。市の施行であれば、当然に事業推進というのはできます。非常にしやすくなるんだけど、そのかわり同意を得ないでやる。そのかわりに、例えば地権者の関係についていえば、土地区画整理審議会というのをつくって、そこで審議をしてもらう。あるいは評価委員を第三者から選んで、客観的に評価してもらう。つまりそこは非常にクリアにできておるわけです。

ところが、佐伯市の場合、私が佐伯市施行とあっているから、これは市が施行するんだろうと思ってたんですよ。ところが、途中から、どうも委員会聞いている中で、個人施行の佐伯市施行という言い方になっているわけですよ。非常によくわかりにくい。ここが個人施行になって、しかも、再開発が組合施行になったら、もう市の議員というのは、市会議員を含めてなかなかそこでチェックしにくくなってくるわけですけども、もう決定的にその区画整理が何であるかというのが違ってくと思うんですよ。何であるかによって、私たちが関与する方向が違ってきますから、決定的な違いがあると思うんです。一体どういうことをやろうとしているのか、つまり事業主体が一体何なのか、施行主体が一体何なのか、そして、再開発と一体として推進すると言っているんだけど、それはどういうことなのか、ちょっと説明をしてください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今度、事業化の関係ですので、私のほうから答弁させていただきます。議員御質問の土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行についての御説明をいたし

ます。

平成11年に都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律が成立をしまして、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行の制度が創設されました。この制度が創設される以前からも、土地区画整理事業施行地区内で市街地の再開発事業を施行する方法がとられておりました。これを同時施行と呼ぶそうでありますけども、これは区画整理の換地、再開発の権利変換という法的に異なります二つの手続が重複して行われるため、権利関係の処理や登記手続につきましては、法的に明確にされておらず、事業を成立するために大きな困難がございました。そこで、両事業を並行して行うために、両事業の法的な位置づけと関連を明確にすることによりまして、既成市街地における基盤整備と、いわゆる再開発に係る上物整備を総合的に促進することを目的として、今回佐伯市が取り入れております制度が創設されました。

大手前地区では、この一体的施行を用いまして、土地区画整理事業と市街地再開発事業を施行することとしております。御質問の土地区画整理事業につきましては、個人施行で地権者全員からの同意を得て、佐伯市が代表といいますか、佐伯市が施行する同意施行ということで実施する予定でございます。市街地再開発事業につきましては、地権者で構成する組合施行で実施と、そういうことになっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ、その個人施行を市が行うということなんですけど、その根拠、法律的な根拠をちょっと説明してください。どういう法的な根拠に基づいてそれをされておるのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私の認識では、佐伯市が代表ということでやっている、そういう認識でございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 第何条に基づいてやっているのか。

建設部長（高瀬精市） それはちょっと今、即答はちょっと。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 答えられる人がぜひ教えてください。

議長（小野宗司） 今の質問について答弁できる方。執行部。

都市計画課長（永田亀男） 都市計画課の永田でございます。

個人施行に関する件なんですけども、議員さんお尋ねの件に関しましては、区画整理法第3条の中で、個人施行のことがうたわれております。その中の末文のほうに、個人施行をするに当たっては、必要な資力、信用及び技術的能力を有する者が政令で定めるものに限ると言われております。また、この政令というのが、政令の67条の2項の中に、一、地方公共団体、二、日本勤労者住宅協会等々並べております。その中の地方公共団体という部分で、市が施行いたします。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 実はここ、地方公共団体と施行令ではなっておるわけですね。ところが、非常にこれが入ることによってアンバランスな規定になってくるわけです。つまり、土地区画整理法というのは、これ、地方公共団体施行と個人施行とに分かれているものですよ。

個人施行が地方公共団体にこれを工事をできるということになれば、どういうことになるかといいますと、例えば木立のほうで私たち、この道路、狭いんだけど、四、五軒集まって、市に、じゃあ、お願いしようと、広くしてくれと。そういったときもできるわけですね。あるいは、大手前だけじゃない、商店街みんな困っているところいっぱいありますよね。そういうところが、うちのところも、この道路、自分たちが加勢するから、ここ広くしてほしい、そう言われたときどうしますか。それも可能だということですね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） そういった具体的に地域での希望があれば、市がその代表となることができるのかという質問だと思うんですけど、その場合、私、やはり先ほど永田が申しましたことと若干関連するんですけども、公益性の高い事業をやるという部分が一番にあると。大手前の場合につきましては、大手前の開発事業につきましては一体施行でやるということでございますけども、組み立てというか、成り立てが地元の発意を受けまして、民意に図り、中活の認定を受けて、中心市街地活性化を目的に行うということで、公益性が高いものであるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） この土地区画整理法には別の規定があるわけですよ。どういう規定があるかといいますと、土地区画整理法の第75条ですね、75条にどういう規定があるかといいますと、今、民間でやることができましたね。民間でやるのは何かといいますと、個人施行と組合施行ですね。この個人施行と組合施行をする場合、非常に技術的に土地区画整理を知らない人が多いと。だから、この75条は何を規定しているかといいますと、市長にお願いをして、専門的な技術を有する職員の技術的な援助を受けることに、こうなっております。もし市が本当にこれ、公益性があるというんで、市がやる、しかも中心市街地活性化法は市の施行と書いているわけですよ。民間がやるとは書いてないわけですよ。個人施行でなくて、市の施行と書いているのが中心市街地活性化の基本計画なんですよ。そうだとすると、市がするのが当たり前じゃないですか。そして、もし民間がするんだったら、技術的に力をかけていって、これ75条でできるわけでしょう。

しかも、もう一つありますね。これはこの3条に何が書いてありますかといいますと、3条には、市が施行する場合には、ここは都市計画決定が既になされてなきゃならないというわけですよ。この地域が本当に公益的なものであれば、都市計画決定をした上で、市が行いなさいとなっているわけです。全然違うじゃないですか、やってることが。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今議員がおっしゃられた中活の基本計画には佐伯市がという部分は、私はこう理解しております。当初、企画のほうから大手前開発推進室が事業をあそこに具現化するというで受けとった時点では、方向性としましては、先ほど私が答弁したような区画整理事業は個人施行で佐伯市が代表ということでやるという認識でございましたので、その代表者の佐伯市という表記をしているというふうに私はとっております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） いいかげんな使い分けですね。もう一つ言いますね。この施行令、実は大問題を抱えている施行令なんですよ。これ昭和63年に改正されました。どういう改正があったか、当時、この63年というのは、まさにバブルの絶頂期なんです。そして、土地区画整理

を進めたいということで、実は個人施行と組合施行と、公共団体施行に限られたものを、これを広げようとしたわけです。つまり、公団とか住宅公団とか、そういうところから要望があったわけですね。民間ディベロッパーからも要望があったわけです。だから、その民間ディベロッパーなんかのほうを結局受け入れて、当時、自民党、これ中曽根康弘が内閣総理大臣だったと思いますけども、この人のときにやったわけです。ところが、非常に重大な、私から見れば、大変なミスを犯しているなという気がするんですよ。

これ、昭和63年、このときの実は国会議事録があるわけですね。その国会議事録、どういふものかといいますと、委員会で質疑が行われている、質疑応答が行われているわけです。当時の建設大臣はこれ越智伊平ですね。この越智伊平が建設大臣のときに、政府委員として建設省都市局長が木内啓介、この人が回答しておるんですよ。どういうふうになっているかといいますと、昭和63年5月11日、衆議院建設委員会、ここで委員が、矢追秀彦という、これ公明党の副委員長をされた人なんですけども、この人が聞いておるわけです。

そして、それに対してどのようなものが政令に予定されているんですかと聞いた、そのときに、木内氏が法律の趣旨を生かして政令を考えますと、まず第一に、公益法人、公共団体じゃないですよ、公益法人が考えられるかと思います。それから、地方公共団体の出資または拠出に係る法人、これはまさに第三セクターですね。市が出資した第三セクターですよ。そして、宅地造成及び賃貸、譲渡等を行うことを主たる目的としている法人、これは民間のディベロッパーですね、というようなことを政令に書く予定と、こう答えております。

次の63年5月17日の質疑、これは参議院の建設委員会です。これは質問者は社会党、当時の副委員長の赤桐操という人ですね。この人が、法律で例示しました住宅・都市整備公団とか地方住宅供給公社のほかに、政令では公益法人、ここやはり公益法人になっているんですよ。どういふものを言っているかというのも書いております。例えば、各県にある区画整理協会等を考えております。つまり、地方公共団体じゃないんですよ。あるいはというのは、これは後は第三セクター、あるいは民間ディベロッパーという、こういうふうに書いてます。だから、ここだけを取り上げて見れば、地方公共団体じゃなくて、公益法人と答えているわけです。

ところが、この法律ができた後、政令でこれを地方公共団体と入れてしまったわけです。つまり、議員が聞いて、それに対して答えたそれと違うものを入れてしまったということなんです、政令に。私はこの政令は、法律違反だと思うんです。何が重要かといいますと、ここに法律違反があるときには、どういうことになるかといいますと、これ、これからつくろうとしている都市計画の計画をつくらうとしているわけでしょう。土地区画整理の事業計画をつくらうとしていますね。これを認めるかどうかの基準になっておるんですよ。そのことについてどうお考えなのか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほどの土地区画整理法第3条第1項の宅地について、「所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は施行できる」と、その中で、あと先ほど永田の答弁と重なる部分がございますけども、政令67条の2に同意を得て施行することができるものとして、一つに地方公共団体があるというふうなことを所管の官庁に確認しまして、これがこのことで今の手法が成り立っているというふうに認識しております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） あと2点ほど聞きますね。一つは何か、では、その手法を認めるんだったら、今、全員同意でその土地区画整理の事業を行っていますね、市が。どういう根拠でやっているんですか。市はどういうふうに動いているんですか。委託か何かされない限り動けないでしょう。つまりこの事業をやってくださいと、そういう契約がない限り、市は動けないはずですよ。そういう根拠はあるんですか。もし、市がかかった費用をだれが負担、どのくらい負担するのか、だれがというよりも、それは民間の人が負担してもらわんと困るんですけども、そのことの規定はあるんですか。そして、動いているんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 土地区画整理事業の個人施行の規準ということの中に、一人が施行者となる場合は、規準で定める事項というのがございまして、それには確定事業の所在地、確定事業の範囲等々の定める事項には入っておりますけども、佐伯市と地方公共団体との兼ね合いといいますが、そこらは明記されていないという認識を持っています。

（「何て」と呼ぶ者あり）

建設部長（高瀬精市） 議員がおっしゃるのは、佐伯市と区画整理の地区内とのかかわり合いの部分だと思うんです。それに別段何かそういった保証となるような覚書なり、そういうあれがないとおかしいんじゃないかという御質問だと思うんですよ。要するに、今、うちのほうが公金といいますが、調査とかやってるじゃないですか。だから、一人で施行者となる場合の基準には、その該当はないという認識であります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 完全に間違っています。一人で、一人じゃないでしょう。個人じゃないでしょう。数名おる中のその全員が同意してやっているということでしょう。そして、今、市がやっているわけです。じゃあ、市が代表であっても、仮に市が代表であっても、それをやるには根拠が要るわけですよ。どういう根拠で動いているんですか。例えば請負とか、委託とかあるはずなんですよ。そうでない限り動けないでしょう。

そして、もし、事業費がかかった場合、今、事業費どんどんかかってますね。その事業費はだれが負担するんですか。そのことを明確にしないで動いておるんですか、市は。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 事業費の件でございますけど、これはごらんのとおり、事業の調査をするということは、区画整理事業を推進する上で必要なものであると考えております。それから、事業調査の調査費用に係る部分だと思います。事業調査の調査費用につきましては、民間が施行しようとする場合にあっては、施行者としての体をなしていないといいますが、最初の段階ですから、こういった表現になるんだと思うんですけども、調査費用の捻出が難しいこともあり、市が調査主体となるのが一般的であると考えております。しかし、御質問の公金支出の地方自治法に抵触のいかんというその御質問の部分につきましては、事業の内容や、先ほどもちょっと申し上げましたけど、公益性の度合いに異なると認識をしております。本大手前の再開発事業につきましては、地元の発意を受け、民意に諮りまして、中活の認定を受けた上、中心市街地活性化を目的に行うものでありまして、公益性が高いということから、今、佐伯市のほうで調査のほうをやっていると、そういう認識でございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 何が問題かといいますが、これ個人がやることなんですよ。そうでしょう、

個人施行というのはそうでしょう。そこに物すごいお金が投入されるということです。二十数億円のお金が区画整理事業だけで投入される。だから言っておるんですよ。脇津留の区画整理なんかそんなこと一切ありませんよ。市がこういうふうに決めました。減歩率50%です。60%です。言うたって、だれが反論したって何の答えもないですよ。それでやってくれと、文句があるんだったら、後で言ってくれ、こういうやり方でしょう。

そして、ちょっと1点だけ、問題となっている点言いますね。少なくとも、脇津留の区画整理やったときに、みんなどうなったか。そこに家を建てている人は、引き屋ですよ。家を移転するだけです。そして、さらにそこに減歩がかかってくるんです。ということは、土地が30%の減歩がかかれば、50平米しかなかった人が15平米削られるわけです。家建たんです。だから、みんなどうしたか。そこに土地を買って建てたんです。ところが、非常に気になることがある。何か。再築移転と言っているわけです。つまり家を建ててやる、新しく家を建ててやる、これができるんだったら、脇津留の人みんなやっていますよ。

実は、市の施行だといいいながら、民間のことじゃないですか。自分たちがここをやってほしい、自分たちが何かするというのは、個人施行なんですよ。だから自分たちで今、この価格は幾らでもいいか、幾らでもいいか、補償金が幾らかと、そういうことを聞いておるわけでしょう。脇津留では一切そんなこと聞きませんよ。補償金、これだけです。文句があるんだったら、後で言え、こういう形なんですよ。何でそこだけ優遇されるんですか。そこが今一番問題になっている点です。脇津留でも三十数億円しか入ってないですよ、佐伯市のお金は、ここは区画整理だけで20億円入るんです。だから問題にしているんですけども。

議長（小野宗司） 執行部。

都市計画課長（永田亀男） 都市計画の永田でございます。脇津留のことを言われてますけども、脇津留の手法ですね、特に家屋につきましては、やはり引き移転が基本になっています。その引き移転の不可能なところにつきましては、解体移転というふうな手法をとっています。俗に言う再構築補償ですね、こういった補償をとっています。

大手前に関しましては、議員さんおっしゃられますように、再構築の手法をすべて取り入れてあります。これは何でかといいますと、まず、先ほどから言っておりますように、一体的施行というところにありまして、最初に区画整理をやり、その後、再開発が追っかけてくるという方法なんですけども、区画整理の中では、照応の原則ってありまして、この照応の原則というのは、現位置に新しく土地を換地するというのが大原則になっています。この原則をもとに仮換地指定をしまして、その仮換地指定を受けたポイントを持って、今度特定仮換地、要は特定仮換地というのは、土地を仮換地して、その場所を定めなくて、ポイントだけを定めて、特定仮換地を持ったポイントを持って再開発に加入するという、こういった手法をとっています。

ですから、脇津留もやはり補償としては、引き移転、解体移転というような手法をとっています。大手前の場合は、もう引き移転が不可能ですから、再構築、要するに解体移転、この方法をとっておるということで、御理解願いたいと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 問題なのは、そこに意見を聞きながらやっていることなんですよ。しかも再開発のほうは組合施行でしょう。つまり、まさに民間の意見だけが入っているわけですよ。だから、自分たちがこうしてくれという要望が入って、そこにお金が出ていく。そこが一番

問題なんですよ。これ、私は最初、佐伯市施行とありましたから、どういことをやるのかと思ったら、個人施行と出てきたときに、あ、これ個人施行でやりながら、全員の一致がなかったら、次にこれは市の施行に切りかえるつもりだなと思ったんですよ。そうしたら、これ、中心市街地活性化の基本計画、認められたときに、何が基準になっているか。速やかにできるかどうかでしょう。速やかにできると向こうが判断したのは、市の施行になっているからなんですよ。これ民間の個人施行になってますといたら、これ出ないですよ、認定は。しかも現に、もうこれ次にいきますけど、余り長くやってもあれですから、問題に残ってるってことだけは認識しててください。

次に問題になるのは何かと、これ1人反対がありますね。そして、大分バスの関係が出てきてますけども、それをちょっと説明してください。

議長（小野宗司） 執行部。

建設部長（高瀬精市） 大手前地区の区画整理に入る時点では、区画整理の同意は、仮同意は1人を除いてとっておる現状がございます。1人につきましては反対、これも現状でございます。それから、大分バスのあのエリアの件でございますけども、あそこをどうするかという部分につきましては、きょうも午前中、高司議員の答弁にもお答えしたところなんですけども、そのエリアをどうするかという部分は、今月中には決断をしなければいけないと、そういう認識であります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 個人施行で重大な問題があるわけですね。市が施行するにしても、委託されて市が施行するにしても、個人施行である以上は、全員の同意が必要です。これ大原則なんですよ。これ1人反対したらできないじゃないですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その1人という方がまさに大手前のバスのあの一区画といたしますか、あのエリアでございますので、そのことも含めて3月、今月には結論を出さなきゃいけないと認識しております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） だから聞いておるんですよ。1人反対してますから、今、個人施行でやっていますけども、これができるんですかと聞いておるんです。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 仮にエリアの変更、区画整理のエリアの変更ができたとすれば、そのエリアの中の地権者の同意が全員とれば、できると思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） いいですか、私の質問に答えてください。今、施行区域を決めてやりよるわけですよ。その中の全員一致がない限りできないんでしょう。それできるか、できないかだけ答えてください。

議長（小野宗司） 執行部。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今、エリアを決めてという御意見なんですけども、これエリアが定まってないのが正確な言い方でありまして、このエリアを今どうしようかという部分で、今、苦慮している段階です。この1人の賛同者が得られれば、確実な今構想段階でのエリアが確定するんですけども、この人の同意が得られない場合は、エリアの変更があるとい

うことで、イコール、同意が得られないということになれば、その人を除外したエリア全員の賛同が得られるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） つまりできないんでしょう、私はできるかできんかだけ聞いたんですよ。全員の同意を得て、佐伯市が施行しているんでしょう。そういう構図なんですよ、今は。ところが、全員の同意がなくて市が施行しているわけでしょう。ここが問題なんですよ。外してればいいですよ。外してれば、そこのところだけ除くことになります。ところが、そうなってくると、中心市街地活性化法、これに基づいて得た基本計画が全く違ってくるんですよ。そこのところお答えください。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。速やかに。

建設部長（高瀬精市） お答えします。そのエリアを除くと、確かにその部分が空白になってくる。ですけれども、この空白部分は中活の中でうたっている基本計画にそぐうような計画を違うメニューで考える。例えばそこが今、公園緑地帯になっておれば、その部分に違うメニューで公園緑地帯をあてがうことによって、中活そのものの計画を担うことができるというふうに思っております。そしてまた、一つは、全員の同意がないのに、そういった調査を行うという御指摘なんですけれども、事業調査につきましては、区画整理事業を推進する上で必要に、非常に重要なものであります。必要なものであるというふうに思っております。ですから、この調査をしないことには、区域がはっきりしませんので、まだ、調査段階、一つは調査段階ということの中で、そういった予算の執行等をやっておるということでございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） この予算執行そのものが違法になる可能性があります。気をつけてください。つまり、手続の違法出てきますからね。そこだけは注意をしてください。つまり、監査請求にかかる可能性が出てくると思います。これから3月議会のこれから出している分も、今までの分も、その可能性は当然出てくると思います。

そしてさらに、これを認定するとき、これ基本計画を認定するときは、手続の違法性というのがないことというのが前提になりますから、これがどのようになるかという、その2点で恐らく問題になってきますので、気をつけておいてほしいと思います。

次に、時間がないので移ります。じゃあ、中心市街地活性化の基本計画の変更ですね、つまり今言ったことからすれば、これ変更しなきゃならないと思うんですよ。今、市の施行と言っているのが、それがまた違ってくるわけですよ。まさに逆に切りかえて、市がもうここ行きますよと言ってしまうでもいいわけですよ。あるいは、1.9ヘクタールとやってきたのが、これがまた違ってくる可能性だってあるわけでしょう。1人の個人がいなくなれば、だから、面積の変更も出てきますよね。それで、中心市街地活性化のこれ変更がしなきゃならんような事態になってくると思うんですけども、それは変更は、大手前がすると、ほかはできなくなるというような言い方してたんですけども、いかがですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大手前の開発につきましては、基本構想で認定を受けております。ですから、これは基本計画に格が上がりましたときに、変更はしなくてははいけません。いけないんですけども、その中でその変更が可能かということですけども、エリアが若

干面積が違って来たということについては、認可の取り消し云々といったことには結びつかないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ、大幅に私は変更すべきだと思うんですよ。つまり状況ががらっと変わってきておるわけですね。一つは、西田病院が撤退したということです。もう集客力、完全にダウンです。しかも、この区画整理事業、これも全員の同意が得られないままに進めようとしている。こういう中で、一体私は何すべきかということなんです。私自身が考えるには、あそこはまず区画整理だけでとめるべきじゃないだろうか。再開発も一緒にするんじゃないかと、区画整理だけでとめて、その後の集客、これについては改めて皆さんの意見を聞きながらじっくりやるのがいいんじゃないかと。

例えば、考えられるのは、学校を設置する。例えばこれは、例えば専門学校でもいいわけですよ。あるいは大学、例えばA P Uなんかの一部門をここに持ってきてくれんかという形でもいいわけですよ。つまり、学生が集まるというふうなまちにできんだろうか。あるいは、お年寄りが自分たちの病院に行く前のケアとして、いろんなことが出てくるだろう。病院がだめだったら、例えばマッサージ師とか、そういう方たちを集めて、そしてお年寄りを例えば安くケアしてあげると、そういうような施設ができないだろうか。そうしたら集客力が出てくると思うんですよ。それは一つのアイデアでしかないですけども、いろんなアイデアをこの一、二年かけて集中的に考えて、そしてあそこに何をつくったらいいのかというのを、もう一回考え直すべきだと思うんですよ。区画整理まではそこはやるべきだろうと私は思うんですけども、区画整理までやって、そして、お金が少し余裕ができますから、それを使って例えば魚市場の近くの店を、商店、あそこをきちんとしていく。充実させていく。そういうような方向が一つは望ましいんじゃないか。そういう変更があり得るんじゃないかと私は思っているんです。

そのことについて、一言お答えください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 活性化基本計画はまちの課題を洗い出しまして、その課題克服のためにどういう目標を立て、どういう事業構築をしていくかということをとータルで考えていくということになっております。ですから、この基本計画につきましては、幾つかの目標を挙げ、それを達成するための事業を組み合わせ、国の認定を受けております。その組み立てにつきましては、ストーリーといいますか、そういったものを総合して内閣府が、これであれば活性化は可能であろうという判断をしていただいて、認可をいただいているということですから、先ほど言われましたように、例えば商業の活性化をその計画の中に掲げていたとします。住宅の建設等を掲げていたとします。そうしますと、それをひっくるめて認可決定を受けているわけですから、その事業をしませんよということになりましたら、ストーリーそのものが壊れるわけですから、国のほうもその実効性が担保できないということになりますので、認可の取り消しといったこともあり得ると思います。そこまで戻りますと。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと時間がないので次に移ります。

財政問題というのは簡単にいいますと、これ私がむしろ、もし民間が本当にやりたい、もうここは集客力、今ない地域になっています。本当に完全がない地域になっています。そう

なってくると、あそこをそれぞれ佐伯市が持っている土地あるいは土地開発公社が持っている土地をあそこの人にみんな売って、そしてあそこに自分たちでビルでも何でも建ててもらおうと、そのほうがはるかにいいんじゃないかと思うんです。そういう方向だって考えられると思うんですよ。ちょっと時間がないので、一応提案だけしておきます。

次に、学力向上対策についてお聞きいたします。

私も東京で塾をやりながら、そして、また佐伯に帰って20年、塾をやっているんですけども、中には東大生から、それぞれ医学生、そしてさらには、それほどできない子ども、すべて見てきた。その中で、何が一番よく見えるかといいますと、計算力なんです。計算力が大きく変わってきているわけです。昔は相当にできてた。ところが、それが非常にできなくなってきて、例えば分数で3分の2掛ける6は幾らでうか、できない子、相当おるんですよ。もう暗算できないんですよ。あるいは足し算と掛け算と引き算と割り算、つまり四則がまじった計算、どこから先にしていかわからんという人も相当におります。これが落ちてくるから基礎学力がない、低下になってくるということだと思っただけです。

つまり、例えば東京で教えていたときは、もう完全に国公立、国立大学の国立の中学校をねらったり、私立の一流中学校をねらったりとかいう子がおりますから、そのレベルを100としますと、今、学校で教えているレベルというのは、せいぜい3までなんです。2か3ですよ。そして、その2か3の中でできるかできないかという、こういう争いをやっている。もう100のレベルからすると、とても話にもなりません。受験のレベルからいいますと、せいぜい1から3のレベルでできるかできないのかと。そして、学力低下というのは、まさにこの1のレベルで2に引き上げるかどうか、こういうところだろうと思うんです。そういう認識のもとで私は話していると思ってください。

そして、今、理解度を佐伯市がチェックしていると思うんです。そして、その上でその理解度に対して、何らかの方策を用いていると思うんですけども、簡単でいいですから、ちょっと説明してください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。簡潔にお願いします。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

評価規準の診断テストについては、もうよく御存じのことと思いますけども、このテストの分析をいたしまして、設問ごとに設定の通過率というのを設けるわけですけども、その通過率をどれだけクリアしたかというようなことが一つの見方観点でございますし、今、具体的に和久議員さんが問題をおっしゃいましたけども、そういった問題の回答率等を調べて、どこに弱点があるか、克服しなければならない部分はどこなのかというところを分析し、それを全市的にその分析をもとに、毎日の授業改善を図っていったということでございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） それぞれの段階でやって、例えば学年ごとに行うとしますね。そうしたら、その5年生の終わりでやっているのか、それとも6年生まとめてやろうとしているのか、少なくともこれだけできないと中学に行けないよという形でやっているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。

テストそのものは年度当初、4月あるいは5月に行いますので、その分析結果を夏までには出し、それに基づいて指導をしていくという形をとっております。卒業するかしないかというところは別ですけれども、できるだけその学年の内容をクリアできるように頑張っているところでございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと時間がないので、次へ移りますが、これ、基本的にはちょっと時間かかり過ぎておるんですね。4月で夏結果が出て、そして、それを対応するのがその秋になるという、非常に遅いと思うんですよ。もうそれよりも、各学校から、このくらいできんといけんというレベルを決めて、各学校だと非常にまとまりやすいと思うんですね。そして、そこから、このくらいのことはやらんといけん。もし非常にできてない子があつたら、そこで引き上げていこうじゃないかと、そういう指導をぜひしてほしいと思う。これは要望ですから、お願いします。

次に、小学生の英語教育がこれから始まります。今まで英語をやったことがない先生がいっぱいですね。もちろん高校、大学のころはやってたと思うんですけども、教えるということはやってなかった。それについて、どのような対応をされているのか、また先生たちの間で不安もあろうかと思うんですけども、その不安があればちょっとお聞きしたい。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 来年度から小学校5・6年生が外国語活動、これが必修になるわけですが、佐伯市におきましては、外国語活動という形で、もう以前から小学校の学校現場においてALT、あるいは立命館アジア太平洋大学の留学生等を招いて、英語活動を行ってきております。ですから、今、全国的に言われるほどの先生たちの不安というのは、余りないのではないかというふうにとらえているところであります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 実は一つの問題が、実は中学校に入れば非常に文法が重視されてくるわけですね。まさに書くことと文法重視というのは、これが中学校の基本になってくるんですけど、読むこともそうなんですけども、小学校の場合は、そこがちょっと違ってくると思うんですね。書くこととか文法とかいうことを教えることはないと思うんです。そのところの連携はどのようにされるのか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） まず、小学校でやる外国語活動は、英語を楽しむ、あるいは英語っておもしろいなと、話すことっておもしろいな、自分の思いを外国語で伝えることができる、その楽しさを味わわせるということが第一義でございます。そうして英語になれさせていって、出るに、中学校に入って、スペルであるとか、あるいはグラマーに入っていくという形をとっているわけです。いわゆる英語嫌いを出さないように済むように配慮しているところでございます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 時間がないので簡単にやります。

実は、私はカナダに1年ほどおつたんですけども、そのとき子どもを連れていきました。1年生に何人か入りましたけども、続けてですね、幼稚園の子どもがぺらぺら、ぺらぺら英語話しているんですよ。全く英語、こちら教えてないで行ったんですけども、ぺらぺら話し

ている。それは何かというと、幼稚園生が教えるって先生が。読んで、それ読んだの、そのまま覚えておるんですね。物すごく長い詩をそのまま覚えてしまう。だから、能力というのは、英語能力に関しては、今言ったのは楽しみますと言っている。ところが、本当にはもっともっと、どんどん、どんどん伸びていける性格を持っているわけですね。だから、そういうのを伸ばしてやる。まさにそこを重視してほしい、そういうふうと思うんです。これは要望です。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

次に、2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員の志政会所属の矢野精幸でございます。

今回は大きく分けまして、2点を一問一答方式にて質問をいたしたいと思っております。一つは、大手前の再開発事業でございます。もう一つは、歴史資料館の建設についてでございます。

まず1点目は、大手前開発事業についてであります。

当市におきましては、長年の懸案でありました大手前の開発事業も基本計画の立案に対し、いよいよ最終局面に入っているようであります。昨年2月に原案を一般に公表されました。議会においてもこれまでに、地域開発調査特別委員会において、何度なく委員会及び協議会を開き、議論、検討をまいりました。この間、我々議員にも一般市民からのいろいろな方面からのアドバイスや、また意見、提案も聞いてまいりました。中でも2,580名の署名を集められ、大手前開発を含む3案に対して賛否を問う住民投票条例の制定請求がなされました。しかしながら、議会では反対多数にて否決をされました。

いつの時代でも、またどこのまちでも、このような大事業をやるうとする場合には、賛否両論はつきものであるかと思われまします。このようなまちづくり活性化事業は、これが絶対的なものだというような計画案はないものと私は思っております。多少のリスクとある意味での冒険は必要なことだと思うのであります。いろいろな考え方はあるかと思われましますが、冷静になって考えたとき、この当市の中心地にぽっかりと大きな穴があいたまちを、このままでよいのかということになります。どこのまちでも中心地の栄えないまちの繁栄はありません。特に、当市にとっては大変重要な問題であります。中にはこのままで時の来るのを待ったほうがよいと、半ばあきらめたことを言うような人もありますが、また、その反面、今のままではいけないので、余りお金をかけずに、活性化をすべきだと言う人もあります。金をかけずにということは、だれもがまずは思うことでありましようが、しかしながら、活性化を期待するならば、それなりの投資は当然必要であろうかと思います。しかし、問題は将来において当市の財政に困難を来すようなことになってはなりません。私たちが子、孫に大きな負担がかかってくるようなことは避けなければならないのであります。国、県の補助金、交付税を少しでも有利に、市の一般財源からの持ち出しを少しでも少なく、いかに効率的に資金の調達ができるかにかかってきているものと思われまします。今回、計画しているこの事業は、ここらあたりもクリアして計画を立てているように思います。

後ほどこの件につきましては、改めて質問させていただきますが、この大手前開発事業は、二つの大きな事業で成り立っております。市が行う区画整理事業と民間で行う再開発事業であります。同時に並行して事業の推進をするということなんですが、まず、この区画整理事業についてお伺いをいたしたいと思います。

一つは、地権者との条件合意はできているのか。先ほど和久議員もお話の中にありました、

また高司議員の質問にもありましたが、この地権者27名があるということなんですが、1名が不同意ということなんですが、あとの26名につきまして、どのような経過で条件を出し、どのような状況で今推移をしておるのか、その辺をお聞きしたいと思っています。

それと、2番目に、総事業費は幾らなのか、事業着手はいつごろになるのか、区画整理事業には約22億1,600万円ということなんですが、これは区画整理と再開発事業を一緒にしたもので結構でございます。

また、3番目といたしまして、近隣の地区の都計道路の件でございますが、この地区との合意の形成がなされているのかどうかと、もう一つは、4番目が、公園がかなりの面積を占めております。この公園を何かの催しの際には、臨時駐車場に供用するようなことはできないのかどうかをお尋ねいたします。以上です。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 矢野議員の区画整理事業に関する4点につきまして答弁をいたします。

まず1点目でございますけども、区画整理事業への地権者の条件合意につきましては、これまで準備組合の勉強会で区画整理事業について、また補償費の考え方等の説明、先日は換地設計についての説明会を実施してきたところでございます。これにより事業への一定の理解は得られたものと考えております。

また、外観調査と基本計画図によります建物の要移転、移転物件の検討を行った上で、概算移転補償費の算定を行い、地権者ヒアリングを実施しまして、仮同意書の提出を求めてきたところでございます。先ほど議員御指摘がございましたけども、残念ながら、現時点では1名の方から理解が得られておりません。そういった状況でございます。

総事業費につきましては、区画整理のお尋ねということで、私ども受けておったものから、総事業費につきましては、基本計画原案レベルで約22億円を見込んでおります。また、来年度事業認可を受け、事業着手予定としております。

3番目の御質問ですけども、道路のつけかえの関係でございます。大手前に隣接する地区に対しましては、これまで準備組合発行の広報紙を2回配布し、準備組合の活動状況を報告してきました。また、かかわりの深い同地区へは、大手前開発の現状、今後の事業の進め方の理解をしていただくよう説明会を実施しているところでございます。この中で、道路新設の御意見も伺っております。今後につきましては、大手前開発の進捗に合わせまして、この道路の必要性等十分に勘案しまして、地元住民準備組合とも話し合いを重ねながら、検討していきたいと考えております。

公園を臨時的駐車場との御意見でございますけども、駐車場につきましては、構想案で133台、基本計画原案で100台と変更してきた経過がございます。この経過も踏まえまして、公園設計の中で、十分な検討を加えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 矢野精幸議員。

2番（矢野精幸） 地権者との合意形成ですが、今、地区でやっているということなんですが、先日の地域開発の特別委員会でも出たんですが、この1名の方が同意なさっていないということなんですが、その後、どういう話し合いを持たれておるのか、また本人ともお会いできたのか、またそういう関係者との、その方に関係する人たちのいろいろな仲介ももちろん得ないかんと思うんですが、その辺のことにつきまして、何か具体的に進展があったのかどうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 合意が得られておりません1名の方につきましては、県外の方でございます。この方につきましては、基本構想の段階で企画のほうで申し上げておりました同意はとられておるといふうなことでございましたけども、実際の所有者、真の所有者はその県外の方でございました。何か御兄弟と伺っております。実際、大手前開発推進室としましては、現場に行って作業ということから、真の地権者でありますその女性の方にお会いし、県外のほうに行きました。ただ、行きましたが、最初、どうしてもお忙しい方と伺っておりますので、アポをとって行こうとしたんですけど、なかなかアポもとれないような状態で、実際にはぶっつけ本番でまず最初に行ったという経過がございます。それで、それでは困るというようなことで、その後も行きまして、話はしております。

ただ同意は現在まで得られていないということがございますけど、若干の経過を触れますと、その後につきましても、電話では応答はしていただいております。ただし、電話ではどうしても微妙な部分は伝わりにくい部分がございますので、私どものほうが出向きたいという意思表示をしますと、かたくなに、ちょっとそれは困るというようなことも伺っておりますし、そういった現状でございます。

それと、その関係者といえますか、地縁の方にもそういった手助けというか、フォローを頼んだのかというふうなことでしょうけども、先ほど冒頭に私申しましたように、当初の時点の合意形成では、御兄弟の方のお兄さんと何か合意がされていたということで、私どものほうで受け取った時点で、先ほど申しましたようなことが判明したということがございますので、そのお兄さんを頼ってというふうには、もういかないうち、今、そういう時点、時点というか、そういうときだと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これ、今、部長がおっしゃいましたように、最初のスタート時点が間違っておるんだと思うんですね。やっぱり何でも事の最初が大事でありまして、聞くところによりますと、所有者が勘違いしておったような感じですね、最初の。お兄さんが所有者ということで、気がついてみたら、違ってたと。そして、慌ててから御本人と話をしたということのようではありますが、やっぱりその辺のことが一つの一番のこれはネックになっておるんじゃないかなという感じがするんですが、そうなりますと、御兄弟のそのお兄さんのほうに話をして、ちょっと無理かなという感じがいたします。

そうしますと、やっぱりその方も御本人も、所有者の方もお仕事もなさっているということなんですが、そういう業界から、その人のおられる業界を通じて、また話を持っていくということも、一つの方法かなという感じはいたします。やはり、こういうことは、中に立つ人が、ある程度、先方さんとツーカーの仲といえますか、ある程度、気持ちのわかった人が中に立ってもらいと、ある程度話も進むかなという感じがいたします。

聞くところによりますと、もう自分はこの土地が愛着があると、愛着がある土地だから、自分が手放したくないという話のようではありますが、佐伯の大手前開発の本当の佐伯市の将来を担う大事業でありますので、その辺のことを十分伝えて、そういう仲立ちを、何とかいい返答をいただきまして、やはり努力するということをしていただきたいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員さんのほうから業界を通じてというふうな御説がありました

けど、あえて業種というと、個人のあれになりますので言いませんけども、ちょっとそのことも、それに、それ以上といたしますか、これはここで言うていいかどうか、ちょっと私も迷ったんですけど、あえて言わせていただきます。

うちの直接の担当であります室長につきましては、これが成功しないことにはという、自分のかたい意志といたしますか、そういうあれがありまして、実際には、アポをとったら会ってくれないという現状がある中、彼は休みの日に自分でというふうなあれもあります。ただ、それでも同意は得られないといたしますか、そこまでやっているというのがあって、私もちょっと涙もろいものですから、室長のそういった動きを後で聞いたんですけど、そこまでもやっても無理だったから、そういった業界の方をという部分も、なかなかやっぱり難しいんじゃないかと私はもう思っております。現状ですね、済みません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 担当者の御努力も本当に大変かなと、私も買っておりますんですが、今、亀山室長もそういう形で、自分のプライベートの時間まで割いて、また自分の手出しで、行ったら話もしたということも聞いております。やはり本当、担当者にしてみれば、何とかこれを1人でも話をちゃんとできて、了解してもらって、気持ちよくこの事業をスタートしたいという気持ちと思うんですが、私たちも何かそういうことでお手伝いできればと思っております。またちょっと私も考えてみたいと思っております。

じゃあ、次に行きます。

総事業費の問題ですが、これはまた、後ほど最後に、また、財源についてのときに、一緒にお伺いしたいと思います。

今、さっき事業着手を来年度という、今、話をされましたよね、部長。23年度。事業着手は23年度ですか。私が言うのは、工事の着手ですね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） その意味で、23年度と言ったと。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 事業着手が23年度ですね。それでは、3番目の道路のつけかえといたしますと、これも船頭町の、私の住んでいるところなんですが、実はこの今の計画案を、昨年度の今時分ですかね、2月の初めに議会のほうに提案をされました。そのときに私もこの図面を見ましたときに、これ本当にびっくりしたんですが、私たちの地元から提案をしていたのは、船頭町に入るのに、大手前から入る場合は、一方通行になっておるんですね。あれかぎ型になってまして、昔からの毛利さんの時代からの道路なんですが、これが一方通行であるということで、やはり大手前に行くのに大変不便なんですね。また、来る人も船頭町に来るの、来にくいということで、何とかこの一方通行の解消をということで、私たちが提案したのが、船頭町から真っすぐ大手前のほうに抜ける道をとということであったんですが、一時はちょうどフタカ薬局さんのところですね、あれを真っすぐということも前はあったんですが、これも大変いろんなことで事業費の面、いろんな面でかなり難しいということで、私たちがその後、提案したのが、今の池船のほうから来ておる真っすぐ船頭町に入ったあの道を真っすぐ突き抜けて、大手前のほうに行くということなんですが、ちょうどやつか整形さんの病院の裏側を通る道路なんですが、これを真っすぐ大手前のほうに抜ける道路ということで提案をしておりました。

この図面の中には、それから先の、ちょうど二十八萬石の通りなんですけど、あれから先の道路は幅員の8メートルの道路が新設をされるようになっております。しかし、さっき言いました、やつか整形さんの裏側の道路を要望しておったんですが、これがてっきりこの中に入っておるものと思っておったんですが、去年のこの図面を見たときに、この道が入っていないのにびっくりしたんですけどね。

それから、私たちが担当者のほうに随分この話をしてきました。しかし、やはりさっきから言いましたように、区画整理事業の中に、この道がちょっと入っていないと、区画外だということで、将来的にはやろうと、やりたいということで、あったんですが、実はそのことをことしの1月の私たちの区の総会にこの説明をしたんですが、そのときに区民の方から、これではいかんということで、これではもうこの今の図面では、船頭町が完全に死んでしまうということですね。やはり何とか船頭町にやはり来やすい道をつくってもらいたいということで、さっき言いました道路の開通を何とかお願いしたいということでありました。私はもう早速そのことを執行部のほうに話をいたしました。その後、いろんな話し合いも今してきておるところなんですけど、さっきも言いました、区画整理の事業範囲外ということなんですけど、やはり私たちの地域としましては、何とかこの事業と並行して、この道の開通もお願いしたいんだがということなんですけど、それにつきまして、執行部の考えがあれば、ひとつお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、議員の御指摘の道路につきましては、想定されるルート上といいますが、ルート上には幸いというか、建物等の永久構造物はほとんどない、駐車場の一帯のことを指しているんだと思います。そういうふうに認識しておりますけども、仮に、道路を抜くにしましても、ここ都市計画街路ではございませんし、スパンが短い距離でございますので、そういった手法はいかがなものかということもありますし、道路改良ということにしましても、いろいろ問題がある中で、先ほど答弁の中で答えておりましたけども、そこらも含めまして、仮に土地の問題等の調整がつけば、これは仮の話でございますけど、つけば、このまち交といいですか、この事業に合わせてできないものかなというふうな検討はしてみるつもりでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ぜひともですね、その辺をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、次の4番目ですが、公園が結構あります。この公園の緑地部分ですね、緑地部分をいろんな催しがこの場でされるようになると思うんですが、そのときは、先ほど言いましたように、駐車場が100台ということなんですけど、ちょっとこの施設からしましては、100台の駐車場としては狭いかなという感じがいたします。それで、この公園の部分を何とか、緑地部分ですが、この部分をそういう場合の催しのときの仮の駐車場として、何かうまく並行して供用するような形ができないかなとを感じるんですが、その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほども答弁いたしましたように、緑地の面積等の制限はあるかと思っておりますけども、今後、公園の立地の計画といいですか、設計する段階で、そういった手法なり、そういった部分といいですか、スペースといいですか、とれるかどうかあわせて、これちょっと先になると思いますが、検討はいたしたいと、そのように思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次のイのほうにいきます。

全体事業といたしますと、区画整理と再開発事業なんですが、これは大体今の計画では、平成27年3月までの事業の完了ということで、今、進行していると思うんですが、これが実際今の進捗状況で可能かどうかということが一つ、3月までの事業完了が可能かどうかということと、それと、先日の住民投票条例の制定の請求問題もありましたが、これもやはり住民にといいますか、市民にこの大手前開発のことも十分に周知をしてなかったと、それができてなかったということが一つの問題かなという感じがいたしております。やはり、ここにありますと、いろんな人の話が耳に入るんですが、まだまだ本当にこの大手前開発がどういう形で今進められておるということが、知らない方が結構多いですね、まだやはり。最近ですね、例のことがありましてからこっち、かなり関心を持ちまして、今、皆さん、いろいろ話をするんですが、やはり今からも周知を今からすべきじゃないかなというふうに今感じております。今までいろんな面でやってきたという答弁が、今まで何回かありましたけど、実際はまだその周知がなされてないということが実態のようでありますので、この辺ですね、これにつかまして、今からどういう形で皆さんに周知をするのか、その手法を聞きたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず1点目でございますけども、事業の進捗状況でございますけども、平成27年3月までに事業は完成するののかとの御質問でございますけども、現在、準備組合ともども、27年3月の竣工、開業を目指しての、8のつく日には必ず勉強会もやっておりますし、地権者間で情報を共有しながら、互いの調査検討を行っているところでございます。

それから、市民への周知につきましては、先般も自治委員会連合会の主催で、そういった報告会も行われたんですけども、そういった席でも種々意見もいただいております。また、今でも市報、佐伯市公式ホームページ及びケーブルテレビ等、あらゆる広報媒体を通じまして、事業内容について、今後も広報していきたいと考えております。今までは構想的なもので、ちょっと漠然としておったという部分はあると思います。実際、詳細的なそういったある部分にスポットを当てての説明といいますか、そういった手法も勘案しながらやっていきたいなと思っております。

また、それまでもそうでしたけども、この前のそういった住民投票というふうなうねりといいますか、運動があった後、現在もあのときたしか参考人で大手前の会長も、理事長も来られていたと思っておりますけども、私、一緒に行くというふうな決意表明もされておったと思います。準備組合とともに、各関係団体及び自治会等に現在も説明会を実施しておりますけども、引き続き、先ほど申しましたような手法とか、より伝わる手段が、そういった広報というのは実施していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 出前講座的なものをやっていっているようではありますが、これも大事だと思うんですね。生の声ですね、説明を受けるというのは、大事だと思うんですが、そうなりますと、集まる人がもうほとんど限られていますよね。もうどこでしても、なかなか、いざ人を集めるとなると、なかなか人が集まってくれないというのが現状であると思うんですね。

私も、それもいいんですが、もうこの際ですね、やはり市報がこれも全家庭にいきますよね。市報の号外版みたいなものをですね、新聞でいうと号外ですな、号外をひとつ出したらどうかと思うんですね。これはもう費用は恐らくそんなにかからんと思うんですね。これでしたら、もうそれは残りますので、自分たちは全く知らなかったということにはならんと思うんですね。ですから、やはりそういう文書で、そういう書き物で全家庭に配ると、やりますと、やはりじっくりまたそれを読めばわかるし、またわからんところは、また担当者に聞くということにもなるかと思うんですが、私はその辺をぜひともやっていただきたいというふうに思うんですが、その辺どうなんでしょうかね。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど、最初の答弁の中で言ったかと思うんですけども、大手前の周辺につきましては、準備組合発行の広報紙というふうなこともちょっと今答弁させていただいたんですけど、それを2回配布しとって、今度間もなく3号が出ると思います。そういった部分の活用も含めまして、号外版ということになりますと、自治委員さんとの調整もある程度は必要かと思しますので、そこら辺については、検討といいますか、前向きな検討をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それはもうぜひ私はお願いしたいと思うんですね。そうしますと、もう全家庭にいきますので、じっくり見ていただけると思うんですが、ぜひお願いしたいと思うんですが。

それでは、次にいきます。ウですが、来訪者をふやすための施設についてであります。こういう施設をつくるようになりますと、それは地元の人から、これは当然利用してもらわな、これは絶対成り立たないわけなんです、それと同時に、やはり他市からの来訪者をふやすということも、何か考えないかかなというふうに思うんですが、この辺につきましても、何か市のほうで考えがあればお聞きしたいと思うんですが、それと、店舗が25店舗ですかね、入るようになっておるんですが、この店舗の構成ですね、どういうものを店舗に入れるようにしておるのか。これは当然地元の商店が入るものですが、それ以外に、どういう店をここに誘致しようとしておるのかどうか、その辺にことをですね、その一つの考え方のコンセプトを、何かあるのかどうかをお聞きしたいと思うんですが。

それとまた、今、大手前に交番がございます。この交番も、前は警察官が1人おったりおらんかったりという感じであるんですが、これは聞くところによりますと、交番を3名体制の、常時3名で10名体制である交番を大きくするという話がありました。その辺のことにつきまして、もうそれ決定しているのかどうか、また決定をしていない場合、どうしてまたそれが話が進んでないのか、また今後それにつきまして、どのように運動していくのかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 1番目の御質問でございますけども、この施設の開発コンセプトということにつきましては、以前にも地域開発等でお知らせしているホーム、家としてとらえるというふうなことでの御説明をさせていただいたかと思います。佐伯を訪れますすべての観光客の人を温かくお迎えするような施設というふうなことを考えております。また、大手前だけではございませんで、中心市街地活性化基本計画の実施によりまして、回遊性が強化さ

れ、来訪者の増加も図れるものと考えております。これにつきましては、歴史資料館や他の中活のエリアの中での施設も含めまして、そういうように考えております。

それから、店舗構想でございますけども、このことにつきまして、今、議員おっしゃったように、基本計画案での配置は25店舗を想定しております。入居予定者の必要床面積によりまして、結果としては店舗数も変更となりますけども、店舗の施設テーマとしましては、1階部分は広場との一体感が持て、気軽に立ち寄れる店舗を中心とした構成と、2階部分につきましては、目的性が高く、固定客が多い店舗を中心とした構成を想定しておりますが、今後、今、作成中でございますけれども、商業計画によりまして、より魅力のある市民に喜ばれます商業構成を構築していきたいと考えておるところでございます。

交番の設置の問題でございますけども、これに関しましては、大分県警の意向としましては、大手前に交番を設置したいとの考えは持っておられるようです。内容としましては、取り調べ室と相談室が必須、それからトイレは来訪者用と職員用の2カ所、それから当直用の部屋と男女別のシャワー等々、そうした構想の中で、延べ床面積170平方メートル前後が必要というふうな要望といえますか、設置の考えは聞いております。

現状につきましては、交番の位置や形状及び経費につきまして、現在も県警と協議を重ねておるといふような状況でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 店舗なんですが、これは先ほど和久議員からも話がありましたように、西田病院が向こうのほうに、コスモタウンのほうに移転するということなんで、この病院の集客力というのは、かなり本当に大きなものがあるかと思うんですね。特に西田病院の場合、総合病院でありますので、いろんな患者さんがお見えになります。そうしますと、入院患者もあるし、またお見舞いの人も訪れます。ですから、かなり1日の来訪者というのは、かなりな人が出入りしておると思うんですが、やはりこれが大手前からなくなるというのは、大変大手前にとっては痛いんですね。幸い、大手前に今病院が皮膚科と整形外科と眼科と今あります。周りにはほかの病院も点々としている、すぐ近隣にあります。私はもうこのお店の中にも、この店の店舗の中に、やはりそういう病院も一つ入れたらどうかなというふうに思うんですが、ぜひ私はもうそれは必要な、お願いしたいというふうに思っております。

それと、店の、それ以外の店なんですが、やはり佐伯の場合は、食がやっぱりどうしても、今、最近有名になってきておりますので、食を中心とした店づくりということもいいかなというふうに思います。そして、また今からはどうしても高齢化が進みますので、高齢者を主体にした店のづくりということも大事ななと思うんですが、それにつきまして、何かお考えあれば。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 確かに人間でございますから、一生涯病気もかからず、健康でというのが願望でしょうけども、そういうわけにいかないという実態がございます。そういった意味で、病院というところが、特に総合病院というのは人が不特定多数、幅広く集まるということだと思っております。先ほど御提案ありました、私が申しました、2階部分は目的性が高く固定客が多い店舗を中心とした構成という部分でも、病院というわけにはいかないにしましても、診療所とか、クリニック、どうしてもやっぱり歯医者とか、具体的に出せば歯医者とか、そういった個人で営業といえますか、そういった目的性を持った店舗といえますか、

そういった部分は必要だと思っております。

先ほども申し上げましたように、現在、魅力あるそういった店舗というふうなことで、商業計画作成中でございますので、その中にもそういったことは当然網羅されているとは思いますが、そういった構成が、より人が少しでも来やすいと、地元の人が来やすいというふうには思っております。それから、食をテーマにしたという部分も、そういった意味で、同じ集客ということにつながると思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 時間がありませんので、次にいきます。

次の工であります、事業協力者についてであります、先ほどの答弁の中に、戸田建設さんがこの事業協力者になったということなんですが、一つは、これが、もう正式に決まったということなんですが、私ども、どうもこの辺がよくわからんのですが、どういう役割を担うのか、どういう業務や役割を担うのかということが、一つお聞きしたいと思うんですが、その辺につきまして、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 3番までお願いします。

2番（矢野精幸） それとですね、この協力者は何で必要かということと、これは事業の経費の立てかえをするということが言われてたんですが、今、準備組合があります。これは今度いずれは法定的な組合になるということなんですが、その間の事業の経費の立てかえをするということが、何か役目を担っておるという感じがするんですが、どのぐらいの期間でこの法定組合ができるのか、また、それについての経費はどのぐらいそれまでに立てかえをするのかどうかを一つ。

議長（小野宗司） もう1点、。

2番（矢野精幸） それと3番目ですが、この業者がですね、いざ今度正式に建物を建てるといった場合に、優先的にこの業者がその建物の契約をするのかどうか、これは一般競争入札になるのかどうか、その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、事業協力者の件でございますけれども、業務、役割につきまして、具体的に申しますと、大きく二つに大別されます。一つにつきましては、事業の推進のための協力業務としまして、準備組合事務局運営業務の補佐、これは状況に応じて人的な派遣も含みます。そういった補佐的な運営業務の補佐的な役目を担うということ、それから、本事業に対します権利者の合意形成の協力、それから、本事業にふさわしいテナント及び保留床処分先の誘致の協力、並びに本事業を推進するための調査及び事業計画、施設計画の立案等に対する協力技術支援、もう一つにつきましては、事業の推進上、準備組合が先行的に必要とする費用の立てかえとしまして、準備組合が発注しますコンサルテーションの費用等、調査設計計画費用の立てかえの二つの業務でございます。

以上の二つの業務内容で、本年の2月9日に戸田建設株式会社九州支店と、佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合との間で、佐伯市大手前地区第一種市街地再開発事業にかかわる事業を協力に関します協定書が無事締結されたところでございます。

それから、二つ目の御質問の、事業の立てかえの経費負担でございますけれども、事業費の立てかえにつきましては、本組合設立までの期間としまして、立てかえ金の限度額を8,000万円としております。

それから、事業着手の際、優先的に契約するののかという御質問でございますけども、現時点ではあくまでも事業協力は締結したということですけども、あくまでも再開発の事業協力であって、工事ありきの協定書ではないということは御確認していただきたいと思います。また、工事の発注に関しましても、組合の契約事項となりますけども、発注の透明性、競争性、客観性が図れますよう、組合も検討していくと考えておりますし、市としましても、本事業の公平性、中立性が確保されますよう注視、指導等してまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは次いきます。

次の、財源についてでございますが、やはりこれはもう皆さん、市民の皆さんも、この財源問題がやっぱり一番気になるということだと思っただけなんです。やはり、区画整理事業と、この再開発事業で、約51億円の財源が必要だということなんです。要はもう、手出しですね、佐伯市の手出しが幾らになるかということ、私は一番問題かなと感じております。そういう面で、これは合併特例債と、また、まちづくりの交付金の助成金ということで、この二つを組み合わせるとの事業になります。これは、その辺につきまして、今の合併特例債の利用状況ですね、今の現時点の佐伯市が使っておる、この特例債の利用状況と、あとの交付税措置につきましての、どういうふうになるのか、その辺のことと、2番目に、市の一般財源からの持ち出しですね、今言いました交付金の助成金と特例債を使った後の、市の持ち出しが幾らになるのかをあわせてお伺いをします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今議員の御質問のうち、大項目が大手前開発事業についての財源ということで、私ども受け取りまして、答弁としてはそれだけしか、よろしいですか。

大手前開発事業の基本計画原案での市の負担事業費の概算総額は、再開発事業、土地区画整理事業を合わせまして、約43億4,000万円を見込んでおります。その財源につきましては、社会資本整備総合交付金が約15億8,000万円、合併特例債が約26億2,000万円でございます。その場合の市の純負担額は約9億2,000万円を見込んでおります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、答弁ありました51億円の中の43億円が一応市の負担ということなんです。あとは民間のさきの組合の関係の民間から負担をするということなんです。この中のまちづくり交付金の交付金が15億7,900万円ですね。特例債が26億2,200万円ということなんです。この問題は、私いつも気になるんですが、特例債というのは借金なんです。これはどこから借金するのか、銀行か、政府のそういう機関があるのか、ちょっと私勉強不足でわからないのですが、その借りる先と、その償還の期限は何年で償還するのか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 執行部。三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。資金につきましては、縁故資金ということで、民間の資金を使います。それから、基本的には大体10年で償還すると。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 民間といいますと、銀行ですね、ですね。それも地元の銀行ですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 基本的には民間の資金でありますので、市内の銀行中心に金利等々の

前段に契約する段階で見ながら、そこと契約することになると思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今まででも特例債を使ってますよね。これは今までもそういうことで、民間の、市内の民間の銀行から借っとるんですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） そのとおりです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） わかりました。それでは、それは同じ銀行でしたら、やっぱり地元の銀行を使ったほうが、それは地元の活性化になると思いますので、それはもうぜひお願いしたいと思うんですが。

それとですね、先ほどの市の持ち出しなんですが、約51億円の中の10億円が市の持ち出しだということを知っております。実はちょっと計算してみましたんですが、民間が5億9,700万円と、それに、ごめんなさい、市の負担金が43億3,900万円ということなんですが、それに、まち交の交付金が15億7,900万円ですね。ですから、引きましたら、この26億2,200万円がその特例債を使うということなんですが、この特例債のこれの30%が市の持ち出しなんです。そうしますと7億8,660万円ということなんですが、それと、市のこの直接の持ち出しが1億3,800万円ということで、これを足しますと、大体約9億2,400万円になるんですね。ですので、10億円ということになるんだと思うんですが、それは間違いはないですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど答弁いたしましたように、大手前開発の基本計画原案では、先ほど議員おっしゃったとおり、私は先ほど約で申しましたけども、再開発と土地区画整理事業を合わせて約43億4,000万円を見込んでおり、その財源のうち社会資本整備総合交付金が約15億8,000万円、合併特例債が約26億2,000万円で、その場合市の純負担額は約9億2,000万円ということです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでですね、この特例債の交付税措置につきまして、ちょっとお伺いしたいと思うんですが、今までずっと、今、手元に財政からもらった資料を持っておるんですが、この中で合併しました17年から18、19、20、21と特例債の借り入れがございます。21年度の末といいますか、22年度の2月ですね、のときに128億2,240万円という特例債を、今、延べの累計で借りているということなんですが、これを交付税措置をするということなんです。今回の場合も、大手前の場合も、この今言いました26億2,000万円ですか、これの一度金融機関が借りて、その中で借ります。10年間で償還するということなんですが、その10年分の1年ずつの償還金を元利を含めて交付税措置をするということなんですが、そうなりますと、大体1年どのぐらいの交付税が算定されるのか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えします。

その御質問について、十分事前に準備しておりませんでしたので、試算をしておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それではもういいです。

それとですね、やはり一つは、この大手前事業に51億円と、本庁舎の建設に55億円ですか

ね、約100億円以上のお金が旧市内の中心地に使うわけなんです、それ以外にもまだ、ほかの整備事業ありますが、やはり周辺の旧郡部の人たちから見ますと、年間の予算の中で、投資的経費が約年間で80億円ということで今やっていますが、この80億円の中で、この予算を捻出するという事なんです、もうそうなりますと、どうしても郡部のほうに金が回ってこんじゃないかという心配が起こるかと思うんですね。その辺につきまして何か市のほうであれば。

議長（小野宗司） 執行部。

財務部長（三原信行） お答えいたします。

その年度の事業の組み立て等につきましては、マル公、公共事業等実施計画に基づきまして、事業の選択をしながら、予算化をしていくわけでありまして、その際には、当然、これまでの継続事業であり、あるいは地区からの要望等々も踏まえて、その計画に上げるわけでありまして、当然のごとく、重要度、緊急度、あるいは優先度等を十分勘案しながら、予算化をしていくということでありまして、地域が偏るといふことのないように、そういった点につきましても、十分配慮して、予算化をしていくと、そういうつもりでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） もう時間がありませんので、次にいきます。

大きく分けました2番目ではありますが、歴史資料館につきましての質問をしたいと思います。

私ももととして、過去にこれにつきましては何度か質問をいたしております。もうしかし、既にもう進んで、この建設に向けて進んでいるようにありますんですが、ちょっと提案をしたいと思っているんですが、後にしまして、本体は別としまして、この関連する外構等の施設につきましてのお尋ねなんです、当然、これはつくりましたら、維持管理に金がかかりかかってくると思うんですが、中に庭園を、日本庭園をつくらうかというような計画もあるようであります。日本庭園をつくりますと、これ結構後の剪定にお金がかかるとは思うんですがね。この辺もですね、やはりお金のかからないように、なるだけ管理のしやすいように維持管理が安く上がるような植栽をしたのがどうかと思うんですが。

それとまた2番目に、入館者が、私以前の質問のときに、大体、年間に1万2,000人から1万5,000人ぐらいを見込んでいるという話がありました。当然、13億円もかけて建設して、年間に1万2,000人や1万5,000人じゃ、ちょっとこれは少ないかなという、大手前開発、佐伯市の活性化には当然余り役に立たんかなという感じが私はしております。やはり、この入館者をよりふやすために、美術館を併設したらどうかという考えなんです、これにつきまして、何かお考えがあればひとつ伺いたいということと、また、今、計画しております案では、池彦の跡地に本体をつくって、今の三余館を改装して、これ収納庫なんかにも使うということなんです、そんなに広いスペースが要るのかなというふうにも、ちょっと思うんですが、よく耳にするのに、毛利さんのそういうものが、そんなに展示するようなものがそんなあるかということ、よく耳にするんですが、それにつきまして、それだけの大きい建物が要るかどうかということも一つ、合わせて伺いたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 時間が余りありませんので、はしょってお答えをしたいと思います。

1点目の維持管理をということでございますけれども、現時点では、庭園を含む外構工事

についての実施設計を詳しく行っておりません。終了しておりませんということで、議員御指摘の維持管理については、今後実施設計の上において、十分参考にして検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目の、美術館の併設でございますけれども、この御意見については、過去にもいろいろなものと併設はできないかという御意見ございましたけれども、教育委員会の中でも検討はしてまいりました。併設ということになりますと、教育委員会としてはいいんですけれども、財政上、大変負担が多くなるということでございますし、26年度までに計画を実施するというのであれば、もう事業の実施が困難になるという点を踏まえて、単体での建設を実施をするということにいたしております。

3番目の規模等でございますけれども、これももう以前から何度もお話をしておりますけれども、1,200平米程度を予定しておるということで説明をしております。これも必要最小限の面積ということで理解をしております。というのも、収蔵庫とか閲覧室等、その保管するものについては大変古いと、貴重であるという部分がございますので、劣化させないための収蔵庫等が大変重要になってくるという部分も含めて、会議室や職員がいる事務室などは、三余館のほうに移して、新館ではもう必要最小限の面積をとということで、1,200平米というのを今現在予定しておるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 私、つい先日、担当のほうから資料をもらったんですが、私たちも随分前にも提案をしてきたんですが、歴史資料館だけではなくて、やはり何かと複合施設にしたらどうかという案も、私たちだけじゃなくて、何人かの議員からも話が出ておるんですが、その件につきまして、ちょっと私は話を担当者としまして、以前にそういうことを十分検討したことがあったということなんですが、それが文化会館と歴史資料館を併用という複合案があったそうなんですが、これも何か十分検討して、その当時は見積もりが34億円ぐらいでできるような見積もりがあったと聞いているんですが、それはその当時、そういう検討をしたんですか。何でそれを話進めなかったのか、その辺のことを。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今の話は大手前の開発の中で、企画のほうは建築士会に資料をつくってもらった部分のお話だろうというふうに思っておりますけれども、これにつきましても、先ほど答弁しましたとおり、文化会館等の併設もということで提案をされておりましたが、事業費が膨大になるということを含めて、平成26年度までに建設が無理であるということで、この部分は教育委員会のほうでも見送ったということでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員、時間でございます。

2番（矢野精幸） 終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩をいたします。午後3時20分より再開いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時20分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の開議時間は議事の都合上あらかじめ延長いたします。

次に、1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） お疲れさまです。1番議員、志政会、後藤幸吉です。

私は、中心市街地活性化基本計画について大きく、ほかにも幾つかありますが、それからいたします。この件につきましては、何人も議員が同じ内容で質問をしておる部分もありますので、そのところは、一段その答弁を深く、通告にはない部分もあると思いますが、それは前した人たちの答えを受けてからやるものですので、執行部の方も、大手前を少しでもよくするために、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

1番、ア、市民への周知と議会への説明についてということで、まず、私どもは、去年12月にほとんど同じ質問をしております。ただ、それから違ったことというのは、2月の臨時議会で、市民の直接請求、あれは簡単に言えば、大手前に50億円かけて大丈夫なのか、歴史資料館は必要なのか、旧つたや旅館を利用して観光交流館、これが必要なのか、ぜひ市民の意見を聞いてくれという議案であったと思います。私ども7人、議会基本条例に従って、市民の声を聞きたいと思って賛成しましたが、議会は20対7でああいう結果になりましたが、あの条例を求めた基本は、市議員同士がそれらの四つの事業について意見を戦わせるということではなしに、どういうふうにしたら、どういうふうな状況にあつとるか、自分たちもようわからんのじゃと、自分たちも中に入れてくれという請求であったと思います。その中で、市長が意見書をつけて議会に回しております。市長は其中で、市民への周知はできているということでありました。きのう、きょうの答弁の中で、市長が努力しておられるということは、それはわかりましたので、ただ、誤解を市長はしておられると思います。

2月3日付で自治会が三百七十数人の区長さんたちに対して、勉強会をするからということで招集をかけております。3月にはそれぞれの区で、区の総会があります。そのときに市民の方から質問を受けたときに、区長さんたちが答えられんのじゃいけんからということだと思えます。出席者は予定の半分程度であったそうですが、市長は大手前に限って説明されたそうです。あの条例自体は、市長は住民投票の必要はないと議会に申し送ってきたわけですが、市民は旧つたや旅館のこと、歴史資料館のこともほとんど知らんのが事実であります。そして、私ども議員に言うのは、箱物ばかりつくって大丈夫か、市の財政はいいのか、わしらの孫の時代になって負担が重とうなるんじゃないかというような声があります。市長にはそういう市民の声は聞こえているのか、いないのか、お尋ねします。

議長（小野宗司） アを正確に質問してください。

1番（後藤幸吉） もう一つアもあります。答えてもろうてから言うつもりじゃったんですが、この中に、市長は意見書の中で、議会には十分説明をしていると申しておりましたが、あの意見書を受け取ったとき、同僚議員の中にも説明は受けとるけど、説明を受けるたんび、こころ変わるんが説明になるかという意見がありました。この間、2月7日、参考人で田村さん、高橋さん、執行部を呼んだときに、そのときに初めて、現在の大分バスの一角を買いかもしれないという発言がありました。これは大きな、仮にそうなれば、大きな変更であります。また、先ほど船頭町の、これは後で質問することになっておりますが、一方通行の件についても、この間、地域開発の委員会の中では、市長は、土地の値段が高いので考えていないということでありました。先ほど矢野精幸議員に対して建設部長が答えたのとは大分違ってあります。そういう面もあります。私たち議員でさえ、どういうことが、どういう形に

なるかわかっておりません。アを全部言いましたので、市長には、今言う、市民のそういう声は聞こえているのか、それと市長自身は、大手前がどんなもんができるのか、わかっているのかを、理想、どういう規模のものができるとか、わかって指導しているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。通告の答弁を。

企画商工観光部長（魚住慎治） 何をお答えしたらいいのかというのが、ちょっとわからないんですけども、通告に沿ったお答えをしていこうと思います。

何を何回広報したかといったことは、既に何回かお答えしましたけれども、基本的に市が持っております意見を聴取すること、また広報するというこの手段といいますが、それにつきましては、市報ですとか、ケーブルテレビ、あるいはホームページ、各種協議会ですとか、出前講座、パブリックコメント、そういったものがあるわけなんですけれども、そういった方法論をこの中心市街地の活性化については、ほぼすべて使って広報してきたと思っております。ただ、それは広報するというのと、理解していただくということの間には一定の乖離があると思っておりますので、より見ていただける切り口、そういったものを工夫していかなければいけないと重々思っております。

議長（小野宗司） 後藤幸吉議員。

1番（後藤幸吉） 市長の答弁をお願いしておったんですが、都合が悪いことあるな。

そこで、はっきりと言っておきます。市民の願いは大きな箱物をつくるなということだと思っております。それと説明は、私どもに意見書が出された日から後は、今回のようにいろいろな広報活動、区長さんたちにもしたかもしれんけど、私たちに与えられた程度のおかげには、それほど市民の人たちは、この四つの事業について理解がなかったように私は思っております。

それでは、初めから企画商工観光部長に答弁をお願いしております、イ、城下町観光交流館事業について。大体前もお尋ねしました、山中邸の活用方法ということで、ただ、のらりくらり言うものですから、こういう2億8,500万円もかけて、休息所をする、食べ物もつくる、土産品を売ると言っておりました。私が何遍もお尋ねしておるんですが、ここの立ち寄りの人数、売り上げ、そういうものについてお答え願います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 現在は基本構想の段階ですので、施設の中身は確定しているわけではありません。そのために、利用者数ですとか、売り上げといったものについての試算はできておりません。ただ、利用者数につきましては、中心市街地活性化基本計画の中で類似施設から試算しまして、年間2万5,450人というものを想定しております。この数値を一定の目標として、事業の組み立てをしていきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） その計画がどの程度ばかげたものかというのは、あなたがやめた後でわかります。できてから1年でわかります。歴史資料館に1万2,000から1万5,000という数字だったんでしょう。つたや旅館に、12月に質問しております、国木田独歩館に1週間、4月からの連休1週間、237人、汲心亭でお茶の接待を受けた人間が百六十数名、やわらぎ1週間で81人、その程度しか来たらんとすると、そんだけの人間が来るような計画をお立てになる、大変なものだと思っております。

それと、私は再々言いますが、平成16年に山中邸は歴史資料館としてふさわしくないというので、観光交流センターとして活用するという文書があったんです。それで、山中邸の活用方法を言ったんですが、そのことにはあなたたちは、そういう文書見とらんで、次から次に不動産を買うような計画を立てられとるように思います。

それでは次に、議長、ウの歴史資料館の整備計画についてお尋ねします。

今言いました山中邸が歴史資料館としては狭い、湿気があるということで、三の丸にしたと、つくるということで。当時、平成18年には歴史資料館、単独、文化会館と並べてつくる、併設案という三つが18年に、大分県建築士会にその絵をかいてもらうとるんです。それがなぜ池彦のところに変更になったのでしょうか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 後藤議員とは、もう歴史資料館については多くの御質問をいただいて、いろいろとお答えをしておるところですけども、きょうはちょっと通告とは若干中身が違いますが、通告どおりお答えをしたいと思っております。質問どおりお答えをしたいと、済みません。

まず、議員の御質問の中に、事業が確定していない状況で、解体費や補償費を支払いしたのはおかしいんじゃないかということでございましたが、御質問の件については、平成21年の5月25日、議会の全員協議会の中で、歴史資料館の建設に係る土地、それから建物の先行取得についての御説明をしてきたところでございます。その中で、池彦の土地、建物は、歴史資料館用地として最適であると考えておるということをお伝えをいたしておりますし、また、事業推進をしていく方法として、佐伯市土地開発基金で、土地と補償費を先行取得して、歴史資料館についての構想や計画が確定した後に一般会計へ買い戻して、事業を実施するという御説明をしております。御理解いただいております。

そういうところで、御指摘のおかしいということでございますけれども、基金を使って土地代、補償費、解体費を支払うことについては、適正であるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ここに用意したものがあったんですが、歴史資料館用地等先行取得について、これは児玉議長の時代です。この中に、建物の取得については、議決を得た後、土地開発基金を使って先行取得をしたいということでありました。これは、当時議会は19対20で否決をしております。そして、そのときであります。12月議会、私が尋ねた、こういうことを意見を言うております。歴史資料館をつくったら、今度は市役所もつくるなんて言い出しかねんから、それと久保田財政部長に、久保田部長に、当時の部長に、こういうことを言うております。佐伯のまちをよくするためには、例えば市役所、文化会館、東校区の公民館、それと今度出てきとる歴史資料館、優先順位はどげんするのと言うたら、事業が確定していないので、優先順位はありませんと、今回のように大分バスなどのそこを公園とかにする計画があるものについて買うのであれば、一つも文句はありませんが、事業が当時確定していないものについて、土地開発公社が、その書類は持っております。ここに載っておりますが、現在、あの当時4,800万円で議会に提出してきた。議会在否決した。そして今現在残っている蔵と居間と門、それと池か、そういうものを歴史資料館に使うのは結構、ただし、なぜじき崩すような建物に四千数百万円のお金を出してまで取得をせないけんのじゃったのですか。そのことをお尋ねします。崩すのが決まっている、そういうものを事業がそのときに確定

していないのに、なぜ買えるんですか。土地開発基金で、そこをお尋ねします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） ちょっと私もそのころ教育次長でいたわけでないんで、詳しくはわかりませんが、前の資料を見ますと、先ほど議員が言われたように、19対20で反対されたと、否決されたという時点で、補償費じゃなくて、建ったままの状態で買い上げるというような提案をしたというふうに聞いております。その反対の理由が、先ほど議員が言われたように、建ったものを解体するんだから、公有財産として購入するのはおかしいのではないかという意見と、補償費で購入するのが妥当ではないかという反対の意見がございました。それを受けて、現在先ほど申しましたような買い方に変えたということでございます。ですから、当初は公有財産購入費でという考えで言ったのだというふうに理解しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、12月議会に出された、要するに議決を得た後ということは、もう無視をして、当時、多分市長でしょう、市長が崩す建物にまで金を払って、相手に解体料まで払わせて買うたという理解でいいですか。あの土地を確保したということですが、いいですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） ちょっと言っている意味がよくわからないんですが、要は補償費と解体料にかえて、購入したということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あの土地の一番三余館に近いところの土地は、当時、民間の人が問い合わせをしております。多分あのときは、佐伯市は多分二十一、二万円で買うたと思いますが、それよりかなり安い金額で話が内諾はできておったように聞いております。多分、この件については、監査請求か何か出るとお思いますので、この質問は終わります。

ただ、私が、引き続いて行いますが、そういう無理な買い方をして1,200平米の土地をつくる。材料が多いから、三余館も使うんじゃない。三余館は年間六、七万人の利用客があるから、大手前に三余館機能を兼ねたコンベンションホールをつくる、これから大手前のことに。

ただし、コンベンションホールの中に幾つかの計画が、三余館機能とは幾つかの計画があるようになります。例えばまちづくり会社、観光協会、そこに入るように話をしているところの団体名を教えてください。

議長（小野宗司） 後藤議員、通告どおりに。

1番（後藤幸吉） 通告書いてましたけど、後になるんじゃない。

これはもう議長、先ほどから言いよるように、みんなが質問しよるもんですから、なかなか繰りにくいんですが、それでは言います、2月7日に市長が発言した、大分バス周辺の土地の取り扱いについて聞きたいとお思います。市が買い取るのか、そうした場合は、区画整理の今回の地区から面積が外れるのかどうか、それをまずお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員のAの質問につきまして答弁いたします。

議員御承知のとおり、区画整理施行地区内はまだ固め切れておりません。基本計画原案レベルでは、全体面積は約1万9,000平方メートルとしまして、特に問題の大分バスの街区につきましては、現在も地権者の御理解、御協力を得るべく、鋭意調整中でございます。これ

はもう何人かの議員にも。

しかしながら、このまま施行地区の活性を先延ばしするということは、本事業の進捗に大きく影響を及ぼすということになってきます。そこで、大分バスの街区をどうするか、このことが事業成立上、問題ないか、要するに外すことが問題ないかどうか等々含めて、施行地区の確定に向けて準備組合とも協議を重ねているところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私がこの計画を聞いたときに、例えば27軒いる地権者、前は26軒だった。A、B、C、D、EからAさんがどの区域を何ぼ持つとるかを公表せえと、地域開発の委員会で何度か言いましたが、今回その市長の発言を受けて、私はあそこの一角のあれを法務局に行ってとりました。全部で5人おります。おります。そのときに、先ほど何かあなたたちはああいう図面も見らんで、地権者と交渉しよるんですか、全体の取り扱いを。先ほど山内さんちい言いよった、私が見たのは女の人。娘さんじゃろうと思いますよ。それを何で違う人のところに見当違いに行くんですか。初めからちゃんととっとれば、問題はないんじゃないんですか。そこのところを説明。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど答弁でそのことに触れましたのは、矢野議員のときでしたか、触れましたのは、大手前開発推進室は、私これも前言ったと思いますけど、基本計画原案、今、原案でございます。これ基本計画ということで進んでいくと思うんですけど、それを土地区画整理をし、再開発を準備組合が具現化するということで、区画整理の部分を担当していると、そういう認識でございます。先ほど今、私も答弁したし、議員が先ほどおっしゃった部分につきましては、うちに来たのは1年前ですね、4月から大手前開発推進室ができました。その前の段階でのことですので、そのいきさつは私は、そういった現実があったとしか、私は知り得ておりません。だから、それがどうしてなったのかというのは、私は知り得ないところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私は、さっき部長じゃないんでいいんで、ちゃんと答えられる人間でありゃいいんで、手法でいいよ、企画であろうと、その所有者がだれかもわからんで、違う家に交渉に行ったんかという。ただし、私、これを調べよるうちにわかった。地権者の人たちにも秘密主義にしちよる。ほかの人がどげな意見を持つとるかを、去年の2月に聞いて、去年11月に、私たちに当時8人って言うたが、それまで地権者の人たちにも、ほかの人たちの意向というのは伝わとらん。協力せんという人がふえたら困るからじゃろうと思うんですが、それはそれでまあいい。そうしたときに、私の場合は、どうせそうなるじゃろうと思うから、仮定の上で言います。あなたたちが基本構想、基本計画、何ていうか、でき上がるまではわからんのじゃから、大分バスの一角は転出希望者が多いから、27人のうち、22人で10軒かたると、大口の人が入らんで、27軒のうち10軒しか入らんとでは、組合の立ち上げが困難だから、あなたは報告にいったかどうか知らんけど、副理事長さんじゃった人が2億円の権利を持って転出した。その場合は、理事長さんがその人の分も抱え込んだから、組合の立ち上げがうまくいったのよ。ここが困難だから、佐伯市が持とうと思うとるんじゃないんですか、これがまず一つ。そうした場合、単純に50億円、今51億円、それで市の負担が10億円と言いますが、その数字がかなり変わってくるんじゃないんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 大分バスの街区を外す云々ということにつきましては、先ほど議員がおっしゃった困難だから云々ということの以前に、区画整理は個人施行の同意施行という大前提がございます。その前提が今のところ、先ほど私、ちょっと涙もろくて済みませんという話があったように、考えられる以上の行動はしているつもりなんですけども、どうしてもやっぱり県外の方、一地権者の方が同意がとれないということがございますので、そこを最終的にはどうするか、極端な話が外して、そこのを含めて地区界が決まっております。先ほど午前中でしたか、高司議員にもお答えしたように、地区界測量6割程度でございます。そういう状況でございますから、そこを外すかどうかにつきましても、議員にもお答えしたと思うんですけど、今月中には、もうめどを出さないと、事業の進捗にもう間に合わないというふうな答弁をしたつもりでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 先ほど市長は答えんじやったんじやが、私が一番初めに、市長に市民の声は届いておるんですか、こういう声は届いておるんですかと。それと私も地域開発の委員会の中におってでさえ、どういうもんができるか、一回、一回、説明が違うんじやから。あなたは最高責任者として、一番あそこには佐伯市が土地を持っておる。そこを活用するわけですから、あなたにはそういう中心市街地活性化基本計画の中で、大手前がどのようになるか、今度の計画ができたなら、繁盛するかどうか、そういう絵は描かれておるんでしょうか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員よりもまず財政のお話、昨日の代表質問のときに、ほとんど答弁をしておりますので、

（「財政はいいよ」と呼ぶ者あり）

市長（西嶋泰義） 市民の声が一番多いのが財政の話です。それだけの事業費を使ったということですが、基本的には10億円、市の持ち出しということで、これを組み立てたわけですが。また、地域における事業、これはその前に基本構想が出ましたので、この構想について、私のほうはもう少し住居をふやすべきじゃないか、店舗等については拡大しても非常にこれは難しい部分があるということですね。それで、住居等がふえてきておるわけですけど、こうしたものも基本的には再開発事業、民間の部分でありますので、私もやはり民間が施行する部分に、市としては再開発事業の補助金が出るということで、市のほうは民間に対して、国の補助金をとってそこに迂回ということですかね、そうした形であるものですから、民間自身の考え方を優先してやっていかなければ、市が優先すれば、この事業を逆に心配されている方が、全部市が後ほど全面的にこれがあったときに、市が責任を負わなければいけないという立場になります。そういう形だから、基本的には公共部分について、それについては、こちらのほうの主張を入れながら、私どものほうの考えを入れさせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） でき上がった理想というのは、今のところわからんですな。そういうことで。大手前はどんなに繁盛するというようなあれは、今の段階では、市長はわからんわけですな。それを聞いた。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 大手前地区について、この再開発については、私は十分なる地域の活性化ができるという形で踏んでおります。いわゆる、今国が言っているコンパクトシティの中に、住と商、そうしたものが一体化することが必要だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、市が土地開発公社より買い取る金額が、坪17万5,000円になっております。なっております。その場合、これはどのように考えればいいんじゃないだろうか、高司議員も質問したが、17万5,000円のままであれば、今度、同じ隣の土地も、仮に17万5,000円で民間の人のものを区画整理で買い取ったとしたら、店舗にしたときには、約2割ぐらいの面積しか地権者の人のものにならないのですが、この17万5,000円、土地開発公社から買い取る金額は、どのようにして市が何ぼかもうけるんですか。それとも、そのまま提供するんですか。それとも、周りの人たちの土地の値段、それをもう交渉しよるはずですから、その説明をお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員の伊の質問、土地開発公社所有地について、市が公社より買い取る土地を床に変換した場合、どの程度の面積になるかという御質問でございましたので、その答弁を述べさせていただきます。

議員御承知のとおり、大手前地区では土地区画整理事業と、市街地再開発事業を一体的に施行する方法をとっております。初めに土地区画整理事業で施行地区内の宅地の敷地の整序、要するに建物、

（「何割かだけでいいです」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 答弁続けて。通告どおりに答弁して。

建設部長（高瀬精市） 地権者の持ち分によりまして、土地区画整理事業地区内にある市街地再開発事業区へ土地を集約し、集約された土地の上に市街地再開発事業が行われます。先ほど、高司議員の一般質問でもお答えしましたが、同様の質問でお答えしましたが、土地区画整理事業においては、宅地全体の平均減歩率を算定するため、施行予定地区を測量、要するに境界確定の測量をする必要がございます。現在、地区界測量はその一部が未了です。よって、宅地全体の平均減歩率はまだ確定といえますか、決まっております。個別の宅地についての減歩率も決まっております。個別の宅地のボリュームが決まっておりますから、市街地再開発事業に係る個別の床の面積もまだ決定してありません。また、市街地再開発事業に関しては、現在、基本計画を策定中でございます。この基本計画を発展させた形で策定される事業計画には、それに基づきまして行われる実施設計において、個別の詳細は決定されると、そういうことでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに、ようそれで地元の地権者、例えば店をしよる人、災害に遭うて、更地になっておるけども、店に入ろうかとかいう人たちに、今度のあなた方の持ち込みで、これだけの店になるんだという説明ぐらいせんと、地元の間人は話もできんじゃないんでしょかな。まあ、それはいいです。その程度の計画じゃ。

それでは、公共公益施設について、ウに、商工会議所との協議経過について問いたい。ただ、あなたたちの質問を聞きよると暇がかかるので、用意しております。

商工会議所は去年の5月23日、商工会議所の議員総会で、こういう文書を配っております。多分、あなたたちも持っておられるかもしれませんが、要するにこの中には一言も商工会議所があそこに入るという約束はしてない。してない。それと、その後、ことしの、その後、早う言えば、800平米を1億7,800万円も使うちゃよう払わんという話を決定、返事は来たと思います。その後、市のほうから県から補助金をもろうちやる。佐伯市も補助金を出す。だから、買ってこれという話があって、それも商工会議所が断わった。私がなぜ商工会議所、商工会議所いうかということですが、あなたたちの計画が基本構想であろうと、何であろうと、一つもちゃんとしとらん。今度1月11日に担当者が来た。18日にあそこの準備組合、そこの臨時総会があるので、商工会議所の態度を決定してくれんかということで、当時、商工会議所としては、今度できる公共公益施設のほうの5階を希望するという文書が飛高課長かな、のところに、寺谷専務のところへいっちょるわけ。それも条件つき、補助金をくださいと。商工会議所には年間約350万円、春祭りに180万円工面しよるから、170万円しかもらいよらん。花火大会に二、三十万で200万円しかもらいよらん。そこにそげん移るんなら、補助金をもらわんと移られんという話で、それは多分担当と今月中に話が煮詰まると思うんですが、出すんか、出さんのかという話になる。そうしたときに、高瀬さんじゃねえと思うんじゃが、毎年度に今より余分に300万円、商工会議所に補助金を出しますとか、500万円出しますとかいうことは、市のほうは約束ができるんでしょうか。だれ、担当は。

議長（小野宗司） 高瀬部長。まず、後藤議員、床の所有権がだれかということからお尋ね、まずそれから答えください。

建設部長（高瀬精市） 後藤議員のウの質問につきましては、1と2の2項目からなっております。議長のほうから1と2の通告に従って答弁せよということでございますので、それで御理解ください。

1点目の商工会議所との協議経過でございますけども、商工会議所との協議経過につきましては、新商工会館建設検討特別委員会を立ち上げ、商工会議所が立ち上げて、移転に関してさまざまな検討を進めております。本年1月にも会合が開かれまして、公共棟5階へ賃貸により入居する方向で検討を進めると。ただし、入居の最終決定は議員総会の承認を得た上で行うとの方向性が出されていると思います。ですから、この件につきましては、現在、商工会議所内で検討が進められているものと考えております。

賃貸借により入居する場合の床の所有者につきましては、他の民間が所有する可能性はありますが、現在は未定ということでありまして。

2番目の冒頭にウの公共に入る団体のことを聞かれましたけども、三余館機能以外に公共棟への入居を予定している機能につきましては、今のところ原案では商工会議所が入っておりますので、あえて商工会議所を入れておりますけども、子育て支援、それから観光協会事務所、それからスタジオ、まちづくりセンター、それから実習室とか和室などで構成しますみんなの部屋、それからライブラリーなどを基本計画原案に盛り込んでおります。商工会議所以外は公共棟の1階から4階にかけて入居する計画にしておりまして、その床は市が購入することにしております。

御質問の公共床の利用形態については、詳細な施設運営計画をつくり上げの中で決まってくるものと考えておりますので、その計画が決まった後に、いわゆる入る各団体の所管部署において、補助金等の取り扱いが決まるものと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 先ほど、歴史資料館が大きくなる。三余館も使う、とにかく大きなもんばっかり買ったがる、つくりたがるっていう、ちゅうらがやることじゃが、観光協会とか子育て支援とか、そういうところが、こういう大手前に新築する部分に必要と思いますか。例えば、仲町に今ありますね、かるがも。そういうのもやっぱり入るということですか。答弁どうぞ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほどお答えいたしました公共棟へ入居を予定している機能につきましては、原案の中で、絵的にはめ込んでいますけれども、これにつきましては、市役所の庁舎内の関係各課へ協議、それからヒアリング等実施した中で、あそこに必要であるという結果をいただいて、こういった計画になっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは、先ほど矢野精幸議員がお尋ねしておりましたが、有人交番の件で、お尋ねします。これは少し東校区のほうでは問題になっている。というのが、おととしの2月、警察署の副署長が区の区長に地元に残すと、計画が向こうに行くから、残すということをおっしゃっております。それで、地域開発の委員会に県警が大手前に希望しとるという話を私がしたところ、警察はうそを言うんかと。泥棒の始まりであるということまで言う人もあった始末。ただ、今のところ、陳情書とかそういう形では東校区からは県警や警察にはいってらんそうです。あえてこれ自体には反対をしませんけど、この交番ができれば、また私どもに示された、何回も違うんが出てきよるんですが、この絵もまた変わる可能性があると考えていいですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、議長から指摘されるまでに、議員の御質問の有人交番の予定はに答弁いたしたいと思えます。

有人交番につきましては、県警が大手前地区内への交番設置を目指しているものの、公共棟へ入居するか、単独の建物に入居するかは決めていないような状況です。どのような形になるにせよ、去年の12月議会でも答弁いたしましたとおり、交番は市、組合ともに地区内に必要であると考えていますので、県警当局に交番の位置や経費などに関する条件提示を行いながら、協議を詰めていきたいと現在は考えております。

議長（小野宗司） その上で絵は変わるのかということ。

建設部長（高瀬精市） ただ、矢野議員の答弁いたしましたように、あの170平方メートル、県警の持ってる希望であるですね、それを公共棟に持っていくということは、なかなかちぐはぐでございます。

（「だから、変わるかわらんかだけでいい」と呼ぶ者あり）

建設部長（高瀬精市） 実際、警察が新たに建物を建てるということになれば、変わってくると思えます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） そのぐらいのところまでは、協議をしよるなら、一戸建てを望みよるのか、公共公益施設を望みよるのか、土地さえ貸せば、向こうが建てるのか、そのぐらいのことは確認しとったほうがいいんじゃないかな。ということは、まだ何も海のものとも山のものと

もつかんということでもいいですね。東校区の人も頑張れば可能性があるということでもいいな。いいんじゃない。確定しとらんということやな。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この件も、先ほど矢野議員にもお答えしたと同じでございますけれども、確定はいたしておりません。先ほど議員がおっしゃった、規模とか建物のどの位置にとかいう部分も含めて、また緒についたというか、その段階ですので、それからだんだん絞ってきて、形はどうなるとか、面積どうなるとか、確定してくると思いますので、まだ今緒についていると、話もですね、向こうも予算ありきですので、そういった状態です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私たちは坪数まで聞いておるよ。まあ、いいわ。話はまだ一つも進んでおらんというふうに理解します。

それでは、議長、次にいきます。

商業・住宅施設についてやな。エをやります。先ほど言うたように、床面積が何ぼかもわからん、床単価が何ぼかわからん。わからんのでしょうか。私どもが前聞いたときには、3階建ての、理想のときには、約二十七、八万円だった。マンションについては3階に80平米で2,000万円、団塚さんが説明をしております。これが、今度再開発にかたる人の数は10軒しかないのに、何で店の数がこんだけ大きくなって、住宅が14店舗もできたんですか。まず、それからお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。入居予定がない場合の対応について。

建設部長（高瀬精市） エの質問されていることについて答弁をいたします。

商業・住宅棟につきましては、1・2階に商業店舗、3・4階に住宅を計画しております。店舗予定面積は総計で2,037平方メートル、想定店舗数は25店舗です。住宅予定面積につきましては、1,112平方メートル、想定住宅数は14戸です。これらは基本計画原案段階の数値でございます。

次に、地権者の入居予定でございますけれども、地権者やテナントで構成する準備組合の組合員に対して、昨年11月にヒアリングを実施した後も、随時聞き取りを行う中で、権利者の意向把握に努めております。その結果、現在は権利者のうち10名が床所有の意向を持っております。

商業や住宅の入居につきましては、大手前を魅力ある地区にして、床のオーナーやテナントを募ることが最も大切であると思っておりますが、部屋の面積や価格、賃料などがある程度決まった後でないと、具体的に地区外の方に入居を呼びかけることは難しいと考えております。現在は基本計画を策定している段階なので、外に向かって呼びかけにくい部分もありますが、準備組合は商業部会を立ち上げて、地元商業者にヒアリングをかけるなどして、入居に关します諸要件の検討を進めております。

また、床所有に关しましては、例えば特定業務代行制度を導入して床処分をお願いする方法や、転出希望権利者の床の受け皿となり得る組織づくりを目指すなど、現状に合う方策の検討を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この質問はダブってるからな、私、聞いたことだけ答えてください。初めの部分は要らんのですよ。何人も質問しよるんじゃないから、要らんのです。要点だけを。25店

舗と14店舗が売れるのかどうかを言うた。ただ、今のあなたの答弁の中で、この間までは特定業務代行方式じゃ何じゃ一つも言わんじやったけど、私が前から言いよったように、その事業は一般業務代行方式だけじゃやれんのでしょ。だから、戸田建設が2月9日に判をついた、あれ一つももうけねえんよ、8,000万円金立てかえる、金利取らん。人件費発生する、一つも利益がない。だから、大きな建物をつくって、この間、あんたは答え切らんじやったが、民間の部門も公共の部門も特定業務代行方式でやるということは、今あなた認めたんじやな。それでから、今現在、店の床の単価もわからんのに、床単価もわからんのに、そげえ入るはずねえじゃ、10軒しかおらんのじゃから。

そうしたらな、その関連で聞くで。余剰床の部分について、余剰床、前と違うとるんです。商工会議所が1億7,800万円、800平米じゃったのが、金額が減ってある。ところが、権利者床のほう金額がふえてある。そのふえた理由は、それと佐伯市は減ってある。余剰床の始末、余剰床の販売をせないけんのよ。組合はつくったら、その中に商工会議所が入っちゃったから、一つも相談をせんで立てた計画じゃなと私言いよる。権利者床のほうの金額は2億ほど伸びとる。佐伯市の買い取りが少のうなとる。それはどういうことで、そういう数字になったんですか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今ちょっと権利者床が2億円伸びているという部分が、ちょっと理解できなかった部分があるんですけども、先ほど後藤議員の先ほどの答弁の中で、店舗、住宅のほう単価がわからないというふうな御指摘がございましたけども、あれは住宅が27万円、店舗28万3,000円というのが基本構想のときのございまして、その部分が変わりましたよね、高司議員のあれで。だから、その総面積で今の平均を出してないといった部分で、資料を持ち合わせてないと私は言ったということなんです。先ほどの部分がちょっと。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あなた、これが私たち議会に再々説明しよると言うたやつが、これがそうじゃ。これが初めて出たやつじゃ、いいか、一番大事なのは、組合を立ち上げたら、余剰床を有意義に販売するから、組合というのはやっていけるんよ。27人が27人かたってくれるのが一番いいの。だから、かたらん大口が転出するから、佐伯市が大分バスの一角を買おうかなって、それは決まっとらんけど、多分なると思うよ。断言しとく。断言しとく。特定業務代行も私の言うたとおりになったじゃ。なる。それは何者が言うよ、権利者床5億9,700万円、権利者が今度買うことになとる。前、基本構想のときには3億6,500万円じゃった。それと、前、市が取得金、公共床1億9,980万円だったのが、1億6,590万円に減ちよる。えれえ差だ。これはどういうことで、こげんなったんですか。

議長（小野宗司） 執行部。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発推進室の亀山でございます。

権利者の保留床の部分が3億6,500万円ですね。これは要は基本構想段階での権利者が増床分です。基本計画原案レベルで、その3億6,500万円が5億円に変わっています。5億円にですね。それも構想から原案レベルで、全体の建築費用だとか精査する中で、額も変わってきております。だから、市の床の部分も構想段階で、たしか約20億円ですね、構想では20億円が原案レベルで16億円で、若干の数字は変わってきております。それは、構想から原案レベルで精査する中で、値段が若干変更があったということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、有力な権利者があらわれたということでもいいんですな。2億円も床を持つとかと。ふやしても、金額はふえておるんじゃないから。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 3億6,500万円から5億円の、その財源は区画整理事業の中の移転補償費をそこに充当するようしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それは組合に対する6億9,800万円であったな、前。前、組合に対する補助金、それがあったんよ。それを横しにずらしたということかな。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） それは違います。前の6億円は、再開発事業への国・市の再開発事業の補助金です。その補助金はあくまでも再開発の建物の共用部分に対する補助になります。その部分の6億幾ら、基本計画原案レベルでは若干、約5億円ぐらいに減っておるはず。共用部分が若干減ったような組み立てになっております。だから、増床の5億円と、その数字は違います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 例えば、あなたたちは基本計画の中では、大手前に七百何十人の人間が1日通りよ。今度の26年度になったら、中心市街地活性化基本計画の中にあるのは2割の人がふえると、その場合でも1,000人ぐらいしか想定されておらんのですが、その目標は達せられると思うちょりますか。それと、今度コンビニをここの中に入れようとしておる。これ関連で言いよるけな。通告はしてません。コンビニエンスストアを入れることになっておるが、コンビニは、例えばセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、そんなところが1日に客をどのぐらい見込みがねえと、店を開かんかということは押さえておるんですか。

議長（小野宗司） 執行部。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前の入り込み客数といいますが、当然、佐伯市民の利用だけじゃなくて、外からも人を呼べるような魅力のあるまちづくりを考えています。大手前単独での入り込み客数の推計まだ出しておりません。それと、コンビニです。どうしても高齢者がふえてきますので、ある程度日用品を大手前でも買いそろえることができるというときに、コンビニ的なものもいいのではないかという考えはあります。ただ、それも今後の商業計画の中で、店舗構成は考えていくこととなると思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。時間が余りございません。

1番（後藤幸吉） ここに基本計画で書いているのは、大手前、仲町、駅前、港公園、これが今度の計画を立てたら、26年度に、今よりも、今が2,229人、全部で、それが二千九百何ぼにふえるぐらいの計画しかないの。そげえしたときに、来い、来い言うたって、コンビニあたりは、調査をしたら来んと思います。ただ、要らん世話じゃけえの、これは。

ただ、通告書に従って次のやつにいきます。

もうまとめて言うから、大手前からの道路、船頭町、矢野精幸さんも言いよったが、私はあれ、2年も3年も前から同じ質問しよるのよ。そうしたら、地域開発の委員会の中で、市長が土地の単価が高いので、予定していませんってはっきり答えた。それが、今度聞きたいのは、26年度までの今度の事業とは関係なしに、それはやるのかどうか。職員は地元に行っ

たら、やるような話をしよるごとあるんですが、市長がこの間こそ、私の正式な委員会での質問の中で、予定をしとらんとするたのに、職員が地元でそういう返事をしよるから、反対しよるわけじゃない。大手前を盛んにしようと思ったら、絶対道路が要るんじゃないから、何年も前から言いよる。それはつくるんか、つくらんのかということが一つ。

それと、大手前の火事、火事があって、皆さん、やはり水道管とか、どういうふうに消防のほうは対応するんじゃないかという質問がっておりますので、ちょっと済みませんが、答えてください。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） お答えします。

大手前地区の消火設備の整備計画については、消防としては現在、整備計画は策定しておりませんが、今後、大手前開発の進捗状況によって、防火水槽については公園などの公有地に設置、また消火栓施設については水道管の配管状況によって整備したいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 市長、取りつけ道路について答弁できますか。西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、議員から言われました船頭町から大手前につけたらですね、まだ私は非常にかかるんで、それは今つくる予定はしてないということを言いました。というのは、これをつくるときは、やはり都市計画道路が何かに認定するとか、そうした下段取りと地域の御意見を聞かないんで、私はここに勝手につくるといようなことはできないし、そういう形の中で答弁申し上げましたので、こういうのはやはり道路というのは、地域の町並みをそうしたものととれば、昔の船頭町が、かぎ型のいわゆる城下町としての風情を残しておる道路です。そうしたことも考えて、地域との意見を十分交わさなければ、そういうことはできないと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に、23番、兒玉輝彦君。

23番（兒玉輝彦） 皆さん、いよいよきょう最後の、6番バッター最後となりました。よろしくお願いいいたします。

23番、開政会、兒玉輝彦です。通告に従い、一般質問をいたします。

今回私の質問は、大きく3点に分けて、まず1点目ですが、市長が、今回、定例会、提案理由の説明の中に、地域活性化、少子高齢化が進む地域に対して、活性化対策として取り組みを上げています。現在、地域、地区から若者が年々減少している状況でございます。まず、何が原因かといえは、働く場所がない。仕事がない、全国的に景気低迷が続いている中、また公共事業の大きな削減で、建設業、また建設業に携わった数多くの業者の社員、作業員の皆さん、仕事が大幅に削減している状況でございます。

そこで、質問に入らせていただきます。

1点目、地域活性化対策について。アですが、地域おこし協力隊の活性化内容について、お伺いいたします。地域おこし協力隊の今後の活動内容は、過疎化、高齢化が進む地域力の維持、強化との説明であったが、具体的な内容についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 地域おこし協力隊についてですけれども、これは23年度から取り組む事業でありまして、都市部に住む若者を過疎化の進む地域に移住させて、そこに実

際住んでもらおうという事業であります。基本的には3年をめどにしております。最長です。その地域おこし協力隊の隊員の仕事といいますか、今回鶴見の大島に男女2名を派遣いたします。仕事といたしましては、特に固定化しているといったものではありません。まず手始めは、大島地域、派遣される大島地域について知ってもらうところから始まると思います。全世帯を訪問しまして、各世帯の状況の把握にも努めていただきたいというふうに思っております。その上で、高齢者世帯などに対しては、買い物であるとか、通院のサポート、あるいは何が必要な支援であるかといったことを見きわめて、それを実践してもらいたいと思っております。

次に、地域の中でリーダー的な方々の指導のもとで、地区活動にもかかわりを持ってもらおうと考えております。海岸の清掃ですとか、地域行事のサポートなどです。そのほかにも島の主要産業への支援活動として漁業の手伝い、あるいは、これできるかどうかわかりませんが、イノシシ対策の手伝いといったようなものも考えられるかと思えます。さらに、自然や島民の生活など島の魅力を市の内外へPRする活動といったものにも期待をしております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 一応、そうしたら今回、どういったことでも挑戦してもらおうということになるんですね、そうしたら。その中で、まずは地域に密着し、その地域にいろいろな行事にも参加していただいて、協力するというございます。また、その中で、今回県外から要請したということになってますよね。それはこの場合、なぜ県外から要請したのですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的には都市部の若者に実際そこに住んでもらうということです。その集落の活性化に異分子を入れるということです。その中で、地域の人たちとのコミュニケーションを図りながら、地域での活動を深めてもらおうということでもあります。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） まずは、よそから、県外から派遣し、また県外におられた人たちのいろいろな思いを募った人たちを公募したというような感じですね。それにしては、年は二十って、まだ何も経験がないような人たちを公募しとるんですけど、そここのところの思いはどういうことなんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問のウにあります選考理由についてということなんでございましょうか。選考理由といいますか、特に特別な専門的技能とか資格といったものは求めておりません。要件としましては、自動車の免許は持ったほうが便利がいいな、あるいはまたパソコンの操作、それから島の暮らしに関心があって、地域づくりに意欲があることということぐらいであります。地域をつくっていくのは若者や変わり者といったところがありますので、都市部在住の年齢20歳以上であること、また健康で地域協力活動に熱心に取り組むことができるということを選びました。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） それでは、イにいきます。地域おこし協力隊の追加募集についてお伺いします。

今回、市のホームページで隊員を募集したところ、全国から5名の応募があったとのこと

ですが、その中で、今言うたように、県外から2名を選考した。また今後の公募はあるのか、そしてまた、今回、公募するのに、市からの公募はできないのか、そういった点もどうかと。議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） この事業は総務省が行っております事業で、全額国費です。一応21年度から始まったんですけども、21、22、23、この23年度から全国で3,000人規模を目指そうということで進められております。これは先ほど言いましたように、高年齢者が多い地域に若い人に実際にそこに移り住んでもらう。24時間の生活をそこでしてもらおうということでありまして。その中で、地域の活性化の方策が見えてくるのではないかとこのように思っておりますけれども、そういう意味からしまして、この2人の今後の活動に注目していきたいと思っております。これを増員するかどうか、その動向を見ながら決めていくことになるかと思っております。

それと、できればですね、人口増ということも考えましても、都市部の方に佐伯のそうした周辺地域に住んでもらって人口をふやすというところを一つは願いたいと思っております。議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まず、今現在、若い人たち、何十代でも、今の人たちが佐伯で仕事がない状況が続いてますよね、この何年間。その中で、どこに住んでもいいとって、何でもしますというような若い人たちも、いろいろな人たちが、経験を積んだ人たちもいろいろいると思うんですね。これ、よそから人口増のあれになるんですけど、できれば今からこれを募集するといったら、やはり全国を基準にして募集をするのか、どうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的なコンセプトと申しますか、これは都市部の若者に田舎での暮らしをしてもらおうというのが、基本的なコンセプトになっております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それではもう、今もいろいろ言ってもだめなようですが、都市部でなければだめということですね。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） だめということではありませんけれども、本来この支援隊のねらっているところ、これが同じ区内での支援員を派遣するという制度ではありませんので、活性化の、地域の活性化に、できれば都市部の、その地域の人とは違った考え方をする人たちを入れたいということです。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 違った考えをとということですが、人それぞれ皆考えが違います。そこはそれで。それでは、今は聞きましたから、工にいけます。

今後の活性化計画について、今後における地域ごとの活性化計画についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これはあれですかね、ゆうゆうサポーターとか、こういった協力隊とか、そういったもの以外でということでしょうか。

基本的には、今、これまでにやっていますところでは、宇目や本匠、直川地区に地域支援員を4名派遣しております。今回、この4月から鶴見の大島地区に地域おこし協力隊、この2

名を配置いたします。今後そのほかの地区への波及といたしますか、広げていく可能性があるかどうかということでありましたら、これは今の状況を見ながら、必要に応じて設置なら設置という形で考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずは、今回大島、それで、またゆうゆうサポーター、本匠、宇目とか、いろいろ派遣していますが、まだまだ地域ごとによっても、区ごとによっても、いろいろまだここよりもまだ不便なところもあると思っております。そういったところの不便さを配慮しながら、やはり少しでも早いうちにそういったまだ高齢化が進む中、地域がまだ衰退している状況の中の地域、地区を、そういったサポーターをする事業をなるべく早い時期に、そういった区域を把握してから、こういった事業を進めていただきたいんですけど、そういった考えは今後はどうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今回、大島に派遣するに当たりまして、事前の準備を大分してまいりました。といいますのは、地元に入りまして、地元でこういった仕事を期待しているかという調査もしましたし、地区の人たちでどういう不便さを感じているのかといった調査をしました。それから、都市の若者を迎え入れるために、どういうふうな体制が要るかなということを島民の方にも話をさせていただきました。ですから、選考につきましても、島の人に選んでいただきました。そうした準備がありましたものですから、面接のときには、若者たちが、早う来てくれるといいなという期待を持って迎え入れてくれるという環境ができ上がったかなと思っております。突然に都会の人たちが来るわけですから、その地域の中でどうやって溶け込んでいくかということについては、地域の人たちの協力も、これは欠かせないと思っておりますので、事前の準備をしながら、その人たちがこういった役割をその地域で果たしていくのかということを考え合わせて、ただ、人間を配置すればいいということにはならないかと思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 今、魚住部長がそうやって言いますが、人間をただ配置するだけでいいというもんじゃないと思っております。それはもうそういうことです。だから、早いうちに、そういった地域を把握して、それをその地域といろいろな話をして、今まで進んできて、こういう計画を立てたと言います。それをしていく必要があるのではないかと言います。そのところを早く、早い目に、行政のほうでそういった段取りをしてからするのが本当ではないんでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） どういう方法論が一番その地域にとって有効かということを考え合わせていかなければいけないと思っております。ですから、山間部では生活支援のゆうゆうサポーターという形にしておりますし、また、それよりももっと小さな集落については、宅配といった事業を入れてきています。大島については、まだ少し若い人たちもいますので、活性化の方途があるのではないかということで、こういう地域おこし協力隊という方法論をとりました。そのほかの方法もあるかもしれませんが、そういったことを十分検討していきながら、その地区にとって一番有効な方法を選んで、そこに実施していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは、これでこの件は終わります。

それでは、次にいきます。

現在、緊急器具、自動体外式除細動器（AED）についてお伺いいたします。

このAEDのおかげで生命が救われた事例がテレビで報道されています。市全体でも地域ごとにこのAEDを設置してはいかがでしょうかという、今回質問をしておるんですけど、今後このAEDの設置を地区公民館に私は設置したらどうだろうかと思っていますが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） それでは、自動体外式除細動器（AED）の設置について、設置計画についてということで、御質問にお答えします。

まず、先にAEDというの、ここに普通救命講習を受けた議員さん方もかなりおります。AEDっていうのはどういうものかというのを、まだ、もう一回ちょっと御説明申し上げますけども、心臓が通常でしたら、どくどくと血液を押し出すようなポンプの役割をしておるんですけども、それが突如として心臓がけいれん、ふるふる、ふるふる震えてけいれんして、ポンプ機能が失われたような状態という、それを心室細動といいます。小さく動くというような、そういうような状況になった心臓に、電極を張りつけて、電気ショックでから正常にまたもとに戻すというような機械です。それを日本語でいいますと、除細動器っていうんですけども、除細動器というのは細動を除くということです。細動がなくなれば、心臓が普通機能になるというような、正常なリズムに戻すというような医療機器です。

これはですね、AED自体が、コンピューターが心臓の心電図を心室細動かどうかというのを調べて診断して、自動的にその機械自体が判断してから、電気ショックを与えてくださいというような音声ガイダンスというようなのが出てくる機械なんですね。ですから、そういう状態になった人しか、AEDというのは作動しないような状況になっております。

まず、今回の設置計画ということですけども、現在、佐伯市で150台のAEDを設置しております。今回、今年度、小学校や幼稚園が教育委員会が設置計画を策定して入れております。今後ですね、設置計画をするについては、まず、施設を所管する担当課が設置計画をするのがいいんじゃないかと思われま。といいますのは、今年度、市が市立保育所及び児童クラブ5クラブについても入れておりますけども、これは大分県市町村地域子育て創生事業補助金というのを活用して、AEDを導入しております。そういうような部分での導入計画というのはあります。

また、議員が御質問の各地区公民館というのは市の管理しております公民館、地区公民館には既に配置しておりますけども、今言われているのは、各自治区の集会所の設置のことだろ。うと思っておりますけども、こういう地区に導入するのは物すごくいいことだと思っておりますけども、ただ、後の維持管理がやっぱり大変なことになります。まず、先ほども言いました普通救命講習というのを3時間、地域の方々に受けていただきます。まず、呼びかけに応じるか応じないかというようなところから始まって、呼吸をしているかしてないかというような部分、それと2週間に1回は電源は大丈夫かとか、なくなっていないかとか、基本的な部分から、そういうところから入って行って、どこに置くか、公民館の中に置いておけば、いざというときに使えるようになるには、かぎはどうするかとか、置き場所はどうかというよう

な、いろいろな課題が出てくるようになります。それともう1点は、設置後の維持管理というのを今申し上げましたけども、もう1点は、市内で373の自治会があります。これにすべて設置するとなると、かなりの費用がかかります。このAEDというのはやっぱり耐用年数がありまして、8年ごとにまた更新と、全く使わなくても、機器自体の耐用年数がもう8年で終わります。また更新しなければならぬ。ですから、そういう多大な費用がありますけども、近所にどこに自治会の集会所のどこそこの市の管理している施設にはAEDを置いていますよというような位置づけもしてから、設置計画を考えてはいかがでしょうかということで、御答弁申し上げます。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 一応、設置計画について、多額な費用がかかるといった面もありますけど、今、どこの地域、旧南郡の場合には、7カ所から8カ所やはり設置しておるようであるんですけどね。その中で、緊急なときに間に合わないような状況、そしてまた、今、地域の人たちに、やはりこのAEDはどういったものかというのを、やはり説明をする必要があるんじゃないか。このごろ、やはり全国的に見た場合に、途中、勤務先、いろいろな途中の勤務途中で倒れるとか、また、田舎でいえば仕事、畑とか農作業で倒れるとか、そういった面がある。そして、また地区内で倒れる場合もある。そういったときに、心肺蘇生法とかいったこともあるんですけど、それをこのAEDで心肺、振動が今説明されたように、心臓停止のような状況になった場合に、そのままこれ音声が出てから、使い道はわかるんですけど、講習をした人たちはわかると思います。だけど、一回ぐらいではわからないと思います。だから、この金額は高いと今言いましたけど、その金額と生命の命とどっちが大事かといえば、やはり一人一人の生命のほうが大事だと思います。

そういった中で、公民館に、私は地区の公民館に1台でも設置し、それを地区の人たちにいつでも当たってから指導できるような、そういう立場の人たちも講習できるような人たちができれば、また、そこに消防団もいますし、この消防団の人たちも今講習を受けて、一応、資格は持っていますけど、ただ、今の消防団員でも1回か2回しかまだ講習を受けてないような状況なので、そここのところを、私は緊急時のときに、できれば置いてもらえば助かるなと思って、今回一応質問いたしました。そここのところ、どうでしょう。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） 緊急時にはそういうAEDがあれば一番助かるんですけども、いいんですけども、ただ、先ほど言いました講習について、これもAEDと心肺蘇生法と心臓マッサージとプラスAEDと、この三つがそろっての話になります。ですから、今の消防団員の話にもありましたけども、隔年で1年置きに操法大会のない夏の夏季訓練は、こういうAEDの取り扱いと心臓マッサージというような普通救命講習というのを、全団員に行っております。地区の方の要望があれば、消防本部のほうで救命士を派遣して、3時間の講習を行っております。各企業もこういう労働安全衛生週間って9月が労働安全衛生週間になっておりますけど、企業も労働安全の学習、研修というような形で、こういう3時間の普通救命講習というのも取り入れております。

あとは、もう機器の問題ですけども、機器については、今後そういう、先ほども言いましたけども、施設を所管する部分で整備をお願いしたいというようなことで、今後の対応というのを考えていけばいいんじゃないかと思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは、イにいきます。取り扱いと今後の講習についてですが、現在のAED設置場所は各振興局、またB&G、中央公民館、広域消防、中学校、今回は幼稚園、小学校、そしてまた、市立の保育所、児童館に設置をしたとしています。その中で、講習はどのようにしていますか。そして、またその先生方全員に講習が行き届いているか、ちょっとお伺いします。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） 講習については、現在、佐伯市が設置している施設については、市の職員、3時間の取り扱い講習を実施しております。そして、今年度配備します幼稚園、小学校につきましては、教育委員会に問い合わせたところ、受講計画に基づき、受講すると、今から導入しますんで、機器を導入しますんで、3月中、年度内に小・中学校の教員の講習は計画しているということでございます。

なお、既に配備している中学校につきましては、教職員の9割以上が講習を受けております。既に救命講習の修了者につきましては、2年から3年に1回、再講習って、忘れないようにということで再講習をお願いしております。9月9日が救急の日ですんで、1年に1回は市報で市民の方に講習をいたしますよというような広報もしておりますし、また先ほど言いました企業のほうとかいうようなところは、安全週間とかいろいろな週間に講習依頼があります。それは依頼があれば、その都度実施いたします。また、新しい消防庁舎のほうに救急講習室というのを設けておりまして、いつでも受講できるように準備しております。事前に連絡いただければ、救命士が対応して受講するというようなことになっております。

ちなみに、平成22年の講習回数というのが51回あります。新規の受講者が598名、再講習が228名で、今年度は826名の方が受講しております。今まで、普通救命講習、消防団員から皆さん入れて、5,885人という方が普通救命講習、3時間の講習を受けて、その方たちは2年か3年に1回はまた再講習を受けてやっております。先ほど言い忘れちゃったけども、現在、福祉施設とか民間の企業とかいうところにも、かなりのAEDが配備されております。それについては、我々はちょっと把握しておりませんので、先ほどの150台プラスの部分はかなりあると思います。福祉施設とか保育所とかいうような部分も、保母さんたちが真剣に1年に1回は必ず再講習というような形で受講されているようなところでもあります。以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） これはここの本庁にもあるんですね。その中で、職員が何割ぐらい講習を受けて取得しとるんですか。わかりますか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） 当初、AED、市役所の振興局から全部置きました。振興局のほうは、もう我々消防職員が回って、振興局でやったり、ここの大会議室でやったりしております。ほぼ5割から6割の職員が受講していると思っております。

消防隊員はのけて、市の職員も、消防団員はもう別にやっていますから。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） その分母の、今の振興局あたりの若い人たちとか、もうそこその年の人はもう消防団員を経験してますけど、ここの本庁の人たちが、消防団員が今何名おるのか、それで、またその中で、消防団員は取得をしているけど、ここに部長さんたちもいっぱいお

るんですけど、そういった人たちは、どうでしょうか、皆さんは。持ってますか、皆さん。それで5割って、5割といえば、なかなか少ないと思いますけど、それはもういいですよ。

次に、設置経費についてです。AEDの1台の価格、また管理維持費については、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） AEDの設置経費と1台の維持管理費についてですね、AEDの1台の購入価格、今年度購入しました教育委員会とか、消防が2年前に購入しました部分は、1台が21万円で購入しております。維持管理費については、メーカーによってから若干の差があります。あるメーカーは4年に1回のバッテリー交換と、2年に1回、粘着のパッドっていうんです、心電図のパッドというんですけども、これを交換するのに3万円かかります。これは今年度、教育委員会が購入しました分は小学校と幼稚園ということで、小児用の、子供用のパッドがありますので、その部分はまた別料金になっていますので、若干高くなっておりますけども、これはある程度、小学校と幼稚園ということで、教育委員会のきめ細かな気配りから、そういうパッドを準備したんだろうと思いますけども、あと、消防のほうでから準備しました分は、2年に1回パッドとバッテリーを入れかえるという部分には1万6,200円という、4年に1回と2年に1回の部分では、かなり大体同じような値段かなと、小児用のパッドを除けば大体同じような維持費用かなと思います。

ただ、AEDというのは、先ほども言いましたけども、耐用年数が8年で、もう使っても使わなくても、また更新というような経費というのがかかってきます。以上でございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 今のところ、1台のほうで21万ということで、また経費が4年に1回で、2万円から3万円かかる。大変な経費ですけど、やはり先ほど言いましたように、生命にはかえられないということですので、今後これを、それでも地区のほうで1台欲しいんですけども、何か補助金か何かは出るようなことはないんでしょうか。

議長（小野宗司） 歳納消防長。

消防長（歳納良晴） 先ほども言いましたように、保育所とか児童クラブにはそういう補助金があるということですので、所轄の施設の所属する課がそういう部分も詳しいと思いますので、私が先ほど設置するにはそういう所属する、施設の所属する担当課のほうで今後設置計画を策定するんじゃないでしょうかと言ったのは、そういう補助金の部分も出てくると思って、そういう答弁をしたわけですけども、ただ、今後はいろいろな設置方策というのが出てくると思います。今は医療機器でから、かなり規制が厳しくなっておりますけども、今後かなりいろいろなところで普及してくれば、また単価も下がって設置しやすくなるんじゃないかなという考えはしております。以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは、担当課にちょっとお伺いします。補助金の件で。

議長（小野宗司） 執行部。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。担当課というのが、もうそれぞれ、例えば学校施設なら教育委員会とか、それぞれ皆違います。地区公民館になると、これはもう地域の公民館ということで、市の公民館とかああいうのは市がある程度設置をしておりますけど、地域の公民館というのは、いわゆる自治会の公民館でありますので、今のところ補助金っていうのは、

ちょっとまだ考えというか、そこまでいっておりません。いわゆる、自助、共助、公助ってありますけど、それが自助に当たるのか、共助に当たるのか、公助になるのかというのは、ちょっとそこらは非常に難しいところで、今、消防長が言いましたように、この金額で自治会にそろえるとなると、やっぱり1億円ぐらいかかるんじゃないかなということで、もうそれならば地域で少しずつでもそろえていってほしいなというのは、今の考え方でありまして、以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 372自治会、21万円で、7,812万円ですよ。1億円近い金がかかるということですが、一応、今回こういった提案理由で出されたので、私は市長がこういった面を地域ごとに設置をしてくれるのかなと思って、また聞いてみたんですけど、ちょっと予算的にかかり過ぎるということで、無理かなと。今後は無理じゃなく、前向きに考えて、設置の方向をしていただければ、考えていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。これで終わります。

最後になりましたが、ごみ袋について、ちょっと3点目をお伺いします。

現状の分析について、現在、エコセンター番匠の運営費とごみ袋の1カ月ごとの売り上げについてお伺いします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢でございます。

まず最初に、3月6日日曜日に、さいき903クリーンアップ大作戦を実施をいたしました。市内全域におきまして、市民皆様方の御協力をいただき、盛大に実施ができましたことを、まずもってお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、兒玉議員の御質問にお答えをいたします。

ごみ袋の現状分析についてということですが、現在のエコセンター番匠の運営管理費は、平成21年度決算ベースで7億1,262万4,890円となっております。ごみ袋の売り上げは年間9,744万150円で、1カ月平均で約812万円ということになっております。

1カ月ごとということですが、4月から順次申し上げますと、

（「いえ、いいです」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） かなりの運営費がかかっているようですが、一応、私がなぜ、このごみ袋についてを質問したかといえ、やはり合併時、市長の公約でありましたごみ袋無料化について、やはり原点となっているんですよ。それでまた、そのうち議会のほうにも提案されて、ごみ袋無料化はもう可決したんですけど、やはり市民としては、合併してもう6年、その中で景気が低迷しておる中で、やはりいろいろな面で生活が苦しい状況の中で、何か一つでもそういった施策ができるものがあればと思って、やはり声が聞けばそういった声があるんですよ。だから、これを無料化にするというんじゃないんですけど、やはりそういった市民の声を聞くこと、また無料化にならないのなら、ならないように、やはり詳しく説明をする、周知をするということが、やはり大事じゃないかと、これも最後になっておるんですけど、もう全般的に今言うんですけど、そういったことがやっぱり今後必要となっているんですけど、どうでしょうか、ここのところ。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。

ごみ袋の値下げということにならないかということで、市民の声をということであります。ごみ袋の値下げについては、合併以降、値下げ、そしてシール制の御提案をして、それが否決をされたということでもあります。そんな中で、中間処理費につきましては、エコセンター番匠の施設も年々古くなっておるということで、維持管理費もそれなりに上がってくるということでもありますので、今、45キロ入りの袋30円でありますけども、今のところ、ごみ袋の値下げというのは、今のところ考えてないということでもあります。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） イにいけますが、私、今回、九州管内の市のごみ袋の単価状況について、九州管内のごみ袋の販売単価などどのようになっているか、ちょっとわかりますか。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） お答えをいたします。

九州管内のごみ袋の単価については、東洋大学経済学部、山谷教授が、全国市区町村の有料化実施状況ということで、2010年12月現在の調査をしておりますので、これを引用すれば、九州管内における家庭ごみの有料制を実施している市は、調査を行った範囲では全118市のうち98市となっております。各市により袋の大きさに若干の差がありますが、佐伯市の黄色い燃えるごみ用の指定ごみ袋と同程度の大きさの袋で、最も手数料が高いのは福岡県宮若市の指定ごみ袋1枚当たり84円です。逆に手数料が低いのは長崎県西海市などの指定ごみ袋1枚当たり15円で、九州管内の有料化を行っている98市の手数料の平均は約35円となっております。佐伯市のごみ処理手数料は指定ごみ袋の大で1枚当たり30円となっておりますので、これは九州98市の手数料のうち、平均以下となっております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） ウに入ります。ウの単価の見直しは、今後考えてないということですが、考えてない、経費も、今聞けば経費もかなりかかる。まだ、施設も維持管理がだんだん、だんだん年数がたつてかかるということになっておりますので、このところは無理ということですが、やはり市民に対しては、何ぼでもいい1円でも2円でもええ、5円でもええ、そういった気持ちはあるんです。そのところはやはり酌んで、今後どのようにしていくのか、今はそう言っていますが、そのところ、今後の考えをお伺いします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 値下げをということでありますけども、有料指定ごみ袋によるごみ処理手数料の額につきましては、先ほども言いましたように、平成17年度の全市的なごみ処理有料化の後、手数料の値下げやシール制への移行など、制度の見直しについては、これまで本会議初め関係機関により審議されてきた経緯があります。また、統一的なごみ処理有料化からおよそ6年が経過をし、市民の間にも定着をしてきたと考えられることから、現時点におきましては、ごみ処理手数料の見直しは考えておりませんが、今、ごみの減量化について、市民に対してPRをしておるところであります。よって、ごみの減量化に取り組むことによって、ごみ袋の使用料の削減を図ることが可能だということで考えておりますので、そういう方法でごみ袋の手数料の削減を実施をして、できればというふうに考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは、なかなか無理のようです。財源の厳しい中、無料化というのは

無理、また値下げも無理ということですが、やはり市民に今定着していると言ってますけど、やはり状況が状況です。やはり、こういうふうな不景気な状況の中ですので、それだから少しでもという気持ちで市民が言っているその気持ちを酌んでいただければと思って質問した次第でございます。

私、これで質問を終わります。今回、部長の皆様、本当、退職される部長の皆様、大変御苦労でございました。これで私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、兒玉議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後5時12分 散会

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第4号 3月9日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成23年3月9日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	9番	和久 博至
10番	上田 徹	11番	御手洗 秀光
12番	清家 儀太郎	13番	日高 嘉己
14番	玉田 茂	15番	榎田 穂積
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	浅利 美知子
20番	後藤 勇人	21番	渡邊 一晴
22番	井野上 準	23番	兒玉 輝彦
24番	宮脇 保芳	25番	清家 好文
26番	江藤 茂	27番	吉良 栄三
28番	芦刈 紀生	29番	下川 芳夫
30番	高橋 香一郎		

欠席議員の氏名

8番 佐藤 元

説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋 泰義	副 市 長	山本 清一郎
副 市 長	塩月 厚信	教 育 長	分藤 高嗣
総 務 部 長	川原 弘嗣	財 務 部 長	三原 信行
企 画 商 工 観 光 部 長	魚住 慎治	市 民 生 活 部 長	染矢 隆則
福 祉 保 健 部 長	石田 初喜	建 設 部 長	高瀬 精市
上 下 水 道 部 長	三又 秀喜	農 林 水 産 部 長	高橋 満弥
教 育 次 長	江藤 幸一	消 防 長	歳納 良晴
総務部次長兼総務課長	井上 勇	防 災 危 機 管 理 課 長	箕河原 司
情 報 推 進 課 長	戸田 眞喜雄	財 政 課 長	岡本 英二
企 画 課 長	飛高 彌一郎	商 工 振 興 課 長	飛高 勝則
次 長 兼 観 光 課 長	浜野 芳弘	建 設 総 務 課 長	根塚 洋二
建 設 課 長	柴田 勝徳	都 市 計 画 課 長	永田 亀男
農 業 振 興 課 長	吉田 英一	教 育 総 務 課 長	山野内 眞人
学 校 教 育 課 長	都留 俊之	生 涯 学 習 課 長	渡邊 熊義

体 育 保 健 課 長 大 神 孝 雄

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第4号

平成23年3月9日(水曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第3回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、清田哲也君、2番、高橋香一郎君、3番、井野上準君、4番、三浦涉君、5番、河野豊君、6番、榎田穂積君、以上の順序で順次質問を許します。

4番、清田哲也君。

4番(清田哲也) おはようございます。

4番、平成会、清田哲也です。通告書に従いまして、一問一答方式にて、最初にまず企業誘致に関する一般質問を行います。

まず、工場用地確保のための課題と現状についてお伺いいたします。

皆様既に御承知のように、企業誘致は本市にとりまして長年の懸案事項であり、市民の皆様の悲願であると言っても過言ではございません。その証拠に、今定例会の代表質問、また過去の定例会におきましても多くの先輩議員の皆様が取り上げてきております。過去の質問に対する答弁や視察での調査結果、またさまざまな資料から知り得た事例などを参考に、なぜ本市が、市民の皆様が期待しているであろう大きな雇用、大きな税収を創出する企業誘致ができていないのかを考察してみますと、まずは用地の確保ということが挙げられると考えます。昨年の9月末に視察に参りました岩手県北上市の事例を見ますと、工業団地を8カ所所有しておりまして、その主要な3団地の面積合計が約414ヘクタール、1団地平均138ヘクタールとなっております。本市はといいますと、取得予定地も含め、4カ所の工業用地が合計で約14.5ヘクタールと理解しております。せめてこの14.5ヘクタールが1カ所に集約しておれば誘致先企業の選択肢も広がってまいります。この数字があらわすように、企業側のニーズに柔軟に対応できる用地の状況ではありません。さらに生産過程において水を大量に使用する業種におきましては、地下水の確保が立地に際しての重要な条件になってまいりま

す。しかしながら、本市所有3カ所、購入予定1カ所の四つの用地は、未確認のものもございますけども、潤沢な地下水の存在が確認されておりません。このような状況下で誘致活動を進めるのは非常に困難な作業であると認識しておりますけども、誘致成功のための最初のハードルともいべき用地確保の問題をどのようにとらえ解決しようとしているのか、永野地区の用地取得状況も含め、最初の質問としてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 用地確保が進まない、工場用地が少ない理由といたしましては、急峻な山が多く平野が少ない、まとまった土地が確保できないという地形上の問題が大きいのと思っております。一部の平野は優良な農地として耕作されておりますし、そこでの広い面積の工場用地を確保するということは大変困難です。また海岸部は国定公園が多く水産業が盛んでもありますので、簡単に埋め立てということもできません。このようなことから、広い面積が確保できる土地を探すのに苦慮しているというのが実態であります。

御質問にありました永野地区の進行状況ですけれども、これは広い面積、一応10ヘクタールというのを目途にしておりますけれども、それが確保できる数少ない貴重な場所であると認識しております。現在、佐伯市土地開発公社に用地の先行取得の業務を委託しております、公社が地権者の方々と交渉を行っているところです。主要な地権者の同意が得られましたら、次に個人地権者に対する説明を行う予定となっておりますが、現在取得の交渉中でもありますので、詳細については控えさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 続いて、イの質問にまいります。

工場用地の問題点と改善策についてということでございますけども、大規模な工業団地を造成しインフラ整備を十分施した上で誘致活動に取り組むことができれば、一日でも早い操業を望む企業側のニーズを満たすことができ、他の自治体に先駆けてより有利な状況で誘致活動を推進できることは明白であります。誘致に成功している自治体のほとんどが、数十年スパンの先行投資により用地確保を先んじて行っております。なぜ本市は用地確保のための先行投資がなされてこなかったのか。過去に対する疑問はございますけれども、現状を把握し未来に向けての的確な施策を考えていくことが最優先課題であると考えます。ではどうすればいいのか。今からでも大規模な工業団地を造成するのがいいのか、財政事情が許せば有効な手法であろうと思われましても、残念ながら許される状況ではありませんし、長引くデフレ不況により企業の設備投資意欲も低迷している現状では、仮に財政事情が許したとしてもベストな選択とは言えないかと思えます。そこで何をすべきか。それは本市が現有する用地に付加価値をつけ、少しでも企業にとって魅力ある用地に改造していくことだと考えます。取得予定を含めました四つの用地、門前、三股、水口、永野、それぞれの用地の問題点と改善のための具体策に関しましてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 工場用地は、企業によって立地の場所でありましてか面積、形状、電力があるかどうか、水があるかどうかといった諸条件がそれぞれ違いますので、市の保有する工場用地の問題点がどこであるかといったことは一概には言えないと思っております。とにかく単価的にも佐伯市は若干高いんですけれども、これも県の方からも、何度か言っておりますけれども4万円を切る価格、上限でも3万円台といった価格でない競争力

がないというふうに言われております。また、一団の工業団地といいますが、数十ヘクタールあるいは数百ヘクタールといった広大な土地というのは、佐伯市ではちょっと望めないと思っておりますので、小さな土地、例えば1ヘクタール以下でありますとか数ヘクタール、こういった土地を幾つか、その特色を持った土地を用意しておくということも必要であろうかと思えます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そこで、その土地の件で再質問いたしますけれども、実は昨年9月に視察で東京事務所のほうに行っていました。そうしたら担当の方が、県の職員の方ですけども、夏期休暇で大分県に帰省した際に、わざわざ自分のプライベートの時間を使って、佐伯市のこの四つの用地、取得予定も含めた四つの用地を回られて、私たちの視察のために資料をつくっていただいています。ちょっとそのコメントを引用しますと、例えば門前工場用地、形に難あり。利用しにくい部分を含めた用地価格のあり方を検討すべきと。三股、久留須川河畔の環境はよいが、用地拡張性とインフラが弱い。水口、ロケーションを含め企業に提示するのは難しい。永野、これはいろいろ不確定な部分がありますので、取得を目指して、取得できたら魅力ある用地にしていただきたいと、そういうコメントです。そしてまた全用地に通じて言えますのが、水と緑が豊かな佐伯市なのに地下水がない形になっている。水利用企業への紹介は厳しいと、用地に関してはこういうコメントで、大変部長たちが苦慮されておられる状況をあらわしているわけですが、さらに1点、これは本当に耳が痛いというか手厳しい指摘だったんですけども、佐伯市さんは、正直長期的戦略に欠けていると思えますと、こういう御指摘を県の東京事務所の企業誘致を最前線でやっている方からコメントをいただきました。そこで、このいわゆる小規模の用地が点在している状況で、どうすべきかというのを考えないといけないと思えます。その中で、この資料の中には自動車関連とか新エネルギー関連とか大まかな産業別に、佐伯市に適しているものは何かという分析もしていただいているんですが、先般、代表質問で清家儀太郎議員もおっしゃってましたけれども、いわゆる東九州メディカルタウン構想ですか。この医療機器、製薬関連であれば、自動車関連よりかは広大な用地は要らないだろうと。そしてさらに延岡市の旭化成さん、そして本市の川澄化学さん等、既に集積も進んでいることから、どうも佐伯市さんはこの医療機器、製薬関連がふさわしいんじゃないかというようなコメントをいただいています。そこでこの小中規模の、大規模な土地が取得できない本市におきまして、いわゆる長期的戦略、短期でもいいんですが、その方針を明確にしてこのメディカルタウン構想にしっかり乗っていきけるような、強い方針を打ち出してやっていくという意味があるのかなのかというのをちょっと伺いたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御指摘はそれぞれ十分に理解できるところでありまして、私どもも通常感じているところではあります。今、御質問の中にありましたメディカルバレー関連、あるいは食品関連、また地場企業に根差した森林関係の企業といったものについては、佐伯市にとって非常に適したところがあるだろうということで、こういう方面には特に関心を払って注目しているところです。

それから佐伯市が長期的な視野に欠ける、これは大変耳が痛いことでありまして、議員が行かれました、北上市にも行かれたと思えますけれども、ここではもともとの地域が、農業

が主体の地域でありますけれども、工業団地の造成を始めたのは戦前からという長期的な展望に立っておりまして、それが戦後、積極的な企業誘致活動を展開し、バブル期に多数の立地を見たというような変遷をたどっておりまして、こうした長いスパンで工場誘致、企業誘致を考えていくという視点が確かに佐伯市には欠けておりましたし、これから先、その部分を充実させていかななくてはいけないというふうに思っているところです。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） では続きまして、ウの質問にまいります。

企業訪問について2点、お伺いたします。

まずは市長の企業訪問実績ということでございますけれども、企業誘致に成功している自治体の施策の中には、必ずと言っていいほど市長をはじめとする市幹部の企業訪問が挙げられています。先ほど答弁の中にも出ましたが、北上市の事例を見ますと、その数は年間150社、新規はもちろんですが、既に操業している企業にも御用聞きとアフターフォローの意味で訪問しております。その効果としまして、企業が企業を呼ぶという好循環が生まれています。また熾烈を極める自治体間の誘致競争において、企業側の立場から最終的な誘致先決定の要因の上位に、自治体トップの熱意が挙げられています。西嶋市長が掲げます企業留地の理念にも相通ずるところもあり、留地が誘致につながることを証明する事例であると思われまます。新規と創業済みを合わせまして市長の平成21年度の企業訪問実績をまずお伺いします。

それと2点目、訪問企業をふやすための具体策ということで挙げております。訪問と一言で言いましても、ある程度の企業データの集積がなければ行動できないかと思えます。職種、規模、業績などの基本データを収集した上で訪問先を決定し、担当者が訪問を繰り返して相手の意向を探った上で市長の訪問という流れになろうかと思えますけれども、本市は近年その企業データの蓄積がなされていないのではないかと感じております。理由は、これはあくまで私の私見ですけれども、昭和40年から昭和60年ぐらいまでは多数の企業が既に立地しておりまして、企業誘致の必要性を余り感じてなかったのではないかと、そのためにこういうような施策がなされてこなかったために、用地の確保もそうですけれどもデータの蓄積ができていないのではないかと考えられます。トップの訪問は誘致成功のためには外せない要素と考えますけれども、効率的な企業訪問を行うためのデータの蓄積など具体策をどのように今後考えていくのか、その辺をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 市長の企業訪問の回数ということですがけれども、基本的に新しく誘致を目指そうというような企業の訪問にまだつながっていないというのが実情でありまして、平成21年度を見ますと、太平洋セメント、興人本社、川澄化学の本社、キャノン、日本郵船等を訪問しております。これに加えまして商工の職員が訪問したところも合わせますと、平成21年度は20社ほどの訪問になっております。平成22年度につきましても、それを若干上回る程度の訪問ということになっております。この訪問先をふやすための具体策が必要なわけですがけれども、これはもう大分県と連絡を密にしながら、新聞、雑誌、信用調査会社のデータベースなどの情報源に加えて、地場企業との連携それからまた郷土会などの人脈などを活用し、企業情報を収集することだと考えております。ようやく昨年組織改編によりまして、企業誘致係がそれに専念する状況ができてまして、現在では朝来たらまず最初に経済新聞を隅から隅まで見る。それからネット上で何かとつかかりがないかということを検索

するという、通常の市の職員ではなかなかない業務を担当しております。これは決して遊んでいるわけではありませんが、一生懸命そうした誘致につなげられるような情報のかけらを、今、拾い集めるという作業をしております。企業情報も徐々に集積されてきているというふうに思っております。

それから、大分県は全国でも屈指の誘致の優良県であります。そうした意味から、昨年は大阪事務所に市の職員を派遣しまして、1年間の研修をいたしました。大阪と東京、企業誘致の方法論はかなり違っていると感じておりまして、ことし、その大分県の大阪事務所から帰って来た人間を企業誘致係に据えまして、1人を東京事務所に置く、この中ですぐれた大分県のノウハウを身につけて佐伯市の企業誘致につなげていきたいと、そういう人材確保を今、行っているところであるということでもあります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） その大阪事務所も先月行ってきたんですけど、山本さんですか、当市から行かれている方、大変評判がよろしかったです。大分県の職員の方もほめてらっしゃいましたし、御本人も大変活発に活動されておられて、その様子が御本人の口からも伺えたんですけど、また今度、来年度は東京事務所の方に派遣するというので、これ非常にいいことだと思います。ただ、実際山本さんなんかと話しして感じたんですけど、やっぱりちょっと1年というのは短いような気がします。なれたころにもう帰ってしまうというような、ちょっともったいないなど。可能であれば2年以上、最低2年の出向という御検討していただきたいのと、それと、これは余計なお世話かもしれませんが、結局大分県の東京事務所、大阪事務所ですべて市の職員が働くということは、その業務を通じて知り合う企業の人脈とか、その各方面の人脈も当然大事な宝なんですけど、一緒のかまの飯を食って働くその県の職員との関係というの、これは本市にとっても非常な宝になるということで、結構交際費のほうとかかなり、いつも財布が寂しいとおっしゃっていたので、できたらその辺の、存分に活動できるような、財布の心配せんでできる程度のバックアップはもっと考えてあげてほしいなと思います。

そしてまた市長の訪問というの、実際なかなか、佐伯市にゆかりの川澄さんとかキャノンさんとか、そういうのはやっぱり結果がすぐ出ないにしろ定期的に続けていっていただきたいと、これは営業ですから、一、二回行っただけで何か物を買ってもらえたりする営業ってありませんので、しっかり地道な、継続的な、長期的な戦略に立った企業誘致を今後もしっかりやっていっていただきたい。息が長い話になりますけど、成功すれば本当によいことだらけですので、これは続けていっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

続きまして、人材育成についてお伺いいたします。

企業は、進出先での労働力の確保という要素も重要視しております。本市は豊南高校と鶴岡高校の合併を控えておりますが、開校予定の新設校に、3年間の高校教育課程修了後、さらに2年間の選考過程を設けるよう大分県のほうと協議することは考えられないでしょうか。具体的に申しますと、岩手県立黒沢尻工業高校には、3年間の高校教育課程と、高校で学んだ工業に関する知識をさらに深め、企業にとって即戦力となる人材を育成するために、2年間の専攻科を平成19年4月に創設しております。企業側が求める優秀な人材を供給するための体制強化を図ることで、企業側へのアピールにとどまらず、高校卒業後の人材流出の歯ど

めにもなりますし、逆に他地域からの入学生も期待できます。地元で実業系のより専門的な教育が受けられる機関ができることにより、いわゆる外の企業だけではなく、現存する地元企業への貢献になると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 岩手県の北上市については、先ほどもちょっと触れましたけれども、大変長期的な企業誘致の活動を続けていると、その結果といたしまして、現在では、先ほど400ヘクタールというふうな話がありましたけど、私ども、ちょっと調べてみましたら、工業団地が640ヘクタールということになっておりまして、平成20年度の統計で278事業所、従業員数が1万4,667人、製造品の出荷額が5,000億円に達していると、人口が9万5,000人ほどのまちですから大変大きな数字だなというふうに思っております。こうした環境の中から工業高校の専攻科、これは工業高校に限定しますけど、黒沢尻高校の専攻科が地元企業の強い要請から設置されたらと、卒業後もこれらの企業による生徒の受け入れが確保されているというふうに伺っております。企業の要請から人材を育成している、人材があるから企業が立地すると、これは鶏が先か卵が先かという関係になるのかなと思います。そういったことを勘案しまして、現在の佐伯市の状況というのを見ますと、そうした卒業生、育った人材を吸収する企業が不足しているなという思いはあります。一方では育った人材が外に出てしまう、新卒者の流出を促進してしまうんじゃないかというふうな懸念もあることはあります。ただ、とは言いまして、こうした地域の人材を地域の学校で育てていけるような取り組みと、こういったものは必要であろうというふうに思っております。ちょっと前ですけれども、平成20年には、後期の高校再編整備に関する要望書といたしましてPTAから、佐伯市で再編される高校に福祉系、商業系、工業系、農業系、この各学科の設置と、各科に専攻科を設置してほしいという要望は行っております。市としてもこうした専攻科の設置について研究しながら要望していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） どっちが先かって、そうなんです、どっちが先かなんですけど、結局やっぱり突き詰めると、まちづくりにしても企業にしてもやっぱり人が、僕は先だと思います。結果はすぐに出なくても、やっぱり人に対する投資とか人材育成というのをしていけないと、会社もそうですし、その市自体も未来はないと思っております。そういうことで、そういう要望していただいておりますということであれば、今後も継続的にしていっていただきたいと思いたすけれども、市長、何かその辺ありましたら一言お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。

先ほど、清田議員のほうから、専攻科ということでございますが、これはもともと私のほうの発案で、平成20年1月7日に県の教育委員会に後期高校再編成に関する建議書という形で、要望より強い形を出しております。後ほどこれコピーをあげますが、当時の考えの中では、一応五つの中でやっております、最後の中で、5番目に、総合選択制の高校教育の内容に直結し、専門教育、さらに深められる職業系の県立短期大学を併設できないかとか、看護福祉系学科においては高度な技術や資格を取得するための専攻科の設置ができないかと、大分県で初めてのことを、当時、その後、市P連のほうもそうした要望を一緒に出したと。ところがその単年度で終わって、先般もOB会があったときにあれはどうしておるんだと、

積極的に人材教育というものを佐伯市で、専門学校に行く人が非常に多いんですね、そして戻ってこないとか。佐伯市に即戦力となるそういう方をつくる必要があるのではないかと。特にドイツの技術系でありますマイスター制度、こうしたものについては、普通科高校と別個にこういった職業に関する専門の技術養成をしているということが大事なものですから、こうしたことについてはまた一緒に行って、強い形で、先ほど言いましたように平成20年の1月、平成19年度にそうした要望を行っているということで、清田議員も市P連の役員だということをお伺いしておりますので、そうした部分で積極的に策定をする方向で行けばと思っておりますので、今後ともそうした中で一緒にやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） じゃあ今後ともこの件は引き続き継続的に、こちらこそお願いしますということで、オの質問にまいります。

観光系の企業の誘致についてということでお伺いいたします。市長は観光にも力を注いでおられます。東九州道も進捗しており、まさに追い風が吹いておりますけれども、観光開発を手がける企業へのアプローチは考えておられますでしょうか。具体的な私見を申しますと、特に蒲江地区の海岸線、元猿、高山、波当津などは本当に素晴らしいロケーションを持っておりまして、外から観光客を呼び、さらにリピーターになってもらう魅力があります。こう申しますのは、大学時代、私、東京の友人が佐伯に来ました。行くところないので元猿海岸に連れて行って泳ぎに行ったんですけども、そのときの彼の一言目が、沖縄の海のようなと、すごく興奮してまして、地元で暮らす我々はその魅力になかなか気づいていない。彼の言葉とそのときの表情はいまだに鮮明に焼きついております。現在の経済情勢ですぐにということにはならないと思っておりますけども、リゾート開発等を手がける観光系の企業に蒲江地区を紹介していくというような具体的な行動は考えていませんでしょうか、お伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 美しい環境といいますか、そういったものとの調和を図らなければならぬというのが一つありますけども、もし情報がありましたら真摯に対応をさせていただきますと思います。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 情報あったらしますけど、いわゆる市のほうから積極的にそっこのほうに行くということはないのかということなんですが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今のところそういった情報がありませんので、リゾートに対する進出意欲がある企業といったものの情報があれば働きかけをしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） じゃあ、ちょっとこの企業誘致の件につきまして、最後にちょっと補足的なことを申し述べ、1点質問もします。

今年2月に視察に参りました亀山市、シャープの液晶モデルの亀山市です。シャープ亀山工場がある場所は、平成元年に住友商事から工業住宅団地を造成したいとの申し出を受け、さまざまな調整過程を経て平成10年に第1工区146ヘクタール、亀山・関テクノヒルズの開発許可を市が出しましたけども、経済情勢の変化によりまして開発に着手できずにいました。すると、平成12年に三重県が打ち出しましたクリスタルバレー構想、これは液晶関連事業の

集積を目指すものですが、これの核企業としてシャープ誘致を、県・亀山市との密接な関係の中でねらいを絞って誘致活動を進め、シャープの希望を満たす唯一の県内用地として住友商事が開発計画を見直し、シャープの希望に沿った工業団地につくり上げました。そして注目すべきは、平成14年2月にシャープが立地を正式表明後、操業開始が平成16年の1月です。2年かかっていません。工場も外からですが拝見しましたが、とても大きいです。あれだけの施設が操業まで2年かかっていないというのが信じられないくらい大きなものでした。これは誘致活動から操業までの行政の手際よさ、仕事のスピード、それから何と言っても市と県の連携が最高にうまくいったということではないでしょうか。この事例を見まして、情報が集約する商社との連携も必要であると感じましたし、いわゆる3人おられる佐伯市選出の県会議員の皆様と市長と、4人がしっかりタッグを組んで、県とのパイプを今以上に太く、強くすることが必要じゃないかなと改めて感じましたけども、いわゆる県との連携、県議との連携ってというのは、実際市長はどのようにお考えになっているのかお伺いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清田議員の質問の中で県議との連携ということですけど、今この1年半ぐらい前から別個に会をつくりまして、会議所の会長、自治会の会長、それから県会議員3名、それから市の方では市長、副市長を入れて、あと商工会の会長が2人ですか。そうした10人の会を、大体半年に1回また3カ月に一遍ぐらい情報交換しながらそうした会議をもって、全体的なことを県のほうにも働きかけていただくと、また県のほうとしてどういう要望があれば必要ときけると、経済界もそうした形で受けると、また自治会もそうした形で動くということで、そうした会を今創成して動いております。そうした中でまた県のほうでは、また知事との関係は別個ですけど、地元そのものが一体化になってやらなければいけないということでそういう会をつくっております。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そういうことをしておられるというのでも知りませんでしたけども、なかなかそういう姿が見えてないというのが現状なんですね。ほかの事例を見ても、成功をしている自治体はやっぱり県との連携というのが非常に密接にやられておるなあとこののを、どこへ行っても感じます。そんな中で、特に、会をつくられていると言ったけども、そういうやつの情報開示であるとか、そうしないと恐らく担当課の人も動きにくいんじゃないかなと、その市の担当課ですよ。その辺もありますので、先ほどの最初の質問にありました、小さい用地を生かしながらの企業誘致するために、市長がもっと具体的な方針を提示して、今もしているんでしょうけど、もっと強い形でして、市の担当職員の方がもっと動きやすい形を今後つくっていただけたらなと思います。それとあと、県とのパイプをもっと今以上につくっていくということを最後申し添えまして、この第1項目の1点目を終わりにして、2点目に入りたいと思います。

2点目、トップアスリートとの交流による青少年の健全育成と、プロスポーツによる観光商業の活性化についてお伺いします。

まず青少年の健全育成について。当市においては、日夜小学生が各種競技のスポーツ少年団におきまして、みずからの将来を信じ、夢をかなえるために練習に励んでいます。もちろんすべての子どもたちが日本代表やプロに進むわけではありませんけども、スポーツを通じて仲間を信じ、いたわる心や、みずからに打ち勝つ心など、かけがえのない多くのことを学

んでいます。日々の練習のアクセントとして、トップアスリートとの交流をもつことにより、技術はもちろんですが、一流選手が持つ気持ちの強さや優しさ、内面の素晴らしさに触れることによりさらなる成長が期待できます。子どもは大人が想像できない感受性を必ず持っています。この経験は子どもたちの成長過程において必ず大きな役割を果たすと確信しております。また、各スポーツ少年団指導者の皆様の御苦勞に報いるためにも、将来の佐伯市を担う子どもたちに対する先行投資として、トップアスリートとの交流事業は積極的に展開していくべきだと考えます。トップアスリートとの交流事業を行おうとする団体に対しての補助金制度を確立する考えはないかどうかお伺いたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えいたします。トップアスリートとの交流は、スポーツの普及振興はもちろんでございますけれども、青少年の健全育成に果たす役割は大変大きいというふうに認識しております。また、トップアスリートの招致につきましては、議員御指摘のとおり、子どもたちに夢を与え、何事にも努力する大切さを伝えることや、スポーツの楽しさやスポーツに対する興味を抱かせるために必要な事業であるというふうに認識をしております。補助金制度の確立についてということでございますけれども、これにつきましては他市の状況では、ほとんどの市が補助金を導入してないという状況でありますけれども、施設の減免等も含めながら、今後検討していきたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 十分検討し、前向きに進めてほしいと思います。他市は他市として、将来に対する佐伯市の将来の人材のための投資ということで、惜しまず前向きに検討していただきたい。それと、トップアスリート、こういう活動が健全育成にいい影響を与えているという認識を持っておられるということも今確認できましたので、大変喜ばしいことでございます。ただ1点、ちょっと、こういう予算は別として、実際これは私も伺った話なんですけど、あるプロの団体が、これはもう無償で学校の体育の授業に訪問して、ボールを使った遊び、投げる、とるとか、打つ、転がすとか、野球とかバスケットとかサッカーに限った形ではなくて、いわゆるボールを使って体を動かす、そういう楽しみと体の動きをプロの選手とそのトレーナーとかが無償で学校の授業に訪問して、4年生以上ぐらいの体育の授業でやらせてほしいという申し出を行ったそうです。そういう申し出があったというのは次長御存じかどうか、ちょっと。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 佐伯市内でプロがそういう事業を行いたいということは、私、聞いておりません。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） これ実は、申し出を行ったんだけど、どなたかというの私は聞いてませんが、教育委員会の担当者の方から、これは新年度にやらせてほしいということだったんですけど、新年度は学習指導要領とか、学校の時間割が若干密になってくるので、そういう時間はとれませんというようなことで、担当者レベルで断られてしまっているんです。今ですね。これ、私聞いたときに、確かにその担当者の業務の範囲では、しっかり学校運営を考えたらそういう返答も、それはあるかもしれんなと思ったんですけど、そういう青少年の健全育成に非常ないい役割を果たすという認識を持ちながら、そういうことを積極的に受け入れ

ていくという土壌が、今、教育委員会の中にないということも言えると思うんですね、その担当者の方からそういう言葉が出るというのは。というのが、せめて、そういう授業が厳しくなるという判断はいいんですけど、これって先生とか大人中心のものの考えでしょう。厳しくなるけれどもこれは子どものためだからちょっと検討しますとか、何とかやれる方向でそこを工夫していくというような職場の雰囲気は私必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今、初めて、そのプロが来て教えるということも聞きましたけども、似たような内容だと思えますけども、平成21年度から、コーディネーショントレーニングという新たな子どもたちのためのプログラムを、今、遂行中といいますか、各学校に広めていくという状況であります。そういうのもあって、多分担当者はそういう言い方をしたんだというふうに思っておりますけども、議員御指摘のことにつきましては、学校とも密な連絡をとりながら、そういう子どもたちのためになるような、楽しんでスポーツができると、体力の向上になるというようなプログラムも現在進行中でございますので、そこらはちょっと私のほうとも話を、学校教育のほうともして、最善の方向で進めていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 極力そういう、大変善意の申し出で、その球団のボランティアでしようということであることに関しては、御苦勞はあると思えますけど、なるべく子ども中心の考えに立って受け入れる方向の努力をしていただきたいなと思えます。それを申し添えまして、次のイの質問にまいります。

観光商業の活性化についてお伺いたします。野球が一番身近ですので野球を例にとりますと、広島カープの野村監督、読売ジャイアンツの脇谷選手、ヤクルトスワローズの日高選手が御活躍中でございますけども、これは佐伯市として大変心強い人脈を有しております。いきなり一軍キャンプの誘致というのは、これは物理的に無理ですけども、せめて秋の自主トレですとか、それが継続的に続いた上での話ですけど、二軍キャンプの誘致等、積極的に行いまして、市外からのファンを呼び込んで観光商業の活性化につなげることは十分に可能であると思えます。昨年12月に行われました読売巨人軍の野球教室、市職員の皆さん、野球指導者の皆さん、保護者の皆さん、各企業、多くの方々の御協力を得て実現しました。あのイベントの元おこしは市内のある1人の民間人の方と巨人の脇谷選手との御縁で始まっています。この御縁で大変、読売巨人軍とか、いらした選手の皆さんの御好意に甘えることもあって実現したわけですけども、このように市が中心となって誘致活動をしなくとも、民間の人脈を活用してその活動をサポートするという形をとれば、秋の自主トレくらいであれば自実現するのではないかと考えております。自主トレといいましても、選手が五、六人来れば、スタッフやマスコミ関係者で20人近い人たちがその期間、1週間から10日間、佐伯に滞在することになるそうです。さらに平日でもファンが数十人から100人程度、週末ともなれば数百人から1,000人程度やって来るそうです。観光商業の活性化の一助としまして、自主トレや二軍キャンプなどの誘致をプロ球団に対し積極的に行っていくという考えはないかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘のように、プロ野球等のキャンプあるいは自主トレ等が誘致をして観光や商業に対する経済効果というのは大変なものがあるというふうに認識しておりますけれども、キャンプを誘致するためには、現在ある施設、特に屋内の練習場、それからサブグラウンド等が佐伯市には不足しておるといような状況でございます。そういうのを一度に整備するということになる、財政的にも非常に厳しいものがあるというふうに考えております。プロ野球チームのキャンプや自主トレの受け入れを目指しておる地域と申しますが、そういう地区は大変九州内では多いというふうに聞いておりますし、組織的な誘致活動、あるいはスポーツ関係者との信頼関係はもとよりでございますけれども、地域全体として体育関係だけでなく、経済界やそれらのものを取り入れた、取り込んだ取り組みが必要であろうというふうに考えております。前、上田徹議員の質問にも答えましたけれども、宿泊施設等あらゆる受け入れ施設が必要であるというふうに考えておりますので、このキャンプとか自主トレの誘致につきましては、市や観光協会それから旅館組合等、また県も取り込んで一体となってこれから取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 最後になりますけれども、キャンプというのはやっぱり、これ次長おっしゃるようにちょっと厳しいと思います、施設の面でですね。いわゆる自主トレですよ。自主トレであれば、今も述べさせていただいたけど可能であると思います。だからその自主トレを誘致するのに市が主体となって業務の時間を割いて球団に行ったりとか、そういうのは別にしなくても、そういう人脈がもう民間にありますから、その方々が動く、いわゆる補助的な分を、申し出があったときにできる範囲でしっかり受け入れる体制をとっていただきたいというのが最後1点、これも申し添えまして私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で清田議員の一般質問を終わります。

次に30番、高橋香一郎君。

30番（高橋香一郎） 開政会所属の30番、高橋香一郎です。通告に従いまして一般質問を行います。

1番といたしまして、食と観光の振興策についてということと、2番、青年団の活動について、大きく2点について質問をしたいと思います。

アといたしまして、佐伯市観光の情勢及び課題について。東九州自動車道の開通、そして大分・佐伯間の通行料金無料化により、国道10号線の交通量が減少する中、食観光の推進による経済効果を問いたいと思います。特に10号線沿いの沿線はかなり本当に交通量が減っておりまして、中の谷から弥生にかけての商店はほとんど壊滅状態のような感じで、非常に苦戦をしておるといのが現状ではないかと思えます。そういう中でのこの佐伯市観光の情勢及び課題についてということで、まず1点目をお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 高速道路の開通、さらには無料化社会実験の実施によりまして観光客は増加しておりますけれども、一方で議員御指摘のように、10号線沿線などでは交通量が減少しましてマイナスの影響を受けているということがあつたということは認識しております。食観光の推進による経済効果についてということと申しますが、現在、食観光につきましては佐伯寿司街道、佐伯ごまだし、東九州伊勢えび海道、ぶんご井街道といった各事業の実施など、佐伯をグルメのまちとして売り出しております。その全体的な経済効

果、こういった食を含めた全体的な経済効果を算出するということは大変難しいんですけども、データ出ます、例えば平成21年度の井街道、これは4カ月のキャンペーンでしたけれども、この間で実食数は1万3,000食でありました。売上げとしては2,100万円。伊勢えび海道、これは3カ月間でしたけども、8,500食、約5,000万円を売り上げたと推計されております。これはいずれも佐伯市のみの数字ですけども、間接的な効果を含めまして、職観光全体としてはかなりの経済効果があったというふうに思われます。今のところ、高速道路開通で脚光を浴びておりますけれども、佐伯市は観光地としての知名度、あるいは成熟度といったものは発展途上であるというふうに認識しております。もしこれが、観光が地域の産業として根づくことができれば、地域産業として一つの柱となっていくというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 再質問をいたしますが、来月から通行料金が上限2,000円ということになります。このような中で佐伯市は、すぐれた景観と多くの食材を持っておりますけれども、そしてまた一度は行ってみたいところというような声をよく聞いております。そういうことで観光客、高速の開通があったので来客がたくさんふえた分があると考えておりますけども、市長も施政方針の中で、食観光の推進やツーリズムの推進、観光ガイドの充実、観光客の誘致の促進を図る対策をとる方針と言われました。その点について一つを考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 済みません。ちょっと私のほうで質問の趣旨がよくわからなかったんですけど、ちょっと趣旨とずれるかも知れません。先日、リクルート社のギャップ調査というのを行いましたけれども、この調査結果を見ますと佐伯市の知名度はやはり低いわけでありまして、ただ、来られた方の満足度は大変高いという結果が出ております。これは地元の人が気がつかない魅力を来られた方が感じ取っていただいた結果かなというふうに思っております。その調査の中に今一つありますのは、大分県内で佐伯市を訪れたことがあるという方がまだ半分ちょっとという状況であります。福岡県域ではこれは3割ということですので、考えようによってはまだまだそうした残りの方々に来てもらう可能性がある、来てもらってこの高速の通行料金が安い間にリピーターになっていただくということをやっていくことで可能性が広がっていくのかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 国交省が中の谷のトンネルのところで調査をした通行車両、通行車両を調査したのがありますが、約4割ほど10号線を通る車が減っているということ、調査の結果で出ております。そしてそれは高速道路が開通した後の調査の結果でありますけども、実際無料化実験が行われた中では、もっと減っているのではないかというような推測がされております。その結果、沿線がかなり苦戦をしているということになっております。もうドライブインとかほとんど、中の谷から何件かありましたけども、もう閉めておりますし、大変な状況になっております。そしてコンビニ等もやはりその影響を受けておるように考えております。また、やよいの道の駅が、今、弥生地域の経済、そして雇用の確保と中心になっておりますけれども、その影響も、その高速道路開通によってかなりの影響があるんじゃないかと思っておりますが、塩月副市長はやよいの道の駅の社長であります。そのその点につい

てどのように認識をしておるか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、217号がですね番匠から古市まで抜けて、今、工事が進んでおりますけども、その影響もかなり出てくるのではないかと思います、どのように認識しているかお聞きしておきたいと思います。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） おはようございます。

議員が御心配しておるように、道の駅だけでなく、株式会社うめ、うめりあも非常に口蹄疫の関係、また鳥インフルエンザ関係だけじゃなく、恐らく高速道路の影響も私はあると思います。特に私は道の駅やよいより、株式会社うめのほうを非常に心配している度合いが高く持っている。というのは、単なる観光だけの相手にした道の駅であれば、ぐっとやっぱりこれからは利用客も減ってくるのは間違いないと見ております。それに対してどういうふうな方策をするかということをお職員また従業員ともどもお話しをしております。道の駅やよいも、佐伯という顧客の地域、やよいから見て旧佐伯市はいい地域、いい人口を持っているんですけども、やはりよそから来る方も非常に買っていきがあるんですけども、道の駅全体の売り上げはそんなに危惧しておりません。ただ道の駅やよいのは、うめもそうなんですけど、生産者ですね。高速道路の関係は、道の駅やよいの場合には、私はプラスに働くとみておるんですけども、それよりも農業後継者です。やはり生鮮食品が非常に、朝一番に行っても売り切れる状況が続いておりまして、野菜が豊富にできるときは追加できるんですけども、冬場の時期なんか特にあっという間に売り切れるということで、職員と話してるんですけども、来たときにないということは、あそこに行ったら朝一番しかないのよということにしたいんですけども、やはりどうしても状況としては冬場の状況で生産者の数が少ないということもありまして、そちらのほうをどちらかという私は気にしております。高速道路は、私は道の駅やよいの場合は、個人的にはマイナスには考えておりません。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 社長である副市長がそのようにおっしゃってますけども、実際、やよいの道の駅の場合、出荷者も含めて少しお客さんが減ってきたのではないかなというような話をされる方もたくさんいます。私どもも当初つくったときにかかった分がありますので、やよいの道の駅は雇用の確保の場でもあるし、生産物、農産物含めて本当にいろいろな方がかわりを持っていると、だからできるだけ売り上げを伸ばしていこうという努力もしております。私どもも出荷をしておりますけれども、その分では地域の人とやはりいろいろな情報交換しながら取り組んでいってほしいと思っておりますので、その辺はまた社長としてよろしくお願いたします。

次にいきたいと思いますが、社団法人ツーリズム大分についてですけれども、県の観光協会は2005年に民間組織として発足しております。2005年の4月に、あった観光協会がツーリズム大分ということで組織として発足しておりますけれども、県からの補助金は一切受けてないというようなことも聞いておりますが、次にウもありますけども、佐伯市観光協会の法人化についてということで、観光協会の会長であります市長が常に言っております、食観光での地域づくりという、真剣に取り組んでいるということは、いつも話にも聞いておりますし、またそういう取り組みもしておることは事実でございますけども、この中で佐伯市の観光協会、これも公益法人制度の改革で法人格の取得が簡素化されたということで、法人化に向けての取り組みを今後検討していきたいということが総会等でよく言われておりま

すけども、それについてのその後の経過、また取組等についてお尋ねをしたいと思います。
議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。2と3をあわせて御答弁ください。

企画商工観光部長（魚住慎治） 最初に、社団法人ツーリズム大分についてですけれども、これは議員さんおっしゃるとおり、平成17年の4月に任意団体でありました前身の大分県観光協会、これは発展的解消しまして社団法人として設立されたものであります。社団法人としました理由とといいますか目的は、設立の趣意書によりますと、組織の強化を図り、責任体制を確立し、社会的な信用を高め、大分県観光の中核的な組織たるにふさわしい自主的活動により十分な力が発揮できる組織とするためとしております。つまり、観光が地域の産業、経済に重要な役割を持つようになってきた中で、民間の発想やアイデアを生かしつつ主体的に活動する組織として動くために法人化したということであろうかと思っております。構成は、県下の各自治体や観光協会、観光事業者等が正会員で、地域づくり団体などが準会員というふうになっております。会長は、自治体関係者ではなく民間の方が務めております。また、県下の市町村から職員が派遣されておまして、今年度、佐伯市からも1名の職員を派遣しておりました。

それから、佐伯市観光協会の法人化についてですけれども、この取り組みは第2次行革プランに平成24年度から法人化を行うという計画をあげております。また、平成22年度佐伯市観光協会理事会と総会においても法人化の検討を行うと説明をいたしました。現在の状況としましては、資料収集を終えまして、次回の観光協会理事会に向けて説明できるよう準備をしているところであります。来年の2月までに法人設立登記を終えておきたいと計画しております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 2月までにいろいろと法人の手續を終えておきたいというお話ですが、観光協会は今、佐伯市の観光協会の場合、やはり行政のある程度の力を借りないと、現実としてはなかなか法人化というのは難しいのではないかなというようなことを私は思うんですけれども、その点はどうでしょうか。市長にちょっとお尋ねしておきたいんですが、市長が観光協会の会長ですから、そのお考えをちょっとお聞かせ願えればと思いますが。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高橋議員さんよりも私のほうですが、同じ観光協会という形の立場でございますので、むしろ観光協会の中での話をきょうの一般質問に入れたと思っております。観光協会の法人化に向けてということで、観光協会の中で提案させていただいておりますが、こうした説明できる準備をしているということで、先ほど部長が申しあげましたように、来年の2月までに終えておきたいということを考えているわけですが、これも佐伯市、非常に広い範囲で各支部があります。こうした場合に設立することについては方向づけはいいんだけど、運営はどうなるかと、そうしたときには市の方の職員の派遣をして支えなければいけないのか、また各振興局による職員の対応をどうするかという、そうしたさまざまな問題がありますので、どうしたいいい方向に行けるかということと、もう一つは観光協会の法人化ということになると、今まで行政が絡んでなかった部分、例えば旅客の旅行業とか、いろいろな関係とか、ブランド化したやつの商標とか、いろいろな関係の収入ということが出てきて自主的な運営にも持っていける分があると思っております。私ども、広い中で食観光ということで、一部の部分ですけど御存じのとおりごまだしうどんを、日清製粉で販売したときのパテ

ント料みたいな形もいただいております、それはごまだしのほうでいただいております。広い範囲での方法がとれると思っておりますので、これについては十分観光協会の中でいろんな問題点を出し、また行政としてどういう形ができるかということをも十分相談させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） 私も観光協会の副会長という立場にありますが、市長が会長で副会長ですが、各振興局単位で支部が結成されておりますが、振興局の職員も人数が減っております、担当職員がやはりいろいろとイベントをやっております、1人でなかなか手が回らないということがあります。課全体でと、4人か5人ぐらいの課の職員と一緒に取り組んでほしいというようなことも話をしておりますけれども、なかなかせっぱ詰まった中でイベントの開催は非常に困難ではないんですけれども、やらなければいけないので、あるんですけれども、職員の協力体制をぜひ、1人の職員が担当するのではなく、その課全体でやってほしいというようなことを要望しておきたいと思っております。

それと、次にきたいと思っております。

エの御当地グルメの祭典、B - 1グランプリの参加についてということで、私ども開政会では2月にB - 1グルメの横手の大会ですが、3位になりました岡山県の津山に行きまわりました。実際にホルモン焼きうどんという研修視察ということで行きてまわりました、実際に食べてみました。おいしいかおいしくないかは、判断は個々の人が判断することであって、ただ、テーマ自体はやはりBグルメで3位になったということで、相当な活性化が図られているということはやはり現実に私どもも認識してまいりましたけれども、佐伯市もこのB - 1グルメ、B - 1グランプリに横手の大会から参加しておりますよね。そこで何位ということはないんでしょうけども、かなり注目されて会頭賞何かいただいたと聞いておりますけれども、そのB - 1グランプリの愛Bリーグというんだそうなんですが、それについての説明、そしてB - 1グランプリでのごまだしうどんの評価について、次に3番目といたしまして、日清食品が佐伯風ごまだしうどんの販売をしたということですが、それについての販売状況について、それからその後の経済効果について、そして といたしまして、参加したノウハウを生かしての地域おこしとして佐伯市で地方大会を開く考えがないかどうかお尋ねしたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず第1点目に、愛Bリーグについてということですが、愛Bリーグといいますのは、気軽でおいしいB級グルメで地域を元気にすることを目的に、2006年に設立されたボランティア団体の集まりであります。正式には一般社団法人B級御当地グルメでまちおこし団体連絡協議会といいます。本部は静岡県の富士宮市にあります。加盟するには食を通じたまちおこしに取り組む団体であり、かつ一定の実績があるということが条件であります。B - 1グランプリに出店するには、まず準会員として加盟しまして、活動が認められて正会員になるということが必要であります。最低1年から2年はかかるということになります。現在この正会員が47団体、準会員が24団体加盟しております、佐伯ごまだしの会は平成20年に準会員となり、正会員となった平成21年からB - 1グランプリに出店しております。当初10団体が参加して青森県八戸市で始まりましたが、この第1回グランプリ大会では来場者は1万7,000人でした。ところが昨年、神奈川県厚木市で行

われました第6回大会には46団体が出店しまして、43万5,000人が訪れるという国民的なイベントになっております。

そこでのごまだしうどんの評価についてということですが、議員御指摘のように、佐伯ごまだしうどんは平成21年に秋田県の横手市で行われました第4回大会から参加しております。大会でははしによる人気投票が行われまして、ベスト10に入った団体が公表されません。この横手の大会ではベスト10には入れませんでした。しかし横手の商工会議所特別賞という賞をいただきました。昨年の厚木大会でも残念ながらベスト10には入っておりませんが、2日間とも午後2時前には売り切れるという盛況ぶりでありました。ただ知名度ではまだ浸透不足というふうに感じております。

日清の佐伯風ごまだしうどんの販売状況についてということですが、このB-1グランプリへの出店がきっかけになりまして、昨年8月下旬から今年の2月いっぱいまで、西日本の限定で佐伯風ごまだしうどんが販売されました。期間中6万1,536食が購入されたそうです。九州地区では健闘いたしましたけれども、その他の地域ではまだ知名度は低い、認知度が低いということのようです。

その後の経済効果についてということですが、佐伯ごまだしの会では九州B-1グランプリをはじめ多くのイベントに積極的に出店し、ごまだしうどんを売り込んでおります。これらの活動やB-1グランプリへの出店などが奏功して、ごまだしうどんの知名度は徐々に高まっておりますし、マスコミの取材も多くなっております。昨年ですが、はなまるマーケットですとか秘密のケンミンSHOWなどの人気番組でも紹介されまして、その直後には製造が間に合わないほどの注文を受けたという店舗もあるなどかなりの経済効果があったと思っております。ただ、大きな経済効果につなげるためには、3位以内に入るということが必要であろうかと思っております。

最後に、そのノウハウを生かして佐伯市で大会を開く気はないかということですが、B-1グランプリの来場者が示しますように、先ほど申しましたけれど6回大会では43万人というような大変大きな大会になっておりますので、相当に広い会場ですとか駐車場、アクセスのよさ、そういったレベルの集客力を考えた条件を満たすということが必要になってまいりますけれども、そのためにはかなりいろんな方面の条件をクリアしていかなくてはいけないというふうに思っております。それから、B-1グランプリと類似する小規模の大会を行うということにつきましては、基本的に愛Bリーグは認めていないようであります。

議長（小野宗司） 高橋議員。

30番（高橋香一郎） B-1グランプリの愛Bリーグというものについて、部長から詳しく説明を受けましたけれども、これはやっぱり地域おこしということで、それぞれの、厚木市の場合は46団体ですか、出店者が。それで43万5,000人という来場者があったということなんです。このマスコミの注目度そしてその地域の名を売るという部分では、相当有効な手段ではないかと思うんです。佐伯のごまだしがそこに出したと、会頭賞、特別賞をもらったという部分だけでもかなりのマスコミ、あるいは新聞、そして私も見ておりましたけれども、テレビなんかでも相当やっぱり名前が売れてきたと思っております。それをうまく利用するというのが大事なことではないかと思うんです。小規模のそういうB-1グランプリ、これは認めてないということなんですけれども、それに似たような、類似したような形のものがあればいいのではないかと思います。一例といたしまして、平成21年の11月7日、8日に

は、福岡県の久留米市でB級グルメのまち久留米実行委員会主催による第1回九州B-1グランプリが開催されて、地元の久留米ラーメンや久留米焼き鳥をはじめとした九州の14の御当地グルメと、ゲストとして八戸せんべい汁、厚木シロコロホルモン、富士宮焼きそばの3品が出店され、地元の久留米焼き鳥が九州グランプリを獲得したとっておりますし、この大会には約18万人が集まったと伺われております。そういう類似したといいますか、愛Bリーグではなくごまだしの会が主体になってこういう形のものではないかということをお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうに質問ということですが、魚住部長にと思いましたが、このB-1グランプリ、私も深くかかわっております、先ほど言いました久留米で大会がありました、その前の年、そのB-1グランプリの大会が九州で初めて久留米で開かれました。翌年九州大会という形で久留米の大会があったんですけど、そのときに佐伯市としてごまだしがここで初登場しております。このときちょうど私ども、ほかの会があつて行かなかったんですけど、ごまだしの会の皆さんに、こうしたB-1グランプリの加入を私のほうから率先的に、ぜひ入って、こういう大会があるんだということで、そうした中でごまだしの会の皆さんが、じゃあ久留米に行ってみようということで行っていただきました。翌年、横手でありましたときに、私も横手に行きました。全出場者の中で市長が行ったのは佐伯市だけです。当日、東京のキー局でありますあるテレビ局がずっと取材を続けておまして、私がおまだしを手伝うところがテレビに出まして、東京のほうの友人から、よっぽど市長は暇なんだな、横手へ行ってごまだしをつくるかと言われたわけですけど、そうしたキー局とのつき合いがありまして、いろいろな意味でのごまだしが全国的に広まったという経緯もございます。これは特に九州大会という形で、今年度は厚木だったわけですけど、来年度については神戸のほうに大体決まっております、その次の大会を九州ですということ、佐伯市といたしましても、会議所を通じて、観光協会も通じまして、全体で大会をする段取りを、一応会議所などの経済界の考えてみらんかということをお提案しましたが、逆に北九州の方が手を挙げまして、再来年度になりますか、手を挙げて北九州で開こうということで、先ほど部長が言ったように40万人を超すお客さんがありますから、横手の場合は約20万人ぐらいでしたけど、そうした中のノウハウが非常に広がっておりますということで、九州管内では別個に、久留米が中心となりまして九州管内の大会をするということをやっております。それと同じように先般、大分県でB級グルメの大会があったのも御承知だと思っておりますが、昨年と今年、B級グルメの大会、県内ではごまだしうどんがV2ということで、県内の中で2連勝しております。非常に県内では好調なんですけど、まだまだ外部に見てごまだしの知名度が低いということで、ちょうど今朝の新聞ですか、大分県のブランド課が東京の方で調査したと、そのアンケート調査によれば、大分県に対する材料、いわゆるシイタケとかカボスとか関サバ、関アジというのは非常にブランドとして有名だけど、大分県の食べ物についてはアンケートの回答がゼロだと。長崎で言えば長崎ちゃんぽんとか、讃岐うどんとか有名なものがあるんですけど、そうした中ではまだまだ知名度が大分県も低いということで、県と一緒にこうしたことをアピールすることも必要だと思っております。これについては私ども行政だけでなく、やはり実行されているそうした飲食の皆さんまた、ごまだしうどんの会、経済界の方にやっていきたいと思っております。そういうことで、今後とも私どもにと

りまして大会があれば一緒になってやっていきたいということで考えております。
議長（小野宗司） 一般質問の途中ですが、マイクの調子が悪いので暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 開議

議長（小野宗司） 高橋香一郎議員。

30番（高橋香一郎） 再質問といたしますが、もうこの件については一応終わりたいと思います。時間の関係もあるかもしれませんが、ただ、やはり今、ごまだしうどんの知名度は低いとは言いながら、そういう大会を通してマスコミが注目してくれば、自然と名前が売れてくるわけですよ。だから、あちこちに出て行って参加するのも大事なんですが、やはり地元でまず、よその人も引き込んでやってみたらいいと思うんです。それを計画をしてやってみたらどうでしょうか。それと、何年後には東京ドームでB - 1グランプリをやるというようなお話もあって、そうなりますと東京ドームの中ですから、東京ですから、100万を超えるような人が集まるかも知れません。そういう分で、ぜひそれまでに知名度を上げる試みといたしますか、ことを考えたほうがいいのではないかと考えておりますが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） B - 1は先ほども申しましたように、御当地グルメでまちおこしということでして、純粹においしいかどうかという客観的な評価をするようなものではありません。ほかの地域のB - 1グルメを食べましても、これは決して劣っていない、むしろごまだしのほうがおいしいなという気持ちがいたします。ただこれは、地域の盛り上がりですとか地元、自分の地域を自慢していくということが大変強い部分があるのかと思います。ですからこれが、佐伯市のごまだしが上位を占めるためには地元でどれだけ盛り上がっていきけるか、こんなにおいしいものがある素晴らしい地域ですよという誇りを地元の人たちが持つということが必須であろうかというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高橋香一郎議員。

30番（高橋香一郎） では、B - 1グルメについてはこれで終わりたいと思います。

それでは、大きく2番目の青年団の復活についてということでお尋ねをしたいと思っております。

大分、別府、豊後大野では青年団が改めて組織されています。昨年度の年末までにその三つの青年団が組織化されておりますが、今まではたしか姫島とそして臼杵市、宇佐市が青年団が存続しておると、この佐伯市を含めてそのほかの地域はもう青年団は自然消滅という形になっておったのではないかと考えておりますが、地域の横のつながりを復活させる手段といたしまして、青年団の復活が図れないかお尋ねをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えいたします。

旧佐伯市それから旧町村には、かつてそれぞれ地区に青年団組織がありまして、地域に根差した活動をして地域の活性化に大いに貢献をしておりました。しかしながら1980年代を境にだんだんと若者の組織離れが進み、集団に属することが大変苦手な若者が、個々に趣味、娯楽の場を自由に求めて行動するようになりました。1990年代後半には、各地域とも青年団組織は消滅状態となっております。佐伯市では現在、本匠地区に本匠青年団というのがございまして活動しております。本匠青年団につきましては、積極的に地区の行事に参加をして

地域に貢献し、住民にとって大変ありがたがられておるということでございます。一部マスコミで県内に青年団組織の復活のニュースが載っておりましてけれども、これも大分県の連合青年団の働きかけによって設立に至ったというふうに聞いております。地域で少子高齢化が進む中で、若者が青年団組織を形成し地域貢献をしていただけるというのは大変市にとってもいいことだというふうに認識をしております。ただ、集団に属することに大変苦手な意識をもつ若者がふえている中で、佐伯市の青年団復活につきましては、市が主体的に指導するというので設立は大変難しいものがあるというふうに考えております。しかしながら、県の連合青年団やその他の団体の働きかけによりまして、設立を希望するというような若者がふえてきて、設立に至るようであれば教育委員会としても今後できるだけ支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高橋香一郎議員。

30番（高橋香一郎） 地域の横のつながりが薄れていく中で、今、青年団の復活、青年たちの集まりの場としての復活をさせようという運動が起こっているということで、大分市あるいは豊後大野それから別府市、そういった中の青年団が、三つの青年団が復活を目指しておるという、もうできておりますね。年末にはできておりました。今の時代に合った、だれでも参加しやすい緩やかな組織にして人を集めたいとしております。あまり縛ってしまうとなかなか人が集まらないということで、集団に属することが苦手意識を持つということで、やはり衰退の原因であるということをおっしゃられたけど、もう一つあるのは、やはり農業中心から他業種の職業が多様化してきた中で、住む場と働く場が遠くなったことが言えるのではないかと気がいたします。九州一広い面積をもつ佐伯市にも、やはりそういう昔のように青年団がイベントやあるいはボランティア等で活躍した、そういう形のものを復活させるということはやはり大事ではないかと思えます。行政主導ではなかなか難しいとは言いながら、そういう気持ちを持った若い人がこの地域には何人もおるのではないかと思えます。そういう中で行政ではないけれども、そういう人たちが自然的に集まってまちづくりを考えようという組織を、組織化を目指していくのがいいのではないかと、あまり堅苦しい話じゃなく、やんわりとした話をしながら組織をつくるということが大事ではないかと思えます。年齢や立場ということで、年齢にも余りこだわらないで、若い人だけじゃなくある程度、40代あるいは50代も含めた中での人たちの、気軽に参加ができるような壁のない組織づくりと、そういう地域を担う人材をつくるという意味では大事ではないかと思っておりますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほども申しましたけれども、集団をつくるのが苦手な若者がふえているということでございますけれども、個人個人ではそれぞれの趣味を共通として、それぞれの会をつくったり社会教育的にもそういう集団ができております。ただ、議員御指摘のような、青年団という名前に抵抗があるのかどうかわかりませんが、それぞれの立場で若者が集団をつくっているような状況ですので、それを青年団に当てはめて考えるのがいいのかどうかという点も含めて、今後教育委員会のほうとしては考えていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高橋香一郎議員。

30番（高橋香一郎） でも、そういう考え、個々の若い人はやはりいろいろと話をすると、昔

のような青年団的な考えを持った方もたくさんおられます。地域のイベントあるいは組合と
いいですか、つながりを求めてやっていこうという人はたくさんいます。例えば私、今観光
協会の弥生支部の支部長をやっておるんですけども、観光協会の弥生支部では若い人、50
歳以下の若い人を集めて年齢的には男女も分けなくやっておりますけれども、いのちき大学
というのをやっております。あるときは継続してやるという意味で大学院までつくりまして、
落第したらまた元に戻るけどちょっと一歩進んで大学院に行こうというようなことでやって
おりました。そういうものもあるわけで、そういうグループ、商工会の青年部あるいは商工
会議所の青年部とか法人会の青年部とか、そういう人たちがいっぱいおるんですよ。そう
いう人たちを集めているいろいろな話をすれば、自然発生的にそういう話が出てくる可能性もある
ということで、ぜひ行政でなかなか音頭はとれないかもしれないけど、ある程度のきっかけ
をつくることのできるのではないかと思いますので、その点をよろしく願います。ちな
みにいのちき大学の弥生地域には会員が20名おります。先般、執行部との懇談会、夜なべ談
義というのをやりまして、自分たちで会費を出して、市長ほか県の振興局の局長さんも呼ん
で一杯飲みながらいろいろと、まちづくりとか、市政とかそういう部分についてのことをや
っておりました。先般、大変ありがとうございました。市長さんも来ていただいているいろ
と話をさせていただきました。そういう部分からやっぱり地域おこしの何かが出てくると思
います。昔は青年団はボランティア的に地域の祭りとかして、隣近所の助け合いとかそういう
部分に積極的に取り組んでおりましたから、ぜひそういう形のものをこれからもつくって
くれればいいと、いくことが大事ではないかと思っています。何かその部分について。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 私も若いころは青年団活動を真剣にやった一人でございますけれども、
青年団のよさというのは大変いろいろあると思います。しかし先ほど申しましたように、現
在の若者とは若干考え方とか趣味の範囲とかも違いますし、先ほど議員御指摘のように、い
ろいろな社会教育団体もございます。その中で若者が入りやすいような組織といいですか、
そういうをつくるには大変指導者の育成が必要だろうというふうに思っております。清田
議員も申されておりましたけども、あらゆる面で人材育成という部分で、そういう青年団活
動に理解を得られるような集まりの中で社会教育の中で今後検討していきたいというふう
には思っております。

議長（小野宗司） 高橋香一郎議員。

30番（高橋香一郎） ぜひこういう、希薄な時代になりましたから、そういうことを考えて、
やっていってもらいたいと、行政の一つのきっかけをつくってくれば自然発生的にそう
いう方向に進む場合がありますよね。だからぜひ御指導、社会教育的な立場で御指導をお願い
したいと思います。

最後になりますけれども、3月で退職される職員の皆さんにつきましては、本当にこれま
での御苦勞に感謝して、またこれからの御多幸とそして御健勝を祈念いたしまして、私の一
般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。これより、昼食のため休憩いた
します。

午後は1時より再開いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に22番、井野上準君。

22番（井野上準） 22番議員、開政会の井野上準でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大きな1点目といたしまして、小・中学生の学力向上についてお伺いたします。

全国小・中学校学力テストの結果は、大分県小・中学校ともに全国40位程度、全科目が全国平均以下です。この学力テストは昨年と同じような成績で、2年連続というのが大変深刻な問題です。今年度も4月開催まで約1カ月余りとなりました。佐伯市も学力向上に向け積極的に取り組んでいるわけですが、なかなかすぐには効果が出るものではありません。5年、10年の長期計画に基づき、1年1年の積み重ねが重要だと思います。義務教育はだれでも平等に受けられるべきもので、どこに住んでいようと同一水準の教育が受けられなければならない、努力すれば将来自分の夢がかなえられる基礎的学力を身につけさせるようにしなければなりません。そこで、まずあの佐伯っ子放課後学びの教室についてお伺いたします。

この事業は市内4小学校で、4年生の希望者を対象に年間約35回、毎週水曜日の放課後1時間半ほど、国語、算数の勉強をボランティアの方が教えています。昨年6月の一般質問では、4月に始まったばかりでまだまだ成果はわかりませんとの答弁でした。現在、昨年4月にスタートし、約11カ月が経過をしていますが、現状と成果についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） それでは、佐伯っ子放課後学びの教室についてのお答えをしたいと思います。

今、井野上議員からある程度詳しい中身について述べられましたけれども、13名の指導員がそれぞれの教室に分かれて入り、4年生を対象に放課後、勉強教えているというものでございますが、成果と申しますか、数値的な成果というものはまだまだつかめておりません。これにつきましては、来年度の初めに行われる各種の学力調査結果で、また還元してくるものというふうに確信をしているところでございます。ただ、子どもたちの反応として、非常にわかりにくいところがあるようになったとか、勉強が楽しくなったとか、そういう声も聞かれますし、保護者のほうからは、4年生に限らず他の学年まで広げてほしいというような要望等も聞かれています中で、一定の成果が得られてきているというふうにとらえておるところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 今、教育長より、一定の成果が得られているということなんですけど、4校のうち私も1校だけ小学校に問い合わせをしてみました。そうしたら、48名中30名の4年生の生徒が受けているということで、大変いいことだということで、校長先生をはじめ大変評価を高くいたしておりました。それと、新年度、4校よりふやす計画はあるのかないのかをお伺いいたします。これはやはり、予算を伴うことだと思うわけなんですけども、昨年度の予算計上では74万円という金額で、ボランティアの人の時給が最低賃金を下回る400円と、非常に格安ということで、6月の一般質問におきましても最低800円ぐらいなければボラン

ティアの人も募集しても集まらないのではないかなということで聞いたわけなんですけど、次年度の予定としまして、予算も含めてその辺の時給幾らか、そして4校よりふやす計画はあるのかをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

来年度につきましては、今の4校を10校にふやすという計画をしております。したがって、指導員のほうの確保ということもこれから、現在も進行中でございますけれども、課題というふうになってきております。なお謝金につきましては、今御指摘のように、非常に少ない額で申しわけない状況になっておりますが、400円というところを、わずかでございまして、700円ということで値上げをいたしまして予算計上しているところでございます。

来年度につきましては、NPO法人カルチャー佐伯のほうに委託をいたしまして、人材を集めたりとか、あるいはその指導の世話をさせていただいたりとかいうことを、委託をいたしまして実施していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） ボランティアの方もやはり4校から10校にふえれば、当然指導者の方もたくさんいるということなので、ぜひNPO法人等、委託等をして人数をふやしていただきたいと思っております。そして、先ほどちょっと教育長の答弁で申されましたけど、今後の方針として、やはり現在は水曜日の放課後だけではなくて、例えば土曜日とか別の日にも開催して、4年生に限らず、やはり保護者の声というのは5年生、6年生のそういった対象にしてはどうかと、そして私はそれに加えて、中学校3年生の生徒に高校入試に向けての特別講座というのを、冬休み開催したらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

土曜日の教室につきましては、県内では豊後高田などが土曜日の教室を開いていたりしているところでございます。今後、保護者の声であるとか、あるいは市内の学習の成果のことであるとか、いろんな諸条件を勘案した上で、可能であればそういった方向も模索していきたいというふうに考えております。

中学生についても、冬期休業中のそうした教室を開いてできるだけ子どもたちの支援をしていくという方向についても効果があるものではないかなというふうに思いますので、検討してみたいというふうに考えます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

続きまして、伊の佐伯市学力向上実践研究事業についてお伺いたします。

学力向上支援教員1名を、佐伯小学校へ派遣して約1年が経過しようとしていますが、現状と成果についてお伺いたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 御指摘のように、学力向上支援教員、県からの加配を1名、今年度いただきました。佐伯小学校に配置をし、佐伯小学校を中心とした5校の推進校の取り組みを行ってきたところでございます。支援教員は、配置校におきまして15時間程度の授業を行いま

すが、それ以外にも今申し上げました推進校各校を訪問し、年間30回以上、職員と学力向上についての協議をしたり、あるいは情報提供をしながら各校の学力推進に向けた取り組みをサポートしていております。内容的には、算数科を中心とした授業の改善のあり方や、あるいはノート指導の改善等についての指導、支援を中心としてまいりました。各学校ではそのような支援教員の助言を参考にしながら、校内での互いに事業を見あったりとか、あるいは学校の授業公開、これを進めながら授業あるいはノートの指導改善、それから家庭学習の指導等々、児童の学力向上に向けたいろんな取り組みに努めてまいっております。このように、学力向上支援教員の配置と、そして推進校を決めて取り組んだ今年度の取り組みによりまして、このことが他の市内の他の学校にもそのよさというものが波及してきておるところであります。各学校で推進教員を中心としたその取り組み、推進校での取り組みが市内の各学校の先生たちの毎日の授業スタイルを変えていっているということで、効果を上げてきているものというふうにとらえておるところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 佐伯小学校へ学力向上支援教員を1名派遣することによって、1時間完結型の授業の確立のために授業の改善を行って、まず目当てを決めて考え、考えの交流をし、そしてまとめ、練習、復習という、そういった1時間完結型の授業のシステムが佐伯小学校ではほぼ確立をしております。私も実際、学校に行き、校長先生そして支援教員の方と話をしましてびっくりしておる次第でございますけど、小・中規模校の1学年1クラスのところは、なかなか取り組みが簡単といったら悪いんですけど、取り組みやすいと思っておりますけど、大規模校の1学年が何クラスもいるような大規模校の小学校でこのシステムの統一はなかなか時間がかかって難しいのではないかなと思っておりますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 1時間完結型授業の取り組み自体につきましては、一番大事な部分というのはやはり教職員が授業改善に向けての意識を高めるということが第一義でございます。ですから、学校規模によってそれぞれ環境条件が異なってくるわけでございますけれども、大きいところは大きい所なりの工夫をしてできないことはないというふうにとらえております。大きいところは1学年の学級数が非常に複数、4クラスであるとかあるいは3クラスということで、それぞれの学年間での授業の見あいであるとか、全体的な、全校的な広がりというのはしにくい部分が確かにあるんですけども、そういった小規模のグループ化を図ることによって進めていくこともできるということを考えております。また実際そういった運営の仕方をしていっているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） この、2人の先生がついて1時間完結型の授業をすれば、当然きめ細かな授業ができて、落ちこぼれといわれるような生徒はほとんどいなくなると思います。それから、平均的にできる生徒が多くなるのではないかなと思っております。逆に、できる子の能力を一層伸ばすために何か対策を立てて、実際に行っているのか、その辺のことを伺いたいと思います。例えば能力別にA B Cとか分けて行うとかいろいろあると思っておりますけど、実際やっているようなことがあればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。

学力の違いというのは御指摘ありましたように、佐伯市内の子どもたちの状況にも二極化傾向という状況がございます。ですから、そういった傾向が著しい学校あるいは学級においては、習熟度別の授業を組んで、内容的な基礎を中心に教えると学級と、それからその基礎を踏まえた上でのレベルを上げた授業の展開ということに分けて行うということも実際に市内の学校でも行っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 市内の学校のほうでも、そういった能力別に分けてやっているところもあるということなんですけど、この分け方に大変ちょっと問題があるのではないかなと思っております。問題があるというのが、どういうわけ方をやっておるか分からないんですけど、例えばA B Cでできる順番に決めるとしたら、先生がこの子はCだこの子はBだというよりは、逆に生徒の要望で生徒が基本をしっかりもちょっと勉強したいから私はCにいます、ちょっと応用をつけたいからBへ、そして新しい問題に取り組んでもうちょっと能力を伸ばしたいからAというふうな、生徒の要望によってクラス編成をするというふうなやり方をとらなければいけないのではないかなと思っておりますけど、その辺いかがですか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 議員おっしゃるとおりでございます。習熟度別授業を取り入れるに当たって、学校側あるいは先生方が一番配慮する、心配する部分はまさにそこでございます。学校側が、あなたはAクラスですよ、あなたはBクラスですよという割り振りをするのではなくて、あくまでもそのコースを選択するのは子ども自身にゆだねているというところでございます。実際にそういうやり方でやっていっている中で、地域あるいは保護者のほうから、そのことについての不満あるいは批判ということは聞くことはございません。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 私は、この学力向上支援教員は、昨年度は3名の要望で1名確保ということでしたけど、非常にこの辺が学力向上の、今、ポイントというか、キーワードではないかなと考えております。要望として8名ぐらいは要望するべきでは、本年度、ないかなと考えております。なぜならば、視察で聞いた言葉に、視察に行ったときに聞いた言葉に、一点突破そして水平展開という言葉があるわけなんですけど、これは現在の佐伯市の学力向上に向け、いろいろな対策そして取り組みを行っているわけなんですけど、今何が一番効果があるかといえ、私はこの学力向上支援教員の派遣だと考えております。佐伯小学校で現に1時間完結型の事業が確立して、システム化はもうできております。そのシステムを佐伯市一円へ、やはり統一しなければならぬと考えております。また、小・中の連携を密にする橋渡しの重要な役割を行うのがこの支援教員ではないかなと考えておりますけど、次年度、要望を何名ほどし、また要望の数だけ確保ができないと思います。県のほうも人数そして全体的な人数、そして市のほうにも割り当ての人数等あるかわかりませんが、その辺の確保、何名位欲しいというような計画なんでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

一応、佐伯市の計画といたしましては6名を計画しております。小学校に4人、中学校に2人という形で要望をしているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） きょうの合同新聞の朝刊を見ますと、県議会一般質問の中で、子どもの学力・体力向上への取り組みということで一般質問がなされております。その中で教育長の答弁の中で、1時間完結型のモデル授業などで学力向上への全県的な機運は高まっている。新年度は学力向上支援教員を72人に倍増しということで、今、36名ぐらいを72名に倍増するというふうなことも答弁で言われておりますので、佐伯もできるだけ多くの、6名応募して6名来ればいいわけなんですけど、欲を言えばもう少し多く、要望は多い方がよかったんじゃないかなと思っておりますけど、もし5名ないし6名の方が来たら十分仕事を、学力向上のために尽力を尽くすと私は確信をしておりますので、その辺よろしく願いいたしたいと思います。

それから、学力向上に向けて、やはり佐伯市にIT指導員が現在2名いると思います。この方はどういうふうなことをするかといいますと、ホームページの作成や更新の技術的支援、そしてコンピュータを活用した授業への技術的な支援を行うわけですが、今の子どもたちにはやはりパソコンは生活の必需品となることはもう時間の問題ではないかなと思っております。この指導員の人数も2名では私は少ないと思いますけど、今後ふやす計画等はあるのかお伺いたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） IT指導員の授業における働きというか、また条件整備、環境づくりについての働き、非常に大きいものがございます。ですから、2名では少ないと私は考えております。また学校からも増員の要望等もございますので、これからお願いをして、人数はできるだけふやしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 重要であるということで、今後前向きに考え、ふやしていくということなので、よろしく願いたします。

続きまして、ウの小・中一貫教育についてお伺いたします。

市内4校で小・中一貫教育を始め4年目となりましたが、成果、よい点についてお伺いたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 小・中一貫教育についてお答えいたします。

議員御指摘のように、現在佐伯市内4地域で行われていることですが、理念といたしまして、確かな学力を身につけ、感性豊かで郷土や学校に自信が持てる子どもの育成ということを目指してきているところでございますが、小・中学校9年間、これを6・3というふうに分けるのではなく、4・3・2という指導体制を目指してきております。それから内容的には、小学校1年生から4年生までで外国語活動、それから小学校5・6年に外国語科を創設し、そして9年間を見通した外国語教育の教育課程を編成していること、それからさらに、小学校の高学年に音楽や図工等、一部の教科担任制を入れている等々の制度的な、通常の学校とは違う中身を取り入れております。その中で、成果として言われることは、これまで、ともすれば小学校と中学校が別の文化を持ち、それぞれで6年間、そして3年間という、その学校での校種の違いで完結をしていたというところをつないで、9年間を見通してお互いの小学校も中学校も教職員がそのことを意識しながら教育していく、このことは

学習指導面だけではなくて生活指導の面においても効果を上げているというふうにとらえております。といいますのは、いわゆる中1ギャップというような子どもたちの、中学1年生における困り等の解消、あるいは中学校の先生が小学生を知っている、小学校の先生が中学生を知っているというところから来る生徒指導の行き届いた部分があること。それから学力面におきましては、市内の全体的な学力の調査結果と、あるいはそのことと一貫校における学力調査の結果と取り出して比較をしてみますと、やはり英語を中心に各教科とも伸びが、違いが見られるというところが効果として言えるところではなかろうかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 現在4校、小・中一貫校教育をやっているわけなんですけど、学力面を見ても、ちょっと資料をもらったんですけど、県、市のテストの結果は全体的に平均点を上回っているというふうな結果が出ております。そしてまた2月に開政会の会派で広島県の府中市というところへ視察行ってまいりました。広島県といえば全国の小・中学校の学力テストが全国で第4位と非常に高いわけなんですけど、その広島県の平均点をすべて上回っているわけなんです、府中市が。なぜかといいますと、びっくりしたのが府中市の四つの地域すべて、平成20年度より小・中一貫教育を行っているということなんですけど、この小・中一貫教育の方がテストの平均点が高いという、その辺の分析といいますか、先ほどよい点を述べられたんですけど、どうして高いと教育長お考えになりますか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 府中市の小・中一貫のありようというか、内容的なものを私、把握をしておりますので、何とも言えないところがございまして、多分、小・中一環というのは先ほど申し上げましたように、小学校、中学校が別なくお互いに教員同士が相互乗り入れをするという教育システムの内容になって、ですから専門的な中学校の教員の力を借りて小学校の間に、数学であるとかあるいは国語であるとか英語であるとかいう部分を教えていって、ですからスムーズな、小学生から中学生への学習面での移行ができるということが一つ大きいと思いますし、専門的な分野を専門の教員が教えることによって、子どもたちの学力も高まっていくものというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） この小・中一貫教育は、現在のところ4校というわけなんですけど、今後の拡大といたしまして、宇目はもう緑豊小学校、既にスタートしているということで隣接しておりますので、当然小・中一貫教育になるのかなと思っております。またちょっと先の話なんですけど、平成28年度は蒲江も小学校統合して1校になる計画と聞いております。そういったことを順次、旧郡部の方は小・中一貫校にできるわけなんですけど、課題といいますか、今後の問題としましては、やはり弥生地区、そして旧佐伯市がなかなかこの小・中一貫教育にもっていくのに難しいのかなと思っております。この小・中一貫教育は市長の提案理由の説明の中にも、将来的には小・中一貫教育目指してというようなことが書かれてあったようにも思われるんですけど、将来的にはそういうような方向にはなるのかなと思っておりますけど、その辺の旧佐伯市、弥生等の課題、今後どのように考えているのか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 先ほど申し上げましたように、小・中一貫は小学校と中学校の物理的な

距離が一番大きな、できるかできないかと、やりやすいかやりにくいかというところの岐路になる部分でございますから、今現在行われている学校はいずれも近距離にある小・中学校が一貫教育を行っているところであります。ですから、旧市内の学校におきましては、距離があるところと、そして一つの小学校と一つの中学校が一貫に取り組むという場合は取り組みやすいんですけども、例えば鶴谷中学校みたいに渡町台、佐伯、佐伯東と小学校が校区に複数校ある場合、非常にやりにくさということもあります。弥生の場合もやはり昭和中に対して小学校が3校あると。そういう中で一貫を進めていく難しさというのがございます。ですから、佐伯市におきましては、旧市内におきましても、来年度は一貫ではなくて連携という形で、連携校を模索していこうというふうに考えております。蒲江の場合は今、議員おっしゃいましたように、5年後には同一の敷地内で小・中学校を併設するという、今のところ予定をしておりますけれども、その中で行われる小・中一貫というのは、これまでの佐伯市内の他の校がやっていた一貫とはまた違った、校舎を接続するという形でさらにハイレベルの、いわゆる併設型の一貫校ができるものというふうに考えているところでございます。なお、連携校につきましては小・中一貫で、これまで佐伯市内で取り組んできて出てきた成果を取り入れながら、できるところからまず来年度始めていこうというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 蒲江に関してはまだ時間もあつし、現に私たち会派が視察に行きました府中市におきましても、併設型の小・中一貫をやっている府中学園ありましたので、また資料等は差し上げたいと思います。そして、旧佐伯市、弥生地域、なかなかすぐに小・中一貫というのは難しいと思いますけど、今後連携を模索しながら考えていくということなので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、工の来年度の取り組みについてを伺いたします。

学力向上に向けた来年度の重点目標と取り組みについてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 来年度の重点目標といたしましては、先ほどお答えしました中身とダブる部分がございますけども、小・中連携による学習指導、生徒指導の充実ということ掲げております。今年度取り組んでまいりました学力向上の取り組みと、それから今申し上げました小・中の連携による取り組みと、2本立てということになってくると思います。したがって、各市内の小・中学校がこのいずれかの部に属するという形で、また両方兼ねる場合もございますけれども、そういう中で佐伯市内の子どもたちの学力向上あるいは生活向上が目指せればというふうに考えているところであります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 私はやはり、佐伯小学校の1時間完結型の授業がもうシステム化しております。そして小・中一貫教育、学力面に対しても平均点を上回っているということなので、これをやはりもっともつほかの学校へ、職員はもとよりPTA会員そして地域の人にも実際に目で見て理解をしてもらうために、この公開授業をもっともっとたくさん開催するべきではないかなと思っております。ケーブルテレビ等の放送で時間をとっていただければ一番わかりやすいのではないかなと思っておりますけど、とにかくそういったいい面をもっともつと外へ向けて情報公開をしているようなことは、情報公開ということに関してどのように考

えていますか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 学力向上の課題に限らず、学校にはさまざまな取り組みがございます。

ですから、それぞれの地域における学校のよさを地域の方々に知っていただくというのは非常に重要なことだというふうに思います。ですから学校公開を積極的に進め、あるいは学校からの通信を地域の方々にお届けしたりとか、あるいは今、ケーブルテレビで放映をしたりというお話もございましたけど、そういったいろいろな手段を用いまして学校の情報を公開していく、積極的に流していくという、そういった取り組みも合わせて来年度以降も行っていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それから一つ、私からの提案なんですけど、現在5年生、6年生、中学校1、2、3年生を対象とした佐伯市評価規準診断テストというのを開催して、平成18年度より行っているわけなんですけど、これをできたら小学校4年生の1月ぐらいに1回開催したらどうかと思っております。なぜ1月かといいますと、1学期・2学期の総括として4年生にどれぐらいのことがわかっているのかということと、5年生になって4月からすぐ全国、県のテストがあるということで、その準備段階として少しでもテストになれるというふうなことを考えて、ぜひ4年生を対象とした、1月ぐらいの、来年度、佐伯独自の評価規準テストを開催したらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 評価規準診断テストは、以前始まったころは4年生も実は対象にしてやっておりました。学校の多忙化であるとかいろんな条件ございまして、5・6年生ということで現在に至っているわけでございます。今、議員おっしゃることも、趣旨もよく理解できます。検討してみたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） ぜひ、前向きに検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の大きな2点目の小中学生の運動能力についてお伺いをいたします。

近年、子どもの体力・運動能力の低下傾向が続いています。体力というと、少しぐらい体力が落ちて、それよりも勉強のほうが大事だという認識になりがちですが、単に体力が下がっているという問題ではなく、体を動かす基本的な能力が低下をしているのです。生涯を健康で元気に生きるため、基礎的な力を養っていない子どもたちがふえ続けることとなります。子どもの体力低下は大きな社会問題と言えるでしょう。そこでまず、アの佐伯市の運動能力について、全国県での現状を簡単にいいですから、時間がありませんのでお願いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 子どもたちの運動能力についての御質問にお答えしたいと思います。

全国の体力・運動能力、あるいは運動習慣等の調査がございます。その調査結果を見ますと、まず中学校2年生の男子なんですけれども、肥満傾向にある生徒の割合が14.2%ということで、全国平均が8.4、県平均が10.4という数値と比べますと高くて、標準体型の子どもの割合が全国に比べて低くなっている状況がございます。それから、各種の運動能力調査でございますけれども、8項目の調査をしているところでありますけれども、小学校の5年の男

子の結果、佐伯市は53.5点、全国よりも0.9点、県よりも0.2点低くなっております。それから、中学校2年生においては男女ともに全国平均より低いという結果が出ております。全体的に見て、全国や県と比べますとやや低い状況にございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 朝日新聞の1月25日の掲載に大きな見出しで「運動能力平均下回る、小・中学生を文部科学省が全国調査、走力・柔軟性に欠ける」ということで、私もちょっと調べてみますと、小学校5年生と中学校2年生が対象で八つの種目で体力テストを行っているわけなんですけど、見ますと、全国で約33位あたりということにございます。しかし、33位といっても23位と33位、この10位の差が1点差の間にとずっといるということに、コンマ何ぼの差ということなんです。これはいろいろな対策を講じれば中間ぐらいまでは上がることがすぐできるのかなと感じております。

そこで、イの運動能力の向上に向けた今後の対策について、どのように考えているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。運動能力につきましては、学力と同じようなやはり傾向があります、二極化傾向がある中で、どのように対応していくかという難しさはあるわけにございますが、今年度なんですけれども、渡町台小学校に中学校の体育の専科教員が入り、2年間、昨年度と今年度にわたり、学級担任とチーム・ティーチングを行って取り組んでおります。その教員は指導技術等を小学校の教員にも教えながらというか、見てもらって小学校の教員が学ぶというようなところでございますけれども、そういう中で、専門的な知識あるいは指導技が小学校の先生に広まっていっているというよさがございます。内容的にも調査の結果を見ますと、子どもたちの運動能力が高まりが見られるという結果が出ております。来年度はまた、この人数はふやせないんですが、その中学校の体育教員をまた他の学校で活躍をしていただくかなというふうに考えておるところでございます。

それから、鶴見地区の鶴見中学校が体力向上のパワーアップ授業に3年間取り組んでまいりました。その中で子どもたちの体力あるいは運動能力の向上が明確に成果となってあらわれております。このことも来年度また他の学校に取り組みをしていってもらって、そういった成果が生かしていければ、内容的なものが市内各校に伝わっていければなというふうに考えております。

それから、体育保健課と学校教育課で連携した取り組みなんですけど、コーディネーショントレーニングというものを取り入れて体育の授業の中に生かしていくという取り組みも行っているところでございます。これは運動の機能を高めていく運動ということで、柔軟性であるとか瞬発力であるとか、そういった部分を子どもたちが楽しく運動に取り組むことによって、その運動能力を高めていくというものでありまして、ちょっと説明は難しいんですけれども、そのコーディネーショントレーニングを市内の各学校の子どもたちを対象にした運動トレーニング教室、今年度も既に開いているんですけれども、こういった部分をもっともっと広めていく、あるいは学校の教員もこのトレーニング教室に通って学習をする、研修する機会も設けております。そういった取り組みもまたこれからも広げていきたいというふう考えているところでございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 今、教育長が言いましたように、この学力と体力というのは私も相関関係が非常に高いのではないかなと思っております。なぜならば、学力向上の秋田県が第1位、福井県が第2位でございます。そして体力テストの第1位が福井県、秋田県が第2位というような結果が出ておるわけなんですけど、なぜ福井県がこのように運動能力テストが高いのかと申しますと、やはり授業の前や休み時間のあき時間を使って、縄跳び、持久走などの体力づくりに常日ごろから励んでいるということです。そして、各学校ごとに、この弱点を補強する独自のプログラムをつくって行っているということなんで、佐伯市も先ほど教育長が言いましたように、体育教員の活躍やコーディネーショントレーニング等取り入れて、子どもの体力向上に向けて行うというのも一つの方法だと思います。それにやはり子どもたちのできることから取り組んで体力向上を考えるというのが、私は基本的な考えではないかなと思っておりますので、この福井県のやり方を取り入れたらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 今年度、佐伯の学力向上の取り組みは秋田県に学んでおります。体力向上のほうは福井県に学ぶということで、今後研究してまいりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 最後にですね、佐伯市の長期総合教育計画を平成19年度に作成しております。ふるさと佐伯に愛着を持ち、友達や先生、地域の人々の触れ合いの中で、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指すとうたわれております。これから佐伯の将来を担っていく子どもたちにやはり確かな学力、豊かな人間性、そして健康・体力をつけて社会へ送り出すようなシステムにしなければいけないと思いますけど、その辺の見解があれば最後に何か一言。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 議員おっしゃるように、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成すると、学びプランにも書いていることでございますけれども、ぜひこれからの将来を託す子どもたちをそういったバランスのとれた人間に育てていきたいと、ぜひそうしていきたいというふうに思っております。ただ、現在のところは一番学力向上というところに傾斜をしているということも事実でございます。もちろん知も、そして徳も非常に重要な中身でございますので、学力向上の子どもたちの学習に向かう子どもたちを育てる中で、知・徳・体という部分を総合的に育ててまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） これで私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で井野上議員の一般質問を終わります。

次に、16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 16番、民主党会派三浦渉でございます。3月定例会におきまして、議長の許しをいただき、通告に基づき一般質問を行います。今回は質問項目を番匠川河口橋関係一本に絞っております。この事業は合併関係事業でありますし、旧鶴見町はこのような巨額な事業、また県南で最大級の橋がなぜ重点事業になったのかなどをお尋ねしていく予定でございます。今まで、地元の玉田議員さんや、また数多い方々の早期実現に向けた質問に対し、答弁を聞いてみるときに、巨額な予算だとか費用対効果だとかの答弁であるが、少し私には理解ができない点もありますし、この事業については一般の事業とは若干違うのではないかと、

私はとらえております。この事業は合併時の最重点事業であるということには間違いのないのでしょうか、合併時の最重点事業というのはどのような意味があるのかお尋ねして、1回目の質問と終わります。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 議員御指摘のとおり、番匠川河口橋は合併支援事業の中で特に最重点事業として位置づけておりまして、大分県も認識していると考えております。市としまして、大分県市長会の統一要望項目として、河口橋建設の早期事業化に向け、県に対して要望してきておりますが、これはさきの12月議会でも答弁いたしました。現在大分県は東九州自動車道の整備に合わせ、広域交通を支える道路網の形成を図るため、国道217号、国道388号などの東九州自動車関連の道路の整備を進めており、番匠川河口橋につきましては巨額の費用を要する大規模事業であり、費用対効果を考慮すると早期の着工は難しいというふうな状況でございます。市としましては河口橋は巨額の費用を要する大規模事業になりますので、事業着手については、さらに県と協議を重ねていかなければならないと考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） いつも同じ答弁であります。この事業は旧鶴見町吹浦トンネルの早期完成と番匠川河口橋は一体のものであり、この吹浦トンネルの交流ふれあいトンネルだとか、交流ふれあい道づくり推進協議会だとか、名前を持って期成会の設立をしておると思っておりますが、交流とは、ふれあいとはどういうところから名前をつけたのか、どのような観点から、ふれあいだとか交流とかつけたのか。旧佐伯市と旧鶴見町、市民町民挙げて触れ合うことを名づけたのではないかなと、このように思っております。確かにこの事業を事業化に向けた鶴見町と旧佐伯市、平成になってすぐ動き出したと聞いておりますが、また13年、14年には佐伯市と鶴見町、当時の市議会、当時の町議会挙げて、町民挙げて総決起大会をやるなどし、何とかその結果、吹浦トンネルまでこぎつけと、完成を見ていると聞いております。その後、市町村合併が話が持ち上がっておりますが、私が今言った経緯については建設部長は、この鶴見町の熱意ということは知っておるのですか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず最初に、ふれあい・交流という意味合いは私も全くそのとおりだと思っております。それから、今議員詳しくおっしゃっていただきました過去の経緯等につきましても、私のわかる範囲で、着任して以来ですけれども、実際県の土木事務所にも鶴見地区の方とも陳情にも参っておりますので、そこらは同じ考えでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） きょうはこの質問は工事をすぐやれだとか、コンクリートをすぐ打てだとかいう質問じゃありませんので、方向をこっちに総務部のほうに向けて、旧鶴見町は市町村合併をやるのであれば、またやらなければいけないのであれば、どのような事業が鶴見町にとって将来一番大事か、一番必要かと、老人クラブから婦人会、PTAまで意見を集約して、当時の町議会が議決までして、合併協にそれを持って出て、合併協で審議をしておるということは佐伯市の総務を預かる総務部長はそういうことを認識しておるんですか。この合併というのは、自治省が案をつくって総務省が推し進めて、都道府県知事に来て、都道府県知事が各市町村長にこれを勧めたということでもありますので、もとは総務省が合併を進めたんだということが正しいかなと、地元の建設じゃなくて、きょうは合併のことでお尋ねするんで、

総務部はそういうことを認識しておるかというのをちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 御指名でありますので、一言。本来、この件についてはうちの管轄ではないという感じがしておりますけど、合併支援事業といいまして、いわゆる合併のときの重点的なこういうのをやってもらいたいというようなことで支援事業を上げておるということで伺っております。ただ、先ほど建設部長も言いましたように、予算の関係でなかなか進んでないところもあるというような感じで思っております。ただ、詳しいことについては私からちょっと外れると思いますけど、私なりの今そういう意見であります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 合併に関することは一応企画の範疇ということになっております。お答えになるかどうかわかりませんが、平成13年の12月に当時の市町村長、佐伯市では当時小野市長でしたけれども、そこで組織します佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会が当時の平松知事に合併重点支援地域における社会基盤、産業基盤整備について要望書を提出しております。その中に、国道県道整備の要望箇所一覧が添付されておりますが、これが各市町村で討議してきた重点施策の一覧であろうと思います。

その中には東九州自動車道ほか31路線の整備要望がなされております。中でも鶴見・米水津、佐伯の生活道路、また東九州自動車道へのアクセス道路として重要な役割を果たす県道604号線、これが河口橋含めているわけですが、それですとか、また上岡区の高架部分から蛇崎だけを結んで、国道217号線の交通渋滞の緩和を図る都市計画道路、これは蛇崎門前線ですが、これが1、2の順番であったというとうなことを漏れ聞いております。ただ、紙面上にはそれが出ているということではありません。その後、平成16年の10月に大分県市町村合併支援本部がまとめました大分県市町村合併支援プランというもののなかで、道路について、可能な限り国への優先的な要望、県単事業につきましては優先的な対応ですとか重点的な投資を行うといった記述がなされておりますけれども、これが河口橋の実現を保証あるいは確保するというような性質ものにはなっていないと思っております。

ただ、私のほうにありますのは、そうした紙のものでありまして、その紙以外にどういったいきさつがあったのかということについては、現在の私からはうかがい知ることはいかなるところであります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 魚住部長、そんな可能な限りとかね、いいかげんな答弁やったら困りますよ。この合併の最重点支援事業というのはね、今言う鶴見町が議決して合併協で再度議決して、県に上げて、国に上げて、合併支援の市町村合併特例に関する法律第5条、時限立法ではあるが、その5条に基づいて議決をして、国土交通省であれば国土交通省市町村合併支援道路事業7路線9工区、これについては国土交通省が採択しとる。可能な限りってそんないいかげんな答弁はない。最重点事業としてずっと順番を踏んできて、これは法律に基づいて合併の特例法5条というものに基づいて、これ総務省からファックスいただいた。これに基づいて、国土交通省の事業であれば国土交通省が採択しとるんです。そんなばかげた答弁をしてもらったら困るんですよ。

最重点事業ということであって、これは合併の条件事業ということはどなたか認識しておる方が答弁してください。その認識があるんですか。鶴見町は合併するのであれば、この

河口橋をかけてもらおうと、このかけることによって合併の調印をしましよと、そのすべての資料が寄って合併協で調印をしたわけでしょう。ですから、これは条件ですよ、可能な限りとかそんなばかなことはない。重点事業ということは条件なんです、合併する条件なんです。その条件ということ認識しとるんかしてないのか、どなたかちょっと答弁してください。

議長（小野宗司） 執行部、西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんから合併協のとき、ちょうど平成14、15で合併協できました。その前の任意のときに私も議会の議長という立場でこれに立ち会った一人でございますし、また佐伯市と旧鶴見、このトンネル橋梁に対して委員会の委員長という立場でも一緒になったことです。そうしたことで、私もこれがちょうど平成15年に議会をやめたわけですけど、そのやめる前に、先ほど議員さんが言われましたトンネル橋梁ふれあい事業というそういう事業名で事業が入っております、やっとここにトンネルの工事が始まりました。その間、灘などの地区については高潮対策事業という事業を始めることによって、灘地区の皆さんがトンネルに対する誘致に対応していただけたということで、そうして安心して私のほうも議会を次の期は出なかったわけですけど、その後市長になって戻ってきましたときに、平成17年度にトンネル開通式あり、開通式をしましたら、そこに入っておかなければいけない工事というのが水道管が入っていかねばならないと、これが入ってないのにびっくりして、どうなるとるんだということしたときには、この工事は中断するような状態だということで、九州整備局に行きまして、九州整備局としても重点事業として採択されとる分だから、どうなるとるんだということ九州整備局に抗議、要望に行ったわけですけど、九州整備局のほうとすれば、県道であるんで、九州整備局としては県が採択すれば即工事業取りつけますと、あとは県との交渉してくださいということを私のほうも九州整備局から返事をいただきまして、それから、県に再三再度、国が約束した事業、県も約束した合併した事業ということで再三再四交渉してまいりましたが、県の回答は先ほど言ったような状況でございます。

そうした中で、先ほど建設部長が答弁いたしましたように、これは大分県として合併したことだから、大分県の市長会としての統一重点要望というのはまずしないと、こういう事業に。重点事業という位置づけだから、大分県市長会として県に新たに要望するというのでさせていただいてるわけです。

非常に、これは議員の言われるように県としても約束したことを最重点事業としての位置づけを費用対効果とか、そういうことやってるのは私はいかんと感じております。また、特にこの合併のときに当時、旧鶴見との話の中で、水道管をこの橋梁に通して、非常に将来的に水源地の問題があるんで、こうした中で佐伯市と合併することによって、鶴見町としても町民に対して、またこの橋ができること、そうした2点が必要だということで私も推進し、地域に皆さんと一緒にやらせた事業と見ております。

議員が言われるその事業について、きょう大分合同新聞で、県議会の一般質問がありました。県は合併支援に対する県の進捗率はどうかと、順調にやっておりますという答弁が出ております。そうすると、私どもから見ますと、数多くの本数があるわけですけど、それについて順調というのはどういうことかな、逆に今回そういった新聞見ましたので、県のほうに順調ということは10年間に基本的にやり上げる事業がこの合併支援道路だと思っておりますので、こうしたことを含んで、県のほうにも問い合わせていきたいと思っております。

なお、これにつきましては議員皆さん方の御協力もお願いし、佐伯市としては最重点項目ということで、佐伯市自治委員会連合会も全自治会員の最重要項目として取り上げさせていただいたことを報告させていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長の言うとおり、これは採択しとるんです。県も国も採択してる最重点事業だと、鶴見町は当時の議会も当時の町長も、橋をかけりゃ一番先に調印してもいいぞというようなことも出とるわけです。そうしてボーリング事業もやっとるわけです。あれをやるということで国も県も来たんです。これを費用対効果だとか巨額な予算だとか、村や町や市をだますような大分県じゃだめですよ。先ほど市長が言うたのは、我が民主党の梶原議員が一般質問でけさ出ておりました。佐伯の県会議員の現職はそういうことを言う人はおらないかしらんけど、梶原議員さんが合併支援事業が進んでおるかという総務部長に、私もその記事を何回も読み直したんですけど、ほとんどできとるようなことを総務部長が答弁しておりましたけれど、今の市長の言うようにできてない。町や村をだますような、県は2分の1のお金がないから、予算がないからぐずぐずぐずぐず言うとるわけですよ。80億かかりゃ40億は県が持つ、40億は国が持つ、その40億がないもんですから、ぐずぐずぐずぐず延ばしておるわけです。しかしこの立法があつてここまで延ばしとる、立法が切れた後はどうするかと、立法があつても延ばしとる。これは10年間でやるということは、合併の特例に関する法律の5条によって、10年間でこの支援事業をやるということを明記しとるわけです。そういうことをやはり建設部長も企画の部長も総務部長も認識しとってもらわんと、合併した1市5町3村の合併をした町ですから、そういう答弁だけじゃ、知りません、わかりません、可能な限りなんてそんなばかな答弁してもらったら困りますよ。死に物狂いでみんなこの橋のできるのを待つとるわけです。これ鶴見町の橋じゃないわけです、佐伯市の橋なんです。あの小さい鶴見町が橋をかけられるわけない、100億かかるか80億かかるかという橋をね。これは佐伯市が手を伸ばしてかけなければいけない。

この調印式に大分県知事も立ち会って、すべての資料を目を通した上で大分県知事の調印をついとるわけですから、当然この橋が最重点事業であるということは知事は認識しとる。しかしオーケーを出せば5年なり6年なりの間に2分の1を出さなければいけないから、そこでオーケーを出し切らない。それじゃ合併した佐伯市をだますんかと、大分県がだますんかということになる。いや、だますんじゃないよって、じゃあ、やらないかんということになるわけですから、やはりこういうところは部長さんたちも認識をしておいていただかなければいけないと思いますが、市長、この1回目の立法が40年から来て、16年ぐらいで切れて、再度延長10年、この合併に関する法律があるんですが、この法律が切れて、再度総務省がつかないと言うたときは、これはどうなるんですか。市長、この支援事業がもう切れるんですか、この合併法に基づいた最重点事業として、国・県が採択したこの事業が切れるということになると、物すごいピッチで急がなければいけないんですが、その辺についてちょっともう一回伺います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の言われる合併支援についてということで、ここに全国の市長会として、国のほうに出した提言・要望がございます。この中には合併支援に対するものについては、こうしたことについて、約束事については延長してでもやっていただかなければ困ると

いう強い形で市長会として出しております。県のほうにしても、私どもは、まずこの中に年度内に着工することを最優先すべきだと、先ほどの水道の問題も今まであんまり言ってなかったんですけど、やっぱり水道というのは私たち市民にとっても一番大事なことですので、そうした部分について先ほど言いましたように、ちょっとこ読みましょうか、合併10カ年を経過し、市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施するためにも、また都市との行政と国の行政機関の管轄でいろんなことがあっても、これについては市としては国に対して強い要望を行っていくと。先ほど言いましたように、この事業がとにかく採択されることを最優先事業としてやっていきたいと思っておりますので、この消えるというそういう話は別問題として、そして費用対効果も別問題としてやっていかなければならないというぐあいに私は思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 総務省の市町村合併担当に岡村さんという方からこの資料を取り寄せたんですがね、合併市町村の建設の基本方針の5と書いとるところにね、総務大臣はとこう入ってるわけですよ。総務大臣はという要項があって、前項の規定で市町村建設計画にそごがあった場合においては、直ちにこれを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。総務大臣が総理大臣まで上げとるということですよ、資料をね。そういう問題でこの事業を最重点事業ということの採択はあった。先ほど市長の言うのは事業化に向けての採択はまだないかもしれないけど、最重点項目というものの採択はあつとるわけ。こういう事業を早く取り組んでやってもらわなければ、立法がいつまで続くかわからない、立法が切れたらもうだめだと。一般の道路や一般の林道の通常の陳情じゃなくてもいいんじゃないですか。この陳情は市長、国土交通省のほうに上からいったんじゃ悪いんです。今はやりのゆすりじゃ、たかりじゃいう言葉にはならんでしょうから、アメリカの外交官が言っておるゆすりとかいうものにはならんでしょうから。国のほうから言っても国が採択をしておる事業ですから、県は調印をしながら2分の1の金がないから足踏みをしとるだけで、市長にここでちょっと聞きますが、仮に80億かかった場合、40億国が持つ、40億県が持つ、10億や20億市が持ったらどうですか。こういうことは佐伯市の橋ですから、そういうひざ詰めで話をやることによって、大手前開発のアレルギーあたりがおさまらんじゃないんですか、大手前開発のアレルギーあたりがね、やっぱり合併した周辺地域がどうも悪いから、雰囲気が悪いから、こういうアレルギーが起こるわけ。佐伯市が半分持とうと、20億持とうと、県知事にひざ詰めで話をしたらどうですか。5年で持てばいいわけ、6年で持てばいいわけ、1年でできる橋じゃないわけです。そういう考えは市長ないんですか、再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんから私のほうに今、市が負担しないか、それ以前に県が私ども佐伯市の中に合併の重点事業として国道217号線の佐伯駅前から弥生までのこの事業、217億という事業を投入しとるわけです。現在、木立地区ですね、あそこに今やっておりますけど、3期工事として、今の時点から、貫通した時点から駅前にあるということを盛んに言っとったわけです。私としてみれば、その事業を同じ重点事業とするなれば、この河口橋をすることについて、河口橋ができるまで、その事業は凍結していいですよと、県は217を盛んにやると言いよったんですね。ところが最近なったら、これも凍結しましょうというような話になってきとんです。ちょっとおかしいんじゃないかと、本来217は全線開通をしますよと

いうことでずっと来ておくらせてきた。そうしたときに順番をやりかえていくことが私ども佐伯市民としても、まずあそこの臼坪地区までできれば、ある程度217の機能的には半分ぐらいの機能を持つと、弥生との道路は最優先にしていき、駅前のほうは少しおくれても、河口橋をやることのほうが私は最重要だということで申し入れをしました。条件とすれば、217号線の、要するに第3工区については、河口橋を優先することによって、これについては凍結してもよろしいが、そういうことは考えられないかと。

また県道等に対して市が補助金を打つということについては、事例が余りなくてですね、そうした申し入れをすることによれば全部県道にすれば佐伯市が負担をするということで、本来県道は県がし、国道はやはり国がすると、周りの都市計画事業について、例えば女島地区が都市計画事業にあります。これについて私のほうが先行取得して、あと県に受け渡す方法も考えて、そういう話もさせていただいております。県とすれば、とにかく橋をかけてくれ。その後、かけた後の道路、駅前まで行く道路、あれについての用地買収をしななければいけないけど、そういうところについてはうちのほうが先行取得しながら、市道の拡幅をする、そうした事業についての取り組みができるんなだと、そこまでの話をさせていただいたわけですけど、なかなかそれ以上の返事をいただけないと、私のほうも大事な市税ですので、全部が全部、それに打ち込むというわけにはいきませんが、地域における道路事業となれば、本来県がやっていたいなければならない事業もやらせていただいたと。それから現在217号線が臼坪に切れるとということは、国道217もバイパス線として、国道の位置づけが今できてない状態なんです。現在の臼坪から、今そこの217につながる道路というのは全部市道ですので、これも市道変更から国道の変更になるのかという交渉事も残っております。そうした道路事業を見ながら、私どもの市が打ち込む以前に、いろんな形でそうした話もさせながらやらせていただいているのがこの事業でございます。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） どこまで進行しておるのか。ただ、市長は217を切ってでもこっちを優先という市長の考えだけで、県は、じゃあ切ってでもやろうというそういった熱意があるのか。またそっちを切れれば、217の関係者がまたいろいろ問題があるでしょうけど、合併の条件で入っておるんですから、一般の陳情とは違うんじゃないかと、その辺の陳情のやり方というのはよくわからんけれども、普通の陳情とは違うんじゃないですか。何のために合併を早くしたのか、合併特例法が切れるから早くしたのか。そういうものを前もって、あめとむちとかいう言葉もあったけれども、そういうあめをどんどんどんどん出すから、それによって、もう、ほいじゃいいわ、この辺で合併しようじゃないかということで合併をしたのか。それには条件が皆入っておるわけですから、それは10年でやるということになっておるわけですから、それも、ただ口約束でなっとるわけじゃないわけですから、合併特例法5条によって、10年間でこの事業はやりますよということになっとるわけですから。

全く県は番匠川河口橋について、それを触れようとしなないんですか。費用対効果なんて、ガソリンスタンドが何かに機材をいっぱい入れて設備をいっぱいにして、油売れないのに、そりゃ費用対効果ゼロやないかとかいうこともあろうけど、道路なんて費用対効果で計算するものはちょっとおかしいんじゃないですか。つくったらどんどんどんどん人は来るわけですから、つくったら通るわけですから、そんなもの、費用対効果もへもないじゃないですか、重点項目で入れておるわけですから、なぜそれをもうちょっとインパクトが強くてできないの

か。市長、もうこの辺であきらめるのか、もうちょっと1年に1回か2回、これを言うちよったんじゃどうしようもならないが、市議会挙げて、佐伯市挙げてどうするのか、自治委員会が今何かちらっと言いよりましたけれども、これから先はどういう運動をしていくのか、どういう計画でいくのか、市長、県はどのくらいまで市長との話ができておるのか、詳しく、もうちょっと説明してください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんがいろんな中で言われておりますが、私どもとすれば、やるべきことはいろいろやってまいりました。一つは前鶴見町民の署名による活動、それを持ち県にも行きました。特に非常に厳しかったのが、このことについて県の土木のほうとすれば、市長が行っても知事との面会をさせてくれないというような、ある意味でいびつな形の要望になりました。この要望についても私は先ほど申し上げましたように、市長になって初めて、それで打ち切られたような状態を初めてみたわけですけど、一たん何で打ち切られたんかかなと、そのことを解明するにはやはりいろんなことがあったのが県の公式的な理由が、財政的に厳しいので、着手すれば全面的にすぐやりたいと、全く今のところは着手をやとめとるわけじゃないんで、そうした先ほど言いましたように、高速道路の状況で、これが終わり次第、これについては考えたいというように前に比べれば一歩進んだ話が出てきております。

先ほど議員が言われますように、合併支援道路ですので、国交省のほうにはそういう要望を出して、先ほど言った回答をもらっております。国のほうは回答もらっているんですけど、県のほうから回答をもらってないのが事実なんです。そのためにはまたいろんな形をとっている。また県議のほうも、これに対して要望事項起こすから、住民の皆さんという話もあったんですけど、その結果は聞いておりませんが、これはもう全体的に挙げていくのも一つかもわかりませんが、私のほうとすれば、今高速もやっていただいております、いろんな中ですけど、これは先ほど議員が言われるように合併での重点事項ということで、高速道路も重点事項です。同じように取り扱っていくということです。なかなか言葉でいろんな中でやってる部分が目に見えてこない部分があるわけですけど、これについてはまた、ちょうど今度選挙ありますが、選挙後もまた改めてこうした中で強い要望を行っていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） このきょうの私の質問はですね、地元の県会議員が県知事にやる質問なんです。話を聞くとよると、やっぱり市長室の前には県会議員が立入禁止なんていう、何か私たちは見えんのかなやけど、余り来るような傾向がない。地元の県会議員と密着してやればいいのか悪いのかわからんけれども、私たちはコンコンとずっと入れるんですけど、県会議員がちょっと敷居が高いのか低いのかかわからんけど、何かキンチョールが何かあるのか知らんけど、なかなか入らない。よその県会議員は市長と手を握って陳情に行ったり、県庁に寄るから部長だけやれというような県会議員もおるわけですね、ある市にはね。部長やらあいい、課長やらあいい、おれがついて回るといようなのおるけど、そこらはもうちょっとひもといてうまくやらんと、いつまでたっても県の事業が進まんということが問題点ではないかなとこのように思っております。

ひとつきょうは久しぶりに自分なりに満足する質問をさせていただきました。これで私の

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。午後2時50分から再開いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時57分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員、自民党会派所属の河野豊であります。私は今回、大きく2点について質問を取り上げております。通告に従い、早速一問一答形式にて行ってまいりたいと思っておりますが、先ほどの三浦議員の緊迫した質問の後で若干トーンは落ちると思っておりますが、本来一般質問は市政執行あるいは市長の政治姿勢等を大所高所からただしていくといった大きな概念があることは重々承知しておりまして、そういった意味では、先ほどの質問あたりはお手本になるのかなというふうに思っております。発言云々は別としてですね、そういった意味で私が今回上げておる部分については若干、決算特別委員会程度かなということで通告した後、調べるうちにそういった理解もしながら、通告しとる限り、こういう場に立っておりますけど、そういった意味で、先ほどのような緊迫感はありませんので、肩の力を抜いて答弁願えればなと思っております。

早速ですが、まず大項目の1として出資による権利と株券、要するに有価証券についてお尋ねをしていきたいと思っておりますが、昨年11月に行われました決算特別委員会の決算書の最終ページにですね、実はこの出資による権利という欄がありまして、それに初めてというか、21年度の決算においては四つの株式会社その他が出資が有価証券の欄に転記をされたと、要するに株券を受けておるので有価証券のほうに記載を変えたというただし書きがありました。これ出資による権利というのを私は以前総務常任委員会の席で事業仕分けといった中で若干、かなりこの部分かわからないところがあるので、所管事務調査で行ったらどうかという提案をしたことがあります。

そういった意味で今回も疑問に思う部分を取り上げたわけですが、市は出資金として7億7,287万円と、各事業所あるいは、例えば大分県漁業信用基金協会出資金とか、こういったところにそういった出資をしております。さらに出捐金といった形で1億8,106万7,500円、合計9億5,393万7,500円、これだけ市は出資による権利といった欄に記載がされておりました。その中から先ほど言いました4件について3,633万、この部分を有価証券の欄に載せたということから、何でかなという疑問、このときに持ったわけですが、聞き漏らしましたので、今回こういった質問に上げております。

まず、小項目1点目ですが、株式会社大分県畜産公社、これは所在地は今豊後大野市になっておりますが、犬飼にあります食肉センター及び屠殺場ですかね、その会社ですが、株式会社ですが、県あるいは独立行政法人等が出資した昭和47年9月28日に設立され、昭和53年4月1日から創業されておる会社で、資本金は20億2,941万円といったかなり大きな公社であります。ここに佐伯市は2,218万円ほど出資をしております。これが今回その有

価証券のほうに株券を受けているのでということで上がったわけですが、この出資金は何年に
出資されたのか、まずお伺いしたい。それから出資によってどのような権利あるいは受益
といった部分が主であろうとは思いますが、株主としての権利というのはどういうものがあ
ったのか、その辺を2点目として伺います。

さらに3点目として、出資による権利が今回この株券、要するに有価証券という欄に載せ
たことによって、そうなった経緯、言わんとするところは21年度の決算書にそういうふうに
記載が変えられたということで、21年度の株券を受けたのか、またこういった株券はもう既
に出資したときから受けておったのか、その辺のところを、どうしてそういうふうにしたの
か、その経緯、またそれを变えることによってどういう違いがあるのか、そういったところ
をお伺いしたい。

4点目で、こういった実態を保有する株券、要するに有価証券その他はどんな制約がある
のか、例えば転売とかそういうのは制限されておるのか、また配当等は一切求めないとい
ったような出資のときにそういった制約等がついておるのか、その辺のところをお聞かせ願
いたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 出資金には何年に
出資されたかということにつきましては、
旧佐伯市は47年10月に当初114株の114万円の
出資に始まりまして、7回にわたって増資を
行って、合計880株の880万円の出資を行
っております。それと同時にですね、旧南
郡町村も同じような経過の中で、平成17
年の合併に伴って1市8力町村を合わせ
まして2,218株の2,218万円とな
っております。今先ほどの出資に対しま
しては、佐伯市は1.1%に出資率が該
当いたします。

2番目に、出資金による権利につきましては、一般の会社であれば利益の配当など経済
的な権利とか、また議決権などの経営の参画の権利といったことが有すると思いま
すけども、この公社においては、今まで各地方にあったそれぞれの簡易と畜場の統廃
合を目的に集約された県内唯一のと畜場でありまして、また先ほど議員さん言いま
したよう、に国とか県、また各市町村、そして農協団体等あわせまして30団体
からの出資が成り立っております。公的な公共的な役割を持っておりま
すので、自主的な利益の配当は行っておりません。公社は53年4月に創業が
開始されております。30年を経過してありますので、施設の老朽化等も進ん
でおります。今後の施設の更新費用に充てるため、利益の処分は株主総会
で承認を受け、次期繰越利益剰余金及び別途の積立金としてされて
おります。

それから、出資による権利が株券となった経緯についてですが、先ほど21年の決算書の財
産に関する調書の中で有価証券のほうに掲載が移動したということになりますが、
これは出資による権利とすべきか、それとも有価証券として整理すべきかとい
うものは、当初あいまいな取り扱いをしてきておりましたが、改めて出資
による権利のうちから株券化されたものについては有価証券として整理する
のが適当であると判断をして、これまで出資による権利のほうに記載して
いたものを過去の株券を受けていたものについては、特にこの大分県畜産
公社につきましては、今回有価証券のほうに記載箇所を移動させた
ものです。

また、出資による権利と有価証券の違いということについては、やっぱり株券の受領のあ
りなしについて、ある株券においてはやはり有価証券のほうに整理をしてい
くというふうにしたいと思えます。

それと、保有する株券に制限または転売等含めた形出ることかということでございますけれども、公社の定款に株式の譲渡制限があります。株式の譲渡または所得におかれましては、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならないと書いてあります。また、この公社にとっては、地域として大変必要不可欠な公共的な施設でもありますので、経営上により今までも増資等行っている、このような状況の中、転売といった形の中は考えられないと思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 大変よくわかりました。その中で1点だけちょっと確認しておきたいんですが、出資によっ金でどのような権利、受益があったかという欄で、例えば口蹄疫とかそういったものが発生したときに、きょううちの自民党会派の会長佐藤議員は、そういった県の危機管理のガイドラインといった形で、きょう大分のほうに公務的な形で出ておまして欠席しておりますが、その部分等ですね、漏れ聞くところによると、恐らく佐伯市全体はこういう形で出資しておるので、そういったと蓄、要するに牛等を殺す場合に口蹄疫等ですね、殺処分といった場合には、こういう公社あたりが大きくかかわってくるんであると思うけど、そういったところから漏れ聞くと、ある自治体、それ以外にほかにもいろんなそういった団体がありますよね、そういったものに参加してないと、こういった殺処分等の手続上、受けてくれないといったような、なかなか難しいというようなことを漏れ聞いておりますけど、そういった部分で、こういう受益は佐伯市においては、すべからく受けるというようなふうに理解していいのですかね、その辺を。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） この畜産公社におかれましては、と蓄場といった形の中で口蹄疫等が始まって、そこで殺処分をするということではございません。これはあくまでも生産者が製品として持ち込んで販売をしていくといった形のものの施設でございます。今回は口蹄疫に触れられましたので、前回の口蹄疫においても佐伯管内で特に豚の関係ですが、ほとんど全部で10件ありましたけど、そのうちの5件が畜産公社のほうに行っております。あとの5件が宮崎と鹿児島のほうに行っております。そうした中で先般の制限区域といった形の中に入って動くことができないといった形の中でお願いに、副市長を先頭にして2回ほどお願いに行った中で、今までにとってないそういう形のもんがあったんですけども、今回そういう形の中で製品として、別の形で全部が終わった後、またするという形にはなるかと思えますけど、製品としてそういう形の中で、総会開いてもらった中で受け入れをしていただいたという経過がございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 私に聞きようというか、聞き返したことが若干ずれとったんかなと思うけど、今言うように、口蹄疫とか発生したときに早目に処分するといったときの対応が、恐らくこういったところでやるんであるということから、そういった部分で佐伯市一円でこういう、佐伯市これだけの出資をしておるんだからといったようなことで、業者その他が、要するに佐伯市における人たちの受益といった意味で無条件にやってくれるんであると、要するに始まるから早目に、製品になるときに持っていったときにね、そういうふうに無条件でやってくれるんであるというふうな理解をしておったもんで、そういった部分が何か待ったがかかったようなこと聞いたんで、わざわざさっきの答弁では副市長と頭下げに行ったというよ

うなことですけど、それも若干ずれとんじじゃないかなと思いますけど、そこら辺はどうなんですか、私の理解が間違っとなですかね。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 本来は、この畜産公社においてすべてのそういう家畜が製品化されるために搬入されることが一番望ましいというふうには思っておりますが、ほかの団体においてもやはり生産者があるところに出しよっても、単価のいいほうにどうしても動いていくという形のものとは避けられないというふうな形の中で、このような状況が出ている中、やはり通常固定客を持ったそれぞれの会社と、それとまたこういう公社との中での信頼の中でのそういう販売計画を年間立てておりますので、そういった中でどうしてもそういう口蹄疫が始まったときにそこに受け入れをしてなかった分については、一つの会社として、今までのそういう信頼関係のない中でその部分をということには、直接すぐ取るということにはならないので、やはりそういった形の中では、出資をしとるという意味の中で受け入れを強く要望していくという形の中では動いていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 大変、畜産公社については私の通告した後、いろんな形で調べて自分なりの理解もしておりましたんで、そういった部分でよくわかりました。この部分についてはいいです。

次の部分で、同じように有価証券に書きかえられたのが大分県デジタルネットワークセンター株式会社、この分が100万円ほど出資しておるわけですが、これはたしか2002年だから平成14年12月6日に県とケーブルテレビ事業者等の出資で資本金4,000万で立ち上げられております。これには株式会社ケーブルテレビ佐伯も取締役になっておりますし、監査役として西嶋佐伯市長もなっておられるようです。

このデジタルネットワークセンター、この部分の要するに出資による権利が、さっきと同じようなことですが、恐らく設立時、これ見てみると、聞かんとすることは一緒のことなんですけど、もう先ほど聞いたんでね、別の部分でいくと、平成14年設立時に旧8カ町村も出資しとるはずなんですよね。ところが100万という丸い数字で、先ほど畜産公社はしとるから、市が880万、あと南郡が持ち寄って、合計で2,218万となつとる。今回はこのデジタルネットワークセンターについては、要するに合併以前、旧町村を含めて100万円というふうに、この会社のホームページを見るとそういうふうになつとるんで、この辺のところ、旧町村は出資はなかったのか、その部分が1点聞きたいのと、これも同じように、今まさにケーブルテレビもそういったもんで身近に必要な部分であろうかと思うけど、そういった部分で、これも同じように出資による権利がなぜ株券、有価証券というふうになったのか、今までこれも株券を受けているのでという欄と一緒になんじゃけど、14年から受けとるのになぜ21年にしたのか、それとも21年に受けたのか、それとさっきちょっと聞き漏らしましたので、同じ質問ですけど、その辺のところの経緯を、そして出資による権利と有価証券との違いをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは河野議員の質問にお答えします。

大分県デジタルネットワークセンター株式会社は平成14年12月16日に設立されました。設立当時に出資した旧南郡町村は旧弥生町、それから本匠村、直川村、鶴見町、それから米水

津村、蒲江町の6カ町村であります。旧上浦と旧宇目は、設立当時の平成14年にまだケーブルテレビ事業を実施していないというために出資は当然しておりませんでした。出資額については各町村1株5万円の計20株の100万円ということで、合計町村については合わせて600万円、その後平成11年の市町村合併によって、ほかの自治体と同様に1市20株100万円の出資額にするために、一つの市になったということで、一つの自治体ということで、1市20株100万円ということで、旧南郡町村の120株を譲渡して600万円の減資をして、現在100万円というふうになっております。

それから、さっき出資による権利が株券となった経緯とその違いということで、先ほど農林水産部長が答弁したとおりで、これはあくまでも財政のほうのいわゆる事務的なところで、実際、出資による権利とすべきか有価証券として整理すべきかという取り扱いのところを統一して、有価証券のほうに21年度やったですかね、記載を変えたということであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 再質問ですが、要するに旧8カ町村で六つの町村が同じように出資をしとって600万、この分はじゃあ売却したのか、要するに返したのか、そのまま返したのか、売却したのかどうか、そこを。

農林水産部長（高橋満弥）

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応株式を譲渡したという形になっております。それで、大分ケーブルテレコムに40株、それからC T Vメディア株式会社に40株、K C Vコミュニケーションズ株式会社、これが20株、それから株式会社ケーブルテレビ佐伯に20株の合計120株を譲渡しております。いわゆる6町村の分をほかのところへ譲渡して、その600万円を市のほうに入れておると、戻してもらった、いわゆる譲渡した金額を市のほうにまた入れて100万円と、1市6カ町村のときの700万円がいわゆる600万円譲渡して、今現在100万円ということになります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 要するにその分は余分じゃからもう売って、佐伯市の中に一般会計が何かに600万円入れたということですよ、わかりました。

それでは次の質問にいけます。小項目として株式会社蒲江町総合物流サービス、これ蒲江道の駅のことでしょうが、さらに株式会社うめ、これはうめりあのことでしょうが、ここも同じように今回有価証券の欄に記載が変えられたということになっております。これの先ほどと同じような質問ですが、要するに出資による権利が株券となった経緯、なぜ21年、私もさっきも聞き漏らしたかなと思うんで、なぜ昨年21年度でしたのか、なぜしたのか、いろんな意味があるのかなのか。ただ、そうしたほうがいいのかという判断で、最初から言う大分県畜産公社、そして先ほどのデジタルセンター、それとこの蒲江の分と宇目、この四つだけがなぜ21年度になって決算で変えられたのか、その経緯ですね、そのところをお伺いしたい。

それとさらに指定管理制度で、指定管理といった形で特殊な部分があるのかと思うんですよ、この蒲江の分と宇目、これ第三セクターで町村のときに立ち上げられた会社であろうかと思うんですが、期限が来て、これもう恐らく、要するに指定管理に公募というような形をたしかとりよるはずなんですよ、今度もまたとるんでしょうけど、それとの整合性はどうか。株式会社として、別にほかの第三セクターならほかの一般の方の株主がおるのに、

その辺が整合性がとれとるのが、これ確認の意味で聞いてますんで、そこら辺を、問題ないからしとるんだらうけど、再度確認します。

それとさらにですね、これを取り上げた部分でその他にも出資金が先ほど言ったように7億7,287万ほど全体であるわけですが、これが同様のことが今後予想されるわけですね。例えば道の駅弥生にしても、同じように株券を受けとるんであれば、有価証券の欄に当然載せていくのかなと。そういうふうな形で考えたら、ほかにも出資しとる部分があるんで、ただ出資して出資証券等をもらとるのか、それとも株券を受けとるんであれば同じように今後有価証券、要するに資産の欄にきちっと記載されていってしかりと思うんでね、その辺のところは今後どういうふうにご想定されるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 私のほうから、初めに財産調書に関する部分のお答えをしておきたいと思います。

21年にその部分を改正したわけでありまして、それまでは財産調査の中の有価証券の欄に株券として金額だけ打ち込んでおりました。これちょっと議員の皆さん方に見にくいなど、わかりやすく改正をしたいと、改めたいということで整理をしていく中で、先ほど言いました四つの株式会社みずほフィナンシャルグループ、それから畜産公社、それからデジタルネットワーク、蒲江町の総合物産サービス、この部分につきまして株券でもらっている関係上、欄として有価証券に上げるべきだろとうことこの結論に至ったばかりに、有価証券の欄に先ほどの二つの銀行、大分銀行と大分朝日放送あわせて三つを具体的に計上したということでありまして、したがって、何ら特段意図があってこういうふうにしたわけじゃなくて、私どもで整理する段階でわかりやすい方法を模索する中で整理をしたと、特に先ほどの四つにつきましては、株券でもらっている関係上、それについては全部有価証券で上げようという結論に至ったということでございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず、問1の出資による権利が株券となった経緯については今の財政部長のほうでよろしいでしょうか。

次の指定管理者との整合性ということですが、議員御質問、市が出資しております株式会社蒲江町総合物産サービス、株式会社うめ、この2カ所がそれぞれ道の駅蒲江、道の駅宇目の指定管理を受けていることについてということであると思っておりますけれども、これ地方自治法第244条の2第3項におきまして、法人その他の団体であれば指定管理者となることができるとされておまして、指定管理者となることのできる団体に地方自治法上は特段の制約はありません。道の駅につきましては、三つの道の駅とも任意指定としております。これは、地域の雇用を確保するですとか、あるいは出荷組合が組織されておるところにおきましては、そうした組織の解体につながってしまう。あるいはまた地域のコミュニティにも重大な影響があるということで任意指定ということにしております。それから、他の出資金が株券になる変化は云々ということですが、これも先ほどの説明の中にありますように、出資による権利と有価証券の違いですが、株券の受領の有無によって整理を行っているということでありまして。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） ちょっと今の説明の中で若干気になるのが指定管理制度、これ私が言うのは

ね、公募することが大前提だと思うんですね、指定管理だから。それを任意指定ということが、この指定管理制度の整合性がとれるのかといった部分があるわけです。なおかつ第三セクターとして、要するに行政、官・民、要するに第三セクターで立ち上げた株式会社であるわけだから、これを指定管理に出すこと事態も、ある意味株主総会等で、本来通常の一般の株式会社としたら、その辺の株主総会の相違とか議事録等が必ず要るであろうというふうに考えたときに、そういった部分で、任意でやっとするから、それは整合性がとれとる、自治法上上ね、それはよくわかります。ただ指定管理制度というのは公募が大原則やから、そこと整合性がとれるかということが、任意でこれは絶対いきますというのであれば、要するに第三セクターをそのまま継続して任意でいくということになる。これは指定管理の公募型には絶対ならんと思うんで、そこを聞いとるんです。それ再度。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 指定管理者につきましては、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定によりまして、特別な事情があると認めるときを除きまして、原則として公募するというふうになっております。これは議員おっしゃるとおりです。さらに、その特別な事情があると認めるときということについての規定がありまして、これ同条例の施行規則第2条第2項において規定しております。これで公募によらず指定管理者の候補者を選定する場合を定めているわけですがけれども、これが中身ににつきましては、公の施設の設置目的、業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるときというふうになっておりますので、これを適用しまして、任意指定ということにしております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） その部分はわかりました。それと最後の質問ですが、先ほどの株券、有価証券に載せたというのはこの4銘柄が受け取ったからということで、私が聞いとるのはね、ほかにも受けとる部分があるんじゃないんですか、それはないのかどうか、それが一つと、要するに今後そういうふうに変えていく部分が当然出てくると思うんですね。というのはですね、我々もあれを見たときに有価証券、これから先、次の世代に行ったときに、有価証券という欄に載っとれば、これは資産勘定ですよ。だから当然わかりやすいわけです。出資による権利と、漠然としとって、そこには出捐金という、要するに、これ出捐金というのを辞書で引くと、私財を出して人を救うと、または捨てる。

私は一番最初、これ「しゅっそんきん」と読んでひんしゅく買ったことがあるんですけど、そういった部分もあって、出資による権利という欄に載っとること自体が、私は疑問だったんです、ずっと。だから、今回これがこういうふうにしてくれたことは、物すごくわかりやすくなったし、これから次の世代にも決算書見ただけで、ああ、市はこういう含み資産がある、会社見る場合ですね、有価証券持っとるとか、そういうことは、そういった意味にもつながるので、大いにこれはそっち側に持っていくべきかなと、私は思っとるんで、そういった意味で、今後そういうことが想定されるかどうか、また、そういうふうには私は持っていくべきと思っとるんで、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この平成21年の調書を作成する段階で、すべ

ての出資団体等につきまして調査をいたしました。その結果、ここに挙げた4者につきましては、株券でもらっているという状況の中から、株券でもらっているんだったら、欄として挙げるのは、有価証券の欄ですという結論に至ったばかりに、こういった挙げ方をしてみました。したがって、今後もそういった形で、出資そのものが株券で受けるということになりますと、当然、挙げるのはこちらの欄ということになるかと思えます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） それではちょっと確認しますが、ほかのじゃあ出資、出資金となつるのは、どういう形になつてくるんですか。ただ、出資証券とかそういった形でもらってくるのか、出しっ放しで、要するに担保はどういうふうにしとるのか。そこら辺は、ほかのところはどうなんですかね。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。

すべて私把握したわけでありませんが、私どものほうに台帳として残っているのは、コピー、写し、そのものが証書という形であったような記憶をしております。すべて十分把握しておりませんので、この場でははっきりと答弁できませんけれども、そういった状況だろうと思えます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） しつこいようですが、私はそこら辺が、この三つ目の質問で、今後どうなるのかといった意味にあるわけで、当然これは出資による権利よりも、先ほど言ったように有価証券のほうに切りかえるべき部分を持っていくべきかなと思つておるので、その辺はやっぱり、これは市の財産、要するに市民の財産という形から考えれば、中には出資しただけで、いろんな受益をこうむっておるし、佐伯市の産業発展のためにしとる部分、物すごくよく理解できるんです。ただ、要するに、我々の時代、次の世代に送っていくときも、出資による権利といった漠然としたものよりも、そういった部分に明らかに、要するに含み資産といった形で記載するべきであろうと思うし、また、それが今言うように、単なる証券、コピーとかでなく、それはきちり担保すべきものではなかろうかなと思っておりますので、その辺のところを今後はきちり詰めていってほしいなど、これはまた決算特別委員会、予算特別委員会のときにも、本来そこですべき質問かなとも思っておりますけど、そういうふうに申し添えておきます。

それで、次の質問に移りますが、同じように先ほどの出資金の部分が、株式会社ケーブルテレビへ佐伯市は立ち上げるときに、要するに設立時に第三セクターとして立ち上げるときに出資をしております。その出資金が2,270万円、これを市は株主として、現在、事業経営にどういうふうにかかわっておるのか、その辺のところを伺いたい。

さらにですね、この出資金2,270万円は、たしか平成19年、減資をされております。減資されて、要するに8分の1に、もともと4億6,760万円の資本金が、いきなり5,000万円に減資をされたわけですね、19年に。8分の1になった。価値としてここに計算されておりますが、実際は2,270万円がこの減資することによって、当然、社会一般の企業経営の中の概念からいうと、8分の1ということは281万714円、2,270万円が減資されたことによって、価値として281万714円といったように、これは企業会計の中で考えたときには、そういった価値になるわけですね。こういうふう減資されておりますが、帳簿上は出資金として、ま

だ2,270万円という形で載っております。これも本来株券を受けておるのか、先ほどの中では、さっきの四つしか受けてないから、ほかはないというようなことでしたが、ただ、これどのように今後処理していくのか、もうそのまま出資金そのものはそのままだというような説明を前受けてますけど、将来これはもう増資等して5億円近くになるようなことは恐らくないであろうといったときに、どのような処理を想定しているのか、これを伺いたい。

それと、あともう一つは、この設立のとき、第三セクターを設立するときに交わした協定書ですね。これはいろんな形で問題になりましたが、総務常任委員会の所管事務調査の中では、これは有効であるというような一度あったんですが、後ほど、先月だったですかね、市長のほうから無効であるという文書が届きました。それは無効は無効でいいんですが、要するにこの協定書によって公益性が担保されておったと私は理解しておるんですが、これがなくなったことによって、担保は、私は担保しておくべきと思うんだけど、その辺はどうなるのか、もうこれは全くそういった協定書等は考えていないのかどうか、そこら辺をお聞きしたい。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 私のほうから、先ほどの財産に関する調書の記載の関係でお答えしたいと思います。これは21年の決算特別委員会の際にもお答えしましたが、簿価でいかか実勢価格でいかかということの議論になったわけでありまして、実務提要といたしまして、参考文献によりますと、その団体でどちらかに統一すべきだという指導方針がありまして、私どものほうでは簿価で統一していくということでありまして、したがって、今後も引き続き、そういった形の形状になるかというふうに思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは、河野議員の質問にお答えします。

まず、ケーブルテレビ佐伯への出資金についてというところで、市が株主として現在事業経営にどのようにかかわっているのかということで、まず、現在事業経営にどのようにということですが、株式会社ケーブルテレビ佐伯の平成3年の設立時に市が出資して、市長が取締役に就任して、第三セクターとして支援をしてきております。平成21年12月に諸般の事情により取締役は退任をしております。現在、一株主としての立場ですが、市民の情報サービスには欠かせないケーブルテレビ事業でありますので、株式会社ケーブルテレビと連携をとって、情報の格差是正を目指していきたいというふうに考えております。また第三セクターとの位置づけで、今後とも関係等は継続していくという予定にしております。

それと、2番目の出資金2,270万円は減資後どのような処理を想定しているのか、

（「それは答弁いただいた、さっき」と呼ぶ者あり）

総務部長（川原弘嗣） 済みません、それでは3番目の創立時に交わした協定書にかわる公益性を担保する約定は、今後どのようにするのかということです。

株式会社ケーブルテレビ佐伯は、佐伯市の情報化に資する公共性のある第三セクターとの位置づけから、同社創立時に交わした協定書にかわるものとして、今後何らかの約定、または協定書的なものが今必要があれば検討はしていきたいというふうには思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 協定書の件は、またうちの会派の佐藤議員のほうで、あす、するようになっ

ておりますので、そちらのほうで、もう少し、私も時間がなくなってきましたので。

ただ、1点だけ確認しておきたいんですが、株式会社ケーブルテレビ佐伯そのものですね、先ほど総務部長も、第三セクター、設立は第三セクターでされとるんです。ただ、今その体をなしとるのかどうか。ホームページ等を見ても、ほかの、例えば大分テレコム等は出資金の欄に、必ず第三セクターという文言が入っておるわけです。ところが佐伯ケーブルテレビに関していえば、私が見る限りでは、第三セクターという文言はどこにもなかったわけです。そういった意味で、要するに第三セクターという、先ほども総務部長そう言った、それで推移しとるといような言い方だったけど、間違いはないのかどうか。私が言っとるのは、概念的、実質的に第三セクターなのか、そこを。要するに第三セクターそのものになっておるのかどうか、それを確認したい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 第三セクターというのは、官と民ということであると思いますけど、当然、2,270万円の出資をしておるといことで三セクといことで、これはケーブルテレビはどうしても公共的な立場があります。住民の福祉の向上を公共的な電波を使ってやっていくということでもありますので、当然、市としてもこれにかかわっていかねばいけません。ただ、現実的にはかなり今経営が、昔は剰余金が出ないような状態だったんですけど、今、年々剰余金が上がってきておるといような、今そういう経営体にはなっておりますけど、あくまでも出資をして、ともに、やはり佐伯市の住民のために公共的な電波とか、そういうのをやっていかねばいけないといことで、第三セクターといことで継続はしていかねばいけないんじゃないかなといふふうには思っております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 恐らく西嶋市長も昨年か、このケーブルテレビからは役員としては辞任していますよね。そういった中で、株主総会その他が開かれとるのに、市はかかわってますか。これ一番最初に聞いてますけど、事業経営、かかわっておるのかどうか、当然、第三セクターであるなら、かかわっておるんであろうといことで質問を設定しとるんだけど、それで今確認したんだけど、事業経営のほうまでそういった意味で、かかわっておるのかどうか、それ最後もう1個、お聞かせ願います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員からケーブルテレビの件ですが、これは一応株主という形ですね。株主の少数ですので、経営的な発言については、そういうことについて発言をし、かかわっていております、株主として。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） わかりました。じゃあ、この件の質問は、また、うちの会長のほうに回すとして、時間がなくなったので。

同じような出資による権利の最後ですが、出捐金、これについて伺ってきたいんですが、これ、ダイレクトに初歩的な質問です。どのような権利があるのか、それをお聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。

この出捐金についての御質問でございますけれども、これは地方公共団体が出捐金を支出

する場合は、財団法人等の公益法人に対するものがほとんどであります。また、出捐金につきましては、それが寄附金的性格を有しているため、地方公共団体が出捐金によって何らの個別具体的な財産的権利を有しないというふうにされております。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 要するに権利はないわけですね。となると、出資による権利という段に載せるのも、若干おかしいのかなと思うんですけどね。その辺のところは、ほかに載せるような欄がないから、ここに載せておるのかなということで、これはまた後日予算特別委員会等で聞けるところは聞いていきたいと思えます。ということで、大項目1はもう終わります。

2番目ですが、これは、これも単純な質問です。市道拡幅、県道等もあるんですが、それにかかわる用地の買収、用地の買収というか、地域においては大体、地域の要望で市道等を拡幅してほしいといった場合に、買収金額、以前は地区で手当てしよったわけですね。地区で買い上げて、佐伯市に無償で提供して、市が工事をしてくれるというようなシステムだったんだけど、たしか21年からですかね、20年からですかね、市のほうで買収金額を出すというようなことになって、若干戸惑いがあるんで、その辺の中で、戸惑いというのが、それは地区がどっちにしても出す部分があるんですけど、というのが、今までしてきた部分と継続していく場合に、坪単価、例えば5万円ぐらいで地区が買い上げてたのが、とんでもない安いですよ、そこら辺にそごが生じて、なかなかわからない部分があるので、ケース・バイ・ケースという、恐らくそういう返答が返るのかなと思いつつ、その辺の算定基準は、例えば都市計画区域内と外とでは、どの程度の基準が違うのか、そしてまた、果樹及び立ち木の算定基準、それから田、畑、耕作地と非耕作地等の算定基準はどのようになっているのか。当然、県と準じておるんであろうと思うけど、この辺のところをわかりやすくお聞かせ願いたい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 河野議員の用地の買収算定ということで、1から3項目、この算定につきましては、1で都市計画区域内と区域外の算定、それから2では、果樹、立木、3では田畑の耕作地、非耕作地と、その算定基準の御質問でございますけども、あわせてお答えをいたしたいと思えます。

現在、市が行っております道路改良事業には、国費や県費のあります補助事業と、そうでない単独事業がございます。補助事業におきましては、用地補償費の算定につきましては、その都度、不動産鑑定評価を行い、決定しております。議員御質問の都市計画区域内と区域外との算定、及び田畑の耕作地と非耕作地の算定につきましては、公共事業の場合、先ほど申しましたように、不動産鑑定をとっておりますので、その不動産鑑定評価の過程で比準されるものと思われま。また、建物、立木等の補償物件につきましては、建物、工作物等の調査業務委託を行いまして、果樹や立木につきましては、年数、種類、本数等、調査して、損失補償基準書をもとに算定しております。

それから、単独事業におきましては、議員先ほどおっしゃいましたように、平成19年度までは、道路拡幅に係ります用地につきましては、寄附行為ということでお願いしてきました。これで地区のほうでまた買い上げてといった、そういった行為があったと思われま。そういった場合、戸数の少ない地区におきましては、どうしても地区の負担が大きくなりますので、負担の軽減を図るため、平成20年度から単独事業でも用地買収を行っております。

買収単価の算定につきましては、任意的に固定資産の評価額を参考にして、市のほうで決定しております。市の単独の場合、田畑の耕作と非耕作地の算定につきましては、買収の単価に差は一応つけておりません。ただ、用地はそういうことで単独の場合も20年度から買上げしておりますけども、建物、それから立木等の補償物件につきましては、単独事業では地区要望が多い中、事業推進のために困難な状況でございます。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 補助事業、これは当然そういった不動産鑑定士が入って、いろんな算定をするということは、答弁は予想できたんですが、私が言わんとするのは単独事業です。おおむねですね、都市計画区域内・外と、補助事業の場合は鑑定するから出るんだけど、そういった、市はまずこの部分については、単独事業の場合は差をつけとるんですかね。それが一つ、もう一回聞きたいのと、それと、耕作地、非耕作地は差をつけてないといったところで、要するに固定資産評価額等があるわけだから、おおむねそのどいういった計算方法で出すという、そこら辺の計算式をわかれば教えてほしい。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、市の単費の部分で、都市計画区域内と区域外の差をつけてるかというふうな御質問だったと思いますけども、市の場合、先ほど申しましたように、先に市の買い取り単価の決定根拠を言ったほうがいいと思います。これにつきまして、宅地につきましては、固定資産評価額を参考にしまして、標準価格の7割、7掛けというふうなことで、一応設定をしております。それから、雑種地につきましては、一応もう宅地と同等ということで対応しております。田につきましては、そういったことで出ました宅地価格の4割と、それから畑につきましては宅地価格の3割と、それから山林につきましては、平米当たり250円と、先ほど申しましたように、建物のとか立木の補償は行わない。それと、実際狭隘な道路でも宅地のそばのときはブロック塀等あると思いますけども、それは工事の中で復旧というふうな格好でやっております。ですから、都市計画区域内と区域外の実質的には差はつけてないとは思んですけど、結果としては、固定資産評価が区域内と区域外、違いがありますので、その分の差ということにはなると思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 大変申しわけないですね、私の時間配分がなかなか頭の中にないもんだから、すぐ時間がたってしまって、肝心なことが聞けないのかなと思いつつあせっておるんですが、要は、言わんとするところは、今までは地区が同意をとって買収までかかわっていた。ところが、今、地区が同意をとるところまではかかわるけど、あと買収の場合ですね、買収金額の算定等で、やっぱりそこに地区の地権者の方と、ええ、そんなもんかいというようなそごというか、その辺が生まれてくるわけですよ。そういったときに、どうしてもこれから先、当然、地区はそれだけ負担する覚悟で要望しとるから、何らかでもそういった市のほうが出してくれればありがたいんですよ。本来5万円出すところが1万円を出してくれれば、あと4万円負担すればいいわけだから。ただ、そういった中に、最終的に地区のほうで進行しよる、同意まで取りつけていってあるのに、惜しいかな、市の方々と一緒になって算定して、ぼっといきなり言うと、そんなもんかというような誤解を受けるから、その辺も踏まえて、今物すごく地区は苦慮しとるわけですよ。それで聞いとるんですけど、ぜひ、その辺のところは、今どっちが主導しとるんか、そこをはっきり伺いたいんです。最後まで地区でもやって

くれという、買収金額を算定する、同意書ができれば、あとは市が全部やりますという、その境ですね、そこだけちょっと。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 地区から年間700近くの要望が入っております。それをできるだけ早く地元の要望に沿いたいということで、それと地元の負担を少しでもということで、こういった20年から取り組みしてきたと思います。ただ、議員おっしゃるとおり、それまでは地区で持っていた部分で、地区民で話し合った金額と、この単価には差があると思います。それで、事業課サイドとしましては、事業を執行するためには、やはり地区の方の同意と申しますか、もちろん地権者の方の同意が第一前提です。ですからそのために、地区の方の同意をいただくというのがまず最初ですし、金額につきましては、うちが見れる金額はこれですので、あと、地区のほうで差については、今までどおり地区で見るとかのところもございまして、そここのところは地区の、うちがこの単価であくまでやり遂げるのかと言われたときは、答弁ちょっと困る部分もあるんですけど、うちとしては地区要望があるから、そういったことをやっているというようなことで、地区にお任せするという部分、お願いするという部分が大きいと思います。

7番（河野豊） 以上で終わります。時間がなくなりましたので。

議長（小野宗司） 以上で河野議員の一般質問を終わります。

次に、15番、榊田穂積君。

15番（榊田穂積） 代表質問から3日目になりました。本日の最後ということで、大変お疲れさまでございます。15番議員、平成会所属、榊田穂積です。

通告に基づきまして3点質問をしたいと思います。いずれも身近な問題でありまして、前向きな答弁を期待いたしまして、一般質問に入ります。

まず1点目、道路関係についてであります。

アとして、県道37号線、青山小学校付近の道路についてであります。

この道路、今まで私も一般質問でやったことがあります。現在なかなか工事が進捗していないような状況に見ております。今どういうことで、これがおくれているのか、大変工事車両も多いことで、危険な目に遭っているというふうに思っております。本日もそこではないんですけども、大きな事故が37号線であっております。こういうことがありますので、何とかこの道路について早く完了してもらいたいということでもありますので、よろしく願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 榊田議員の青山小学校付近の道路拡幅の関係でお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、この道路につきましては、市町村合併を支援する道路としまして、大分県が整備しております主要地方道佐伯蒲江線でございます。工事の進捗状況と完成見込みについてでございますが、現在、青山小学校付近の用地交渉を行っておりまして、交渉が調次第、用地買収及び工事の進捗を図っていきまして、平成20年代の後半の供用を予定していると県のほうに伺っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 今、22年度であります。20年代の後半といったら、いつになるんで、余りちょっと答弁を聞いて、ちょっと責任がないんじゃないかなという気がいたします。県道と

はいえ、やっぱり市民の道でありまして、これが何年もかかるというようなことでは、ちょっと行政として余り好ましいことではないと思いますが、何が一体原因か、お伺いします。
議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど榊田議員の質問の中に、ちょうど1年ぐらい前ですかね、この問題を取り上げておった経過があると伺っておるんですけども、その当時に比べますと、若干進捗が鈍ってるんじゃないかと、そういう危惧されているということだと思えます。

実際、県土木と年度当初に伺いますか、県土木の年度当初の事業説明の中でも、そのとおりいけば、橋の、あそこは今青山の公民館の裏のほうに道路がいつていると思えます。あれから橋を1本かけるんですけども、下部工なり着手しているときだとは思いますが、実際には、先ほど申しました用地交渉が調い次第ということでございまして、その用地の問題が絡んでいるというような認識でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） この件だけではないんですが、今までも多くの土地の問題で工事ができなかったというお話は伺っております。いろいろなケースが考えられると思えますけれども、やはり用地交渉の姿勢というか、市の姿勢というか、そういうことが絡んだ感情的な面も、今まではかなり指摘されておりました。そういうことから考えますと、今回私たちわかりませんけれども、市の姿勢に、あるいは県の姿勢に何か問題はなかったのかどうか、そういうことをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この今御質問のありました箇所用地交渉につきましては、具体的に県のほうから小さなことまでは伺っておりませんが、当初の計画で道路の線形を図面に打って、それで交渉に入っていくと思えますけれども、その過程の中で地権者の方と協議が今まだ、詰めと伺いますか、調べてないと、そういうことだと思えます。具体的には、県のほうからそこらのどういったことで協議が調べてないとか、そこらまではちょっと伺っておりません。もちろん市の姿勢としましては、蒲江に通じるあそこが改良されれば、あその山口のトンネルに向かって、ほとんどもう道路改良がされたということでございますので、県のほうからそういった市でできる応援と伺いますか、例えば自治委員さんなりというふうなことも考えられますけれども、そういったことがあれば、当然市としてもバックアップ体制と伺いますか、フォローしていく。そうやって蒲江地区だけじゃないと思えます。山口、谷川とか、沿線の住民の利便さを一日でも早く向上したいということは念願に思っておりますので、そういった対応はしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） ちょうど小学校、青山小学校のところですので、大変子どもにとっても、通学、退校するときに、大変危険な状態が続いておるといことのようなのです。私たちでさえ、大型車と離合することばかりでありまして、大変危険を感じている箇所であります。地権者につきましては、誠心誠意、市も県も対応しながら、いろいろな手続をとりながら、今後とも早目に解決していただいて、危険状態から脱するような工事を早くしていただきたいということをお願いして、アの項については終わります。

次に、蒲江地区にあります蒲江の河内地区ですが、清滝橋の調査についてであります。これも先般の議会で一般質問で挙げましたけれども、その後の調査の結果と、それからまた今

後の調査に基づいた、どうするのかということをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 清滝橋の調査結果ということでございますけども、このことにつきましては、22年12月の議会におきまして、榊田議員から質問のあった橋でございますけども、危険度等の最終的な判断を得るため、橋梁の詳細点検を発注して、これは22年12月補正を組みまして、その詳細点検の予算をとりまして、2月4日に着手しております。工期は3月18日完了予定ですので、目下まだ作業中ということで、作業内容につきましては、現地にて清滝橋橋梁全体の下部及び上部部材の腐食、損傷の程度の調査を行いまして、現在補修の概略工法の検討、概算工事費算出等を行っております。その結果をもちまして、今後の対応につきましては、関係機関、地元等と協議をしていくと、そういった方針でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 調査はやっているということですが、地元の方は、これはどうなるのだろうか、いつも疑問に持ちながら、どこに聞いていいか、あるいは、またどういうふうに教えてほしいのかというふうな疑念を直接地元の方が持っておりますので、いつも言われることですが、やっぱり地元の方への、あるいは市民に対しての説明というか、それは区長さんなり、あるいは代表者の方に言えば済むわけですから、その方がやっぱり地区の方には内容を知らせて安心感を与えるということになりますので、調査結果で、こうこう、いつには大体完成するぞというような意味のことは、早急に地元の方に話をしていただきたいと思いますが、この件どうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この橋を最初点検した時点で、かなり傷みが激しいので危険であるとして、昨年11月1日から全面通行どめにしたと思います。その際は、利用される会社が1社ございます。それとあの地区周辺の皆さんに御説明を申し上げて、全面通行どめにしたという経過がございます。今、議員御指摘のとおり、その後、補正予算を計上して調査をやっている等々につきましては、区長さんなりには、そういった調査をするという一報は区長さんにはいつているとは思いますが、その他のことを含めまして、議員御指摘のそういった部分につきましては、もう早速できる部分はお知らせして、その結果、橋梁のほうで佐伯市の管理する橋梁が970ちょっとほどありますので、それが全部高度成長期以降につくられておりまして、そこらが大体もう50年近くたっていると、そういうことの中で、長寿命化計画ののっとなって対応するというような計画もございますので、どうするという結論が若干時間を要するかもわかりませんが、まずはそういった現状の経過は報告、報告といいますが、区長さんを通じてでも、もう限られた地区かもわかりませんが、周知はしたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 地元の方に聞いたら、やっぱりあるものがなくなるということに対する不安というのが感じられましたので、そういうことを含めて、周知のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

この項を終わりにして、次にウにいきます。

現在、蒲江漁協の港湾工事が進みまして、もう大体終わったようでありまして、大変広い用地ができております。この件に関しても、21年12月議会で質問しておりますけれども、ま

だまだそのときには具体的な工事形態ではありませんでした。しかし、形が見えましたので、これは一体、その当時の質問を踏まえまして、そこの部分の道路が極端に湾曲していると、これ、いつも皆さん方が交通量も激しいです、危険な状態だということでもありますので、これを何とか少しでも真っすぐしていただきたいと、距離的には近いんですから、何とか漁協のほうとも話して、うまく工事をやっていただきたいというのが願いであります。どういふふうな進捗状況かお願いします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御質問の道路整備につきまして、若干の経過を踏まえながら答弁をさせていただきます。

この道路につきましては、平成5年度に県より管理移管を受けまして、現在、市道蒲江縦貫線として市が管理している道路でありまして、沿線には蒲江振興局や郵便局の公共施設やスーパーなどがあり、交通量も多い道路でございます。

質問の箇所につきましては、道の駅かまえ付近の国道交差点より旧漁協蒲江支店付近の約150メートルの区間で、カーブの上、沿線に倉庫が並んでいるため、枝道からの見通しが悪くなっていると。この箇所の海岸側は、現在大分県が漁港の岸壁工事を行っておりまして、平成23年度に完成する見込みで、その背後の埋立地は更地となっております。この埋立地の一部を利用しまして、道路の改良ができないか、線形の修正ができないかということでございますけれども、埋立地が大分県管理の漁港施設のため、大分県、漁協等との協議が必要となっております。平成21年12月議会の後、漁港施設であります埋立地の道路への利用が可能か、市の水産課を通しまして、県漁港、漁村整備課に問い合わせを行いまして、これから申し上げます以下の回答を得ております。

漁港用地を道路用地として占用または買収するのは、荷さばき所用地として整備を行ったため、国費の返還等が必要となるため困難であるということです。道路用地に使用する漁港用地を、同一漁港内にあります市が所有する漁港用地との等価交換は可能との回答でございました。ただし、その場合でも、漁協及び地元漁民の了承が必要となっております。現在行っております漁港工事につきましては、前面に幅10メートルの岸壁を110メートル築造しまして、その背後に幅14メートルの埋め立てを行うこととなっております。道路を計画した場合、埋立地の半分の区間を三角形に使用する必要があり、その場合残った土地の利用が非常に悪くなるために、地元との調整が必要となっております。このため、地元の意向を確認するため、蒲江振興局を通しまして、区長及び漁協並びに地元漁民に協議を行ったという経過がございます。その結果につきましては、漁協並びに地元漁民が岸壁背後の埋立地を利用しまして、将来、岸壁から直接個人に直販する考えがあるというふうな回答で、漁港埋立地を使用し、道路整備を行うのは、そういった意味から困難であると考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） これはね、やっぱり漁民にしても漁協にしても、町民にしても、皆さんが支え合って、この地域というのは盛り上げないけんのじゃないかと思えます。これはやっぱりどこがいいとか悪いとかいう問題じゃなくて、まちづくりの一環だと思います。

市としても県としても、漁協には大変な支援をしておるし、あそこを道路として使う場合は、町民全員が使うわけですから、これはその今から行うであろう事業について支障の少ないような状態で改良というのはできるんじゃないかと私は思います。いろいろな案が

あると思うんです。あれを真っすぐに、部長が言うように、突っ切っていけば、それは土地の利用というのはなかなか不便な面が出てくるかと思いますが、やはりこれは世の中譲り合いですから、お互いがいい方向に持っていきながら、漁協にしても、また町民から支援を、あるいはお互いの事業に協力し合うわけですから、そのところは市がしっかりと支援しながら、また指導していただきたいということをお願いしたいんですが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど申し上げましたように、この件につきましては、同一敷地内であれば交換は可能というふうなことで、その線でも動いたんですけども、何せ一番最後にお答えしましたように、漁協と漁民のほうの利用計画が核としたものがありまして、実際には現道等、この程度であれば可能ではないかという線も描きまして、図面で図示しまして、これも持ち込みまして、そういった協議は行いました。行っておりました。ただ、何せ先ほど申しましたように、漁協、漁民の直接販売というんですか、車で乗りつけて、お客さんがその後背地に車で乗りつけて、そこでもう直接販売をするという、その計画が頑としたものがございまして、いわゆる車で乗りつけ、駐車場の部分が減ってくるといいますか、狭くなるということは困るというふうなことで、その漁協の埋立地を使用しての道路整備というのは、もう困難であるというふうな結論に至ったわけでございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） これはね、やっぱり簡単にそういうことで結論を出してもらっちゃ困ります。それなら一生あのままにいくんですか。危険な状態がずっと続いていくんですよ。これはね、やっぱりそれは漁協の考え方もあるかもしれませんが、きちりとした市の指導もあってしかるべきだと私は思います。これは、それでできないということで終わるのだったら、私は本当にそれでいいんですかということをお願いしたい。強い指導をお願いします。それで、理解を求めなさい。やっぱりまちづくりというのは、自分たちがいいだけじゃできませんわけですから、これが一番のネックになっておる。個人の場合はどうしようもないこともあるかもしれませんが、しかし、これは団体でしょう。全員が考えないけん問題です。そこにやっぱり市の指導力というか、やっぱり漁協に対して交付金なり、あるいは支援もしているわけですから、町民全体のことを考えたら、そういうことは言えないと思います。しっかりとした指導をお願いしておきます。これで終わります。

次に、蒲江地域の小学校の通学バスの運行関係についてであります。1点目として、蒲江地域の小学校が統合された場合に、バスでしょうけれども、運行計画というか、その詳細についてと、2点目として、現蒲江小学校区の取り組みについて、地区全体が一度に遠距離通学ということになってしまいます。このことに対しては、大変地域としてダメージが大きいし、今後少子化にますますなっていくし、3キロメートルという市の、3キロメートル以上ということもありましようけれども、ここの通学関係について、3キロを見直すか、あるいは特別の事情ということで扱いをするか、そういうことについてお伺いしたい。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 蒲江小学校統合につきましては、昨年の10月から11月にかけて、小学校区ごとに説明をしまいいりました。現在、各小学校のPTA及び蒲江地区の自治委員会の同意をいただいたところでございます。今後は蒲江地域小学校統合推進委員会を設置をいたしまして、統合に伴う諸課題を調査あるいは検討して調整していくこととしております。

そこでまず、議員の御質問ですが、通学バスの運行計画の詳細についてでございます。統合後は平成21年度に統一した通学費補助基準に基づきまして、通学距離3キロメートル以上の児童を通学補助の対象とし、路線バスが利用できる地域は路線バスにより、また路線バスが利用できない地域はスクールバスにより対応するというのが基本方針でございます。ただ、蒲江地域におきましては、旧蒲江町時代における中学校の統合に伴いまして、既にスクールバスが運行されております。新設する小学校の通学方法とも微妙に関連をしてみたいと思いますので、統合後の具体的な通学バスの運行計画は、路線バスの運行経路、それから運行時刻などのほか、統合時点における小学校の児童や中学校の生徒の見込み数なども総合的に考慮いたしまして作成することとしております。

次に、現在の蒲江小学校区の通学方法についてでございますが、現在の蒲江小学校区は統合後も大部分が3キロ以内の地域ということが予想されております。通学補助の対象外ということで見込まれておりますが、そこで蒲江小学校の校区について3キロという先ほどの議員御指摘の基準の見直し、あるいは特別な事情扱いできないかとの御質問でございますけれども、3キロ以上を通学補助の対象とするのは、佐伯市全体を通ずる統一基準ということでございます。この3キロ基準は交付税でも4キロとなっておりますのに、既に1キロ緩和をしておるものであります。この3キロを見直すということにつきましては、財政上の問題もありますし、本市ではこれ以上の緩和は困難な状況だというふうに考えております。統合に伴いまして、若干遠くなるということについて不安があることは十分理解をしておりますけれども、この3キロ基準につきましては、佐伯市全体を通ずる統一基準であることを御理解いただきたいというふうに思っておりますし、さきの説明会でも地域の方々にお伺いを申し上げ、御協力をお願いしてきたところでございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 今まで私たちも議員として何回かのこの学校統合について説明を受けました。今までは総論賛成という立場で気持ちよくやってきましたけれども、まさかこの蒲江地域があれだけ遠いのに、補助の対象にならないということについて、これはいけんなどということを考えました。地区の方にも話をしていると申しますが、現在いる生徒らも統合するときにはいなくなっているわけですから、そんなに深刻に父兄も考えてないんじゃないかと思えます。しかし、これは今から入学する人たちのことを考えますと、そう単純な問題じゃないと私は思っていて、こういう質問をしているわけですが、私たちが高山に行くとしたら、昔は遠足でした、遠足の距離でした。そして海岸部というのは、いつも話に出てますけれども、例えば葛原・丸市尾間の道路にしても、ちょっとした風で大変な被害に遭うような、そういう状況であります。そういうことを考えますと、小学1年生から低学年が、あるいは6年生でも同じでしょうけれども、大変危険な目に常時さらされるということになります。恐らく父兄は毎日のように連れていけないけんような状態があるかもしれません。そして現在、高校でさえも、もう親が住所を佐伯の市外に持っていくと、あるいは大分に持っていくというふうな、そういう状況になっているわけですから、まちを今から形成しようかというのに、その維持さえできないような状況になってしまうということも考えられますので、私はやはりまだまだ期間があるわけですから、規則というのは見直しが何のこともできるわけですから、そういう見直しが全然できないのかどうか、その辺のところをお伺いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほども答弁いたしましたとおり、これは佐伯市の統一基準ということで決められております。これを変更できないかということでございますけれども、これについては、もう先ほど答弁したとおりで、現在のところこれを変えるということは考えておりません。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） それは、今は変えることはできんかもしれんけれども、将来的に検討することぐらいの返事はあってもいいじゃないですか。まだあと何年あるんですか。ますます子どもがなくなる。そして、お金を仮にこれで使っても、そうしたらそれだけで終わるわけじゃない。経費がただ要るだけじゃない。お金を使えば、バスの会社も助かる面があるかもしれません。お金は循環ですから、ただただ経費が要るということだけの問題じゃないと思うんです。検討するぐらいのことを言ってください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員のおっしゃることはよくわかります。蒲江の例をとって議員さんはおっしゃられておりますけれども、佐伯市全体でもそういう蒲江だけに特化したことではなくて、そういう御意見は伺っております。しかしながら、そういう事情の中でも、3キロという理解をいただいておりますという状況の中ですので、将来的にどうなるかということについては、ちょっとお答えできませんけれども、検討ぐらいの答えはということでございますが、現時点では考えておらないということで答弁させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） これは市長、どうですか。検討もあんたできんようなことじゃ、何の市政ですか、これは。検討ぐらいできるでしょう。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私どもには振ってきましたのは、教育委員会の内部で十分検討していかなければいけないということで、私が聞いているのが、例えば市内でも4キロ、5キロ歩いているところ、たくさんございます。ところが、これを2.5キロにした場合、同じような基準にしたときに、どれぐらい金額が出るかというのは、一応算出させていただきます。どれだけかかって蒲江をしたために何千万円、どういう形で通学費が出るか、そのような検討もちょっと一回してみたいと思っております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） ぜひとも検討していただきたいと思っております。次にいきます。

3点目の、防災対策体制でありますけれども、先般来より、この冬、大雪で北国のほうでは積雪で大変な被害があり、また、その除雪するために大変な目に遭っているというふうなことが報道されております。それはやはり公共工事が減少したために、建設業者の体力がなくなり、そういう機材が大変減っているということで、対応ができないというふうなことが報道されておりました。

佐伯市でも今後地震とか、あるいは台風災害等々、大規模な被害が予想されることがあるかと思いますが、佐伯市の場合、どういうふうな状況か把握しておるか、あるいは大丈夫かということを知りたいと思っております。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 榊田議員の質問にお答えします。

まず、本市では災害時に速やかな災害復旧を図るために、現在、社団法人大分県建設業協会佐伯支部や、佐伯市管工事協同組合、それから大分県電気工事業工業組合佐伯支部などと協定を締結しております。これは佐伯市内に災害が発生して、市のみでは十分な災害復旧活動ができない場合、市からの協力依頼に対して協定を締結しております関係機関から建設資材や労力等の提供をしていただきまして、可能な限りの協力を得ることで、速やかに災害復旧を図ろうとするものであります。

議員が御指摘のように、佐伯市におきましても建設業界等の事業経営には厳しい状況もあるかとは思いますが、今のところ協定内容に特段の変更はありません。とはいえ、市としましても、災害時の復旧活動が速やかに行えるよう、業界の実情等にも配慮を行いつつ、今後とも防災対策体制の充実を図っていききたいというふうに考えております。

それからまた、建設用の重機などの確保、調達については、災害時における応急対策に係る資機材の貸借に関する協定を、市内に事業所を有する4者と結んでおりますので、万が一、応急対策活動に必要な場合には、資機材の貸借のみの協力要請もできる状況ではあります。さらには、県内の自治体間における相互支援、あるいは隣接する延岡市との応援協定に基づいた協力についても、必要に応じて要請しながら、災害時の復旧等、対策業務の円滑実施に努めたいというふうに思っております。

それ以外にも、一応市長が災害によって応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に従い、都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣要請ということもできるようになっておりますので、体制としては、かなりの体制は組んでおるといふふうには思っております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 佐伯市の場合は、ある程度自信があるというふうなように受けとめます。

しかし、これは土木行政といいますか、やっぱり業者が弱くなると、いろいろな面でそういう弊害あるいは対応能力がなくなるということもありますので、今後の例えば工事関係にしても、ただ単に減額するとかそういうことではなくて、やっぱり生活が成り立つような、そういう土木行政というものも今後考えて、極端な工事の減額とか、そういうことをやっていると、それがすぐ業者だけでなく、やっぱり従業員とか市民に皆広がっていくわけですから、そして最後はたたき合いなんかして、減額になってもうけがないと、そして業者がつぶれるというようなことも考えられますので、今後の土木行政についてのもうけとか利益の出し方とか、あるいは体力をつけるとか、そういうふうなことも勘案しながらの土木行政であってほしいし、それがひいては防災対策やら、いろいろな市民の活性化につながるわけですから、そういうことを要望して、この件はもうこれで終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時38分 散会

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 3月10日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成23年3月10日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
9番	和久 博至	10番	上田 徹
11番	御手洗 秀光	12番	清家 儀太郎
13番	日高 嘉己	14番	玉田 茂
15番	榊田 穂積	16番	三浦 渉
17番	井上 清三	19番	浅利 美知子
20番	後藤 勇人	21番	渡邊 一晴
22番	井野上 準	23番	兒玉 輝彦
24番	宮脇 保芳	25番	清家 好文
26番	江藤 茂	27番	吉良 栄三
28番	芦刈 紀生	29番	下川 芳夫
30番	高橋 香一郎		

欠席議員の氏名

18番 小野 宗司

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋 泰義	副市長	山本 清一郎
副市長	塩月 厚信	教育長	分藤 高嗣
総務部長	川原 弘嗣	財務部長	三原 信行
企画商工観光部長	魚住 慎治	市民生活部長	染矢 隆則
福祉保健部長	石田 初喜	建設部長	高瀬 精市
上下水道部長	三又 秀喜	農林水産部長	高橋 満弥
教育次長	江藤 幸一	消防長	歳納 良晴
総務部次長兼総務課長	井上 勇	防災危機管理課長	箕河原 司
情報推進課長	戸田 眞喜雄	財政課長	岡本 英二
工事検査課長	坂本 学	企画課長	飛高 彌一郎
建設総務課長	根塚 洋二	建築住宅課長	平野 賢二

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正博

議事日程第5号

平成23年3月10日(木曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

第2 議案の上程(提案理由説明)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案の上程(提案理由説明)

午前10時00分 開 議

副議長(宮脇保芳) おはようございます。

本日の平成23年第3回佐伯市議会定例会第10日目は、成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

副議長(宮脇保芳) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち本日の質問者の順序を発表いたします。1番、佐藤元君、2番、御手洗秀光君、以上の順序で順次質問を許します。

8番、佐藤元君。

8番(佐藤元) おはようございます。

8番議員、佐藤元であります。通告書に基づき、一問一答で質問をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

大項目1、今回は大項目を3に分けて質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大項目1、ケーブルテレビ事業について、アといたしまして、ケーブルテレビ事業に伴う不正請求について。

不正請求については、585万円の返還要求で調査を打ち切ると、そういうふうにはありましたが、その時点で、ゼロから100万円未満の未調査件数が1,502件、100万円以上が42件、金額にすると、合わせて2億639万8,649円、この未調査金額となりますが、それにもかかわらず、この調査を打ち切ることでしょうか、そのことについて、まず伺いをいたします。

副議長(宮脇保芳) 川原総務部長。

総務部長(川原弘嗣) それでは、佐藤議員の質問にお答えします。

まず、さきの質問の中で、うちのとらえている金額とちょっと誤差がありますけども、そこは数字は言いません。

それでは、答弁いたします。

昨年の7・8月及び11月に実施しましたケーブルテレビ事業に関する調査につきまして、500万円を超える過大の支出をしております、まことに遺憾に思っております。この結果を踏まえて、昨年12月16日に、株式会社ケーブルテレビ佐伯に548万2,193円、それから株式会社ミールに45万4,423円の返還請求をして、納期限である本年の1月14日までに、その全額の返還を受けたとこ

るであります。

議員御指摘の未調査の業務についてですけど、この中には数千円という少額なものも多く、すべての箇所を現地調査するとした場合、それに費やす膨大な時間と労力、費用対効果を勘案して、市としては調査の打ち切りを決めたものであります。

未調査分についての扱いをどうするかという点については、調査済みの案件を10万円ごとの金額階層に分類して、その1件当たりの過大評価額を比例案分した上で全件を調査したと仮定した場合の金額を算出しております。

これについては、去る2月3日に株式会社ケーブルテレビ佐伯に請求文書を送付したところであります。しかし、具体的立証のない概算払いの請求には応じられないという返答をいただいております。

以上です。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この終結を迎える理由につきましてですね、ただいま部長も言いましたように、費用対効果、先日、委員会でも私が質問をいたしました、これにつきましては費用対効果という言い回し、それではですね、2億639万8,649円のケーブル事業に対してですね、未調査分は工事を行った業者に検査もせずですね、要求された金額のとおり支払いをしたままということになるかと思いますが、それではですね、今まで総務常任委員会所管のですね、事務調査を設置し審議してきたのは何のためにやったのか、検査していないから今からでも検査をし、業者の請求分に誤りがあれば返還要求をし正しましょうということから始まったことではないのか、そういうことを一つ。

それから、ここに来てですね、何か論点が違ってきているのではないかなと、このように感じるわけです。人件費等の経費が生じるから調査を打ち切る。そして、検査業務を怠った上の職務怠慢での結果であろうかと思いますが、これを正していくのに、経費がかかるから云々とかですね、自分たちが今まで仕事を満足に行わなかったことに対して調査するわけですから、その市長の考えに対してですね、理解に苦しむところであります。事実を明らかにしていただきたい。業者からの過大請求に対して業者からの過少もあると、ここにも出してありますが、この過少がどのくらいあるのか、なぜ過少についてですね、全部の請求をさせないのか。

部長、今、あなたが数字が間違っると言いましたけどですね、あなた方が提出した数字で私は拾っております。そして、この中に過大請求と過少請求額がありますが、この過少請求額については、この私たちの総務常任委員会の調査に対しても出しておりません。これは、各業者から、これだけ少なかったよという請求書が来ているはずですね。それをつけて出すのが当然ではないのか、報告であるなら。それによって調査をする、これは市側が調査することじゃないでしょう。これは少ないじゃないかとか、これは多いじゃないかとか、多い分についてはやってもいいけれども、もう契約して工事が終わって、これは少なかったから、じゃあなた、お金を上げますよということで、なぜあなた方が調査するんですか、これは請求書があるんじゃないんですか。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。

最後のほうからいきますけど、過少の請求の金額というのは、実際、調査額は234件、それから調査額を1億5,000万円ほどの調査を実際やっております。その中で。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元）ここに、部長、過少額を書いとるんでしょ。過少をなぜあなた方が探すんですか。過少額というのは、業者側から何年間にわたってこれだけ少なく請求したから払ってくれという請求書が上がってるわけでしょうが、それがなくて何でここへ過少が出てくるんですか。それを総務常任委員長に提出し、なお私たちが総務常任委員会が調査すべきじゃないの、これはどういうことですか。

副議長（宮脇保芳）川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣）お答えします。

過少の分が業者から請求ということがありますが、この調査をしたときには業者と市と一緒に調査をしております。いわゆる現地を確認しながら、お互いが調査をしております。その中で過大と過少が、いわゆる実際にやっている工事を基本にしたときに過大分もあったけど、実際は請求してない分もあったということで、これはお互いが調査をしておりますので、これはケーブルテレビもわかっておるといことだと思えます。

副議長（宮脇保芳）佐藤議員。

8番（佐藤元）それでは、常任委員会もありますので、これは常任委員会に持ち帰り、執行部のほうがこれでやめるといことでありましょが、私ども常任委員会は、まだ継続して調査をしております。

ちなみに、先般の委員会でも私が費用対効果の意味を聞きましたが、ちゃんとした費用対効果の意味をあなた方は把握してない。こういうね、職務怠慢によることを調査するのが費用対効果とは言わない。そうでしょう。あなたも、部長、知ってるんでしょ。知らなけりゃ読み上げますし、資料も上げますが、どうですか。今、盛んにね、費用対効果、費用対効果と言っけれども、やはり実際に税金を使い、そこに係る経費についてどれほどのメリットがあったかといことなんですよ。大まかに言うとですね。よく覚えとってください。もうあなたは3月で退職やから関係ないかと思えますが、次の人たちに教えてあげてください。

それでは、イに行きます。

株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書について。

株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書の有効性について、平成23年の1月7日付で市長から議長あてに回答をいただいおり、この協定書は無効であると判断されておるといことではありますが、今後、ケーブルテレビ佐伯と佐伯市との関係はどのようになっていくのか、お伺いをいたします。

副議長（宮脇保芳）川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣）お答えします。

株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に関する基本協定書については、あくまでも設立に際しての文書であります。その趣旨は、株式会社ケーブルテレビ佐伯設立に当たって、その中心的存在となる予定の者たちが精神論的に会社のあるべき姿をうたい、その目標に向かって相協力し合うことを確認するためのものであります。また、協定当時の関係者が現在の会社にはかかわっていないために実質的には無効であり、現在の経営者に対しての効力はないというふうに考えております。ただ、設立の趣旨であるところの第1条の目的、それから第3条の市の出資の考え方から言えば、市は公益性のある第三セクターとしての事業を推進する立場にあることに変わりはないというふうに考えております。

この公益性については、有線テレビ放送法第1条では、「この法律は、有線テレビ放送の施設の

設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、有線テレビ放送の受信者の利益を保護するとともに、有線テレビ放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」ということをお定めしております。

また、一民間会社として扱うということになれば、趣旨をとめるしかありませんが、市町村合併以前から旧各市町村においても、それぞれ密接なつながりを持ってきたことを勘案すれば、今後も佐伯市の情報化に資する公益性のある地域に根差した企業として関係は今後も継続していかねばいけぬというふうに思います。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それではお聞きをいたしますが、株式会社ケーブルテレビ佐伯の設立に関する基本協定書については、先般、昨年12月の議会においてもお聞きをいたしました。22年の12月総務常任委員会の中で、平成3年に締結されましたこの基本協定書は有効である旨を伺いました。そして、平成23年1月7日付では、市長から議長あてに回答を、この協定書は無効であると、こういう判断をしたということが議長あてに回答をされております。1カ月たたないうちにですね、このように市長の返答がころころころころ変わっていく。これはね、何ぼ議論をしても何を信じていいのか、そうでしょう、そういうことがわからない。

また、この協定書が無効であるということであればですよ、ケーブルテレビ佐伯に出資をしている佐伯市は、今後、ケーブルテレビ佐伯とどのような関係となっていくのか。今、あなた、部長がる言いましたけど、これは無効であると、最初からつくった協定書が無効であると。設立に関してつくったのであれば、じゃ何年もたつのに、平成3年からだったら、もう何十年もたつんでしょう。なぜつくり変えないのか、そういうことでしょうか。市長は、その前までは、これは絶対に有効であると、これの裏づけをもってケーブルテレビとおつき合いをしとるんだということをする言ってきたじゃないですか。その関係はどうなっていくのか、お伺いしたい。

ちょっと前にいろいろ言いましたけどわかりますか、わかりますか。出資金についてはどうするのか、返還を求めるのか。そして、第三セクターとならないのであれば、いいですか、佐伯市としてケーブルテレビ佐伯の位置づけはどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほども申し上げましたけど、一応、市が出資しておる第三セクターの会社であります。今後も佐伯市の情報化に資する公益性のある地域に根差した企業として、先ほども申し上げましたけど、今後も継続していくということでもあります。

それから、出資金につきましては、先ほどと同じことですが、情報化の格差是正や市民サービスの観点から、当然、公益性があるというふうにも認識はしておりますので、先ほど言いましたように、関係が継続していかねばいけぬということでもあります。

それから、出資金を引き揚げたらということでもありますけど、先ほどのいろんな理由によって、やはり市がかかわっていかねばいけぬということは基本としてあります。そういうことで、先ほど申し上げました答弁のとおりであります。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、お伺いします。株式会社ケーブルテレビ佐伯の現在の役員の方は、これはもちろん皆さん株主であろうと思いますが、その点について。

それから、もう一つ、第三セクターの位置づけであるなら、皆さんが株主であって、株主には51%、50%以上を持った方が社長をやられておるといふことでないと、それから佐伯市が何%を

出資するのかと、第三セクターにするのにはね。そういうこともあるかと思いますが、それはわかっておられますか。わからなければ、次に続きますから、あなたがいないんだけど、6月議会でこれを勉強してちゃんと答弁できるよう、これは私が会派が違いますが、和久議員にお願いをして、このところのちゃんとした法律部門は調べようと思っておりますが、あなたわかっておりますか。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 質問の意味が私もちっと理解できてないんですが、出資はあくまでも、今、5.6%ぐらいですか。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたね、よく聞いてください。ケーブルテレビ佐伯の現在の役員、これは株主さんですかということをお聞きするんですよ。そうでしょう、株主で全部構成するんであれば、5割以上の株を持っていないと社長になれないんでしょう。ましてや地方自治体が、佐伯市が参画して第三セクターにするんであれば、そういう方法をとってなければいけないんじゃないんですかということをお聞きしとるわけです。だから、あなたが勉強不足でわからなかったら、時間が過ぎるばかりだから次に行きますということ。わかりますか、わかりません。じゃ、次に行きます。勉強してください。部長をやめるからちゅうて、あなた、これぐらいのちゃんと書いとるんじゃから。どんな質問が出るかちゅうのを想定してからちゃんと勉強してください。では、大項目2、公共工事入札事務の監査請求に関する決議について、ちょっと前段でお話をしておきます。

12月議会最終日において、公共工事入札事務の監査請求に関する決議が提出され、採択されましたが、その監査請求の理由として、積算の精度が向上したとはいえ不自然さを覚えるとなっており、議会より監査を請求する形となりました。このことについて、監査報告は今3月議会に報告が出されるであろうが、これは大変済みませんが、まだ出す前でありましたので、こういう文章であります。その報告は報告として、この問題が新聞等で取りざたされた当初、市長は調査をしますということコメントされていまして、当然、執行部においても何らかの調査を行ったと思われる。監査報告に対する質疑と重複する部分もあると思います。監査報告を聞かれた執行部の考えを確認する意味で、また、私、議員個人として、この件について疑義がありますので一般質問に取り上げ、別の角度でそれぞれお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

アといたしまして、積算要領について。

国交省資料として、財団法人であります建設物価調査会が発行している積算のための土木施工単価、土木コスト情報、積算資料、また市販されている積算ソフトによる資料をもとに受注者側は積算をしています。発注者側も、ほぼ同様の資料に基づき積算発注していると思っております。これ間違いでしたら訂正をしてください。受注者側としては、初年度に、これは初年度と申しますのは、何かの事業をやる、継続的に事業をやるものについての初年度であります。初年度に積算単価をどの部分で算出したかがわからなくても、2年、3年、その工事が継続をするならば、同種工事が発注されれば積算が合致していくと思われま。しかしですね、要件設定型一般競争入札の予定価格が事後公表となった初年度、平成20年度であります。最低制限価格を示す落札率で入札し落札できた受注業者については、どのように積算することができたのか、お伺いしたい。またですよ、最低制限価格を示す落札率は、だれがどのように決定しているのかも伺いしたい。

これは、監査報告の中にありますから、そのとおりであればそのとおりですということで結構であります。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。

それでは、佐藤議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず、積算要領についてでございますが、予定価格につきましては、平成17年の合併時から事前公表を行ってまいりましたが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること、さらに平成20年3月に、総務省と国土交通省から連名で「予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする」という通達があったことなどの理由によりまして、平成20年度から、まず要件設定型一般競争入札におきまして、予定価格を事後公表としてまいりました。平成20年度に最低制限価格と同額の落札が2件ありましたが、その2件に限らず、建設業者がどのように積算をしたのか、あるいはしているのかにつきましては、市として全く知る由もありません。

また、最低制限価格の率につきましては、取扱要領を定め、その要領に従いまして算出したものを佐伯市事務決裁規程の決裁区分に従いまして決裁権者において決定しております。

以上です。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 最後の最低制限価格を示す落札率、予定価格等は、だれがどのように決定しておるかということは答弁がありませんが、これは、この報告書のとおりでいいかということ聞いておりますが、いいですか、このとおりで。このとおりでいいということになりますと、起工伺いの決裁完了後ですね、競争入札執行依頼書作成までの間に文言がずっといってですね、最後には事務担当者と課長とともに市長、または担当副市長というのが、この最後の表に羅列されておる、こういうやり方ですね。ということは、最低制限価格と率、予定価格等については、この4名しか知り得ないということによろしいでしょうか。

それから、このことにつきましてですね、3月1日の監査報告でも質問いたしました。平成20年6月18日入札の大浜漁港漁村再生交付金漁港施設工事については積算を間違っている、最低制限価格落札率に合致して、プラマイゼロで落札したと、本当に不思議なことであります。あなたは、今、どのように積算したか知る由もないという答弁をいたしました。そうです、そのとおりだといいいんですが、いいですか、平成20年、入札制度が開始され要件設定型一般競争入札の予定価格、最低制限価格の事業公表の執行間もない時期に、このようなことが発生したことについてどのように思っておりますか。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 2点の質問がありますので、まず1点目のですね、最低制限価格を知っているのは4名かという御質問でございますけれども、これにつきましては、設計を担当する事務担当者を含めて、あと決裁権者がありますので、そのくみを含め、金額によって入札予定調書に記入する者が違いますので、これにつきましては500万までが課長決裁、それから部長が3,000万未満、副市長が1億5,000万未満、それ以上につきましては市長ということになっております。

それから、大浜漁港の関係でございます。

議員が次の質問等々に出てきておりますけれども、私どもとしましては、業者がその業者の技術

力、あるいは見積単価設定等々を含めてですね、適正な価格で設定したものだというふうに思っております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） なかなか教えたとかいうことを言いにくいんでしょうから、ここはこの程度にしておきますが、どうせ最後にはあなたが言わないけんことが出てきますので、次に行きたいと思います。

平成22年度の入札について、監査請求の理由で平成22年度に実施された要件設定型一般競争入札12件中7件の入札において、事前に公表されない最低制限価格と同額で落札が相次いでおり、このことは、このことはいいですか、積算の精度が向上したとはいえ不自然さを覚える、これはどういう意味をなすか、次々に質問していきますからね。この平成22年度の入札結果だけでなく、20年度、21年度についても調査をされたか、また調査されたなら、その結果をお伺いしたい。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。

要件設定型一般競争入札におきましては、最低制限価格と同額での落札は、平成20年度に2件、平成21年度はありませんでした。同じく、最低制限価格を公表していない指名競争入札におきましても、最低制限価格と同額での落札が、土木一式工事におきまして平成20年度が11件、平成21年度が23件ありました。このようなことから、最低制限価格と同額の落札があったとしても、佐伯市要件設定型一般競争入札実施要領に基づきまして適正な入札を執行した結果だというふうに認識をしておりますので、平成20年度、平成21年度につきましては特段調査は実施をしております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） わかりました。それではですね、時間がなくなりますので次に行きますが、ウのですね、平成20年度から22年度の最低制限価格を示す落札率について。

要件設定型一般競争入札の予定価格と最低制限価格が事後公表となった平成20年度・21年度・22年度で最低制限価格を示す落札率は全く公表されておられません。それにもかかわらず、初年度の平成20年度の土木一式工事では、16件中10件、いいですか、これは0.何%、これはほとんどゼロと同じであろうかと思えます。それから、21年度では17件中13件、そして22年度の2月までですね、今年度の2月までが8件中7件が、ほぼ最低制限価格を示す落札率に的中しております。予定価格が事後公表となった初年度において、また最低制限価格を示す落札率が変動しております。この時期にですね、直近で落札していることのほうが不自然さを覚えるのではないですか。これは、決議案を出した4名の同調者にもお聞きしたい、今後どうするのかということをお聞きしたいんですが、これのほうが不自然さを覚えるのではないですか、どのように思われますか。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。

平成20年度の要件設定型一般競争入札につきましては、29件中、最低制限価格と同額の落札が2件、10万円以内の差額での落札が8件ありましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、適正な入札を執行した結果だというふうに認識をしております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、これは市長にお聞きしたいんですがね、近似値による、ごく近い位置における落札率についてどのように積算をされていたか調査を行っておりますか、このことが

まず1点。

それからですね、平成20年・21年度の2年間で行われた要件設定型一般競争入札が56件あります。よろしいか、土木一式、水道、電気、とび、土工、建築、管、電気、この工事が56件、総入札金額は64億5,281万7,210円、そのうちですよ、2年間に一つの業者が56件中11件、金額にして17億2,606万6,400円落札しておるんですよ。この件数に対して20%、2年間で20%、一人で落札しとるんですよ。金額にしたら27%の率で落札しとるんですよ。このことが不自然でなくて、こういう調査もしていないで、22年だけがおかしいということはおかしいんじゃないですか。これ、市長、だれかわかると思います、あなたはね。そうでしょう。64億5,281万の落札金額、総金額ですよ、これ電気から何から、その中のあなた17億2,600万円ととるんですよ。1業者ですよ、これは。どうですか、このことについて。

副議長（宮脇保芳） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員から私のほうに、今、質問ですけど、先ほどの調査、21年度と20年度を調査してないということですけど、今回の場合は22年度という形で議会側の監査請求しておるということですので、私ども執行部といたしましては、監査の請求を受けて、また先ほど三原部長が言われましたように、適正な入札を執行した結果だということで、そうした業種の中ではいろんなことがあると思いますけど、それぞれの中で入札をされたと思っております。以上です。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 決議案の中にですね、22年度とは書いてありますが、この入札制度について平成20年度から実施されており、その原因を究明し、あわせて入札事務手続の過程においてという文言、それから最低制限価格を設けた平成20年度分、21年度分も含めた監査委員の監査を求めるとしております。このことについて、市長、あなたは調査をしますと新聞社に言っとるじゃないですか、だからあなたたちも調査したんでしょう、だから私も調査したんですよ。だから、そういうことが出てきてですね、今回3月1日に監査の報告を受けて、私の一般質問も監査委員が調査したものと重複をしておると思います。監査委員の方々は数字的な調査で何をもとに、何を参考に積算できたのか、実際の積算要領と最低制限価格であるパーセンテージの算出方法までは調査し切れなかった。これはね、20年度・21年、こういうことをやったのにね、だれかが市長とは言いませぬけれども、だれかが最低制限価格、もしくは率、予定価格、それを教えにやあんだ、こういうことになるわけじゃないじゃないですか、あんだ。同一の、一つの会社がですよ、56件中11件もとって、17億も一人でととるんですよ。64億執行されて、あんだ、その中の27%をととるんですよ。これをあんだ疑わんでから、この決議案を出された人たちの真意を疑うんですが、ここに表をつくってありますから、後で市長さん、あなたに上げますよ、これ。年度別で。本当にここで82%を82.04とかですね、こういうのが直近でないで、何ですか、これは。最初77%でやりよったのが、翌年に82%、どうしてこれがわかるんですか。教わらなわからないわけでしょう、そこんところをちょっともう一回。

副議長（宮脇保芳） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議長の指名ですけど、この入札に関しては、先ほどの監査報告書ですね、指名、その他の条項の中で、私、数字が決まってくるということで、教えるということは全くありません。それぞれの、これは前、検査室のほうで75からおおむね80という形で、多分当時会長だった議員のところにもうちの担当課が行って説明したと私は伺っております。そのときに75か

ら80に持っていきたい、最低制限にしてもできるだけ工事のたたき合いせずにですね、やっていきたいということでやっておりますので、計算内容というのは私もほとんどわかっておりませんので、そうした中では私から教えるとか、また、うちのほうが教えることはないと信じております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これね、市長、監査の方に、司直に報告するかったら市長に報告するちゅうて私は間違えて報告するちゅうけ喜んでおったんですが、本当はね、これ司直に頼むとですね、一発でわかるんですよ。一発で教えた人も出てくるんですよ。それ、おわかりでしょう。おわかりでしょう、わかるでしょう、どういう捜査方法をするかというのを。それはあえて言いませんけどね、わかるんですよ。心、胸をずきいと打たれよる人がおると思いますから、その程度で終わりに、この項はしたいと思っておりますがですね、入札予定価格とですね、最低制限価格は事後公表となった平成20年度、この当初にですね、このような問題がなかったのかといえば、私が一昨年の6月、21年の6月にこのことで一般質問をやっております。このことについて、今になって不自然さを覚えると、22年度だけが覚えるというようなことを出すこと自体がおかしい。それであるならな、22年度のをちゃあんと調べれば、7件については2件が、2社が同額でくじでなるとる。ちゅうことは、1社で的中したのは5件しかないんですよ。そういうことも調べないで、議会側からこういうもんを出された。これは、どうするのかなということを私は、今、感じておりますが、この一番最後にですね、私はこのことについては市長にもお願いをしたいと、そう思っております。

監査報告の総括として、落札金額は最低制限価格と同額ではないものの、近似値による落札が多数見受けられたので、公正入札調査委員会等の徹底した調査による原因究明を切望するとあります。この公正入札調査委員会、これはあなた方、執行部が役員になつとるんだから何も意味はないと思えます。これを今まで隠してきとるんだから、ここにこの中に部外から入れて調査をすると、それを近似値で落札できたことについても調査を私はしていただきたい。部外から入れて明確な回答を出していただきたい、それを切にお願いしたいんですが、どうでしょうか。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。

今回の件につきまして、監査委員のほうから結果報告が出ておまして、先ほど議員がおっしゃられました総括の中でも指摘事項もいただいております。現在、私どもの担当する工事検査課におきまして新年度の、この制度全体を含めましてどがんあるべきかという部分を、今、調査・研究をしております段階でございます。したがって、いずれにしましても23年度に入りますと新たな方向性で、この制度をつくっていききたいというふうに考えております。

副議長（宮脇保芳） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員の言われました公正入札調査委員会で徹底した調査による原因究明を切望するものであるということです。これは、監査委員が議会に私はそういう形の要望を出したと。あくまでも、この調査は監査委員としては執行部に対しての調査じゃなくて、議会に対する調査ということで私たちは理解しておりますので、そのように私も議会に対してのこれは監査報告だというぐあいにくんでおります。

以上です。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番(佐藤元) 私の考え違い、受け取り方が違っておったと市長からのあれ、ではこれは公正入札調査委員会を議会のほうで設定して調べなさいと、それを要望したという理解でよろしいのか、お聞きをいたします。

しゃんしゃんとやってくれんと時間がなくなるんですよ、まだいっぱいあるんですよ、聞きたいことが。これはいいですね、市長、また後でね、委員会の中でも聞きましょう。

3に移りたいと思います。

大項目3、最低制限価格適用の必要性についてでございますが、公共工事の落札金額について、さきに述べましたとおり、国交省資料として建設物価調査会等が発行してある積算資料に沿って土木施工単価や歩掛かり、土木コストを積算しております。その積算で算出した金額で受注できる工事をなぜ最低制限価格を下限額として落札をしなければならないのか、受注者側は入札予定価格を参考に積算し、その積算金額で入札するが、落札金額は入札予定価格に近いと、なぜまた悪いのか、どうして下限でとらなければいけないのか、そのことについて。

副議長(宮脇保芳) 三原財務部長。

財務部長(三原信行) お答えいたします。

最低制限価格は、工事や製造の請負契約におきまして安価な価格で受注し、不適正な履行がなされたときには修復不可能な場合や利用者等に危険を及ぼすことが想定をされます。また、仮に修復したとしても、相当な時間と費用負担を余儀なくされるなど、市において不測の損害をこうむるおそれがあるということや、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを未然に防止することと、さらに建設業者の育成及び関係団体の健全な発展を目的としたものでありまして、発注者と受注者の両者を守る制度としまして、市では平成18年度からこの制度を導入しております。落札金額が予定価格に近い、いわゆる高落札の高どまりにつきましては、談合の疑いを免れないとの論評もありますけれども、入札者が自由競争に基づき企業努力としてのコスト縮減に努力をした結果の金額であれば、よしあしの判断の対象とはならないというふうに考えております。

副議長(宮脇保芳) 佐藤議員。

8番(佐藤元) 初めて部長がいいことを言ってくれました。予定価格でとってもいいんですよということであろうかと思いますが、このことについてですね、ダンピング防止を目的に最低制限価格、そういうことを設定していると。受注者側としては、いろいろの積算資料に基づき算出した金額は受注できる範囲であるから入札、落札しておると思います。失格基準となる受注であれば、逆にですよ、発注者側からの失格となる理由書を提示すべきではないかと、このように考えるところであります。なぜこれ以下だったら失格ですよと、自分たちが真剣に積算した金額で、そこに値しなかったら、なぜ失格になるのかと、これが一つです。

これ続けて、時間がなくなりますのでやりますよ。いいですか、質問のようにですね、下限額である最低制限価格に的中して落札をし、また、逆に予定価格に近い値で落札をしても問題視され、それでは受注業者ですね、それは一体どの位置で落札をしたら発注者側の皆様方の理解を得られるのか、そういうことが疑問に思うところであります。これが、二つ目。

それからですね、これは市長にお願いをしたいと思います。先般の代表質問で井野上議員が質問しておりましたとおり、投資的経費80億のうち、本年度は60億が予定されており、大幅な減額となれば工事発注も減少し、地域市民の安全・安心に多少なりとも、この業界は貢献しております。その建設業者にとっても、多大な悪影響が生じてくると考えられます。

建設業者は、緊急な防災のときに、また昨年度からの畜産類等の口蹄疫、鳥インフルエンザという防疫対策において、いざというときの協力態勢も整えております。このようなことを含め考えたときに、公正・公平・透明性の高い発注に取り組んでいただかなければ最低制限が一致したとか、いいですか、最低制限価格の金額が一致したとか、一般紙が騒ぎ立てたり、また議員までものがですね、その新聞の手先になるような、新聞の記事に踊らされてですよ、騒ぎ出すようなことのないように発注方法を考慮していただきたい。いいですか、これはね、考慮、そりゃしなけりゃしないんでいいんだけど、私はそのように考えます。地元建設業者が伸び伸びと入札参加できるシステムに変革をしてはいかかと思いますが、どうでしょうか。それともですね、あくまで最低制限価格の落札率がなぜわかった、決議案に基づき調査するのか、決議案提出者はどのように考えているのか。市長、または監査の方と打ち合わせをし、決定的な結論を出すつもりでしょうか。このことは、どちらに転んでも、だれにとっても得はないと思います。やるべきことは、ちゃんと最後までやっていただきたい。

私は、平成21年に議員になって、ずうっとケーブルテレビ、そのこととこの業界のことについてずっと質問をしております。2年間の間に何の結末をいただいたこともありません。

昨日はですね、市長、私、お休みをいただいて大分の県庁のほうに行きました。口蹄疫、鳥インフルエンザ等の協力を求められましてですね、今、道路の消毒体制にはですね、ベストコントロール協会との委託を結んでおるらしいんです。ここが12社しかないそうです。これで、過日、大分、宇佐、それから県南のほうに消毒を13カ所、これをやったときに、12社ではやれない、どうしても建設業界のほうで全体的なものを引き受けて、消毒から埋設まで全部を引き受けてもらえないかという知事の意向で、昨日、行ってまいりました。

これ、市長、私は誠心誠意お願いをしたいと思います。建設業者でないと、こういうことできません。まず、道具を持っていない、敏速に動けない、この間の大分は夜中の12時からやったそうです。幾らね、リース業者があろうと、そういうことできませんね、人間がおりませんから。そういうことを考えたときにね、こんな入札、あなたはそりゃこれがいいと思ってやったのか、副市長が業者に頼まれてやったのか知らないけれども、こういう問題を起こすよりも、だれからどのようなことを言われようとも、世間からどのようなことを言われようとも、この業界をつぶしたんでは、この地域は成り立っていかない、私は考えるところであります。やはり業者も生き延びていくためには、予定価格に近い落札、それを望んでおると思います。平成23年度には、入札方法を考慮していただき新しい方法に変えていただき、今後、この業界が国、県、市からの要請があったときには、防災であり、鳥インフルエンザであり、口蹄疫であり、そこにおっ取り刀で駆けつけられるような体制をつくっていただきたい。やはりそれには、各業者が利益を出さなければ絶対にやっていけません。利益を出せるような方法の発注方法を考えていただきたい。あと5分ほどありますので、そのことについての色よい返事というか、答弁をお願いします。

副議長（宮脇保芳） まず、最初に三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。何点かの御質問がありましたけれども、順次お答えをしてみたいと思います。

まず、入札結果の理由づけといたしますか、その辺を示せという御質問でございますけれども、これにつきましては、今、電子入札をやっておりまして、当然結果、右の欄に最低制限未満であるとか、そういった結果が出ているんじゃないかならうかというふうに思っております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ちょっといい、最低はわかるけれども、なぜ最低以下でとったらいけないのかと言いはるんよ、最低以下くぐったらね、そこでとまるということは、なぜこれでやれるから、それでとったらいけないのかという質問です。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それにつきましては、先ほどもお答えしましたように、私のほうで悪いとかいいとかの判断をすべきじゃないというふうに思っておりますし、当然、業者の積算した結果でありますので、適正な結果であるというふうに思っております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 最低制限価格をつくらずに、自信のある価格でとらせたらどうですかということ提案しよるわけですよ。最低制限価格をつくったらね、そりゃ私は市長を疑うわけじゃないけれども、400、500がね、だれかに教えてやらんと、77%からぼんと82%に上がったたりね、今度下がったり、79%できよるのが22年は1件だけ、3件も4件もあった1件だけが78になって、その同一業者が、17億もとった同一業者だけが、それがパーセントがわかると、そういうことは教えた以外に考えられんじゃない。だから、そういうことをしないで予定価格のみを発表して、それに近い金額で、談合、談合と言うけど談合は何ですか、それは。談合という定義は、やはり役所に対して、発注者に対し、これでないやれないよという高い位置に持って行って話し合っで高くとろうとすること。低くすることに談合がありますか、時間がないから早く。

副議長（宮脇保芳） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 議員のおっしゃるとおりだろうというふうに思います。

副議長（宮脇保芳） 西嶋市長、投資的経費縮減の中で発注方法の考慮をどうするか。

市長（西嶋泰義） 議員から最低制限のお話の中で、業者が十分できるということであれば最低制限を外せということですけど、こうした中でそれぞれが最低価格でやり過ぎたということが平成17年度、私が市長になったときに50%あった工事もあったと思います。そうした中で、多くの業者から、これじゃ経営的にやっていけないと、ある程度のラインを引いてくれということを受けまして、当時75%という、おおむねであったんです。また、80にこれから上げております。そうしたのは、先ほど議員が言われた経営的に業界としては生き残るためには、やはりそのこの保護が欲しいと。また、議員の言われる自信のある業者なら、それ以上下げてもいいんじゃないかという、ある意味で反する部分も出てきとるかなと思います。

こうした中で、現在の最低制限が、私どもにとりまして全体的に、ちょっと手元にもらったわけですけど、全部の工事の平均落札率が、土木じゃなくて全体で89.12%です。土木一式で87.98%ということで、こうした平均落札になれば、ある意味では現在のシステムも、そうした中で生きとるんじゃないかと。特に、最低制限を撤廃をするということになれば、またここに過当競争が起きたり、それでやれるやれないという別個の問題が出てくると思っております。そうした中を考えながら、私どもは今の制度が必要だと思っております。

副議長（宮脇保芳） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 時間がありませんので突っ走ります。今、市長が最低制限を外す外さんとか、そういう問題ではないと思います。これはね、平成17年、最低制限がなかったときに、とれなかった業者、これが全然とれなかった業者が、20年、21年になったら、今、言ったように、56件中11件、金額にして64億の中の17億何ぼ、急にとり出した。そのこともおかしいから、私が言っておるのは、そういうことの執行部が入った競争をさせなさんなということをおっしゃるんですよ。

そうでしょう、おわかりいただけと思うんですがね、全部言わんでもいいでしょう。だから、そういうことは調べてくださいよ。17年度には、その人は全然とれなかったんだから。そういうことを私は言いよるわけです。だから、塩月副市長、続いて副市長をするなら、ちゃんと考えてやってください。あなたが、この中に全部名前が羅列されとるんだから。もう時間がなくなるとるけど、ついでに言うときますけど、それを本気でやらんと、私も本気で調査をしますよ。あなたの携帯電話を出してくださいというふうになりますよ。そういうことで、終わります。ありがとうございました。

副議長（宮脇保芳） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） おはようございます。11番議員、新風会所属の御手洗秀光でございます。最終日の最後の質問者となりましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告書に基づきまして一問一答方式で行います。

まず、第1項目1といたしまして、空き家の老朽化に伴う廃屋の倒壊対策についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、本市は平成17年に1市8カ町村が合併して、903平方キロメートルという九州一広大な面積を有する自治体となりました。合併から既に6年が経過をいたしました。過疎化が進む中、2月末現在で人口が7万9,514人、それに対しまして65歳以上の方が2万4,881人となっておりまして、高齢化率は31.3%となっております。これは、市全体の数字でございますので、これからが大変になるというふうには実は率直に思うところでございますが、3月7日の市民の会の江藤茂議員の代表質問でも明らかなように、小規模集落の将来はどうなっていくんだろうかという思いがありますし、心配が出てくるのは当然のことと思います。

そこで、最初に佐伯市の世帯数についてお尋ねをいたします。本庁管内と振興局管内ごとにお答えをいただきたいと思っております。もしわかれば、合併前の数字も教えていただきたいと思っております。最初に、この質問から入ります。よろしくお願いいたします。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御手洗議員の空き家の老朽化に伴う廃屋の倒壊対策ということで、今回は建物に関連するということから、建設部のほうで答弁を一応させていただきたいと思っております。1番目の項目の佐伯市の世帯数でございますが、平成23年2月末、これが一番新しい情報でございますけども、本庁管内が2万592世帯、それから上浦振興局管内が1,015世帯、それから弥生振興局管内が2,769世帯、本匠振興局管内が711世帯、それから宇目振興局管内が1,359世帯、直川振興局管内が1,039世帯、鶴見振興局管内が1,631世帯、米水津振興局管内が891世帯、蒲江振興局管内が3,396世帯、以上申し上げましたとおり、合計で3万3,403世帯となっております。合併前の数字につきましては、全体であればですね、そちらの資料にはわかると思うんですけど、今、ちょっと持ち合わせておりません。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今、御報告いただきました数字は、いわゆる居住している世帯というふうに理解してよろしいですか。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 世帯の数字ですけど、これは1世帯でも世帯分離とかしている家庭がございまして、例えば2世帯で同居しとって、何らかの都合で世帯が違うということで2世帯

にしてる場合がございますので、必ずしも世帯数イコール建物数ということにはならないと思います。そういうことで御理解いただければ。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今、私は居住世帯ですかというふうにお聞きをしましたので、それは住んでいるという、空き家が入っていないということによろしいですね。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） そのことにつきましてもですね、実際は住民票が自分の住んでいるところに置くのが基本でございますけども、そうではない例もあると認識しております。つまり、住民票上だけ存在するという世帯はあると思います。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） はい、わかりました。それでは、次の質問に移ります。

この件につきましては、平成22年第1回定例会、昨年3月の12日のことではありますが、一般質問で後藤勇人議員が取り上げておりますが、私はもっと詳しくお尋ねをしてみたいというふうに思っております。

まず、空き家数についての質問ですけれども、空き家数の調査は、いつ、どのような方法で行っているのかをお尋ねをします。そして、行っているのであれば、これまた本庁管内と各振興局ごとにお答えをいただければありがたいと思います。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 御質問にお答えいたします。

国が実施します「住宅・土地統計調査」というのがございます。これは5年ごとに行っておるんですけども、目的としましては、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに、これらに居住している世帯に関する実態調査をしております。その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることによりまして、住生活環境関連諸施策の資料を得ることを目的として行われております。

調査方法につきましては、調査員が世帯ごとの調査票を配布しまして収集する方法によって実施しておると聞いております。平成20年度の調査によりますと、佐伯市は総数3万4,540棟で、空き家は5,300棟となっております。

なお、これは総数でございますけど、振興局管内ごとの細かい数字というのは資料をいただいております。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） これは先ほどお聞きをしましたが、平成20年の10月1日付でもって、総務省の統計局が住宅・土地統計調査というのを実施をしておるといふふうにお聞きをいたしましたが、そのとおりだと思います。そして、平成21年の7月28日に、それを速報値で公表しているということもお伺いしております。

この調査は、これまた先ほど言われましたように、昭和23年から実は始まっておりまして、5年ごとに実施をされておるといふ状況のようですが、平成20年度は調査が13回目になるようでございますが、それに基づきますと、総住宅数は5,759万あるそうでございます。そのうちに空き家が756万戸というふうにもお聞きをしております。先ほど市が3万4,540棟のうちに空き家が503棟あるということをお聞きをいたしました。これは、佐伯市が行うということではなしに、いわゆる調査員が個々に入って、佐伯市民でしようけれども、入って行ったということで理解し

てよろしいですか。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 先ほど申しました住宅・土地統計調査につきましては、市役所の組織の中には総務課のほうで担当しておりますけども、私の知る範囲では、住宅・土地統計調査員というのが任命されて、先ほど申しましたように、調査票を配布して収集して調査を行っている、そういうふうに認識しております。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） それは国のほうから直接市のほうに調査依頼等が来て、そして市が任命するんですか、それとも国のほうで任命も含めて来ておるわけですか。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 統計の関係でありますので、うちのほうの管轄になりますので、私のほうから。これはですね、国の指定統計調査として住宅統計調査、多分全数じゃなくて抽出だと思えますけど、5年に1回だったですかね、そういうことで国から県の統計課、そこを通じてうちのほうにおりてきます。その中で、うちのほうで調査員をまず推せんをして、あくまでも任命権は多分国と思えます。あくまで国の指定統計調査ちゅうことで決まっておりますので、その統計調査の中で、いわゆる調べた結果を今度は全部集計して県に上げて、県から国のほうにいくということで、今度はその調査結果が、また佐伯市でどのくらいのあれがあったとか、そういう細かいところまで、また後で結果が出てきます。だから、あくまでも統計調査は国の指定統計でやっておるということで、先ほど何か質問がありましたけど、佐伯市独自で調査というのはありません。ただ、管内は当然その中には含まれますので、結果的には、こういうのが結果出てきますので、そういうことでやっておるということです。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） その結果が、先ほど建設部長からお聞きをしました数字でよろしいですか、いいですね。

じゃ、続きましてお尋ねをいたしますが、昨年の、これ平成22年の1月の19日から2月4日にかけて、国土交通省が「外部不経済をもたらす土地利用の現状について」と題しまして、全国の市区町村1,804団体ありますけれども、全市区町村を対象にしてアンケート調査を実は行っております。回収率は1,217団体でございます、率としては67%となっております。

このアンケートの調査は、項目が10項目ございまして、資材置き場の状況はどうかとか、あるいは残土置き場の状況、さらには廃棄物置き場、あるいは管理水準の低下、これは雑草が繁茂をしているなどを含めました空き地の状況、あるいは耕作放棄地、さらには手入れの行われていない山林、あるいは空き家や空き店舗、それからごみ屋敷、今、テレビ等でよくごみ屋敷の放映等を見ますけども、さらには、私が今回問題にしています廃屋・廃墟等、そして最後に10項目めが、その他ということになっておりますが、やはりここでも空き家の、あるいは廃屋のアンケートが行われておりますが、佐伯市はこのアンケート調査に回答をしたのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ちょっと存じておりません。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） こういう調査がですね、きちんとやっぱり行われておりまして、後でイ

インターネットを通して調べてください。国交省を含めて、あるいは総務省も含めてお聞きになっていただければわかると思いますが、こういう全国規模のですね、調査がきちんと行われておるわけでありますから、それに基づいて私どももいろんな判断をしてきておるわけでございますから、ぜひこれは再度、もう一回見直していただきたいというふうに思います。

続きます。こういう問題はですね、よく地域と自治体の間でトラブルが発生する項目になりやすいという立場で今回は質問をしておりますから、ぜひ注目をしていただきたいと思うんですが、アンケートに回答をしてないというふうにも、そのアンケート自体がよくわからないというふうに理解を私は今しましたが、当然、この空き家の数はですね、先ほど言った具体的な数字と合致するのかどうか見ることはできません。

ついせんだって、これまた3月7日に江藤茂議員が小規模集落についての代表質問をいたした際に、魚住企画商工観光部長が、空き家や耕作放棄地が近い将来問題になるというふうに思いますと。しかし、喫緊に調査をすることには至っていないというような御答弁を私はいただいたというふうに思っております。

はっきり申し上げまして、この空き家問題、これから発展するであろう倒壊対策も含めまして、やはり大きな問題になるというふうに私は認識をしておりますけれども、市のほうがそういう認識なのかというふうな残念な思いで実はいっぱいでございます。もし私の聞き間違いであれば幸いなんですけれども、そうでなければ残念でなりません。放置をすると大きな問題として発展をしていくということは、先ほど申し上げました。いずれ早い時期に何らかの対応をしていかないと大変なことになるということは、ここで申し上げておきたいと思います。

そしてまた、空き家の調査をするということは、いわゆる地域交流、よく魚住部長もおっしゃいますけれども、活性化、あるいは福祉サービス等への活動の場として十分提供できると。あるいは、空き家情報等を収集管理をいたしまして、高齢者等の住みかえや、あるいは持ち家活用の相談、あるいは空き家に対して定住への支援策等の情報提供を行う情報バンク、この活動にも積極的にかかわれるという利点があるというふうに私は考えておりますが、この点についてお考えをお答えいただきたいというふうに思います。

副議長（宮脇保芳） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ちょっと御質問の趣旨から離れるかもしれませんが、空き家バンクにつきましては、既に市は実施しております、今、市のホームページのほうに、七、八件だったと思いますけれども、既に掲載しております。

全国的に見ますと、一人での生活がなかなか厳しくなった高齢者を市の中心部に住まわせて、あいたところをですね、車などの移動手段を持っている若い人に安い賃料で貸すといったような制度を確立しているような自治体もあるようでございます。そういったところも、今、研究しているところでもありますけれども、この廃屋と活用できる家屋との差といいますか、そこが定義がありませんので、なかなかこれは空き家、これは廃屋といったような調査が進んでおりません。

また、田舎に住みたいという方の中にはですね、古くてもそこに手を入れて住みたいという方もおられますので、私たちから見ると廃屋というようなところもですね、この味がいいというようなことで手を入れる方もおられるようです。ですから、その定義が一つ必要だろうなというふうに思います。

それから、いま一つ、個人の財産権は大変強いものですから、なかなか法的なバックがないと、そこへなかなか立ち入っていくことが難しいなというところが一つ問題点としてあろうかと思

ます。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 空き家と廃屋と、今、一緒にちょっとお話を伺いましたが、今はまだ空き家の段階で質問をしております、廃屋はこの次に私は質問をいたします。

それで、空き家の活用は、先ほど空き家バンク、情報を収集して提供して、こちらに住んでいただくということで佐伯もやっていると。これは、前回の後藤勇人議員の質問で私も承っておりますから承知をしておりますが、そういうものも当然あるしですね、さらには空き家から廃屋に進んでいくと、だから先ほどは市の職員ではないという方が恐らく調査をしたというふうに私は承っておりますので、市が任命をすると、調査員をですね、任命をする調査員は市の職員ではないというふうに感じてますから、市が直接的にかかわって空き家を調査をしているわけじゃないんですね。市が直接かかわって、空き家が、この504件という数字は市が責任を持って空き家ですというふうに言える数字なんですか。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほどの住宅統計調査の関係ですけど、廃屋を調査するのではなくて、世帯を訪問して、そこで調査票に記入してもらって調査をするということで、外からずっと回って見て歩くのではなくて、それぞれの世帯に伺って調査をして歩くというのが、さっき私が申し上げた住宅統計調査ということになります。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほどの報告いただいた数字、私が受け取り方が間違っております、空き家は5,300でよろしいですね。5,300という数字はかなり大きな数字でございます。この5,300はですね、先ほど言いましたけれども、繰り返しますが、放置をしておくとは必ず廃屋にするべきと、これは間違いのないですね。しかし、それを積極的に活用するために空き家バンク等を十分活用して、都会の方々の意向に基づいて、こちらに住んでいただくような情報提供も含めてやっているということは承知おきをいたします。

そこで、アンケート調査の結果等につきましては後で述べることにいたしまして、次にウの廃屋について質問をいたします。

まず、廃屋とはどういうものか、その規定があるのかどうか。それから、佐伯市において廃屋とはどのような位置づけについてお尋ねをいたします。それから、空き家の中に廃屋はどのくらい一体あるんだろうかというふうなことについてお尋ねをいたしたいと思います。よろしく願います。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 廃屋に関する御質問ですけども、現在、佐伯市では廃屋の規定というのはございません。ただ、一般的には空き家はふだん人が居住していない住宅、廃屋につきましては、その空き家で通常の方法で利用できない建物と、そういう認識はしております。

次に、佐伯市の位置づけでございますけども、佐伯市は佐伯市総合計画の中で安全・安心のまちづくりとしておりますが、この老朽家屋につきましては、先ほど魚住企画商工観光部長が申しましたように、個人の財産である建築物に対しまして、市民全体の利益を図る必要がある市が直接かかわることは困難であると、そのように思われます。

次に、空き家の中で廃屋数についても、直接市がタッチしての調査をしておりますので、その数につきましてはつかんでおりません。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほど、建設部長から廃屋についての説明を受けました。居住者が不在してるということ。それから、何の方法と言ってましたか。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 廃屋の規定は、佐伯市はまずございません。一般的にはですね、空き家というものは、ふだん人が居住していない住宅ということだと思いますし、廃屋につきましては、その空き家で通常の方法では利用できない建物と、そういうふうに認識をしております。よろしいでしょうか。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） ちょっとそんなのかなというふうに実は思ったんですけど、私の廃屋の理解はですね、やはり一つは管理の欠如、これがあると思いますね。それから、もちろん今言われましたように、居住者の不在、それから、さらには長期間の放置されているという状態もあると思いますね。それから、建築物の機能の喪失といいますか、建築物としては、これはどうもまずいよと、もう建物じゃなくて、すごくひどいよという状況もある場合もあるでしょう。それから、一つはまた景観上の支障の発生と、こういうものがですね、複合的に合わさったものが、いわゆる空き家といいますか、そういうものが、先ほど、私、廃屋と言いましたが、空き家ではないかなというふうに思いますし、さらには、それが廃屋になっていく条件でもあろうかというふうに思います。

そこで、具体的に廃屋についての市が調査をしていないということでございますので、当然にして、この廃屋の数字は明らかになってきません。次の質問に関連をいたしますので、ここではぜひ廃屋のですね、調査をする必要があるんじゃないかと、これはまた後の質問でも関連しますので、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

それから、先ほどアンケートの結果をお知らせをしますというふうに私は申し上げましたが、アンケートに回答した自治体の中で一番この発生が目立つというふうに多かったのはですね、管理水準の低下した空き地というのが一番多かったようです。空き地が、やっぱり一番ふえたと。それから、2番目が耕作放棄地のようです。そして、3番目が管理水準の低下した空き家や空き店舗。そして、今回、私が問題にしております廃屋・廃墟が4番目というふうに実は各自治体が回答をしております。10項目のうちの4番目が、廃屋問題だというふうに実は指摘をしておるんですね。

さらに、「10年前と比べてどのように変化をしたのか」という問いにはですね、これまた管理水準の低下した空き地、それから耕作放棄地、そして手入れの行われていない山林、これが入ってきましたね。それから、続くのが空き家、空き店舗、廃屋というふうになっておりまして、これが特に10年前に比べて増加をしておりますという実は回答を得ているようです。

こういう数字というのですね、やはり各自治体とも漠然と増加したというふうには言ってないというふうに思います。具体的な数字をもとに統計をとって積み上げてきた数字だというふうに私は思っておりますので、やはり今後は地域と情報交換をすとか、あるいは、きちんとした廃屋の基準を設定をして、どれが廃屋なのか、また地域の中で、これが実は廃屋に当たるということぐらいは明らかにしておく必要があるんじゃないかというふうに思います。どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） そういった数をつかんでおくということにつきましては、建設サイドのほうだけではなくて、市役所の組織の中で関連する部署におきまして、そういった協調がとれて対応ができたらいいなと私は思っております。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 次に移ります。

倒壊の危険性がある廃屋について、お尋ねをいたします。

倒壊の危険性がある廃屋とは一体どういうもののでしょうか。基準はあるのでしょうか。あるいは、先ほど聞きますと、廃屋そのものの調査をしてないから倒壊の危険性のある廃屋は調査をされてないというふうに思いますので、調査を行っていないということで次に移ります。

の数は恐らく、これはわからないと思います。先ほどお聞きをしますと。それで、次に移りますが、3番目に本庁や振興局で危険があるんで何とかしてほしいという地域からの声を聞いたことがありますか。もしあるのであれば、どのくらいの数が上がっているというふうな報告もいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 1につきましては、調査をしておりませんで、そういうことでお願いします。

本庁とか各振興局に要望が上がっている部分につきましては、これまで市に対しまして地区の自治委員さん、区長さん等から老朽家屋が地区内にあり倒壊のおそれがあるので、地区民としてどうかしてほしいというふうな要望で、まず市役所に通報といいますか、連絡があるのが、市民の窓・心配ごと相談のところが受けておりますので、あそこにまず来ると思います。振興局を通じても、同じルートで来ると思います。そのほうが、先ほど私申しました関係各課、例えば建物であれば倒壊のおそれがあるのかどうかの判断につきましては、建築住宅の技師のほうが出向いて、その判断をした経過がございます。そういった意味で、建築住宅が調査を行った件数は、年間二、三件でございます。

ちなみに、この平成19年から申しますと、平成19年が1件、平成20年が3件、同じく平成21年が3件、以上でございます。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほどお聞きをしますと、非常に少ないのではないかなという気がしますが、実は私も把握をしている地域の声というのをですね、そういうぐらいのものではないというふうに思っています。ただ、それはどうせしてくれないんだからという思いで地域住民も悶々としている、あるいは区長さんも悩んでいるという状況だろうと私は判断しています。

じゃ、次に移ります。

項目が、まだ倒壊対策までは行ってませんから、また戻ってまいりますけれども、倒壊の危険性のある廃屋は、先ほど言いましたように、地域にとっては大変困っている問題であり、先ほど伺いますと、同じように自治体もやっぱり困っていると。なぜかといいますと、法的な手続がないので、私的財産権、私有財産権に踏み込めないというお話が昨年も出てました。先ほども言われました。そのように自治体も実は困っている問題でありますから、であれば、地区の区長さんとか地区の方々に、実は困っているんだけども地区のほうに知恵はないかと、こういう相談をですね、持ちかけたことはこれまであったんでしょうか、お尋ねをいたします。

なぜかといいますと、市民協働の社会をつくろうということで、佐伯市は、今、一生懸命頑張っています。自助、共助、公助、よく言われます。市も実は頑張っているんだけど、市民の方にも協力をいただきたい、何かいい知恵はないかという、こういう発想をして持ちかけたことはございますか、お尋ねをいたしたいと思います。

副議長（宮脇保芳） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） この問題についても非常に難しいというのも、一つがですね、どの課が中心になってやるのか、なかなかそのこの部、この課でやるという、この問題については非常にいろんな課にまたがっております。それで、非常にどこが答えるんかというのは非常に難しいところなんですけど、全体でそういう、この件でいいんですかね、この件で持ちかけたことがあるのかということ、私が聞いている範囲では、そこまでこちらからということはないと思います。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） それではですね、ちょっと御紹介をさせていただきたいと思うんですが、「地方分権時代の政策フォーラム」としてというメインタイトルで、そして、サブタイトルが「身近な問題とどう向き合うか、空き家・廃屋対策」ということで、釧路公立大学の事務局長であり札幌地方自治法研究会の名塚昭さんという方が分析をして述べておりますけれども、私は全く実はその分析と述べている内容が実は当たっているというふうに考えて御紹介をいたしますけれども、最初に自治体での受けとめ方は実はこうなんだということが書かれています。

それを見ますと、一つは空き家・廃屋問題は本来は所有者が解決すべき課題とされるが、当該空き家・廃屋の隣地の住民等から、生活環境の問題として苦情の形をとって自治体の窓口に持ち込まれる。例えば、老朽化した隣地家屋が倒壊しそうなので処理をしてほしい、あるいは、ごみなどが処理されず不法投棄を助長している、あるいは子どもたちのたまり場としてなり火災発生のおそれなどもあるというふうに実は言ってますですね。これら苦情は、当該建物の所有者等が判明すれば、いわゆる所有者がわかればですね、状況を伝達をし適正管理をお願いするということで、一応の苦情処理が終了すると。また、所有者等が不明で連絡のとりようのない場合や所有者等において処理を拒否するような場合にあっては、対応の限界として放置をされ、または、放置をせざるを得ない状況にあるということも述べておりますね。実は、これも先ほどからずっと言われているように、当たってますね。

さらに、じゃ国においてどういう認識をしているかということの分析をしてるようですが、国土交通省が平成21年の4月2日に公表いたしました「土地政策の中長期ビジョン（国民生活を豊かにする不動産のあり方ビジョン）」、この報告が実はあってるようですが、これを見ますと、多くの自治体が行政がどこまでかかわるべきか明らかではない、これは国の判断ですよ。多数の部局とかかわる案件も多い、これはさっき聞いたとおりですね。部局間の調整に時間、手間がかかる対応に苦慮していることから、自治体が円滑かつ効率的に対応できる方策の検討が必要と。いわゆる、国がそういうことを検討する必要があるというふうに言ってるんですね。これは、当然のことでしょう。市のほうもそこまで求めてるわけですから、市はできないから国にお願いしてるということですね。さらに、所有者が不在不明の不動産の問題についての検討が重要であると。いわゆる、法的解釈をどのようにするかについても国は検討する必要があるというふうに言われてますね。しかし、まだ現在では法的な措置をされてないのが現状ですよというふうに分析しております。これは、国の考え方はこうですよというふうに、今、言ったように先生が言ってお

りますね。

それから、次にですね、大事なのが実は出てくるんですね。そういう国が法的措置をまだ設けてないにもかかわらず、各自治体での取り組みの現状がどうかということも述べています。それを見ますと、空き家の管理・活用等の取り組みは、あるいは廃屋の管理・活用等の取り組みとして、各自治体がやっていることですよ、今から言うのは。所有者への維持管理の働きかけ、指導、これとまっている自治体もあります。さらには、条例等により維持管理の義務づけ等を講じている自治体もあります。いわゆる義務づけですね。さらに、もっと言いますと、条例等に適切に管理されない場合の指導、それから助言、さらには勧告等を定めるほか、命令、そして氏名公表、さらには代執行等の強い措置を定めている自治体もありますというふうに述べております。いわゆる、国は法的措置を講じてないけれども、それでは地域住民の安心・安全が守れないという立場で、自治体独自で何とかしようという思いで条例等を制定をし、そしてまた、その条例に強い指導権も入れながら作成している自治体もあるんですね。

そこで、最後に5といたしまして、廃屋の今後の倒壊対策についてお尋ねをいたします。

まず最初に、倒壊対策は安心・安全のまちづくりには欠かせない取り組みというふうに考えておりますが、地域の声をどのように受けとめ、どのように対応していくのかをお聞きをいたしたいと思っておりますし、二つ目は、倒壊の危険性のある廃屋というのは、建築基準法上は問題はないのか。さらに、国・県に要望することも大事ですけれども、佐伯市独自の対策はできないのか。例えば、補助金制度を新設をするとか、この補助金というのは、倒壊しそうな家屋を壊して、そして、その壊したがれきを処理をするということまでも含めての中の補助はできないのかどうか。あるいは、国の社会資本整備交付金の活用を図るとすれば、どのようにすればいいのか。あるいは、「その他」ということで今回は質問をしておりますが、その他が一番私は大事だというふうに思っていますから、後でまた述べますので、お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

4点目といたしまして、旧町村、非常に高齢化が進んでおりますから、台風等が発生すれば、もちろん地震の場合もそうですけれども、非常に倒壊する危険性がありますので、早急に処理をしていただきたい、対策を検討していただきたいと、このことを最後に申し上げておきたいと思っております。

副議長（宮脇保芳） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今後の倒壊対策についてでございますけれども、先ほど申し上げました平成20年の住宅・土地統計調査によりまして、22年の10月1日時点で、住宅全体に占める空き家率が、これは全国平均でございますけれども、13.1%ということでございます。過去最高を記録しておりまして、特に人口流出が顕著な地方を中心に使用されていない家屋がふえているという結果が出ております。空き家・廃屋の問題につきましては、全国の自治体が対応に苦慮している状況でございます。

本市におきましても、自治委員、あるいは近隣住民から相談があった場合、当該家屋にかかわります私有財産権を尊重しつつ、一方で住民の安全確保や環境保全といった公益を実現するという観点から、現地の状況や家屋の所有者等を調査しまして、関係者に対しまして状態改善の指導を行うなどの間接的な対応をとらざるを得ないという状況にあります。これは、今までに答弁した内容とダブりますけれども。

次に、建築基準法上の問題でございますけれども、最近、ネット等で、この問題につきまして建築基準法第10条の規定により、老朽家屋の所有者に命令を出し、悪質な所有者には行政代執行を検

討するといったような内容がよく掲載されておりますけども、建築基準法第10条の規定は、法改正によりまして既存の建物が現行法に適合しない建築物が、著しく保安上、危険な場合の規定でありまして、もともとが老朽家屋を想定した条文ではございません。建築基準法第10条の第3項の規定による命令を老朽家屋の所有者に出すことが法的に許されるのか、根拠が明解ではございません。このため、老朽危険家屋が建築基準法上全く問題はないということにはなりませんけども、建築基準法でこの問題を解決することは困難であると考えております。

次に、佐伯市独自の対策はという御質問でございますけども、空き家・廃屋対策につきましては、申し上げておりますように、私有財産権と公益との調整をという根本的な問題が存在しますので、先ほどから議員も言われているような流れの中で、やはり国のレベルで法制度の整備を行っているかなければ抜本的な解決には至らないと考えております。

それで、これまで全国市長会を通じて、再三にわたりまして法整備に関する要望も行ってまいりましたけども、国土交通省が管理放棄された土地・住宅等の権利調整のあり方について検討を行っているということですので、空き家・廃屋の問題に対応できる法制度の整備について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、早急な対策をとということでございますけども、建設サイドから申しますと、どうしても市道に直近しているような建物が倒壊のおそれがある、ふだんからそういった情報がある。ここ三、四年は台風が来ておりませんが、台風の強い風が吹けば倒れて、それがかわらが飛んだり、倒れて市道の上ののっかってくるというふうな場合が想定される場合は、私どものほうでは、かわらが飛ばないようにネットをかぶせるとか、建物が倒壊して危険であるよというふうなコーンを置いたり、極端な例でいけば片側通行、そういった処置はとるようにはしております。以上です。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 時間がなくなりましたが、実は私は、今回、倒壊のことだけを質問をしてまいりました。空き家を放置してしまうと、先ほど言いましたように廃屋となって、それがまさに防犯や防災、これにも影響が出てきます。また、風景、あるいは景観の悪化をさせますし、さらには、ごみなどの不法投棄を誘発をし火災の発生も誘発をしかねません。また、シロアリの巣にもなりかねません。今後、佐伯市は高齢化がますます進み、高齢者のひとり住まいが多くなることが予想されます。台風や地震等で高齢者ひとり住まいの住居に倒れてきた場合はどうなるのでしょうか。よく安全・安心のまちづくりと言いますが、命の危険をどう考えているのでしょうか。早急な対策を消防や警察、そして学校等と一体となった取り組みが、今、求められているというふうに思います。

私の生まれた蒲江の丸市尾という地区がありますけれども、居住世帯が182ございます。それとは別に、空き家が24件ありまして、そのうち廃屋とみなされる建物が6件ございます。地区の区長とともに見て回りましたが、悲惨な状況でございます。幸い、この数年、台風が来ておりませんので何とか持ちこたえておりますけれども、本当に危険な状態であります。隣の家とわずかの距離しかない、まさにちょっとさわればがっという状況でございました。近ごろは、隣近所とのつき合いも薄くなりがちです。そういう中で、地区は緊急かつ深刻な悩みというふうな受け取って、今、悩んでおりますけれども、ここで最後に埼玉県の所沢市が「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」等を昨年6月議会に上程し、そして7月1日に制定をいたしまして、昨年10月1日から施行されております。

この条例は、お金をかけずに行おうとしているもので、参考になるかもしれませんが。簡単に申し上げますと、市は近隣住民からの相談、あるいは、市のパトロール等によって管理不十分な空き家を発見したら、市は現地調査や登記状況の調査を実施、その上で所有者に適正管理についての助言、指導を市長からの通知文書で行います。さらに、必要な措置をとるよう所有者に勧告するというふうになっております。また、勧告に従わないときは、履行期限を定めて必要な措置をとるよう命ずることができるとしております。加えて、命令に従わないときは、住所、氏名、空き家等の所在地、命令の内容、その他市長が必要と認める事項を公表するというふうになっております。また、公表するときは所有者等に意見を述べる機会を与えるというふうにしておるところでございます。緊急を要する場合は、先ほども言いましたように、警察、その他の機関に必要な措置を要請することができることも書かれております。

実際に、所沢市総合政策部危機管理課防犯対策室に私も電話で聞いてみましたが、このファクスも11枚つづりですが、いろんな情報をいただきました。ここわずか4カ月間の中で非常に解決率が上がっているということもお聞きをしております。佐伯市でもぜひ条例等制定に向けて取り組んだらどうかというふうに激励を逆にされました。

ここまで質問をしてきましたので、最後に佐伯市を代表する市長として、できることは必ずあるというふうに私は思いますので、その点についてお考えを聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

副議長（宮脇保芳） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、議員からの御質問ですが、所沢市の条例、これも非常に私ども検討する課題だと思っています。特に、一番困るのが、持ち主がおらない、物件が担保になると、全くあたれないという、そういうところもあります。地域地域によって事情が違いますが、これにとっては今後とも、こうしたいろんな中の調査をいたしまして、先ほどの所沢市の条例も参考にしながら、早く何か解決する方法を見出していきたいと思っております。

また、関係機関についても、先ほど部長が申し上げましたように、物件ということで私有物ですので、そうした部分がどのようにクリアできるかということも研究させていただきたいと思えます。

以上です。

副議長（宮脇保芳） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） ぜひ、こういう問題は全市的な問題でもありますし、過疎化がどんどん進んでいくのに歯どめをかけるためにも、幸い蒲江地区には高速道路も入ってきます。入り込み客も当然入ってきますので、「何か汚いまちやのう」ということがやっぱりないように地域も頑張りたいと思っておりますので、そしてまた危険を防止をするということからして、ぜひ安心・安全なまちを提起してる佐伯市でございますので、その点を十分考慮した上で御検討をお願いしたいというふうに、このように考えています。

最後の第2項目めの地区からの要望事項についての扱いについては、時間がちょっとなくなりましたので割愛をさせていただきます、私の質問を終わります。

副議長（宮脇保芳） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後0時01分 休憩

午後 0 時 03 分 開議

副議長（宮脇保芳） 休憩前に引き続き会議を開きます。
これにて一般質問を終結いたします。

日程第 2 議案の上程（提案理由説明）

副議長（宮脇保芳） 日程第 2、議案の上程を行います。
委員会提出議案第 8 号、佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。
ただいま、本定例会に上程されました議案につきまして、教育民生常任委員会を代表して御説明いたします。

現在、国では後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討が進められております。これは、後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題点を解消するため、制度を廃止し、高齢者も現役世代と同じ制度に加入するものです。後期高齢者医療制度の問題点は解消されるものの、医療費の高い75歳以上の後期高齢者が改めて国民健康保険に加入することとなり、国民健康保険特別会計の運営においては、負担の増が懸念されます。

この委員会提出議案第 8 号、佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正については、基金の処分ができる事由に弾力性を持たせ、医療制度の改正等においても、被保険者の急激な負担増となることのないよう、国民健康保険税率の引き上げの緩和等、国民健康保険税の水準について適切な見直しを行うことができるよう提出するものです。

議員の皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成23年第 3 回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

委員会提出議案

番 号	件 名
第 8 号	佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正について

副議長（宮脇保芳） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、14日からは各常任委員会を、16日からは予算特別委員会を開いていただき、25日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（宮脇保芳） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時 05 分 散会

平成23年 第3回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 3月25日

第3回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成23年3月25日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	上田 徹	11番	御手洗 秀光
12番	清家 儀太郎	13番	日高 嘉己
14番	玉田 茂	15番	榎田 穂積
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	浅利 美知子
20番	後藤 勇人	21番	渡邊 一晴
22番	井野上 準	23番	兒玉 輝彦
24番	宮脇 保芳	25番	清家 好文
26番	江藤 茂	27番	吉良 栄三
28番	芦刈 紀生	29番	下川 芳夫
30番	高橋 香一郎		

欠席議員の氏名

9番 和久 博至

説説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋 泰義	副 市 長	山本 清一郎
副 市 長	塩月 厚信	教 育 長	分藤 高嗣
総 務 部 長	川原 弘嗣	財 務 部 長	三原 信行
企画商工観光部長	魚住 慎治	市民生活部長	染矢 隆則
福祉保健部長	石田 初喜	建設部長	高瀬 精市
上下水道部長	三又 秀喜	農林水産部長	高橋 満弥
教 育 次 長	江藤 幸一	消 防 長	歳納 良晴
総務部次長兼上浦振興局長	川野 好明	総務部次長兼弥生振興局長	笠村 由喜
総務部次長兼本匠振興局長	高橋 弥重郎	総務部次長兼宇目振興局長	小野 富志夫
総務部次長兼直川振興局長	矢野 幸正	総務部次長兼鶴見振興局長	内田 昇二
総務部次長兼米水津振興局長	福泉 慶一郎	総務部次長兼蒲江振興局長	清家 保賀

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第6号

平成23年3月25日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
- 第2 討論、採決
- 第3 議案質疑（委員会提出議案）
- 第4 討論、採決
- 第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 第6 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
- 日程第2 討論、採決
- 日程第3 議案質疑（委員会提出議案）
- 日程第4 討論、採決
- 日程第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第6 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 本日の平成23年第3回佐伯市議会定例会第25日目は成立いたしました。
会議に先立ちまして、申し上げます。

去る3月11日、三陸沖を震源に国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震は、倒壊、火災、津波により一瞬にしてとうとい生命と財産を奪い、壊滅的とも言える広範かつ甚大な被害をもたらしました。現在もなお、行方不明者の数は1万7,000人を超えており、想像を絶する苦痛の中で避難生活を余儀なくされている被災住民の方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げますとともに、亡くなられた犠牲者の方々の御冥福を心からお祈り申し上げ、ここに黙祷をささげたいと思います。

御起立願います。

（一同起立）

議長（小野宗司） 黙祷。

（黙 祷）

議長（小野宗司） 黙祷を終わります。

御着席願います。

（一同着席）

これより本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました議案55件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 江藤茂君。

予算特別委員長（江藤茂） 予算特別委員長の江藤茂でございます。

本特別委員会は、平成23年度当初予算審査のため、今期定例会初日3月1日、本会議の議決により設置され、16日から18日までの3日間にわたり委員会を開会し、付託されました一般会計、特別会計及び企業会計、計17会計にわたる新年度当初予算案の審査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告いたします。

まず、初日は委員1名欠席のもとに委員会が開会され、冒頭行われた正副委員長の互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に矢野精幸委員が選任されました。

市長のあいさつに続き執行部から予算編成に係る基本方針について説明を受けましたので、その概要を申し上げます。

平成23年度当初予算の編成に当たっては、安心・元気・飛躍をキーワードに、新市建設計画に基づき、豊かな自然の中で人々が連携し潤いと活力に満ちたふれあい都市の実現に向けて取り組むことを基本理念とし、佐伯市総合計画の分野別計画として掲げた八つの基本目標及び個別目標との連動を念頭に予算編成に臨んだ結果、平成23年度一般会計予算の総額は417億9,100万円、前年度比8億4,500万円の増額予算となった。これは国が示した平成23年度地方財政計画では地方交付税の増額が見込まれること、さらに法人市民税及び固定資産税の伸びにより市税全体で増収が見込まれることなどから、前年度比2.1%増の積極型予算となったとの説明があり、地方交付税ほか歳入予算の見通し、歳出各款の主な継続事業及び新規重点事業について説明がありましたが、詳細は別紙資料「予算概要書」のとおりですので、省略させていただきます。

なお、3月11日に発生し甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震による災害について、震災復興対策費に巨額の予算を要することは確実で、政府においても厳しい財政状態の中で財源の手当ては過大になると推定され、このことが今後地方財政へどう影響するのか国・県の動向を注視しながら慎重な予算執行に努めたいとの報告がなされました。

執行部の概要説明に対する若干の質疑の後、議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算を議題とし、予算説明書により順次款を追って審査を行いました。

歳入歳出各款において活発な質疑、答弁が交わされ、会議時間は長時間に及びましたが、あらかじめお断りしておりますとおり、本委員会は議長を除く全議員で構成されており、審議経過は委員の皆様御承知のとおりであり、委員長報告はごく簡潔に行いますので、御了承願います。

まず歳入では、1款、市税について市税徴収率の推移をただしたのに対し、執行部から、専門研修による担当職員の資質向上並びに滞納者の財産調査及び差し押さえ等の積極的実施により滞納繰越分の徴収率は徐々に改善されてきている。さらに新年度においては、現行人員体制のもとで税務課を課税課及び収納課に分離し、責任の明確化を図ることでさらなる徴収率の向上に努めたいとの答弁がありました。

さらに委員から、税負担の公平確保の観点から徴収率100%を目指すべきであるのに、前年度実績に基づき安易に設定しているのではないかとただしたのに対し、執行部から、現実に合わない数字で調定し歳入不足を生じさせるわけにいかないが、現状に甘んじることなく徴収率向上に向け常に努力しているとの答弁がありました。

その他歳入では、震災を受けて地方交付税の今後の見通し、各種使用料収入の状況などについて質疑が出されました。

次に歳出では、第2款、総務費の庁舎建設事業費について、今後のスケジュールをただしたのに対し、執行部から、本年7月に第2庁舎の上下水道部事務所を弥生振興局に仮移転し、その後9月に解体工事に入る。新庁舎本体工事の作業行程については、基本設計・実施設計を同じく9月末までに完了させ、その後年明け1月をめどに本体工事を発注、工期は平成26年の1月末を予定しているとの答弁がありました。

さらに委員から、新庁舎の耐震能力をただしたのに対し、耐震構造設計上、震度6強までは損傷はない。今回の東日本大震災と同じ震度7の地震に際しては、若干のクラック発生などは想定されるが、倒壊のおそれや防災基地として機能を果たさなくなるようなことは一切ないと考えてよいとの答弁がありました。

その他歳出各款の新規事業などを中心に活発な質疑、答弁が交わされ、16日は、第7款、商工費までの質疑を終了して散会いたしました。

翌17日は、委員全員出席のもと委員会を再開し、歳出第8款、土木費から質疑を続行いたしました。

都市再生事業費のうち大手前開発事業における区画整理事業の実施主体及び事業費負担のあり方について質疑があり、執行部から、計上予算7億3,480万7,000円の内訳として、再開発事業に係る組合補助金が4,560万円、残り6億8,920万7,000円が区画整理事業費であるが、その実施主体は、地権者の同意を得て佐伯市が施行する個人施行である。事業の組み立てとして、社会資本整備総合交付金、合併特例債、一般財源を充てて実施するもので、他の地権者について、当然土地の減歩は発生するが、直接的負担金というものはない。なお、個人施行の前提として全員の同意が必要だが、現在1名の不同意地権者がおり、今後開発区域の変更を検討する必要があるとの答弁がありました。

さらに、事業主体と事業費負担の法的根拠についてただしたのに対し、土地区画整理法第3条第1項に基づき地権者の同意を得た者が行う個人施行であり、同法施行令第67条の2を根拠として佐伯市が施行者となり、同法第118条により、施行者である佐伯市が区画整理に要する事業費を負担することになるとの答弁がありました。佐伯市が行おうとする事業手法の法的妥当性について委員の理解を得るに至らず、第9款、消防費へと審査を進めました。

消防費では、津波警報等の住民への効果的周知方法、10款、教育費では、小学校等へのエアコン設置の考え方、スクールバス運行状況、番匠川親水環境整備協会補助金及び直川体育館改修事業の内容などについて、活発な質疑、答弁が交わされました。

なお、当日の審議において議論の集中した大手前開発土地区画整理事業の件について、執行部において資料整理等の時間が必要とことから一たん審査を保留し、17日は散会いたしました。

翌18日は、委員全員出席のもと委員会を再開し、特別会計及び企業会計の審査に入りました。一委員から、新造船建造に伴う航路整備事業関連予算が計上されている議案第12号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計予算に対し、島民の唯一の交通手段である航路の重要性を訴えて賛成討論が出されました。

そのほか各会計にわたり活発な質疑、答弁が交わされましたが、議案第6号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計予算から議案第19号、平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算まで、以上特別会計予算14件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成23年度佐伯市水道事業会計予算及び議案第21号、平成23年度佐伯市公共下水道事業会計予算、以上2件につきましても慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き審査を保留しておりました議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算を再び議題とし、総括的質疑を行いました。

まず、答弁整理のため一時保留しておりました大手前地区土地区画整理事業の件について、執行部の説明を受けました。

平成22年3月、内閣府の認定を受けた中心市街地活性化計画の中で、大手前地区都市再生区画整理事業を都市計画法第3条第1項に基づき佐伯市が施行すると明記して国土交通省に申請し、国土交通大臣から交付金の決定通知を受けており、一連の手続は関係機関との協議・確認のもとに進めており、問題はないとの説明がありました。

これを受けて質疑を続行いたしました。区画整理の施行区域も地権者も未確定の中で、建物移転補償費など直接事業予算を計上することについて、手続上の不備を指摘する委員の質疑と執行部の答弁はかみ合わず長時間が経過しました。

その後、市長から、今後の区画整理事業の進め方として、地権者全員の同意のもとで事業範囲などを含む規準及び事業計画を定めた上で土地区画整理事業の施行認可を申請することになるが、事業の公共性にかんがみ、同時並行して都市計画決定の手続をとる予定で、両手続による認可を受けてから事業開始する。それまでは、直接的事業予算は議決後も一切執行せず、今後の確な手続を経て、適切に事業を進めていくとの考え方が示されました。

総括質疑を終了した段階で吉良栄三委員外3名から本案に対する修正案が提出されました。その内容は、歳出8款、土木費の大手前開発事業費7億3,480万7,000円のうち事業認定を受けるための調査費相当分を残し6億4,816万6,000円を減額、その財源として計上の社会資本整備交付金2億8,500万円、合併特例債3億8,770万円を減額、その他は財政調整基金繰入金で調整を行い、歳入歳出予算の総額を411億4,283万4,000円とするもので、その理由として、地権者全員の同意が得られず、区域未確定のまま個人施行による区画整理事業を進めようとしていることに問題があるとの提案理由が述べられました。

修正案及び原案を一括して討論を行ったところ、一委員より、大手前で進めようとしている事業自体、広く佐伯市全体の活性化に結びつくのか甚だ疑問である。手続的にも事業計画が確定しない中で予算計上することに問題があるとして修正案に賛成意見が出されました。

また他の委員から、駅前・港地域を含めた中心市街地活性化計画の根幹をなすのが大手前開発であり、22年度から関連予算も計上され、既に事業はスタートしているのであり、佐伯市全体の活性化に向けて今後も事業を継続すべきであるとして、修正案に反対し、原案に賛成するとの意見が出されました。

そのほか大手前開発事業以外の予算に対する意見としては、まちづくりの根幹として何を指すのか見えにくい。市民負担軽減及び一次産業の振興や景気浮揚への積極的施策に乏しいとして反対意見が出される一方、厳しい財政状況の中で行革を進めながら2.1%増額の積極型予算を編成したことを評価するとして賛成意見が出されました。

討論を終わり、まず修正案について採決した結果、賛成少数により修正案は否決され、引き続き原案について採決の結果、賛成多数により、議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 議案第5号については、吉良栄三君外2人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番議員、吉良でございます。

議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算に対する修正案を提出いたしましたので、その提案理由を御説明いたします。

あらかじめ、修正案につきましては、皆さんのお手元に配付しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

平成23年度の当初予算案は、歳入歳出それぞれ417億9,100万円となっておりますが、8款、土木費のうち6項、都市環境整備費の中の1目、都市再生事業費の予算に大手前開発事業として7億3,480万7,000円が計上されております。この事業の歳出を6億4,816万6,000円減額し、歳入については、大手前開発事業に充てる社会資本整備総合交付金2億8,500万円、合併特例債3億8,770万円をそれぞれ全額削減した上で財政調整基金繰入金により調製し、歳入歳出予算の総額を411億4,283万4,000円とするものでございます。

その理由といたしましては、皆さん御承知のとおり、大手前開発事業は個人施行で行っており、地権者・関係者全員の同意のもとに事業が進められております。しかしながら、昨年かち1年が経過しておりますが、現時点において、地権者・関係者全員の同意が得られておりません。結局、参加人数や開発範囲などが未確定のまま、23年度予算が提案をされております。この中には公有財産の取得や報償費などが含まれておりますが、現在の状況では、この予算案には賛同しがたいものがあります。

僕は決してこの事業をとめるというわけではありません。修正案では、事業認定を受けるための旅費、委託料といった必要な経費、いわゆる調査費に当たる部分を残した予算編成となっております。まずは、許可申請のための規約の設定、事業計画の作成を行い、事業認可が見込める状態で公有財産などの経費を今後の定例会あるいは臨時議会で補正を行うべきではないか。

今、日本は未曾有の事態にあります。予算を上げておいて、認可が無理なら凍結すればいいという手法には僕は納得しがたいものがありますし、この状況下で国に対しても正直に向き合うことが必要だと感じております。

ちなみに、この修正案の内容については、担当課、また議会事務局とも、この予算措置ならと確認を取って提案をしております。そういった形で段取りを得るのが本来の姿であろうと思っておりますし、市民への説明責任も果たせるものと考えます。

以上が提案理由であります。議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 以上の委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、予算特別委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算外議案12件につきまして、去る3月15日、委員全員出席のもと、委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第32号、佐伯市住居表示審議会条例等の一部改正については、執行部から、平成23年度から佐伯市議会議員を本市の附属機関の委員に委嘱しないこととするに伴い、関係する16本の条例について整備をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第32号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、佐伯市交通安全対策協議会条例の一部改正については、執行部から、佐伯市交通安全対策協議会の副会長の人数及び定例会の開催回数を変更しようとするものである。本協議会の実績とその必要性を勘案し、副会長の人数を3人から2人に、定例会の回数を2回から年1回に変更しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、春と秋の交通安全期間がある中で、また交通事故が非常に多い中で、1回の定例会のみで対応できるのかとただしたのに対し、執行部から、交通安全運動については1年間の計画を十分練りながら対応しており、仮に非常事態が多いときには随時臨時会を開催することで対応できるとの答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第33号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、執行部から、月60時間を超える時間外勤務を行った職員が時間外勤務手当の支給割合の引き上げに相当する額の時間外勤務手当の支給にかえて、時間外勤務代休時間を指定できるようにするとともに、当該支給割合の引き上げに相当する額の時間外勤務手当を支給することを要しないこととする措置を講ずることに関し、関係条例の整備をしようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第34号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、執行部から、ケーブルテレビ事業に係る保守点検業務の検査の不備等に関する一連の問題について、同義的責任を考慮し、市長の給料月額を平成23年4月から1カ月間、現在の給料月額の10%（7万4,800円）を減額しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第35号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、執行部から、職員の給料月額を減額する期間を1年間延長し、その期限を平成24年3月31日までとしようとするものである。平成18年4月1日から実施している一般職員の給料月額を5%カットする措置をさらに1年間延長し、平成24年3月31日までとしようとするものであるとの説明がありました。慎重審査の結果、議案第36号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、佐伯市住民基本台帳カード利用条例等の一部改正については、執行部から、平成23年度の組織改編に伴い、関係条例において引用する課の名称を改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第37号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市公の施設指定管理者選定委員会の設置について明確に規定するとともに、指定管理者の候補者の選定に当たっては、市長は本委員会に諮問することを義務づけるほか、委員の守秘義務等について新たな規定を設けようとするものであるとの説明がありました。質疑に入り、一委員から、これまでの指定手続と異なることがあるのかとただしたのに対し、執行部から、これまで条例で、意見を聴くものとするとし、要綱の中で選定委員会の設置を規定していたが、これを条例において明確に規定しようとするもので、特に手続に変更があるものではないとの答弁がありました。

また、一委員から、市長部局と教育委員会を分ける理由についてただしたのに対し、執行部から、教育委員会に属する財産の管理は、法に基づき教育委員会が行うようになっており、教育委員会部局は、教育委員会と教育委員会部局の選定委員会が諮問・答申の関係にある。つまり、教育委員会が指定管理者の候補者を決定し、市長に議案上程を依頼し、議会が議決することになるとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、佐伯市税条例の一部改正については、執行部から、入湯税の課税免除の規定に「宿泊を伴わない場合において、その利用料金が1,000円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者」を追加しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正については、執行部から、佐伯市コミュニティバスの見明・上津小野線の路線名及び運行区間を改めるとともに、佐伯市営マイクロワンマン自動車運行条例を廃止し、佐伯市コミュニティバス運行条例に直川線及びその運行区間を新たに追加しようとするものである。佐伯市コミュニティバスの見明・上津小野線の路線は、その一部が民間路線と競合するため、2路線のうち1路線の終点を佐伯市宇目大字塩見園3149番地先までから、同1489番地地先までに改め、その路線名を塩見・上津小野線に変更する。また、佐伯市営マイクロワンマン自動車運行条例で規定している直川地域のマイクロワンマン自動車の運行について、佐伯市コミュニティバス運行条例に統一して規定することとし、同条例の路線名と運行区間をあらわす別表第1に直川線を新たに追加する。これに伴い、佐伯市営マイクロワンマン自動車運行条例は廃止するとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、大分バスの大石経由が1日3往復、仁田原経由が5往復であるが、宇目のコミュニティバスは何往復するのかとただしたのに対し、執行部から、1日8往復であるとの答弁がありました。

また同委員から、宇目地域の改正は塩見公民館を終点にしているが、これを延長し、現行の通過点である花木を終点にすれば、市内へのアクセスは大石経由と仁田原経由合わせて8往復運航しており、市民の利便性が図れる。このような状況にもかかわらず、終点を塩見公民館とした理由についてただしたのに対し、執行部から、コミュニティバスを導入するに当たっては選定基準があり、導入する地域は公共交通機関の空白地域となっている。この空白地域の基準は、原則として、集落の中心が路線バスの停留所から500メートル以上離れた地域としている。このため、すべてをカバーするのは非常に厳しい状況であるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、終点としている塩見公民館から花木まで歩いていけというのか、この路

線は振興局や地域住民との協議はできているのかとただしたのに対し、執行部から、振興局、自治委員、大分バスとも協議する中でこの路線を設定した経緯があり、ここで佐伯市が独断で花木まで変更できるとは言えない。指摘の事項については理解できるので、今議案については理解をいただき、今後の課題の中で振興局を通じて4月以降検討させていただきたいとの答弁がありました。

また、一委員から、4月以降検討すると言うが、それまでに協議できないのかとただしたのに対し、執行部から、運輸支局と協議する中で決めており、公共交通会議を持つなど、振興局や自治委員と協議し積み上げてきたため、この半月をもって調整するのは厳しいとの答弁がありました。また、一委員から、花木まで延長しても大分バスと競合していないのではないかとただしたのに対し、執行部から、同じ路線は走っていないが、公共交通の空白地域の基準で路線を決定しており、また大分バスとの協議でも、花木ではなく塩見公民館ということで決定された経緯があるとの答弁がありました。

また、一委員から、大分バスと競合するからという協議そのものがおかしくないかとただしたのに対し、執行部から、基本的に市の中心部と振興局を結ぶ路線は大分バスが走っており、これとのすみ分けが必要になる。コミュニティバスが発達すれば、一方で公共交通の幹線を担っている大分バスの経営を圧迫し、結果的には路線の廃止に行き着いてしまう。今回の議案についても経営上好ましくないという判断があったと考えており、収益性という事情があることも理解いただきたいとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、協議会開催のため休憩いたしました。

再開後、一委員から、本議案を否決、継続審査とした場合の影響についてただしたのに対し、執行部から、否決の場合は、宇目は路線をカットすることなく現行のまま運行することになるが、直川線の野々内の路線は運行できないと考えるとの答弁がありました。

ここで質疑を一たん中断し自由討議に入り、一委員から、否決した場合、宇目の分はそのまま確保できるが、直川の路線は追加できないことになり、その辺が気になる。また一委員からは、直川の部分は現状で運行していないものを追加するということであるので、継続審査にし、少しおくれてでもよい方向で認めていけばいいのではないかと。さらに一委員からは、経済的な問題よりも利便性を第一に考えるべきではないかとの意見が交わされ、論点の共通認識を図ったところでございます。

その後、再度質疑に入り、一委員から、否決・継続審査になると、直川線の野々内にはコミュニティバスを運行することができないと言っているが、条例案を見る限り、起点・終点のみを規定しているため、4月1日から追加できるのではないかとただしたのに対し、執行部から、条例的にはそのような形になっているが、交通会議を踏まえて運輸支局の登録という形で進めているので運行は厳しいとの答弁がありました。

これら条例改正の手法に関し、一委員から、路線を増設する案件と路線の一部を廃止する案件を同時に提案することは同じ議論にならないとの意見が述べられたのに対し、執行部から、判断が分かれるような案件が混在する場合は、今後手法を検討してみたいとの答弁がありました。

休憩を挟み、質疑終結の後、討論に入り、一委員から、賛成の立場から、直川の案件があるので否決というわけにはいかない。したがって、今回においては宇目の路線は塩見公民館までとすることに賛成である。しかし、今後の執行においては、塩見公民館から花木までの区間の復活を地域のために速やかに検討し、委員会に附帯決議を付すことを要望し、本議案に賛成するとの意見

が述べられました。

採決の結果、議案第40号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この直後、一委員から、本議案に関し附帯決議案を検討したいので、案文調整のため再度委員会の開催を望むとの意見が述べられ、委員会として了承したところでございます。

なお、この附帯決議案については、24日（昨日）、委員全員出席のもと協議いたしました。その内容はお手元に配付のとおり、地域住民の利便性はもとより、大分バス利用者の増加を図るためにも、塩見公民館から、大分バスが8往復する大石経由と仁田原経由の接点、つまり花木地域までの延長について速やかに検討し、必要な措置を講じるよう強く求めるものでございます。附帯決議案については、全会一致をもって委員会の意思決定とし、さらにこれを本会議の意思とするため、委員会として議案を提出することに決した次第でございます。

次に、議案第41号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、平成23年度から火薬類取締法に基づく火薬類の譲渡し及び譲受け並びに煙火の消費の許可に関する事務が大分県から移譲されることに伴い、当該事務に係る手数料の種類、区分、額及び徴収時期を新たに定めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、訴えの提起については、執行部から、訴えに至る経緯は、平成20年7月19日午前10時30分頃、佐伯市宇目大字小野市、国道326号において、株式会社エスワイプロモーション所有のトレーラーが反対車線を走行していた軽トラックとセンターライン付近で接触事故を起こし、接触を避けようとしたトレーラーが車道から歩道に乗り上げ、そのまま走行し、九州電力株式会社の電柱をなぎ倒し、その電柱に架設していた佐伯市所有のケーブルテレビの光ケーブル等を損壊させ、本市に損害を与えた。その後、株式会社エスワイプロモーションから本市の書状による損害賠償請求に対して過失を認めず、これに応じない旨の回答があったため、協議した結果、提訴するものである。

提訴の相手方は、本市に損害を与えた直接の原因者であるトレーラー所有の株式会社エスワイプロモーションとその運転手である。

訴訟追行の方針は、大分市の担当弁護士によると、この事故はセンターラインをオーバーしてきた軽トラックに全面的な過失があるものと思われるが、接触後、強くブレーキを踏むことなく、左に切ったハンドルを右に戻すことなく、80メートルを超えて走行し、くぼみに落ち込み停止するまでの間、何らかの対処ができたのではないかと思われる。したがって、トレーラー側にも幾らかの過失責任があるものと判断される。しかし、軽トラックの運転手は、この事故とは別原因で死亡していることから、トレーラー側の過失を証明することは非常に難しいとも言っている。また、こうした事故の判例として、和解勧告が出される可能性が大きいとのことである。

以上のことから、どの程度の賠償額が認められるかわからないが、裁判所の判断を仰ぐべきと考え、提訴するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、配付資料によると、「債権者数は計7者、債権総額は元金で201万1,016円となり」と記載されているが、訴えの金額が303万2,293円であるのに対し、債権総額が約200万円とはどのような理由によるのかとただしたのに対し、執行部から、配付資料の金額は誤りであり、正しい債権総額は2,082万5,671円からCTSの返還金2万3,493円を差し引いた額になる。なお、訴えの金額303万2,293円の積算基礎については、当初CTSから補修経費として395万423円の請求があり、これを全額支払っている。これに伴い、市が日本興亜損害保険に加入

していた動産保険から117万8,904円を受領したため、エスワイプロモーション側及び軽トラック側には、この保険金を差し引いた277万1,519円を賠償請求した。その後、7月から8月にかけて行った佐伯市ケーブルテレビに係る現地調査の結果、CTSに過大請求があることが判明し、当該事故に係る分として2万3,493円の返還金があった。この返還金のうち保険対象外経費は1万4,889円であったため、当初賠償請求をした277万1,519円から1万4,889円を差し引いた275万6,630円に賠償請求額を変更した。この金額に弁護士費用として10%加算した額が議案に掲載している303万2,293円であるとの説明がありました。

また、一委員から、債権者の7社についてただしたのに対し、執行部から、佐伯市・西日本電信電話株式会社大分支店、九州電力株式会社大分支店、株式会社NTTドコモ九州支社、日本興亜損害保険株式会社、これに訴訟の相手方の株式会社エスワイプロモーションとエスワイプロモーション関係の三井住友海上保険株式会社であるとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、波当津辺地の市道貝ノ浦線架橋（思案橋）整備事業において、詳細設計の結果、下部工の一部補修の必要性が新たに判明したため、この辺地の総合整備計画の交通・通信体系の整備の区分の事業費を1,250万円から1,082万円増額して2,332万円とし、当該事業に係る辺地対策事業債の予定額を2,330万円に変更しようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。きょうは5月10日で任期を迎えるようになっております最後の委員長報告かなと思っております。長い間お世話になりました。また、このたびの東北地方太平洋沖大地震に被害に遭われた多くの皆さんにお見舞いとお悔やみを申し上げながら、建設常任委員長として委員長報告をさせていただきます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案3件につきまして、去る3月15日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第44号、佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から、平成20年度から着手していた上浦蒲戸簡易水道及び上浦福泊簡易水道の統合事業が完了したので、新たに上浦蒲戸福泊簡易水道として平成23年4月1日から供用開始したいので、条例の一部改正をしようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、二つの簡易水道施設を1カ所に統合し、結果として給水人口及び1日当たりの最大給水量は従来より減少するように思うが、これで将来を見据えた場合に、水の供給不足を来さないのかとただしたのに対して、執行部からは、現在の人口規模で計画し事業認可を得て実施している。新施設の1日当たりの最大給水量を給水人口で除したときの1日当たりの1

人の給水量としては、従来の数量よりも多くなっている。また、配水池は、1カ所に集約し、高さ不足に伴う水圧不足を解消するなど効率化を図っているとの答弁がありました。

また、一委員から、新たに2水源を開発したとあるが、従前の水源は廃止するのかと、ただしたのに対して、執行部からは、従前の水源は予備としていつでも活用できるようにしているとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正については、執行部から、都市計画下水道事業、集落排水事業等との均衡を図るため、特定環境保全公共下水道事業での受益者分担金の徴収方法を改めるとともに、蒲江区域における新規事業の受益者分担金の上限額を新たに定めるために条例の一部改正をするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、受益者分担金の算出方法をただしたのに対して、執行部から蒲江排水区域内の事業費から処理場及び幹線管渠の部分を除いた単独費となる末端管渠の部分の4分の1の額を受益戸数で除して算出しているとの答弁がありました。

これに関連し他の委員から、特環下水のほかの区域と金額に差があることについてその理由をただしたのに対して、執行部から、鶴見及び上浦については、合併前に算出したものであり、その計算方式については確認していないが、当時の当該自治体の財政状況等を加味する中、定めたものだと考えている。また、特環下水は公共下水道の適用があり、同様の考え方で算出をした。なお、この額は公共下水道の受益者負担金の額とも均衡のとれたものになっているとの答弁がありました。

また、一委員から、受益者分担金は5年の分割になるが、支払い回数及び1回の支払い額をただしたのに対して、執行部からは、5年間の20回均等払いであるとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、市道路線の認定及び廃止については、執行部から、野岡25号線及び26号線については、開発行為の協議による寄附に伴い2路線を認定するものである。また、土紙屋松葉線については、県道改良工事による起点の変更に伴い廃止及び認定するもの、臼坪脇線については、同路線の供用開始による起点部の道路構造の変更に伴い、起点が変更されるため、廃止及び認定をするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、臼坪脇線に関して、道路計画予定地上に位置する墓地の移転及びその交渉の状況をただしたのに対して、執行部からは、市が新たに設置する墓地への移転に向けて交渉を行っていく。このため23年度予算において、墓地の移転補償費及び道路築造費を計上しているとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算外議案16件につきまして、去る3月14日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず初めに、議案第47号、佐伯市墓地条例の一部改正についてを審査いたしました。

執行部から、この条例は、本市の経営する墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とするもので、現在、佐伯市中山墓園、佐伯市小崎台墓地及び佐伯市床木墓地の3カ所がある。そのうち床木墓地については移転のために造成された墓地であるため、公募対象ではない。今回、臼坪にある市有地に公共工事による墓地の移転に対応するため新たな墓地を設置することに伴い、その名称及び位置並びに使用料の額を定めようとするものである。

名称、佐伯市臼坪墓地、使用区画は2メートル×4メートルが5区画、2メートル×2.5メートルが10区画の計15区画、使用料の額は、永代使用料として、8平方メートルタイプが68万8,000円、5平方メートルタイプが43万円とするものである。この墓地の設置に合わせ、一般公募枠が少なくなっている中山墓園及び小崎台墓地の公共工事枠の一部を一般公募枠に変更するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、中山墓園と小崎台墓地の区画の状況をただしたのに対し、執行部から、中山墓園は、一般公募枠が1区画、公共工事枠が14区画残っており、公共工事枠の8区画を一般公募枠に変更する。小崎台墓地は、一般公募枠が4区画、公共工事枠が19区画残っており、公共工事枠の7区画を一般公募枠に変更するとの答弁がありました。

また、一委員から、設置場所は、以前、佐伯鶴城高等学校のグラウンドが道路用地となったときに代替地としてほしい旨の要望があった場所である。その対応についてただしたのに対し、執行部から、その後、学校側からの要望はなく、墓地を造成するに当たって計画を説明し、承諾書もいただいた上で工事を行っているとの答弁がありました。

また同委員から、市道臼坪脇線の計画路線上に移転しない墓地が二つあり、長年にわたり工事ができない状態となっている、今回の墓地の造成により解決できるのかとただしたのに対し、執行部から、市営墓地に移転することで了解を得ている。4月1日以降、補償契約を行い、墓地移転後、平成23年度中に道路工事を完成したいとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、討論に入り、賛成の立場で、墓地増設については、グラウンドの横ということで余り望ましい場所ではないが、市の長年の懸案事項であった墓地の移転もでき、市民が不便だと感じていた道路問題を解消する手がかりとなる事業だと思い賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、佐伯市火葬場条例の一部改正については、執行部から、平成20年度に策定した佐伯市火葬場統廃合計画に基づき、佐伯市上浦火葬場、佐伯市本匠火葬場及び佐伯市直川火葬場を平成23年度から廃止しようとするものである。この佐伯市火葬場統廃合計画は、本市における適正な火葬体制の確立を目的とし、長期的かつ総合的な観点から策定したもので、施設の耐用年数、火葬炉設備の把握、費用対効果、利用実績、利用の動向、移動時間がおおむね30分圏域であること等を考慮し策定したものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、佐伯市火葬場「紫翠苑」の火葬能力についてただしたのに対し、執行部から、火葬炉が四つあり、1日8体まで火葬することができるが、告別室が1室しかなく、同時に火葬を行えなかったり、利用状況の8割程度が午前中に偏っている等の理由で、他の火葬場

に変更していただくこともあるとの答弁がありました。

これに対し一委員から、紫翠苑の告別室等を利用しやすくするため改築する計画はないのかとただしたのに対し、執行部から、現在のところ計画はないが、課題であり検討を行うとの答弁がありました。

また、一委員から、葬儀時間や火葬場を変更することがあるのなら、使える施設は使うべきではないかとただしたのに対し、執行部から、施設の老朽化により補修費等もふえてくると予想される。また火葬場統合計画に基づき取り組んでおり、既に廃止した火葬場もあるとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、討論に入り、反対の立場で、火葬場を廃止する地域に対しての配慮が足りないと感じるので反対するとの意見が述べられ、採決の結果、議案第48号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、佐伯市福祉センター条例の一部改正については、執行部から、障がい者への支援の充実を図るため、佐伯市福祉センターの利用時間及び休館日並びに利用者の範囲を改めようとするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、佐伯市保育所条例の一部改正については、執行部から、名護屋保育所を廃止しようとするものである。名護屋保育所は、平成21年度以降休園しており、地域の児童数からも将来の改善が見込めない。また、現在、さいきの茶の間事業として施設を利用しているなど、地域の同意も得ているとの説明がありました。

若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、佐伯市立学校通学区域審議会条例の一部改正については、執行部から、学校通学区域審議会の庶務を行う担当課を、学校教育課から教育総務課に改めようとするものである。平成23年度の組織機構を検討する中で、事務を全般的に見直した結果、通学区域についても、教育総務課が担当している通学援助に関する事務と一体的に行うほうが効率的であるとのことで移管するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、通学区域外の学校への通学を認める場合は、この通学区域審議会にて認めているのかとただしたのに対し、執行部から、特別の事情により通学区域外の学校への通学を希望する場合は、教育委員会で申請を受け、決定しているとの答弁がありました。

これに対し、同委員から、1人を認めると、他の申請についても公平という観点から認めざるを得なくなり、通学区域外への通学がふえ、結果通学区域がなくなる可能性もある。通学区域審議会にて歯どめをかけるべきではないかとただしたのに対し、執行部から、教育委員会の方針としては、通学区域外への通学は基本的には認めていない。しかし、特別な事情がある場合には、申請を受け、検討し、個別に判断しているとの答弁がありました。

また、一委員から、いじめ等の理由による申請への対応についてただしたのに対し、執行部から、校区外就学という手続を行い、教育的配慮を要する事情がある者については最大限尊重し認める方向で運用しているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議につい

てから議案第62号、九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についてまでの以上11件を一括議題とし、審査を行いました。

執行部から、おおいた広域窓口サービス事業に加入または加入予定の自治体との各種証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について議決を求めるものである。委託を行う自治体は、大分市、別府市、中津市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町の以上9市2町。事業内容は、加入自治体の窓口で請求された証明書をファクスにより送受信し交付するもので、窓口手数料については、半額ずつを相互に分配する。取り扱う証明書は、住民票の写し、戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書、印鑑登録証明書の5種類となっているとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、おおいた広域窓口サービス事業の他県等への広がりについてただしたのに対し、執行部から、この事業というより、コンビニ交付が広がるのではと予想しているが、コンビニ交付は負担が大きく、本市では実施が難しい。市民の利便性を優先し、この事業へ加入しようとするものであるとの答弁がありました。

また、一委員から本人確認についてただしたのに対し、執行部から、まず初めに写真つきの証拠書類の提示を求める。持っていない場合は保険証等を2種類以上の提示を求める。それも持っていない場合は、家族構成、家族の生年月日、本籍地等により確認するとの答弁がありました。

また、一委員から、他市町での同一世帯員等の確認についてただしたのに対し、執行部から、それぞれの自治体にて住基ネットで確認ができるとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第52号から議案第62号までの以上11件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 最後になります。経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました予算外議案7件につきまして、去る3月14日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第63号、佐伯市商工業振興計画策定委員会条例の一部改正については、執行部から、本市における商工業の道しるべとなるべき商工業振興計画を策定し、商業・工業の実態を把握するとともに、これら実態調査のデータをもとに振興策の検討及びマスタープランの作成を行うための、委員会を設置したいとの説明がありました。

その後質疑に入り、一委員から、商工業振興計画を来年度の1カ年で策定するのかただしたのに対し、執行部から、商工業振興計画は2カ年事業で策定する。23年度については計画項目及び計画内容の審議を行いたいとの答弁がありました。

また、一委員から、佐伯市を振興させていくための計画とあるが、若者が組織に加わるなど年齢層の配慮ができないのかただしたのに対し、執行部から、今回の意見も参考にしながら、今後、組織体制について検討していくとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正については、指定期間を平成23年7月1日から平成28年3月31日までとする改正である。今年度二度にわたり指定管理者を公募したが、条件を満たす応募はなかった。ただ、再公募時において1者の応募があったものの、選定委員会において採択できなかったとの説明がありました。

その後質疑に入り、一委員から、指定管理者の選定には至らなかったとのことだが、その業者の事業計画書などについて審査を行った結果そのようになったのかただしたのに対し、執行部から、要因としては、宿泊施設と展望台をセットで公募していたが、宿泊施設等を一般の利用者が申し込む場合、それをうまく処理できないおそれがあることなどから、選定には至らなかったとの答弁がありました。

また、一委員から、募集要項では法人等であることとなっているが、地域の方に管理を行わせる考えはないのかただしたのに対し、執行部から、指定管理を受ける団体の条件として、法人又はその他の団体と規定しているとの答弁がありました。

次に、一委員から、当該施設についての建築年数と常勤とする人員配置についてただしたのに対し、執行部から、当該施設は、平成5年4月に供用開始をし、築16年が経過している。建物自体は鉄筋コンクリート構造となっており、それほど老朽化はしていない。ただし、天体観測の施設であることなど天候に左右されることや望遠鏡自体も建設当時のままである。施設の利用申し込みがあれば、指定管理者が施設をあけ、夜空を観察できる体制をとることとし、常時、人員を配置するものではないとの答弁がありました。

引き続き、同委員から、当該施設の指定管理料についてただしたのに対し、執行部から、管理運営に係る委託料については、50万円としているとの答弁がありました。

議案第64号について質疑を終了し、次の議案第65号についても一体として指定管理者を公募していることから、引き続き議案第65号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明を執行部から受けることとしました。

執行部から、瀬会公園簡易宿泊施設であるバンガローの指定管理を行うもので、当該施設には小型棟が6棟、中型が2棟、管理棟の計9棟がある。平成6年3月に建設され、築17年が経過し、公園面積は約2ヘクタールで、指定管理期間を平成23年7月1日から平成28年3月31日までとするとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該施設の冬場の利用方法についてただしたのに対し、執行部から、夏場を中心に年間約3,000人が利用している。収入増のため、閑散期の利用についても企業等の福利厚生を目的とした慰安旅行なども考慮したいとの答弁がありました。

引き続き同一委員から、夏場は林間学校等で子供たちの利用も多いものの冬場の利用者は少ないことから、施設の利用促進を促すため行政としても広報に力を入れてほしいとの要望が出されました。

その他活発な質疑、答弁が交わされた後、これら関連する2議案について、まず議案第64号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論、採決の結果、議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き議案第65号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論、採決の結果、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、大入島食彩館条例の一部改正については、執行部から、指定管理期間を統一するためのもので、現行の「3年間」から「5年間」に改めるものである。同施設の管理及び運営については、指定管理者制度が導入されたことに伴い、大入島食彩館運営委員会はその必要性がなくなったことから、廃止するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、財産の無償譲渡について（佐伯市淡水魚種苗センター）は、執行部から、内水面漁業の振興と種苗の供給を目的として、昭和50年に佐伯地域広域圏市町村事務組合と番匠川漁業協同組合との間で覚書を取り交わし、広域圏が事業主体となり各施設を整備したものである。平成17年の市町村合併に伴い広域圏が締結していた業務委託契約を佐伯市が管理者として引き継ぐことで、番匠川漁業協同組合が引き続き維持管理を行っていた。同組合と管理運営計画について協議する中、老朽化している箇所については、平成21年度の内水面環境活魚活用総合対策事業により作業効率の向上や保管飼料等の安全性を目的に倉庫を改築した。これにより同組合に無償譲渡し、平成23年度から管理・運営を同組合に移管しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、経営状況についてただしたのに対し、執行部から、平成20年、21年度については二十数万円の黒字となっている。平成22年度については、施設整備等を行い、400万円ほどの赤字となったが、これを補てんするため、同組合が費用を負担しているとの答弁がありました。

次に、一委員から、同組合に対し、管理、運営のための補助をするのかただしたのに対し、執行部から、今後、協定書を交わす中で、同施設に対する本市からの補助金は支出しない方向で協議している。ただし、無償譲渡とは関係なく、種苗放流事業に係る補助金は支出していきたいとの答弁がありました。

さらに一委員から、将来的に維持補修費等も発生することが考えられるが、その場合の費用負担についてただしたのに対し、執行部から、同組合については経営努力をする中で剰余金等が生じた場合、維持補修費等のための積立金に充てることなどの協議をしているとの答弁がありました。その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市瀬会海岸休憩所条例及び佐伯市淡水魚種苗センター条例を廃止しようとするものである。佐伯市瀬会海岸休憩所については、平成6年3月に旧上浦町時代に建設したもので、鉄筋コンクリート2階建てで、築17年ほど経過し、条例中は飲食店舗としての利用を目的として定められている。当該施設は、上浦の観光の拠点として瀬会海岸の中央に位置し、観光で訪れる人の憩いの場として整備した。これまで、飲食店の経営を何社か行ってきたが、利用客も伸び悩み、収益も上がらないことから経営から撤退した経緯がある。平成20年度以後、指定管理者の応募がなく、また、本市が直営で管理を行う場合においても恒常的な収支不足が見込まれるため、指定管理施設から外し、普通財産とした上で利活用を検討するため、佐伯市瀬会海岸休憩所は公の施設としての用途を廃止するものであるとの説明がありました。

また、佐伯市淡水魚種苗センター条例については、平成22年度末をもって、佐伯市弥生にある佐伯市淡水魚種苗センターの改修が完了し、同組合との間で基本協定書及び本センター施設の無償譲渡について承認されたことから、佐伯市淡水魚種苗センター条例の廃止をしようとするもので

あるとのそれぞれ説明がありました。

質疑に入り、一委員から、瀬会海岸休憩所は、夏場の利用客が多いことから、そのシーズンであればよい経営ができると考えられるが、より効率的な運営についての考えをただしたのに対し、執行部から、当該施設については、旧上浦町において、ふるさと推進事業の補助金を活用し整備してきたもので、条例上規定する必要があったが、年数も経過しており、今回普通財産にすることにより、民間活力により運営することが期待できるとの答弁がありました。

引き続き一委員から、当該施設の近隣に類似施設があったことなどもあり、今後、このような観光目的の施設については、民間でうまく利用できることも考えられることから、今後の指定管理のあり方について、十分検討してほしいとの意見が出されました。

質疑の後、討論、採決の結果、議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字竹野浦河内）元猿漁港港交付金事業により取得した漁港施設用地の確認と字の区域に編入するため、議決を求めるものである。

場所は大分県マリンカルチャーセンターに隣接し、定置網漁業、建網漁業の網の維持管理及び修理保全を目的に平成18年度から平成21年度にかけ整備を行ってきたもので、平成22年3月の竣工を待ち、事業が完了したことから、蒲江大字竹野浦河内字船付1824の1の地先の防波堤の地先及び1824の72の地先の公有水面埋立地の漁港施設用地5,532.57平方メートルを蒲江大字竹野浦河内字舟付に編入するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、当該地域は、マリンスポーツやマリンレジャーなど盛んな地域であることから、レジャー船の係留基地やヨットハーバーなどへの利用は考えられないのかとただしたのに対し、執行部から、市内37カ所ある漁港の統合を考えてはどうかとの話が水産庁から来ている。本市においても漁業後継者等が減少し、係留される漁船など減少する中で、集約を図りながら、その空きスペースにレジャー船を係留できないかなどの調査・検討を行っているとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算を議題といたします。

これより、修正案及び原案について一括して討論を行います。

原案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

17番、井上清三君。

17番（井上清三） 17番議員、民主党会派に所属しております井上清三と申します。討論に入る前に、今回の地震津波に対するお見舞いを申し上げたいと思います。

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、震度7、マグニチュード9という前例にない激しいものと拝察いたします。この地震、津波により亡くなりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。あわせて、いまだ救出ができてない方の御無事をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた皆様とその家族に心からお見舞いを申し上げます。余震が続くことで予断を許さない状況と思いますが、どうか御健勝で過ごされますようお願い申し上げます。

それでは、改めまして、議案第5号について原案賛成の立場で討論をします。

さて、平成23年度佐伯市一般会計予算の審査過程で、特に社会資本整備、総合交付金事業の中の大手前開発業に関してはさまざまな課題が提言されました。その部分は真摯に受けとめ、事業執行に取り組まなければならないことは周知のとおりです。事務的に十分整っていないことへの指摘がされましたが、調査の段階であり、実際の事業執行は、すべてがクリアでき、都市計画決定機構の手続を経た後、つまりすべて完了したと確認された状況にて着手する。それ以前には着手はしない、できないということでありました。またこの事業の手法については、先ほども予算特別委員長報告にあったように、法的には問題はないという執行部の判断が提示されました。私は執行部職員はその事務のプロであり、同じ住民福祉を推進する者として信頼すべきものと決断いたしました。

さて現状の日本国を見ますと、申し上げましたように、かつてない未曾有の地震、津波、そして原子力発電所の放射能漏れなどで多くの死亡者と、あわせて、いまだ生死のわからない2万人にも及ぶと言われる行方不明者等大変な危機状態となっております。このような状況下の中で、被災地の復興支援が少なくとも20兆あるいは30兆円を要すと伝えられ、早急かつ最重点施策と決定され、さらに高速道の無料化廃止等住民の生活圏まで影響が出ることは議員皆様御承知のことと拝察いたしております。申し上げましたように、国の状況、さらに追い打ちをかけることになると思われる県知事選挙等を考えると、公共工事の発注はおくれるとも推測しております。

そんな中で種々勘案すると、大手前開発事業が仮にスムーズに運んでも、工事着工は遅くなると危惧もしております。御承知のように継続的な仕事もなく困っている地場企業者、従業者とその家族はある意味では死活問題ともつながり、どうするのかな、そのような不安でいっぱいだとも思っております。そういった中、会派代表質問でも中心市街地活性化事業の大手前開発事業等について、地域経済活性化のため市内業者の受注機会の拡大を図り、分離分割等に努め、地産資材を優先的に使用するなど、地場企業の育成と地域経済の発展に配慮する強い決意がうかがえました。このような背景の中、大手前開発事業は、市あるいは職員の並々ならぬ努力により国から認可されている事業とも考えております。地場企業の育成に最大限考慮し、そして地域密着型でもあるこの事業着工が早期にあるいはスムーズにできるように願わずにはられません。

以上申し上げまして、原案に賛成その立場で討論といたします。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。
8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員の佐藤元であります。議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算案の修正案に賛成の立場で討論をいたします。

理由といたしまして、大手前開発事業の中で、区画整理事業に対して現時点では地権者、また担保権者の同意も得ておられず、各議員の指摘する法律的なこともまだまだクリアしていないものが多く、この時期にこれだけ巨額な予算を組み、万一予算が執行できないときは保留する旨の市長発言がありました。このようなあいまいな計画により、予算計上すること自体、市民を欺くことではないでしょうか。また、このほかにも予算は凍結するが補助金として認めてほしい旨の答弁もありました。しかし、現在東北地方太平洋沖地震の発生により多大な被害を受け、また多くの被災者が出ている東北地方の現状をテレビ等でまざまざと見せつけられている、このようなときに計画的でない予算を組むより、我がまち佐伯においても東南海・南海地震に伴う津波等の災害に対して、避難路、避難場所を策定し、このことについての建設を急ぐべきではないかと思っていますところであります。

このことについて執行部から、絶対やるんだ。絶対やらなければならない。そして災害が来る前に整備しなければならないという答弁をいただきました。災害無線や防災にかかわるスピーカー等の設置の予算は組まれております。ですが、人命を守るための避難路、避難場所の建設については名前も出ておりませんし、一円の予算も組まれておりません。このようなことを考え23年の予算を見直しましたときに、早急にやらなければならないことと、後々補正を組んでやれる事業に分け、予算編成をしていかなければならないのではないかと思います。

今回、大手前開発事業に対して修正案が出されました。その修正をした金額の一部は使えないと思いますけれども、ほかに予算を組んでも、そのような早急にやらなければいけない事業に回すべきであろうかと考えるところであります。たとえ整備された避難路や避難場所が建設され、そこが使用されなくても、備えあれば憂いなし、市民の皆様方は必ずや理解してくれるものと考えております。また避難地には四季折々の草木を植え、時には花祭りの場、時には集会の場などと市民の多目的活用の場にしていけるのもよいのではないのでしょうか。

私は今回、議会開会中に起こった東北地方太平洋沖地震災害を目の当たりにして、この県南佐伯市の沿岸部選出の議員が、このことについて一刻の猶予もない思いに駆られなかった。そういう議員が駆られたか駆られなかったは問いませんけれども、一人として駆られた、そういう気持ちになった議員がいなかったということについて涙が出るほど悲しい思いであります。

話は少し変わりますが、私が在籍する団体会員各社に義援金を募り、大分県全域568社の会員すべてにお願いをし、1,000万円以上の善意の資金を送ることができました。また、このことで私どもの業界は大分県に、いつ、このような大災害が沿岸部地域に起こるともわからないのではないかと、そういうことを考えたときに中津から蒲江までその沿岸部、またその沿岸に点在する離島に対して、せめて10メートル以上の場所、避難地、そして避難するための避難路の建設をみんなで行おうという決定がなされたところでもあります。しかし、私ども業界会長は各社が疲弊している中で、ボランティアでは無理であろうと、不可能であろうと深く思慮をしていただき、県知事に協力を求め、現在各地域の状況を調査した上で、緊急補助金の要請をしておるところであります。佐伯市においても、自治委員会連合会に申し入れ、各地域の自治委員さんとともに地域の調査をし、この4月から6月、7月にかけて、この間にでも建設を完成させるべく行動をしているところでもあります。このような中で、本議員、若い獅子であります将来議会を担う吉良議員の修正案は、まことにもって妥当と考えるべきではないでしょうか。

宮城県南三陸町の3階建ての防災施設が無残にも破壊されている映像を見ました。その防災施設の中で、最後の最後までアナウンスをしていた女性職員があったと報道されております。この女性は24歳で本年9月に結婚を控えていたと、そのように報道をされておりました。この惨状を見たとき、我がまち佐伯のことと思い重ねない人はいないのではないのでしょうか。

話はそれでしたが、議案第5号はまだまだ問題が多く、この予算をすぐに執行できるとも市長は断言しておりません。予算の中には異議のあるものも多くありますが、市民生活にかかわる予算であるので通さねばという意見のもと、無理やり予算を通すのであれば、もっともっと本当の意味で市民のためになる予算を組むべきであると私は考えるところであります。私は、予算を可決したならば、その予算は正確に残さず執行してこそ、真の予算編成と考えております。議長をのけた29名の議員の皆さん、58個の眼で予算書の観察をし、市民のためになる予算を成立させていただきたい。そして市民の皆様方の幸せを図ることが大切だと思っております。その意味から、今回の修正案について私は賛成をいたします。議員の皆様方には、いま一度、この佐伯の地域のこと、佐伯市民のことを深く思慮し、この修正案に賛同していただくことを心よりお願いをして私の賛成討論といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、同じく修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は、議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算の修正案に賛成、原案に反対の立場で意見を述べたいと思います。

まず、予算原案についてですが、予算決算を審議する際、市長はいつも行財政改革の推進で債務残高を減らし、基金を積み立ててきたことを成果として強調しますが、市長はこのことで佐伯市をどういうまちにして、市民にどういう暮らしをしてもらおうつもりでしょうか。予算では住宅リフォーム助成制度の導入など評価できる施策もありますが、やはり中心市街地関連の事業が目につきます。結局、大型事業を展開する方向でまちづくりを目指しているのでしょうか。私は佐伯市の海、山、川に恵まれた特徴を考えれば、農林水産業を佐伯市の基幹産業として位置づけ、農林水産業を生かしたまちづくりを行うべきだと言いつつありますが、そのバロメーターでもある農林水産業費は、金額では33億円余りで、合併後は最低、構成比でも7.9%とこれも最低であります。新庁舎建設や大手前開発などの大型事業では、一部の業者が一時的に潤うだけで佐伯市全体の景気浮揚や市民の暮らし向上には余りつながらないと考えます。

第2に、行財政改革で債務を減らしているということを強調しますが、予算編成は市民生活の向上、地域経済の活性化と財政収支とのバランスを考えたものが必要です。債務残高を減らしていること自体は評価できますが、22億8,000万円も減らせるのであれば、その一部を使い、国保税の引き下げや介護保険料・利用料の減免など、市民負担の軽減や周辺部の所得向上につながる農林水産業の支援策をふやしたり、防災対策など身近な公共事業をふやしたりして景気や雇用対策、市税の増収になるような積極的な施策を打つべきだと考えます。

債務残高の削減を急ぐのは、新庁舎建設や大手前開発など大型事業による公債費の増加が先々見込まれるからでのことであり、その影響が国保税の値上げ、母子手当の削減、敬老年金の廃止など市民向け事業が後退したり、指定管理者制度導入による委託料削減が非正規雇用拡大につながったり、給食センターや火葬場などの施設の統廃合、職員数や給与の削減、本庁集約化などによる周辺部のサービス低下など市民生活に大きな影響が出ているのが問題です。

第3に、大手前開発については、私は城下町らしい統一された町並みと佐伯市の特産物集積場としての役割を果たすことを提案していますが、現在の構想案のような区画整理を伴う再開発はまち自体を壊してしまうことになる上、一般質問や予算特別委員会でも審議でも明らかなように、このままでは事業自体が破綻する可能性があります。何よりも執行部自身が確固とした事業方針、展望を示せないでいる中で、予算の執行を認めることはできません。今回提出された修正案は大手前開発事業の調査費以外は削除するもので、私は、実質的に事業の執行を凍結することにつながり賛同できません。予算原案自体は先ほども述べたようにほかにも問題がありますが、修正案を提出したことは昨年制定されました議会基本条例の前文にあるとように、議会が二元代表制の一翼を担う立場にふさわしいものであり、このことを積極的に評価し、修正案に賛成することになりました。

最後になりますが、東日本大震災は今生きているこの時代が千年に一度の災害が起こる時代に突入したことを示しており、佐伯市でも大型事業優先の姿勢から福祉防災のまちづくりへの転換を求められています。今後の予算執行あるいは補正予算を組む際には、防災対策、特に住民の避難対策等を重点に置くことをお願いしまして討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、同じく修正案について賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員の自民党会派所属の河野豊でございます。私は、議案第5号、平成23年度佐伯市一般会計予算案、この原案反対、修正案賛成の立場で討論を行いたいと思います。まず、修正案に賛成する理由は、提出者の吉良議員が述べたとおりでありまして、私も同感といった形で提出署名もいたしております。理由そのものは重複しますが、そういった形で行いたいと思います。

当初予算は言うに及ばず大変重要な議案であり、その都度審議は慎重になされ、昨年の平成22年度予算審議においても、今回同様に大手前開発の問題は紛糾いたしました。しかしながら、中心市街地活性化施策の枠組みの中に組み込まれ、内閣府の認可を受けるという直近の課題があり、既に進行した状況にあったこととともに関連した個別議案が絡み、大半の議員が苦渋の選択をし、やむなく可決に至ったものと私は判断をしております。このときにも一部議員の中では修正案の提出といった動きもありました。私は大手前の開発は重要な課題だとかねてから、昭和60年代からこういった商工会にかかわってきた関係で、重要な課題だと思っております。しかしながら根本的な手法に大いに疑問があり、平成22年度予算当初より反対をしております。

今まさに進行している大手前開発は51億円もの投資を行う、私の記憶では佐伯市始めて以来の官民一体となった開発事業であろうかというふうに思っておりますが、そういった大きな事業が今まさに行われ、進行しております。こういった事業に果たして地権者の方々にとってはどんなリスクがあるのか、来年度着工したとして完成までの3年間、仮店舗等での営業補償、または先般予算特別委員会でも問題になりました抵当権の問題等々課題は後から後から出てくることまで予想されます。大手前開発はすべて市がおぜん立てをし、負担金は一切ないといった形で行われようとしております。区画整理、再開発事業、いずれにおいても1年を経過した今日でも、いまだに調査の段階であり、年間の維持管理費、地価、貸店舗の家賃等々算定すらできていない状況下にあります。しかし、既に開発事業は先行し、基本構想・基本計画案に対する設計料等の支払い等は組合補助金の中からなされております。業務代行契約もこの準備組合の中で既に行われ、

先般3月15日市報とともに市内全域にその様子と、我々が予算特別委員会以前に拝見いたしました基本構想の絵がそのまま載っておりました。要するに事業は着々と進行をしております。こういった事業に先行投資的に予算を上げざるを得ないこの事業そのものに私は問題があると思っております。当然、事業を行う上ではさまざまな問題や課題があることはだれでも理解できるわけですが、今回の予算審議において、昨年の状況とどこが違うか、これは、とりもなおさず修正案の提出が可能であったということであります。区画整理、区画決定すらしていない状況において、移転補償費等が何の根拠で計上できるのか全く理解ができません。議会の行政統制機能といった役割からして、当然修正案を提出すべき案件と私は理解し、また予算特別委員会においても賛同が得られるものと私は思っておりましたが、あに図らんや予算特別委員会では否決に至りました。理解に全く苦しみます。当本会議においても恐らく同様の結果となることは明白でありますので、あえて賛同は問いません。予算特別委員会では修正案に賛成ということは、修正案が可決された場合、現案賛成とならざるを得ない立場であると私は理解をしておりました。したがって、予算特別委員会ではあえて原案については触れませんでした。先ほども言ったように、本修正案は予算特別委員会同様否決であろうということを目撃されるので、当本会議において、原案についての問題点について意見を申し上げておきたいと思っております。大手前以外についてです。まず、中心市街地活性化事業において、大手前の件で時間を費やし、ほかの事業創出という形で質疑のときを見過ごしてしまいました。仲町商店街通りに交流広場を創出という形で3,120万円が計上されておりました。仲町商店街をどのように活性化させるのか、構想等の説明も私は聞いた覚えがありません。昨年はアーケードに2,000万円予算計上し、その結果どうなったのか私は見ておりませんが、今度はまちかど広場に先ほども言った3,120万円、だれがいつどこで策定し、予算計上となるのか全く理解ができません。中心市街地以外の地域では、それこそ危険な河川の改修や急傾斜の問題、また緊急車両さえ入らない市道の拡幅等々地域の生活基盤の整備さえ区長さんその他を通じ、一生懸命要望を繰り返して、しかもままならない状況であるのに対し、こういった予算がいつも簡単に計上されてくる。全く理解ができない予算計上であります。さて仲町プラザは何なのか、かつて私もこういった商工会に所属しておりました。よく事情を把握しておると自負しておりますが、ここはかつて中小企業団からの事業資金で建設した立体駐車場付きのプラザであり、憩いの場であり、借入金の返済に窮したので、市が借り上げた形で、現在その返済を肩がわりをしております。古い話になりますが、江戸時代の大岡政談に三方一両損という裁きがあります。プラザを建設し、借入金の返済ができなくなった仲町商店街組合、その土地の持ち主である内町区、そして佐伯市、この当事者、本来佐伯市が当事者になり得るのか疑問に私は思いますが、それはよしとして、この当事者3者が1両ずつ損をするというのなら私は理解ができます。何ゆえ佐伯市、すなわち市民が3両すべて損をしなくてはならないのか。損得で語ると例が悪いと言われるかもしれませんが、そういった気持ちで全くこの仲町に関していえば理解ができません。

同じような事業は直川のアトレという量販店、ここも同じような事業を平成7年だったですかね、しております。同様の事業であります。苦しいながら自力で頑張っておられます。全く不公平きわまりないと私は思っております。仲町商店街のメンバーは現在どうなっているのか、本来こういった事業をするときは組合員、たしかここは20数名だったと思いますが、債務の連帯保証といった印鑑をつくわけであります。私は佐伯駅前商店街に属しておいて、同じような開発を企画したことがあります。その連帯保証の段階でこういった基本構想も策定しても中止をし、駅前あ

たりは結局中止やむを得なかったという苦い経験も目の当たりに見ております。こういった経緯を踏まえて佐伯市の仲町商店街組合、こういった方々が今どうしているのか。聞けば市内の一等地に自宅を持ち、優雅に暮らしていると聞き及んでおります。

大手前にしろ、仲町にしろ、かつては壽屋を中心に栄え、黙っていても人が来るという恵まれた地域環境にあり、その他力本願的な風潮と甘えに、要するに佐伯市の行政商工振興という中心地の商工振興といった形の甘えに、そういった名目で市の担当者及び執行部が踊らされているとしか思えません。枠外では鶴岡商店街、ほかにもいろんな形で頑張っておるこういった事業者がたくさんおりますが、そういったところはどのような形になるのでしょうか、大変不思議でたまりません。中心市街地活性化事業の枠組みの中でさまざまな事業を行うという名目で、あたかも公平性をうたっておるように思いますが、目新しい事業が、先ほどの仲町の事業、そういったものが次々に予算化されて登場してくる。こういった事態に議員の方々も感覚的に理解していると思いますが、今回の中心市街地活性化事業の事例のように、一度賛成を賛成多数で承認してしまうと、次から反対や修正案を提出しようにも整合性がとれなくなり、チェック機能を放棄せざるを得ない立場となる。果たして議会はこのような構図でいいのか、議員の本分はいいものはいい、悪いものは悪い、また例えは悪いかもしれませんが、白か黒かであり灰色はないと私はそういうふうに思っております。また、そこから政治が始まるものと私は確信をしております。

原案の問題点をもう1点だけ言い添えると、財団法人番匠川親水環境整備協会への200万円についても、どのような経緯で新規予算となるのか、深くは言及しませんが、全く理解できません。予算執行の凍結云々より、補正で十分理解される予算であるにもかかわらず、いとも簡単に当初予算に新規として計上されていること自体、全く理解ができません。

こういった意味で原案についてほかにもいろんな理由がありますが、まずは他の議員も言い添えましたので割愛し、昨年の平成22年度予算案に続き、本年も23年度予算原案についても異議があるので反対を表明し、原案反対の理由とします。

最後に、修正案は議員がとるべき政治的配慮の第一歩であると思っております。今回提出に当たり、御苦勞をかけた議会事務局の方々、そして勇気を出して提出者となられた吉良議員に心から敬意とお礼を申し上げます。

なお、吉良議員においては、負けぐせというような声が、弱音がかすかに聞こえてまいりましたが、先ほど佐藤議員も言いましたが、これからの佐伯市議会を背負って立っていかなければならない若い議員です。ぜひ勇気を出し、大いに若さ、はつらつとした議員であることを期待しております。

以上で私の討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 昨日までの届けに間に合いませんでした。私は5号について、原案・修正案ともに反対討論を行います。

予算特別委員会の席上では、少しでもよくなればと思って修正案に賛成しましたが、ああいう大差で負けましたので、本来自分が持っている考え方ははっきりと述べたいと思います。

黙祷をしましたので、大災害については触れませんが、やはり財布のひもというものはかなりきつくなる、計画的に金を使わないけんのじゃないかと思っております。

実はこういう、私は大手前だけのことで予算を言いよるのではないんです。つたや旅館ほかの案も10億を越す予算がついております。私ども市議会は、2月に市民の声を聞きませんでした。そして例えば大手前にしても、完成すれば市民から集まってもろくて、にぎわいをせないけん地域です。それが予算特別委員会の中でもわかったように、区画整理事業には問題があるのではなからうかと、それと組合が行う再開発にしましても、19店舗から25店舗にふえる。でき上がったイメージは私にはありません。大手前大分バスにしても、市長の意見書が出された当時とは変更があって、大分バスも一画を買うという発言から、今度は区画整理は事業の中からのけると、大分バスを。変更がどんどんありよります。でき上がった、完成してから初めて区画整理、再開発、成功しなければいけません、今のままでは海のものとも山のものともわかりません。ただ予算をつけた、走り出したというて、例えばアースケイブ、そういう会社に1,575万円、去年は2,400万円払っていると、そして今後は私たちの目のかからないと思います。組合が進んでいけば、私たち議員がチェックできないような状態になります。完成する、よい中心市街地ができることは望みます。ただ、よそ様が今大変な時期に必要なない、効果のないことにまで金を使うことには私は反対です。

それで、修正案の出された方には気の毒ですが、大手前のことだけでではない、ほかにもこの予算、大事に使わないけんところがありますので、原案・修正案ともに反対をいたします。

議長（小野宗司） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号に対する吉良栄三君外2人から提出されました修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（小野宗司） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、会議の途中でございますが、皆様に御協議をいただきたいというふうに思います。

以後の議事進行についてでございます。そのため、暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時11分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、昼食ため1時20分まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時20分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第6号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計予算、第7号、平成23年度佐伯市後

期高齢者医療特別会計予算、第8号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計予算、第9号、平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算、第10号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算、第11号、平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算、第12号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計予算、第13号、平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算、第14号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、第15号、平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算、第16号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算、第17号、平成23年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算、第18号、平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算、第19号、平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算、第20号、平成23年度佐伯市水道事業会計予算、第21号、平成23年度佐伯市公共下水道事業会計予算、以上16件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより16件を一括して採決いたします。予算特別委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上16件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、佐伯市住居表示審議会条例等の一部改正について、第33号、佐伯市交通安全対策協議会条例の一部改正について、第34号、佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第35号、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、第36号、佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、第37号、佐伯市住民基本台帳カード利用条例等の一部改正について、第38号、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について、第39号、佐伯市税条例の一部改正について、以上8件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより8件を一括して採決いたします。総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上8件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決しました議案第40号につきましては、総務常任委員長報告のとおり、附帯決議案が提出されております。

この際、附帯決議案第2号、議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正に関する附帯決議を議題とし、提案者の説明を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。ただいま議題となりました附帯決議案第2号の案文を読み上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正に関する附帯決議

過疎・高齢化が進行する本市の実情に鑑み、コミュニティバスの運行は、自家用車の運転が困難な高齢者、障がい者及び子ども等の生活交通手段を確保する上で、欠かすことのできない重要な施策となっている。

このような中、宇目地域の見明・上津小野線は、平成22年4月から運行しているが、「大分バスと一部競合する」との理由により塩見公民館を終点とし決定した。

もとより、原則論としての公共交通機関の空白地域外であることは承知している。しかし、例外規定である運行の効率、効果を勘案すべきである。

地域住民の利便性はもとより、大分バス利用者の増加を図るためにも、塩見公民館から、大分バスが8往復する大石経由と仁田原経由の接点、つまり花木地域までの延長について速やかに検討し、必要な措置を講じるよう、強く求めるものである。

以上、附帯決議する。

平成23年3月25日

大分県佐伯市議会

議員皆様の全員の御賛同をよろしくお願いします。

平成23年第3回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

附帯決議案

番 号	件 名
第 2 号	議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正に関する附帯決議

議長（小野宗司） これより質疑を行います。
御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。
なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、原則として委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えます。

これより、討論、採決を行います。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。
よって、これより起立により採決いたします。
総務常任委員長報告のとおり、附帯決議案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。よって、附帯決議案第2号は、原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第41号、佐伯市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、訴えの提起についてを議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。
総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第44号、佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、第45号、佐伯市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について、第46号、市道路線の認定及び廃止について、第47号、佐伯市墓地条例の一部改正について、以上5件を一括して議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより5件を一括して採決いたします。
総務、建設、教育民生各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、佐伯市火葬場条例の一部改正についてを議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより起立により採決いたします。
本案につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立所定数以上)

議長(小野宗司) 現在の出席議員は28名であり、その3分の2は19名であります。ただいまの起立者数は27名であり、所定数以上であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、佐伯市福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、佐伯市保育所条例の一部改正についてを議題といたします。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより起立により採決いたします。
本案につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の

賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立所定数以上)

議長(小野宗司) 現在の出席議員は28名であり、その3分の2は19名であります。ただいまの起立者数は28名であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、佐伯市立学校通学区域審議会条例の一部改正について、第52号、大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第53号、別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第54号、中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第55号、竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第56号、杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第57号、宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第58号、豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第59号、由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第60号、国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第61号、日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、第62号、九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、以上12件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより12件を一括して採決いたします。教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上12件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、佐伯市商工業振興計画策定委員会条例の制定について、第64号、佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正について、第65号、佐伯市瀬公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正について、第66号、大入島食彩館条例の一部改正について、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより4件を一括して採決いたします。経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、財産の無償譲渡について(佐伯市淡水魚種苗センター)を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、16番、三浦渉君の退席を求めます。

(三浦渉議員退席)

議長(小野宗司) 討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

16番、三浦渉君の復席を求めます。

(三浦渉議員復席)

議長(小野宗司) 次に、議案第68号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、第69号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字竹野浦河内)、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について(候補者田口彰蔵)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、田口彰蔵君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市固定資産評価審査委員会委員に田口彰蔵君が同意されました。

次に、議案第71号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について(候補者高木雅士)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、高木雅士君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市固定資産評価審査委員会委員に高木雅士君が同意されました。

次に、議案第72号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について(候補者荒木健)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、荒木健君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市固定資産評価審査委員会委員に荒木健君が同意されました。

次に、議案第73号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について(候補者神崎征一)を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、神崎征一君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市固定資産評価審査委員会委員に神崎征一君が同意されました。

次に、議案第74号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者玉野井重治）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、玉野井重治君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市固定資産評価審査委員会委員に玉野井重治君が同意されました。

次に、議案第75号、佐伯市固定資産評価審査委員会委員の選任について（候補者汐月良喜）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、汐月良喜君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市固定資産評価審査委員会委員に汐月良喜君が同意されました。

次に、議案第76号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者谷口久枝）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これに討論を終結し、これより採決いたします。

原案のとおり、谷口久枝さんに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市教育委員会委員に谷口久枝さんが同意されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 5 号	平成23年度佐伯市一般会計予算	予算特別	原案可決
第 6 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 7 号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別	原案可決
第 8 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 9 号	平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 10号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 11号	平成23年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 12号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 13号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 14号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 15号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決

第16号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第17号	平成23年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第18号	平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第19号	平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第20号	平成23年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第21号	平成23年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第32号	佐伯市住居表示審議会条例等の一部改正について	総務	原案可決
第33号	佐伯市交通安全対策協議会条例の一部改正について	総務	原案可決
第34号	佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第35号	佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第36号	佐伯市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第37号	佐伯市住民基本台帳カード利用条例等の一部改正について	総務	原案可決
第38号	佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第39号	佐伯市税条例の一部改正について	総務	原案可決
第40号	佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について	総務	原案可決
第41号	佐伯市手数料条例の一部改正について	総務	原案可決
第42号	訴えの提起について	総務	原案可決
第43号	波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務	原案可決
第44号	佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建設	原案可決
第45号	佐伯市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正について	建設	原案可決
第46号	市道路線の認定及び廃止について	建設	原案可決
第47号	佐伯市墓地条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第48号	佐伯市火葬場条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第49号	佐伯市福祉センター条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第50号	佐伯市保育所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第51号	佐伯市立学校通学区域審議会条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第52号	大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第53号	別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第54号	中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第55号	竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第56号	杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決

	託に関する協議について		
第57号	宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第58号	豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第59号	由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第60号	国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第61号	日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第62号	九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について	教育民生	原案可決
第63号	佐伯市商工業振興計画策定委員会条例の制定について	経済産業	原案可決
第64号	佐伯市かみうら天海展望台施設条例の一部を改正する条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第65号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第66号	大入島食彩館条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第67号	財産の無償譲渡について（佐伯市淡水魚種苗センター）	経済産業	原案可決
第68号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第69号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字竹野浦河内）	経済産業	原案可決

附帯決議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 号	議案第40号、佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正に関する附帯決議		原案可決

日程第3 議案質疑（委員会提出議案）

議長（小野宗司） 日程第3、議案質疑を行います。

委員会提出議案第8号、佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第4 討論、採決（委員会提出議案）

議長（小野宗司） 日程第4、討論、採決を行います。

委員会提出議案第8号、佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

委員会提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 8 号	佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正について		原案可決

日程第5 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第5、議案の上程を行います。

議案第77号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、決議案第5号、東日本大震災に関する緊急決議、以上2件を一括して議題といたします。

まず、議案第77号につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、こんにちは。きょうは、本会議追加議案という形で上程されましたが、その前に、先ほど議会の皆様が言われましたように、3月11日に発生いたしました三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震におきまして被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申

し上げ、また犠牲になられた方に対しまして、御遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げたいと思います。また、市民の皆様の中には、被災地での御親族、御友人等の安否を気遣っておられる方もいると思います。皆様の御無事をお祈りいたします。

この地震において、委員会でも御説明いたしましたが、佐伯市においても最大50センチメートルの津波が観測されました。一部、蒲江地区と佐伯地区の沿岸部において漁業被害を受けましたが、幸いにも大きな人的被害はございませんでした。そうした中、市民の皆さんにおかれまして、被災地の皆様には何らかの支援やお手伝いができないかとお考えのことと思います。この国家的非常事態を私たち国民が一丸となって乗り越えていかなければならないと思っております。また、当市におきましても、週明けの月曜日から市役所の中で災害対策本部を解散いたしました後、災害対策の援助に対する本部を設置いたしまして、そうした中で、市役所のほうも義援金の受け付けを始めております。また、市といたしまして、消防士2名、救急救命士2名も派遣し、これからのいろんな要請につけても、また被災される皆さんが佐伯に来られるときも、そうした中での受け付けもやっていきたいと思っております。

そうした中、義援金の受け付けを開始しましたところ、市民の皆様には、多くの浄財の御協力を現在いただいておりますことを感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

では、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第77号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成23年4月1日に一部の職員の職務の級を下位の級に変更することに伴い、同日の前日において支給されていた当該職員の給料月額について、同年4月1日以後においても同額の給料月額を支給すること等に関し、規定の整備をしようとするものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。何とぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、決議案第5号につきまして、提案理由の説明を求めます。

29番、下川芳夫君。

29番（下川芳夫） 29番議員、下川芳夫でございます。ただいま議題となりました決議案第5号につきまして、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

決議案第5号

東日本大震災に関する緊急決議

3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源として発生したマグニチュード9.0、最大震度7の巨大地震は、我が国の観測史上最大で、地震による大津波は、我々の想像の域を超える猛威をもって東北地方太平洋沿岸地域を襲い、多くの尊い人命・財産を一瞬のうちに飲み込んでいきました。

3月23日現在、確認された死者の数は9,408人、行方不明者1万4,716人、建物の全壊、流失1万7,932棟、避難者約26万人と、その惨状は筆舌に尽くしがたく、まさに大惨事であります。

加えて地震による影響から東京電力福島第一原子力発電所は深刻な事態に陥り、多くの住民が放射能の恐怖にさらされる中、不自由で不安な避難生活を余儀なくされ、電力不足による計画停電の実施や農作物の出荷制限など、国民生活にも多大な影響が及んでいます。

被災地では、国を挙げての救出救援活動が展開され、全国から多くの援助隊が集結し懸命な活動が続けられていますが、行方不明者の一刻も早い救出と避難者の生活の早期安定、被災地の一日も早い復旧・復興を心から願うものであります。

佐伯市議会は、今回の大震災で亡くなられた方々とそのご遺族に対し深く哀悼の意を表し、被災者の方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の方々の苦難に思いを寄せ、佐伯市民とともに全力で支援を行うことをここに決議いたします。

平成23年3月25日

大分県佐伯市議会

議員の皆さんの御賛同よろしくお願いたします。

平成23年第3回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

議案

番 号	件 名
第77号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

決議案

番 号	件 名
第5号	東日本大震災に関する緊急決議

議長（小野宗司） 引き続き、議案に対する担当部長の概要説明を求めます。
その間、暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後1時54分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより議案第77号及び決議案第5号、以上2件を一括して質疑を行います。
御質疑ありませんか。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今、後藤議員が休憩のときですけどね、議案第77号の佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、ちょっと議案質疑を行いたいと思います。今、後藤議員が話をした部分はありますので、そうじゃないところですね、一問一答でお願いします。

今回の提案、今妥結してのこういうことでもありますけど、これ何か平成18年からですね、順次全国的には始まっているような気が、何かそんな話だったと思うんですけど、今この説明文によりますと、一昨年から交渉を始めたというふうに書いていますが、その間、佐伯市としては特に協議してなかったのか。それから、最初に市の職員団体と協議を始めた内容というのはね、今回妥結しているのはまた違うわけでしょう。その辺でどういう内容を提案していったのかということと、それから、つい先日まで妥協しなかったということは、妥結しなかったということは職員

組合の団体のほうも何か理由があってすぐ応じられなかったんじゃないかと思うので、その理由が何かというのをちょっと最初にお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。

まず18年、国の給与構造の改革によって、そこから話をしてきたということですけど、提案としてはですね、いわゆる、まず職階制をしいてますんで、その6級については、国からいえば管理職の級になるんですかね、それを今うちの6級を5級にと、5級を4級にと、全体的には一つずつ下げていったというような話は、初めはそこからだったというふうに思っておりますけど、ちょっと私もそこらが今ちょっとはつきりはしませんが、今回の提案ではなくて、給与構造の抜本的な改革というところからの話に、原点はそこからスタートしとるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 答弁漏れがございますが、もう一度。

3番（高司政文） いや、ほんならちょっと続けてね。その一昨年と説明書には書いてるでしょう。一昨年、どこやったかな、じゃあもっと前から話は始めてたんですか、本市においても一昨年と書いてるじゃないですか。職員財団に対しね、級別構成の見直し、これ文書事前にもらった分でしょう、それで聞いたんです。もともと市が職員団体に提案している内容を聞いてるんです。それはどういう内容を提案しているんですかと、それと妥結をこの間しなかったわけやから、その職員団体もしなかった理由があるわけでしょう。それはどういう理由で、この間こндаけとめたのかというふうに聞いてるんです。

議長（小野宗司） 井上総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） お答えいたします。

職員組合に提案している内容につきましては……

3番（高司政文） 職員団体と総務部長は言うけど、職員組合と職員団体、何か違うんですか、それは。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 職員団体です。地公法上では職員団体といいます。

これは先ほど高司議員がおっしゃったように、18年4月1日に国の給与構造の改善がありました。それに伴いまして、これは地域給の導入という形になっておりますけれども、それを受けまして私どもも、職員団体につきましては国と同じ基準に切りかえていくという提案をしているところであります。

それと組合の、組合というか職員団体のほうがこれまでかかったというのは、大分県全体の中でそういう方向になかなかいかないということがありまして、今まで協議する中で、現在のところ、2市、完全に国の給与構造、失礼しました、3市です。3市、国の給与構造を入れております。佐伯市といたしましても、完全にそこまではいっておりませんが、先ほど部長が言いましたように、6級につきましては114人、5級に降格するという形で、今後も職員団体とはこの件については継続して協議していくという形で話がついております。ですから、今からもこの給与構造については協議を重ねるということであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと職員団体は、県、まだ全体がそういう流れになってないからという理由だけなんですか、こういうふうにすることで職員さんがかれこれの影響を受けるからとか、そんな理由は全くないんですか、そういうことなんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） やはり一番は結局給料下がるということで、当然自分たちの生活が脅かされるとっては悪いんですけど、当然今もらってるやつよりは下がっていく。そして、今6級までみんな今昇給していったわけなんです。それが5級になると、当然6級と5級の同じ年齢でも給与の差が出てきますので、当然組合としては、同一労働同一賃金という基本がありますので、そこはいろんな考え方の中でそういう反対が出てくるというふうに思っております。まずはやはり賃金が下がるということだと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあそれで、給与を保証するというのもありますけど、妥結した理由というのは給与が下がらないと判断したわけですか、というのは、なぜこんなことを聞くかというたら、私ども直接職員さんの皆さんの団体に特に関係ありませんもんですから、話がわからないんですよ。だからこういう場でね、どういうふうに職員さんが考えてきたのか、団体が考えてきたのかというのはちょっと知りたいところなもんですから、今、部長はそういうふうにおっしゃったんですけど、じゃあ組合としては今回妥結したのは、下がってもやむを得ないというふうに判断したからですか、それとも何か条件が整ってね、そういうふうに言いよったんじゃないけど、こういうふうなことで妥結をしてもいいなという条件を提示したのか、市がね。その辺のところちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 別に条件提示はないんですけど、恐らく今のいろんな情勢を考えたときに、やはり組合もそういう建前だけではないかということも考えておると、済みません、職員団体ですね。それでは通用しないという今の情勢ということになってきております。これもう全国的にはかなり進んできておるということを聞いておりますけど、大分県がちょっとまだそこまでなかなかいってないというのが実情であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 何かその辺が不自然というか、ちょっと納得できない。さっき県全体が3市でしょう、どこか、もしわかったら教えていただきたい。ちょっとたまたま昼休み時間があるから聞こうと思って日田に電話したら、日田は知らないというような話をちょっと聞いたんですけどね。何か来年度のこの調査、国・県が調査をするという公表があるもんだから、ちょっと組合に対して少しごり押ししたんじゃないかという気もしてるんです。だって、特に条件が新しく市のほうから提示したわけじゃないんでしょう。最初に提案したとおりにいったものが急に今になって、県全体の中でと言ってたものが、行政が考えてやったんだというのは、何かちょっと不自然な気がします。かなり市のほうが当局が強引にしたのか、それはわかりませんが、その辺答弁してほしいですね。そういうことはなかったですか、団体に対してちょっとこういうことになっちゃるから何とかせえと、そういうことなかったですか。

議長（小野宗司） 井上総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 職員団体にこの件を提案いたしまして、職員団体の方も先ほど部長が言いましたように、当初はそういう自分の生活給が下がるということで、自分の生活守るという意味で当然反対はしてきたところでありまして、取り巻く状況等を見たときにそういうことにはならんだろうということで、職員団体が職場集会等を重ねながら、このことについて理解をいただいたということで、決して無理にとか、ごり押しとかいうことはありません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それと、さっき国・県の指導という話がありましたけど、これは市がね、これは条例ですから、しなきゃいけないという何か罰則があるとかそういうことはないんですよ。あくまで市が自主的に決めればいいことなんですね、この問題は。

議長（小野宗司） 井上総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 地方公務員法の24条に給与勤務時間その他の勤務条件という項がありまして、先ほど申しましたように、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とうたっておりまして、第6号に、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」ということになっておりますので、その辺はそういう形で進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） あとね、私らずっと長年、議員になる前は民間にいたんでね、大体年齢で基準を設けて昇格するということがちょっと不思議なんですね。むしろ若くても能力があるというか、よく働く職員は引き上げれば良いと思うし、言い方悪いけど、そうじゃない職員はそのままでもしょうがないかなと思うんですね。市民の目から見たら、やっぱりそのほうがね、市民のために働けると一応私は思うんですけどね。それは、そういうことは実際佐伯市の今の制度の中で行われているのかどうかちょっと確認しときたいんですけどね。要は、年齢が若くても級数を上げてるのか、その辺をちょっと。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 原則的には、年齢若くても課長になってもおかしいということはありません。当然、課長になれば2級の人が7級の位置に格付されるということになりますけど、実際、まだ若くてそこを追い越すというような現実的な任用をせないけんなどというのはありません。特に役所の場合はいろんな部署をやはり経験しないと、どうしても視野が狭くなるという点もありますので、若い人が行くのは構わないけど、そこまでの、その上の人を越していくだけの能力があるのかということ、なかなか現実的には、まだそこまではないんじゃないかなと。そらもう別に若くしてなるのは構わないとは思いますが、今のところそういう現実的なところからいけば、ちょっとまだないかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、その点でね、今回114人ですけど、全員一律に降格させるんですか、その中に、今の話じゃないけど、降格したとしても6級にやっぱり値するような職員さんがおって、一律に114人じゃなくて、そういうことということはないんですか、今回は。全員一律に降格なんですか。

議長（小野宗司） 執行部。

総務部長（川原弘嗣） 一応114人が落とすんじゃないという、落とすというよりも、いわゆる41歳以下が114人いたということ、48歳以下の副主幹114人を5級に降格するというふうには書いてますよね。これは取り方の関係で、落とすのは落とすんですけど、たまたま42から48歳までが114人いたというそういう考えでおっていただきたいというふうに（発言する者あり）だから、いわゆる今6級のこの位置にあるのが5級になったら、ここらに来るというふうになりますけど、今もらってるこの給与は保障するというのが今回の提案であります。だから現給保障

という形になります。

3番（高司政文） 聞いているのは一律に下げるのかと聞きよんです。一律に5級にするのかと聞いている。

総務部長（川原弘嗣） 一律というんか、年齢によって、とにかく6級を5級にはしますけど、その年の差によって同じ5級に行っても号数が違うということになります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） だからとにかく一律に下げるわけでしょう、5級にね。それでね、あともう一つ、ちょっとなかなかこの部分を賛成するか反対するかちょっと考えているところなんですけど、例えば仮に42歳としましょうか、42歳の方が6級が5級になったときには、基準どおりいったとする場合は、6年たたないと6級に上がれないわけでしょう、結局。そうすると、一つ確認しときたいのは、その間にですよ、昇格の可能性はないのかどうか、その間にちゃんと、1回、そうやってがくつきたかもしれないけど、6年の間に一生懸命やればちゃんと昇格する道が開けているのか、あるいは46歳の人からすれば、あと二、三年の間に、極端な話ですよ、平成23年度に降格するけど、24年度にまた上がる可能性があるんかどうか、そこだけちょっとはっきり示してほしいんですよ。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 当然任用で上がります。

3番（高司政文） あるんですね。

総務部長（川原弘嗣） だから、現実的にはその年齢になるとある程度のところに上がっていくというようなこともあると思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ最後、それがあればあれですけどね。さっき後藤議員も聞いてました最終ではないと言っていましたね、結局。そうすると、また同じようなことを5級、4級でもやっていくということで間違いはないんですかね、そういうところで今後も職員団体と交渉していくということですね。それと続けてもう1個、例のいつか給与改正したときに下を上を上げる、上を落として下は上げるというんか、少し是正をするという措置しましたよね。そういうこととは今回のこの級数を変えることで矛盾を起こすということはないですか、その辺は問題ないですかね。ちょっと一遍に二つ聞いてしまったけど。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 高司議員の言ってるのは、恐らく人事院勧告の関係かと思っております。それはあくまでも年間によって、いわゆる民間も上がったり下がったりするときもありますし、人事院勧告も、さっき言いましたように国・県、民間の給与実態調査をして勧告を出していくということで、それに倣ってやっておりますので、年によっては下が上がったり上が落ちたり、いろんな件がありますけど、これはあくまでも人勤とは関係なく、それぞれ組み込んだ級の中に、組み込んだ給料表の中でやっておりますので、だから人事院勧告が出れば、全体的に上がったり下がったり、だからちょっと別もんという、別もんになる。

議長（小野宗司） 井上総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） お答えいたします。

確かにこの国の給与構造の改革が完全に実施されれば、若い人の給与は上がります、当然。上が下がるという形になってくると思っております。そういう形になります。完全に18年4月1日の

地域給の導入の制度をそのまま導入されれば、そういう形になるということでもあります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） この間の給与改正で、下のほうをちょっと厚くして、上を下げたりとかそういうことが起こったりしてるでしょう。だから給与を下げることで、それで逆転したりするようなことはないのかと言います。年齢によって、上の年齢が今度は給与が下がるということはないですかということ、そういうことはないんですね。（発言する者あり）

そうそう、そういうことないかと言ってる、その給与を下げることによってね。

議長（小野宗司） 井上総務課長。

総務部次長兼総務課長（井上勇） 現状についてはないと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

佐藤議員。

8番（佐藤元） 今の質問で納得がいかなかったところがあるんですが、6級から5級に落ちて、また6級に上がるときの金額はどうなるのか。そして去年が42歳で6級になっとる人が、じゃあ5級に落ちたとしても、その給料は保障する。じゃあ、7年間はその給料は保障されたまま。じゃあ、ことし42歳になる人はこの5級の給料のまま、だからそこに差額ができてくるんじゃないんですかね。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） 佐藤議員の御質問にお答えします。

42歳の者が例年だと5級から6級に上がっておりました。そうしますと、5級から6級に上がりますと、給料は6級のほうが水準は高いですから、かなり上がります。これは5級のままいくということになりますので、前の年の人に比べたら上がり方が少ないということになるわけでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今、ことしが42歳で仮に上がったとします、6級に。給料上がるとるでしょう。その42歳の人はそのまんまの給料で49歳までいくわけですよ。49歳のときに今度、今の6級が5級に下がるんだから、給料はそのまんま5級に下がって、6級になったとき、今度は給料は一緒なのか、上がるとるのか。今度5級から7年間辛抱して、今41歳の人には5級のまんまの給料でいくわけでしょう。7年間、49歳までは。その差額といったら相当大きいもんが出るじゃないですか、そやないの。だから、今の6級を6級のまま給料やるんでしょう。42歳で6級になった人は6年間そのまんま6級の給料もらうわけや、今の。ことし42歳になる人は5級のままの給料や、それで今度6級になったときには今度は給料は上がってるの下がるとるの、それにしたら今度比率が全然違ってくるやん。

議長（小野宗司） 山本副市長。

副市長（山本清一郎） 職員の給料の構造ですけれども、各級に号級というものがあります。一つずつ、毎年ではないんですが、1年間に4号ずつ上がっていくというそういうシステムになっております。6級は6級の水準があります、5級は5級の水準があります。6級から5級に下がる人については、現在もらっている6級の給料を、要するに5級に落ちますから、5級が上がっていくところまで、これに追いつくまでこの人は保障しております。5級の人には1年に4号ず

つ上がっていくんですけどね、それにだんだん追いついていくということであります。ですから、先に上がっている人を追い越すことはありません。そのまま昇給するとすれば、そういうことでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今までに42歳で6級に上がった人は今度は49歳でしか上がらんでしょう、6級には、上がらんでしょう。その6級に上がるまでが、じゃあ1年ごとに少しずつ上がるわけ、少しずつあがるわけ。そんなことしたら一緒じゃない、それは。下がったようにはならんじゃない。1級ごとに給料を加算していっとるんじゃない、毎年給料が上がっていっとるわけですか。そしたら、これは6級から5級に下げたからといって何にも中身は変わってないということやないですか。だから、ただ5級に下げとって、6級の給料やりよって、6級になったとき同じ給料だけやるだけで、42歳から6級にして、本当は1万円上がらないけんところが2,000円か3,000円ずつ6級になるまで追いつくということでしょう。その差額は少しだけで、6級に上がった人は49歳から上がる人と、42歳で上がって、42歳で上がらなくて49歳まで行く人は、そら幾分かの誤差があるんやな。安くなるわけやな、そうでしょう。ああ、そういうこと、まあわかりましたわ。へんてこりんな計算じゃな。済みません。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第77号及び決議案第5号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号及び決議案第5号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第77号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題いたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第5号、東日本大震災に関する緊急決議を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。よってこれより起立により、採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、決議案第5号は原案のとおり可決されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第77号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について		原案可決

決議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第5号	東日本大震災に関する緊急決議		原案可決

日程第6 会議録署名議員の指名

議長(小野宗司) 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、28番、芦刈紀生君、1番、後藤幸吉君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第3回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後2時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年3月25日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

佐伯市議会副議長 宮 脇 保 芳

署 名 議 員 下 川 芳 夫

署 名 議 員 後 藤 幸 吉